早稻田大學出版部

明治四十三年三月二十五日印刷
明治四十三年三月二十八日發行

不許複製
早稻田大學出版部

早稻田大學編輯部編纂

發行者　荒川信賢
東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　東京牛込區早稻田
早稻田大學出版部
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

ば上に交れとも諛(ヘツラハ)ず、下に交とも奢(オゴラ)ず、相共に僻事をかくさず、其交り能調(ク)ふときは、天下の友どち定まるに非ずや、かくの如く天下に政をなすを仁政と云、王道と(と)云へり、あゝ此家訓は天下萬人の寶也、我獨りみる所にあらずと云て、武州江城の邊に於て板行させしむ、於戲(ア)道なるかな仁なる哉、己を推て人を惠むは是此加藤姓の人なり、

時重光赤奮若歲　姑洗盡日　書之

蓋聞、加藤姓の何某とやらんいへる人、公務の暇ある時、元賛を請て是に語て曰、我素より螢雪の燈をそねむ心のあらざれば、其道しれる人に便よりて、聖經賢傳を年經て聽くといへども、氣質の性にくらまされ、徒らに一場の說話となして、退て其私を省るに愚なることのみ多ければ、心に知ぬあやまりは、遮莫と思へども、度重ならば終に又惡事となるは必定なり、庶幾くは古典の中、五倫五常を次第して、日用の行跡になるべき道を、一枚の白紙に書て給ひなば、室にかけて朝夕に目ふれ、口に唱ふべしといへる言の下よりも、硯をならし筆を染め、しきりに所望ありければ、元賛いなびかたくて、此朱子家訓を書きしとなり、加藤生是をえて審らかに問、愼て思、明に辨じ、篤く行ふ志有て曰、夫君臣父子夫婦兄弟朋友、此五つのもの天地世界のあるきはゝ、古も今も後代も、なくて叶はざるものなれば、五典とも名付たり、典は常なり此五つより外に人間はなし、此五つの道を能知りきはめ盡すを聖人と名づく、此五つを行ふ所を道と名つく、其道をえて心に失はざるを明德と名つく、此五つの道それ〴〵の理にあたりて、至極する所を中庸と名つく、此五つの物を人の生れつく所を性と名つく、それを具するものを心と名つく、是を習ひ問を儒者の學とす、此外道ありといはゞ異端なるべし、抑父子の親、能立ときは、天下に一人として父母なきものはなし、人々其父母を親せば、誰か親をすつる子あらんや、是天下の父となり子となるの道定るなり、君臣の間、義能立ときは大名につき小身につき、貴賤上下、義を以て君臣の道を守れば、臣として君を捨べからず、下として上を蔑にすべからず、是天下のの君臣たる者定れるにあらずや、大につき小につきても、君となり臣となること、國々家々にあること也、長幼序のあるは、天下の人生に前後なきはあるべからず、兄は弟をはごくみ、弟は兄をうやまひ、老たるは若をなづけ、若は老たるを尊び、貴きは賤をひきゐ、賤は貴に從ひ、師長につかへて禮をなさば、天下の兄弟たる者定るにあらずや、夫婦別あれば天下にやもめの男なく、又やもめの女なし、其分々に男女定る故に、大家も小家も正しくなる者也、是天下の夫婦たる者定るに非や、朋友信あれ

此乃日用常行之道、

凡この家訓一句一句の次第、人生日々に用ひ常に行ふ道理なり、

若衣服之於身體、若飲食之於口腹、不可一日無、不謹哉、

凡道は人に遠からずして、須臾も離るべからず、離るべきは道にあらず、それを譬るに、衣服の身體をはなれざると、飲食の口腹を養ふ如く、誠に一日もなくては叶はざる物なり、能々此條數を守り行ふべし、此道毫釐も闕くるときは、三綱壞れ五常沈み、天道にすてられて、たま〳〵人間に生れて其行鳥獸とひとしかるべし、苟も耻べきことの甚きは、更に比するに天下に物なし、天下の人々、此道を知て守り行ふこと、謹まざるべけんや、

朱子家訓私抄 終

し、是れを空とすべからず、主宰とはあるじとしてつかさどる義なり、氣の中に理ありて樞紐たり、樞はくろゝとよみ、紐はひぼとよめり、氣の中に理あるは、門戸にくろゝあり、結へる絲にひぼあるが如し、理を以て云といへども、本より氣を離るゝにあらず、理をきはめ性を盡すときは、天命を知る、これ理をさして云る命の字なり、氣に付て說に又二つあり、一は貧富貴賤壽夭禍福を說く、富貴なるものあり、貧賤なるものあり、或はいのちながく福あり、或は早世し、禍にかゝる、是又命なり、論語に子夏曰、死生有レ命、孟子盡心篇、莫レ非レ命、順受二其正一と云、命の字に氣を受ることの長短厚薄ひとしからざる上に付て論ず、命分の命これなり、人生れて氣を受ること長く厚きものは富貴にして或はいのちながし、短く薄きものは貧賤にして或は早く死す、是は定りたることなれば、願ても叶はず、きをひてものがれず、生れつきたる分際を命分とす、又一つには氣を受くることの清濁不同の上に付て論して、人の智愚賢否を說こと、是又孟子下篇に、仁之於二父子一、義之於二君臣一、命也、と云是なり、氣を受くること厚して淸きときは、父子の道とゝのほりて仁を盡し、君臣の間治りて義を盡す、是命なり、もし受くる所薄して濁る時は、すなはち違背す、是をも命なりと思てすつべからず、生れつき短く薄く、濁るとも天の人に命ずる所は、此理を以して本より善なれば惡なしとはげみつとめ、學んで善をなすべし、是則我命を天に聽て、我も亦聊か天にたがはざれは、天人一理なり、この故に君子は身を脩て以て命をまち、其道を盡して死する、皆順て其正きを受くる命也、巖牆の下に立たずと云も正命を知ものをさして云り、或は罪を犯し、桎梏して死するものは正命にあらず、是巖牆の危き地に立てるものとひとしかるべし、是必天命をしらざる人のなす所也、能々眼を着べし、

人能如レ是、天必相レ之、

凡人として、かくの如く天道を怖れつゝしみて、五倫五常の道を行ふこと明なるときは、天子としては能四海を保ち、諸侯としては能萬國を治め、卿大夫としては能く家を脩め、士庶人としては能其職分を勤むべし、さあらんに於ては、天道は必人をたすくべし、

ち受くることあたはず、多は詭をまじゆ、是は形を受くると純粋ならざる故なり、たとへば井の水の清を銀盞の裏にもれば、底まですみ通ると雖も、水のわき出る所、泥土の中よりうがち出て、或は惡木の根の下より流れ出來れば、味甘からざるが如し、是を以て白米を煮れは赤飯となり、白水をにれば赤湯となり、茶を煎れは酸ばゆく、澁してのまれず、此水惡味有てまじはり來る故なり、又道理をよく說といへども、其生れ付、我云たることを立て、他人の云ことはよしといへとも用ひず、人にすちかひもとる者もあり、されば王荆公、政をし法を行ふ時、他人の諫をも又是非をもきかず、己が心を堅く取守りてじやうこはくするの類也、此人氣を受て清き中に、一筋の戻氣あり、それにもとらされて橫すぢかひになれり、たとへば水出て淸けれども、一筋の別の水に、わきよりつきやぶられ、或は岩にせかれ石にさはりて橫に走りつきゝられ、順道にしたかはず、却て急にあらくけはしき流となるが如し、或は學んで知り、或は苦んでしる、其理我分際々々を守るに因て仁者と云、君子と呼る、道理を知ても行はざれば、佞奸愚不肖の名を唱らる、是又分上の理にも闇くして、惡に陷りたるしるしなり、

聽我之命者天也、

凡我が命を聽ことは天なれば、何ぞ天理に少しもそむくべきや、命はなほ令の如しとは、令か世の仰と云に似たり、上より下に令し、君より臣に事を云付てなさしむるを命令と云なり、口にて云きかせて、なにとせよ、かとせよと敎しむるゆゑに、令の字に口を加へて命の字を作れり、夫天は形なければものいはず、いかんぞ命とせんや、たゞ是造化あまねく流行して、元氣の至る所この物を生ず、此氣至ればこの物かの物則出生す、然れば其物々に分ち付て命令すると同じ、不同なきこと也、命と令とを分て云ときは、大なる仰せを命とし、少しきなるをきてを令とす、合せていへば一意なり、天の萬物に賦與する所よりいへば、是を命と云、賦與とはくばりあたふるとよめり、人と物と天に稟受る所よりいへば性と云、命の字に二義あり、理を以て云ことあり、氣を以て云ことあり、其眞實は理は氣の外にあらず、必主宰する者あるを理と云ふ、陰陽の二氣流行して、古今の間生々してやむことな

云、天の賦する所を命とす、人のうくる所を性とす、元亨利貞は天道の常、仁義禮智は人性の綱なり、四德は四季運行の常に定れること也、五常は人の性の大綱なりとは、網の目幾千萬ありといへども、一の大綱を擧れば諸の目張が如に、人性の用多しといへとも、五常を以て大綱とす、されば聖人は氣を禀こと至清なり、此故に生れながらにして理を知る、形を受ること至粹なり、此故に安く行ふ、勤ずして自ら能行ふを安行と云、至清とは極めて清明なるを云、至粹とは極めて純粹なるを云、全く一色にして、雜らざるを純粹とす、たとへば白米の中に黒米一粒もなきが如し、聖人の中にても唐堯虞舜の如きは、至清至粹にして、道に心自ら通し、義に心自通す、中庸に聰明聖知達二天德一とあるは是なり、其上氣の清く高く豐に厚きをえ玉ふ、故に四海をたもち壽百餘歲に至れり、堯の年は百十六歲、舜の年は百十歲なり、孔子も亦至清粹をえて、生知安行也、然とも此時に至て天地の氣すでに衰へたる周の世の季なれば、時を得玉はずして其位諸侯にだも及び玉はず、壽も亦堯舜には遥にをとれり、孔子の年は七十四、或七十三とも云り、分明ならす、追て考べし、聖人より下つかた、顏子も清明純粹にして聖人に亞げり、然れども其氣を受こと長からざるによりて、纔に壽三十二にして死す、論語に不幸短命とあるは是也、大抵氣の清きを得たる者は塞がらず、をほはれず、故に義理すなはちあらはれて暗からざるなり、たとへば銀盞の中に清水をもりて、其底まで分明にすきとをるが如し、水と銀盞と同色清白なるゆゑに、水あらざるが如し、賢人は清氣を得ること多くして、濁氣はすくなし、其清き中に、少の査滓あり、査滓は糟の濁汁なり、是又纔のにごりなれば、くらますをあたはざるゆゑに、聰明も開きやすし、大賢よりしもつかたは、或は清濁等分にし、或は清はすくなく濁は多くして、くらましをほはるゝこと厚し、水清からざるゆゑに銀盞の底のきざめる紋様みへざるが如し、是を照しみんと欲せば、十分澄治の功を加ふべし、澄治とは水をこし、或は水の濁りを底にいせて濁りを去て澄すを云、是を學問にたとふ、よく學ぶときは氣質を變化して昏をあらためて明になすことを知らん、又氣を受くること清明にして、義理を見知といへども、其行厚からずして薄し、然れば道理をたも

奴僕不可不恤、

凡奴僕は召仕下人なり、常々恩賞をあたへ置といへども、其分々相應に、理を以てつかひ、あはれみめぐまずんばあるべからず、少も無理を以て役使することなかれ、吾より上たる人の、我に對して無禮無理あるをみて恨み思か如く、又吾より下たるものも、かくあるべしと恕て、無理僻ことをなすべからず、されば楊誠齋が夫人羅子と云もの、年七十餘になりしが、寒月の明なる比ほひ、自をきて厨にゆき、粥を一釜烹て奴婢雜人に與へて、其役々をつとめさせたり、羅子か子東山、母に向て申けるは、寒天の時分、自身起て苦み玉ふこと、何ぞかくの如くなるや、母の曰、奴婢も亦人の子なり、殊更嚴冬の寒氣つよき時、暖に衣、飽まで食する者さへ寒冷を苦むに、况や奴婢雜人の腹中、さぞと思ひやられたりと云へば、東山が云、羅夫人年老たまひて、又彼等が爲に賤ことをいとなみ給ふこと、誠に倒に施すにあらずや、羅子怒て曰、我かくの如することを樂む、今汝此辭を出すこと、恐くは我にしくべからずと、大に戒めたり、又淵明が子の所へ、一力をやるときに、汝が朝夕のしはざ自らすることなりがたかるへし、力とはやつこなり、此やつこをやりて、汝が爲に柴薪をとらせ水を汲ますするなり、此やつこも亦人の子なれば、其親の子を思こと、我汝を思が如くあるべきほどに、此やつこをねんごろによくあはれみつかへとなり、

守我之分者理也、

凡我が分際を守るものは理なり、此理人に在ては性と云、理は廣く天地の間人物公共の理也、公共はをほやけに私なきを云なり、人々物々相共にすることなれば、公共とす、性は我身にある理なり、此道理をうけて我ものとする故に、性と云なり、性の字は生に從ひ心に從ふとは、心をへんにして生をつくりとす、人生れて心に理を具す、これを名付て性と云なり、天命の元をえて我身にあるを仁とす、天命の亨を得て我身にあるを禮とす、天命の利をえて我身にあるを義とす、天命の貞をえて我身にあるを智とす、元亨利貞は天の四德なり、五常と本一理、性と命と本より二物にあらず、天にありては命と云、人にありては性と

となり、以て與ることなかるべしとは、此人に此物をあたへまじきとなり、與へんか與へまじきかと、よく〳〵義を量て與ふべし、與へまじきものに漫に與れば、我恩惠を傷るとなり、これ無益のあたへなり、以て取るべしとは、此物を受べきと也、以て取べからずとは此物を取まじきとなり、受べきか受まじきかと、能々義を顧て取るべし、取まじきをとれば、我廉潔を傷るとなり、されども、くれべきものも些少のことなれば、あたふれども、大きに惜みてあたへず、是凡人の心なり、又とるまじき物も、僅なることをば辭退すれども、多くの財寶に至ては、義をわすれ利に溺て受くるもの也、志あらん者は、平生義理を養ひなして、親切に工夫すべきこと也、

遇合義之事則從、

凡視聽言動する所、萬事萬端義にかなひたることに、あふときは、毛頭爭ふことなく、敬んで其宜きに順ふべし、義をみてせざるは勇なきなり、

詩書不可不學、

凡詩書とは、毛詩尙書なり、道に志して事理通達し、心氣和らぎ、忠孝天理ともに明かなることを知んには、此二書をまなびずと云こと有べからず、

禮義不可不知、

凡こゝに又禮義の二つを擧て重て警め敎ふること、人として禮義を知らずんば、たま〳〵人間に生て鳥獸と群を同するにあらずや、然らば禮義を知て必行べきこと也、

子孫不可不敎、

凡子孫に敎をなさゝるは、父母の大なるあやまちなり、ひとへに其子孫を愛せざるに同じ、たとひ敎るといへども、嚴重ならざれば、是又子を愛せざると同じこと也、父母能敎へて、子たるもの學びざるは、不肖にして其身を愛せざるにひとし、學ぶといへども、勤め行はざるは愈其身を愛せず危ことの甚きなり、故に子を養ては必先其身嚴重にして敎ゆべし、嚴重なれば其子も亦能勤むべし、よく勤るときは必學文成就すべし、まことに道を學ぶときは、庶人の子も高位にのぼり、學びざるときは、高位の子も庶人となる、然らば子孫に於ては能々敎へ勵ますべし、

物を枯す如にして、天地の心に隨ふ、一たびきる者、又つぐべからず、一たび殺す者又生くべからざるときは、毛頭の私なく、理非の輕重を糺し、賞罰分明なるときは、恨者一人も有べからず、こゝに罪あるもの金を以て贖ふこと呂刑の篇に見へたり、然ども聖人法を立る本意にあらず、呂刑は周の穆王の時の書也、此時政衰へ、國潰る故に、財を治んとて一旦贖法を立たり、刑すべきを金にてあがなへば、法の輕きにあやまり、許すべきを贖へば、法の重にあやまる、其上大罪にても贖て免るべくば、富貴なる者は常に刑を免れ、貧賤の者は、小罪にても刑を受くべし、いかんぞ正しき法とせんや、一旦の怒りに觸て罪科の輕重をたゞさず、殺すべからざるを殺さんこと、是非を論ずるにたらざる人の所行なり、

見不義之財勿取、

凡人より物をうけんとも、取るべき道理か取るまじきかと、其義をはかりて、むざと聊爾に取るべからず、利欲にふければ必貪ることあり、いよ〳〵其取捨をはかりて義に隨ふべし、是を得ることをみては義を思ふといへる、同じこと也、夫れ義をみて取り、義をみて取らざること、孟子にみへたり、陳臻問て云、前日齊王、孟子に金一百をおくる、しかるをうけず、宋の君金七十鎰をおくる、薛の君又金五十鎰を送る、齊にては辭退してうけず、宋と薛とにては受たり、受ざるがよくば、受たるは非とならん、受たるがよくば受ざるは非ならん、いかん、孟子答曰、受ざるも受たるも皆よし、宋にては、我遠く行んとす、行者には必贐することあり、はなむけするをはいかんぞ受ざらん、薛にては人有て我を害せんとすることあり、故にいましめそなゆる心あり、其要心するを聞て武具守護の者の爲に金をおくると云、何ぞ受ざるべきや、齊にては受べき道理あらず、與べき義もなく、取べき義もなくて、我に送るは、貨財利欲を以て我を誘引する也、是君子を待に商人の道を以す、いかんぞ受べきや、然れば與るも受るも、時により處により不同あれども、義の宜き所に隨ふべし、又孟子に以て與ふべし、以て與ることなかるべし、與れば恵を傷る、以て取べし、以て取ことなかるべし、取れば廉を傷と云るも、こゝに勘へみるべし、以て與ふべしとは、此人に物をくれん

せざる處にて行ふ、宮墨劓刖の四は死罪にあらざれば、風寒の其疵にあたりて痛死することなきやうにする、是誠に聖賢刑を用る中に仁心ある故なり、謀反、殺害、盜賊、穿窬、淫放などの罪のなだむべからざる者を此五刑にあつる也、しかれども其罪の少し輕く、心もあはれむべく、刑法も疑はしき者をば、なだめて配流に行ふなり、孔安國が說に、大罪をば四裔にながす、其次に九州の外、其次千里の外と云り、四裔は遠きえびすなり、日本にても罪の輕重により、流す處の國島の遠近あり、其外輕き科には馬の鞭の如き木のさきに、なめし皮をつけて、しなひなどの如にこしらへて、人を打也、是は官府の刑とて、朝廷の內、或は政を執行ふ所にて用る也、五百三百打數あり、漢の時に墨劓刖の三つを文帝に緹縈が訴に因て、肉刑を除き、髠鉗とて髪をはさみきるを以て墨にかへ、三百笞を以て劓にかへ、五百笞を以て刖にかふ、是よりして後、天下の法を犯すもの、初て肢體を斷ち肌膚を刻ことを免れて、後世まで人々其身を全し、其類を斷絕せざることは、文帝の德なりと云り、又陳季雅が說に、肉刑の法は古今を重んずる所にして、人々恐れて

犯さず、然を文帝輙く是を換るに笞つ法を以す、是より上としては輕々しく行ひ、下としては輕々しく犯す、後世法を侮ること此故也と云、柯尙遷が周禮全經の註には、肉刑は三代以前よりの法なれば、聖賢の定る所也、後世漫りに改むべからず、其肉をたち、殊に宮刑は、其嗣類を斷絕すれば忍びざる處也と云人あれども、既に刑にあたるものは善人にあらず、惡人盜賊の子孫を生ぜんこと、虎狼毒蛇の類を生ぜんが如し、惡を罰する內に自仁心あれば、古の如く肉刑の法に復せばよからんといへり、されば近代あやまれる人の死罪にあふこと多し、是又評議のたらざる所也、たとへば峯を通り軒を步む者、石をなげ木を落して谷の人にあたり、軒下の者にあたり、又我家を思はざるに燒が如し、右いづれもわざとたくみてせんは別義なるべし、さなきに於ては、流すにも笞にもをよばず、其儘ゆるすなり、己罪也と知れども、苦しかるましと身たのみをして惡事をするは、たとへなだむべく、首錢を出してはゆるすべきほどなりとも、必刑にあつる也、聖人の刑法を立ること、罪あるを罰し罪なきをゆるし、輕重をはかりとること陽の物を生じ、陰の

向て、我も亦忿を極むるときは、互に血氣の忿に當然の理を忘れ、死すまじき處にて命をすてぬること、皆是血氣の忿也、

勿非理以害物命、

凡生を好て死を惡むは天地生物の心なり、人君これに法つて、其時其理にあたらずんば、一草一木の枝葉たりとも伐採することなかれ、まして況や人の命をや、惣して耳目の欲に耽るものは、天を翔る翅を繳にして籠の中に飼ひ、山を走る獸を羈て圈に入れ、耳目の欲を恣にして一身の娛樂をことゝす、かやうの人、いかにとして濂溪の庭草をきらず、淵明が白鷴を放ちやる其志を知べきや、是皆天理を貴み、己を推して物に及ぼすの心なり、されば古は無代に物の命を絕せじが爲に、其制法有て堅く護れり、漁父の網四寸の目を用て尺魚を取る、尺に滿ざれば市に賣ことなく、人も亦食事なし、孟春の月には木を伐ことを禁止し、子を孕める禽獸を殺さず、仲冬には山南の樹を斬る、是陽木也、仲夏には山北の樹を斬る、是陰木也、惣して樹を採用すること、其きるべき時に當て古木を切て若木を殘し、鳥獸も其雛子を取べからず、誠なるかな、弋すれども宿を射ず、釣すれども網せずと云ること、聖人の敎なれども、末世の風俗其制禁を侵し、漸々に其法弛くなりて、知ざる人のみ多ければ、今は大牢なきが如し、夫れ人を罰すること、一度殺して又生くべき理なければ、子細に判斷すべし、殺すべきか罪すべきかと論ずるほどの罪ならば、輕きに順て流すべし、一人を殺して千萬人これを恐れて其理を守らば、殺すとも可なり、五刑の次第は人にしめすつねの刑なれば典刑と云、墨劓剕宮大辟也、墨は額をきざみて墨をいる、劓は鼻をきる、剕は足の筋をきる、宮は陽根をさく、女をば幽閉とて陰根を閉る也、大辟は死罪也、孔安國が說に、大辟をば原野にて殺す、大夫たるほどの位ある者をば、朝廷にて殺す、士庶人をば市にて殺す、故に棄市とも云へり、市町にて切てすつる義なり、何れも諸人のみる所にて罪を行ひ、みせしめの爲にいましめんとする也、大辟に斬絞の二つあり、腰をきるを腰斬と云、頸をきるを梟首と云、絞は繩にてくゝり殺すなり、大辟は死罪なればいづくにても行ふべし、宮罪をば蠶室に下す、墨劓剕も人の恣に出入

刀、其外何にても、己が心に應じ、望の物あれば、譽る心底にそしりを含で、終にたやすくうらせ、己が手に入やうに才覺すること、是又人には損をさせ、己れは利をとりたるにあらずや、故なうして千金を得は、大なる福にあらず、必大なる禍あらんと云へり、誠に富をすれば仁あらず、仁をすれば富まず、しかれども富て仁義を闕ことなきは、周公の地位に至んことを勤むべし、

勿妬賢而嫉能、

凡賢名の士、才能の人をば擧用し尊崇すべし、賢を見ては齊しからんことを思て、其賢能の己にまされるを以て、少もねたみにくむことなかれ、夫君子は人をみて人をすつることなく、其器量のまゝに用ること、たとへば巧匠の木を製するが如し、直なるものをば車の轅に用ひ、曲れるものをば車の輪に用ひ、長きものをば棟梁に用ひ、短きものをば栱桷に用ゆ、この故に曲直長短各施す所あり、人を用るも亦猶かくの如し、智者を用ては其謀を取り、愚者を用ては其力を取り、勇者を用ては其威を取り、怯者を用ては其愼を取る、この故に智愚勇怯を兼用て皆其節に應ず、誠なるかな良匠は材をみて材を棄ることなく、明君は士をみて士を棄ることなし、一惡を以て衆善をわすれず、小瑾あるを以て其功を掩ふことなかれ、德を論じて官を授け、能を量て爵をうく、君みだりに授ることなく、臣も亦みだりに受ることなし、されば邪佞の賢能を嫉むことは、己が身を以て彼に擬するに、雲泥の差ひ有り、これに因て、又勝たる他の賢才を以て、彼も亦此人には及難と云ひ掠むること、自棄自暴の信ずるにたらざる人の行跡なり、

勿逞忿以報橫逆、

凡怒るべきことは、彼に在て己にあづからず、舜の四凶を誅し、孔子の少正卯を誅す、鑑の物を照すが如し、姸と媸とは彼にあり、血氣の怒りにあらざれば、怒るべきを怒り、怒るべからざるを怒らず、夫學者は顏子の怒りを遷さゞる理を會得すべし、血氣の怒は、一旦其怒に堪ずして、思慮分別もなく、人をあなどり、或は打擲し殺害して、我怒を快くする、是を忿を逞すると云也、元より橫逆人の理非を辨へざる者に

害をなす、關の名は同じけれども、其なす所に私あれば、古の法にそむけり、文王の囿は、百里四方あれども、民ひろしとせず、我囿は四十里四方なれども、民はなはだ廣しとするは何故ぞと、齊王の孟子に問はれければ、孟子對て云、文王の囿は、木こり草かり獵師なども出入して、民と其利を同うし給ふ故に、民猶囿をすこしきなりと思へり、今齊王の囿は、法度を緊しく立て、鳥獸を殺せる者は、人を殺せるものゝ如く罪科に行はる、然れば四十里四方のをとしあなを國中にほると同じ、これに因て民大に苦めること實なるべし、文王は民と共に利を同うして私なし、齊王は民の利を貪て私あり、是に似たるの非多かるべし、能々敬むべし、仁義と私欲の間天地懸隔なり、

勿損人利己、

凡人を損して己を利する者は、仁義を知ずして利得のみを事とす、仁義は天理の公なり、利得は人欲の私なり、天理に循て仁義を先とする時は、利を求ずして自利あらずと云ことなし、人欲に狥て利を求るときは、利いまだ得されども、其害既に我身にしたがふ、

夫小人は利に喩きものなれば、分際相等の義理をしらずして、士大夫の家に生れながら、君よりの恩祿を受ても、なをあきたらず、種々の商賣をして民と利を爭ひ、無代に民を苦むること、是又我利欲のみを專として、農工商を妨ぐるに非ずや、されば臧文仲と云もの、大夫の家にて、己が妾に蒲の席を織せたるを、孔子其不仁なることを刺り玉へり、蒲の席を織ことは、賤き民の業にして、大夫の家にすべき業ならず、其故に不仁の名を得たり、されば魯國の相公儀休は、園にうへたる葵をぬきすて、家に布を織女のありしを出し、其機をやきすてたり、菜園を作り機をることは、民の業たるに因てなり、漢の董仲舒が詞にも、齒を與るものには角を去り、翅をつくる者には其足を兩つにす、天の萬物に賦與する所、牛は上の齒なきに因て角をあたへ、馬は齒あるに因て其角なし、鳥には翅をつけて足を二にし、獸はつばさなきに因て足を四つにせり、尊位高官にありて、農人町人の業をなして民の利を奪んこと、たとへば馬の角を戴き、鳥の四足あるが如し、更にあたるべき道理にあらず、猶しも拙き譬なれども、世間に目利をする人其害多し、他の器物太刀

ぶべき者なしと思けるが、忽藺相如に權を取られて安からぬことに思ければ、藺相如が參内する道に待うけ、是をうたんとす、藺相如出仕の道にてこれを聞き、戰はんともせず、車を飛せ兵を引て己が館に迯去ぬ、廉頗か軍兵是を見て、されば こそ、藺相如が勢ひ只他の力をかる者也と笑ひ あざける、藺相如が兵是をきゝ、心うきことに思て、さらば我等廉頗が館へ押寄て、合戰の雌雄を決して、彼等が嘲を防かんとぞ望みける、藺相如是を聞て、其兵に向て涙を流して申けるは、汝等いまだ知ずや、兩虎相鬪て 共に 死する時、一狐其弊に乘て是を咀むと云ふ譬あり、今廉頗と我とは兩虎なり、戰はゞ必共に死せん、秦の國は是一狐なり、弊に乘て趙をくらはんに、誰か是をふせがん、思に秦王の敢て兵を趙に加へざるは、我等兩人あるを以てなり、この理を思ふ故に、我廉頗に戰はんことを思はず、一旦のあざけりを耻て、趙國の危をすて、廉頗と共に死なんこと、豈忠臣と謂べきや、國家の急を先として、私の讐を後にするは、忠臣の道なりと、誠に理を盡して制しければ、兵皆理にをれて合戰の企を休にけり、廉頗此由を聞て、默然として大に耻ぢ、直に我咎を謝せん爲に、杖を背に負て藺相如がもとに行き、公が忠貞の誠を聞て、我確讐の 心を耻づ、頗は我を此杖にて 打玉へ、是を以て 此程の罪を謝せんと請て、庭に立てぞ泣居ける、藺相如元來義有て怨なき者なりければ、なじかは是を打べき、廉頗を引て堂上にすへ、酒を侑め交を深くしてこそ歸しけれ、されば大身も小身も、私を忘れて忠を存する人は、かやうにこそ有べきことなれ、

治家無私法、

凡家を治るに私の法なしとは、聖賢の規矩、古今不易の法なれば、大家も小家も其法を法として、能々まもり行ふときは、家に恨る者もなし、此を充擴むるときは一國天下の政も亦然なり、夫仁義を先とせずして利欲を專にするものは、聖賢の定法にそむき、斗斛權衡の類までも、新法の私多し、然らば何ぞ一家をもよろしく修むべきや、されば先王の政をするに、道路に關を置かれしことは、非常をいましめ、民の害を防がんとなり、然るに商賣の役錢を取り、年貢運送のさまたげをなし、旅人往還の賄賂をとる、此故に却て民の

五城に替たる玉なれば、連城の璧とこそ名付けれ、其後趙王使をたゝて度々十五城を請れけれども、秦王約を變じて一城をも出さず、玉をもかへさず、使を欺き禮を輕す、趙王璧を失ふのみならず、天下の嘲り甚し、こゝに藺相如、趙王の前に參じて、願は君のゆるされを得て、我秦王の都に行向て、彼玉を取かへして、君の憤りを休奉るべしと申ければ、趙王曰、秦は既に大國にして兵多し、我國の力及び難し、兵を引て戰をきはむとも、いかでか此玉を取かへすべきとの玉ひければ、藺相如曰、兵を引き力を以て玉を奪んとにはあらず、我秦王を欺きて取かへすべき謀あれば、一人向ふべしとぞ申ける、趙王猶も誠しからず思はれけれども、さらば汝が心に任べしとぞ許されける、藺相如悅て、やがて秦の國へ赴けるに、軍兵一人も召具せず、自ら劍戟をも帶せず、衣冠正しくして車にのり、專使の威儀をとゝのへて秦王の都へぞ參りける、宮門に入て禮儀をなし、趙王の使に藺相如、直に奏すべきことを有て參りたる由を申入ければ、秦王南殿に出給て則謁をなし給ふ、藺相如畏て申けるは、先年君王に献せし玉に隱れたる瑕の少し侍を、角とも知せまいらせで進せ置しこと第一の越度なり、趙王臣をして此玉の瑕を君に知せまいらせん爲に、參て侍るなりと申ければ、秦王悅て彼玉を取出し、玉の盤にすへて藺相如が前に置かれたり、藺相如此玉を取て樓閣の柱に押あて、劍を拔て申けるは、それ君子は言を食ず、約の堅きこと金石の如し、抑趙王心あきたらずといへども、秦王强て十五城を以て此玉に替給ひき、然るに十五城をも出されず、又玉をもかへされず、是盜跖が惡にも越たり、此玉全く瑕あるにあらず、只臣が命を玉と共に碎て、君王の座に血を淋がんと思故に參りたりと、怒れる髮上て冠を衝き秦王をはたと白眼で、近づく人あらば忽玉を切わつて、かへす刀に腹を切んと誠に思ひ切たる眼さし、敢て滯留むべきやうもなし、秦王あきれて言なく、群臣恐るゝ氣色あり、藺相如遂に玉を奪取て、趙の國へぞ歸りにける、趙王璧を取かへし、悅給ふこと斜ならず、是より藺相如を賞翫せられて、大祿をあたへ、高官を授けたまひしかば、位外戚をこへ、祿萬戶侯に過たり、時の王侯貴人も目を側てゝ皆道を去る、こゝに廉頗將軍と申ける趙王の舊臣、代々功を積み忠を重て、我に肩を双

に及べり、酒酣なるとき秦王盃をあげ給ふ時、秦の兵ども酔狂せるまねをして座席にすゝみ出で、目を瞋し臂を張て、我君今興に乗じて盃を傾けんとす、趙王早く琴を調て壽をなし給へとぞ申ける、趙王若辭退せば、秦の兵の爲に殺れんと慮て、趙王力なく、瑟を調べ給ふ、君の傍には、左史右史とて、王の言行を註し留る人あり、則秦の左大史筆を取て、秦と趙と兩國の會盟に、先酒宴有て、秦王盃を擧給ふ時、趙王自ら壽をなし、瑟を調るとぞ書付ける、趙王後記に留ぬることを心憂と思はれけれども、すべき態なければ力なし、さて盃巡て趙王又飲玉ひける時に、趙王の臣下に始て召仕はれける藺相如と云ける者、秦王の前にすゝみ出て、劍をぬき臂を挑げ、我王既に秦王の爲に瑟を調て壽をなしたり、秦王何ぞ我王の爲に壽をなさゞるべき、秦王若此ことを辭し給はゞ、臣必君王の座に死すべしと、誠に思切たる體を見せたり、秦王辭するに言なければ、自立て壽をなし、缻を擊て舞給ふ、趙の左大史すゝみ出て、其年月の何箇の日、秦趙兩國の會盟あり、趙王盃を擧玉ふ時、秦王自ら酌を取て缻を擊畢ぬと、委細に記録して、趙王の耻をぞ洗ぎける、さて趙王皈らんとし給ふ時、秦王かたはらに隱せる兵二十萬騎、甲冑を帶して來れり、秦王此兵を麾きて、趙王に向てのたまひけるは、誠に卞和が夜光の玉、世に類ひなき光ありと傳うけたまはる、願は此璧を給らば、秦の十五城を其かはりに獻せん、若君玉を出し給ずば、兩國の會盟忽に破て永く呉越を隔る思ひをなすべしとぞをどしける、趙王聞て、今の勢ひにては、無代に玉を奪はれぬべしと思れければ、藺相如に此ことといかゞすべしと問はれける、藺相如答て申けるは、兩國の會盟は互に信を守て變りを堅する約なれば、爭か違背し給べき、玉を以て十五城にかへんこと、更に不足なし、若秦王僞て玉を取り、後日に十五城を獻せずば、信を守らざるの無道秦に在て、趙に於ては會盟の信をまもりて、道理に聊たがはざれば、責秦にあつて、趙はまことを守れり、天道何ぞすて給べきと、理を盡して申ければ、趙王心ならず十五城に玉をかへて秦王の方へぞ出されける、此璧の重寶は、學窓に螢をあつめねども、書を照す影明かに、輦路に月を得ざれども、路を分つ光闇からず、是に因て夜光の玉と名け、照車の玉とも名付たり、秦王是を得て後十

りきかすべし、禹王は善言を聞ては必拜し玉ふと云りされば康節先生は、人の善を云ものあればそれに從て共によろこび玉へり、其詩云、樂見善人、樂聞善事、樂道善言、樂行善意、誠に人の善を聞ときは、蘭蕙を腰に佩るが如しといへり、夫小人としては人の善あるを隱し、惡あるを揚ること、偏に己を忘れて他を訐くのふるまひなり、君子は然らず、人の善を言ふときは、己れこれあるが如にし、人の惡を云ときは、己是を受るが如にして、自を警むべきものなり、

處公無私讐、

凡君に事て其職に居ものは、私を以て少しも公儀を掠ることなし、況や私の讐を思んや、君の用ひ給ひて善なる者ならば、我に讐ありと云とも必君にすゝむべし、君の用ひ給ひて惡ある者ならば、骨肉を分けたる親類なりとも、必除べし、されば佞臣の擧動をみるに、下位に居とき、人の讐怨を受て是を報せんと思へども、我力たらずしてやみぬる者、一旦君の寵をえて、高位高官に昇り權柄を恣にする者は、此時を幸と悅で君の威を藉て讐を報ぜんと思ふ、かくの如なる臣は、何ぞ君に仕へて身を忘れ、國に徇て家を忘れんや、佞奸の時を見て、己に諛ふものをば、君に材能ある者なりと訴て、擧用し玉へとすゝめ、直士の善言を以て物を爭ふことあれば、己に從はざるのみならず、還て己が惡名のあらはれんことを慮て、讒訴を君に納て、こと〳〵く退くること、是皆君の威を藉て私の讐を報ずるもの也、夫仁義の勇を先として、身の爲に謀らざる直士の昔を思ふに、公に處て私の讐なく、忠諫の道に志し、智謀の深きこと、趙王の臣藺相如にしくはなし、其比天下大に亂れて、諸侯皆、威あるは弱きを奪ひ、大なるは小を亡す世に成ぬ、彼趙國のかたはらに、秦王とて威勢の王あり、異國には會盟とて隣國の王互に國の境に出合て、羊を殺して其血をすゝり、天神地祇に誓て法を堅くし、交を結ぶことあり、此時隣國に見落さるれば、後日に國を傾けられ、位を奪るゝことある故に、たがひに賢才の勇猛の士を具して、才をくらべ武を爭ふならひ也、さあるに因て、秦王會盟有べしとて、趙王に觸送る、趙王日を定て國の境へ出合ふ、會盟事いまだ定らず、血いまだすすらざるさきに、秦王酒宴を儲け音樂を奏して、終日

せば、強て惡はすましき者也、

勿以惡小而爲之、

凡小惡たりと云とも、是をなす時は、漸々に大惡と成て、逃んとするに處なく、始て後悔するとも益なかるべし、たとへば小火の時消さずして、大火になりて俄に仰天すると云とも、力の及ぶ所にあらざれば、すべきやうなし、小惡の來る時人は知ず、苦しかるまじと自らゆるす心を大に耻て、強く拂ひしりぞくべし、されば始をつゝしまずして、一日惡をなすときに、人いまだ知らざれども、惡事千里を走るたとへなれば、早く世上にもれ出づべし、小惡のもれ出でざるは、幸にして免れたる者也、いつその程に積惡餘殃來る時、小惡の時つゝしまざるを思ひ當て、始て驚くとも、罪を天に獲ば禱る所さらになし、夫惡をする人は、磨刀の石にたとへたり、其損することをば見ざれとも、日々に虧る所ありとかや、寇萊公が六悔の銘を思ふに、官に私曲を行て失ある時に悔ひ、富て驕りをきはめ、貧くなれる時悔ひ、藝精しからずして、あやまてる時悔ひ、事を見て學ず用る時に悔ひ、醉後の狂言は醒る時悔ひ、安き時に保養せずして病める時悔ゆ、是皆初をつとめつゝしまざるに因て此悔あり、

人有惡則掩之、

凡人の惡事あるを見聞する時は、掩ひ隱して聊爾に云べからず、小人の僻として、我身の善惡をば少も省ずして、云よきまゝに人の惡事をかぞへ、剩舊惡までをたづね起して云んこと、殃ひを招く基なるべし、されば古人は他の惡を聞ては芒刺を脊に負か如にして、退て己が惡をたづねしとなり、夫君子は舊惡を思はず、たとひ惡人也とも昔の惡をあらためて、今の行跡宜くば、善人とこそ云べけれ、今の善をばあげずして、昔の惡をあらはして云掠んとすること、小人の所爲なるべし、又只管他の惡を掩かくすがよきことなりとて、謀反逆意のさしをき難きを聞きながら、秘すれば、大不義に陷て當然の理にそむく、是故に其時其處によりて、掩かくし難きことも亦あるべし、

人有善則揚之、

凡人の善事あるを見聞する時は、其善を揚て人に語

載ぬれば、危こと也、專心を愼むべし、小忍せざるときは大謀を亂ると云へり、夫過は巧てするにあらず、知ず覺ざる所より出來ものなれば、それを聞て他言し、又誹謗するは小人の行跡、第一遺恨の根となる者なれば、深く忍んで言べからず、

人有大過以理責之、

凡大なるあやまりは、さしをきがたきことあり、重て大過なきやうに、道理を以て是を責むべし、然ども諸人の中にて、理をさしあてゝ責るも、大過の人面目なきに似たれば、其時其席を見計ひて、密に諷べし、親き親類朋友の間にても、諫め異見を加るときは、聊多聞にもれざるやうに謹むべし、されば人を敎化せんこと、先己が身の上をも辨知すべし、我身を明かにして、其後人を見るときは、善惡邪正大過小過、少しも隱べからず、かくの如く人を知るときは、其分に順て人の品をも論ずる也、しからざれば口に理を說と云とも、言行雲泥の隔あつて、更にあたるべからず、敎訓すれども、敎訓を受る人、承引せず、夫君子のあやまちは、日月の蝕の如し、あやまてるときは、人皆是を見る、あらたむるに及では、人皆是を仰ぐ、小人の過は、改むることなく、結句あやまたぬやうに掩かくして、彌其過を重ぬる也、是を過をかざると云、過てあらためざれば、必罪科となる也、大過の人、なを以て其過を改めて、再びせざる顏子の田地を說聞せて、其理を忘れざるやうにはげまし敎ゆべし、

勿以善小而不爲、

凡小善なりと云とも、せざる時は、大なる善には爭か本づくべきや、下學して上達し、小を積て大をなす、千里の行も一歩に初る、是皆一念の善心より起て、半途にして廢ざれば大善に至る、一日も善を思はざるときは、諸惡自ら起る、一日善をすれば福ひいまだ至らずといへども、禍を遠る理其中にあれば、始を深く愼で、日日に怠ず善心の行を勵ますときは、積善の餘慶をのづから來るべし、夫善を行ふ人をば春園の草にたとへたり、其長ずることをば見ざれとも、日々に增所ありとかや、されば楚國には寶とすることなし、唯善を以て寶とするとも云へり、然らば善を見ては及ざるが如くにし、不善を見ては、湯を探るが如くに

して、讐を結を、義を以解までもなく自讐なき田地に至らん、夫義の一字を、心の上について論すれば、心の裁制決斷する所也、義は宜也と註して、宜の字は裁斷の後のこと也、裁斷すること其理に當て後に宜きことを得たり、何ことにても、面前に至て即剖判て是を可なりとし、これを不可也とす、是義なり、裁はたつとよめり、たとへば絹をたちきりて衣服に作るが如し、制は割也、物をさくに、きりはなすこともあり、又切りかけてはなさぬこともあり、よき比にするを云なり、何ごとに付ても、兎か角かと思ふ所を、よく分ちて決斷するを裁制決斷と云へり、義の心にあるは、利劔の如し、物來てあたれば則切て二つにするを云、若可と不可とを分つことあたはざれば、即此心頑鈍にして義なし、鈍物の義理を知らぬを云へり、

怨者以直報之、

凡他人、我にうらみあらば、直を以て報ゆべし、人の恨あるを以て、是を愛せずすつるにはあらず、其理惡むところ捨る所あらば、是を惡み是を捨べし、唯我に怨あるを以て嫌ひ避るにはあらず、其賞すべきときは是を賞し、賞すべからざるときは是を賞せず、道理こゝに至て中直をえて、それに随べし、此心論語憲問の篇に見へたり、或曰、德を以て怨に報ひば如何と問ば、孔子曰、然らば何を以て德に報んや、直を以て怨に報い、德を以て德に報んとの玉へり、苟も其怨をなす處に於て、既に德を以て報いば、人の我に德あるときは又何を以か是に報べきや、夫怨あり德あるは、人情の忘れざる所にて、是に報する處、各天理の當然なり、德に大小ありと云へども、皆まさに報ずべし、怨に公私曲直の不同あり、聖人の人に教るには、直を以て怨に報ひ、德を以て德に報ゆべし、直を以て報する者は私を以て公儀を害せず、曲るを以て直きにかたず、報ゆべきときは報ひ、報ゆべからざるときはやむ、專ら當然の理を見て、毛頭己が私意を加ふべからず、

人有小過含容而忍之、

凡人たる者、すこしのあやまりはあるもの也、是を見聞するとも、含容して忍び隱すべし、含容はふくみいるゝとよめり、口外へ出さゝること也、忍の字、朱子註曰、禁して發せざるの謂と有り、誠に心の上に及を

ずと云ことあるべからず、其時龜云、汝明に多言することなかれ、わざはい必汝に及ん、枯樹寂然として聲なし、さて大龜を献しぬれば、呉王孫權喜で是を烹さしむるに、柴萬車を焚とも、龜猶もとの如し、諸葛元孫が云、龜を烹に爛ざるときは、老桑を截て烹と云ことあり、誠なりや、献ずる者、船中にて大龜と枯樹との問答を具に演説すれば、則孫權使をつかはして枯桑を截て龜を烹る、立所に爛れたり、されば今に至て龜を烹に桑樹を用ると云り、桑龜も無用のことを云出して、共に截られたゞれたり、そのごとくに、人も亦無用のことを言過し、他人の惡事をかぞふる者は、終に其身を亡すといへり、

切勿矜己之長、

凡君子としては、如何ほど人に長じたる智慧才覺を持ても、それを頼で一切に矜こともなく、我知たることなればとて、聊他を欺き一分の功に備んともせず、常に己が智のたらざることをうれへて、其道しれる人に尋聞き、假にも禮讓を以て人に對すれば、何をか爭ひ何ことにか矜らん、人の己を知ざることを、少も慍りうれへず、たゞ人を知ざることを患として、獨を愼ことを業作とすれば、自然に其威儼然として外より侮る者もなし、夫力を以て人を服する者は、人の心眞實に服するにあらず、德を以て人を服する者は、心中に悅で誠に服すること、理の當然也、人の己にまされるをうらやみて、己が足ざる所を知り人のをとれるをあはれみて、道に進やうに敎べし、己が長に矜こと、仁者君子の大に耻所なり、

讐將以義解之、

凡他人の我に對して讐を結ん時に、速に義の向ふ所を以和解すべし、纔も血氣の勇をさしはさめば、私に掩はるゝ所有て正理を辨へず、我も亦讐を以て報んと思に因て、終に死すまじき所にて還て死する類ひ多し、自ら我を顧て、心に不義不直あらば、たとへば褐寬博とて、つゞれなど著たるほどの賤者なりとも、我に讐をなさば、尤も恐べき也、自我心をかへりみて、直く正く義あらば、我に讐をなすもの千萬人有と云とも、何ぞ恐べきや、平生我心をかへりみて、道の義に當て宜き處を工夫せば、漸々に仁義の勇を養な

を起して必是を尊仰すべし、徳ある人と同座して、日々嘉言を聞ときは、をのづから我道徳も増し、行跡正くなる、夫善人と居則芝蘭の室に入が如く、其香き匂ひ自然に化して我にうつる、漢の孔融が禰衡と交りし時は、禰衡は廿に足ず、孔融は既に五十、是又禰衡が才の秀たるを尊て、忘年の交をなしたるものなり、

不肖者、年雖高於我、我必遠之、

凡不肖は有徳のうらなり、我よりさきに生れて、年たけたりとも、不肖の者は貴ぶべき道理なし、必これを遠ざくべし、夫不善人と居るときは、鮑魚の肆に入が如し、其惡臭に觸て善心をうしなふ、ひたすら賢者を見ては、これとひとしからんことを思ひ、不賢者を見ては、我心の内を省て、惡あらば速かに拂ひ退け、善あらば取て行ふべし、

愼勿談人之短、

凡君子は人の短をかたることなし、他人の愚癡不肖にして非なる行跡あるを見聞しては、多聞にもれざるやうに、愼んで密にたゞしなをすこそ、本意なるべきことなれ、我智のすぐれたるを衒て、人の咎をかぞへ、人の惡事あやまりを世に云ひ弘るは、己も共に無智の人には劣りて、他人の誹謗する詞のうちより、又人に嘲哢せらるゝことをしらず、言行は君子の樞機なれば、深く謹むべし、一言出て好をなし、一言出て兵を興し、打果に至るも詞なれば、口は是禍の門、舌は是身を切る刀と慮りて、口を深く閉ぢ舌を能かくさば、我身に於て堅固なるべし、されども當然の理を見て云はざるは、佞奸の啞を眞似たるものなり、只遠き慮りなきときは、近きうれへ多き物なれは、假初の參會、一座の物語にも、桑龜を愼むと云こと尤なり、此心は、昔呉の孫權の時、永康郡の人、山中に入て一大龜を見て奇なりとして則是を縊て皈る、龜言て云、水を游でよからざる時、君がために得られたり、人是を聞てあやしめり、此龜を呉王に献ぜんと思て、をくり行て夜越呈と云所に泊て、船を、枯たる樹に繫ぐ、空中に聲有て枯樹龜を呼で云、汝を勞すべきか、龜云、今我物に繋はさるゝといへども、我膽を烹にあたつては、南山の樵を盡すと云とも潰ゆること有べからず、枯樹が云、さ云ことなかれ、諸葛元遜は博識の人なれば、我等如きの徒を求て汝を烹さしめんに、爛れ

く、難にのぞみて義のある所を見ざれば、虎を暴にし河を憑するの悔あるべし、虚言する人は、萬事にたのむべからず、又よき友三は、物くるゝとても、義を以てこそ取べきなれども、車馬輕裘ともにやぶるとも、うらみなからんと云ふ子路が願の人なるべし、又醫師に交れば、身の養生を問て、生來の病苦を免るれば、忠孝の道をも勵なん、智慧ある友は、童蒙の求に應じ、或講磨濡沾のたすけあるべし、此外あしき友をいはゞ、圍碁、雙六、博奕等を娯んて晝夜うちくらす人を友とすること、是又損なり、されば己にしかざる者を友とすることなかれとは、魯論に見へたり、己にしかざる者を友とすれば益無くして損あり、然らば己にまされる者を友とする時は、己に勝れるものは又我を以て己にしかずとして吾を友とせざるときは、いかゞすべき、朱子の云、只己にしかざる者を求て交るべからず、其我にしかざる友の來るに及で何ぞ是をしりぞけんや、己にまされる者を求て友とすれば、己にしかざる者又來て我にもとむ、我童蒙に求むるにあらず、童蒙來て我にもとむると云ふ易の語を味ふ、大學曰、交國人止於信といへり、

見老者敬之、

凡老たる人を尊敬すること、誠に禮の常なれば、かりにも狎侮るべからず、夫老人は見ぬ世の昔がたりを覺て、今のたすけになること多し、百歳の童もあれども、君子は我老を老として人の老に及ぼすと云へり、況や道ある老人に於をや、敬すべし謹むべし、

見幼者愛之、

凡幼稚の者を見て愛育すること、仁道の發見なれば、我子を愛する餘を以て廣く家國天下の幼兒を愛惠すべし、君子の鰥寡孤獨を恤むといふも、これに同じ、されば人は我子持ぬうちは、他の子を見て愛する心を忘却すれども、我子もちては親の志のいと有難きを思ひ知て、孝養の心深なり、人の子を見ても、我子に思合せて愛情甚きもの也、池の尼の頼朝をたすけ、熊谷が敦盛をたすけしも、我子を思ふ故也、

有德者年雖下於我、我必尊之、

凡德ある者は、我より後生れたりとも、其道しれること我より先ならば、我徒に居て只今まで無德の悔

道末とげてよきものなり、若僞あれば、やがて中絶するなり、我より信を盡さば、人も亦信ずべし、我より僞らば人も亦欺くべし、我より疑はゞ、人も亦不審をなすべし、我より信を以せんに、人いまだうたがはゞ、さては我信のいまだ足ぬ故なりと身を顧て、いよ〳〵愼むべし、我よからんと思ことも、あしからんと思ことも、いやなと思とも、人も亦その如く思ふべきほどに、我方より能くあたらば、人も亦報をよくすべし、是を朋友信ありと云、夫人の交は、利欲を以て合時は、中よく甚だ懇ろなれども、損得にのぞむときは還てあだかたきの如なるなり、是小人の交なり、君子の交は私欲をすてゝ禮義のまことある故に、末久しく相うやまひて、朋友の道を守る、是故に、君子に友あり小人に友なしといへるは是なり、君子は、擇で後に交る、この故に尤め寡し、小人は交て後に擇ぶ、この故に怨多し、されば友とするに益ある友三、損ある友三あり、先益ある友とは、廉直なる人に伴ば、さしをかす我あやまちを諫るに因て、其あやまちを知て、重て過すくなくなるのたすけあり、諒あるを友とする時は、我も亦誠のみを聞知に因て、日々に誠の道にすゝむたすけあり、多聞なる人に伴へば、我も亦古今の事理是非善惡を明に辨て行ふに於て、聞廣なるのたすけあり、次に損ある友とは、便辟なる人は、高位に交て其威儀を習ひ、心すなほならず、是友とするに損あり、善柔なる人は、媚諛て、すこしも誠なきに因て、友とするに損あり、便佞なる人は、巧言令色に習て、たしかに見聞の實なきものなれば、友とするに損あり、又兼好が云しは、友とするにあしきもの七あり、一には高くやんごとなき人、二にはわかき人、三には病なく身つよき人、四には酒を好む人、五にはたけくいさめる人、六には虚言する人、七には欲ふかき人、よき友三あり、一には物くるる友、二には醫師、三には智慧ある友、されば下として位高き人に交れば必諂もの多し、若き人は血氣壯なる故に、一旦の忿りに其身をあやまつことあり、誠に陸務觀が少年豪英の交りは、同參の夜の雨にしかずと云る心有べし、病なく身つよき人は、寒暑を恐れず、飲食を恣にする故に、還て他人をそこなふことあり、酒をこのむ人は、事の亂をなして僻こと出來する類多し、たけくいさめる人は、武功を鼻にあて、諸人を蔑にすること多

宮女をならべ、國君としては內寵多く、士大夫としては數妾をつらね、庶人としては奴婢を犯す、是皆淫にすぎて和柔の愛に溺れ、精神盡て形憔悴し、家國天下を治ん人、子孫を求ん爲なりとて、かへりて子孫を得ぬさきに病を受て其身死す、男女をされば人倫をたち、男女の欲に溺るればかへりて又身を失ふ、故に過不及なく大中の道に歸するを善とす、

事師長貴乎禮也、

凡我が知らざる道々を傳へて、迷を解く人は我師也、長とは我より先に生れたる人なり、師長につかへば必禮讓を貴ぶべき也、譬ば道をゆかん時も、師たる人長たる者を先にたて、坐につく時も師長たる人を坐上に置き、言ときも師長に讓べし、然るときは貴賤の次第も此義に通ずべし、貴きはさきたて、賤きは跡に在べし、禮の字朱子の註に曰、天理の節文人事の義則といへる禮は、心の敬にして天理の節文なり、心中に敬ありて、油然として自ら生ず、即ち是禮なり、油然とは盛りに起る貌なり、事物に觸て應接にあらはるゝ時、すなはち自ら節文あり、節にすれば大過なし、文なれば不及なし、節とは品節撙節とて、品かぎりあることなり、文とは文飾とてかざり也、禮も過れば中を失ひ、不及は又中を失ふ、不及とは至りとゞかざるとなり、中を失へば即ち禮にそむく、譬へば何にても事をなす時、質樸にてかざりなければ不及に失す、失すとは、あやまるを云なり、いまだ節ならずして、文甚だ盛なれは大過に流れて、禮も亦諂ひになりて外をかざることのみ多し、天理の節文は更に過もなく不及もなし、まさに然べくして然り、天理は是人事の中の理にして、心に具するものなり、天理本より中にありて事にあらはる、人事は外にありて中に本づく、天理は體にして人事は用なり、儀は容儀を云、其形外にあらはるゝもの粲然としてかたどるべき處あり、人の容儀正うして手本とすべきを威儀と云も是なり、則の字は法度として守べきを云、天理の節文ありて後に人事の儀節あり、禮は此二の物を兼合せて全備するものなり、

交朋友貴乎信也、

凡朋友の間は、互に信實を以て交ることを貴べば、其

ん、身に惡疾あるべきやらん、或は家漸々に貧しくなりて、凍餒すべきやあらん、或は喪服相かさなるべきやらん、遠流死罪に逢べきやらん、此かぎりを撹へずして、信を棄て約に負んこと、人たるものゝすまじき處なり、男女ともに其長となるを待て後に婚姻を約すべし、必ず同姓を娶らざることは人倫を重くし、淫佚を防ぐ、さなければ禽獸と同じかるべし、然るに世俗の貪鄙なる者、婦を娶んとする時、先舅の財寶を貪りて己が家の相續に備へんと思ふに因て、資裝の厚薄、聘財の多少を問て、さて契約を定め納采をやる時、いよ／＼舅の財寶の員數を定て、其妻を娶る、又富る婿なれば、舅の方より右の如く約を堅うして其女をつかはすこと、誠に其女を售とひとしかるべし、是をたとふるに、驛路の遊女を鬻くに相似たり、既に嫁して右の約にたがふときは、婿も亦其妻を離別して其忿をのべんとす、是に因て、妻の父母娘を愛する心深ければ、今更資裝を厚し、財寶かたの如くをくりて、其婿其舅姑を悦ばしむれども、本より貪鄙の婿なれば、終に飽足心なくして、財寶竭る時は何ぞ其妻を用ゆべきや、畢竟其妻を質に取て、財寶を妻の父母に

求るなるべし、かくあるときは、財寶は盡ること有て責はきはまりなし、是故に婚姻の家、往々讐の思をなす、此事詳に文公家禮に見へたり、かくの如の作法、士大夫の婚姻と云べきや、耻べきことのはなはだしきなり、大抵妻を娶るには、媒なくんばあるべからず、然れども媒妁の言悉く信ずべからず、其言語手のうらをかへすが如く、女家をあざむくときには、男家富貴なりと云、男家をあざむくときには、女子美と云、誠に諺にいへる中人の十八なるべし、能々愼んで善緣を求んこと第一なるべし、一生妻を娶らずして子なければ先祖の祭斷絶す、大なる不孝なり、舜の父母に告ずして妻るは權道なり、尋常の人是を用ひば、天地相違なるべし、孟子を讀て會得すべし、こゝに釋氏夫婦を去て人倫を絶ち、子孫なきはわざと巧みてする所なり、日本にて聖德太子の兼て墳墓をつかせられて、こゝをきれ、かしこをたて、子孫あらせじが爲なりといへり、太子は只人にあらざるやうに皆人いへども、佛法を好て私に從ふ、故に聖人の大道をしらず、夫婦の道は天地古今の大法なれば、いかんぞ捨べきや、然れども色このむもの、天子としては三千の

只世間の人、婚娶はなはだ早きに因て、子ありといへども父母となる道をしらざれば、敎化明かならずして、還て夭死の者多し、哀公孔子に問て曰、男は三十にして娶り、女は二十にして夫あり、豈をそからずや、孔子答曰、禮には其至極をいへり、男子二十にして冠するは人の父たるの端あり、女子十五にして嫁を許すは人に適くの道あり、女子は男子の敎に順て其理を長する者なり、文中子のいへるは、蚤く嫁し少うして娶るは、人に敎るに偸盗を以てすと同じことなり、妾媵數多きは、人に敎るに亂を以てすと同じことなり、貴賤ともに其品あり、一夫一婦は庶人の職なり、されば世の人、婿を撰ぶことは、深く謹めども、婦を撰ぶことをばゆるがせにする、其實は婿は見やすく、婦は知かたし、然りといへども、一家相續の根本なれば、重く擇ぶべきこと肝要なり、美男美女を擇ぶことは好色のふるまひなり、行儀正しきを第一とす、其上互に容顏うるはしくは、自然の幸なり、漢の諸葛孔明が、妻を撰で惡女を求めしは、好色を事とせず、子孫相續の爲を專とせしなり、諸家ともに心得あるべし、男子有て婦を擇ぶとも、女子有て婿を擇とも、

先我家の子女如何と量るべし、若我子凡鄙ならば、美婦を娶るといふとも和せざるのみならんや、或は他事を生ずるに至て後悔あるべし、若我女彼が子にしかざれども、萬に一つ和することもあらんと、それをたのむべからず、終には棄られなん、先婚姻を議するには、其婿と婦との性行家法、互に如何と察すべし、富貴を慕て嫁娶することは理外なるべし、たとへば其婿誠に賢名あらば、只今貧賤なりとも、往々富貴にならざらんや、苟も其婿不肖ならば、只今富貴なりとも、往々貧賤にならざらんや、富貴は浮べる雲の如し、一時の富貴を慕て、これを娶らば、其婦をのが家の富貴榮耀を挾で其夫を輕んじ、其舅姑に傲らざる者はすくなし、剩嫉妬の心を養なして、他日憂をなすこと有べし、假令婦の財寶に因て富をきはめ、婦の威勢に因て貴きを得るとも、丈夫の志あらんもの、能愧ることなかるべきや、末世の風俗、好んで襁褓のうち、或は幼童の時に於て輕しく婚儀を約し、或は產るべき子の男女をいまだ知らずして腹を指てかろ〳〵しく婚姻を約するものあり、甚きかな、其既に生れて長となるべきやらん、不肖にして賴しげあるべきやら

誠に文王の后太姒さへ、眞葛の中谷にはふて、其葉の茂れる比をひ、此葛をこゝに刈、こゝに獲て、絺綌の涼しき衣を織て、其なることのやすからざるをしり給へり、いはんや其より下の女に於て、女職を學で知らざるべきや、十有五年にて笄することは、女子成人の首飾なりと、三五にして圓なるものは、月なれば、これにたとへてかくのごとし、此年もいまだ嫁せざるときは、二十にして笄すともいへり、故あつて二十の年も嫁せざれば、二十三年にして嫁するといへり、故あるとは、父母の喪なり、夫婦人に三從の道あり、家に在ては父に從ひ、他に適ては夫に從ひ、夫死ては子に從ふ、嫁するの最初をいへば、三月桃の夭々たる時、女子已に夫の家に行て、能一家の中をなつけ、關々たる雎鳩河の洲に和らぎ鳴が如くに、男先に唱へ、女後にしたがふ、嫁して後、父母に孝をなすこと衰へやすし、それを慮つて、樂でも淫せず、哀でも傷らす、深くつゝしむべし、ともすれば夫の愛によりて狎やすきものは女の情なり、然れば嫉妬淫亂の心恣にして、夫の家を毀るのみならず、父母舅姑までをも惡名に陥れんは、あさましきことなり、只夫婦ともに和樂して敬ひ、其貞しきをいたし、其守をうしなはざるを以て婦人の道とす、總て天地の間、男女なければ人倫なし、故に男女を以て人倫の根本とす、然れども、男と女とは各差別ありて亂べからず、たとへば手づから共に物をとりわたしせず、或は同じ座敷にをらず、同じ處に衣服を置ず、閨門の内、其阻あるべし、然らざれば男女の道はしいまゝなる故に、一家の政も淫亂より破るゝなり、夫婦別ありと云て、必しも交らずと云にもあらず、是又男は外をおさめ、女は内をとゝのへて、家を正しくするを道とす、それ〴〵の分際に應じて、心は通して志は通ふべし、僅も其道たがへば、夫の和も禮の用たらず、婦の柔も義の節たらねば必ず人をもはゝからず、恣になりもてゆくは、一切人の習なり、故に男女は人倫を生ずる根本なれども、還て人倫をみだりて、禽獸に同するやうにあらんことを誡るなり、男は色に溺れず、女は姪せず、うはなりねたむことをせぬを、よき道とする故に、毛詩には關雎の篇をはしめ、禮記には婚禮のことを載たり、是皆夫婦男女の別あることを敎へ知しめん爲なり、夫婦は人倫の大綱なれども、天壽の萠あることを考へず、

めたり、五には、惡き病あるを去る、癩病の類なり、されども初は病ひなく、夫の家に來りて後に病あらば、いかゝすべきと云義あり、宋朝に女をめとらんと已に約束して後、盲目に成たるを娶る者あり、程子是をほめて、人のしがたきことをしたる奇特なりといへり、六には、口をきゝすごし、かうそつなる女を去る、七には物をかくし盗みする女を去る、然に子なきを去り惡疾あるを去と云こと、其義に於ていまだくはしからず、若子なきをさらず、惡き疾あるをさらざる時は、夫の家後世を繼ぐ者なし、法ありと云とも一偏に拘るべからず、さし當りたる義を用てさられざることあるべし、三不去とは、一には初嫁する時、父母兄弟ありて、來りて後に、女の親類失はてゝ歸し送るべき所なきをば去ず、二には女とついで後に、夫の父にても母にても死する時、夫と同く三年の喪を遂をこなへるをば去ず、三には夫婦本貧賤にして骨を折り、勞をつみて後に、富貴になりたる時は、さきの貧賤なる時の妻をさらず、右の五不取、七去、三不去は、大戴禮と云書にのせて、孔子の言なり、然を朱子小學の書にも引たり、又後漢の宋弘と云者、形もうるはしく、才もさかしければ、光武帝の姉婿にせんとて、こゝろみ問れけるは、富貴にして妻をかゆることありや、宋弘答て云、糟糠の妻をば堂より下さずと答へけり、帝の姉湖陽公主と云けるを顧て、宋弘は同心せずとのたまへり、これ三不去の內の義なり、禮記の註に曰、女を去に、其來るときの女の器財を記して、目錄を數たてゝ、一物もたかへず還送るといへり、又さらで叶はざる時に、夫の方より別の夫をたづねて、我家よりよめ入をさすることもありといへり、漢の時、律令のをきてなり、されば貴賤ともに、妻を娶ても愛和を縦にするものは、戀慕執著の心に染て、我妻ならぬ妻をかさねて、嫡子ありといへども、庶子を愛して妻子に私あれは、父母の養をかへりみざる、孟子の敎に背き、不孝不忠の名をよばれ、人面心畜のふるまひ、人たる者のすべきところにあらず、

婦之所レ貴者柔也、

凡婦の貴ぶ所は柔順の道を以て能夫につかふる義なり、豫女師の敎をうけて、言行遲緩の法を守り、蠶事紡績の衣服の用にそなふる女の職分をならふべし、

て、管叔、蔡叔をそへ、武庚を守らしむ、武王崩じて其子成王いとけなし、周公旦、政を助て天下を治む、時に管叔蔡叔武庚と謀を合せ、亂を起して周を亂らんとす、管叔は武王の弟にして周公の兄なり、蔡叔は周公の弟なり、周公こゝにをひて、管叔蔡叔を殺し、武庚を亡す、陳賈と云もの、此ことをあげて云やうは、管叔蔡叔が心を兼てしらずしてやるは、周公の不智なり、其心をしれども、わざとやりて、武庚と同心して、亂を起すほどの大罪を作らしめて、後に殺すは、周公の不仁なり、如何と問ければ、孟子答て曰、周公兼て管叔が不才をば知といへども、其まさに謀叛せんずるまでは知るべからず、周公は弟なり、弟として兄を愛す、管叔は兄なり、兄弟恩愛の情深く厚き故に、管叔を國へやりて、其ためによからしめんと思ふ心、周公これある故に、此ことは周公のあやまちなりといへども、其あやまちは餘義もなきことなれば、聖人なりと云とも幾度も有べきあやまちなり、

夫之所貴者和也、

凡夫の貴ぶ所は、婦を娶て和愛するの義なり、然ども和に流ぬれば、婬欲の心恣になりて、大なるは國をうしなひ、小なるは家を破る、常に夫婦別ありと云ことを辨へ知て、夫は外をつとめ、婦は内をとゝのへて、家法をみだりにすべからず、永く子孫相續の爲なれば、五不取、七去、三不去と云ことあり、深くつゝしむべし、一には謀反大逆人のむすめを娶らず、二には家を亂り淫亂なる人のむすめを娶らず、三には代々罪過に逢て刑法にあたれる人のむすめをとらず、四には代々惡き病のある人のむすめをとらず、五には父なき長女をめとらず、此の五の内に、第五の父なき長女は、母に養はれて、父の教なければ、めとらずといへども、是は不審なることなり、父なきむすめ必嫁すべからざるにあらず、父死すとも、母賢ならば教あるべし、父なき長女はめとらずと必ず定むべからずといへり、七去とは、一には、夫の父母に順ずして不孝なるをさる、二には、女は子孫相續を以て根本とする故に、子をうまざるは去る、三には淫亂不義なるを去る、他の夫に密通する類なり、四には妬みするを去る、客氣の儀なり、周の文王の后はうはなりねたみする心少もなき故に、子も多く榮へたまふと、毛詩には

はをくれたれどもなを右にまされり、萬事君の闇き所に隨ふて、敢て諫ざるは忠臣にあらず、されば諫は辭を順にするを始として、君聽ども從はざれば、中比顏色を犯して諫め、尙しも從はざれば、繼ぐに死を以てす、死を怕れていはざるは、忠臣にあらず、是故に常々君の明闇を見て、敬をいたし、諫むべきを諫め、恐るべきを恐れ、召仕はるゝ諸官以下の善惡を察して、近衆外樣の隔なく、潛かに君と談合し、賢才あるをば上にすゝめ、しからざるをば、下に置、先民を以て國の本として、賦稅等を薄く取べし、薄くとるときは、三年の內必ず厚とるにあたれり、年々水旱の考へなくして、民を貪り、厚く取ときは、三年の內を待ずして、薄く取にも及ばず、かくの如く慮りて、其上に、より〳〵君と臣と道を論じ、義を正し、萬人の忠不忠を察し、賞罰明かなるに於ては、吉祥日々にあらはれて、國家安寧なるべし、誠に國を憂へて家を忘れ、軀を損して難を濟ふは、忠臣の志なり、大學曰、爲人臣止於敬といへり、

兄之所貴者愛也、

凡兄弟は、中よく睦しうして、上にある兄としては、よろしく弟を慈愛すべし、こゝを以て、愛の貴ぶべきは孝の中より出れば、能孝あるものは兄弟に友ありといへり、友ありとは、兄弟中よきを云、互に善惡を諫あひて、他聞にもれぬやうにすることは、朋友の交りにさへありしうへは、まして况や、同根連枝の間に於て、不快あらんは、同根より生じながら、一枝を截とひとしからずや、されば兄によろしく、弟に宜くして、國人に敎ゆべしとも云り、然則其鄉黨隣里より國に及で、必ず法を法とすべし、

弟之所貴者敬也、

凡弟の貴ぶ所は、兄をよろしく尊敬すべし、君子の親につかふまつる孝あれば、忠を君に移すべし、兄につかへて悌あれば、順を長にうつすべし、かくの如くなるときは、兄弟の敬より起て、家より國に及し、國より天下に聞へて、其名高し、是を兄弟に敬ありと云、されば周公ごときの聖人さへ、兄弟を和することなりがたき處あり、具に孟子に見へたり、周の武王、殷の紂を討て天下をとり、紂が子武庚を衞の國に封じ

破に至ることあり、故に仁を以て主として體の常と云ひ、又仁に專らなる則は、慈愛の心多して義を害するに至ることあり、義を以て仁を行ひ、仁を用て義を行ふときは過不及なし、是故に理に當て私心なきを仁と云は、朱子延平の李先生に傳授して論語の集註に載られたり、仁は衆善の長として、一心の全德を專とする故、いかんとなれば、人の心に具する所の全體統て是仁なり、道理常に活して生々してやむことなし、其全體をあげて云ときは、義禮智皆兼て其中にあり、仁をするによりていへば、少も一毫人欲の私ありて其間にさしはさめば、天理隔り斷て活せず、是を仁と云ことを得べからず、この工夫極り至て、此心純天理の公にして人欲の私の阻ことを絶無するときは、即ち天理の全體周流してやまず、間斷なく缺ることなくして、始て是仁なるべし、是故に仁は大にして些少なることなし、其用處をいへば、愛として發見の端を惻隱とす、仁は是心の生理全き處、常にやむことなし、故に其端緒此心よりきざしうごき來て、自ら惻隱す、惻隱によりてをしひろむれば、かれこれのもの〻上に至て終に愛となる、仁は愛の根本にして、惻隱は根本の萌なり、愛は又萠出るきざしのさかへ茂りて、既になるものなり、木を以て仁にたとへたり、是を見るときは、仁は愛の理なり、愛は仁の用なり、大學曰、爲人君止於仁とあり、

臣之所貴者忠也、

凡臣たる者の貴ぶ所は、君に仕へて貳なく己を盡を忠と云、忠は中なり、至公にして私心なく、危を見て命をたてまつり、私をわすれて君一人に事て、君の非をたゞしくすべし、內にしては君のあやまりをただし、外にしては君の美を揚ること、君の一言出て善なるときは、臣力を盡して君の譽を顯し、四海の人の聞ざることを恐るべし、君の惡をみるときは、心を盡して以て密かに諫て、常に一德の失あらんことをも深く愼べし、夫忠臣の君に事る、諫より先なるはなし、臣能諫め、君よく聽ときは、君の道愈明らか也、君の惡いまだあらはれざるを諫るは上なり、已にあらはる〻を諫むるは次なり、既に行ふを諫るは下なり、然りといへども諫たゞして、終に惡をあらたむるは下なりといへども、なり難き所を諫て善道にかへす

は五常の本、百行の源なり、孝ある者の不仁不義無禮無智無信なるものを、いまだきかず、親を愛するものは人を醜ます、親を敬するものは人を慢らず、父母我を愛せば喜んでわする〻ことなかれ、父母我を惡むとも恐れて怨ることなかれ、父母あやまちあらば、幾くに諫て、其怒に逆はざれ、內則に云るが如く、氣を下し色を怡ばしめ、聲を柔げて諫れども、志の從ふまじきを見ては、又敬て不レ違、いよ〳〵孝を起して、父母の心を悅ばしめて、諫ること、孝の本意なるべし、其上にても、父母強て怒をなし、我を撻て血を流すに至るとも、少しもにくみうらみざれ、只孝のたらざる所なりと我を省て、務て父母を無レ過地に置んことをいたすべし、怒りに觸ることを恐れて、やめて諫めざるは非なり、曲禮には三び諫て聽ざるときは、號泣してこれに隨ともいへり、偏に親を養ひ、勞にかはることは、誰もする所なり、養は犬馬に至るまで皆然なり敬せずんば何を以孝といはんや、父雖レ不レ父、子以不レ可レ不レ子也、況や我によき父母に於てをや、五刑の屬三千にして、罪不孝より大なるはなし、大學曰、爲二人子一止二於孝一と云へり、

君之所レ貴者仁也、

凡君たる人の貴ぶ所は、仁なれば、廣く仁道を行て民を治ることは、赤子を保養するが如くなるべし、たとへば赤子の泣は、其母何事とは知らねども、或抱あげて身うちをさすり、或乳をのませ湯をあたへなどすれば、そのま〻泣やむ、赤子の心にはあたらねども、かゆきか、いたきか、乳か湯かの間に、自然にあたつて、懸隔にはちがはざる故なり、况や民は孩子の如く物いはぬものにもあらず、民の憂は知やすし、其心を察して治るに於ては、的とあたらずとも、雲泥の違はあるまじきものなり、かくあるに於ては、民は君を父母の如く仰ぎたてまつるべし、又偏に愛するのみを仁道の慈悲と心得給へば、殆ど愛和に流れて、還て君の威輕し、是下として上を慢る本たり、君の愛する所の者なりとも、惡あらば罰し、君の愛せざる所の者なりとも、善あらば賞すべし、義を以て仁を行ふと云こと、性理大全に見へたり、其心は、義は仁の動なり、仁義に流る〻ときは、仁に於て傷ことあり、仁又過るものは、義に於て害あり、義は裁制の心多ければ、仁を

望晝夜の支干等のことを敎へ、十年に及ぶ時は、帛の襦袴をきせず、是小兒の間は、血氣つよし、甚だ温かならんことをおそれてなり、さて又、外に居宿し師に隨て六書九數を學び、朝夕をこたらず、幼なうして長たる人につかふまつる禮義を學び、書の篇數言語の信實を習ふて、十有三年に至ては樂をまなび、詩を誦し、勺を舞て漸十五以上の時は、象を舞、射御を學び、二十にして始て冠し、禮を學びて惇孝弟の道を行ふ、其後は博く學問すべし、さあれば放心をのづから去て道に至りやすし、さて三十にして妻を娶、父の田を受て政役の助にもなりしとなり、四十にして始て君に仕へて志定り業なる、誠に父たるもの、子を慈愛するは天道の自然なり、愛せずんば何を以て父と云べきや、愛するに道あり、能子に物をおしへ、智深く德高からしめて、君に仕へたるときは君の德を正し、天下の政道を聞やうに敎へならはすべし、こゝを以、眞の愛とする也、いたづらに愛するものは、飽まで食せ、暖かにきせて、子の啼を止るを以、愛とする故に、長なつて理にくらく、且病者となるか、さなければ放逸無慙なるか、惡逆無道なるか、愚痴不肖なるか、いづれも此間を免れず、然則鳥獸の其子を愛するとひとし、又牝牛の己が子を舐りまはしたるにことならず、只世間の人、貴賤共に隨意にそだて、無能にしてさてやみぬ、此責父母にかゝれり、大學曰、爲人父止於慈といへり、

子之所貴者孝也、

凡子たるものゝ貴ぶべき所は、父母に孝をなす、是又天賦の自然なり、夫孝は守るを以大なりとす、此身何れの處より生ずるといへば、父は生ずる本なり、本はなほ木の根あるが如し、此身は親の枝なり、其大を擧ていへば、一身手足、其細を擧ていへば、毛髮肌膚、これ皆父母より受たり、父母全うして我を生めば、我全して是をかへす、この故に、常に其身を重んじて、敢て少も毀ひ傷らざるは、是れ孝の始也、能其身を立て道を行ひ、其名を揚るのみならず、父母の名までを顯すに至ては、孝の終なり、夫孝は親に事つるに始りて、孝行の子といはれ、君に事つるに中比にして、忠臣といはれ、忠孝兩ながら盡す則は、祿は招かざるに來り、其身立て全き人といはれんは、孝の終なり、孝

朱子家訓私抄

講者　未詳

父之所貴者慈也、

凡此心を思ふに、父の一字を上に置ことは、父は天なり陽なり、乾をば父と稱し坤を母と稱す、畢竟父母の謂なり、貴ぶ所の慈は我子を慈愛すること愚かにしては叶ふべからず、天地和合して萬物育するが如く、夫人は萬物の靈なれば陰陽婚合の道理を辨へ知べし、夫父母有て子を出生するに、豫め胎敎とて婦人子を孕める時、胎内よりも敎へあり、寢るとき側たゝず、坐するときにかたよらず、立つときに蹕せず、物を食するときも邪まなる味をくらはず、あされてきり目の正しからざる物をばくらはず、坐席の正しからざる所には居るべからず、目に邪色不正の色を見ず、耳に淫亂不正の聲をきかず、夜に入ては、盲者の故實を能覺たるに義理あることを語らせて聞くべし異朝に瞽者を請じて詩を誦せしむることは、調子を勘へて五音に精しき故なるべし、ゆめゆめ和調の盲者を呼で人の心を蕩かす小うた等のことにては有べからず、此等は深くつゝしみ聞べからず、かくの如くなるときは、生子形容正くしして、才能人に超過すべし、故に子を養育する法は、先乳母を堅く撰べし、其者の行跡をいはゞ、其體ひろくゆたかに、いつくしみ惠あつて溫和に正直を專とし、内外のつゝしみ深く、言寡き女を付置べし、乳母よきものにてなければ、其家の法を破るのみならず、剩其子乳母にあやかりて、成人の後も、宜しかるべからず、總じて乳母ならず付置女は言行正しき者を撰ぶべし、其子、物を食する時より箸を右の手にとらせ、ものいへば、男はこたへの速かなるやうにをしへ、女は緩やかなるやうに敎ゆべし、六年に及ぶ時は、一十千萬の數と東西南北の方角を知らせ、七年に及では男女同席にをかず、食物をも別處にてくらはしむべし、八年に及では、門戸を出入し、坐につき、飲食するにも、長者にをくれ、さきだゝざるやうに敎ゆべし、九年に及では、月の朔

博にして容易く見やすからず、されば萬が一つも體認し難しといへば、益友の曰されば其志深ければこそ、再三所望し侍れと、理に責られて辭するに所なく、自ら襪線の才を耻ずして、一句一句の下に、かくもやあらなんと思へることば古語を雜へて大概をやはらげ書記し侍れども、過半本文と齟齬多かるべし、後見の人、宜添削焉、

朱子家訓私抄序

一日益友有て、朱子家訓一軸を携來て予に話て云、此文漢語にして愚癡蒙昧の者、讀誦に倦ぬれば、其理聊知り難し、同くは和點を加て、傍らに其理を和言葉に書記し賜らば、我家の青氈として、永く子孫に傳へんと請ふ、予是を披見て、其文理を味ふに、誠に聖賢の堂に升るがごとし、此理を知て悉く行則は、今の君子にして何ぞ古への聖賢を耻んや、若此理を知らずして行はざる則は、今日の小人にして何んぞ往古の聖賢を知んや、五倫の序、こゝに明らかに、五常の道、こゝに備はり、行住坐臥の行跡、こゝに闕る事なし、願くは便面に書して是を手にし、壁間に押して是を口にし、晝夜顧りみ給はゞ、句讀を覺へ文理を知て、行ふに於て豈疑ひあらんや、苟くも子孫に千金滿贏を遺さんより、此家訓にしくはなし、今ノ世に殘る所の經史簡編、浩

翼之賢、更越夔龍之美、爰申翰墨、載列縑緗、

夔龍は、二人の名、虞舜の賢臣なり、

何則、榮辱無門、唯人所召、若使心歸大道、情切至忠、務守公平、貴敦誠信、抱廉潔而爲行、懷愼密以修身、奉上崇匡諫之規、恤下思利人之術、自然名實實茂、祿位俱延、榮不召而來、辱不遺而去、

同體より利人までの章名の文字を錯綜て、詞を構たり、即ち總論の文體なり、

然則忠正者、致福之本、戒愼者、集慶之源、若影隨形、猶聲逐響、凡百群彥、可不勗歟、

影隨形聲逐響は少しも違なきと云喩なり、忠正戒愼を失はざれば福慶の來ること、少しも違なきと云ことなり、即ち積善の家には必有餘慶の旨なり、群彥は、群臣を云、

垂拱元年撰、

垂拱は、武后牝晨の時の年號なり、上卷の初にも解つ、

臣軌國字解　終

思利人者、務在勸農、家給人足、則國自安焉、

利人章是までにて終る、

論曰、夫君臣之道、上下相資、喩涉水之舟航、比翔空之羽翼、

論曰以下は、總論なり、たとへば君川渡りの時は、臣は舟なり、君天翔る時は、臣は翼なり、

至神攸契、則星象降於穹蒼、妙感潛通、則風雲彰於寤寐、

至神攸契妙感潛通、此二句、辭は異なれども、意は同じ人心の至誠天に感通することを云たるものなり、星象降於穹蒼とは、堯天下を舜に禪んと思ひ玉ひし時に、五星の精、五人の老翁となり、河洛に降りて、舜に天下を禪べしと告たる故事あり、緯書の說なり、風雲は、君臣相遇ことを云、風雲彰於寤寐とは、殷の高宗傳說を夢に見て、宰相としたること、竹書紀年と、僞古文說命篇に見えたり史記にもみゆ、

其同體也、則股肱耳目不足以匹其同、其益政也、則麴蘖鹽梅未可以方其益、諒直之操、由此而興、節義之風、因斯以著、是知家與國而不異、君與親而一歸、顯己揚名、惟忠惟孝、

君臣の同體は、心を同くする意なれば、耳目手足の同體よりも、心切なる意味、却て深し、臣其君を輔佐して、政治をとゝのへ利益あること、麴蘖を以て酒を作り、鹽梅を以て羹を作るの利益よりも却て厚し、即ち是忠臣の道なりと云意なり、家は、臣の私家を云、

每以宮闈暇景、博覽瓊編、觀往哲之弼諧、覩前言之龜鏡、未嘗不臨文嗟尙、撫卷循環、庶令匡

制る法なくては、戸籍の法は立がたし、

夫足寒傷心、人勞傷國、自然之理也、養心者不寒其足、爲國者不勞其人、臣之與主、共養黎元、必當省傜輕賦、以廣人財、不奪人時、以足人用、

傜は、夫役なり、賦は、年貢なり、夫役を減じ、年貢を輕くし、耕作の時節に、引あげて使ふことなければ、民の財用乏しからずとなり、

夫人之於君、猶子之於父母、未有子貧而父母富、子富而父母貧、故人足者、非獨人之足、國之足也、人匱者、非獨人之匱、國之匱也、是以論語云、百姓不足、君孰與足、故助君而恤人者、至忠之遠謀也、損下而益上者、人臣之淺慮也、

有若が語に本づきて、其義を廣たり、確論と云べし、

賈子曰、上古之代、務在勸農、故三年耕而餘一年之蓄、九年耕而餘三年之蓄、卅年耕而人餘十年之蓄、故堯水九年、湯旱七載、野無靑草、而人無飢食者、誠有此備也、

賈子は、漢の賈誼なり、卅年は、三十年なり、唐堯の世、水災九年、殷湯の世、旱災七年あり、されども民十年の蓄ありつる故に、飢に至るものなかりしとなり、

故建國之本、必在於農、忠臣之

文刻鏤、或破金爲碎、或以易就難、皆非久固之資、徒艶凡庸之目、如此之類、爲害實深、

農を本業とし、商賈を末作とす、遊食は、耕作をせず、懐手に利倍を得て、ぶらりとしながら渡世するものを云、かの商賈の間にをる驅騎相場師の類是なり、末作を禁ぜざれば、かゝる遊食の民ふへて、農民減少する故に、國貧しくなる、因て是を禁ずるは、聖人の法なり、綺繡纂組はうつくしき織もの縫ものを云、雕文刻鏤は、蒔畫毛彫などしたる器物を云、破金爲碎とは、金箔截金類を云、以易就難とは、心安く織出すべき機物を、むづかしくうるはしく織立るを云、右の類は、機物も器物も、皆永久堅固の資に非ず、一時愚俗の目を悦ばしむるのみ、畢竟奢侈の害を致すこと深しとなり、

故好農功者、雖利遲而後富、好末作者、雖利速而後貧、但常人之情、罕能遠計、棄本逐末、十室而九、纔逢水旱、儲蓄皆虚、良爲此也、

民は骨折をきらひ、目前の利を喜び、本業を棄て、末作におもむくものは十戸の中に九戸あり、かやうに農家を逃るもの多きを、有司禁制せざる時は、百穀を作り出すもの減少する故に、いつとなく國の儲蓄も減少し、纔かに水損旱損に逢時は、倉廩空虚するとなり、

故善爲臣者、必先爲君除害興利、所謂除害者、末作也、所謂興利者、農功也、

末作を禁ずる法は、民の戸口を數る法を、嚴重に立て、其所よりかる〴〵しく他所へ移らざるやうに、又わけ有て他所へ移る時は、其所を永住と定めさせて、再び動ざるやうに、法を立べきことなり、此法は、都鄙ともに、又海内一様たるべし、されども民の生産を

則思安俗、故居上而下不重、處前而後不怨、

君子は民を利益し、民俗を安堵さするが故に、民恩信になつきて、君子の下にをれども、重荷なりとて厭もせず、君子の後に居れども卑賤なりとて怨もせぬとなり、此章人の字は、いつれも民の字と意得て讀べし、

夫衣食者、人之本也、人者、國之本也、人恃衣食、猶魚之恃水、國之恃人、如人之倚足、魚無水則不可以生、人無足則不可以步、故夏禹稱、人無食、則我不能使也、功成而不利於人、則我不能勸也、是以爲臣之忠者、先利於人、

政道は仁を主とす、民利益するは、即仁政なり、民生產制るを以て始とし、孝弟忠信を敎るを以て終とす、即ち仁政の大要なり、

管子曰、佐國之道、必先富人、人富則易化、是以七十九代之君、法制不一、然倶王天下者、必國富而粟多、粟生於農、故先王貴之、

七十九代之君は、上古以來の帝王を云、

勸農之急、必先禁末作、末作禁則人無遊食、人無遊食、則務農、務農則田墾、田墾則粟多、粟多則人富、是以古之禁末作者、所以利農事也、至如綺繡纂組雕

悉藏之、乃日視便利田宅可買者、父子不同、執心各異、願王勿遣、

大將は必東面して士卒を召出すなり、軍吏括が權威のつよきを畏て、仰ぎみざるなり、田は、田地、宅は、屋敷なり、括が爲人、其父の心とは各別あしき故に、廉頗が代りに遣ことなかれと、言上せしなり、

王曰、吾計已決矣、括母曰、王終遣之、即有不稱、妾得無隨坐乎、王曰、不也、

有不稱とは、王命にかなはず、敗軍するを云、座は、連座てと云、親族かゝり合まで罪を受るを云、不也とは、たとひ括敗軍するとも、母をば連座すまじと云意なり、

括遂行、代廉頗爲將、四十餘日、趙兵果敗、括死軍覆、王以括母先言、不加誅也、若趙括母者、可謂豫識成敗之機也、

軍覆とは或は死傷し、或は降參し、一人も本國へ歸ものなきを云、

利人第十

夫黔首蒼生、天之所甚愛也、爲其不能自理、故立君以理之、爲君不能獨化、故爲臣以佐之、

黔首蒼生は、皆民を云の詞なり、

夫臣者、受天之重位、牧天之甚愛、焉可不安而利之、養而濟之哉、

天之甚愛は、民を云、

是以君子任職則思利人、事主

之、子獨朝夕芻豢黍粱何也、夫使人入於死地而康樂於其上、雖復得勝、非其術也、子非吾子、無入吾門、

康樂於其上とは、子發は士卒の上に居て、獨美食し、安樂するを云、是まで子發が母の詞なり、

子發謝然後得入、及後爲將、乃與士卒同其甘苦、人懷恩德、爭先矢石、遂功名日遠、若子發之母者、可謂知爲將之道矣、

同其甘苦とは、上下食物を同くするを云、先矢石とは、先にすゝんで矢玉を犯すを云、

昔趙孝成王時、秦攻趙、趙王使趙括代廉頗爲將、

趙括は、趙奢と云良將の子なり、廉頗も、趙の良將なり、

括母上書曰、括不可使將也、始妾事其父、父時爲將、身所奉飯而進食者、以十數、所交者、以百數、大王所賜金幣者、盡以與軍吏士大夫、共之、受命之日、不問家事、

以十數ふとは、數十人あるを云、以百數ふとは、數百人に及ぶを云、幣は、卷物なり、趙奢は謙恭にして愛士、自身に食を進むる賢士もあまたあり懇ろに交る良士もあまたあり、君より頂戴する物をば、諸人に分ち與ふ、故に、士卒も趙奢が爲に、死力を致せしとなり、

今括一旦爲將、東向而朝軍吏、無敢仰視之者、王所賜金帛、歸

の來ると來らざるは、彼方まかせなり、良將の守る所は、敵攻ることあたはず、良將の攻る所は、敵守ることあたはずとなり、

昔子發爲楚將、攻秦、軍絕饋餉、使人請於王、因歸問其母、其母問其使者曰、士卒得無恙乎、使者曰、士卒升分菽粒而食之、又問曰、將軍得無恙乎、對曰、將軍朝夕芻豢黍粱、

糧食盡たるに因て、使者を國へやりて、糧米を乞なり、使者よき折からなれば、子發が母を訪問たり、菽粒は、豆つぶ、升分とは、大豆も餘り少き故に、兩手に一盃づゝ、一人の食に充おこなふなり、將軍は、子發を云、芻豢は、牛羊豕の肉を云、士卒は飢れども、子發のみ美食するを云なり、

後子發破秦而歸、母閉門而不納、使人數之曰、子不聞越王勾踐之伐吳歟、客有獻醇酒一器者、王使人注江上流、使士卒飮其下流、味不足加美、而士卒如有醉容、懷其德也、戰自五焉、異日又有獻一囊糗糒者、王又以賜軍士、軍士分而食之、甘不足踰嗌、士卒如有飫容、懷其恩也、戰自十焉、

越王のしかたは、士卒と苦樂をも、飢飽をも、同くする心ゆゑに、士卒其恩德を感喜して、合戰の力、忽ち五倍十倍增たると云ことなり、

今子爲將、士卒升分菽粒而食

衆は、多勢なり、武侯は人數の多きものが勝ものとおもへるなり、金は、鉦類、軍の止る合圖に打なり、鼓は、大鼓、軍を進むる合圖に打なり、軍法整ざれば、士卒も合圖に從はず、多勢ありとも、用に立ずとなり、軍法よく整る時は、味方進んで戰へば、敵是を拒ことあたはず、味方引去る時も、敵是を追うつことあたはず、節も麾も、大將手づから執て、士卒の進退を下知する軍器なり、士卒の前も却も、左に立なほるも、右に立なほるも、節麾の向ふ所に從ふと云意なり、畢竟兼て操練したる兵を、呉子は整と云たるなり、

呉起臨戰、左右進劍、呉子曰、夫提鼓揮抱、臨難決疑、此將軍也、一劍之任、非將事也、夫將有五材四義、智不可亂、明不可蔽、信不可欺、廉不可貨、直不可曲、此五材也、受命之日忘家、出門之日忘親、張軍鼓宿忘主、援抱合戰忘身、此四義也、將有五材四義者、百勝之術也、

受命之日は、君の命を受て、大將となるの日なり、出門之日は、城門を出て、戰場に行の日なり、張軍は、陣取をするなり、大將は合圖の大鼓を枕邊に置ゆゑに、鼓宿と云、百勝は、百戰百勝のことなり、

夫攻守之法、無恃其不來、恃吾有以待之、無恃其不攻、恃吾之不可攻也、夫將若能先事慮事、先防求防、如此者、守則不可攻、攻則不可守、若驕貪而輕於敵者、必爲人所擒、

攻守之法は、或は人を攻、又は城を守るの法なり、此方に不意の備を致し、兵を整て、敵を待が簡要なり、敵

孫子兵法曰、兵形象水、水之行、避高而就下、兵之形、避實而擊虛、故水因地而制形、兵因敵而制勝、兵無常道、水無常形、兵能隨敵變化而取勝者、謂之良將、所謂虛者、上下有隙、將吏相疑者也、所謂實者、上下同心、意氣倶起者也、善將者、能實兵之氣、以待人之虛、不善將者、乃虛兵之氣、以待人之實、虛實之氣、不可不察、

避實而擊虛とは、敵の元氣盛んなる時は、戰を仕かけず、元氣の拔たる時を見すまして、打てかゝるを云、虛實は、元氣の虛實を云たるものなり、兵因敵而制勝とは、兼て前びろより、兎すれば勝ん、角すれば負んと、疊の上にて算用すべきものに非ず、必敵の虛實を察せよと云意なり、味方の元氣を實し、敵の元氣の虛を待て、妄りに戰を仕かけざるは、善將なり、此道に反ものは、俗にいふ猪武者なりと戒たるなり、

昔魏武侯問吳起曰、兵以何爲勝、吳子曰、兵以整爲勝、武侯曰、不在衆乎、對曰、若法令不明、賞罰不信、金之不止、鼓之不進、雖有百萬之師、何益於用、所謂整者、居則有禮、動則有威、進不可當、退不可追、前却有節、左右如麾、與之安、與之危、其衆可合而不可離、可用而不可疲、是之謂禮將、

て左やうのことをなさずとなり、

夫將者心也、兵者體也、心不專一、則體不安、將不誠信、則卒不勇、古之善將者、必以其身先之、暑不張蓋、寒不被裘、軍井未達、將不言渇、軍幕未辨、將不言倦、當其合戰、必立矢石之間、所以齊勞逸、共安危也、

未達とは、軍中にて、士卒井の水を汲て、あまねく飲ざる前には、良將渇するとも、士卒より先に飲ずとなり、未辨とは、士卒陣幕を打て、あまねく休息せざる前には、良將つかるれども、士卒より先に休息せずとなり、

夫人之所樂者生也、所惡者死也、然而矢石若雨、白刃交揮、而士卒爭先者、非輕死而樂傷也、夫將視兵如子、則兵事將如父、將視兵如弟、則兵事將如兄、故語曰、父子兄弟之軍、不可與鬪、由其一心而相親也、

將卒相和するの軍は、百倍の强ある故に、敵するものなし、天の時は地の利におとり、地の利は人の和におとると、孟子もいへり、

是以古之將者、貴得衆心、以情親之、則木石知感、况以愛率下而不得其死力乎、

木石知感とは、汎喩を取て云たるなり、其實は、木石の如く無情の物、感應のこと有に非ず、天地の妙靈、かの物に因て、感應を示すのみ、死力は、命をすてゝ戰ふを云、

得與下人爭利、受大者不得取小、客有遺相魚者、相不受、客曰、聞君嗜魚、故遺魚、何故不受、公儀休曰、以嗜魚故不受也、今爲相、能自給魚、今受魚而免相、誰復給我魚者、吾故不受也、

大は、即ち君の祿を云、小は即ち民の利、又は賄賂の類を云、受魚而免相とは、賄賂を貪り、其罪に因て、役義を召はなさるゝことを云、

良將第九

夫將者、君之所恃、兵者、將之所恃也、故君欲立功者、必推心於將、將之求勝者、先致愛於兵、

推心とは、我心を良將に推與て、隔心なきを云、兵は、士卒を云、

夫愛兵之道、務逸樂之、務豐厚之、不役力以爲己、不貪財以殉私、內守廉平、外存憂恤、

逸樂之とは、士卒を苦勞させず、樂しましむるを云、豐厚之とは、士卒の衣食を、豐に充行を云、士卒を役力せす、錢財を貪らす、士卒にあたへるの類、皆良將の道なり、

昔賁嬰爲將、置金於廊下、任士卒取之、私金且猶散施、豈有侵之者乎、吳起爲將、卒有病癰者、吳起親自吮之、其愛之也如此、豈有苦之者乎、

侵は、士卒の物をせぶりどりにとる意なり、良將は昔

不衣帛、馬不食粟、人其以子爲恡、且不顯國也、文子曰、然、吾觀國人之父母、衣麤食蔬、吾是以不敢、且吾聞君子以德顯國、不聞以妾與馬者、夫德者、得之於我、又得於彼、故可行、若獨貪於奢侈、好文章、是不德也、何以相國、仲孫懟而退、

不顯國とは、家老ながら、餘り儉約すぎて、國の光りを顯さず、外聞もあしきと、氣の毒がるなり、不敢とは敢て奢ざるを云、德の字は、得ると云意あり、善事を、我も彼も共に得る時は、德可行となり、

韓宣子憂貧、叔向賀之、宣子問其故、對曰、昔欒武子貴而能貧、故能垂德於後、今吾子之貧、是武子之德、能守廉靜者、致福之道也、吾所以賀、宣子再拜受其言、

韓宣子、叔向、欒武子、皆晉國の大夫なり、

宋人或得玉、獻諸司城子罕、子罕不受、獻玉者曰、以示玉人、玉人以爲寶、故敢獻之、子罕曰、我以不貪爲寶、爾以玉爲寶、若以與我、皆喪寶也、不若人有其寶、

子罕は貪らざる德を寶とす、もし玉を受る時は、寶とする德を失ふ、獻玉ものは、玉を寶とす、子罕に玉を獻すれば、其寶とする玉を失ふ、故に皆喪寶といへり、玉人は、玉工なり、

公儀休爲魯相、使食公祿者不

清靜無爲、則天與之時、恭廉守節、則地與之財、君子雖富貴、不以養傷身、雖貧賤、不以利毀廉、

清靜無爲とは、胸中に挾ことあらず、光風霽月の如き氣象を云、さやうの人は、必ず時節因縁を失はず、即ち天より時をあたへたまふと云意なり、恭廉守節とは、おのれを高ぶらず、無欲にして、節儉を守るを云、左やうの人は、必ず分限相應に衣食乏からず、即ち地より財をあたへたまふと云意なり、天地は鬼神の總名なり、廉は、無欲のことなり、

知爲吏者、奉法以利人、不知爲吏者、枉法以侵人、理官莫如平、臨財莫如廉、廉平之德、吏之寶也、

平は、池水の如く平らかに、曲りひづみなきやうに、心を持ことを云、

非其路而行之、雖勞不至、非其有而求之、雖强不得、智者不爲非其事、廉者不求非其有、是以遠害而名彰矣、

非其路而行之とは、道ならぬことを、非道に行ふを云、非其有而求之とは、我物ならぬ物を、私欲するを云、

故君子行廉以全其眞、守淸以保其身、富財不如義多、高位不如德尊、

眞は、性の德を云、守淸は、潔白を云、富財高位は、人爵なり、義多德尊は、天爵なり、天爵は、人爵より貴しと、孟子にも見えたり、

季文子相魯、妾不衣帛、馬不食粟、仲孫忌諫曰、子爲魯上卿、妾

威を忘るを云、

人閉其口、我閉其心、人密其外、我密其裏、不愼而愼、不恭而恭、斯大愼之人也、

不愼而愼不恭而恭とは、自然に恭愼なるを云、

故大愼者、心知不欲口知、其次愼者、口知不欲人知、故大愼者閉心、次愼者閉口、下愼者閉門、

口知とは、口にて其事をかたるを云、下愼者は、愼みのあしき人を云、閉門とは、云たる後に口を閉ぎて悔るを云、

昔孔光稟性周密、凡典樞機十有餘年、時有所言、輒削草藁、沐日歸休、兄弟妻子讌語、終不及朝省政事、或問光、温室省中樹、皆何木也、光默而不應、更答以他語、

周密は、透間なきやうに、心を用て愼むを云、時有所言とは、書疏を以て言上をすることなり、古へは札に字を書つくる故に、他人に見すまじと思ふ時は、字を削去なり、沐日は官人沐浴の爲とて、暫く暇を賜りて、私宅に歸る日を云、温室は、漢の御殿の名なり、

若孔光者、可謂至愼矣、故能終身無過、享其榮祿、

公務のことを他言せざるは、人臣の常道なり、起請誓詞を待ずして、皆孔光が如くなるべし、但賢者は常道を守る、もし常道を守らざる不賢者は、起請誓詞も、反故紙に近し、

廉潔第八

乎其所不聞、莫見乎隱、莫顯乎微、是故君子愼其獨、在獨猶愼、況於事君乎、況於處衆乎、

戒愼恐懼は、萬端に心を用て、恍惚とせぬ意なり、上文明者視於無形聽者聽於無聲と同義なり、隱たる內證事も、塵ほどの微ことも、必ずあらはるゝの理あり、故に君子は、人にかまはず、唯我手まへを大事にするを愼獨と云、中庸の意如此、さて此本文の意は、獨の字を、獨居の時と見て、其獨居の時だに愼むことなれば、況て君に仕へ衆に接ときは、彌〻愼むべしといへるなり、

昔關尹謂列子曰、言美則響美、言惡則響惡、身長則影長、身短則影短、言者所以召響也、身者所以致影也、是故愼而言、將有和之、愼而身、將有隨之、

響は、人の返答を云、身の長短は、行の善惡を喩て云、影の長短は、名の善惡を喩て云、

昔賢臣之事君也、入則造膝而言、出則詭辭而言、其進人也、唯畏人之知、不欲思從己出、其圖事也、必推明於君、不欲謀自己造、

造膝とは、君の膝下に近寄て密談するなり、他人の知んことを畏る意を云たるものなり、詭辭とは、おのれが善謀をも、君より出たりと明智を君に推讓るを云、

畏權而惡寵、晦智而韞名、不覺事之在身、不覺榮之在己、

小人はおのれが權威にほこり、寵榮をこのむ、賢臣はおのれが權威をおそれ、寵榮をきらふ、盈れば虧るの道理を知が故なり、不覺事之在身とは、おのれが權

定むる意也、早く事を料簡し、早く手あてを豫すれば、困窮ことはなしとなり、

非所言勿言、以避其患、非所為勿為、以避其危、孔子曰、終日言、不遺己之憂、終日行、不遺己之患、唯智者能之、

言行ともに、おのれが憂患を引出さぬは、愼密なるが故なり、

故恐懼戰兢、所以除患也、恭敬靜密、所以遠難也、終身為善、一言敗之、可不愼乎、

唯一言のまちがひにて、生涯の功勞を無にすること古今例多し、懼べし、愼むべし、

夫口者關也、舌者機也、出言不當、駟馬不能追也、口者關也、舌者兵也、出言不當、反自傷也、

關は、物の出入する關門にたとへたるなり、機は、弩の引がねなり、引がねをはづせば、箭は躍出て、本返らず、云出したる詞は再び舌根にもどらぬことにたとへて云なり、駟は、四匹なり、一車に服る馬を云、

言出於己、不可止於人、行發於邇、不可止於遠、夫言行者、君子之樞機、樞機之發、榮辱之主、

言行ともに、其善其惡おのれより出で、おのれに返る、他人の身には止らずとなり、邇きは、おのれを云、遠きは、人を云、さりながら本文の云かた、些聞えかぬるなり、樞は、戸樞なり、樞機は、上文にいへる口は關なり舌は機なりと同意なり、樞機之發とは、言說するを云、道理に當ば、面目あり、道理に當らざれは、面目なし、故に榮辱の主と云なり、言說は、榮華と恥辱どの本主なり、

夫君子戒愼乎其所不覩、恐懼

は、虚妄なりと知べし、

夫仁者不妄爲、智者不妄動、擇是而爲之、計義而行之、故事立而功足恃也、身沒而名足稱也、雖有仁智、必以誠信爲本、故以誠信爲本者、謂之君子、以詐僞爲本者、謂之小人、君子雖殞、善名不滅、小人雖貴、惡名不除、

殞とは、困窮の地に居るを云、

愼密第七

夫修身正行、不可以不愼、謀慮機權、不可以不密、

謀は、計策を相談すること、慮は料簡を發すること、機權は臨機應變の意なり、愼とは、聊の小事をも、大事と念ふて、なげやりにせざるを云、密とは、事の隈々微塵の所までも、心を用ふる類を云、

憂患生於所忽、禍害興於細微、人臣不愼密者、多有終身之悔、故言易洩者、召禍之媒也、事不愼者、取敗之道也、

壁に耳、石の物いふためしあれば、忽にすべからずとなり、

明者視於無形、聰者聽於無聲、謀者謀於未兆、愼者愼於未成、不困在於早慮、不窮在於早豫、

無形無聲は、我耳目のとゞかざる所を云、聰明なる智者は、左やうの所までも、心を用ふるを云、未兆未成は、事のあらはれず、出來ざる前を云、豫は、前かどに

於斯三者何先、子曰、去兵、子貢曰、必不得已而去、於斯二者何先、曰、去食、自古皆有死、人無信不立、

足兵とは、武備を設ることなり、民信之とは、號令信實なれば、民も上を信じて、信實なるを云、もし號令信實ならねば、民も上を疑て、無信實になる、民無信實になれば、德義を失ふが故に、たとひ死を免ても、天地の間に立ことあたはず、餓て死するよりもおとれりと云意なり、たとひ國貧食乏くとも、民信實だにあれば、天の保護を得て、横死せざるの理あり、故に孔聖のをしへ如此、自古皆有死と云詞、嚴刻意には非ず、味ふべし、

體論曰、君子修身、莫善於誠信、夫誠信、君子所以事君上懷下人也、天不言而人推高焉、地不言而人推厚焉、四時不言而人與期焉、此以誠信爲本者也、故誠信者、天地之所守、而君子所貴也、

推とは、推量て、天を至高とし、地を至厚とするを云、與に期すとは、春夏秋冬は、常に時節をたがへぬものと定むる意なり、

傅子曰、言出於口、結於心、守以不移、故立其身、此君子之信也、故爲臣不信、不足以奉君、爲子不信、不足以事父、故臣以信忠其君、則君臣之道逾睦、子以信孝其父、則父子之情益隆、

口より出せし言を、心に結びとめて行ふと云說、よく信の字の義を申たり、何事も心に結びとめざること

則其花不成、夏之德暑、暑不信、則其物不長、秋之德雨、雨不信、則其穀不堅、冬之德寒、寒不信、則其地不剛、

天行地行は、天の道地の道と云が如し、不信とは、常法が違ふを云、

夫以天地之大、四時之化、猶不能以不信成物、況於人乎、故君臣不信、則國政不安、父子不信、則家道不睦、兄弟不信、則其情不親、朋友不信、則其交易絕、夫可與爲始、可與爲終者、其唯信乎、信而又信、重襲於身、則可以暢於神明、通於天地、

信實ならざれば、五倫の交りも和順せず、身の行に信實をかさぬれば、天地鬼神も感應すべし、信實は、萬事の終始なりと云意なり、

昔魯哀公問於孔子曰、請問取人之道、孔子對曰、弓調而後求勁焉、馬服而後求良焉、士必愨信而後求智焉、若士不愨信而有智能、譬之豺狼不可近也、

古へ孔子の頃までは、騎馬のことなし、馬は唯車を牽せるのみなり、故に車に服習たることを、馬服すと云なり、愨信は、俗にいふ律儀ものなり、弓調ずして勁ものは、必折る、馬服習せずして駿足なるは、必横さまに馳る、士律儀ならずして智能あれば、必姦雄の逆意ありて、人を噬んと欲するなり、

昔子貢問政、子曰、足食、足兵、人信之矣、子貢曰、必不得已而去、

りて云たるものなり、

誠信第六

凡人之情、莫不愛於誠信、誠信者、即其心易知、故孔子曰、爲上易事、爲下易知、

君誠信なれば、號令變ずることなき故に、つかへ安し、臣誠信なれば、忠義見え安きなり、誠の字は、元來學問修行の功積りて、性の德が一凝に凝たるを、誠と云、中庸の意味如此、因性の自然より出來る所爲をも誠と云、又つとめてすることも、性の自然の如くありて、聊か虛僞にてなき所爲を、誠と云なり、信の字は言行ともに常格ありてきつしりと、いつも異變なきを、信と云なり、因て疑念なきをも、信と云なり、畢竟後世云ところの誠信と云詞は、今の平語に、眞實と云意と相同じ、

非誠信、無以取愛於其君、非誠信、無以取親於百姓、故上下通誠者、則暗相信而不疑、其誠不通者、則近懷疑而不信、孔子曰、人而無信、不知其可、大車無輗、小車無軏、其何以行之哉、

大車は、俗にいふ荷ぐるま、牛に牽せるものなり、小車は、乘車にて、馬に牽せるものなり、轅の端の横木を、輗と云、轅の端上に曲る所を、軏と云、輗軏ともに、牛馬の頸木を縛著るものなり、大車無輗、小車無軏時は、牛馬に引せることならざるが故に、車は行ず、是譬なり、人の信實あるは、車の輗軏あるが如し、人もし信實の德なくば、天地の間に立ことも行こともなるまじと云意なり、

呂氏春秋曰、信之爲功大矣、天行不信、則不能成歲、地行不信、則草木不大、春之德風、風不信、

は、土の神なり稷は、田の神なり、王公は、土田を有たまふものなれば、國家を鎭護する臣を社稷の臣と云、

又曰、夫登高棟、臨危檐、而目不眴、心不懼者、此工匠之勇也、入深泉、刺蛟龍、抱黿鼉而出者、此漁父之勇也、入深山、刺猛獸、抱熊羆而出者、此獵夫之勇也、臨戰先登、暴骨流血不辭者、此武士之勇也、居於廣廷、作色端辯以犯君之嚴顏、前雖有乘軒之賞、未爲之動、後雖有斧鑕之誅、未爲之懼者、此忠臣之勇也、君子於此五者、以忠臣之勇爲貴也、

乘軒之賞は、君より車馬を賜ふて、大夫になるを云、斧は罪人を斬及ものなり、鑕は、罪人を斬あてものなり、

代要論曰、夫諫諍者、所以納君於道、矯枉正非、救上之謬也、上苟有謬而無救焉、則害於事、害於事則危、故論語曰、危而不持、顚而不扶、則將焉用彼相矣、然則扶危之道、莫過於諫、是以國之將興、貴在諫臣、家之將興、貴在諫子、若君父有非、臣子不諫、欲求國泰家榮、不可得也、

危而不持、顚而不扶とは、瞽者の手ひき男を、喩にと

新序曰、主暴不諫、非忠臣也、畏死不言、非勇士也、見過則諫、不用即死、忠之至也、晉平公問叔向曰、國家之患、孰爲大、對曰大臣重祿而不極諫、近臣畏罪而不敢言、下情不得上通、此患之大也、公曰、善、乃令曰、臣有欲進善言、而謁者不通、罪至死、

不用即死とは、君諫言を用ざれば、猶更命をすて、諫るを云、

說苑曰、從命利君、謂之順、從命病君、謂之諛、逆命利君、謂之忠、逆命病君、謂之亂、

順臣諛臣忠臣亂臣の四品を以て、君子小人、其道の相反ことを論せり、甚だ面白し、味ふべし、

君有過失、而不諫諍、將危國家、殞社稷、有能盡言於君、用則留、不用則去、謂之諫、用則可、不用則死、謂之諍、有能率羣下以諫君、君不能不聽、遂解國之大患、除國之大害、竟能尊主安國者、謂之輔、有能抗君之命、反君之事、以安國之危、除主之辱、而成國之大利者、謂之弼、故諫諍輔弼者、所謂社稷之臣、明君所貴也、

抗君之命とは、御意に負じと張合て諫るを云、反君之事とは、君の惡き所爲に反て、善政を行ふなり、社

及、君臣亦然、君所謂可、而有否焉、臣獻其否、以成其可、君所謂否、而有可焉、臣獻其可、以去其否、是以政平、而人無爭心、故詩曰、亦有和羹、既戒既平、今據不然、君所謂可、據亦曰可、君所謂否、據亦曰否、若以水濟水、誰能食之、同之不可也如是、

和は、彼と此と相合て、善に乘ざるを云、即ち君子の道なり、同は、不善に同意するを云、即ち小人之道なり、可否は、善惡の意なり、

家語曰、哀公問於孔子曰、子從父命、孝乎、臣從君命、忠乎、孔子不對、又問三、皆不對、趨而出、告於子貢曰、公問如此、爾以爲何如、子貢曰、子從父命、孝矣、臣從君命、忠矣、夫子奚疑焉、孔子曰、鄙哉爾不知也、昔萬乘之主有諍臣七人、則主無過擧、千乘之國有諍臣五人、則社稷不危、百乘之家有諍臣三人、則祿位不替、父有諍子、不陷無禮、士有諍友、不行不義、子從父命、奚詎爲孝、臣從君命、奚詎爲忠也、

家語は、後人妄りに添入たる文多し、此所引も、後人孝經の文を作りかえて家語に入たるものなり、孝經を以て正文とすべし、諍は、諫諍とつゞきて、過失を爭ひ諫むるの意なり、

附、然使主惡布於境內、聞於四隣、如此者亡國之臣也、是謂六邪、

候伺可否推因而附とは、君の善とすることと、善とせざることを伺知て、あしき事をば、皆君の所爲なりと推附て、外へ披露すると云意なり、

賢臣處六正之道、不行六邪術、故上安而下理、生則見樂、死則見思、此人臣之術也、

六邪の邪臣は、性の德を失ひたる、人面獸心の人なりと知べし、又所謂具臣も、論語に見えたる具臣とは、名は同くして、實は異と知べし、

匡諫第五

夫諫者、所以匡君於正也、易曰、王臣蹇蹇、匪躬之故、人臣之所以蹇蹇爲難而諫其君者、非爲身也、將欲以除君之過、矯君之失也、君有過失而不諫者、忠臣不忍爲也、

蹇蹇は、難義なることをするの意なり、爲難とは即ち難義をするなり、君を諫ることは、臣下の難義なり、されども忠臣は、君のあやちを打捨おくに忍びざるが故に、匡諫するとなり、

春秋傳曰、齊景公坐於遄臺、梁丘據馳而造焉、公曰唯據與我和夫、晏子曰、據亦同也、焉得爲和、公曰、和與同異乎、對曰、異、和如羹焉、水火醯醢鹽梅、以烹魚肉、宰夫和之、齊之以味、濟其不

近習の臣、又は奥女中に、君の好たまふことを、內證より聞つくろひ、それを知ざる顔にて、表向より君にまゐらせて、御意に叶ふどなり、よく諛臣の病根を發明せり、

三曰、中實詖險、外貌小謹、巧言令色、又心疾賢、所欲進、則明其美而隱其惡、所欲退、則明其過而匿其美、使主妄行過任、賞罰不當、號令不行、如此者、姦臣也、

妄行は、みだりに誅罰を行ふを云、過任は、あやまつて小人に事を任せて、賞恩を行ふを云、姦臣の所欲進ものは、必小人なり、所欲退ものは、必君子なり人主も姦臣に惑されて、妄行過任のことあるに至る、戒ざるべけんや、

四曰、智足以飾非、辯足以行說、反言易辭、而成文章、內離骨肉之親、外妬亂朝廷、如此者、讒臣也、

人を讒言するものは、是非善惡を、いろ〳〵に云かへて、詞に花をさかする故に、返言易辭而成文章と云り、

五曰、專權擅威、持操國事、以爲輕重於私門成黨、以富其家、又復增加威權、擅驕主命、以自貴顯、如此者、賊臣也、

爲輕重とは、權威を作ることを云、私門は、臣の家なり、

六曰、諂主以邪、墜主不義、朋黨比周、以蔽主明、入則辯言好辭、出則更復異其言語、使白黑無別、是非無間、伺候可否、推因而

事の成と敗との次第を知て、早く防て救ふのみならず、或は已に敗れたることをさへ、其初に引かへし、敗れの穴をふさぎ、源をたちきり、遂に禍をかへして福となすを云なり、

五曰、守文奉法、任官職事、辭祿讓賜、不受贈遺、衣服端齊、食飲節素、如此者、貞臣也、

文は、禮なり、節素は、儉約にして、華奢ならぬなり、貞は、節義の正くて、變ぜざるを云、

六曰、國家昏亂、所爲不諛、然而敢犯主之嚴顏、面言主之過失、不辭其誅、身死國安、不悔所行、如此者、直臣也、是謂六正、

直臣は、龍逢比干が類なり、

六邪、一曰、安官貪祿、營於私家、不務公事、懷其智、藏其能、主飢於論、渴於策、猶不肯盡節、容容乎與代沈浮、上下左右觀望、如此者、具臣也、

飢於論渴於策とは、君其人の策論を聞んと欲すること甚しきを云、與世沈浮するとは、流俗に從ふて世を渡ることを、流れ舟にたとへて云たるなり、容容はふらりとしたる意なり、上下左右觀望すとは、あたりほとりを見合せて、奉公を、うはの空にするを云、具臣は、臣下の頭員に入たるのみと云意なり、

二曰、主所言、皆曰善、主所爲、皆曰可、隱而求主之所好、而進之、以快主之耳目、偷合苟容、與主爲樂、不顧其後害、如此者、諛臣也、

辱者、禍福之門也、

門は、往來の戸口なり、榮れば、福來り、禍去なり、辱なれば、禍來り、福去なり、

何謂六正六邪、六正、一曰、萠芽未動、形兆未見、照然獨見存亡之機、得失之要、預禁乎未然之前、使主超然立乎顯榮之處、天下稱孝焉、如此者、聖臣也、

事の萠芽形兆、いまだあらはれざる先に、兎すれば存せん、兎あらば亡ん、角すれば得ん、角すれば失んと、其機要の所を、前廣より照見し、不善の起ざる以前に、君の心の非を正して、君の徳を顯し、君の家を榮させ、天下の人に、君を大孝なりと稱美さするは、聖臣の道ぞと云意なり、

二曰、虛心白意、進善通道、勉主以禮義、諭主以長策、將順其美、匡救其惡、功成事立、歸善於君、不敢獨伐其勞、如此者、大臣也、

長策は、長久の良策なり、

三曰、卑身賤體、夙興夜寐、進賢不懈、數稱於往古行事、以勵主意、庶幾有益、以安國家、如此者、忠臣也、

卑身賤體とは、おのれを謙恭にして、尊大にせざるを云、往古行事は、古昔聖賢の行事なり、

四曰、察見成敗、早防而救之、引而復之、塞其間、絕其源、轉禍以爲福、令君終世無憂、如此者、智臣也、

乎、故古之君子、先正其心、
天地の妙靈を、神明と云、天地の妙靈、我心に宿りますもの故に、我心は主人なり、妙靈は尊客の如し、因て心は神明の主といへるなり、統は、總統の意、俗語元占役と云が如し、我心天地妙靈の光輝を以て、事物の道理を照察て、事を執行ふが故に、萬理の統といへり、動不失正とは、言行ともに、正直の道をうしなはざるを云、正直とは、俗語まんろくと云意、即ち心の本體なり、神明もとより正直なり、我心も正直なれば、同氣相感ずるの理を以て、天地も感應したまふことなり、後儒は、心具衆理而應萬事といへり、我心内に衆理を具足すると云意なり、然らばいまだ事物に接ざる以前より、方寸の内に、森羅萬象を積おくとやいはん、然らば即物而窮其理といへるはいかに、頭上安頭とやいはん、三界唯一心の説に似て、不通の論なり、唯此章に、心は神明の主、萬理の統といへるは、好説なりと知べし、

夫不照於昧金、而照於瑩鏡者、以瑩能明也、不鑑於流波、而鑑於靜水者、以靜能清也、鏡水以明清之性、故能形物之形、見其善惡、而物無怨者、以鏡水至公而無私也、鏡水至公、猶免於怨、而況於人乎、

是まで公の字の功用を專ら說たり、

孔子曰、苟正其身、於從政乎何有、不能正其身、如正人何、又曰、其身正、不令而行、其身不正、雖令不從、

是より以下は、專ら正の字の功用を說なり、

說苑曰、人臣之行、有六正六邪、行六正則榮、犯六邪則辱、夫榮

公正第四

天無私覆、地無私載、日月無私燭、四時無私爲、忍所私而行大義、可謂公矣、

私とは、手前勝手をする意なり、公とは手前勝手を止て道義に順ふしかたを云、忍所私而行大義とは、衞の石碏、漢の金匹磾が、其子を殺て、其君に忠を立たる類を云なり、

智而用私、不若愚而用公、

王莽曹操が所爲の類は、智ありて私を用るものなり、

人臣之公者、理官事、則不營私家、在公門、則不言貨利、當公法、則不阿親戚、奉公擧賢、則不避仇讎、忠於事君、仁於利下、推之以恕道、行之以不黨、伊呂是也、故顯名存於今、是之謂公、

恕の道は、人の心を想像て、人の欲する所を行ふしかたなり、不黨は、依怙贔負せぬことなり、伊呂は、伊尹呂望なり、

理人之道萬端、所以行之在一、一者何、公而已矣、唯公心可以奉國、唯公心可以理家、公道行、則神明不勞、而邪自息、私道行、則刑罰繁、而邪不禁、故公之爲道也、言甚少、而用甚博、

手前勝手を欲すれば、妻子の間にだも行れず、故に公心可以理家といへり、

夫心者、神明之主、萬理之統也、動不失正、天地可感、而況於人

塞こと、たとへば日月の光明の如しと云意なり、趨捨は、用捨の意にて、人の好惡を云、禮俗は、禮法風俗なり、天下萬國さま〴〵に趨捨禮俗は異同あれども、各〳〵通達して、差支ることなきは、即ち大道の功用なりと云意なり、容成は、人の名なり、爲軒輔とは、黄帝軒轅氏の宰輔たりと云ことなり、傅説は殷高宗の宰相なり、

又曰、古之立德者、樂道而忘賤、故名不動心、樂道而忘貧、故利不動志、職繁而身逾逸、官大而事逾少、靜而無欲、澹而能閑、以此脩身、乃可謂知道矣、不知道者、釋其所已有、求其所未得、神勞於謀、智煩於事、福至則喜、禍至則憂、禍福萌生、終身不悟、此由於不知道也、

名不動心利不動志とは、名利のために動轉せざるを云、釋其所已有とは、おのれが性の德を失ふことを云、求其所未得とは、富貴を願ふを云、道に由時は福至り、道に由ざる時は禍至ること、必然の理なれども、終身不悟となり、

説苑曰、山致其高、而雲雨起焉、水致其深、而蛟龍生焉、君子致其道、而福祿歸焉、萬物得其本則生焉、百事得其道則成焉、

致すとは、推極る意なり、君子致其道とは、孝弟仁義の德行を愼行ふことを云、德行の君子は、天より福祿を賜ること、必然の理なり、故に福祿歸矣といへり、世の君子、其道を致さんとならば、先王孔子の道を學て、是をおのれに脩行すべし、學問せざれば、道の功用を聞たりとも、たとへば他人の財を計が如し、其身の利益にならぬことなり、

體道者は、無爲の道と相離ざる人を云、鬼は、鬼神なり、一心定るとは、無爲の道を誠に會得するを云、

文子曰、夫道者、無爲無形、內以修身、外以理人、故君臣有道即忠惠、父子有道即慈孝、士庶有道即相親、故有道即和同、無道即離貳、由是觀之、無道不宜也、

道は、虛象なり、君に在ては、惠を道とし、臣に在ては、忠を道とし、父に在ては、慈を道とし、子に在ては、孝を道とし、同輩に在ては、相親むを道とす、故に道は無爲無形なり、無爲無形なるが故に、其用甚だ廣しと云意なり、

管子曰、道者、一人用之、不聞有餘、天下行之、不聞不足、所謂道者、小取焉、則小得福、大取焉、則大得福、道者、所以正其身而淸其心者也、故道在身、則言自順、行自正、事君自忠、事父自孝、

管子の書も、周末戰國の學者僞撰したるもの故に、道の說、老莊家と同見なり、

淮南子曰、大道之行、猶日月、江南河北、不能易其所、馳騖千里、不能移其處、其趨捨禮俗、無所不通、是以容成得之而爲軒輔、傅說得之而爲殷相、故欲致魚者、先通水、欲致鳥者、先樹木、欲立忠者、先知道、

日月の光明は、天地の際に充滿するもの故に、江南にても河北にても、光明に異ことなし、千里の外に馳走しても、光明に變ことなし、大道も、天地の內に充

伊望之倫也、故道之所在、聖人尊之、

道を以て進退すれば、仕官をしても、隱遁をしても、皆其宜きを得ると云意なり、巣許は、巣父許由なり、伊望は伊尹呂望なり、

老子曰、道常無爲而無不爲、侯王若守之、萬物將自化、以道佐人主者、不以兵强於天下、夫佳兵者、不祥之器、故有道者不處、

老子は周末衰亂の世に在て、無爲の道を說たり、治亂盛衰は、必ず天運に因ことなれば、人力の及ざる所あり、聖智なき人なまく\に天下を治んとすれば、さまく\煩雜の事起りて、却て亂るものなれば、唯庶民の蠢動まゝに捨置がよし、捨置とても、火に入水に入ほどのことは、しださぬものなり、然れば民を治ざれども、人人なすべきほどのことは、庶民の方よりなして濟ことなりと、老子は見解して、道の常格は、無爲にして、自然に無不爲といへるなり、佳兵は、戰を好んで、孫吳が如く軍上手のものを云、不祥之器は、不吉の道具と云ことなり、不處とは、軍を好む國をきらひて、他所へ去を云、

又曰、上士聞道、勤而行之、中士聞道、若存若亡、下士聞道大笑也、不笑、不足以爲道、

上士は、賢人なり、中士は、其次なり、下士は、愚者なり、若存若亡とは、道に從ふこともあり、道に違ふこともありて、從ふとも云がたく、又違ふとも云かたしと云意なり、無爲の道は、それぞと際立ず、埒のつかぬやうなるもの故に、下士は嘲笑ふとなり、愚者に笑るゝほどに無爲にてすまし、萬事に手を出さぬ所が、即ち道の主意なりと、老子は說たり、

莊子曰、夫體道者、無天怨、無人非、無物累、無鬼責、一心定而萬事得、

而能剛、

埊は、地の字なり、即ち武后の作られたる字なり、武后は物ずきにて、數多文字を改作せり、稟授無形とは、精氣をあたへ、形體を作りて萬物を生ずることを云、小而能大也と云以下の四句は、道の變化無窮ことを申たるなり、抑此篇にいふところの道と云もの、六經論語孟子に説たる道の字と、意義大に異り、先王孔子の所謂道には非ず、老莊の説出したる道を、述たるものなり、老子の書を始めとして、莊列管晏申韓呂氏の類、すべて周末戰國諸子の書に説ところの道は、皆此本文の道と同義なり、漢より以後、儒者の説ところも亦然り、淮南子にいへる道も、即ち老莊の意なり、宋儒に至て、理氣と云二つの名目を立て、道は理氣を兼たるものといへり、老莊の道とするものは、德氣の二つを兼ていふ、即ち宋儒の理氣を兼たると相似たり、老莊宋儒の説、いづれも一わたりは聞えたることなれども、道は天地より先に在ものにて、天地をも此道が生せりと云ること、甚たしき僻論なり、畢竟佛氏の清淨本然如何却生山河大地と云の見解に陷るなり、源遠くして末益別と云べし、天地は、即ち鬼神の統名、德氣の合一なり、何物か天地に先だつものとせんや、老子の有物先天地生といひ、或は天地の先に理氣を立るの類、皆一家の説にて、先王孔子の聖訓に違ふ所あり、されば此篇に論ずる所の道は、老莊の道なりと片付て、深く泥ことなかれ、

夫知道者、必達於理、達於理者、必明於權、明於權者、不以物害己、言察於安危、寧於禍福、謹於去就、莫之能害也、

理は、事物當然の條理を云、權は、事物の理に就て、其中正を權を云、物は、富貴貧賤の類を云、去は、位を去なり、就は位に就なり、進退出處など云詞に同じ、

以此退居而閑遊、江海山林之士服、以此佐時而匡主、忠立名顯而身榮、退則巢許之流、進則

修身、知立行之本、

純孝者は、孝德に專一なる人なり、大義は、忠義を云、

欲尊其親、必先尊於君、欲安其家、必先安於國、故古之忠臣、先其君而後其親、先其國而後其家、何則、君者、親之本也、親非君而不存、國者、家之基也、家非國而不立、

此一節は、君臣の義を强くいはんとて、父子の親を抑ていへり、先王孔子の敎とは意味たがへり、先王孔子の敎は、孝を本として先とするなり、孝經に、夫孝は始於事親中於事君終於立身と云、資於事父以事君而敬同と云り、君父の間に、尊卑輕重を立べからず、然るを欲尊其親必先尊於君君者親之本也などいふの類、すべて强説なりと知べし、

昔楚恭王召令尹而謂之曰、常侍管蘇與我處、常勸我以道、正我以義、吾與處、不安也、不見、不思也、雖然吾有得也、其功不細、必厚祿之、乃拜管蘇爲上卿、若管蘇者、可謂至忠至正、能以道濟其君者也、

令尹は、官の名なり、楚の執政を、令尹と云、常侍も、官の名、近習役なり、

守道第三

夫道者、覆天載埊、高不可際、深不可測、苞裹萬物、稟授無形、舒之覆於六合、卷之不盈一握、小而能大、昧而能明、弱而能强、柔

母之側、不倦乎勞辱之事、見父母體之不安、則不能寢、見父母食之不飽、則不能食、見父母之有善、則欣喜而戴之、見父母之有過、則泣涕而諫之、孜孜爲此、以事其親、焉有爲人父母而憎之者也、

至孝の行を云なり、

人之事君也、使無難易、無所憚也、事無勞逸、無所避也、其見委任也、則不恃恩寵而加敬、其見遺忘也、則不敢怨恨而加勤、險易不革其心、安危不變其志、見君之一善、則竭力以顯譽、唯恐四海之不聞、見君之微過、則盡心而潛諫、唯慮一德之有失、孜孜爲此、以事其君、焉有爲人君主而憎之者也、

至忠の行を云なり、難は、むづかしきこと、易は、心やすきこと、使無難易とは、事をえりきらひせずして、御用に使るゝを云、勞は、ほねをり、逸は、らくなり、事に無勞逸とは、苦勞なことゝ、逸なことゝの差別をせずして、御用に立ことを云なり、

故事親而不爲親所知、是孝未至也、事君而不爲君所知、是忠未至也、古語云、欲求忠臣、出於孝子之門、非夫純孝者、則不能立大忠、夫純孝者、則能以大義

所以大臣必懷養人之德、而有恤下之心、利不可並、忠不可兼、不去小利、則大利不得、不去小忠、則大忠不至、故小利大利之殘也、小忠大忠之賊也、

小利は、いたづらに貢稅を責夫役に使ふのみの類を云、大利は民の生産を豐にし、孝悌忠信を敎るの類を云、小利を計を小忠と云、大利を謀を大忠と云、殘は、大利を損る也、賊は、大忠を傷るなり、

昔孔子曰、爲人下者、其猶土乎、種之則五穀生焉、掘之則甘泉出焉、草木殖焉、禽獸育焉、多其功而不言、此忠臣之道也、

土は功用多けれども、みづから其功勞をいはず、忠臣の道に譬べしとなり、

尙書曰、成王謂君陳曰、爾有嘉謀嘉猷、則入告爾后於內、爾乃順之於外曰、斯謀斯猷、惟我后之德、臣人咸若時、惟良顯哉、禮記曰、善則稱君、過則稱己、則人作忠、善則稱親、過則稱己、則人作孝、

此所引の尙書は、僞書の文なり、人臣おのれ嘉謀嘉猷ありて、是を其君に讓らんことは、誠に忠臣の爲なり、されども人君より、是を我に讓れよと、臣下に告べき道理なし、僞書の云ところは世の暗君の心なり、臣下諂諛を招くの端なりと知べし、禮記の語は、臣子忠孝の心を語りて、敎訓とせしものなり、弟子に告る師の詞なり、善訓と云べし、

昌言曰、人之事親也、不去乎父

命而自勤、不求容而自親、則君臣之道著也、

命は、君の命令なり、容は、君に取入んとすることなり、

至忠第二

蓋聞古之忠臣、事其君也、盡心焉、盡力焉、稱材居位、稱能受祿、不面譽以求親、不愉悦以苟合、公家之利、知無不爲、

忠臣は、おのれが才能を稱て、相當の祿位を受るとなり、公家之利は、君の御爲と云ことなり、

上足以尊主安國、下足以豊財阜人、內匡君之過、外揚君之美、不以邪損正、不以私害公、見善行之如不及、見賢擧之如不逮、竭力盡勞、而不望其報、程功積事、而不求其賞、務有益於國、務有濟於人、

阜人とは、民の生産を豊にするを云、報は、君の報禮なり、濟於人とは、民を教導することを云なり、

夫事君者、以忠正爲基、忠正者、以慈惠爲本、故爲臣不能慈惠於百姓、而曰忠正於其君者、斯非至忠也、

天下の政道と云は、民を治て仁ことを云なり、いたづらに貢税を催促し、夫役に使令することを云には非ず、諸侯各國の政道と云も、同然なり、故に百姓に慈惠ならざれば其君に忠正なりとは云べからず、君臣持合て、民を仁の義に乖く故なり、

是知君位尊高、九重奥絶、萬方之事、不可獨臨、故置群官、以備爪牙耳目、各盡其能、則天下自化、

爪牙は、非常の捍衛に用ることに喩て云詞なり、自ら化すとは、自然とをさまることを云、

故冕旒垂拱、無爲於上者、人君之任也、憂國恤人、竭力於下者、人臣之職也、

冕は、かんふり、旒は、玉を貫たる絲にて、冕の飾なり、垂拱は、装束をして、手をこまぬくを云、冕旒垂拱は、屹としたる容儀を云のみ、

漢名臣奏曰、夫體有痛者、手不能無存、心有懼者、口不能勿言、忠臣之献直於君者、非願觸鱗犯上也、良由與君同體、憂患者深、志欲君之安也、

存は、存問の義にて、體の痛き處を、手にて撫る意なり、觸鱗とは、龍の喉の下に逆鱗あり、人これにさはれば、即ち傷られて死す、臣下或は君の怒に觸時は、殺害せらるゝことあり、因て君の怒にさはることを、龍の逆鱗に觸るに喩ふ、

陸賈典語曰、國之所以有臣、臣之所以事上、非但欲備員而已、天下至廣、庶事至繁、非一人之身所能周也、故分官列職、各守其位、處其位者、必荷其憂、臣之與主、同體合用、主之任臣、既如身之信手、臣之事主、亦如手之繫身、上下協心、以理國事、不俟

執政大臣を始めとして、凡そ高位にある臣下は、本文にいへる如く、君と憂喜を同すべきとなり、重き臣下の志、本文の如くなれば、羣下小吏に至るまで、忠義の心を起すことなり、君は上に憂れども、臣は下に樂むものあり、彼等は不忠の人なれども、昔より其類多し、戒ざるべけんや、

夫欲構大廈者、必藉衆材、雖楹柱棟梁、栱櫨榱桷、長短方圓所用各異、自非衆材同體、則不能成其構、爲國者亦猶是焉、雖人材能、天性殊稟、或仁或智、或武或文、然非君臣同體、則不能興其業、

宮殿は、衆材の持合にて成就し、國家は、君臣の持合にて平治するとなり、

故周書稱、殷紂有億兆夷人、離心離德、此其所以亡也、周武有亂臣十人、同心同德、此其所以興也、

夷人は、尋常の凡俗を云、離心離德は、同體に非るなり、此所引の周書は、僞書の文なり、

尙書曰、明四目、達四聰、謂舜求賢使代己視聽於四方也、昔屠蒯亦云、汝爲君目、將司明也、汝爲君耳、將司聽也、軒轅氏有四臣、以察四方、故尸子云、黃帝四目、

屠蒯が言は、左傳に見ゆ、軒轅氏は、即黃帝なり、黃帝四目は、舜の四目を明らかにすると同意なり、

臣軌

同體第一

夫人臣之於君也、猶四支之載元首、耳目之爲心使也、相須而後成體、相得而後成用、故臣之事君、猶子之事父、父子雖至親、猶未若君臣之同體也、

父子の親も、君臣の義も、皆人の天性より出たる道理なれば、優劣輕重の差別なしと知べし、父子は一體なり、君臣は同體なり、忠孝の道は、即ち此同一の中より出たるものと知べし、然るに父子雖至親猶未若君臣之同體といへるは、君臣の義を强くいはんが爲のみ、至言には非ず、

故虞書曰、臣作朕股肱耳目、余欲左右有人、汝翼、余欲宣力四方、汝爲、

是は舜の禹に告たまふ詞なり、臣は、大臣を云、有人、書經には有民に作れり、此に有人に改たるは、唐の太宗の名を世民と云たるゆゑに、民の字を諱て改たり、されども意は民ともに同じ、左右は、敎導する意なり、宣力四方とは、諸侯を治ることを云、汝は、禹を指て云、禹は、此時虞朝の大臣なり、

故知臣以君爲心、君以臣爲體、心安則體安、君泰則臣泰、未有心瘁於中而體悅於外、君憂於上而臣樂於下、古人所謂共其安危、同其休戚者、豈不信歟、

ふ、性緩人は、弦を佩て我心を此物の如く、しやんと張つめんと思ふ、因て今此臣軌を、韋弦になぞらへ、訓戒の種とせよと云意なり、

察微之士、宜所三思、庶照鄙誠敬終高徳、凡諸章目列於後云、

察微とは深き微細の道理を明らめるなり、三思は、くりかへし思案するを云、章目は、目録なり、

然則君親既立、忠孝形焉、奉國奉家、率由之道寧二、事君事父、資敬之途斯一、臣子之義、其至矣乎、休戚是均、可不深鑒、

君臣父子、其恩義同一なるが故に至矣乎と云へり、人倫の中に就て、君臣父子の道、最も重きものなれば、至極の道理そといへり、君臣父子の際は、共に喜び、共に悲むべきはづの道理なれば、休戚是均しといへり、深く鑒るは、古の聖賢の言行、臣軌の中に書集めたることゞもを、鑒視すべしとなり、

夫麗容雖麗、猶待鏡以端形、明德雖明、終假言而榮行、今故以茲所撰、普錫具僚、誠非筆削之工、貴申裨導之益、

具僚は、羣臣を云、辭を綴りたる所は拙筆なれども、德義を裨導する益あるが故に、臣軌を拜覽せしむると云意なり、

何則、正言斯重、玄珠比而尚輕、巽語爲珍、蒼璧喩而非寶、是知贈人以財者、唯申即日之歡、贈人以言者、能致終身之福、

巽は、順なり、巽語は、道理に順ふ語なり、論語巽與之言と云詞を採たれども、論語の字義と違へり、即日の歡は、淺き當日の喜びと云意なり、

若使佩茲箴戒、同彼韋弦、修己必顧其規、立行每觀其則、自然榮隨歲積、慶與時新、家將國而共安、下與上而俱泰、

韋は、なめし革なり、弦は、弓のつるなり、性急なる人は、柔かなる韋を佩て、我心を此物の如くなさんと思

隆撫字心欲助成、
文伯は、魯の大夫なり、文伯が母、文伯既に政道に通達せしに、車の軸の正直堅固なる理を、大臣の行にたとへて、文伯を敎へたることあり、孟子の母は、みづから織かけたる機物を斷すてゝ、學者半途にて、止れば其功なきことと如此と云て、孟子を敎へたり、いづれも列女傳に見ゆ、

比者太子及王、已撰脩身之訓、群公列辟、未敷忠告之規、
太子は、中宗、王は、諸王子を云、羣公列辟は、大臣諸侯を云、脩身の訓とは、帝範を指て云、忠告は、信實に告諭を云、未敷忠告之規とは、いまだ臣下に示す規則の書なきを云、おのれ臣軌を作る緣起なり、

近以暇辰、遊心策府、聊因煒管、用寫虛襟、故綴叙所聞、以爲臣軌一部、想周朝之十亂、爰著十章、思殷室之兩臣、分爲兩卷、
十亂は、周の武王の亂臣十人なり、兩臣は、伊尹傅說なり、殷の賢臣なり、是は十章とし兩卷としたる緣起を云のみ、十章は、十篇を云、

所以發揮言行、鎔範身心、爲事上之軌模、作臣下之繩準、
すべて人の心づかぬ所を開示するを、發揮と云、鎔範は、善形を作り成る意なり、言行身心は、人臣の言行身心を云、

若乃遐想綿載、眇鑑前脩、莫不元首居尊、股肱宣力、資棟梁而成大厦、憑舟檝而濟巨川、唱和相依、同功共禮、
棟梁は、大臣、大厦は、王家、舟檝は、羣臣、巨川は、政事に喩ふ、君唱るときは臣和、唱和相依なり、

廼中廼外、思養之志靡殊、惟子惟臣、慈誘之情無隔、

中は、吾子を云、外は、臣下を云、臣子を愛養する心同一なる所が即坤元にて、吾心如此といへるなり、

常願甫彈微懇、上翊紫極、爰須衆僚、聿匡玄化、

紫極は、天子を云、玄化は、后の道を云、

伏以天皇明逾則哲、志切旁求、簪裾總川岳之靈、珩珮聚星辰之秀、羣英在職、衆彦分司、足以廣扇淳風、長隆寶祚、

天皇は、高宗を云、高宗を天皇と稱し、武后を天后と稱す、唐書に見えたり、皐陶謨に知人則哲といへり、哲は、智の徳を云、則哲は、右の語を截用ひて、高宗明らかなる目がねにて、賢者を擧用ること、例の智者よりも超まされりと云意なり、旁求は、高宗旁求賢材、の志はなはだ心切なりと云意なり、簪は、かんざし、裾は、裳すそ、珩珮は、佩物、皆衣冠の高官を指て云詞なり、川岳の靈、星辰の秀は、賢材に喩ふ、或は名山大川の靈氣、或は日月星の秀氣おのづから凝聚て、豪傑の人生る、朝廷の高官は、いづれもよのつねならぬ豪傑なりと云意なり、

但母之於子、慈愛特深、雖復已積忠良、猶且思垂勸勵、

高宗已に忠良の士を擧て、朝位に積おけども、慈母の心にては、猶又吾子中宗の爲に、羣臣を勸勵せんことを欲して、臣軌を作らんの念起れりと云なり、但し慈愛特深しなどゝいへるは、武后に於ては、虚言無信と云べし、さらば中宗を廢せるはいかに、すべて虚飾の詞なりと知べし、

昔文伯既達、仍加喩軸之言、孟軻已賢、更益斷機之誨、良以情

臣軌國字解

市川鶴鳴講

臣軌序

軌は、法なり、人臣の君につかへる法を述たる書なるが故に臣軌と名付く、帝範に對したる詞なり、

御撰

御撰は、御製と云に同じ、舊本卷末に、垂拱元年撰と云五字あり、垂拱は、唐の則天武后の年號なり、然れば此書は、武后の作なるべし、因て序文も、武后の自作なるが故に、御撰と云、武后は、唐の高宗の后なり、高宗崩して、子中宗即位せり、武后是を廢して廬陵王とし、中宗の弟旦を立るといへども、みづから朝政を聽て、垂拱と改元せり、

蓋聞惟天著象、庶品同於照臨、

惟地含章、群生等於亭育、

象は、日月星を云、庶品は、萬物を云、章は、地形さま〴〵あるを云、羣生も、萬物を云、亭育は、生育の意なり、天は、日月星を著して、萬物を照臨したまふ故に、庶の品類、同じく照臨の惠を受て生長し、地はさま〴〵の地形ありて其地形に隨て、又さま〴〵の物を生育したまふが故に、羣生ひとしく地の惠を受となり、發端に天地をいへることは、天は、君の象地は后の象なるが故に、下の文に忝位坤元といはんがために、先づ天地の德を云たるのみ、

朕以庸昧、忝位坤元、思齊厚載之仁、式罄普覃之惠、

坤元、厚載、普覃、いづれも地の德を云、思は語詞

臣軌目錄

選者、巋然獨存、媲美帝範、千載不朽、則立言之道、於斯爲盛、收前言往行、以資多識、述人臣之軌法、有裨益於世、豈可與兎園稗官令同類而議者哉、昔余客在平安、作國字解、授松栢堂、應其需也、以京師大火之年、先刊帝範、余既序之、嗣刊臣軌、於是又略陳君子不以人廢言之義、題其卷首、實余歸東都之翼年也、

寛政四年壬子夏六月

市川匡書于鶴鳴舍

臣軌國字解序

武曌其牝晨之雄乎、太宗嘗作帝範、貽其孫謀曰、修身治國、盡在其中、唯高宗庸愚、不能讀父書、乃遂釀成覆巢之禍、其謂之何、夫帝範成於太宗之誠、而臣軌成於武曌之僞者也、蠱高宗、虐其子、雌不雌、母不母、慮夫朝廷藩鎭、見其如是、或謀不軌、弄柔翰以警臣子、任酷吏以利爪牙、用此拑制天下、狡黠孰甚焉、雖然其殺唐子孫殆盡也、在太宗時、李淳風輩、已知其兆、則是其時遇陽九之運、而亙間一大陰毒、結爲牝晨之雄、亦未可知也、高宗不足適也、余嘗讀臣軌、嘉其包羅羣籍、援證該博、史稱后才明敏、涉獵文史、不其然乎、今夫君可以善君道、臣可以善臣道、固勿論已、即君而不辨臣道、何以令下也、即臣而不辨君道、何以扶上也、由是言之、帝範臣軌、譬若一轂璧焉、君子几案間、安得不置各一通、武曌可罪也、臣軌安可廢也、且夫南山之升、不足以書其惡、而其人與骨已朽久矣、而其所著

論語舜の韶樂を論じて、盡美又盡善といへる文に因て、みづからの聖德に及ばざることを殘念に思ふと云意なり、

況汝無纖毫之功、直緣基而履慶、

太子は天下に於て、すこしの功勞もなく、太宗の帝業を開きたる基によりて、福祿を受ることを云なり、

若崇善以廣德、則業泰而身安、若肆情以縱非、則業傾而身喪、

業は、王者の職位を云、

且成遲敗速者、國之基也、失易得難者、天之位也、可不惜哉、可不愼哉、

唯王者のみならず、一國一家の主といへども、千辛萬苦のなんぎを重ねざれば、其業を創て、其身を興すことあたはず、子孫に至り先祖の千辛萬苦を思はず、道にそむき、德をつとめざれば、一朝に禍敗及之いかにとなれば、此位は、天の位なり、萬物は、天の物なり、天は有德の善者に福をあたへて、無義の不善人には禍を降す、いかで不善人を天位におき、不善人に天物をあたへんや、唯一國一家の主のみならず、士農工商の輩といへども、天の報應は同じことなり、思ふべし、愼むべし、

帝範國字解　終

此非防欲也、
服翫は、きるもの、又手道具の類を云、不施の二字は、不弛の誤りなるべし、弛は、手をはなちて、棄ものにするを云、前は、目前なり、いろ〳〵の寶物を、目前にならべ樂で、棄かぬるは、慾をふせがざるなり、
雕楹刻桷、高臺深池每興其役、此非儉志也、
役は、普請の事なり、ふしんずきは、奢なり、儉約に非ず、
犬馬鷹鶻、無遠不致、此非節心也、
遠方より取よせる時は、費用多くして、無益なり、亦儉節の義に違ふ、
數有行幸、以亟人勞、此非屈己也、
王者の他行は、吏民の勞煩になる者なり、非屈己とは私欲を立とほすを云、
斯數事者、吾之深過也、勿以茲爲是而後法焉、
以上太宗のさんげなり、
但我濟育蒼生、其益多矣、平定區宇、其功大矣、
亂世には、民死亡して減少す、隋の暴亂を平治すること、實に太宗の功なり、故に民を濟て生育すと云、區宇は、四海の内を云、
益多損少、民不以爲怨、功大過微、德未以之虧、
益多功大とは、世の亂を治めたることを云、損少過微とは、上文懺悔の數事を云、
然猶盡美之蹤、於焉多愧、盡善之道、顧此懷慙、

易踐、

これ小人の心に因つて云たるものなり、君子より觀れば、道義にしたがふことはやすく、邪路にしたがふことはかたし、故に中庸に君子居易、小人行險、といへり、君子は大道のしたがひやすき所に居り、小人は邪路の險阻なる所を行と云ことなり、

小人皆俯從其易、不能力行其難、故禍敗及之、君子勞處其難、不能逸居其易、故福慶流之、

小人は私慾をほしいまゝにするが故に、邪徑のふみやすきに從ふ、君子は德義を悅ぶが故に、小人のしたがひかぬる大道に居るなり、禍敗の及ぶは、積惡の餘殃なり、福慶の流るゝは、積善の餘慶なり、

是知禍福無門、唯人所召、

禍の來るも、福の來るも、定りたる入口あるに非ず、人の善行惡行につれて、感招するものなり、

欲悔非於既往、唯愼過於將來、

既往は今日より以前なり、將來は今日より以後なり、前非を後悔するとも、其かひなし、唯此以後をつゝしめとなり、

擇哲王以師與、無以吾爲前鑑、

哲王は、古の聖王なり、吾とは、太宗みづからをいへり、下文皆しかり、前鑑は、手ほんなり、

夫取法於上、僅得爲中、取法於中、故其爲下、自非上德、不可效焉、

上は聖人を云、中は、賢人を云、下は、凡人を云、聖人をまなんで、僅に賢人となるべし、もし賢人を學ぶときは、凡夫にて終るべし、其師とする所のものよりは一等おとるが故に、上德の哲王を師匠とせよ、ゆめゆめ吾を手ほんにするなと云意なり、

吾在位以來、所制多矣、

是より以下、太宗みづから其誤りと其功とをいへり、

奇麗服翫、錦繡珠玉、不施於前、

或時は、文道まさりて、武道おとり、又或時は、武道まさりて、文道おとるなり、

武士儒人、焉可廢也、

彼聖人の道にても、武道を以て、文德の本とせり、皇和上古の風も、同意なりしに、中世より、唐の制度にならひて、文官武官を別ちて、文官を尊み、武官を卑くすることになりしより、皇威いつとなく衰へて、娬媚の風にのみなりゆく、さて鎌倉の時より以來又文德のことは、いつとなく、廢て、政法一切に武斷とはなりぬ、彼國も、漢より以來は、文官武官をたてわけて、武士をば賤しむる風俗に移りかはれり、共に古聖人の制に背けり、予一つのたとへを以て論せん、宰輔は手足なり、武道は骨なり、文德は肌肉なり、かくあれば一身の大段備れり、此一身を正路に取まはすものを、玄珠と云、玄珠は即ち仁を云、かくあれば、武士を廢することもならず、儒人を廢することもならず、且文武の二道、みな仁を以て大本とすると、意得べし、

○此十二條者、帝王之大綱也、

安危興廢、皆在茲乎、

是より帝範一部の總論なり、大綱は、失ふべからざる大法を云、

古人有言、非知之難、唯行不易、行之可勉、唯終實難、

道理を合點することはむづかしからず、道理のまゝに身を行ふことは、むづかしきものなり、因て身に行ふことを、力を入て勉めよ、誰も初めのとりかゝりはあれども、末までしとげることは、むづかしきものなりと云意なり、書經左傳の語をとれり、

是以暴亂之君、非獨明於惡路、聖哲之主、豈獨見善途、

暴亂の君といへども、善道をば知なり、知て從はざるが故に、惡路にのみ入なり、聖智の君も、善道のみを知と云には非ず、兼て惡路をも知なり、知といへどもしたがはぬ故に、惡路をば知ざるが如きなり、

良由大道遠而難遵、邪徑近而

至若長氣亘地、成敗定于鋒端、
巨浪滔天、興亡決乎一陣、
長氣は、殺氣塵氛の類、戰場の惡氣なり、巨浪は、鉦鼓人馬の聲にたとふ、
當此之時、則貴干戈而賤庠序、
庠序は、學文所の名なり、亂世には、武事を急用とし、學文のことは、第二の次なり、
及乎海岳既晏、波塵已消、
天下の亂、既に靜りたるを云、
偃七德之餘威、
偃は、伏おくなり、をさめて用ざるを云、七德は、一禁暴、二戢兵、三保大、四定功、五安民、六和衆、七豐財是を武の七德と云、左傳に見ゆ、此段の七德は、武德と云んに同じ、下文九功と云詞に對して、七德と云のみ、左傳にかぞへたるが如き、深意を用るには非ず唐の太宗七德の舞と云樂を作れり、是も左傳の語をとれり、

敷九功之大化、
九功は、治世の政敎を云、一に水、二に火、三に金、四に木、五に土、六に穀、是を六府と云、一に正德、二に利用、三に厚生、是を三事と云、六府は衣食を始め、すべて人間に用る所の萬物を生育して、不足なく通用するやうに、政法を立ることなり、三事は、民に德義を敎て、風俗を正しくする政道を正德と云、世上の器用を勝手便利に作り出し、無用のおごり道具を禁止する政道を、利用と云、民の生産を厚くして、手うすくせざるやうにせわをやく政法を、厚生と云、さて右の六府三事を、宜しく取あつかふて、其しるしあるを九功と云なり、洪範左傳に見ゆ、因て此段九功之大化は、治世の敎化を云と意得べし、
當乎此際、則輕甲冑而重詩書、
治世には、武事を第二の次にして、文德を專務とするを云、詩書は、すべての儒書を包て云なり、
是知文武二途、捨一不可、與時
優劣、各有其宜、

禮樂天下に行るゝ時は、人道さかりになるなり、人學文して、其德成就すれば、德の英華外にあらはるゝに因て、光身と云なり、

不臨深溪、不知地之厚、不遊文翰、不識智之源、

深溪の句は、たとへなり、文翰は、藝苑書圃などの詞に同じ、學文をするを云、聖賢の智をば、學文して識を云なり、

然則質蘊吳竿、非插羽不美、性懷辨慧、非積學不成、

吳竿は、善竹なり、竹の性質よきといへども、羽を插ざれば、矢の用をなさず、是たとへなり、人の性質利發なりとも、學文せざれば、材器成就せず、家語孔子子路の問答をとれり、

是以建明堂、立辟雍、

明堂辟雍は、王者宮殿の名なり、漢より以來、諸說誤り多し、今日を以ていへば、聖堂學館を建立することを云と意得べし、本文も漢儒の謬說を取て述たるのみなり、

博覽百家、研究六藝、

百家は、羣書を云、六藝は、詩書禮樂易春秋なり、研究は、六藝の義理を吟味するを云、

端拱而知天下、無爲而鑒古今、

端は、玄端と云禮服の名なり、拱は、手を組ことなり、端拱は、人君威儀をつくりて、朝堂の上に居たまふことを云、

飛英聲、騰茂實、光於天下、不朽者、其唯學乎、此崇文之術也、

英聲は、よきほまれなり、茂實は、盛德なり、上文建明堂と云より是までは、人君もみづから學文したまへば、あまたの利益あること、本文に述るが如しと云意なり、不朽とは、名實共に千歲に傳るを云、

○斯二者、遞爲國用、

二つの者は、閱武と崇文なり、

蛙ハ勇氣を賞美し、且禮をして過けれは、國中の士いよ〳〵武勇をはげみけるに因て、句踐つひに志願をとげたりと云故事あり、

徐偃棄武、終以喪邦、

徐の偃王、文德のみを好みて、武事に暗く、一朝に楚にほろぼされたり、說苑に見ゆ、

何則、越習其威、徐忘其備也、

武備は、文德の骨なり、其骨をうしなへば、文德も立ことあたはず、

孔子曰、不教民戰、是謂棄之、

平日軍のけいこをさせず、俄に合戰をさすれば、徒らに死傷多し、是民を野中に棄ると云ものなり、

故知弧矢立威、以利天下、此用兵之機也、

上古の聖人、始て弓矢を作り、武備の道を立て、天下の害を除く、易の係辭に見ゆ、機は、ぐあひを云、

崇文第十二

此篇は、文德を崇むことを論ず、

夫功成設樂、治定制禮、

聖人天下を治るの道は、禮樂二つのものを以て、至極の道具とす、禮は、貴賤尊卑をわかち、人に分限を守らしむるものなり、樂は風俗を改め正し、自然に正路に赴しむるものなり、合せていへば、禮樂ともに人の邪心を治め、人の性情を正しくするの道具なり、因て天下太平の上にて制作することなり、

禮樂之興、以儒爲本、

儒學盛りに行れて後に、制作を議定するを云、

弘風導俗、莫尙於文、敷教訓人、莫善於學、

文は、禮樂を云、學は、學校を建て、官人の子弟と、民の秀才なるものに、學文さするを云、

因文而隆道、假學以光身、

上の人だも、其おこなひ正路なれば、下の人は、下知を待ずして、非分のことはせぬなり、其身正則不レ令而行と云語に、本きていへり、

閲武第十一

此篇は、武事を檢分することを論ず、閲は、けんぶんするなり、

夫兵甲者、國之凶器也、

老子の語を取り、武事は、不吉の道具と云意なり、

土地雖レ廣、好レ戰則民彫、邦境雖レ安、忘レ戰則民殆、

しば〱戰ふときは、民つかれ果て、國の痛みとなるなり、又武を棄る時は、まさかの時、民きづかひ恐れて、用に立ざるなり、

彫非レ保レ全之術、殆非レ擬レ寇之方、

民つかるれば、十全の勝は、受合ふことならぬなり、氣づかひすれば、腰ぬけとなるが故に、敵はふせがれぬなり、

不レ可三以全除二、不レ可二以常用一、

天下を太平に治れば、兵事は常に用ることなし、されども下稽古をさせおけば、まさかの時に至りて、差つかへることなし、是全く除き去ざるのしかたなり、古語に、安不レ忘レ危、治不レ忘レ亂と云も、此旨なり、

故農隙講レ武、習二威儀一也、三年治兵、辨二等列一也、

左傳の語をとれり、習二威儀一とは、坐作進退の法より始て、軍禮軍容をけいこさするを云、辨二等列一とは、隊伍の次第、貴賤の差別を敎ふるを云、聖人の法に、四時農業の隙には、田獵にかこつけて、武事をならはし、三年目に大ならしをすることなり、治兵とは、大ならしのことをいふ、周禮左傳に見ゆ、

是以句踐軾レ蛙、卒成二霸業一、

軾は、車の上にて目禮をすることなり、霸は、諸侯の長を云、越王句踐呉を伐て、會稽の恥をきよめんことを欲し、兵を強くし、武を習はす、或時蛙合戰を見て、

罰を正くして、悪者を恐れしむること、たとへば畫刑不犯が如くすべし、さすれば、善人悪人まざるゝことなく、いかなる悪ものも、終には正路に立反りて、唯賞すべき善人のみ有て、罰すべき悪人なく、上の仁愛信義の德、天下に行わたりて、遠近の人、皆心を君によするとなり、遐は、遠きなり、邇は、近きなり、以上賞罰のことを總論す、

勤穡務農、則飢寒之患塞、遏奢禁麗、則豐厚之利興、

此以下務農の事を總論す、穡は、農事を云、塞は、止なり、奢麗を遏て禁ずるは、即ち浮華を禁絶するを云、豐厚の利は、民の衣食有餘ことを云なり、

且君子之化下、如風偃草、

下は上の仕置につれて、善にも惡にも、なびき從ふものなり、

上不節心、則下多逸志、

不節心とは、奢を好むを云、逸志は、樂をしたがるなり、君節儉をきらふて華奢を好むときは、下の人、其風俗に移り行て、民は農業の辛勞をきらひ、工商になるもの多し、百工も、手ぎはのみうつくしくて、性のもろき無用の器物を作り出し、商賈も、僞りがちにあきなふに因て、萬物の直段は、年々に高直になり、農民の作り出すべき五穀絲綿年々に不足すれば、奢の中に飢寒の災さへ加り、上下共に財用乏しく、困窮し、俄に質素節儉にせんことを謀るといへども、急に古風には立歸りがたし、かゝる畢竟、其本は君の奢りより起るが故に、上の人其心を節儉にせざれば、下の人らくをしたがると云なり、

君不約己、而禁人爲非、是猶惡火之燃、添薪望止其燄、忿池之濁、撓浪欲澄其流、不可得也、

上の人、其身を儉約せずして、下の奢を止むることはならざるを云、

莫若先正其身、則人不言而化矣、

○斯二者、制俗之機、

二つのものは、賞罰と務農なり、俗は、風俗なり、機は機會なり、政と云んに同じ、

子育黔黎、唯資威惠、

黔黎は、黒色なり、庶民は黒き頭巾をかぶる故に、黔首とも、黎民とも云なり、威は、刑罰なり、惠は、恩惠なり、

惠可懷也、則殊俗歸風、若披霜而照春日、

殊俗は、外國の人なり、君の恩賞正しくして、人の心をなづくべき誠あれば、夷狄の人までも、仁風に歸服するとなり、霜は、畏べきものなり、春の日は、愛すべきものなり、春の光りのどかにて、霜なき時節は、萬人の愛する所なり、故に喩とす、

威可懼也、則中華懾軌、若履刃而戴雷霆、

中華は中國なり、四海の內を云、軌は、法なり、刄と雷霆は、畏きものに喩ていへり、

必須威惠並施、剛柔兩用、畫刑不犯、移木無欺、

威惠は、賞罰の功なり、剛柔は賞罰の用なり、罪あれば必罰するを剛と云、功あれば必賞するを柔と云なり、畫刑は、聖人の法に、五刑の繪圖を、宮門の上に掛おきて、萬人に示すことあり、周禮諸書に見ゆ、民右の圖書を觀てさへ、刑法を畏れて、惡事をなさゞるを畫刑不犯と云なり、移木無欺とは、法令を定めし後、民をだますことなきにたとふ、上の人信を守ることを云なり、秦の商鞅、民に號令を出して云く、南門におく所の木を、北門へ移すものには、五十金の褒美をせんと云て、民一人木をうつすものありければ、果して五十金をあたへける故事あり、史記に見ゆ、

賞罰既明、則善惡斯別、仁信並著、則遐邇宅心、

恩賞の相違なきこと、たとへば移木無欺が如く、刑

は寒暑と云んが如し、

然而莫不帶犢佩牛、棄堅就僞、求伎巧之利、廢農桑之基、

犢は、子牛なり、農民は、牛馬を多く畜て、耕作採薪の用にすべき筈なるを、遊惰の民は、無用の兵器を好んで、武士のまねをしたがるものあり、牛馬を買べき銀錢を以て、刀劍を求て佩ゆるに、帶犢佩牛と云、漢の龔遂が言なり、漢書に見ゆ、堅きは、うはべは荒く見ゆれども、性の堅き器物を云、僞は、うはべのみうつくしくて、性のもろき器物を云、伎巧は、細工の上手を云、上の政教おこたれば、天下人の心、浮華を好むが故に、細工人も、器物を作るに、うはべのみきれいに、うつくしく、手ぎはを見せて、性合をば、もろく作り出して、利倍を取なり、これ農民又百工の心あしくなる所が、即ち天下の風俗あしきに移る所なり、桑は、蠶の食用なり、

以一人耕而百人食、其爲害也、甚於秋螟、

農民耕作の辛勞をきらふて、工商になるもの漸々あれば、耕さずして食ひ、織ずして衣もの多し、天下の衣食減少する本にして、其害螟災より甚しとなり、螟は、苗を食ふ蟲なり、

莫若禁絶浮華、勸課耕織、使民還其本、俗反其眞、

浮華は、うはべのうつしきことを云、即ちあしき工商の所爲を云なり、勸課は、すゝめ云付ることなり、本は、農業を云、眞は、正路を云、民の農業を逃れて工商になるものを禁絶して、農民に戻すことなり、かくすれば、風俗もおのづから正路に立かへる、是政道の簡要なり、

則競懷仁義之心、永絶貪殘之路、此務農之本也、

貪殘は、おのれが利倍を貪て、人を殘るを云、務農の政を行ふ時は、民の風俗も正しく、天下も富足するとなり、

務農第十

此篇は、天下を富すことを論ず、天下を富す道は、商賈を末業とし、農民を本業として、本業を務さするにあり、

夫食爲人天、農爲政本、

天と云は、至て重きものなりと云たとへ詞なり、食物乏しければ、活て居ることならず、故に食を人の天とは云なり、五穀を作り、木綿を作り、蠶を養ふて、布帛をおり出す類、皆農民の所爲なり、さて衣食に乏しければ、天下の人心、安堵せずして、上の政令も行れず、故に農業を政道の根本として世話をするなり、

倉廩實則知禮節、衣食乏則忘廉恥、

此二句、管子の語に本づく、廉恥は、德の名なり、義と不義との差別のきつと立て、義をたてぬくを廉と云、不義の行をはぢきらふを、恥と云、財用餘りあれば、人心正しく、不足なれば、人心正しからず、是必然の勢なり、されば政敎の本は國を富すに在り、もし天下困窮すれば、危亂の本なりと知べし、太平年久しき內には、國を富すの政道ぬけめありやすし、故に第十ヶ條に、務農のことを述たるなり、

故躬耕東郊、敬授民時、

聖人の制に、天子諸侯、春農業の初に、みづから耕作初をすることあり、漢より以後も、彼國の王は、右の禮を行ふ、別段に田をわけおきて、藉田と云、東郊は東の郭外なり、國語禮記等に見ゆ、民時は、農家の年中行事なり、此書ものを、上より農民へわたすことあり、堯典にみゆ、

國無九歲之儲、不足備水旱、家無一年之服、不足禦寒溫、

水損又は旱損にて、飢饉すること、いかやうに打つゞきても、九年を過ざるものなり、是自然の數なり、因て五穀を儲置こと、九年の食用に、事缺ざるやうにすれば、水旱あれども、痛むことなし、禮記王制に悉しく見ゆ、家は、庶人の家を云、服は、衣服なり、寒溫

寒暑風雨は、天の政令なり、政令とゝのふるは、天德の全きなり、政令節なきは、天德のまちがひなり、時無二疾疫一と、歲有二飢荒一とは、天德の得失に因てしかり、

仁愛下施、則人不二彫弊一、敎令失レ度、則政有二乖違一、

君の政令も、其德の得失に因て、人の傷みになることあり、又人の利益になることあるなり、彫弊は、人の痛みを云、度は、法なり、

防二其害源一、開二其利本一、顯レ罰以威レ之、明レ賞以化レ之、

罰して民の害を防ぎ、賞して民の利を開くなり、

威立則惡者懼、化行則善者勸、

罰は、惡きものを懲さんが爲なり、賞は、善きものを勸んがためなり、賞罰公正なる時は、惡きものは恐れて、善道に入ものなり、

適レ己而妨二於道一、不レ加二祿焉一、逆レ己而便二於國一、不レ施二刑焉一、

君の心にはかなへども、政道に害あるは、必巧言令色の人なり、故に賞をあたへず、君の心にはさかへども、國家の便利になるは、直言正行の人なり、故に罰すべからず、是賞罰に私なきなり、

故賞者不レ德レ君、功之所レ致也、罰者不レ怨レ上、罪之所レ當也、

上文の如くに、賞罰私なきが故に、恩賞を授ても、他人これを見て、功あるが故に、かく恩賞あり、君の私恩にはあらずと納得することなり、

故書曰、無レ偏無レ黨、王道蕩蕩、此賞罰之權也、

偏は、片手うちを云、黨は、依怙ひいきなり、蕩々は、廣大の意なり、王者の道は、賞罰に私なく、偏頗阿黨のことなきが故に、廣大なりと云意なり、書經洪範の語なり、權は、其宜しきをはかるを云、功あるものを賞し、罪あるものを罰することを云なり、

識神のはたらきありて、からくりの如きもの故に、五關と云なり、五關開く時は、千萬の慾起りて、心の鬼に責らるゝ故に、閉よと戒るなり、令德の盈るは、榮なり、安きなり、凶源の發るは、辱なり、危きなり、

是以丹桂抱蠹、終摧曜月之芳、朱火含烟、遂鬱凌雲之燄、

千慾內攻則凶源外發のことを、譬を以て重ね明すなり、爰に桂の木あり、常に月の光りに映じて芳し、然るに蠹と云蟲は、樹の心を食ふものなり、もし桂樹を食ふ時は、遂に食倒すに因て、月の光にかゝやくこともならざるなり、又朱砂を出す山は、常に火氣ありて烟を出す、年久しくふれば、遂には火氣もえあふれて、山をやき崩すことあり、蠹と朱火とは、人慾の私にたとふ、私慾を治めざれば、貴も賤しきも、必其身を害すとなり、

故知驕出於志、不節則志傾、慾生於身、不遏則身喪、

驕慾の二つは、丹桂の蠹、朱火の烟の如し、蟲去ざれば、樹枯る、火止ざれば、山崩る、樹の枯、山の崩るは、志の傾き、身の喪るに喩ふ、

故桀紂肆情而禍結、堯舜約己而福延、可不務乎、

情は、情慾なり、結ぶは、固なりて、ほどけがたきなり、約己とは、我心を檢束ることを云、

賞罰第九

此篇は、賞罰の二つは、政道の大柄なることを論ず、

夫天之育物、猶君之御物、天以寒暑爲德、君以仁愛爲心、

寒暑風雨、其節を失ふことなければ、萬物生育するが故に、天德といへり、

寒暑既調、則時無疾疫、風雨不節、則歲有飢荒、

に叡智聰明なればとて、自身智惠を出せば、臣下は其職に精を入れず、却て政事も行屆かざるものなり、守之以愚とは、自身の才覺を出さず、唯臣下に委任するを云なり、

不以身尊而驕人、不以德厚而矜物、

驕は、おのれを高ぶりて、我まゝをすることなり、矜はじまんをすることなり、二つの者は、惡德なり、

茅茨不剪、采椽不斲、舟車不飾、衣服無文、土階不崇、大羹不和、

宮殿を茅茨にして、簷口をそろへて剪ことをせず、采椽などを斲ることなく、土の階僅に三尺ほどの高さにして、後世の如く九尺五尺の高さにせず、皆古聖人の制なり、大羹は、周の世までも、祭饗に用る所の重き食物なり、鹽梅をせず、肉を水煮にしたるものなり、六句皆聖代の君節儉なりしことを云、

非憎榮而惡味、乃處薄而行儉、

榮は、榮耀なり、薄は、麁相なり、

故風淳俗朴、比屋可封、此節儉之德也、

比屋可封とは、古聖人の世は、風俗すべて宜き故に、不善の民なく、家並に土地知行を與へても、苦しからぬやうなりといふ意なり、

○斯二者榮辱之端、

二つの者は、誡盈崇儉なり、榮は、外聞よきなり、辱は外聞あしきなり、驕奢なれば辱をえる、節儉なれば、榮るなり、

奢儉由人、安危在己、

由人とは、由我なり、天のしわざに非ずとなり、在己とは、我身に在なり、我心のまに〳〵を云、

五關近閉、則令德遠盈、千慾內攻、則凶源外發、

五關は、眼耳鼻舌心の五つなり、關は、機關の義なり、

て、おのれが利分を計り、他の民を迷惑させて、運上銀を差出し、奸吏は陽公義を云立て、陰私欲を行ひ、民をせたげて、年貢運上などを取上る、かゝる弊數多增重すれば、農民商人共に、衣食のもとで乏しくなり、遂には民飢寒の災に因て、天下騷亂の本となることを戒るなり、

亂世之君、極其驕奢、恣其嗜欲、

驕は行跡のわがまゝなるを云、奢は、華美の物ずきを云、嗜欲は、即ち人慾の私なり、儉以養性靜以脩身の道にたがふなり、

土木衣緹繡、而民裋褐不全、

土木は、柱壁の類を云、緹は、染絹なり、繡は、織物なり、裋褐は、民の衣なり、宮室を美麗にして、民の困みをかまはぬことを云なり、

犬馬厭芻豢、而人糟糠不足、

芻豢は、美食を云、鳥獸のみを愛して、人の飢困を打すておくことを云なり、

故人神憤怨、上下乖離、佚樂未終、而傾危已至、此驕奢之忌也、

民は神の主也と云古語あり、君驕奢て、民を窮困せしむる故に、神は憤て、民は怨むるなり、さて君の惡德を改ざれば、下の心、皆上とそむきはなれて、天下の騷亂於是おこり、君も十分の樂みをなさゞる先に、國つぶれ危きことに至る、是驕奢の致す所にて畏忌べしとなり、

崇儉第八

此篇は、儉約を崇べきことを論ず、

夫聖代之君、存乎節儉、

節は、物事によきほどの際限を立るを云、儉は、入目を少き方に財用を遣ふを云、

富貴廣大、守之以約、叡智聰明、守之以愚、

約は、節儉なり、叡は、智の深きなり、人君いかに富貴廣大なればとて、奢を極る時は、國の亂を生ず、いか

とへば碁石の白黒を一つにかきまぜるが如き意なり、上の心いろ〳〵物ずきありて、騒々しき故に、下の人或は終年苦勞するもあり、又分限を守らずして、尊卑の差別亂るゝなり、民終年夫役などに苦勞すれば、耕作の事を專一にすることならずして、貧困の本となるが故に、上を怨るなり、政乖とは、下の人、上の心をまねて、いろ〳〵華奢の風俗に移り、僭上なることども出來るに就て、上の人も、是非なく、いろいろ法令を立て下を制せんとす、さあれば無理なる法令が出來るを云なり、

人主好奇伎淫聲、鷙鳥猛獸、遊幸無度、田獵不時、如此則傜役煩、

今の世にていへば、奇伎淫聲は、歌舞妓淨瑠璃の類なり、鷙鳥猛獸は、鶻鷹犬馬の類なり、無度不時とは、節限なく、時節なく、頻數を云、傜役は、民の夫役なり、煩は、事の繁多を云、

傜役煩、則人力竭、人力竭、則農商之業廢焉、

人力竭とは、くたびれるを云、民夫役にくたびれる時は、止ことを得ずして、耕作におこたり、あきなひにおこたり、おのづから世上衰微の本となる也、

人主好高臺深池、雕琢刻鏤、珠玉珍玩、黼黻絺綉、如此則賦斂重、

雕琢刻鏤は、ほりものをして、金玉を以て飾ることなり、宮殿と器用を包ていへり、黼黻絺綉は、ぬひ物おり物の類、うつくしき衣裳、其外すべてぬひ物おり物にて飾る物を云、賦斂重しとは、年貢をつよく取上ることなり、

賦斂重、則民財匱、民財匱、則飢寒之患生焉、

君一人の奢にて、費用多く、常法の入方にては、臨時の出方相應せず、因て年貢をつよく取上る、運上銀もいろ〳〵に名色を設けて取上る、此時奸民は閒に乘

は暗君の心にさはらず、

彼難受者、藥石之苦喉也、此易從者、鴆毒之甘口也、

藥石の二字は、古書の中に連言ゆゑに、爰にも藥石云云といへるのみ、石は、石針にて、砭ともいふものなれば、本より煮て飲ものに非ず、苦喉とは、ちと云にくきやうなれども、爰にては深く其義に拘らず、唯藥石の二字を、良藥を云と見ておくべし、鴆は、毒鳥の名なり、其羽を酒に漬て飲時は、人を殺となん、史記に、良藥苦口利於病、左傳に、宴安鴆毒不可懷也、といへる意なり、

故明主納諫、病就苦而能消、暗主從諛、命因甘而致殞、可不誡哉、

病は、我不善の事にたとふ、命殞とは、身亡國滅にたとふ、

誡盈第七

此篇は、太平久しき時は、奢侈のこと出來るもの故に、盈ることを誡て論ず、

夫君者、儉以養性、靜以脩身、

儉は、宮室車駕衣服飲食器用玩好の類、すべて華美にせざるを云、我身の奉養を儉素にするは、聖賢の大德なり、靜は、先王の禮制を守りて、政道に物ずきを出さぬことを云、凡て開國の君、又は中興の主は、儉素を以て本とすれども、太平の後には、其子孫に至りて、華奢に流れ、いろいろの物ずき出來て、天下の風俗も、それに移り、又先王の禮制善法も、くづれ行こと、自然の勢なりと云べし、これ盈れは溢の理ならずや、故に此書第七篇に至て、誡盈のことを論じ、儉と靜との德を以て、脩身の方とせり、意味深遠なりと知べし、

儉則民不勞、靜則下不擾、民勞則怨起、下擾則政乖、

勞は、夫役などに苦勞するを云、擾は、亂るなり、たと

斯乃暗主庸君、以之迷惑、忠臣孝子、所以泣寃、

庸君は、凡心の君なり、明君に非るを云、迷惑は、讒言にまよはさるゝを云、寃は無實の罪を蒙るを云、

故叢蘭欲茂、秋風敗之、王者欲明、讒人蔽之、此奸佞之危也、

叢蘭は、賢人にたとふ、秋風は、讒人にたとふ、明は、善惡を見わくるを云、讒人は君の目をくらますものなり、

○斯二者、昏明之本也、

二つのものは、納諫去讒の二事なり、明主は納諫、暗主は、從諛なり、

砥躬礪行、莫尚於忠言、毀德敗心、莫逾於讒佞、

砥躬とは、身を修ると云んが如し、礪行とは、德を勉ると云んが如し、

今人顏貌同於目際、猶不自瞻、況是非在無形、奚能自覩、

自身の顏かたちは、形あれども、吾目に見えず、我言行の是非は、形なければ、愈みづから分別し難しとなり、

何則、飾其容者、皆能窺於明鏡、脩其德者、不知訪於哲人、拒善自愚、何迷之甚、

吾容貌を、鏡を假て見る如く、吾德を修んとならば、智者に訪尋ねて、是非を分別すべき筈なるを、却て善言をこばみ、諛言を聽ことは、いかなる心ぞや、さあれば、自分の智を増ことはなくて、いよ〳〵愚暗になる、是甚しき迷ひなりとなり、

良由逆耳之辭難受、順心之說易從、

逆耳ものは、忠言なり、順心ものは、諛言なり、諛言

上懐其奸邪之志、怨富貴之不我先、

外面はへつらひ、内心はよこしまなるは、小人の性なり、忠賢の人より位の卑ことをきらひ、又我さきに富貴ならんことを願ふ、故に爭ひ競ふ心甚しきなり、

朋黨相持、無深而不入、比周相習、無高而不昇、

朋黨比周は、連衆を結びて、私欲を談合することなり、小人はたとへば、深淵の入にくきが如き所、高山の登りにくきが如き所までも、其邪計を行ふと云意なり、

令色巧言、以親於上、先意承旨以悅於君、

讒佞の人、其君に取入るの道を述るなり、先意承旨とは、未だ君の仰出しなき以前に、はや君の心を推量して、其事を行ふとなり、

是以朝有千臣、昭公去國而方悟、

宋の朝廷の臣千人、皆讒佞の輩なるを、昭公は良臣なりと意得て、これを悅び、我千人の臣、我を聖人なりといへば、我は必王となるべしと、常にいへり、遂に國亂れて、昭公他所へ逃れ去し時、始て千臣の奸邪なることを知となり、

弓無九石、宣王終身而不知、

石は、弓の重さを試の名なり、九石は、强弓なり、周の宣王强弓を引と自賛しければ、羣臣へつらひ僞て、御執の弓は、重九石ありと云、宣王さこそあらめと思ふて、一生羣臣の僞言をしらず、實は重さ四石の弓なりとなん、

以疎間親、宋有伊戾之禍、以邪敗正、楚有郄宛之誅、

疎は、他人なり、親は、親族なり、宋の伊戾は、太子を罪に落し、楚の費無極は、郄宛を殺す、皆奸邪の謀を行ふて、親族を害し、正人を殺せり、左傳に見ゆ、

不レ言、

臣下皆其口を閉て居るなり、惜祿とは、知行を取あげらるゝことを悲で、知行を貪りゐるを云、暗君の朝に仕へる大臣は、眞の賢者にあらざればなり、

恣二暴虐之心一、極二荒淫之志一、其爲二壅塞一、無三由自知一、

暴虐は、罪なき人を罪科に處し、或は手討などすることを云、荒淫は、酒色犬馬鵜鷹田獵等の遊樂に耽ることを云、壅塞は、君臣上下の交りふさがることなり、天地否の時節を云、臣下口を閉るに因て、暗君は身のあやまちを聞ことなく、あやまちはなきと思ふなり、

以爲德超二三皇一、材過二五帝一、至三於身亡國滅一、豈不レ悲矣、此拒レ諫之惡也、

材德昔の大聖人よりも勝れりと、益ほこるは、暗君の通例なり、これ秦の始皇隋の煬帝の輩なり、三皇五帝は、昔の大聖人を云、

去讒第六

此篇は讒佞の臣を退くることを論ず、賢士ありといへども、讒佞の臣を去ざれば、不意の惑を生じて、功を成ことかたし、されば求賢審官の事も、讒を去て、全く成就す、且諫を納ることも、君子小人の言をえらみわけざれば其詮なし、去讒を爰に論ずるゆゑんなり、

夫讒佞之徒、國之蟊賊也、

蟊賊は、苗を食ふ蟲なり、讒佞はいつともなく國を害するもの故に、彼蟲にたとへたり、

爭二榮華於旦夕一、競二勢利於市朝一、

榮華は、富貴の榮耀を云、富貴を得んと、朝夕相爭ふとなり、勢利は、權勢利潤を云、市朝は、朝廷と城下の市を云、公私のことにつけて、すべて、勢利を得んことを競ふとなり、二つの者は、小人の病根なり、

以二其諂諛之姿一、惡三忠賢之在二己

足と、文詞の陋拙とは、咎むることなかれとなり、

至若折檻壞疏、標之以作戒、

漢の朱雲、直言を申上て、成帝の心に忤、帝怒て、外へ引出さしむ、朱雲殿檻にすがりて引折たり、後に朱雲が罪を赦し、且檻を改め作らんとする時に、帝の云、損じたるまゝに、つくろひおきて、直言の臣の名を顯すべしといへり、檻は、階上の手すりなり、漢書に見ゆ、魏の文侯失言ありければ、樂師師經、悪をなげて、文侯を撞けるに、あたらず、疏に中りて、格子を打やぶりぬ、文侯怒て殺んとす、師經が曰、臣は桀紂が如き無道の惡言を申したる人を撞たり、吾君をつかんとするにはあらざりしと云ければ、文侯感賞して、師經を赦し、くづれたるなりに、窓を修補して、みづからの戒とせり、師經は盲人なり、疏は、すかし窓なり、說苑に見ゆ、

引裾却座、顯之以自非、

魏の文帝過失あり、又群臣の諫を聽ず、其座をたちて奥へ入んとする時、辛毘、帝の裾を引留て、直諫せしかば、遂に其諫に從へり、魏志に見ゆ、漢の景帝、愼夫人と云妾を寵愛して、皇后と同座せしむ、或時袁盎夫人の座を引下しかば、景帝夫人共に怒りけれども、袁盎が曰、尊卑の禮、正しければ、上下和合す、今妾を愛して、皇后と同座せしむるは、却て愼夫人のために、禍を招くの道なりと申しければ、帝も大に感心し、夫人も袁盎へ謝禮あり、漢書に見ゆ、

故忠者瀝其心、智者盡其策、臣無隔情於上、君能遍照於下、

上文の故事の如く、君だも臣下の諫を聽時は、君臣上下一體の義を全くすとなり、

昏主則不然、說者拒之以威、勸者窮之以罪、

昏主は學問をきらひ、おのれが私智をたのみて、聖人の道に昏君を云、道理を說ものをば、おそろしき威光だてを以ておどしつけ、善を勸るものをば、他の過失に因て罪するとなり、

大臣惜祿而莫諫、小臣畏誅而

人君は高殿の上に居て、奥ぶかく住て、目をつかひ玉ふ故に、耳に聞こと、目に見ること、すべて行居ざる間ちがひありとなり、聰明は、耳目を云、誠に深宮高閣の中に居玉ふ君は、世間の利害、萬民の悲歡も、見聞くはしからずと知べし、

恐有過而不聞、懼有闕而莫補、

人君見聞悉からねば、あやまち有やすし、すきま有やすし、過をきゝ、闕を補ふことは、諫を納るにしくものなし、

所以設鞀樹木、思獻替之謀、傾耳虛心、佇忠正之說、

鞀は、ふりつゞみと云ものゝ類なり、周の武王宮門の前に鞀をおきて四方の士、政事の得失を申上んと欲する者は、鞀を鳴し、武王鞀の聲を聞て、對面せりと云故事あり、獻替は、下より善事を獻上し、あしきことをは、替去んことを申上ると云意なり、又古聖人の世には、道路に木を立おきて、誰にても、政事のあしきことをば、右の木に書付させて、其子細を聞たり、因て誹謗の木と云、誠に深き慮なりと知べし、然るを、下々の人、政事の得失を批判すれば、上より禁斷して、或は刑罰に行ふこと、後世の政にあり、是秦の始皇が惡法なり、

言之而是、雖在僕隸芻蕘、猶不可棄、

僕隸は、奴僕の類を云、芻蕘は、草かり木こりの類を云、詩經に、文王詢于芻蕘、古語に、狂夫之言、聖人擇焉と云意也、

言之而非、雖在王侯卿相、未必可容、

其事の是非をぎんみせずして、輕きものゝ言をば必棄て用ず、重き人の言をば、枉てさへ聽こと、凡情の常にして、暗君の病なり、故に戒むるなり、

其義可觀、不責其辨、其理可用、不責其文、

臣下の言は、唯其義理の宜き所を賞味せよ、辨舌の不

を云、溟渤は、大海なり、

以海月之凝朗、猶假物而爲大、

海は凝ものなり、月は朗なるものなり、物は列宿と百川を指す、上文に云如く、明月さへ星輝の助けをかり、大海さへ百川の助けをかると云なり、

況君人御下、統極理時、獨運方寸之心、以括九區之内、不資衆力、何以成功、

統極とは、皇極を合せとることを云、皇極は、政治の根本を云なり、書經洪範に見ゆ、區は、しきりなり、九區は九州を云、天下と云んが如し、王者一人の心を以て四海の事を引くゝらんとす、是甚だ難事なり、故に多士衆賢の助けをかりて、其功を成就すると云意なり、即ち上文海月さへ物をかりて其大をなすと云喩への意なり、

必須明職審賢、擇才分祿、

衆賢の力によらざれば、國家は治らざる故に、役義のすぢを明らかに定て、賢才を其役々に申付け、其分限次第に祿位を分ち與へよとなり、

得其人、則風行化洽、失其用、則虧教傷民、

賢才を選みて、相應の人を得る時は、敎化必行れ、さもなければ害を生ずるなり、

書曰、則哲唯難、良可愼也、

虞書皐陶謨に、知人則哲、能官人といへる語を、剿とりたるものなり、哲は、智なり、よく人々の才能を知ことは、智者の事にして、人材は知がたきものなり、人君之道は、我智をはたらかするものに非ず、唯賢才の人を知て用るを、人君の智とす、さて衆人を見わくることは、大事にせねばならずと云意なり、

納諫第五

此篇は、臣下の諫言を聽納べきことを論ず、

夫王者高居深視、虧聽阻明、

牛を烹なべは、至て大きなる故に、雞の如き小き物を烹ときは、水を少し入れば、焦つき水をたんと入れば水くさくて、味なきなり、一鈞は重さ三十斤なり、小き器を云、筲は、一斗二升なり、わづかの米を云、器物も大小それ〳〵に用ひ方あり、兼備せざると云喩なり、

何則、大非小之量、輕非重之宜、

物各宜き所あり、人の才能もかくの如し、

今人智有長短、能有巨細、或充百而尙少、或統一而已多、

事を取あつかはするに、百事紛雜なれども、事もなげに能をさむる人あり、又一事を支配さするに、大造に思ふ人あり、是人々性質才智不同なるが故なり、

有輕材者、不可委以重任、有劣智者、不可責以大功、

輕材は、小器量なり、重任は、重き役なり、劣智は、卑劣なる了簡なり、二句、勞して功なきことを云、

君擇臣而授官、臣量己而受職、則委任責成、不勞而化、此設官之審也、

責成とは、成功を催促するを云なり、役わりの次第は、あやしくすべからずとなり、

○斯二者、治亂之源也、

此以下總論なり、二つの者は、求賢審官の道を云、其道を得れば治り、失ふ時は亂る、

立國制人、資股肱以合德、宣風導俗、俟賢明而寄心、

賢臣は、君の手足なり、明君は、必賢臣と德を合せ、心を寄せて、政教を行ふとなり、

是以列宿騰天、助陰光之夕照、百川決地、添溟渤之深源、

列宿は、二十八宿の星を云、陰光之夕照は、月の夜光

故明王之任人、如巧匠之制木、直者以爲轅、曲者以爲輪、長者以爲棟梁、短者以爲栱桷、無曲直長短、各有所施、

上手なる大工は、材木の曲直長短に隨て、それ〳〵に用立る故に、天下に棄材なきなり、

明王之任人、亦猶如是也、智者取其謀、愚者取其力、勇者取其威、怯者取其愼、無智愚勇怯、兼而用之、

取とは、用立るを云、愚癡の ものをば、あらわざの役に云付るなり、怯者は、臆病もの なり、天下に 棄士なきなり、

故良匠無棄材、明君無棄士、

此木はつかひにくし、彼木は用立ずとて、棄ものにするは下手大工なり、此人はこゝに癖がある、彼人はあそこに難があるとて棄ものにするは、暗君なりと知べし、

不以一惡忘其善、勿以小瑕掩其功、

一つ二つの了簡ちがひ、又少々のきずは、才能の人にも有ことなるを、毛を吹て疵を求る類は、明君のしわざにあらず、故に戒むなり、

割政分機、盡其所有、

諸役人を置ことは、政務を小割して、人々に分ち與るためなり、才能人々同じからず、其殊なる所に隨て、人々もちまへのはたらきを、用ひ盡すべしとなり、

然則函牛之鼎、不可處以烹雞、捕鼠之狸、不可使之搏獸、一鈞之器、不能容以江漢之流、百石之車、不可滿以斗筲之粟、

故舟航之絶海也、必假橈檝之功、鴻鵠之凌雲也、必因羽翮之用、帝王之治國也、必藉匡弼之資、

航も、舟なり、橈檝は、かいの類なり、鴻は雁の大きなるものなり、鵠は、大鳥、鶴に似て大きなるものなり、翮は、風切羽なり、匡弼はたゞしたすくると訓ず、宰輔の官を云、帝王の國家を治ることは必ず賢德の人を求て宰輔とし、其たすけに因て、太平を致すなり、たとへば、船の橈檝を得て、水をわたり、大鳥の羽翮に因て、天に翔ることを得るが如し、國の賢宰相あるは、船の橈檝、大鳥の羽翮あるが如しと云たとへなり、誠に賢臣乏き時は、聖主といへども、國家を治ることはあたはずと知べし、

故求之斯勞、任之則逸、

賢者を求ることに苦勞し玉ふは、人君の職なり、初め求るには苦勞すれども、賢者を得て、萬事を打任する時は、人君後日に安逸になり玉ふと云意なり、逸は、らくになるを云、

雖照車十二、黄金累千、豈如多士之隆、一賢之重、此求人之貴也、

車十二兩を照す珠あり、史記に見ゆ、多士は諸役人を云、一賢は賢宰相を云、執政の人賢德あれば、諸役人皆善良なり、されば天下の寶珠、萬千の黄金も、一賢人には及ざること明らかなり、

審官第四

此篇は、諸役人の次第を、其器量々々に從て、申付ることを論ず、審は、つまびらかにすることなり、

夫設官分職、所以闡化宣風、

衆官諸職を立ることは、風化を行んが爲なり、風化は自然と敎化することなり、

太公望渭水に釣して、隱れ居けるに、周の文王其賢を知て宰相とす、史記諸書に見ゆ、呂は太公の姓なり、

夷吾困於縲紲、

夷吾は、管仲が名なり、縲紲は、罪人を縛索なり、齊の公子糾、其弟桓公小白と戰て死す、管仲は、公子糾が傅なれば、敗軍の後、囚人となりしに、桓公其賢を聽て、罪を赦し、執政とす、左傳史記に見ゆ、

韓信斃於逃亡、

漢の高祖漢王たりし時、韓信重役に用ひられざるを憤りて、逃去る、漢王の家老蕭何、追かけて連歸り韓信は國士無雙なりと進めければ、漢王其言を聽て、大將とす、史記に見ゆ、

然而商湯不以鼎俎爲羞、

商湯は、即ち殷湯なり、鼎は、鍋なり、俎はまな板なり、湯王伊尹を用たることを云なり、

姬文不以屠釣爲恥、

姬は、周の姓なり、屠は、肉を料理することなり、文王太公望を用たることを云なり、

卒能獻規景亳、光啓殷朝、

規は法度なり、景亳は、地の名なり、殷の湯王、諸侯を景亳に會合して、下知せる時、伊尹法度を定めて、湯王に奉る、因て殷の威德、天下に行れけるを、光啓すと云なり、

執旄牧野、會昌周室、

周の文王の子武王、殷紂を伐し時、牧野と云地にて戰ふ、太公旄を執て軍師たり、遂に殷を亡し、天下を有つ、諸侯會合して、周室繁昌せしは、太公の勳功なりと云意なり、

齊成一匡之業、實資仲父之謀、

齊の桓公霸者となり、九合諸侯、一匡天下、是管仲が大功なり、仲父は、管仲を親み禮するの號、

漢以六合爲家、寔賴淮陰之策、

以六合爲家とは、四海を有つを云、韓信淮陰侯に封せらる、

太平を致すの道と云んが如し、堯賢者に命じて四岳の官とし、四方の諸侯を教導せしかば、四岳も堯の聖徳を輔佐して、成功ありしと云意なり、八元は八人の賢者なり、元は、奉行頭人になるべき德を云、恭己の二字は、論語に出づ、人君其德を守りて、自分にて作用することなく、賢者に任せて、萬事滯りなく、國家太平に治ることを云、舜の天下を治ること右の如し、唯八人の賢者を擧用て、太平の隆を致せりと云意なり、八元の事は、左傳に見ゆ、

士之居世、賢之立身、莫不戢翼隱鱗、俟風雲之運、懷奇蘊異、思會遇之秋、

戢翼隱鱗とは、賢士の其才能をあらはさず、隱居して運命を待にたとふ、たとへば大鳥の鳴ず飛ず、又龍の潛蟄て、天に冲り雲に乘べき時節を待が如し、風雲之運は、聖主賢臣相逢ことを得たる時節を云、龍吟ずれば雲起り、虎嘯けば風生ずと云語の意なり、懷奇蘊異とは、奇異智謀を畜おくを云、會遇之秋も、君臣出會の時節を云、

是以明君、傍求俊乂、博訪英才、搜揚仄陋、

俊乂は、賢人なり、搜揚は、尋求て位にあげ用るなり、仄陋は、民間の賢人なり、

不以卑而不用、不以辱而不尊、

卑賤の人は伊尹呂望の類なり、恥辱の人は、夷吾韓信の類なり、

昔伊尹有莘之媵臣、

殷の湯王未だ諸侯たりし時、有莘氏と云諸侯より婚娶す、伊尹は湯王の聖德を知て、仕官を求んとすれども、其由なし、因て媵臣となりて、湯王に相見し、食味を料理するの說を以て、天下を平治する道を述たり、湯王伊尹が賢を知て、宰相とし、遂に夏桀を亡ぼして、帝王となりぬ、史記諸書に見ゆ、媵臣は、婚女を送り居る役人なり、

呂望渭濱之賤老、

らに教化のまゝに従ふのみ、因て上のしわざを、下にて何とも批判することあたはずして、又下知に違ふものなしと云意なり、以上君體を重ねて論ぜり、此以下建親を再び論ず、

且敦穆九族、放勳流美於前、克諧蒸蒸、重華垂譽於後、

放勳は、帝堯の號なり、美は、美名なり、諧は和合なり、蒸々は、進む意なり、進で善に入るなり、重華は、帝舜の號なり、舜の父母は惡人なりしかども、舜よく孝德を以て和合し、父母ともに終に善人と成たり、書經に悉く見ゆ、

無以奸破義、無以疏間親、

奸佞の言を聽て、正義の言を用ひず、疎遠の讒を信じて、親族の恩に乖く時は、必亂害を生ず、故にこれを戒むるなり、

察之以明、撫之以德、則邦家俱泰、骨肉無虞、良爲美矣、

我明智を以て、人の言を察して、よく善惡を聞わくる時は、奸を以て義を破るの害なし、我恩德を以て、骨肉の親族を撫育すれば、疎を以て親を間るの害なし、骨肉は親族を云、無虞とは、心づかひのことなきなり、

求賢第三

此篇は、賢人を求むべきことを論ず、

夫國之匡輔、必待忠良、任使得其人、天下自治、

匡輔は、君を匡し君を輔の宰相を云ふ、任使は政事をまかせてさせることなり、

故堯命四岳、舜擧八元、以成恭己之隆、用贊欽明之道、

四岳は、堯の時の宰輔の官なり、四方の諸侯を支配することを掌の役なり、欽は、敬愼の義なり、欽明の二字は、書經堯典に見ゆ、欽明之道は、即ち聖德を以て

君德之弘、唯資博達、

君の德は、衆人の上に立者故に、狹ては、事に害あり、聖人の道を學で、其德を弘大にすべしと云意なり、資は、助けとすることなり、博達は學文の功なり、博學なれば、智見も通達す、達は、物に滯らざる意なり、

設令懸教、以術化民、

道術を以て民を導く時は、教令行れ易きなり、

應務適時、以道制物、

道術を以て事を定むれば、時務に應じて、事宜に違ふことなし、物は、政事を云、道術は、聖人の道術なり、

術以神隱爲妙、道以光大爲工、

神隱は、天にのつとりて行ふを云、論語に天何言哉、四時行焉、百物生焉、といへる意なり、別段に詭僞の術を用ることにあらず、光大は、地に法て行ふを云、

括蒼旻以體心、則民仰之而不測、

是術を以て民を化することを重ねいふなり、蒼旻は、天を云、天の所爲を引括て、我心を天と一體にして、民を教化する時は、我しわざも、神隱の妙に至る故に仰きて從はざるものなし、且民の心を以て、我しわざを窺測ることならざる故に、自然に善化を蒙るとなり、

苞厚地以爲量、則民循之而無端、

これ道を以て物を制することを重ね云なり、地は物を容ること量なし、山岳を載、河海を收るものなり、我器量を、地と一體にして、物を制する時は、我道も光大の工に至る、故に民したがふて、背ものなしとなり、無端とは、我道光大にして、際限なきが故に、民計り得ることならざるを云、

蕩蕩難名、宜其不違、

蕩々は、廣く遠き意なり、上文の如く、人主は、天地の德にのつとりて、民を化し、物を制すれば、民窺はかることならず、おもひはかることならずして、ひたす

親族が封ずるを、維城の固と云、京師の外城と云意なり、又盤石の基とも云、磐石は、動ざる意なり、

遂乃神器保於他人、社稷亡於異姓、

神器は、帝位を云、社の神、稷の神は、國土の鎮守にて、王者諸侯の祭る所なり、魏は晉の武帝に亡され、帝位をうばゝる、

故諺曰、流盡則源盡、條落則根枯、此之謂也、

川の流と、木の枝とは、親族に喩ふ、源と根とは、宗國にたとふ、

夫封之太強、則爲噬臍之患、致之太弱則無固本之隆、

宗族に土地を與へんに、其勢ひを甚だ强からしむるも、甚だ弱からしむるも、宜しからずと云なり、噬臍とは、後悔其詮なしと云たとへなり、

由此而言、莫若衆建宗親而少力使輕重相鎭、憂樂是同、

衆建は、親族をあまた王侯とすることなり、宗親は一門なり、少力とは、一門をたくさん大名にして、領知は少しづゝあたへるなり、さすれば、其勢力少き故に我まゝなどする氣づかひなしと云意なり、輕重相鎭とは、相互におもりとなりて危を救ひ、憂樂是同とは、相互に親愛さすると云意なり、

則上無猜忌之心、下無侵寃之慮、此封建之鑒也、

上文の如く、封建の制を宜しく定むる時は、上は王者の心に、宗親叛逆せんかと猜忌ことなく、下は、宗親の心に、王者より誅罸を被らんかと、思ひ過すことなしと云意なり、侵は、領知を削るゝことなり、寃は、無實の罪を得ることなり、

○斯二者、安國之基、

此以下は、總論なり、二つの者は、君體建親の道を云、

廣封懿親、過於古制、

漢の高祖、秦を滅し、楚に勝て、關中に帝都を定む、其時秦の親戚を棄去が故に、忽ち亡びたる、李斯が邪謀を鑑戒とし、因て王子弟を封じたり、然れども領地をあたふること、古の周制に比すれば、廣すぎたりとなり、策は、謀なり、懿は、美なり、

大則專都偶國、小則跨郡連州、

是古制に過たることを云なり、領知の大きなるものは、其都城の仕置を、おのれが自由にして、天子の下知を用ひず、又は他國と互にいきほひを張あふなり、偶は、匹敵の義にて、張あふ意なり、領知の小きものも、數郡を飛越し、數州を連ねて知行するなり、

末大則危、尾大難掉、

樹の根より枝大なれば、必ず枝が折るなり、獸の尾、其身より大なれば、うごかしにくし、末と尾とは、諸侯にたとふ、王者の自由になしがたきたとへなり、

六王懷叛逆之志、七國受鈇鉞之災、此皆地廣兵強、積勢之所致也、

六王は、淮南厲王、淮南王安、衡山王賜、趙王遂、濟北王興居、梁孝王武を云、七國は、楚王戊、呉王濞、燕王遂、濟南王辟光、菑川王賢、膠西王卬、膠東王雄渠を云、鈇は、質なり、人を腰斬する臺なり、鉞は、斧なり、腰斬の兵なり、六王七國、皆漢の親族なり、謀叛して誅伐せらる、漢書に本傳あり、

魏武創業、暗於遠圖、

魏の曹操、帝業を草創し、其子曹丕、漢を亡して、帝位に卽き、操を追謚して武帝と云、遠圖は、後世子孫に及ぼす善計なり、

子弟無一戸之民、宗室無立錐之地、

かくの如く親族を封建せざるが、遠圖に暗き所なり、

外無維城以自固、內無磐石以爲基、

親疎兩用、則并兼路塞、逆節不生、

安危盛衰は、常と變との時を云、同力一心とは、相親相助ることを云、遠近は、王都より近き國と遠き國とを云、親疎は、王者の近親と遠類とを云、相持兩用とは、王者の諸侯をあしらひ玉ふ所、偏頗有べからざることを云、幷兼は、强きものは、弱きものを伐て、其土地を幷せ取を云、逆節は叛逆を云なり、王者と諸侯との交り正路にて、又諸侯と諸侯の交りも正路なれば、人の土地をねらふ者なく、又謀反人も出來ることなしとなり、

昔周之興也、割裂山河、分王宗族、内有晉鄭之輔、外有魯衞之虞、故卜祚靈長、歷年數百、

晉鄭魯衞は、周の天子同姓の諸侯なり、晉鄭二國の君は、嘗て王朝に仕へて、政を補佐せり、故に内にといへり、虞は守備の意なり、祚は、王位なり、周天下を有つ始に、其世數を卜して、七百年の數を知たることあり、左傳に見ゆ、

秦之季、棄淳于之策、納李斯之謀、不親其親、獨智其智、顚覆莫持、二世而亡、

淳于越は親戚を封建せんことを勸め、李斯は封建を拒む、秦の始皇、李斯が謀を用ふ、始皇死し、二世胡亥即位して、間もなく秦亡びたり、史記に悉く見ゆ、

斯豈非枝葉扶疏則根柢難拔、股肱既隕則心腹無依者哉、

扶疏は、盛なる意なり、柢も、根本なり、周の封建は、其道宜し、たとへば樹木の枝葉繁る時は、其根本も固て堅固なるが如し、秦は封建の道を用ひず、たとへば人手足を失ふ時は、其心腹も因てよるべなくして死するが如しとなり、

漢祖初定關中、戒亡秦之失策、

志の至公ならんことをいへり、

非威德無以致遠、非慈厚無以懷民、

致遠とは、海外異國に及すを云、民は、海内の民なり、

撫九族以仁、接大臣以禮、

以仁とは、次篇にいへる建親の道を行ふことを云、禮を以て應接せざれば、大臣は君に叛ことあり、

奉先思孝、處後思恭、傾己勤勞、以行德義、此爲君之體也、

先は、先祖なり、先祖の後に居ては、恭敬を勤るなり、傾己とは、身を打はめるを云、勤勞は、骨折て勤るを云、

建親第二

此篇は、親族に土地をあたふることを論す、

夫六合曠道、大寶重任、

六合は、天下を云、曠道は、土地廣して遠きを云、大寶は、帝王の位を云、重任は、重き役目を云、天下を治ることは、役目の重きものなり、

曠道不可以偏制、故與人共治之、重任不可以獨居、故與人共守之、

此數句封建の主意を述るなり、廣き天下は、王者一人にて、手の廻るものにあらず、かゝる重き役目は、王者にて引受ては居られぬと云意なり、

是以封建親戚、以爲藩衞、

土地をあたへて領地さするを、封ずと云、建は、諸侯を立るを云なり、藩は、垣なり、衞は、守なり、諸侯は、王者の垣根となり、守護となりて、各其拜領の土地を治るものなり、

安危同力、盛衰一心、遠近相持、

帝範

君體第一

此篇は、人君の大體を論ず、

夫民者國之先、國者君之本、

人君は、先づ民を得て、而後に國土を得るなり、國土なければ、人君に非ず、故に國を本とし、君を末とす、一二三の次第を以ていはば、一は民なり、二は、國なり、三は君なり、故に明君は、民を惠ことを仁政の先務とするなり、

人主之體、如山嶽焉、高峻而不動、如日月焉、貞明、而普照、億兆之所瞻仰、天下之所歸往、

山嶽の句は、王位の堅固長久にして、動きなきに喩ふ、日月の句は、王德の昭明長久にして、暗からざるに喩ふ、高峻は至て高きを云、貞明は、いつも變らず明らかなるを云、王位の動きなきこと、太山の高きが如くなる時は、天下億兆の人仰き見て、愈高しと尊崇し、王德の明らかなること、日月の光りの如くなる時は、四海の外までも、靡從ざるものなしと云意なり、瞻仰は、のびあがりて望見ることなり、歸往は、歸服することなり、

寛大其志、足以兼苞、平正其心、足以制斷、

王者は四海を家とす、天下億兆の人は、皆其一家内の眷屬なり、されば依怙なく、偏頗なく、兼合せて、仁恩を與て治むるは、王者の志なり、然れども其志狹小なれば、兼合することあたはず、故に其志を寛大にせよと云なり、寛大は、天體の如く、ひろく大にもつことなり、制斷は、事の善惡を取捌くことなり、天下の事を依怙なく偏頗なく、とりさばくには、王者の心平らかに正しきこと、地形の如く有べしと云なり、人君心

又は人臣の行ふべき道を云、左傳に、敎子以義方といへり、庭訓は、子孫の敎を云、論語の詞に本づけり、

擢自維城之居、屬以少陽之任、

擢は、引あげるなり、維城は、王者の親族を云、詩經に宗子維城といへり、少陽之任は、太子の位に喩ふ、王子より升せて太子とせるを云、任は、役目の意、

未辨君臣之禮節、不知稼穡之艱難、

稼穡之難は、農民耕作の難業を云、是人君のしらで叶はざることなり、もし此難業をしらざる君は、驕奢淫泆の行ありて、民を愛する心なし、因て天下國家の危亂を生ずるなり、不知稼穡之艱難、書經の語なり、

余每此爲憂、未嘗不廢寢忘食、

太子幼年より慈愛を垂るのみにて、敎訓を加ることなきが故に、未だ政治の道を了簡する所あるまじ、太宗此事を苦勞にして、寢ても寢られず、食することをさへ忘却するとなり、

自軒昊以降、迄至周隋、經天緯地之君、纂業承基之主、興亡治亂、其道煥焉、

軒は、軒轅氏、昊は、少昊氏、皆上古の帝王なり、周は宇文周なり、經天緯地之君は、天地に法りて、天下を平治するの、大德ある人を云、即ち開國の君を指して云なり、纂業承基之主は、二世以下の君を指して云なり、興亡治亂の迹は、其代其代の史記に詳かなり、是を讀ときは、古今に通じて、善道も、惡き道も、明かに見ゆるとなり、

所以披鏡前蹤、博採史籍、聚其要言、以爲近誡云爾、

前蹤は古來の人君の行跡なり、鏡は、照し合せて考ることなり、史籍は、歷史なり、要言は簡要の言なり、近誡は、身の訓誡なり、

魚麗は、左傳に見ゆ、鶴翼は、孔明八陣の圖に見ゆ、皆備立の名目なり、陣は、陣の字と同じ、或時は敵陣と相對し、或時は敵兵に取圍るゝを云、合戰の辛勞を含て云意なり、

敵無大而必摧、兵何堅而不碎、

太宗鋒先の剛ことを云なり、

剪長鯨而清四海、掃欃槍而廓八紘、

海内靜謐し、天下清明になれるを云なり、長鯨は、惡黨の人に喩ふ、欃槍は、妖星の名、天下凶事ある時は、必あらはるゝなり、八紘は、八方と云んが如し、

既而承慶天潢、濫登璇極、

天潢は、兵を主る星の名なり、承慶天潢とは、天の助けを得て、合戰に勝利ありしを云なり、璇極は、天文を正す器の名なり、帝位にたとふ、

襲重光之永業、繼寶籙之隆基、

重光は、離卦の象、王者の光りを重るの義なり、寶籙は、帝王となるべき前表を記たる圖讖と云書を云なり、二句、前代に繼て、天下の主となれることを云、

戰戰兢兢、若臨深御朽、

戰々は、恐懼ことなり、兢々は、戒愼ことなり、臨深とは、深淵をのぞくなり、皆詩經の語なり、御朽とは朽索を手綱にして、馬を使ふことなり、書經の語なり、既に天下を有たる後は、政治にゆだんすまじきことを云なり、

日愼一日、思善始而令終、

人君即位の初には、政事を念入て愼み行へども、末年に至りては、をのづから心ゆるむ所出來て、驕奢淫泆の害を生ずること、古今其例多し、故に古書にのせたる聖賢の教戒に、始を善して終を令せんことを云たる語、あまた見えたり、

汝以幼年、偏鍾慈愛、義方多闕、庭訓有乖、

汝は、太宗の太子を指して云詞なり、義方は、人の子

先皇は、太宗の父高祖帝を指して云、神武は、神明勇武の德あるを云なり、周易屯象に云く、君子以經綸經綸は、絲を經て、織の下地を設くることを云、因て天下草昧の時節に一統平治するの道を經綸と云なり、屯卦は、即ち草昧の象なり、草昧とは天下亂れ立て、君臣仁義の道も明ちかならず、上下亂逆の時を云なり、經綸之會は、草昧の世に、王業を創べき時節ぞと云んが如し、會は、機會なり、

斬靈蛇而定王業、啓金鏡而握天樞、

斬靈蛇とは、漢の高祖の故事を借用たるのみ、啓金鏡とは、天下を平治するの道を行ふにたとへて云なり、鹽鐵論に、秦失金鏡淸明之道といへり、天樞は、北斗星の魁の第一星の名なり、天子の象なり、握天樞とは、帝王となるべき勢ひあるを云なり、

然猶五嶽含氣、三光戢曜、

五嶽は、五つの名山なり、太平の世には、佳氣と云目出たき烟氣を、山の頂より吐出す、三光は、日月星の光りなり、五嶽は、內に佳氣を含て、外に發せず、三光の曜も、未だ明らかならざるとは、海內靜謐ならざるに喩ふ、

豺狼尙梗、風塵未寧、

豺狼は、王位を望む謀叛人にたとふ、梗は、さはりあるなり風塵は戰場の土烟の類を云、

余以弱冠之年、懷慷慨之志、

弱冠は、二十歲ばかりの年齡を云、慷慨は、勇氣のりきみなり、太宗十八歲の時、義兵を起したり、

思靜大難以濟蒼生、

蒼生は萬民を云、隋の世の末に、天下亂れて、萬民大に難義せしを、靜謐にせんと思ふなり、

躬擐甲冑、親當矢石、

擐は、甲冑を衣ことなり、石は、石弩の類、親當矢石とは、味方の先陣に進んで、敵の矢玉の道に向ふなり、

夕對魚麗之陳、朝臨鶴翼之圍、

珪と對語させんが爲のみなり、唐堯の時、嬀水の淵より大龜圖を負て出、即ち虞舜の帝位に升るべき前表なり、因て唐堯も遂に天下を禪授け玉へりと云故事あり、天下を他人にゆづることは、誠に大事なり、聖人至公の大德に因てなり、唐堯の德、是に因て益たかし、故に薦唐堯之德といへり、一說に云、翠嬀は地名なり、翠嬀の淵より、大龜圖を負て出て、唐堯の帝位に升んことを薦たりといへり、

玄珪賜夏禹之功、

玄珪は、黑色の玉なり、夏の禹王水土を治て、大功あり、遂に虞舜の禪を受て、天下を有り、其前表に、天より禹に玄珪を賜ふと云故事あり、

丹烏呈祥、周開七百之祚、

周の武王、殷紂を征伐する時に、赤烏武王の陣屋を飛過て、火光みえたり、是殷紂を亡して、天下をたもち、七百年の王業を開つる吉瑞なりしと云故事あり、呈祥とは、吉瑞を示すことなり、祚は、帝王の位を云、

素靈表慶、漢啓重世之基、

漢の高祖卑賤なりし時、途中にて白蛇を斬殺しぬ、白蛇の母、老女と化し、哭て人に語て云く、白蛇は白帝の子なり、今赤帝の子に殺されたりと云故事あり、赤帝の子は即ち高祖を指して云、素靈は白帝の子の母なり、表慶とは、吉兆をあらはすなり、重世之基は、前漢後漢の世數合せて四百年なり、高祖果して天下を有て王業を開きたり、

由此而觀、帝王之業、非可以智競、不可以力爭者矣、

天下の主となることは、天より仰付らるゝことにて、人の智慧や、腕づくにしては、及ざることなりと云意なり、業は、つとめと云意なり、後漢の班彪が王命論の意と、全く同じ、

昔隋季版蕩、海內分崩、

版は、叛なり、蕩は、震動なり、隋の世の末に、惡政行れければ、萬民上を叛て、天下崩さわぎ立つ時に、唐の太宗兵を起して亂をしづめ終に天下を平治せり、

先皇以神武之姿、當經綸之會、

なり、天は君の象なり、地は、臣の象なり、

所以撫育黎元、陶均庶類、

君臣の道を立て、大德の人が、君の位に在す故に、天下善治ると云意なり、撫育は、父母の赤子を撫て育るに喩て、憐愍を加ることを云なり、陶均は、土を以て瓷物を作ること、即ち教化を施すことに譬て云なり、黎元庶類は、人民を指て云ふ、

自非克明克哲、允文允武、皇天眷命、曆數在躬、安可以濫握靈圖、叨臨神器、

明は、道理を見わくる德を云、哲は、智なり、賢才ある人を知わくる德を云、文は、禮樂を制作して、四海を教化する德を云、武は、世の亂を治めしづむる德を云、皇は、君なり、皇天は、天をあがめて云詞なり、眷命は、きつと目を付て、仰せ付ることなり、曆數在躬とは、帝王になるべき運命が、其身に備りて在と云ことなり、書經の語なり、握靈圖とは、帝王となるべき符命を得るを云、即ち天より物をかりて、人に示し玉ふ前表のことなり、靈圖は、河圖とも云ものなり、伏羲の世に、河より靈圖を得て、八卦を作れりと云故事あり、臨神器とは、帝位に升るを云、神器は、帝位のことなり、一章の旨は明哲文武の四德を兼備する人は、即ち聖人なり、聖人の帝運を身に得たるものは、必ず上天より目をつけ玉ひて、帝王になるべきことを仰付るに因て、遂に萬乘の位に升るなり、さやうになき人は、妄りに帝王となることあたはず、上天の眷命する所は、明哲文武の四德を兼備して、且亂世に生れ出たる聖人なりと云意なり、是此章の大旨なり、曆數在躬と云一句を、帝運を身に得たることとするは、書經の本義には非ず、後人注解のまちがひなれども、此序文に引ところは、即ちまちがひの注說を用て述たりと、意得べし、

是以翠嬀薦唐堯之德、

此以下四代の故事を引擧て、符命の證據とせり、嬀は、嬀水と云川の名なり、虞舜微賤なりし時に、陶器をして、住居し玉し所なり、翠は、青色なり、水の色は青きが故に、詞を飾りて翠嬀といへるのみ、下文の玄

帝範序國字解

市川鶴鳴 著

帝範序

範は、法則なり、帝範は、帝王天下を平治し玉ふべき法則と云意なり、されば帝王より以下一國一城の君、凡そ人の上に立て、下を取あつかふほどの人には、大に利益ある書なり、序は一部の書の主意は、かやう〳〵のわけなりと、云述ることなり、

御製

天子の著作を御製と云、帝範は唐太宗帝の作なり、人主の身を修、徳を樹るの道を論じて、其太子に授けたる書なり、因て此序文も太宗の自作なるが故に、御製と云なり、

余聞大德曰生、大寶曰位、

易係辭に曰、天地之大德曰生、聖人之大寶曰位といへり、生は、萬物を生育するを云、即ち仁徳を云なり、聖人は、天下四海を平治する大徳の人を云、位は、帝王の位なり、さて序文の意は、帝王は、天地の神祇を賛て、萬物を生育し玉ふべきものにして、是帝王の大德なり、萬物を生育するは、大仁の事にして、曾て萬物を傷害せず、生育と傷害とは、政道の善惡に在と知べし、さりながら、大徳の人といへども、帝王の位を得ざれば、天下を平治すること難し、既に天より其位を授け玉ふに因て、萬物を生育することを得たり、されば、其位は、天より授け玉へる重きものなるが故に大寶と云なり、

辨其上下、樹之君臣、

辨は差別をすることなり、天は上に在て尊く、地は下に居て卑し、是自然の理像なり、古の聖人、かの上天下地の理像を、分別合點して、君臣の道を立ると云意

帝範目錄

松栢堂、蓋有見乎此、乞予以國字解、予謂凡便幼冲者、莫若國字解焉、乃
太宗達觀之資、與其龍鳳之章、中外相稱、有此德而有此言、亦非綴文之
士喜建膚淺空議者比矣、考其要旨、殊未易讀、則此解豈唯爲幼冲而已
乎哉、詩云、貽厥孫謀、以燕翼子、假若仁人君子、斯編以備貽謀、其爲燕翼
也大矣、遂粗疏其義、以便一時顧問、

天明八年戊申春正月東都市川匡書于平安客舍

帝範國字解序

蓋姫周而後、身起自布衣、提三尺之劍、逐鹿中原、誅掎擊角、以英主稱於後世者、漢高爲首、光武次之、之二主者、固曹操桓溫所稱不可及焉、即彼輩、以其虎狼之心、呑噬一世、而猶且望風慕之、其爲英主可想已、劉季克武而不克文、文叔質勝而文不足、超二主而乘者、其唯唐太宗邪、太宗之於文武、脩而兼用之、是其所以優也、帝範十二條、規模宏遠、嘉言孔彰、自典謨而降、有裨益於袞職者、亦唯斯編之爲優、其傳之　吾國也舊矣、博士家以授

御讀、事見見行、刻本藤禮部光範菅博士淳高跋、維昔

皇朝遣使通志、嘉彼貞觀之政、有所擬議成章、并美斯編、而比弦韋、不亦宜乎、今夫人主之務、在學一字、不學德不成、德不成、雖讀斯編、恐不能竟其義、至若所謂術以神隨爲妙、道以光大爲工、茫乎昧乎、祇足生惑、平安

終篇に、門人堯舜より孔子までの道統を繫ると、同じ意なるべし、○孟子沒してより一千四百年の後、趙宋の世に至りて、周程張朱の諸賢かはる〴〵おこりて、不傳の學を遺經の中より發明し、前聖の道、又豁然として明なること、白日の青天に中するが如し、こゝに

をいて、孟子の期待する所あやまたず、後學の者、みな正路をふみ知りて、すゝみゆくことを得たり、天下何の幸か、これにしくことあらん、其恩澤かぎりなき者なり、

孟子示蒙句解　終

知レ之とは、其道を知るなり、それ聖人の出世を考るに、凡そ五百歳にして、すなはち興り出玉ふ、これ古來天運の常なり、この故に堯舜いで玉へば、一時の禹皐陶などは、親く見て、其道を知る、其後五百餘歳を歴て、成湯出玉ふ時は、堯舜の道を、きゝつたへて、これを知れり、然れども、これみな名世の聖賢なれば、必人にうけつたへて後に、これを知ると云にあらず、蓋し同時にあれば、臣は君を以て主とすべし、異世にあれば、後聖は前聖を以て師とすべきこと、當然なり、下の段も、亦これに同じ、

由レ湯至ニ於文王一、五-百有-餘歳、若ニ伊尹萊朱一、則見而知レ之、若ニ文王一、則聞而知レ之、

萊朱は湯の賢臣なり、或人の云く、即仲虺なりと、

由ニ文王一至ニ於孔子一、五-百有-餘-歳、若ニ太公望散宜生一、則見而知レ之、若ニ孔子一、則聞而知レ之、

散は姓、宜生は名、文王の賢臣なり、

由ニ孔子一而-來至ニ於今一、百有-餘-歳、去ニ聖-人之世一、若レ此其未レ遠也、近ニ聖人之居一、若レ此其甚也、

聖人の居は、魯を云、孟子の鄒と甚相近し、

然而無レ有ニ乎爾一、則亦無レ有ニ乎爾一、

爾りとは、如レ此と云義なり、見知聞知をさして云、これ云意は、もし今すでに見て知る者あることなくば、後世も亦聞て知る者あるまじきぞと、これ深く道統の斷絶することをなげくに似たり、然れども、つら〱其詞を味ひ見れば、我すなはち道統の傳を得たりとはあへていはざれども、自今の世の見知にあたれることを、辭することあたはず、又天理人性はいつまでもほろびざる者なれば、百世の下たりとも、この道を神會して心得する人あるべしと、思へる意、見えたり、七篇の書をはらんとする時に、中道邪説を辯明して、遂に歴聖相傳の統緒を以てこれを收む、論語の

亂信也、
佞は、佞人なり、辯舌ありて、是非をまぎらはす、これ義に似て義を亂るなり、利口は、くちときぞ、一言の間に僞を信にいひなす、これ信に似て信を亂るなり、

惡鄭聲恐其亂樂也、惡紫恐其亂朱也、
鄭聲は、鄭國の樂聲、淫樂なり、樂とは、雅樂をさす、淫聲は耳の私欲にそみやすきを以て、雅樂よりも好む者多し、これ樂を亂るなり、紫は間色、朱は正色なり、紫色は婉なる故に、目の私欲にそみやすきを以て、正色よりも好む者多し、これ朱を亂るなり、

惡鄕原、恐其亂德也、
鄕原の忠信廉潔、似て非なれども、世俗の好む所なるを以て、よく德を亂るなり、孟子聖語をひく意、此一句に重し、

君子反經而已矣、
これより孟子の語なり、此君子は、德と位とを兼て云、經は、常なり、萬世不易の常道を云、凡そ三綱五常より事物の細微に至るまで、皆經常の道理あり、これを心に得れば德と云、これを政に用れば、經と云なり、蓋し世道おとろへて、大經正しからざる時は、人々鄕原の如き異說つくりて、私を濟し、人をまどはす君子此時にあたりては、其己を脩め、人を治ること、唯常道にたちかへりて、これを正くするの外なし、

經正、則庶民興、
常道もとの如くに正くなる時は、庶民に感化して、この道にふりたつ、

庶民興、斯無邪慝矣、
慝は、惡なり、庶民正道に興起する時は、是非明かにして、まぎらはしからず、よりて邪惡の說ありといへども、以てこれを惑はすにたらず、

○孟子曰、由堯舜至於湯、五百有餘歲、若禹皐陶、則見而知之、若湯則聞而知之、

く、これを責刺せんとするにさすべき所なきぞ、

同乎流俗、合乎汙世、

流俗とは、風俗のくだれること、水の流れおつるが如くなるを云、これ一郷の俗をさす、汚世とは、ひろく世間の俗の汚れるを云、郷愿人にまじはるの術、世俗のくだれるも、にごれるも論ぜず、唯遠近の人に、みな合同してすぐす、即これ世に媚るのことなり、

居之似忠信、行之似廉潔、

居之とは、心をたてをくことを云、郷愿が心を立るの忠信、事を行ふの廉潔、みな眞實なる者にあらず、唯世俗の忠信廉潔と思へる所を以て、むかひつ、しさりつ、へわたりて、一つも心に本づき、理を正しうするのことなし、

衆皆悅之、自以爲是、而不可與入堯舜之道、故曰德之賊也、

郷愿の人となりかくの如くなる故に、諸人みな之を悅んで好み、ついに亦自これを是なりと思へるなり、されども畢竟是に似て非なるを以て、これと共に堯舜の道にいられず、これがために、自他の德みなそこなはるゝを以て、德の賊と云なり、蓋し堯舜の道は中道なり、狂狷はみな中にすぎたりといへども、これを裁正すれば、なを中道にすゝむべし、郷愿は反て中道に似たれども、元來似せ物なるによりて、ついに、眞的となる道理なきなり、或人の云く、中道はこれ瑕なきの玉、狂狷はこれ瑕あるの玉、郷愿はこれ瑕なき石の玉に似たる者なり、

孔子曰、惡似而非者、

此より又夫子の言をひきて、郷愿の世をまどはして、德の賊たることを明す、云意は、われ凡そ物の眞に似て、眞に非ざる者を惡むと、其事下に詳なり、

惡莠恐其亂苗、

莠は、苗に似たる草の名、人その苗にまぎれて、害なす故に、これを惡みてぬきすつ、こゝに借りて、似て非ざる道の人心を亂ることを云、

惡佞恐其亂義也、惡利口、恐其

曰、何以是嘐嘐也、言不顧行、行不顧言、則曰古之人、古之人、

これ郷愿が狂者をそしるの言なり、言顧行、行顧言とは、言と行とを、互に見あはせて、相たがはざるやうにすることを云、これ云意は、狂者何を以てか、かくの如くに嘐々と大言することぞ、われその言行を考れば、其行言に及ばずして、相顧みざる所あるに、なんぞ事だにあれば、すなはち古人を稱するやと、

行何爲踽踽涼涼、

これ又郷愿が狷者をそしるの言なり、踽々とは、ひとりゆきて、ゆきかぬる貌なり、涼々は、うすき義なり、人にしたしまれざることを云、これ云意は、狷者の行なんぞ必しも己をのみ堅く守り、ひとりたちて、ゆくさきはか〲しからず、一世の人に、うとみさけられてすぐるぞと、

生斯世也、爲斯世也、善斯可矣、

郷愿自らの志をのべて云く、人すでに此世に生るゝ時は、唯此世の人とこそなるべけれ、なべての人によき者とだに思はるれば、これまでにてよしと、

閹然媚於世也者、是郷原也、

これ孟子評斷の詞なり、閹然とは、とぢかくす意、媚るとは、人の氣にいらんことを求るの義なり、わが心底をとぢかくして、唯世の人の意にかなはんことのみ求るは、これ郷愿の行迹なり、

萬章曰、一郷皆稱原人焉、無所往而不爲原人、孔子以爲德之賊何哉、

章うたがはく、原も亦謹厚の名目なり、もし一郷の中にて原人と稱すれば、ゆくさきにて、原人たらずと云ことなし、然るに孔子なんぞ德の賊とするやと、

曰、非之無擧也、刺之無刺也、

非るとは、その大概あしきことを云、刺るとは、その過失をさし出して云なり、郷愿己を處するの術、よくわがすきまを、つくろひかざる故に、人その惡きとは知りながら、これを非議せんとするに、あぐべき所な

夷考其行、而不掩焉者也、

狂者の志かくの如くなれども、日用常行の道理を以てたいらかに考へみれば、行ふ所及ばずして、其いふ所を、おほひふさぐに、足らざる所ある者なり、

狂者又不可得、欲得不屑不潔之士而與之、是獧也、是又其次也、

これ上文に孔子狂狷を並に思へるとあるによりて、又狷者のことに及べり、不潔とは、無道非義の類をさす、これを屑しとせずとは、かりそめにも、これをすることを肯はざる義なり、云意は狂者又多く得がたき故に、その不潔の事を、肯てせざるの士を得て、これにくみせまく欲す、これ所謂狷者にして、又狂者の次なりと、蓋し狂者は知のすぎたる者なれども、其志す所大いにして、道にすゝむべし、狷者は行のすぎたる者なれども、守る所堅くして、其身を失はず、これみな聖人のとれる所なり、

孔子曰、過我門而不入我室、我不憾焉者、其惟郷原乎、

此より下は、萬章又郷愿のことをとはんとして、まづ夫子の言をひく、郷原とは、原は愿と同じ、つゝしむ義なり、郷俗の中にて、愿者と稱せらるゝ者にして、眞の愿者にあらず、聖人深く惡みて、痛く絶ち玉ふ故にの玉はく、もし我が門外をとをりながら、我が室中に入りてとはざれども、うらみと思はざる者は、それたゞ郷愿ばかりぞと、蓋し郷愿は、狂狷の如くに、一段の見識ある者にあらず、一心に唯人の我をよくいはんことのみをつとめて、我が身の至る所の淺深する所の是非を點検することに心を用ひざる者なり、

郷原德之賊也、

賊とは、そこなふ義なり、夫子すなはち郷愿を惡む意をの玉ふことかくの如し、蓋しその德に似て德にあらず、眞の德にまぎれて、害をなす故に、德の賊と云なり、

曰、何如斯可謂之郷原矣、

いかやうの人となりが、郷愿といはれたる者ぞと、

孟子曰、孔子不得中道而與之、必也狂獧乎、

これ聖語をひけり、孔子の字の下に、曰の字あるべし、中道とは、中庸の德ある者をさす、獧は、狷と同じ、中道の士を得て、これに與して、道をさづくることあたはずば、其他は必狂狷の士なるべし、

狂者進取、獧者有所不爲也、

これ夫子その狂狷をとる意をとけり、不爲とは、不善をせざるなり、狷者は耻を知り、身をいさぎよくし堅く守りて、せざる所あり、蓋し狂狷二士は、道を擔ふ力量ある故に、中道に次ぎては、これをとれるなり、

孔子豈不欲中道哉、不可必得、故思其次也、

これ孟子の言なり、孔子中道の士を得まく欲せざるにはあらねども、必しも得まじきによりて、其次なる狂狷を思へるとぞ、

敢問何如斯可謂狂矣、

萬章とふ、そのかみいかやうの人が、狂者とはいはれたる者ぞと、

曰、如琴張曾晳牧皮者、孔子之所謂狂矣、

琴張、姓は琴、名は牢、字は子張なり、其事莊子に出たり、曾晳のこと論語に見えたり、牧皮はいまだ詳ならず、云意は孔子の所謂狂とは、かやうの者なりと、

何以謂之狂也、

萬章又とへり、

曰、其志嘐嘐然曰、古之人、古之人、

嘐々とは、其志大いなるまゝに、其言の大いなるを云、これ云意は、狂者の志す所、其詞に出ること、嘐々然と大いにして、やゝもすれば、すなはち古の人古の人と稱して、何事にも古聖賢を擬するなり、

云、炙は、肉のあぶりものなり、

孟子曰、膾炙哉、

膾炙むましとぞ、

公孫丑曰、然則曾子何爲食膾炙、而不食羊棗、

膾炙羊棗、みな親のあまんずる所なるべきに、曾子なんぞ其美なる者を食して、不美なる者を食せざると、これ丑が疑ひの本意なり、

曰、膾炙所同也、羊棗所獨也、

膾炙は人の同く好む所なり、羊棗は曾晳が獨このむ所なり、

諱名不諱姓、姓所同也、名所獨也、

人の名をいみていはざれども、姓は則これをいまず、姓は世に同姓多く、名は其人ひとりの者なればなり、膾炙を食して、羊棗を食せざると、これに同じとぞ、

○萬章問曰、孔子在陳曰、盍歸乎來、

夫子諸國をへめぐり玉ふ後に、道の天下に行はれざらんを見て、陳より魯に歸らんとしての玉はく、今はなんぞ歸るまじきや、とかくに歸るべしと、來の字は、詞の助けなり、

吾黨之士狂簡、進取不忘其初、

吾黨とは、孔子のすみ玉ふ、闕里の鄉里をさす、狂とは、志す所の大いなるを云、簡とは行ふ所の略するを云、進取とは、道の高く遠き所を得んと求め望むなり、これ狂者の初より、習ひ來れるさがなるをば、なを忘れずして、改めざるぞ、夫子歸鄉して、かの舊習を正しなをして、道をさづけ、後世につたへんと思へるによりて、歸らんとの玉へるなり、

孔子在陳、何思魯之狂士、

萬章おもへらく、そのかみ孔門になを賢者あるべきをば、なんぞ狂士をとりわきて思へると、

得る時に、せまく欲すること、一つもあらば、今目にかくることあるべけれども、われは必みなすまじき所なり、而して我にありて守る所は、いづれの時も古聖賢の制法にして、分際をこえをかすことなき者なり、然れば我なんぞかの巍々然たる者を畏れんやと、○楊氏の云く、此章孟子己が長きを以て、人の短きにたくらぶ、なをこれらの氣象あり、孔子に在りては則これなし、

○孟子曰、養レ心莫レ善二於寡一レ欲、

養レ心とは、即心を内に存養するのことなり、欲とは、口鼻耳目四肢の欲する所を云、心を養ふの術、欲を制してすくなくするよりもよきことなし、其義は下に見えたり、

其爲レ人也寡レ欲、雖レ有二不レ存焉者一寡矣、其爲レ人也多レ欲、雖レ有二存焉者一寡矣、

天理人欲互にましおつる、多少によりて、本心の存亡これにかゝれり、この故に、凡そ人のなきことあたはざる所の欲といへども、多きまゝにして、節制せざる時は、ついに本心を失ふに至る、もしその私意に出たる欲ならば、必すみやかに克ちつくして、一毫もとゞむまじきこと勿論なり、これ學者の深くいましむべき所なり、○程子おもへらく、欲する所は、必しも沈み溺るゝを云のみにあらず唯わづかに向ふ所あれば即これ私欲なり、

○曾皙嗜二羊棗一、

羊棗は、羊矢棗なり、羊矢とは、羊の糞を云、棗の形小きにしてまろく、色黒し、羊矢に似たるによりて名づけり、曾皙このんでこれを食す、

而曾子不レ忍レ食二羊棗一、

曾皙死後、曾子羊棗を見ては、親の好めることを思ひて、必かなしめり、人そのこれを食せざるを見て、食ふに忍びずと云なり、曾子食せんとすれども、忍びずして食せずと云にはあらず、

公孫丑問曰、膾炙與二羊棗一孰美、

膾は、なますなり、肉をひえて、又ほそく切りたるを

はずといへども、亦一つもためにする所ありてこれをするにあらず、この故に、よく本性に反ることを得るなり、○聖人は天地と德を合せたる故に、そのする所をのづから天下の法となり、その値ふ所、をのづから天の命にかなふ、君子は此法を行ひて、命の來るにまかす、されども其德成れる至りは、亦聖人と一なり、

○孟子曰、說大人則藐之、勿視其巍巍然、

此大人は、當時の尊貴なる人をさす、巍々とは、富貴にして高く顯なる貌、大人にもの云時は、その巍々然たる榮耀の體をかろんじて、目にかくることなかるべし、よくかくの如くなる時は、則わが志のびやかにして、言語をつくすことを得るなり、

堂高數仞、榱題數尺、我得志弗爲也、

榱題とは、たるきばななり、其はねいたしたる處、數尺なれば、高堂にして大廈なり、これ即巍々然の一端、下文にあぐる所も亦然り、得志とは、われ大人の位を得て、志す所を行ふことを云、たとひ其力、これをすることを得るとも、必わがせざる所なりと、下みな同じ、

食前方丈、侍妾數百人、我得志弗爲也、

食饌前につらぬること、四方一丈にして、奉侍する妾婦、數百人なり、

般樂飲酒、驅騁田獵、後車千乘、我得志弗爲也、

驅騁は、車をはするなり、入てはあそびたのしみて酒宴し、出ては車をはせて田獵し、行く時は其ともぐるま千兩に至るなり、

在彼者皆我所不爲也、在我者皆古之制也、吾何畏彼哉、

云意は、大人にある、かくの如きの類、われもし志を

となり、これその守る所約ならずして、施す所の博からんことを求るの病なり、言近からずして、旨遠からんことを求るの病も、これに例して知るべし、

○孟子曰、堯舜性者也、

堯舜の聖德は、天性を全うして、けがしそこなふ所なく、生知安行して、脩爲工夫を借らず、これ聖人の至極なり、

湯武反之也、

之とは性をさす、湯武は脩爲工夫を用ひ、其性の本然に反りて聖人に至れるなり、

動容周旋中禮者盛德之至也、

此より以下は、性のまゝなる聖人のことを、詳にとく、動容とは、動きはたらく容儀なり、周旋は、めくりめくるなり、曲折の義にとる、凡そ動容の細微曲折に至るまで、こと〴〵くみな、自然にして禮節にあたるはこれ聖德の盛なる至りなり、

哭死而哀、非爲生者也、

此より又上文盛德の中につきて、各一事をあげて云、その死者を弔哭して哀むこと、生きてある親族の見るがためにせず、たゞ自然にして哀むばかりなり、

經德不回、非以干祿也、

經德とは、經はつねなり、孝弟忠信の類、平常の德行を云、これをすること、自然に正直にして、邪曲ならず、俸祿を求めんために、これをつとむるにあらざるなり、

言語必信、非以正行也、

言語必忠信なること、自然にその行事と一致なり、言行相正して、たがはじとするためにあらざるなり、以上の三つの類みな自然にして安行す、一つも意ありてこれをするにあらず、

君子行法以俟命而已矣、

此段は、反之のことを云、法とは、天理の當然なる處をさす、君子は常に當然の理を行ひて、吉凶禍福の天命は、到來にまかせて、これをまつ、少も計較して、これを求め、これをのがるゝ意なし、唯一向に法を行ふばかりなり、これいまだ自然にして意なきことあた

な穿踰の類にして、君子深くこれを惡めり、

○孟子曰、言近而指遠者、善言也、

指とは、味と趣きを云、凡そ言論の平近明白なる者は、きゝとりやすく、これをきゝいるゝにしたがひて、その滋味趣向いよ〳〵深く遠し、これ善言なり、もし徒に淺近のみなれば、善言にあらず、その偏曲隱怪なる説は、必ふさがりくらみて、其旨深遠ならずこれいよ〳〵不善り、

守約而施博者、善道也、

凡そ行ひ用るの道要約正的なる者は、行ひやすく、これを施し用るにしたがひて、其及ぶ所の博きこと、きはまりなし、工匠の規矩を用るが如し、これ善道なり、もし徒に約略のみなる者は、善道にあらず、その繁雜奇險なる道は、必さはりまどひて、その施す所廣博ならず、これいよ〳〵不善なり、

君子之言也、不下帶而道存焉、

古人はその見ること帶よりくだらず、然れば帶より上は、目前つねに見る、至りて近き處なり、云意は、君子のいふ所、目前のまぢかきことにして、其内に至極の道理存す、これ言近くして、旨遠きなり、

君子之守、脩其身而天下平、

君子の守る所は、身を脩るを以て要とす、よく其身を脩る時は、これを事業に措きて、家齊り、國治まり、天下平なるに至る、その施す所、順にしてやすき故に、その及ぶ所かぎりなし、これ守る所約にして、施すことの博きなり、

人病舍其田、而芸人之田、所求於人者重、而所以自任者輕、

人とは、上文の君子に對して、常人をさす、上二句は田の草とることを、借りて、下二句の意を起せるばかりなり、云意は、常人のしわざに、病ふべき所は、人を正すに責め求る所重くして、其身に反りて自脩ることをわすれ、凡そ己にあづかることを、わが任として、これに力を用ること輕きにあり、任とは、荷のこ

のことなり、これ人みな必ある所の、爲ざる事の實なり、餘の文義は上の段に同じ、

人能充無受爾汝之實、無所往而不爲義也、

爾は、なんぢ、汝は、なんぢらと云詞なり、實は、誠なり、これ上段の意を申ねとく、人或はためにする所ありて、人の我になんぢと云詞を、甘んじてうくることあれども、內心には必はぢいかりて、うけごはざる所あり、これ即誠實の眞情なり、人よくこの實を、推しひろめて充る時は、中心外事ゆく所として義ならずと云ことなし、蓋し穿踰のことは、奸惡の心あれども、罪を惧るゝがためにして、せざる者あり、爾汝を受けざる心は、最眞切にして、たれも自さとりやすきことなるによりて、ふたゝびこれをさし出して、人をして羞惡の心を擴充するに、手を下す處を知らしむ、

士未可以言而言、是以言餂之也、

人ともの云に、必しもいふまじき所を、つけまして、人を說き動かすことあるは、これその言ふ所を以て、人の感激を、探り取るなり、

可以言而不言、是以不言餂之也、

もしいひはたすべき所を、ことさらに默しひかへて、人にとひうかゞはしむるは、これそのいはざる所を以て、人の來問を探り取るなり、

是皆穿踰之類也、

上二段に云所、其事最隱微なりといへども、わが恩を賣るために、ひそかにこれをとる、これも亦穿踰の類なり、然るに士たる者といへども、或はあなどりかろしむる所より、おぼえずして、これを犯すことあり、よりて又これを例として、凡そ羞惡の心を推す者、必この類に至るまでも、こと〴〵くのぞきすてゝ、而して後によく其心を達して、をし充つとすることを示せり、○論語に云く、色厲而內荏、譬諸小人、其猶穿窬之盜也與表記に云く、君子不以色親人、情疏而貌親、在小人、則穿窬之盜也與と、これも亦み

科とは、しなゝり、凡そ人を敎るの法、德行言語政事文學等の、科條をまうけおきて、其人の才德にしたがひて敎へ成す、往者とは、今よりさきのことを云、すぎつるよしあしは、追てたづねきはめず、唯來りて敎をうくる者をば、うけて拒まずとぞ、

苟以是心至、斯受之而已矣、

云意は、もし道にむかふの心を以て至らば、すなはちこれを受けらるべきのみぞ、以前の必善なるべきまでは、夫子もうけあふことあたはじとなり、孔子互鄕の童子にあひ玉ふ意もかくの如し、或人の言聖賢の旨に、合ふことあるを以て、並びにこれを記せり、

○孟子曰、人皆有所不忍、達之於其所忍、仁也、

人みな必人のいたみに、忍びさる所あり、これ即惻隱の心にして、仁の端なり、然れども或は氣質の偏、物欲の蔽れによりて、此にはよくその忍びざる心を、推し及ぼせども、彼にはよくせざることあり、人よくその忍びざる心を、ひきのばして、そのなを忍ぶ所に通達する時は、事として仁ならずと云ことなし、これ仁人なり、

人皆有所不爲、達之於其所爲、義也、

人みな必かりそめにも爲ざる所あり、これ即羞惡の心にして、義の端なり、餘の文義は、上の段に同じ、

人能充無欲害人之心、而仁不可勝用也、

人を害せまく欲する心なきは、これ人みな必ある所の、忍びざる事實なり、よくこれをなをその忍ぶ所に達して、その分量にみてきはむる時は、仁の發用、きはまりつくることなし、不可勝用とは、用ひつくされぬと云義なり、

人能充無穿踰之心、而義不可勝用也、

穿は、穴をうがつ、踰は、屛をこす、みなぬすみをする

だ道をきかざる者は、必その才を恃にして妄行す、これその禍をとる所以なり、徐氏の云く、君子は其常をいふのみ、括死の道あり、もし幸にして免るゝことを得るとも、孟子の言はなを信なり、○或人おもへらく、道は以て才をおさむ、才は則道を行ふ所の者なり、もし才ありて道なき時は、以て禍をとるに足れり、道はたとへば主人の如し、才はたとへば奴僕の如し、奴僕ほしいまゝにして、主人のこれを制するなくば、豈その家ほろびざることを得んや、才に過あるにあらず、才を用る者の誤なり、蓋しいまだ道をきかざれば、小き才ある者、禍を招くのみにあらず、才いよ〱大いにして、禍いよ〱速なることあり、般紂智伯が如きこれなり、然れども其人いまだ仕へざる時は、才をたくましくする所なき故に、禍いまだ必しも遽に及ばず、この故に、孟子括が出仕るにをいて、その善く終へざらんことを知れり、

○孟子之滕、館於上宮、

上宮は旅館の名なり、

有業屨於牖上、館人求之弗得、

業屨とは、織りかけたる屨のいまだ成らざるを云、館人は、館主なり、蓋し屨は館主の作れる所、これを牖の上にをきたるが、うせて、たづぬれども得ざるなり、

或問之曰、若是乎從者之廋也、

從者とは、門人の從ひ來れる者をさす、或人此事を孟子に問て云く、かやうに夫子の從者、人の物をばとりかくせるにやと、

曰、子以是爲竊屨來與、

是とは、從者をさす、云意は、これらわれにつき學びて、これまで從ひ來れるほどの者を、子屨をぬすまんがために來ると、思へるかと、

曰、殆非也、

或人わがあやまりをさとりて云く、さきにいひつる所は、殆と非ならんと、

夫子之設科也、往者不追、來者不拒、

用其二而民有殍、

もし一時に其二つを併せとる時は、民力つがずして、餓殍あり、

用其三而父子離、

もし又一時に三つながらせめとる時は、民いよ〳〵たへずして、父子はなれちるに至る、蓋し民はこれ邦の本なり、よりて税斂急なる時は則其國必あやうし、戰國の時、民にとること定法なし、一時に二つをとり、三つをとり、又分外の賦征あり、この故に、孟子古法をつまびらかにあげて、今の虐政の害なすことをあらはせり、

○孟子曰、諸侯之寶三、

寶とは、これを重んじ、これを貴びて、敢てかろしめもてあそばざる者を云、三つの目下に見えたり、

土地人民政事、

土地は、即國土なり、人民は、土地を守る所の者、政事は、土地人民を治る所の者、これを諸侯の三寶とす、

寶珠玉者、殃必及身、

諸侯もし此三つを重貴せずして、無用の珠玉を寶愛する者は、殃必その身に及んで、子孫の世を待たぬなり、

○盆成括仕於齊、

盆成は姓、括は名なり、

孟子曰、死矣盆成括、

死なんとは、其終りを善くせじとなり、

盆成括見殺、

括果して殺されて死す、

門人問曰、夫子何以知其將見殺、曰、其爲人也小有才、未聞君子之大道也、則足以殺其軀而已矣、

君子の大道とは、仁義忠信これなり、才ありて、いま

らざるなり、

○孟子曰、逃墨必歸於楊、逃楊必歸於儒、

墨氏が兼愛は、外をつとめて、人情にとをし、楊氏が爲我は、太簡なれども、なを實に近し、この故にそのやうやく正道に反ること、大略かくの如くなり、

歸斯受之而已矣、

儒たる者、かれが陷り溺るゝことの久きをあはれみ、悔ひ悟ることの新なるをしりて、異端の逃れ來る者あらば、則うけいれて、これを敎ふべし、

今之與楊墨辯者、如追放豚、既入其苙、又從而招之、

苙とは、獸をいるゝ牢なり、招すとは、其足をのゝるそ、異端のすでに來歸する者を、これと辯論して、以前の失をせめとがむるは、これを放てる豚を追ひかへして、すでにもとの苙に入りたるを、又これにつきて、其足をほだすが如し、○此章聖賢の異端にをける、これを拒むこと甚きびしけれども、その來歸するにをいては、これを待することゆたかなることを見る、この故に、人かの說の邪曲なることをさとりて、又正きに反るの易きことを知る、仁の至り、義の盡せるなり、

○孟子曰、有布縷之征、

縷は、いとなり、征は、年貢なり、下同じ、

粟米之征、

粟は、もみよねなり、

力役之征、

力役は、人力の夫役なり、軍陣工作にとる、以上の三つは古今賦征の通法なり、

君子用其一、緩其二、

布縷は夏にとり、粟米は秋にとり、力役は冬にとる、これ定例なり、君子の政をするには、必この例をたかへず、一時に各たゞ一つをとりて用ひ、餘の二つは、ゆるべてとらず、

有諸己之謂信、

信は、實なり、その欲すべきは善、實に己にありて、善を好むこと、好色をこのむが如く、惡をにくむこと、惡臭をにくむが如くなるは、これ信人なり、程子おもへらく、士の難き所の者は、實に己にあるのみなり、實に己にある時は、則これに居ること安く、これに資ること深くして、美にして大なるにも、やうやくにしてすゝむべし、もし徒に欲すべき善あれども、あるが如くなきが如くなるのみなる時は、よく世俗にそみて、變せられざる者、鮮からん、

充實之謂美、

此より以下は善信を答るによりて、又段々をしあげて、かぞへきはむるなり、充實は、みちみつるなり、善の信なること、いよ〳〵學力をつみて、必ずその分量みちみつる時は、その美なること、內に至極して、外に求ることを待たず、これを美人と云なり、

充實而有光輝之謂大、

光輝は、ひかりかゞやくなり、內に充實する者の光輝又外容貌にあらはれ、事業に發する時は、德業ともに盛んなる至極にして、又此上に加ふべき所なし、よりてこれを大人と云なり、

大而化之之謂聖、

聖は、通ぜずと云所なき義なり、其明德毫忽の障りなく、天道と合一にして、人類の極致なり、蓋し美大はなを形狀の擬議すべき所あり、それ又融化して、其迹見えずなるに至る時は、則思はず勉めず、從容として道にあたるの聖人なり、これ人力の能する所にあらず、この故に張子の云く、大は爲つべし、化は爲つべからず、これを熟するにあるのみと、

聖而不可知之之謂神、

程子おもへらく、唯これ聖德の神妙にして、人の測り知ることあたはざるを云、聖人の上に、又一等の神人あるにあらず、

樂正子二之中、四之下也、

善信の間にありて、美大聖神の下なり、朱子の云く、二つの者の中にありと云時は、善に餘ありて、信にた

父子の恩愛は、仁を主とす、君臣の分限は、義を主とす、賓主の交際は、禮を主とす、而して人によりて厚薄ことなり、智者といへども、人の賢否を知りつくさゞる所あり、晏嬰が孔子を知らざるが如きこれなり、聖人といへども、ことゞゝく天道にあはざるあり、伯夷柳下惠の淸和一偏なるが如きこれなり、此五つの者も、亦みな其人の禀たる天命にして然り、

有レ性焉、

此性は、本然の理を以て云、理は命の不同にかゝはらずして、皆善なり、

君子不レ謂レ命也、

君子その性の理をつくす時は、此五つの命、みな變化して、至善なるべき故に、これを命といはずして、つとめて性の善にかへるなり、凡そ性命に、各理氣の辨ありといへども、混一にして、二つあるにあらず、然るに世の人は、上の五つの者を、性のある所として、これをほしいまゝにして、命のかぎりあることを知らず、下の五つの者を、命にうけたりといひて、これにゆだねて、性をつくすべきことを知らず、この故に孟子君子の道を以てこれを正し、各その重き所をあげて、以てこれを伸べて、かれを抑ふるなり、

○浩生不害問曰、

浩生は姓不害は名、齊人なり、

樂正子何人也、

その人品を問、

孟子曰、善人也、信人也、

義は下文に見えたり、

何謂レ善、何謂レ信、

不害とへり、

曰、可レ欲之謂レ善、

凡そ天下の理、その善なる者は欲すべし、その惡なる者は惡むべし、その人となり欲しくして、惡くからずば、これ善人なり、善は天性にして然るあり、又學力を以て至れるあり、

かづきふるゝ者なし、

望見馮婦趨而迎之、

諸人馮婦が來れるを見かけて、幸なりとして、わしりゆきて、これを迎へ、此虎をとらんことを請ふ、

馮婦攘臂下車、

馮婦虎をとらんとして、乘車よりおりたつ、

衆皆悅之、

人みな其ねがひをきゝうけたることを悅ぶ、

其爲士者笑之、

其中に士たる者は、かれが一たび改めつるわざを、又することをわらへり、蓋し此時齊王すでに孟子を用ることあたはず、孟子も亦國を去らんとするによりて、かくの如くいへり、

孟子曰、口之於味也、目之於色也、耳之於聲也、鼻之於臭也、四肢之於安佚也、性也、

此性は天性の形氣によりて發する所より云、この五つの者の欲も、亦みな人の天然にしてある所なる故に、性なりと云、

有命焉、

或は禀る所の分限により、或は遇ふ所の時節によりて五つの者、みなその欲するまゝにならざるは、これ又天命と云者のあるなり、

君子不謂性也、

君子は其命のある所を知りて、これに安んず、よりてこれをわが性のある所といひて、必その欲する所を得んことを求めず、唯貧賤の者、その願ひの如くすることあたはざるのみならず、富貴の極りといへども、亦みな其ほどよき限に止りて、すぐされざることも、亦これ命あればなり、

仁之於父子也、義之於君臣也、禮之於賓主也、智之於賢者也、聖人之於天道也、命也、

云、馬二疋かくればなり、蓋し城中の大路は、車九兩をならぶるほどなるによりて、車をひきひちらして、軌のあと淺し、城門は只一兩とをる故に、前後同じ處をひきて、軌のあと深し、その深きこと、一時に一車のとをるあとならんや、日久しくたびかさなりて然りと、云意は禹の時は、文王より前千餘年なる故に、其鐘の追、そこねてきれんとす、用る者の多き故にあらず、これを以て兩樂の優劣を議すべからずとなり、高子古樂のおもむきを知らずして、あさき所を以てとふ故に、孟子も亦これに答ること唯かくの如し、されども此章の文義もと分明ならず、これは唯從來相傳る一說なり、

○齊饑、

凶年にして、饑民多きぞ、

陳臻曰、國人皆以、夫子將復爲發棠、殆不可復、

棠は、齊の邑の名なり、さきに齊國凶年なりし時、孟子王をすゝめ、棠邑の倉をひらきて、貧窮の者をすくへり、よりて此たびも、國人孟子の又さきの如くにせらるゝことあらんと、ねがひ思へり、陳臻又自うかゞひとふ、此事はとんどふたゝびせらるまじきかと、殆とは、疑ふ詞なり、

孟子曰、是爲馮婦也、

馮婦は、人の姓名なり、孟子答への意をこれにことよせて云く、我これをふたゝびせば、これ馮婦がしわざをするなりと、其事は下に見えたり、

晉人有馮婦者、善搏虎、

其人强力にて、よく虎をてどりにす、

卒爲善士、

ついに其あらわざを改めて善き士人となれり、

則之野、

ある時野外にゆけり、

有衆逐虎、虎負嵎、莫之敢攖、

嵎は、山のくまなり、諸人ありて、虎を逐ひたてけるに、虎山嵎により居て人にむかふ、人あへてこれにち

介然用之而成路、

徑は、小路なり、蹊も亦みちなり、徑とは泛く云、蹊は人のふみわけてとをる處を云、介然は、たちまちの義なり、路は、大路なり、云意は、山路のつたひゆく處も、人これに由りて往來する時は、忽然として大路となるとなり、

爲間不用則茅塞之矣、

もしばらくもこれに由らざる時は、則又茅おひふさがりて、みちあかずなるぞ、此二段はたとへにして、正意は下文にあり、

今茅塞子之心矣、

これ茅を借りて、私欲となして云、蓋し人心一たび思ふ時は、即時に理明にして、内に主宰たり、これこれに由る時は、路となるなり、もししばらくもこれを放ちて、求ることを知らざれば、則又私欲みちふさがりて、わが身のありかをも知らず、これこれに由らざる時は、茅これをふさぐなり、人の心これ危く、道の心これ微なりと云ふこと、これによりて思ひみるべし、

○高子曰、禹之聲、尙文王之聲、

聲とは、樂音を云、禹の樂は、文王の樂にこえたるとなり、

孟子曰、何以言之、

高子が評論の意をとふ、

曰、以追蠡、

追とは、鐘をつりかくる處、俗に云龍頭なり、蠡とは、木をはむ蟲の名なり、禹の時の鐘今にある者、その追蟲のはめるが如くになりて、ちぎれんとす、これ其樂よきによりて、これを用る者多くして、かくの如し、而して文王の鐘は然らず、こゝを以て禹の樂の文王の樂にまさりたることを知ると、

曰、是奚足哉、

この事なんぞこれを知るに足らんやと、

城門之軌、兩馬之力與、

軌は、車輪のきしりたるあとなり、兩馬は、車一兩を

士憎茲多口、

憎は、增の字の誤なり、云意は、士たる者は、己が道を直くして、世の流俗にしたがはざる故に、ますます多くの人の口にかゝる者ぞと、程子おもへらく、小人多く不義を行へども、人却て其事をいはず、君子はいまだ一事をなさゞるに人すでに議論を生ず、これ亦理の常なり、この故に傷ふことなしと云、

詩云、憂心悄悄、慍于羣小、孔子也、

詩は、邶風柏舟の篇の詞なり、悄々とは、うれふる貌、羣小とは、多くの小人なり、これ衞の仁人、羣小人にいかられたることを、作りたる詩なり、孟子これを引ておもへらく、孔子の當時多く人にそしられ玉ふこと、此詩の詞にあたるべしと、

肆不殄厥慍、亦不殞厥問、文王也、

詩の大雅緜の篇の詞に、太王昆夷につかふる時、ついにかれがいかりをたつことあたはざれども、亦その身のほまれをおとさずと云を、孟子又これを引ておもへらく、文王の紂が難にあひ玉ふ時も、亦かくの如くなれば、此詩の詞にあたるべしと、蓋し此二段聖人だも人のそしりをまぬかれざることをあげて、上文傷ふことなきの意を足す○尹氏おもへらく、人もしわれをそしらば、たゞ自處することいかんと顧みて、その我にある道をつくさまくのみ、人をうらみとがむべからず、

○孟子曰、賢者以其昭昭、使人昭昭、

昭々は、明なるぞ、これ人を治る者につきて云、自その明德を明にして後に、よく人をしてこれを明にせしむとなり、

今以其昏昏、使人昭昭、

昏々は、くらきなり、そのあたはざることを云、

○孟子謂高子曰、山徑之蹊間、

て、其風をきく者だに、かくの如し、而るを況や、其人にしたしくちかづきて、火を以てやきふすべらるゝが如くに直の敎化をうくる者をやと、

○孟子曰、仁也者、人也、

仁は、人の人たる所以の理なり、よりて直に其德をなづけて人と云、蓋し彼方の聲は、此方のよみの如し、古人此義によりて、仁の字を訓じて、ひとゝよむことあり、

合而言之、道也、

仁は、人に具はれる理にして、體なり、人は、其理をうけそなふる所にして、物なり、人そのそなはれる理のまゝに行へば、これ道にして用なり、この故に、仁を人の身に合せて、その行はるゝ所より、これを道と云、中庸の性に率ふを道と云、これなり、

○孟子曰、孔子之去魯曰、遲遲吾行也、去父母國之道也、去齊接淅而行、去他國之道也、

此章は重出なり、

○孟子曰、君子之戹於陳蔡之間、無上下之交也、

君子とは、孔子をさして云、戹は、厄と同じ、陳蔡は、二國の名、その間に戹むとは、夫子楚にゆき玉ふ時、陳蔡の地にて、難厄にあひ、糧たゆることありしぞ、これそのかみの君臣みな惡くして、賢を尊ぶことを知らず、ともに交るべき人なかりしが故なり、

○貉稽曰、

貉は姓稽は名、

稽大不理於口、

理は、賴の字の義なり、云意は、はなはだ諸人の口にそしられて、たのもしげなしとぞ、蓋しこれを處置するの道をとへり、

孟子曰、無傷也、

害なし、くるしからぬことぞと、

に賢君をたて置く、これ君は社稷よりも輕きなり、

犧牲既成、粢盛既潔、祭祀以時、然而旱乾水溢、則變置社稷、

犧牲成り、粢盛潔き義は、前篇に見えたり、祭祀以時とは、祭の時をたがへぬぞ、土穀の神を祭るに、其禮をつくせども、神、民のために、災をふせぐことあたはずして、なほ旱して土乾き、水いでゝ溢るゝ時は、其壇をこぼちて、社稷を新く變置す、これ社稷は君より重けれども、民よりは輕きなり、此章は、蓋しそのかみの諸侯、民の重きことを知らずして、これを暴虐するがために發せり、

○孟子曰、聖人、百世之師也、伯夷柳下惠是也、

聖人は、その德行至極處にいたれるを以て、よく人心を感動して、世々を久くふるといへども、その風化きえおとろへず、よりて百世の人師となる者なり、されどもこゝに伯夷柳下惠を、其例にあぐること、蓋し堯舜周孔の聖德は、中正なるを以て、云に及ばず、二子は清和に偏なりといへども、皆聖域に至れるを以て、亦よく百世の師たることあるを以てなる歟、

故聞伯夷之風者、頑夫廉、懦夫有立志、聞柳下惠之風者、薄夫敦、鄙夫寛、

これ二子百世の師たる驗をとく、說みな前篇に見えたり、

奮乎百世之上、百世之下、聞者莫不興起也、非聖人而能若是乎、

其風を百世の上にふるひて、百世の下、これをきく者感動して、興り起たずと云ことなし、聖域に至れる人にあらずして、よくかくの如くなることを得んや、

而況於親炙之者乎、

親は、したしく、炙は、やくなり、云意は、百世の下に

不仁の人その私智をはせ用ふれば、千乘の國をも、ぬすみとることあり、然れども、天下萬民の心を得て、これに君たること、いまだ其ためしあらざるなり、鄒氏おもへらく、秦より以來、不仁にして天下を得る者なきにあらず、然れども、みな一二世にして、これを失ふ、得るといへども、なほ得ざるが如し、凡そ天下を得ると云は、必三代の王者の如くして、而して後に、いはれたる者なり、

○孟子曰、民爲貴、

凡そ天下國家は、必民を以て本とす、よりて最貴き者は民なり、

社稷次之、

社は、土地の神、稷は、米穀の神なり、凡そ國をとりたつる時は、必まづ社稷のために、壇をまうけて、いはひまつる、此二神功德同くして、相なす故に、併せまつるなり、而して米穀豐に、國土穩なることをいのるも、亦みな民のためなれば、社稷の貴きこと、民につげり、

君爲輕、

人君の尊きこと、よく社稷をたもつによりてなれば、君は又社稷よりも輕し、

是故得乎丘民而爲天子、得乎天子爲諸侯、得乎諸侯爲大夫、

丘民とは、田野の民を云、至りて微賤なりといへども、君その心を得るに至る時は、天下の人みなこれに歸服す、この故に、丘民の心を得て、而して後に天子となることを得るなり、天子は至りて尊貴なりといへども、其心を得る者は、たゞ諸侯となるにすぎず、諸侯は天子につぎて貴しといへども、其心を得る者は、たゞ大夫となるにすぎず、これ民を最重貴なりとするの故なり、

諸侯危社稷、則變置、

國は社稷の存亡にかゝれるを以て、國を稱して社稷と云、これを危くすとは、諸侯無道にして、社稷たえ滅びんとすることを云、此時は、其君を變改して、別

其用る所、餘ありとなり、

○孟子曰、好名之人、能讓千乘之國、

名を好む者は、情ををしたはめて、譽れをねがひもとむる故に、もし大國をあたへんといへども、よく辭してゆづりさくることあり、

苟非其人、簞食豆羹見於色、

もしそれもとよく富貴をかろんじて、眞の國をゆづる人にあらざれば、反て簞食豆羹なども、小き得失にあたりて、得る時はよろこび、失ふ時はうらむるの眞情、おぼえずして、顏色にあらはるゝなり、蓋し人を見ること、その心を用ひて、つとむる所にをいて、これを見ず、その心を用ひずして、かろしむる所にをいて、これを見れば、かく心底の安んずる所、分明に見ゆるなり、然れば名はいさぎよく、利はにごりて、異なる所ありといへども、共に一つの人欲に根ざして出來ることを知るべし、

○孟子曰、不信仁賢、則國空虛、

仁賢の二字、わきてこれをいへば、仁人と、賢德の人なり、合せてこれをいへば、仁德の賢人なり、其君仁賢の人を、信じて用ひざる時は、國ありといへども、虛くして人なきが如し、

無禮義、則上下亂、

禮義は、貴賤の分際をわきて、人民の志を定めしむる所の者なり、よりてこれなき時は、上下の品混亂す、

無政事、則財用不足、

政は、大綱、事は、事目なり、共に法制禁令のことを云、財は、米穀貨物の總名、みな用をなす者なる故に、財用と云、もし政事の法度なき時は、これを生ずるの道なく、これを取る時なく、これを用るの限なし、よりて財用つねに不足なり、○尹氏おもへらく、此三つの者は、國ををさむるの大要にして、中にも仁賢は其本なり、仁賢なき時は、禮義政事、みな其道にあらす、

○孟子曰、不仁而得國者、有之矣、不仁而得天下、未之有也、

暴、
古代の關をすへをくこと、あやしく疑はしき者の出入を點檢して、その暴虐せんことをあらかじめ禦がんとすればなり、

今之爲レ關也、將三以爲二暴、

今の世の關すふるは、出入の人別駄別をとりて、國の利とし、往來のなやみをなす、これ暴虐をふせぐがためならずして、反てこれを以て、暴虐をせんとなり、
○范氏おもへらく、古は田地の租稅、十が一なり、今は或は過半の稅を收む、これ租稅を以て暴をするなり、文王の囿は、民と其利を共にす、齊の宣王の囿は、國中におとしあなするが如し、これ園囿を以て、暴をするなり、後世の暴をすること、唯關のみにあらず、孟子諸侯に用ひられて、先王の政を行はゞ、凡そ此類みな日を終ることをまたずして、改めん、

○孟子曰、身不レ行レ道、不レ行二於妻子一、

わが身みづから道を行はざれば、親き妻子といへども、見ならふ所なく、畏れ憚る所なき故に、其道家內にも行はれず、

使レ人不レ以レ道、不レ能レ行二於妻子一、

人を使ふに、道ならぬ事を以てすれば、他人は云に及ばず、我にかゝれる妻子にも、その令する所行はれず、蓋し道は妻子に行はれずといへども、なをよのつねの事には、さしつかふべし、然れども、すぢなき事をせしむれば、妻子をも亦つかはれぬなり、

○孟子曰、周二于利一者、凶年不レ能殺、

人々身を利し粟穀等をたくはへ、事足れる者は、凶年の災も、其身を死せしむることあたはず、これ詩の興體の如し、正意は下の段にあり、

周二于德一者、邪世不レ能レ亂、

德を積み足れる者は、邪曲の世も、其志を亂ることあたはず、此章云意は、あらかじめ積むこと厚き時は、

若將終身焉、

糗とは、ほしいひなり、艸とは、野菜を云、これ舜の貧賤なる時のことなり、其心貧賤に安んじ玉ふ故に、そのまゝにて、一生をすぐさんとする者の如く見ゆるぞ、

及其爲天子也、被袗衣、鼓琴、二女果、若固有之、

袗衣とは、畫かき文なせる衣を云、舜のちに堯のゆづりをうけて、天子となり玉ふ時は、常にえがける衣を服し、安閑に琴をひきて樂み、堯の二女かたはらに侍りて、つかふまつる、かくの如く、一旦に富貴をきはめ玉へども、其心これがために、はびこらずして、唯もとより此富貴ある人の如く見ゆるぞ、蓋し聖人の心、貧賤を以て外を慕ふことなく、富貴を以て內を動かすことなく、唯その遇ふ所に隨ひて安んじ、わが身にあづかりわたることなし、これその天性の分量、もとより定りて、貧富窮達を以て、ますこともなく、おつることもなければなり、

○孟子曰、吾今而後、知殺人親之重也、

親とは、父兄をさして云、われ今にをいて後に、人の父兄を殺すことの、大事なることを知ると、其意は下文に見えたり、蓋し特にたまく此事あるを見るがためにして云ならん、

殺人之父、人亦殺其父、殺人之兄、人亦殺其兄、

其父其兄とは、わが父兄を云、これ必その感應のむくひある道理を以て云、

然則非自殺之也、一間耳、

わがこれを殺すによりて、人亦これを殺す時は、みづから殺すにあらずといへども、唯彼と我と、人かはりへだてたるばかりにて、實はてづから其親を殺すに、異なることなしとなり、范氏の云く、これを知る時は、則人の親を愛敬して、人も亦その親を愛敬す、

○孟子曰、古之爲關也、將以禦

此より以下は、又武王の事をひく、其意、上段と同じ、革車とは、兵車革を以てかざりとする者を云、兩は、車の數、一車兩輪なればなり、虎賁とは、射御を執る勇士の、君に近くつきそふ者を云、三千を書の序に三百に作る、いづれにても武王の多勢を用ひざることをいへり、

王曰、無畏、寧爾也、非敵百姓也、

これ書の泰誓の篇の詞なり、文今の書と小き異なり、武王殷人に命ずらく、なんぢら我を畏るゝことなかれ、我來りて紂を伐つは、なんぢらを安寧にせんがためなり、なんぢ百姓に敵するにあらずと、

若崩厥角稽首、

稽首の義前篇に見えたり、殷人武王の命をきゝてよろこび禮拜して、首をくだすこと、獸の角をおろして、地をつくが如きぞ、

征之爲言正也、各欲正己也、焉用戰、

これ湯武の事をすべくゝりて云く、征と云ことばゝ、正と云義なり、民暴君にしへたげらるゝことを、くるしみて、みな各仁者の來りて、己が國を正さまく欲す、この故に、その湯武に歸伏することかくの如し、これ乃仁者に敵なきなり、然らばなんぞ戰ふことを用ひんと、

○孟子曰、梓匠輪輿、能與人規矩、不能使人巧、

梓人は、細工、匠人は、大工、共に木工を云、輪人輿人は、車工なり、輿は、車のとこを云、みなその敎る所の者に、規矩を用るの法は、告げかたるべし、その巧なる處は、これを學ぶ者の知術にあり、木匠といへども、これをさづくることあたはず、これ詩の比體の如し、學者受る所の敎の內にをいて、自得の妙處をさとるべきことをすゝむ、蓋し下學は言を以て傳ふべし、上達は必心の解悟に由ればなり、

○孟子曰、舜之飯糗茹艸也、

仁道をほどこすの法をとれるのみなり、古語をひけり、

仁人無敵於天下、以至仁伐至不仁、而何其血之流杵也、

杵は、きねなり、粮米をつき、軍壘をつくに、用る所なり、一書には、鹵の字に作る、鹵は、楯なり、武成に云く、武王紂を伐つ、紂が前徒戈を倒にし、後を攻て以て北ぐ、血流れて杵を漂はすと、うたるゝ者多きことを、甚しくいひなせる詞なり、至は、至極の義、云意は、武王の至仁を以て、紂が至不仁を伐つに、なんぞ人を殺すこと、かくの如くに多からんと、これ孟子その信じがたき一端をあげていへり、然れども書の本意は、殷人みづから相殺せることを云、武王これを殺せりと云にあらず、一説に、書の言分明なれば、孟子そのみかたうちを知らざるにあらず、これ仁者は天下に敵なしと云をうけて云、紂が方になほ敵する者あるにこそ、死する者多からめ、かくの如くはあるまじとなり、畢竟此章の意は、後世の人書の言にまどひて、不仁の心を長ぜんことを、恐れてなり、

○孟子曰、有人曰、我善爲陳、我善爲戰、大罪也、

人とは、戰國の士をさす、陳は、陣と同じ、陣だてすることを云、戰は、合戰なり、大いなる罪は、その民に殃するを以て云、

國君好仁、天下無敵焉、

即仁人は天下に敵なしの義なり、これ上文大罪の故をとく、

南面而征北狄怨、東面而征西夷怨、曰奚爲後我、

これ湯の事をひきて、上段の意を明す、義前篇に見えたり、

武王之伐殷也、革車三百兩、虎賁三千人、

きより親きに及ぶことをいへり、

○孟子曰、春秋無義戰、

春秋の書、諸侯の戰伐のことをしるす、ことに、必譏り貶しむる文字を加へて、其はしいまゝに、兵をおこせる罪をあらはす、一經の內に、一つも義にかなへりとして、これを許せる戰ひなし、

彼善於此則有之矣、

義とする戰なしといへども、就中て彼は此より善き者あり、齊の桓公の召陵のいくさの如きこれなり、

征者、上伐下也、

征は、正なり、われ正き道を以て、人の正しからざるを正くすることを云、これ天子として諸侯の罪あるを討じて、これを正すの名目なり、よりて上として下を伐のこととす、

敵國不相征也、

敵國とは、敵は相あたりて、對揚する義なり、共に諸侯にして、名分相ひとしき國を云、諸侯はもと相征伐するの道なし、然るに春秋の時、諸侯土地をあらそひて、相征伐す、これ即義とする戰のなき故なり、

○孟子曰、盡信書、則不如無書、

凡そ事をかきしるす詞は、重くいひなして、其實にすぐる者、まゝこれあり、學者詞を以て其義を害することなかるべし、もし詞を信じて、これになづむ時は、義を誤ることあるなり、蓋し書のなきは、唯古代のことを知らざるにすぎず、もしことごとく書を信ずれば、後世その詞を口にしきて、奸邪を文ること多し、かくの如くなることあれば、書なきにはしかざるなり、

吾於武成、取二三策而已矣、

武成は、周書の篇の名、武王紂を伐て、かへり玉ふ時、史官其事を記せる書なり、策は、竹のふだなり、古の書は、策にしるして、これをあみつらねたり、孟子云、われ唯その二三策の言をとるのみなり、餘はことごとく信じがたしと、程子おもへらく、これその天命をうけて、暴虐を伐の意、商の政をふるきにかへして、

盡心章句下、

孟子曰、不仁哉梁惠王也、仁者以其所愛、及其所不愛、不仁者以其所不愛、及其所愛、

所愛と、所不愛とは、唯愛することの淺く深きを以て云、親を親んじて民を仁しみ、民を仁んじて物を愛れむ、之その愛する所を以て、その愛せざる所に及ぼすなり、愛に淺深ありといへども、ついには愛せずと云所なし、よりて仁者と云、もしこれとうらちがひなる時は、一つも愛する所なき故に、不仁者と云なり、

公孫丑曰、何謂也、

これその愛せざる所を以て、その愛する所に及ぼすとは、いかやうのことぞと問、

梁惠王以土地之故、糜爛其民、而戰之、大敗、

此より以下は、孟子の答なり、糜爛とは、とろけたゞるゝ義なり、これその齊と領地をあらそふの故を以て、國民の野外にうたれ死して、尸のとけたゞるゝをもかへりみず、これをかりたてゝ戰はしむ、うちまけて、大いに敗軍しけり、

將復之、恐不能勝、故驅其所愛子弟以殉之、

惠王たゝかひにまけ、民を失へることを、安からず思ひて、ふたゝび齊と戰はんとす、なを其勝まじきことを恐れて、愛する所の子弟をかり出して、此死戰に殉かはしむ、而して太子申此時にうたれたり、

是之謂以其所不愛、及其所愛也、

土地は、物なり、土地のあらそひの故に、民を失ひ、民の又うたれんことを恐れて、親族を戰に殉へて死せしむ、是その愛せざる所を以て、その愛する所に及ぼす不仁者のしわざなり、○此章、前篇の末三章の意をうけて、仁人の恩は、内より外に及び、不仁の禍は、疎

務、

仁者はまことに物にをいて愛せずと云所なし、されども常に賢者を親むを以て務めとする時は、國家の爲に人を得て、恩を推すことあまねからずと云ふことなく、其仁たること博し、務めとすは、上文の急とすと云義に同じ、其餘の義もみな上の如し、

堯舜之知而不偏物、急先務也、

堯舜之仁、不偏愛人、急親賢也、

物は、なを事の如し、先務とは、まづつとむべき所のことなり、これ聖人の仁智をひきて、上文に云所の實證とす、

不能三年之喪、而緦小功之察、放飯流歠、而問無齒決、是之謂不知務、

三年の喪は、服の重き者なり、緦麻は、三月、小功は、五月、服の輕き者なり、察にすとは、これに詳なることをきはむるぞ、放飯とは、飯をほしいまゝに食ふことを云、流歠とは、羹を流るゝが如くに、ながくすゝることを云、此二つは不敬の大いなる者なり、齒決とは、乾肉を齒にてくひきることを云、不敬の小きなる者なり、これを問ふとは、とひてしならふことを云、此段詩の興體の如し、これを以て今の智仁をする者、かくの如くなることをいひて、上文をむすべり、○此章云意は、君子の道にをける、其全體を識る時は、心狹からず、先後する所を知る時は、事序ありとなり、蓋し全體を識る故に、をのづからよく先後に明なり、先後の序にしたがふ故に、周偏なることを得て、ついに全體をつくさるゝなり、豐氏の云く、智先務に急ならざれば、偏く人の知る所を知り、偏く人の能する所を能すといへども、徒に精神をついやして、天下の治に益なし、仁賢を親するに急ならざれば、民を仁くしみ、物を愛れむ心ありといへども、小人位に在て、下に達するの由なし、聰明日々に上に蔽はれて、惡政日々に下に加はる、これ孟子の所謂、務を知らざるなり、

ありて、子をはらめるをとらず、いまだ成長せざるをとらず、木葉おちつきて後に、これを伐るの類なり、又これを用るに節あり、祭祀賓客、及び國家官民の公事にあらざれば、妄に用ひざるなり、仁むとは、愛むよりも深し、これ人を愛する道なるによりて、物には及ばざるなり、

於民也、仁之而弗親、

民とは、泛く人をさす、仁しむとは、吾が老を老として、人の老に及ぼし、吾幼を幼として、人の幼に及ぼすの類を云、人は同類なる故に、萬物にかはりて、これをいつくしむ、然れどもわが親族に比すれば疎き故に、唯ひろく仁むばかりにて、切に親しまぬなり、

親親而仁民、仁民而愛物、

上の親の字は、孝順慈和の道を盡すぞ、下の親の字は、わが親族をさす、それ親仁愛の三つ、すべて云時は、一つの仁に歸す、分きて云時は、其間に天然としてこの緩急の次序あり、君子の仁心きはまりなしといへども、此序にしたがはざれば、其恩を推し廣めて各その所を得せしむることあたはず、よりて此段上文をうけて、三つの者等級次第なくて、かなはざる故をとく、楊氏の云く、其分同じからず、この故に施す所、差等なきことあたはず、所謂理一にして分殊なりと云者なり、尹氏の云く、何を以てかこの差等ある、本を一つにするが故なり、僞なきなり、或人の云く、此はこれ墨氏が兼愛の說をひらけり、

○孟子曰、知者無不知也、當務之爲急、

此章國家に君たる人、その務る所を知るべきことを云、智者は、もとより事にをいて、知らずと云所なし、されども常にその務め用ふべき所の事を以て急として、ます〳〵これを察かにし、ます〳〵其力をきはむ、然る時は、事その序を得て、治まらずと云ことなく、その智たること大いなり、これ即智を盡すの術なり、もし徒に偏く知らまく欲するのみにして、急とする所を先んぜざれば、心神を勞し、精力を窮むれどもついに偏きことを得がたし、

仁者無不愛也、急親賢之爲

問、皆所不答也、

挾の字義は、前篇に見えたり、長とは、年たけたるを云、勳勞とは、世に勳功勤勞のことあるを云、故は師と故舊のよしみあるを云、此あまたの者、一つも心に挾む所ありて問ふ時は、內むなしからずして、その問ふ所專一ならず、これに告げても益をなさず、よりて皆答へざる所なり、

滕更有二焉、

二つとは貴と賢とを挾むなり、此二つある故に答へずとぞ、蓋し公都子が疑ひ、かれ貴くして賢なるを以て禮せらるべきと思へるばかりにて、孟子は反て此二つを挾むを以て、答へざることを知らざればなり、

○此章云意は、君子は人を敎へて倦ずといへども、又其の心の誠あらざる者を惡むとなり、

○孟子曰、於不可已而已者、無所不已、

凡そ人、事を處置するに、道理のせずしてやまれざることにをいて、これをやめてせざる時は、其他のまさにすべき所のことも、やめざる所なし、一つもすることあたはずとなり、

於所厚者薄、無所不薄也、

今待遇するに、必懇厚なるべき所にをいて、或は財をおしみ、或は勞をはばかりて、薄情なる時は、其他のまさに厚かるべき所の者、薄すからずと云ことなし、此二つは皆不及の弊なり、

其進銳者、其退速、

修する所の學業、勇猛にして、直にすゝみゆくことはまことにたつとむべきことなり、もし然らずして、唯一旦の浮氣に乘じて、するどくすゝみゆく者は、必久きにたへずして、其退くことも亦速なり、これ妄に心を用ること大過なるの弊なり、上二つと過不及の不同ありといへども、ついに同じくすたれはつるに歸するなり、

○孟子曰、君子之於物也、愛之而弗仁、

物とは、禽獸草木をさす、愛むとは、これを取るに時

るなり、躍は、をどるなり、自得の妙處、これをつげずといへども、亦すでに躍如とをどり出るが如くにして、眼前にあるなり、

中道而立、能者從之、

かの躍如として、現前する者は、即これ過不及なき、中庸の精微、難きにあらず、易きにあらざるの道を學者のために立てをきて、標的とする所なり、能く學ぶ者は、これを見つけて、その功積りて熟するの後、これと相從ひて一つとなる、これ學者をはげませる詞なり、○此章云意は、道に大小淺深、一定の體ある故にこれを敎るにも、各現成の法ありて、益されず、亦損されず、語りて告るにも、あらはされざる所あり、默して告げざるにもかくされざる所ありとなり、

○孟子曰、天下有道、以道殉身、

殉ふとは、物につきしたがひて、いづくまでもはなれざる義なり、君子天下に道ある時は、其身出て世にある故に、道必わが身に隨ひて、常に行ひ用ひらる、

天下無道、以身殉道、

道すたれて、行はれざる時は、わが身も亦必かくれ居る故に、堅く此道を守りて、死に至るまで相隨ひてはなれず、

未聞以道殉乎人者也、

道を枉げ、人に隨ひて、利祿を求め、權勢にほこる者は、これ所謂妾婦の道なり、人の進退かくの如くすることを、我いまだこれをきかずと、これ當時の仕る者をそしりいましむ、

○公都子曰、滕更之在門也、若在所禮、而不答何也、

滕更は、滕の君の弟、孟子の門下に來り學べり、然るに孟子その問ふ所に、言をつくして、ねんごろに答へず、よりて公都子疑ひて問ふ、それ宜く敬禮を加へらるべき所なる者のやうなるに、今かくの如くにせらるゝは、何故ぞと、

孟子曰、挾貴而問、挾賢而問、挾長而問、挾有勳勞而問、挾故而

人品の高下にしたがひて、得る所の大小あり、孟子の孔子の道をきゝて私淑するは、時雨の化すると德を成すとの間にあるべしと、金氏の說に見えたり、

此五者、君子之所以敎也、

上文に五敎の實をあげ、申ねて此言を以てすべくゝれり、○それ聖賢の敎を施すこと、各其才による、小は以て小を成し、大は以て大を成す、棄る所の人なし、

○公孫丑曰、道則高矣、美矣、宜若登天然、似不可及也、

道は則高し、高きによりて又美なり、これを學ぶ者、天に登るが如く然るべし、然れば企て及ばれざる者に似たり、

何不使彼爲可幾及、而日孳孳也、

敎を施す人、なんぞかの道をして、ほとんど及ばるべくなして、人をして日々に孳々として、つとめ學ばしめざると、これ暗に孟子を諷してなり、

孟子曰、大匠不爲拙工改廢繩墨、

大匠は大工なり、拙工は、つたなきたくみなり、下手を云、繩墨は、なはすみなり、大工はたとひ拙工に敎れども、すみかねを改めすてず、蓋し不易の成法をおとして、ひきく敎ることあたはざるなり、

羿不爲拙射變其彀率、

羿がこと前篇に見えたり、拙射は、つたなき射手、彀率は、弓のひきづめなり、句義上に同じ、

君子引而不發躍如也、

上文の射法をうけて云、君子の人を敎ること、弓矢を彀率に引きみつるまでを告げて、其矢をきりはなたざるが如し、蓋し矢はなつの機は、手と心との自得の妙にあり、言語を以てかたりつげられず、君子の敎へも亦唯學者のために、これを學ぶの成法を以てするのみにして、これを得るの妙處は、告ることあたはざ

も自せざる者を云のみぞと、○此章云意は、三年の喪は、天下の通喪、天の經、地の義なれば、私意を以て短長すべからず、これに孝子の至情を示す時は、不肖者も、亦以て企て及ぶことあらんとなり、

○孟子曰、君子之所以教者五、

これ君子人を教るの術廣きことを云、其五つの別あること、或は教を受る者人品の高下あり、或は地の遠近時の先後同じからざるによりてなり、五つの目下に見えたり、

有如時雨化之者、

時雨とは時に及びてふる雨を云、蓋し草木の生ずること、種まき、うへ、つちかひ、くさぎりて、人力すでにつくせる上に、われと變化して、成就することあたはざる時は、たゞ雨露のうるほしを、まつばかりなり、此時に及びて、これに雨ふる時は、則その化すること速なり、人資質よく、學力つもりたる上に君子その時至れるを見て、教を施し、これを化成するの妙も亦かくの如し、孔子の顏子曾子にをけるが如きこれなり、

有成德者、

その德性の長ずる所によりて、裁制して、これを成就す、孔子の冉子閔子にをけるが如し、

有達財者、

財は、才と同じ、その才能の及ぶ所にしたがひて、通達して、これをすゝむ、孔子の子路子貢にをけるが如し、

有答問者、

只その問ふ所につきて、これに答るのみなるは、孔子の樊遲にをき、孟子の萬章にをけるが如し、

有私淑艾者、

人或は地へだゝり、時をくれて業を君子の門に受ることあたはざる者、其道をつたへたる人に聞て、これをひそめとりて、わが身を淑し、艾むるを云、淑くすとは、善にすゝむ、艾むとは、惡を治るなり、これ亦君子の教化の及ぶ所、孔子の陳亢にをき、孟子の夷之にをけるが如くなるを云、孟子も亦自云く、予いまだ孔子の徒たることを得ず、予私めて人に淑すと、これ亦

謂之姑徐徐云爾、

三年せずして、期をせよと云は、これなを或人その兄の臂をねぢもとらすを見て、子これにつげてしばらくゆる〳〵にせよと、かく云が如し、

亦教之孝弟而已矣、

亦たゞこれに孝弟の至情を教るの外なし、然らばかれ自かへりみて、兄の臂もとらすべからず、親の喪のそぐべからざることを知らんぞ、昔宰我三年の喪を、期にしてやまんといひける時に、夫子のの玉はく、子生れて三年にして、然して後に父母の懐を免る、予も三年の愛、その父母にあらんかと、是これに教るに孝弟を以てするなり、蓋しこれに示すに、やむことあたはざるの至情を以てして、これを強ることあるにあらざるなり、

王子有其母死者、其傅爲之請數月之喪、公孫丑曰、若此者何如也、

王子は、王の庶子なり、其母は、父の妾われを生たる者を云、傅は、王子のかしづきなり、凡そ父います時、母のために、士庶人は嫡庶となく、杖期を服す、大夫の庶子は、父の尊きに厭されて、大功を服す、天子諸侯の庶子は、只練冠麻衣して、既に葬りてこれを除く、蓋しそのかみたま〳〵此事あり、既に葬るの後、即これを除くに忍びずして、其傅王子のために、數月の喪をせんと請ひけるならん、丑又これをあげて、わがやむにまされりと云に、ひきあはせんとして、とへるなり、

曰、是欲終之、而不可得也、雖加一日愈於已、謂夫莫之禁而弗爲者也、

云意は、王子母のために、期の喪を終へまく欲すれども、制にかぎられてすることを得ず、よりて其傅これがために請ふことは、數月までもなく、只一日を加ふといふとも、加へずしてやむにまされり、わが前にそしれる所は、乃そのこれを禁止することなけれども、而

幣のいまだ奉らざる時よりして、すでにこの恭敬の心あり、然れば恭敬は、これ禮の本實なり、

恭敬而無實、君子不可虛拘、

もし只幣を以て恭敬として、其實なき時は、この虛文を以て、君子を其國に留めをかるまじとなり、これぞのかみの諸侯、幣帛を以て賢者を待すといへども、恭敬の實なくして、道を行ふことあたはざる者をいましむ、

○孟子曰、形色、天性也、

形は、一身百體をすべて云、色は、形の動くにつれて發用する所を云、これに各天然の性そなはりて、その當然の理行れずと云所なし、只血肉の體のみにあらざるによりて、形色を即天性と云、

惟聖人然後可以踐形、

踐形とはこの形にそなはりたる理を、ふみ行ふことを云、常人は此形あれども、其理をふむことあたはず、たゞ聖人にして後に、よくこれをふみつくして、遺恨なし、然れば形を踐むは、即これよく性を盡くせる人なり、○程子の云く、これ聖人人道を盡し得て、よく其形を充つることをいへり、蓋し人天地の正氣を得て生ず、萬物と同じからず、既に人たらば、須く人理を盡し得て、然して後に其名に稱ふべし、衆人はこれあれども、而も知らず、賢人はこれを踐めども、而もいまだ盡さず、よく其形を充るは、たゞ聖人なり、楊氏の云く、天烝民を生す、物あれば則あり、物とは形色なり、則とは性なり、各その則を盡す時は、則以て形を踐みつべし、

○齊宣王欲短喪、

三年の喪をそがまく欲す、

公孫丑曰、爲朞之喪、猶愈於已乎、

朞は、周ること一年なり、丑孟子にとふ、三年をそぎて、期の喪をするも、なをせずしてやむにまさらんかと、

孟子曰、是猶或紾其兄之臂、子

の用る所も、亦大槩世の人と同じ、然るに王子かれが如くに甚異なること、その居る所の位尊き故に、これをして然らしむるなり、

況居天下之廣居者乎、

天下の廣居は、仁なり、詳に前篇に見えたり、孟子此章の意、重きことゝ、此二句にあり、尹氏の云く、晬然として面にあらはれ背に盎るゝことゝ、天下の廣居にをる者のみ然りとす、

魯君之宋、呼於垤澤之門、

此より以下、又居の氣體を移す一證をあぐ、垤澤は、宋の城門の名なり、此門に呼ばふとは、門とぢたる故に、君自聲を發して、開かしむ、或人云く、これ君從者を呼て、命ずる所あり、門を守る者を呼にあらず、

守者曰、此非吾君也、何其聲之似我君也、

門を守る者、魯の君の聲をきゝて、そのわが君にあらざれども、聲のよくわが君に似たることをあやしむ、

此無他、居相似也、

孟子上文をことはりて云く、其聲の相似たることゝ他なし、倶にこれ人君にして、その居る所の位、相似ればぞと、

○孟子曰、食而弗愛、豕交之也、

此章諸侯賢者を待するの、道にあらざることを云、食ふとは、祿を以てこれを食ふぞ、愛すとは、心に愛情を致すぞ、養ふばかりにて、愛せざれば、豕を畜ふ如くにして此人に交るなり、これ甚賢者を待する道にそむけり、

愛而不敬、獸畜之也、

獸とは、犬馬の類をさす、もし愛すれども、心誠に敬禮せざれば、豕として交るばかりこそなけれ、それ亦獸としてこれをやしなふが如し、

恭敬者、幣之未將者也、

恭敬は、禮の威儀幣帛によりて、あらはるといへども、

去り、海濱にそひ、かくれ居て、臯陶が法をのがれ、身を終るまで、其親を全うすることを樂んで、ながく天下を忘れんとなり、孟子又かつていへらく、舜天下を視ること、艸芥の如くして、たゞ父母に順ふのみ、以て憂をとくべしと、則此意と互に相發す、○此章云意は、士たる者は、たゞ法あることを知らず、子たる者は、たゞ父あることのみを知りて、天下の大いなりとすることを知らず、蓋しその心とする所の者、天理の極り、人倫の至りにあらずと云ことなし、學者これを察して得ることあらば、かれこれと、たくらべはかることをまたずして、天下に處しがたきことなけん、而してこれたゞ常法を論じ、いまだ權制に及ばずといへども、必かくの如くに、常法を守る心ありて、然して後にやむことを得ざることある時に至りて、變通の權を擬すべきなり、今の人いまだまづ此心あらずして、便權制に從はんとす、恐らくはそれ忌憚ることなきに至らんこと、とをからじ、

○孟子自范之齊、望見齊王之子、喟然歎曰、居移氣、養移體、

范は、齊の邑の名、齊とは、齊の都をさす、喟は、歎く聲なり、居とは、處る所の位を云、養は、身の奉養を云、氣は、聲氣、體は、體貌、これは文を互にして云り、人の居る所の位、尊くして、勢盛んなる時は、その奉養も亦隨て世のつねならず、よりてその氣體を移し易へて、凡人と異なり、此王子前後改め易りしと云にはあらず、

大哉居乎、夫非盡人之子與、孟子曰、王子宮室車馬衣服、多與人同、而王子若彼者、其居使之然也、

これ居の氣體を移すことを、又詳に歎きとけり、大哉居乎とは、人の居る所の位、繫る所の甚大いなることを歎ず、盡くとは、おほむねと云義なり、孟子曰の三字は、衍文なり、云意は、貴賤となりといへども、みな人の子にあらずや、而して此王子の宮室車馬衣服等

○桃應問曰、
桃應は、孟子の弟子なり、
舜爲天子、皐陶爲士、瞽瞍殺人、
則如之何、
士は、刑法をつかさどるの官なり、應が意におもへらく、舜の孝を以て、父を愛すといへども、私を以て公を害することあたはじ、皐陶の直を以て、法を守るといへども、天子の父を刑することあたはじと、よりて此難問をまうけて、聖賢心を用るの極處を見んとす、蓋し聖賢事を處するの心、その極を用ひずと云所なし、されどもこゝにあぐる所、理窮まり心盡きて、至極ゆきつまりたる事なる故に、これを以て問ひとするなり、
孟子曰、執之而已矣、
天子の父といへども、其法を枉じとぞ、
然則舜不禁與、
桃應とふ、舜その執ることを、禁止し玉はざらんかと、
曰、夫舜惡得而禁之、夫有所受之也、
皐陶の法、天の命に本づき、聖人の制について、法官世々受け傳へて、とり守る所なれば、敢て私に枉ぐることあたはざる者なり、然れば天子の命といへどもなんぞこれを禁じて、すてしむることを得ん、
然則舜如之何、
桃應又とへり、
曰、舜視棄天下、猶棄敝蹝也、
敝蹝は、やぶれたるわらうづなり、舜此時に至りて天下の富貴をすつることの、甚輕きことをいへり、
竊負而逃、遵海濱而處、終身訢然樂、而忘天下、
訢は、欣と同じよろこぶなり、海濱は、人どをき邊土を云、舜ひそかに瞽瞍をひきとり、これを負ひて逃げ

殺一無罪、非仁也、非其有而取之、非義也、

此より以下は、仁義を以て志を高くするのことをとく、これ云意は、仁義にあらざることは、小きなりといへどもせずとなり、

居惡在、仁是也、路惡在、義是也、

仁は人の安宅なる故に、身を置く所とす、義は人の正路なる故に、身の由る所とす、云意は、その居る所由る所、只是仁義にあることのみを知りて、かりにも他に居り由る所なしとぞ、

居仁由義、大人之事備矣、

これ孟子上文をことはる詞なり、それ仁は心に存して體なり、義は外にあらはれて用なり、士の志かくの如くなれば、いまだ大人の位を得ずといへども、其事の體用すでに全し、一旦その位を得る時は、擧てこれを措くのみなり、かの小人の事の如きは、固よりする所にあらず、

○孟子曰、仲子不義與之齊國而弗受、人皆信之、是舍簞食豆羹之義也、

仲子は、陳仲子なり、たとへば、仲子に義に當らずして、これに齊國をあたへて君とするとも、必肯て受くまじきことは、世の人みな其賢これをよくせんことを信ず、然れども、此は只これ一簞の食、一豆の羹などの、小き得ものをば、廉潔を守りて、すてゝとらざるの節義なり、蓋し外物を辭するに、大小ありといへども、なを皆小廉なり、

人莫大焉、亡親戚君臣上下、

人たる者の罪、親戚君臣上下等の、人倫の大道をすてゝ、これなきよりも、大いなることなし、蓋し仲子兄をさけ、母をはなれて、君の祿をはまざる故に、かくの如くいへり、

以其小者信其大者、奚可哉、

その小さなる廉潔あるを以て、大いなる節義あるべきことを信じて、遂にこれを賢とすべけんや、信じがたしとなり、

なからしむ、而してこれ則可なりと云時は、則亦そのやむことを得ざる變に處して、僅に可なるのみなり、君臣の正法にあらずと云ことを見る、

○公孫丑曰、詩曰、不素餐兮、

魏風伐檀の篇の詞なり、素餐とは、功なくして、むなしく祿をはむことを云、

君子之不耕而食、何也、

君子自耕して食はずして、素餐することあるは何ぞと、其下意、孟子時に功なくして、諸侯にやしなはるゝことを疑ひて、とへるなり、

孟子曰、君子居是國也、其君用之、則安富尊榮、

是國とは、泛く其居る所の國をさす、其君賢者の言を用る時は、身安く富て、尊く榮るなり、

其子弟從之、則孝弟忠信、

子弟とは、泛く其國の子弟たる者をさす、從とは、其敎に從ふぞ、

不素餐兮、孰大於是、

大いなりとは、その敎化の功、上下に及ぶことを云、蓋し丑が此疑ひも、亦陳相彭更が如く、君子小民、その功を相易るの義を知らずして、問へる故に、孟子答ることかくの如し、

○王子墊問曰、士何事、

墊は、齊王の子なり、何をか事とすとは、上は則公卿大夫、各國政に從ひ、下は則農工商賈、各其業をとる、士は其間にありて、世用にあづかるほどの事なし、よりてこれをとふ、

孟子曰、尙志、

志とは、心の之き向ふ所なり、士いまだ公卿大夫の道を行ふことを得ず、又農工商賈の事をすべからず、然れば只其志を高くするを以て事とするなり、蓋し其身は微賤なれども、志は則高大なることを云、

曰、何謂尙志、曰、仁義而已矣、

これ志を高くするの實なり、

人のことなり、

五霸假之也、

五霸は、一時に功ありといへども、其術は仁義の名を假借して、以て人を制服して、その貪欲の私を濟さんことを求るのみなり、

久假而不歸、惡知其非有也、

身を終るまで、名をかりながら、得たりかしこしとて、これに居て疑はず、然る時は、何ぞ自その實にわが有る所の者にあらざることを知らん、一説に云意は、これその久しく假てかへさゞる者なり、世の人何ぞ其有にあらずして、僞なることを覺らんと、○尹氏おもへらく、性之にするは、道と一なり、身之するは道を行ふなり、されども其功を成すに及んでは則一なり、五霸は則たゞこれを假れるのみ、こゝを以て、功業かれが如くにそれ卑きなり、

○公孫丑曰、伊尹曰、予不狎于不順、放太甲于桐、民大悅、

予不狎于不順とは、商書太甲の篇の文なり、云意は太甲のしわざ、義理にしたがはざるを、予相なれて、これを見るに忍びずとなり、桐にをくのことは、前篇に見えたり、民伊尹の處置、道理に當れることを信じて大いに悅べり、

太甲賢又反之、民大悅、

事亦前篇に見えたり、大いに悅の義上に同じ、

賢者之爲人臣也、其君不賢、則固可放與、

これ伊尹を借りて、泛く賢臣の上を論ず、

孟子曰、有伊尹之志則可、無伊尹之志則簒也、

伊尹の志は、天下の公道にして、一毫も爲にする所ある私意なければなり、簒ふとは、君の位をうばひとるなり、○蔡氏おもへらく、孟子の此語たゞ伊尹の心青天白日の如くなることを見るのみにあらず、百世の下に至るまでも、姦臣、亂賊をして、其非を逃るゝ所

三たび黜らるゝに至る、これその介ある所なり、然れどもこゝにはこれ孟子下惠の人となりを形容してしかいへり、實に此事ありとするにあらず、○此章柳下惠和して流れざることを云、孔子夷齊を論じて、舊惡を念はずとの玉へるに相類す、みな聖賢幽れたるを聞く意なり、蓋し夷齊の淸を知りて、その量あることを知らず、下惠の和を知りて、その介あることを知らざればなり、

○孟子曰、有爲者辟若掘井、

有爲者とは、道を求るに、自ふりたちて、力を用るにいさむ者を云、辟は、譬と同じたとへの意は、下に見えたり、

掘井九軔、而不及泉、猶爲棄井也、

軔は、仭と同じ、八尺を仭と云、泉は、水のわき出る處なり、爲ることある者、はじめは其力いさむ故にすゝむこと遠けれども、もしいまだ成るに至らずしてやむ時は、これ自その前功をすつるなり、たとへば、井をほる者、深きこと九仭に至るといへども、いまだ泉に及ばずしてやむが如し、これなを其井を成さずして、自これをすつるなり、論語に、子曰く、たとへば山つくるが如し、いまだ一簣を成さずして止は、吾が止なりと云意と同じ、一説にすることある者の志、井をほることすでに深けれども、いまだ泉に及ばずしてやむことをば自その井をすつるが如く思ひて、その成るに至るまで、志たゆみをこたることなしと、○呂侍講の云く、仁堯にしかず、孝舜にしかず、學孔子にしかざれば、終にいまだ聖人の域に入らず、終にいまだ天道に至らず、いまだ半塗にしてすてゝ自前功を棄ることを免れず、

○孟子曰、堯舜性之也、

之の字は、道をさす、其實は仁義の外なし、下も亦同じ、性之とは、堯舜の德は、天性渾らかに全く、修爲習練をからずして、自然のまゝなり、

湯武身之也、

湯武の德は、身を脩め道に體して以てその本性にかへる、これ其身よりしてこれを得たり、以上はみな聖

必しも流れて小人の忌憚ることなきとならずばあらざらんことを、

○孟子曰、飢者甘食、渇者甘飲、是未得飲食之正也、飢渇害之、

飢渇に及ぶ者は、飲食の美悪をわかずして、みなこれを甘しとす、これその飲食の正味を知り得て、これを甘んずるにあらず、只これ飢渇その口腹を害するが故に、これをえらぶに、いとまあらずしてかくの如し、これ下文のために、まづこの喩をまうく、

豈惟口腹有飢渇之害、人心亦皆有害、

これ上文の飢渇を、貧賤のことに假り用ひて云なり、云意は、豈たゞ口腹飲食の飢渇に害せらるゝことあるのみならん、人心も亦往々貧賤の飢渇に害せらるることあり、この故に富貴にをいて、辭受の正理をえらぶにいとまあらずして、みだりにこれを受ることあるなり、

人能無以飢渇之害爲心害、則不及人不爲憂矣、

此飢渇は、即貧賤のこととなして、とく、云意は、人よく貧賤の故に、心を動かさずして、これに害せらるゝことなき時は、則その見識、すでに人に過たること遠し、其人の人に及ぶまじきと思ふことは、憂とするにたらぬことぞと、

○孟子曰、柳下惠不以三公易其介、

三公は、大師大傅大保、人臣の極官なり、介とは、分辨あるの義、守る所のわけめきはどくして、うつりかはらざることを云、柳下惠和を以て稱せらるといへども、その聖の和なるを以て、和の内に介あり、三公の榮耀を得るといへども、亦これを失ふといへども、その守る所の介をうつしかへず、前篇に所謂柳下惠進んで賢をかくさず、必其道を以てす、遺佚すれども怨みず、阨窮すれども憫へず、道を直くして人に事へて

知る者なり、かくの如くに、理の當否をはかりて、その至當の處を用るは、時中なり、只彼此の中分をとりて、理をはかることなきは、これ一定の中なり、蓋し子莫の名を慕ひて、とりあやまれるをば、當時楊墨が道より、まされりとす、この故に、孟子權の字を以て、これを破り、その楊墨が失と、科を同うすることをそしれり、

所惡執一者、爲其賊道也、擧一而廢百也、

云意は、われその一を執ることを惡みて、これを辨ずること、それみな中正の道をそこなふがためなりと、蓋し楊子が爲我は、義に似て仁を害す、墨子が兼愛は、仁に似て義を害す、子莫が權なきの中は、中に似て時中を害す、これみな平かに道理をはからずして、只各その見る處の一道を是と認て、これを行ふ、よりてその一道も、亦是にあらず、この故に又云く、これ一つをあげ用ひんとして、百が百ながらを皆すつるなりと、此即その道をそこなふ所以なり、一說に此段の執一と云も、直に上文の執一をうけて、只楊墨をさす、これ孟子楊墨をひらく主意にして、子莫をひらく意も、亦其中にありと、○此章道の貴き所の者は中にして、中の貴き所の者は、權なることを云なり、楊氏の云く、禹稷三たび其門を過れども入らず、もし其可に當らざる時は、則墨子と異なることなし、顏子陋巷にありて、其樂を改めず、もし其可に當らざる時は則楊子と異なることなし、子莫爲我兼愛の中を執て權なし、鄕鄰にたゝかふことあれども、而も戶を閉ることを知らず、同室にたゝかふことあれども、而もこれを救ふことを知らず、是も亦なを一を執るが如くなるのみ、この故に孟子おもへらく、道を賊ふと、禹稷顏回地を易る時は、則みな然ること、その權あるを以てなり、然らざる時は、則これも亦楊墨ならくのみ、朱子の云く、もし學いまだ至らず、理いまだ明ならずして、徒にかの所謂中と云者を求めて、これを執らまく欲せば、則所謂中と云者、何の形狀ありて執るべけん、殆いよ〳〵執て、いよ〳〵失ふことを見ん、子莫これなり、既に中をしらずして、乃かの時中と云者を慕ひて、時に隨て以て中とせまく欲せば、吾恐らくは其これを失することいよ〳〵遠くして、いまだ

く、舜蹠の相去ること遠し、而して其分は乃利と善との間にあるのみ、これ豈つゝしまざるべけんや、然れどもこれを講ずること熟せず、これを見ること明かならずば、いまだ利を以て義とせざる者あらじ、又學者まさに深く察すべき所なり、或人とふ、鷄なきて起き、もしいまだ物に接らずば、いかんしてか、善をせん、程子の云く、只敬を主とす、便これ善をするなり、陳氏の云く、いまだ物に接らざる時、敬以て內を直くして、以て其本を立て、物に接る時に及んで、義以て外を方にして、以て其用を達す、これ動靜交養ひ、內外夾み持つの功、みな善をする所以なり、

○孟子曰、楊子取爲我、拔一毛而利天下不爲也、

楊子は、楊朱なり、其道わづかに只我が爲にするばかりを取りて、人の爲にするに及ばざるなり、然れども爲我と云名目、楊子自これを立るにあらず、只これ孟子楊子が意を立る處を以て、これに名づくるなり、下文の墨子が兼愛、子莫が執中も、みなこれに同じ、下の句は孟子又爲我の義をのべとく、蓋しわが身の一毛をぬくことは、甚輕きことなり、然るにこれを以て、天下の人の爲に利あれども、亦これをせざるなり、

墨子兼愛、摩頂放踵利天下爲之、

墨子は、墨翟なり、兼愛すとは、人において、かれもこれも、兼ねあはせて愛するを云、摩頂放踵とは、頂より踵まで、一身物にあたりて、つきすらるゝぞ、かくの如くに勤勞して、天下を利することをも、いとふことなくて、これをするなり、これその人にをいて、愛せずと云ことなきの道なり、

子莫執中、執中爲近之、執中無權、猶執一也、

子莫は魯の賢人なり、楊子が爲我、墨子が兼愛、みなかくの如にして、並に中を失へりとして、二つの者の間をはかり、その中分をとり行ふ、楊墨に比すれば、道に近しとすべし、然れども、中を執て權なければ、亦なを楊墨が一偏を執着するが如きぞ、權は、もと秤のおもしの名、物の輕重をはかりて、その當たる所を

ことを知るとぞ、

流水之爲物也、不盈科不行、

此より下は、學をするの道、必漸くに進んで、乃よく至るべきことを云、流水と、盈科とは、亦これ與なり流水もし穴あれば、必これに入りみちて後に、其下に流る、いまだみたざる時は、流れゆかさるなり、

君子之志於道也、不成章不達、

成章とは、內に積む所の德あつくして後に、威儀文章、外にあらはるゝことを云、達すとは、こゝに充足して、かしこに通達する義なり、君子の道に志して學ぶ者も、亦必章を成して後に達すること、なを水の必あなにみちて後に流るゝが如し、○此章、云意は聖人の道大いにして本あり、これを學ぶ者、必その漸を以てして、乃よく至るとぞ、蓋し學をするの功、必漸々以て進む時は、深く造りて後に、これをその左右にとりて、みな源にあひ、ついに高大の域にも至るなり、

○孟子曰、雞鳴而起、孳孳爲善者舜之徒也、

孳々とは、つとむる意なり、とりなく時に、おきいでゝより、孳々として善をつとめなして、終日にやまさる者は、いまだ聖人に至らずといへども、亦これ聖人の徒なり、

鷄鳴而起、孳孳爲利者、蹠之徒也、

利は、利欲なり、蹠は、盜蹠なり、句義は上に同じ、

欲知舜與蹠之分、無他、利與善之間也、

善は、公、利は、私なり、間とは、相去ることの遠からざるを云、舜と蹠との分別、甚異なりといへども、その際限をたづねきはむる時は、他の事なし、只利と善との間、爭ふ所毫末にあるのみなり、わづかに善を出れば、即利に入る、少も善ならず利ならざる間地あることなし、こなたに居れば、君子高明正大の徒、かなたに居れば、小人卑汚邪僻の流、人すべからく自警省して、其幾を察にし、つねに君子の趣をはなれずしてしばらくも小人の域に甘んずべからず、○楊氏の云

乎、

仁はこれ人々の本心なりといへども、生養たらざる時は、これを失ふ者多し、この故に、民を富ましむるの效は、をのづから皆仁愛の道を知るなり、尹氏の云く、禮義は富足に生る、民常の産なき時は、常の心なしと、禮義常心は即これ仁なり、

○孟子曰、孔子登東山而小魯、登大山而小天下、

これ聖人の道大いなることを云、愚按するに、此段二つの登の字を、說く者多く孔子の登るとなして云、恐らくは然らじ、これ聖道を學ぶ者より云なるべし、此二句、詩の興の如し、東山とは、魯の城東の高山なり、大山は、即泰山、東山よりも又高し、蓋し聖人の道、高大きはまりなき故に、これを學ぶ者、そのすゝみのぼりて、居る所の地位ますく高き時は、其下を視ること、ますく小きなることをいへり、

首二段に云所にすぎず、

故觀於海者難爲水、遊於聖人之門者難爲言、

上句は亦興なり、下の句は上をうけて、其水の實を云、海は大水の至極なる故に、海を見たる者に對しては、別に水の大いなる說をなしがたし、聖人の門下に遊學したる者にも、別に道の大いなる言をなしがたきぞ、之なを仁には衆をなすべからずと云意の如し、

觀水有術、必觀其瀾、日月有明、容光必照焉、

これ道の本あることを云、詩の比の如し、瀾は、水流の急なる處なり、明は、あかりを云、光の體なり、光は明の用なり、容光とは、光を容るゝすきまなり、云意は、水を見るには、其てだてあり、必その瀾にをいて、これを見る時は、其源ありて、これが本たる故に、其流れかくの如くにきはまりなしと云ことを知る、日月を見るにも、すこしき容光のすきまあれば、必光さし入りて、其内を照すを見て、則其明ありて、これが本たる故に、其光かくの如くにきはまりなしと云

菽粟如水火、而民焉有不仁者

無餒凍之老者、此之謂也、

凍は、こゞゆるなり、餒は、うふるなり、これ又文王の民、凍餒の老なしと云古語あるによりて、上文をわけて、これを釋し、其よく養ふの意を、推し明せり、此の字は、制其田里と云、三句をさして云なり、

○孟子曰、易其田疇、薄其稅斂、民可使富也、

此章政をするには民を富ましむるを以て、先とすることを云、田疇の二字、とりわきて云時は、疇は、こなだなり、熟田を云、これを易むとは、つくることなり、これ農の時をさまたげずして、民をして思ふまゝに耕作せしむることを云、稅斂は、年貢なり、これを薄くすとは、そのかみの厚きに對して云、只これ什一の制より、ましてとらざるなり、かくの如くにする時は民をしてとましめらるゝなり、

食之以時、用之以禮、財不可勝用也、

食之以時とは、凡そ菜穀魚肉の類、必とるべき時節をまちて後に、とり食ふことを云、用之以禮とは、すべて平生に用る所の物をば、法度にゆるされたることのみに用ひて、みだりに用ひざることを云、かくの如くに、民に節儉の道を敎る時は、財用多くして、つねに事かけぬなり、

民非水火不生活、昏暮叩人之門戶求水火、無弗與者、至足矣、

此より下は、民の財用を富足せしむること、仁化の本たることを論ず、生活とは、いきて居ることなり、昏暮は、日くれなり、それ水火の二つは、民生日用の急なる所の物なれば、尤おしむべきことなれども、たとひ日くれて後に、人の門戶をたゝきて、水火を求るにも、あたへずと云者なし、これ其至りて多く足れるを以てなり、

聖人治天下、使有菽粟如水火、

菽は、豆、粟は、米なり、これをして多きこと、水火の如くならしむるぞ、これを多くする術も、亦他なし、

養ふと云語あるによりて、その養老の政のよきことを、詳にのべて、そのかみ文王の政を行はずして、民多く飢寒に及ぶことを歎けり、

天下有善養老、則仁人以爲己歸矣、

凡そ天下に、文王の如くに、よく老たるを養ふ人あれば、二老の如き仁人、みな以てわが身のよりところとして、これに來歸するなり、

五畝之宅、樹牆下以桑、匹婦蠶之則老者足以衣帛矣、

此より以下は、文王養老の政をとく、義は前篇に見えたり、

五母雞、二母彘、無失其時、老者足以無失肉矣、

母雞は、にはとりの雌を云、母彘は、豕の牝を云、一家ごとに、母雞五つ母彘二つを養ひて、子うみやしなふ時を失はざれば、老者肉を食ふに足れり、失肉とは、肉を得ざるぞ、

百畝之田、匹夫耕之、八口之家、可以無飢矣、

百畝は、一家の受る所なり、其入る所八人の口をやしなふべし、八口は、父母を主として、妻子も其中にあり、

所謂西伯善養老者、制其田里、敎之樹畜、導其妻子、使養其老、

これ上文をうけて、首一段の義を釋す、制は、つくる義なり、田とは、百畝の田をさす、里とは、五畝の宅をさす、樹は、うふるなり、農桑を以て云、畜は、やしなふなり、雞彘を以て云、云意は、西伯よく老を養ふとは、唯かくの如くに、其田宅をさづけ、其妻子を敎導して、をの〱其老者を養はしむるのみなり、家々にたまものして、人々にこれを加るにあらずと、

五十非帛不煖、七十非肉不飽、不煖不飽謂之凍餒、文王之民

居不損焉、分定故、

君子の性となる所は、天下に王として其道大いに行はるゝといへども、一分の加はる所なく、困窮してひとり居るといへども一分の損ずる所なし、これその天に得たる全體の分量、もとより定れるが故なり、かの天下の樂も、こゝにあらざること、此性たる所、もと外の窮達得失と、相あづからざるを以てなり、

君子所性、仁義禮智根於心、

此より下は、君子の性たる所の、內につみたる蘊蓄を、さし出して、その尤重貴なることをとく、仁義禮智の四德は、即此性の內蘊なり、心に根ざすとは、其德成り、心に根づきたることを云、蓋し常人も亦此四德そなはりたるといへども、私欲にさまたげられて、心に根づかざる故に、その發見する所、飄々蕩々としてあるが如くなきが如くなり、

其生色也、睟然見於面、盎於背、施於四體、四體不言而喩、

生色とは、容貌威儀の間にあらはるゝことを云、四德心に根ざせるによりて、精神かたちに發生すること、下三句に云所の如くなり、睟然とは、清く和ぎて、うるほへる貌なり、面前にあらはるゝことかくの如し、盎るとは、豐に厚くして、みちあふるゝ意なり、背後にあらはるゝことかくの如し、四體は、兩手兩足なり、これに施すとは、動作威儀の間にあらはるゝことを云、四體わが言ことを待たずして、わが意をさとり其さしひきたちふるまひ、をのづから禮節にかなふぞ、これ君子氣質清明にして、物欲の累なき故に、四德心にねざし、內に積むこと盛んなるに至りて、外に發見することかくの如くなり、

○孟子曰、伯夷辟紂、居北海之濱、聞文王作、興曰、盍歸乎來、吾聞西伯善養老者、太公辟紂、居東海之濱、聞文王作、興曰、盍歸乎來、吾聞西伯善養老者、

說前篇に見えたり、此章は、伯夷太公の西伯善く老を

仰不愧於天、俯不怍於人、二樂也、

人よく私欲を克ちのぞきて、天理に反ることあれば、自内に省みて、仰ぎても天に愧る所なく、俯しても、人に怍る所なくして、心廣く體胖なり、豈深く樂むべからざらんや、

得天下英才而教育之、三樂也、

こと〴〵く天下の俊英の才士を得て、わが樂む所の道を以て、これに教へて育ひたつる時は、道を傳る者多くして、後世までも、その餘澤をかうぶらずと云ことなし、君子の願望、これより大いなるはなし、今すでにこれを得る時は、其樂いかんとかせんや、

君子有三樂、而王天下不與存焉、

かさねて三つの樂を稱美して、人に味はひ知らしむるなり、○林氏おもへらく、此三つの樂、第一は天にかゝり、第三は人にかゝる、その力を以て致すべき者は、唯第二の愧ず怍ざるばかりなり、學者それ勉めざるべけんや、

○孟子曰、廣土衆民、君子欲之、所樂不存焉、

廣く土地ひらけ、衆く民あつまれる時は、恩澤遠く施すべし、此趣は君子のねがふ所なり、されども其樂とする所は、なをこゝに在らざるなり、

中天下而立、定四海之民、君子樂之、所性不存焉、

中天下而立とは、天下のまん中に、都つくりし、われ其位に立て、萬民の法則となることを云、かくの如くにして四海の民をあまねく安定にする時は、其道天下に行はれて、一夫も其澤をかうぶらずと云ことなし、此は則君子の樂む所なり、然れども凡そ天と人とにかゝりたることはなを外に待つことあり、唯わが天に得て、德性となる所の者は至りて重く、至りて貴し、これ則此樂の內に在らず、

君子所性、雖大行不加焉、雖窮

ることと、小人利祿を計りて、君を悦ばしむるが如くなる者を云、

有天民者、達可行於天下而後行之者也、

天民とは、民は位なき者の通稱なり、此人天理を盡し得て、よのつねの人君の民にあらず、直にこれ天の民なるを以てなり、其志わがいだく所の道、必天下に行はるべきを見て、而して後に出てこれを行ふ、然らざれば、世を沒るまで知られざれども、かくしてこれを悔ひず、肯て其道を小きに用ひて、人に狥はざる者なり、伊尹太公の流、かくの如くなり、

有大人者、正己而物正者也、

大人は即聖人なり、物とは、君と民とを兼て云、それ大人は、其德きはめて盛なる故に、もし一たび世に出て、己を正うして位にあれば、上下をのづからこれに化して、みな正くなる者なり、君民すでに正き時は、國家安からずと云ことなく、政敎行はれずと云ことなし、○此章人臣の品同じからざること、略この四等あることを云、容悅の佞臣は云にたらず、社稷を安んずるは忠なり、然れどもなを一國の士なり、天民は則これ天下の士なり、然れどもなを必道を行ふに意あり、聖人は則意なく必なく、唯その在る所のまゝにして、物化せずと云ことなし、周公孔子にして、方によくこれにあたるべし、

○孟子曰、君子有三樂、而王天下不與存焉、

三樂の條目、下に見えたり、不與存とは、此三樂にあづかりて、その數の内に在らずとなり、蓋し君子は富貴の奉養を以て樂みとせざる故に天下に王たることも、反て樂みとせざるなり、

父母倶存、兄弟無故、一樂也、

存とは、いきて在るなり、無故とは、或は病死災難、或は遠くへだゝり、或は其中睦しからぬやうのことを云なり、此二つは、人々深く願ふ所なれども、必しも得べからず、今すでにこれを得る時は、其樂み知ぬべし、

○孟子曰、人之有德慧術知者、恒存乎疢疾、

德慧は慧德なり、慧くして昏からぬ德を云、術知は、智術なり、智ありて、鈍からぬ心術を云、疢疾は、やまひなり、災患を以て云、凡そ人の慧德智術あることつねにその災患にあひたる内に煉磨して、これを得るなり、これその由りて來る處なる故に、疢疾に在りと云、其義は下に見えたり、

獨孤臣孽子、其操心也危、其慮患也深、故達、

孤臣とは、孤はひとりなり、君に疎遠にして、たのむ方なく、ひとり身なる臣を云、孽子とは、孽は木の目の旁に出たるを云、これ庶子の事なり、諸人の中に、たゞ此兩樣の人は、君と親とに、其志を得ずして、疎んぜらるゝ故に、思はざる災難にあはんことを憂へて、つねに心を操りたもつこと危く、患を思ひはかること深し、守り危き故に專一にして、少もほしいまゝならず、慮り深き故に、精く審にして、少もあなどらず、これによりて、よく事理に通達することを得るなり、達は即德慧術知なり、蓋し人の疢疾にあふこと、一端にあらず、中にも孤臣孽子の身の上にをいて、尤見やすき故に、これを舉て云なり、

○孟子曰、有事君人者、事是君則爲容悅者也、

此章人臣の品を論ず、こゝにはまづその下品なる者をあげて、下に三大臣を、くらべおこせり、容とは、其君に阿り狥ひ、苟くも容られて居ることを云、悅とは君の私欲をむかへ道びきて、これを悅ばしむることを云、これ唯利祿をむさぼるがために ひたすら その事る所の君の意に、うけしたかふことのみを求めて、人臣忠義の道にあらざるを以て、唯これを君に事る人と云なり、

有安社稷臣者、以安社稷爲悅者也、

社稷は、國家を以て云、國家を安んずることのみをつとめて、これを其君に事る忠として、心に念々忘れざ

ゝに直にこれを指て仁義とするなり、○此章の意、蓋し世の人仁義の德を外に求め、私智を以てこれを鑿つ、孟子此論を發すること、人々己に反り求めて、その良知良能あることをさとり、これを推し廣めて、その本然の性を、全うせまく欲してなり、

○孟子曰、舜之居深山之中、與木石居、與鹿豕遊、其所以異於深山之野人者幾希、

舜深山の中に居るとは、歴山に耕し玉ふ時のことなり、其時は唯一農夫なるによりて木石の間にすみ、鹿豕と相なれて、深山の野人と、大いに異なることなきやうに見ゆるなり、

及其聞一善言見一善行、若決江河、沛然莫之能禦也、

江河は、みな大川なり、沛然は、水多く流るゝ貌なり、聖人の心は、至りて虚く、至りて明にして、渾然たる一理の内に、萬理ことゞゝくそなはり、善言善行わづかにふるゝ所あれば、感應はなはだ速にして、其理に通じ其事に從はずと云所なし、其勢江河の堤を決りながして、沛然としてふせぎとゞむること能はざるが如し、孔子耳順の時、聲入て心通ずと同じ、これ又舜の大いに人に異なる所なり、江河を決るのたとへ、孟子道に造ること深きにあらずば、形容こゝに至ることあたはじ、

○孟子曰、無爲其所不爲、無欲其所不欲、如此而已矣、

爲るとは、身に其事を行ふなり、欲ふとは、心に其事を求め望むなり、非義なることを爲まじく、欲ふまじと思ふは、羞惡の心にして、人みなこれあり、されども私意一たび萌して、禮義を以てこれを制せざる時は、爲まじき所をし、欲ふまじき所を欲ふこと多し、人よくその私意を克治して本然の心に反る時は、則羞惡の心を擴充して、ゆくとして義ならずと云ことなし、事々己に克て、禮にかへれば即亦これ仁なり、この故に、凡そ學をするの工夫、唯かくの如くするのみなり、

民これをよろこびしたふことあるを云、是みな君に善あれば、民これに應ずるの效にして、淺きと深きとあることを云なり、

善政得民財、善教得民心、

善政は、民の衣食足ることを得て、國用も亦ことかけず、善教は、民の忠孝の心を得て、其親をすてず、其君を後にせず、これすなはち善政善教の、得る所ある功にして、其功の淺深も亦以て見つべし、此章合せて云時は、仁言は、政教の中に在て行はる、仁聲の實は、又政教の善なる所以なり、

○孟子曰、人之所不學而能者、其良能也、所不慮而知者、其良知也、

良とは、本來自然によき美なり、人の學習を歷ずして、能する所の者は、これ良能なり、思慮を用ひずして、知る所の者は、良知なり、程子おもへらく、良知良能は、天の自然にいでゝ、人のしわざにかゝらず、

孩提之童、無不知愛其親也、及其長也、無不知敬其兄也、

これ良知良能の事實をとく、孩とは、小兒の笑ふことなり、提は、ひつさぐるなり、手をひくことを云、二三歲の間、孩笑することを知りて、手をひきいだくべきほどとなるを、孩提の童と云、其親を愛すとは、父母を慕ひて、もつれよることを云、又その稍長ずるに及んでは、其兄長をうやまひて、物ごとに、敢て先だゝぬことを知る、此二つの知ると云は、そのすべを知る義にて、上文の知能を兼たり、

親親、仁也、敬長、義也、

親々は、即親を愛するの道なり、仁義は德を以て云、親々即これ仁、敬長即これ義なり、

無他、達之天下也、

云意は、親を親み、長を敬するが、即これ仁義たるの故は、別の義なし、此心天下に通達して同じことなるを以てぞと、蓋し上文二つの無不知と云詞につきてその親々敬長の心、みな本然の良知良能、人々固より有る所にして、天下同く然る意の見ゆるによりて、こ

きぞ、神は、君子より云、化は、人より云、二つの者前後なし、舜の歴山に耕し玉ふ時に、田つくる者、畔を相ゆづりて、さひめをあらそはず、河濱に陶ものづくりし玉ふ時に、人の器つくること、かけゆがまざるは、その過る所の者化するなり、而してその存する所の神も、亦しられたり、孔子の立つる時はすなはち立ち、道びく時はすなはちしたがひ、綏ずる時はすなはち來り、動かす時はすなはち和ぐは、その化のすみやかなるを以て、その存の神なることを見る、これ聖人の神化を以て、王道を論ずるなり、

上下與天地同流、

王道の徳業さかんなること、上天にあひ、下地にならび、造化とその流行を同じうするぞ、

豈曰小補之、

王道は一世をあげて新に變化す、霸術の小々のすきまを補ひふさぐが如しと、云ふのみにあらずと、又小補を霸術とせずして云も、亦可なり、小補は、鍋釜のすきまをいかけしてふさぐが如し、王化は、これを新しくいなをすが如しと、朱説にも此意あり、

○孟子曰、仁言、不如仁聲之入人深也、

仁言とは、人君仁厚の詞を以て、民にいひきかすることを云、仁聲とは、聲は名なり、君に仁徳の實ありて、民これを稱美することを云、仁言も、民を感ずる所ありといへども、仁聲の民の心に感じ入ることの深きにはしかざるとなり、

善政、不如善教之得民也、

政とは、法度禁令を云、教とは、道びくに徳を以てして、これをとゝのふるに禮を以てするなり、云意は、政の善きに、得る所の功は教の善きが、民を得ることあるにしかずとぞ、其義は下に見えたり、蓋し政のよくして、教のいまだよからざることはあり、教のよきに至りては、其政よからずと云ことなし、

善政民畏之、善教民愛之、

此より下二段は、善政の善教にしかざる義を、詳にとく、民畏之とは、法度立ちて、民これをかろしめ、あなどらざることを云、民愛之とは、教化行はれて、

凡そ民を使ひ民を刑すること、人君やむことを得ずして、其まさにすべき所をする時は、且つ民の心にもとることとありといへども、亦ついにこれを怨ます、もし然らざる時は、これに反して、その怨みふかきなり、

○孟子曰、霸者之民、驩虞如也、

此章王者の民の氣象を、稱美せんとして、まづ霸者の民を以て、くらべおこせり、驩虞は、歡娯と同じ、よろこびたのしむ義なり、如の字は、上の字につけて、物をかたどる詞なり、霸者は、其政に、民を歡娯せしむるために、作爲する所ありてかくの如し、然れども、作爲の效は、久きにたへがたし、

王者之民、皥皥如也、

皥々とは、廣く大いにして、各をのづから得る所ある貌なり、王者の政は、天地の造化の如く民をよろこばしむるわざもなく、亦いからしむるわざもなくして、只自然なる故に、その氣象かくの如し、

殺之而不怨、利之而不庸、民日遷善而不知爲之者、

これ則皥々の氣象なり、庸は、功なり、民の惡む所の者あれば、これによりてのぞきすつ、これを殺すに心なし、何の怨むことあらん、民の利とする所のことあればこれによりて利をおこす、これを利するに心なし、何の功ありとすることあらん、其性の自然のまゝに敎へて、をのづからこれを得せしむ、この故に、日々に善にうつれども、これ誰がする所なることを知らず、帝堯の時、老人壤うちをして遊ぶ者の歌に、吾日出て作き、日入りて息ふ、井をほりて、飮み、田を耕して食ふ、帝の力我にをいて何か有るやと、うたひける、これを以て思ひみるべし、又或人の云く、王者の民は、雨露の草木なり、霸者の民は、枯槹の夏畦なりと、日にやけたるはたけに、はねつるべにて、水かくることを云なり、

夫君子所過者化、所存者神、

此君子は、聖人を以て云、過るとは、歷わたる義なり、聖人の身の歷る所、人其德に化せずと云ことなく、其心に存主して、化をなす所の者、神妙にして測りがた

興るとは、志氣感動し、ふるひおこりて、善をすることを云、文王の化を待て、而して後に興り出る者は、世の常の凡人なりと、これ下文の豪傑の士をいひおこさんために、まづこれをいへり、蓋し古の聖王、みなよく人心を興起す、中にも文王は、いのちながゝりし故に人を興せることと最盛にして、戰國の時までも、餘澤なを存するによりて、とりわきこれをひけり、

若夫豪傑之士、雖無文王猶興、

豪傑とは、才智人にこえたる者を云、蓋し人の德性たれもひとしく得る所なりといへども、凡人は、必上の風教を、まち得て後におこる、上智の人は、これをまたずして、自よく感發して、以て爲ることとあるなり、○此章の意、人をすゝめて、自立せしめんがためなり、

○孟子曰、附之以韓魏之家、如其自視欿然、則過人遠矣、

韓氏魏氏は、晉の卿にして、其家最富貴なり、欿然とは、自滿さる意なり、人の身の上に、忽然として、韓魏の家の富貴を以て、まし加るといへども、自これを見ること欿然として、その意氣みちあがる所なく、只平常の如くなる者は、これその見識、人にこえたること、はるかにとをしとぞ、○此章も、人内重ければ、外輕くして、出處進退に、かゝづらひなきことを云、

○孟子曰、以佚道使民、雖勞不怨、

佚は、やすき義なり、人君の民にをける、その本意民を安佚ならしむるの道を以て、これを使へば、民その役に苦勞すといへども、上を怨むる心なし、凡そ農耕を、あらかじめより催促し、又堀をほり、城をきつかしむるの類、みなこれなり、

以生道殺民、雖死不怨殺者、

人民をひとしく生けをかまく欲するは、上たる人の本意なれども、もし惡逆をする者ありて、民生をさまたぐる患ある時は、これを刑して其害をはらふ、これ生道を以て民を殺すなり、かくの如くなれば、民その罪に伏して、その殺す人を怨みず、程子おもへらく、

の正きを云、これを樂む時は、自安んずる所ありて、外物のひくに狥はず、蓋し自重んじ、自安んずるは、即自得なり、慕はず、狥はざるは、即無欲なり、自得無欲はこれ囂囂なり、

故士窮不失義、達不離道、

士は、遊説の士をうけとくといへども、泛く云詞なり、窮は困窮、達は利達なり、人知らずして貧賤なれども、これに移されずして、守る所の義を失はず、知られて富貴なれども、これに淫れずして、その行ふべき道を離れず、これ徳を尊び、義を樂む者の、行迹にあらはるゝ事實なり、

窮不失義、故士得己焉、

得己とは、己を失はざるを云、始終わが身を全うして、きずつけぬなり、

達不離道、故民不失望焉、

民不失望とは、人民あらかじめ、此人世に出て、道を興し、治を致さんことを望みけるに、今果してその望める如くなることを云、

古之人得志、澤加於民、不得志、脩身見於世、

此又古人を引て、士の己を得、民の望を失はざる事實をとく、古人志を得て、道行はるゝ時は、必恩澤民にかうふらしむることあり、志を得ずして、かくれ處る時も、よく其身を修むるによりて、名實世にあらはれて、かくれなきなり、

窮則獨善其身、達則兼善天下、

窮する時も、必獨その身を修めて、これを善くす、達する時は、只わが身のみならず、天下の人をも兼てみな治め敎へて、これを善くするなり、此たゞ上段のことを、ほめなげく詞にして、別の義なし、〇此章云意は、士たる者、内に得る所ありて、重ければ、外の得失輕くして、我これと相あづからず、この故に、ゆくとして善からずと云ことなしとなり、

〇孟子曰、待文王而後興者、凡民也、

故王公不致敬盡禮、則不得亟見之、

王公は天子諸侯なり、賢士その操を守ることかくの如くなる故に、王公といへども、內その恭敬をきはめ外その禮節をつくさゞれば、これにしば〲あふことを得ず、

見且猶不得亟、而況得而臣之乎、

臣之とは、召て見ふの類をさす、王公敬禮をつくしてあふことすら、且つなをしば〲することを得ざるに、況や臣の如くに待して、これにあふことを得んやと、○それ君は己をかゞめて、以て賢者に下り、士は道を枉て、以て利祿を求めず、其中相そむくに似て實は則かくの如くにして後に、君臣の道相成す、蓋し亦各その道をつくすのみなるが故なり、然れども此章の主意は、古の賢士をひきて、今の士の然らざることを、歎きたる詞なる歟、

○孟子謂宋句踐曰、

宋は姓、句踐は名、諸侯に遊說して、歷めぐれる者なり、

子好遊乎、吾語子遊、

遊は、遊說なり、遊說をこのまば、われ子に遊說の道をつげんとなり、

人知之亦囂囂、人不知亦囂囂、

人知之と、不知とは、其說の行はるゝと、行はれざるを以て云、囂々とは、自己に得る所の德ありて、無欲なる貌なり、蓋しそのかみ遊說の士、其說行はるゝ時は、意氣揚々としてをごり、行はれざる時は、欿然としてしほれひしぐるによりて、孟子これにつぐることかくの如し、

曰、何如斯可以囂囂矣、

何事を修めてか、囂囂たることを得んとぞ、

曰、尊德樂義、則可以囂囂矣、

德は、己に得る所の善を云、これを尊ぶ時は、自重んずる所ありて、爵祿の榮を慕はず、義は、その守る所

耻は即羞惡の心にして、わがもとよりある所なり、人つねに此心を存する時はせざる所ある故に、これによりて聖賢にもすゝむべし、もし一たび此心を失ふ時は、せずと云ことなき故に、これよりして禽獸にもおちいるなり、然れば此心の存否、人の身の上にをいて、其かゝれる所甚大いなり、

爲機變之巧者、無所用耻焉、

機とは、事をからくり、人を其心のまゝにはたらかせずして、わが思ふ所におとしいるゝなり、變とは言をさま〲に變化し、人をたぶらかして、惡道にひきいるゝなり、かやうのことを巧にする者は君子の深くはぢにくむ所なるをば、彼は則みづから其計をなし得たりと、よろこびて、いよ〲これを好む、後には感激することも、心にさとらず、規戒することも、耳にいらず、頑然として禽獸にちかし、彼ももと羞惡の心なきにあらざれども、これをすてゝ用る所なき故に、ほろびはてゝかくの如くなり、此外たれも耻つべき、婬奸等のことは、云に及ばず、

不耻不若人、何若人有、

云意は、人の心術、人にしかざること、品多しといへども、唯耻ることなき一事にて、人にしかざる時は、其外の事、何か人にしくことあらん、事々みな人にしかずとなり、一說に、人にしかざることを耻ずは、何ぞ人にしくことあらんとよむ、されども此說による時は、人に勝つことを好む心を以て、耻を知るとする、誤あるによりて、前說に從ふを以て可なりとす、此二段、みな耻ることなきついへをあげて、其かゝる所の大いなる義を示せり、

○孟子曰、古之賢王、好善而忘勢、

賢王人の善をよみんずる故に、わが尊大の勢を忘れて、これを敬ふ、

古之賢士、何獨不然、樂其道而忘人之勢、

古は君王かくの如くなるのみならず、士たる者、其身いやしといへども、何ぞそれのみ然らざらん、賢者は亦よく其ある所の道を樂んで、人の權勢に屈まず、

れ仁なり、この故に、仁を求ること、つとめて恕するよりも、近き道なし、

○孟子曰、行之而不著焉、

それ道は、人つねに由る所にして、日用人倫の外にいでず、然るに學者其事を行へども、なをいまだ其理の當然なる所に、明なることあたはざる者あり、

習矣而不察焉、

すでに其事になるれども、なをいまだ其理の然る所以の精き處を、察識せざる者あり、

終身由之、而不知其道者衆也、

由るとは、行ふと習ふとをかねて云、不知とは、不著不察をかねて云、此段上文をすべてとく、一生かくの如くにして終る者多しと、これ學者深く道に造ることを求めざる者をばいましめてなり、○朱子此章をとくによりておもへらく、今の人は又かくの如くならず、いまだかつて行ひみずして、すなはち著なることを說かまく欲す、いまだかつて習ひみずして、すなはち察なることを說かまく欲す、古人は與に同じく學ぶべけれども、いまだ與に道にゆきがたしとこそはいへ、今の人は、いまだかつて學びずしてすなはち道にゆかんことを求むと、これ又抑しなくだれる人なり、

○孟子曰、人不可以無恥、

恥とは、義の發する所、己が非を羞ぢ、人の惡を惡む心なり、人みな此心ありといへども、私欲にへだてられて、多くは緊切ならず、もし己が非を知る時に、泚然として汗いで、飲食喉に下ることあたはず、人の惡我にせまるを忌むこと、糞穢の身をけがし、荊棘の衣にかゝらんとする如くなるは、これわが羞惡の良心なり、人つねに此心なくて、あるまじきことなればこれを存して失はざれとなり、

無恥之恥、無恥矣、

人もし己が羞惡の心なきことを、信實に恥る時は、則此機に乘じてふりたち、よく過をあらため、善にうつるによりて、ついに恥辱の累をまぬかるゝなり、

○孟子曰、恥之於人大矣、

求るの道なり、昏昧放逸は、これを捨るのわざなり、

求之有道、得之有命、是求無益於得也、求在外者也、

これを求るに道ありて、妄に求めがたく、これを得るに命ありて、求るに必しも得られざるは、これその求めてこれを得るために、益なきのことなり、乃これ我が身の外にある、富貴利達、凡そ外物の欲を求るが故に、かくの如し、

○孟子曰、萬物皆備於我矣、

それ人の生、みな太極の全體をうけて、其性とする故に、君臣父子の大いなるより、事物の細微に至るまで、凡そ萬事萬物の當然の理、わが性分の內に、そなはらずと云ことなし、

反身而誠、樂莫大焉、

人もしわが身に反り求めて、その備る所の理、みな誠實にして、善を見ること、好色をこのむが如く、惡を見ること、惡臭をにくむが如くなる時は、その行ふ所しゐつとめずして、をのづから順利ならずと云ことなし、人生の樂み何事かこれにしくことあらん、

强恕而行、求仁莫近焉、

恕とは、人にまじはる所を、わが心にはかりみて、わが心の如く、人に推し及ぼす義なり、それ身に反りてをのづから誠なるは、即これ仁なり、もしいまだ誠ならざるは、これなを私意にへだてられ、其理いまだ純一ならずして、不仁なり、人よく力をつとめ、恕して以て行ふ時は、やうやくに心公になり、理も純になりて、仁に至ること遠からず、よりて仁を求ること、これより近きはなしと云、○それ誠と仁とは、これ一理なり、其理の實にして、妄ならざるよりいへば、これを誠と云、其理の公にして、私なきよりいへば、これを仁と云、この故に、誠を論ずるによりて、則仁に及ぶ、又わが心に思ふ所、をのづから人に及ぶを仁と云、人のために思ふこと、わがためにするが如くならざる者、わが心を則にして、これをはかり、力をつけて、人に推し及ぼすは恕なり、この恕によりて、これを熟する時は、別に修爲することをまたずして、即こ

これを詳にす、上句云意は、所謂命と云者は、たゞ心性の命のみにあらず、凡そ人の遇ふ所の、吉凶禍福の類も、亦天命にあらずと云ことなしと、順受とは、うけてさかはず、のがれざる義なり、蓋し天道至公にして、私なき故に、その人に命ずる所のことは、よきもあしきも、正きにいでずと云ことなし、この故に、君子はたゞ一味に身を脩めてこれをまち、我よりまねきとることなく、みなその到來に任じて、これにしたがふ、よりてその命を受くるの道、正しからずと云ことなし、これを順ひて其正きを受くと云なり、

是故知命者、不立乎巖牆之下、

巖牆とは、くづれかゝりたるついぢなり、凡あやうくさがしき處の、一端をあげて例とす、これ上文をうけて云ふ、この故に、命を順受するの道を知る者は、みづから危き場にをりて、其禍をまねきとらずと、

盡其道而死者、正命也、

其道を盡すとは、即身を脩るのことなり、人よく身を脩めて、道を盡したる上にあふ所の命は、死するもこれ正命なり、

桎梏死者、非正命也、

桎は、足械、梏は、手械なり、もし罪を犯し、とらはれて、死に至る者は、巖牆のもとに立て、をされ死すると同じく、みなみづからまねきとる所なり、これ其命を受るの道、正しからざるによりて、正命にあらずと云、此二段凶禍の命につきて、正不正を論ず、吉福のことにも、亦非命あり、其道ならずして、得る所の富貴に、安じて居り、死すべき時に、苟くもまぬかれて、生をぬすむの類これなり、

○孟子曰、求則得之、舍則失之、

是求有益於得也、求在我者也、

凡そ求る時は、必これを得て、求めざるには、いまだ失はず、唯みづから捨るに至りて後に、これを失ふはこれその求めて、これを得るために益あることなり、有益とは、益にたつと云義なり、乃これもと我が身にそなはりてある、仁義禮智、凡そ性分のある所の者を、求るが故に、かくの如し、蓋し操存涵養は、これを

きはめ知る時は、其理の根源、言語の及ばざる、精微の處までをも則これをさとり得るなり、この故に、天を知ると云、

存其心養其性所以事天也、

心を存すとは、心をつねに操りたもち、内に存在して放たざる義なり、性を養ふとは、其理のまゝに、順ひ養ひて、たはめそこなはざる義なり、事ふとは、これに承け從ひて、違ひ背かざる義なり、蓋し人よく心を操存して、其そなへたる性の理を理の儘にたてやしなふは、即これもと天より我にうみあたへられたる所の者を、尊び重んじて、奉承することなるによりて、これを天に事る所以とす、大學によりて云時は、これ意を誠にし、心を正うして、以て身を脩るのことなり、

殀壽不貳、脩身以俟之、所以立命也、

殀とは、いのちのみじかきを云、壽とは、いのちながきを云、命とは、此身の生れて、心性の德をそなへたるは、みなこれ天の命して、賦與せられたる所なるを云、人その死期のはやきをそきは、天にうちまかせて少しもうたがひをなさず、ひたすら存心養性して、此身を脩るを以て、一生の事として、死の到來をまつ、これ即我に賦與する天命を、をしたてゝ、これを全うする所以なり、もし少しも私欲を以て、理にさかひ、生をそこなふことあれば、命を立ることあたはず、蓋し殀壽うたがはざるは、天を知るの至りなり、身を脩めて死をまつは、天に事へて、身を終るのことなり、すべてこれ命を立るに歸す○それ心を盡し、性を養ひて、以て天を知るは、其理を知るのことなり、心を存し、性を養ひて、以て天に事るは、其事を行ふのことなり、知行かねすゝまざれば、其功を得がたし、天を知りて、殀壽を以て、其心を貳にせざるは、智のつくせるなり、天に事へてよく身を脩めて、以て死をまつは、仁の至れるなり、智仁かねきはめざれば、其德亦ついに成らず、

○孟子曰、莫非命也、順受其正、

此章は、蓋し上章と一時の言なり、其末の段立命と云處、氣數の命の義、いまだ明ならざる故に、こゝに

云は、身の存亡を云のみにあらず凡そ事の成就破壞の類みなこれなり、○凡そ人憂患艱難を歷てをれひしげ、くだけかゞまらざる者、其心いまだ平かならず、其氣いまだこならずして理を察すること精密ならず、事を處すること多く粗率なり、この故に、身をかため、志をきたはまく欲する者は、必この內より過ぎ來るべし、これ實に天より人をひとりだちして、大事を任ぜられんがための、ならはしめなり、よりて志なき人は、この境界にふれて、則ひるみしほるれども、志ある人は、これにあひていよ〳〵目をさまし、ふりたつなり、もしその豪氣を患難にひしぎくだかれ、俗習にもみまろかされて後に、自その能はざる所を增益すと思へるは、ひがことなり、

○孟子曰、教亦多術矣、

君子の人を教化する道、人により、時にしたがひて、樣々の術あり一端にあらざるなり、

予不屑之教誨也者、是亦教誨之而已矣、

われ人のきはめて教へがたき者にをいて、これをいさぎよしとせずして、ふせぎたちて、教誨せざることあるは、其人もしよくこれに感動して退きて後、自かへりみ脩る時は、則これも亦われこれを教誨するの道なるのみとぞ、

盡心章句上

孟子曰、盡其心者、知其性也、

心は、人身の神明にして、虛靈知覺なり、もろ〳〵の理をそなへて、よろづの事に應ず、性は、即心のそなへたる理なり、蓋し人その性の理を、きはめ知らざる故に、なをくらくおほはるゝ所ありて、いまだ心の分量を盡すことあたはず、もしよくすでに其心の全體大用を、盡したる者は、即必その性の理をきはめ知る者なり、大學の次第を以てこれをいへば、性を知れるは、これ物格れるなり、心を盡くせるは、これ知の至れるなり、

知其性、則知天矣、

天は理のよりて出る所なり、人すでにその性の理を、

れをよくする所以なり、蓋し心をうごかすによりて、よく性にたふ、心を動かし性に忍るによりて、則そのあたはざりつることを増益す、

人恒過然後能改、

人とは、中人を以て云、恒にとは、大樣と云義なり、蓋し上智の人はわづかに過としれば、即正きにかへる、下愚は自過をしらず、知れども改ることあたはず、唯中人は過て然して後に、懲りてよくこれを改るなり、

困於心衡於慮而後作、

此より下二段は、二句の意をのべとく、困於心とは、心の内憂へ塞りて、のびざるなり、衡於慮とは、思案する所よこしまに、こだはりて、通せざるなり、蓋し平日につゝしむことあたはず、この故に、必事勢ゆきつまりて、心にくるしみ、思ひによこたはりて、然して後によくふるひおこりて、はげみつとむるなり、

徵於色發於聲而後喩、

事のきざしを、てらすことあたはず、この故に、必其事あらはれて、人のとがむる色に見え、聲にいでゝ、然して後におどろきさめて、さとり知るなり、上の作るは行なり、この喩るは知なり、

入則無法家拂士、出則無敵國外患者、國恆亡、

これ唯人の上のみかくの如くなるにあらず、國家の事といへども亦然ることをいへり、入ると出るは、内外をいへり、法家とは、君の法則とする、世臣の家なり、拂士とは、拂は弼と同じ、たすくるなり、左右に輔弼たる賢臣を云、敵國は、敵對の國、外患は、かたき鄰國にかくれ、盗賊要害にこもれるの類を云、かやうのことなき時は、君必をそれいましむることを知らずして、大樣國ほろぶるに至るなり、

然後知生於憂患而死於安樂也、

云意は、上文を以てこれを觀て、然して後に、凡そ人の生り全きことは、憂患の内よりいで、死し亡ることは、安樂の内よりはじまることを知ると、蓋し生死と

膠鬲擧於魚鹽之中、
膠鬲は、殷の賢人なり、紂が亂にあひ、魚と鹽とをとりてありしを、文王これをあぐ、

管夷吾擧於士、
士とは、刑獄をつかさどる官なり、管仲士官にめしこめられて居けるを、桓公あげて、國の相とす、

孫叔敖擧於海、
孫叔敖は、海濱に隱れ居けるを、楚の莊王あげて令尹とす、

百里奚擧於市、
百里奚秦にゆきて、市の中に居たるを、穆公あげ用ふ、

故天將降大任於是人也、必先苦其心志、
此より下は、上文諸賢の困苦の中より出たることをうけて、議論の主意をとき出せり、凡そ天より大いなる責任をくだして、これをうけもたせんとする人には、必まづ困窮患難を以て、その心志を苦しめはげますなり、下文みな此意をうけとく、

勞其筋骨、
その筋骨をなやますぞ、

餓其體膚、
飲食にうへしめて、形體膚肉をからすぞ、

空乏其身、
空は、窮る、乏は、絶るなり其身を窮迫貧乏にするぞ、

行拂亂其所爲、
事の行はるゝ所その爲まく欲するを、拂り亂りて、何事も思ふまゝに遂げざるなり、

所以動心忍性曾益其所不能、
曾は、增と同じ、增益はみなますなり、上のあまたのこと、皆其心をそびへうごかし氣稟食色の性にたへしのびて、其もとよくせざりつる所を、ます〳〵今こ

を待する淺深を以て云、君子の人品にかゝらず、これ云意は、君いまだわが云所を行ふべしとは見えざれども恭敬にして禮ある時は、まづこれに就くと、

禮貌衰、則去之、

此去就は、孔子の際可の仕へなり、

其下朝不食、夕不食、飢餓不能出門戶、

人臣君と志あはずして退き、困窮して糧つき、朝にも夕にも食せず、餓つかれて、門戶を出る力もなきに至るぞ、

君聞之曰、吾大者不能行其道、又不能從其言也、使飢餓於我土地、吾恥之、

其君前非を悔て云く、わが過の大いなることは彼身にそなへたる道を行ふことあたはず、又われを諫めつる言にも、從ふことあたはず、然るに今これをわが領地に餓死せしめんこと、われこれを耻づと、

周之亦可受也、免死而已矣、

君その民にをいて、窮する時はこれをすくふの義あり、又その過を悔るの言あるによりて、此臣も亦そのすくひをうくべきなり、されども飢餓して門戶を出ることあたはざるに至らざれば、なをいまだうけず、又これをうくるも、たゞ死を免るゝほどに止りて、多くうけざるなり、これは孔子の公養の仕への類なり、蓋しすでに去りたる後に、そのすくひを受くるも、亦これに就くの道なるを以て、去就の一義としていへるなり、

○孟子曰、舜發於畎畝之中、

發るとは、たゞ出ると云義なり、舜はじめ歷山に耕し、三十にしてあげ用ひられ玉へり、

傅說擧於版築之間、

版築とは、版をたてゝ、城壁を築く、人夫のすることなり、說傅巖の野に築きてありけるを、殷の武丁これをあぐ、

之人至矣、

士も亦善告る人をさす、讒とは、人の悪いふことを好む、諂は、こびへつらふことなり、面諛とは、諛もへつらふなり、顔にはへつらひて、心には欺くことを云、それ君子小人、互に消長をなすこと、理勢の必然なり、この故に、直諒多聞にして善つぐる者、千里の外に止りて、ちかづかざる時は、必讒諂面諛して、悪をみちびく者來りあつまる、

與讒諂面諛之人居、國欲治可得乎、

政をする者、つねに讒諂面諛の人と共に居らば國の治らんことをねがふとも、得べけんや、必得まじきとなり、○此章云意は、政をするには、一身の才智を用るにあらずして、天下の善を取り致すことを貴ぶとなり、

○陳子曰、古之君子、何如則仕、

此章蓋し陳子そのかみの仕へがたきをいたみて、古の君子は、何づれの義を以てか出仕へたるぞと問ふ、孟子も君子やむことを得ざるの仕へを以て、これに答へり、

孟子曰、所就三、所去三、

君子の君に就きて仕る所の道、三つありて、これをたち去る道も、亦三つあるなり、其目下に見えたり、

迎之致敬以有禮、言將行其言也則就之、

招き迎ふるに、恭敬の心を致して、待遇するの禮式あり、又其君の云所、わが云ことを行はんとする時は、則これも就く、

禮貌未衰、言弗行也、則去之、

禮貌は、禮文なり、即待遇の禮式を云、此去就は、孔子の見行可の仕へなり、

其次雖未行其言也、迎之致敬以有禮則就之、

これを第一の次ぎとし、第三を其下と云は、君の君子

して孟子皆然らずといへり、

然則奚爲喜而不寐、

丑とふ、樂正子此三つの者なくば政をするともせんなかるべきに、なんぞ寐られざるまでに、喜ばるゝぞやと、

曰、其爲人也好善、

樂正子が人となり、善言きくことを好めばぞと、

好善足乎、

丑又とふ善を好めば、以て政をするに足れりやと、

曰、好善優於天下、而況魯國乎、

優なりとは、餘りある義なり、云意は善を好めば、天下を治むといへども、なを餘力ありて難からず、而るを况や魯一國を治るにをいてをやと、

夫苟好善、則四海之内、皆將輕千里而來告之以善、

輕んずとは、たやすしとして、なやまざる義なり、これ天下の人、來りて善を告るに樂むをいへり、蓋し善を取ることひろき時は、勇略知慮多識も、皆その中にありて、闕ることなし、政をするによき所以なり、

夫苟不好善、則人將曰、訑訑、予既已知之矣、

訑々とは、自その智を足れりとして、善きくことをきらへる貌なり、云意は、もし善きくことを好まざる者あれば、人これを惡みて、その自たかぶれる體と、意の内のおもはくを、はかりみて云べし、人善を告る時は、訑々然としてきゝいれず、さほどのことは、われすでに知れりと、思へる體なりと、

訑訑之聲音顔色、距人於千里之外、

この訑々たる聲いろ顔つや、をのづから善告る人をば、千里の外にふせぎてちかづけず、かの千里を遠しとせずして、來り告る者あるのうらなり、

士止於千里之外、則讒諂面諛

水の本性下きにつく道に順ひて、是を治むとなり、

是故禹以四海爲壑、

壑とは、水をうくる處なり、水の道に順ひて治むる故に、たゞ川のふさがりを、きりとをし、四方の海を壑として、みなこれを流しやり玉ふ、

今吾子以鄰國爲壑、

吾子とは、人をしたしみて云詞なり、白圭は其國へ流るゝ水をとめ、鄰國を壑として、おとしやるなり、

水逆行謂之洚水、

川のすそふさがる時は、水逆にながれ行き、あふれて害をなす、これを洚水と云、

洚水者、洪水也、仁人之所惡也、

洚水とは、今の世に云洪水なり、仁君その民の害なすことを惡みて、必これを治む、

吾子過矣、

今吾子水流をふさぎて、人をさまたぐること、洪水の災にことならす、利害を私にして、仁人の心にそむけり、然るに反てこれを功ありとすること、過てりと、

○孟子曰、君子不亮、惡乎執、

此君子は、學者を以て云、亮は、信なり、其心道理を信じて、疑ひ惑ふ所なき人は、事にあふ時、守り定むる所ありて、利害にむばひうごかされず、もし君子として亮あらずは、萬事みなあからさまなるべし、然らばいづくにか執りたもつことあらんや、

○魯欲使樂正子爲政、

爲政とは、宰相となるを云、

孟子曰、吾聞之喜而不寐、

其道の行はるゝことを得んことを喜ぶ、

公孫丑曰、樂正子强乎、曰、否、有知慮乎、曰、否、多聞識乎、曰、否、

强は、つよし、勇略あるを云、又智慧謀慮と、多聞博識と、此三つは、そのかみのもてはやす所にして、樂正子みなこれに短し、よりて丑疑ひて、一々にとふ、而

官の職、有司の役もそなはらずして、その俸祿いらず、

故二十取一而足也、

云意は、もと國の費用すくなき故に、多くとることをもまたず、唯二十が一にして足れり、わが貉の道と云はこれなりと、

今居中國、去人倫、無君子、如之何其可也、

今中國に居て、君臣の分限なく、祭祀交際の禮儀もなくば、これ人倫をすつるなり、百官有司なければ、これ、君子なくして、皆野人なり、かくの如くならば、いかんしてそれ可ならんや、

陶以寡、且不可以爲國、況無君子乎、

此君子は、人倫をかねて云、

欲輕之於堯舜之道者、大貉小貉也、

堯舜の道は、即十にして一をとる、天下古今の中制なり、これより輕くせまく欲するは、即貉の道、まことの大貉ならずといふとも、亦これ小貉なり、

欲重之於堯舜之道者、大桀小桀也、

たゞ中制より輕くすまじきのみならず、その重くするも、亦もとより暴虐のことなり、たとひ夏の大桀にあらずとも、亦これ今の小桀なり、

○白圭曰、丹之治水也愈於禹、

そのかみ諸侯の國に、水いでたるを、白圭堤をつき、流れをふさぎて、水を他國へそゝぎやる、其功にほこりていへることかくの如し、云意は、力を勞せずして、功をなすとぞ、

孟子曰、子過矣、

白圭が過言をとがむ、

禹之治水、水之道也、

必上下あらそひむばふのみにして、危亂すみやかに至り、一日も其位に居ることあたはじとなり、蓋しこれ愼子を戒るによりて、きはめ云なるべし、○按ずるに、天下をたもつは、富强の至極なり、されどもこれを得る所以の者は、道にしたがひ、仁を施すにありて、富强を求るにあらざるなり、

○白圭曰、吾欲二十而取一、何如、

白圭名は丹、周人なり、凡そ租稅を斂るの法、十分にして一を取るは、古今の通制なり、然るに白圭孟子に謂て云く、われ二十分にして、一をとらまく欲す、いかゞあるべしと、これ民をあはれむ意より出たるにあらず、國用をはぶきつゞめて、二十が一の稅にて、事足るやうにせんとなり、即これ商賈の貨殖の術を以て國家の政にほどこさんと思へるなり、

孟子曰、子之道、貉道也、

貉は、北方の夷狄の名なり、これ北狄の法にして、中華の道にあらずと、其義は下にみえたり、

萬室之國、一人陶、則可乎、曰、不可、器不足用也、

萬室は、やかず一萬軒なり、孟子まづたとへをまうけて問ふ、白圭も亦その不可なることを知れり、

曰、夫貉、五穀不生、惟黍生之、

此方は地氣ひやゝかにして、五穀を生ぜず、黍ははやくみのる故に、唯これのみを生ず、これもと租稅を多くとる所の者なし、

無城郭宮室宗廟祭祀之禮、無諸侯幣帛饔飧、

饔飧とは、飲食以て、賓客にをくるの禮、朝を饔と云、夕を飧と云、城郭宮室のかまへもなく、宗廟祭祀の禮もなく、又諸侯の朝會聘問もなき故に、幣帛のをくり物饔飧のもてなしもいらず、

無百官有司、

君臣の分嚴ならず、政務の事もをろそかなる故に、百

つくり、地力をつくすことを云、秦の商鞅魏の李悝等が術の如し、

今之所謂良臣、古之所謂民賊也、

賊とは、そこなふ義なり、今の諸侯の良臣とする所の者は即かのよく國をとます者なり、されども古代には、これを民賊と云、人民の財をかすめとりて、これをそこなふが故なり、

君不鄕道、不志於仁、而求富之、是富桀也、

君もとより道にむかはず、仁にも志ざゝざるに、又聚斂して、これを富さんことを求るは、これ下のためには民賊にして、上のためには夏桀を富しめて、其貪欲にしたがへる者なり、

我能爲君約與國、戰必克、

與國とは、一味して相與する國を云、その强兵の術をてらふ者云く、我よく與國と約束して、敵國とたゝかはゞ必かつことを得んと、

今之所謂良臣、古之所謂民賊也、

句義上に同じ、この民賊は、民命をそこなふを以て云、

君不鄕道、不志於仁、而求爲之强戰、是輔桀也、

句義亦上に同じ、强戰とは、つよくたゝかふなり、輔桀とは、その暴虐をたすくるぞ、

由今之道、無變今之俗、雖與之天下、不能一朝居也、

道とは、其行ふ所より云、俗とは、人これになれて、風となるより云、其實は一つなり、君富强を求め、臣これをたすく、これ今の道にして、今の俗なり、人君この道によりしたがひて、この俗を變することなくば、たとひこれに天下をあたへて、王たらしむと云とも、

こと、亦周公に同じ、

今魯方百里者五、

今魯の國、初封の地よりも、大いなること五倍すと、これ近き小國どもを、とりてあはせたる者なり、

子以爲有王者作、則魯在所損乎、在所益乎、

もし今王者おこりて、上にいますことあらば、魯國の地はひきおとす所にあらんか、まし加ふる所にあらんか、いかゞ思へると、云意は必おとす所にあらんとなり、

徒取諸彼以與此、然且仁者不爲、

上をうけて云、道理かくの如くなる故に、たとひ戰はずして、たゞに彼をとりて、以て此にあたふることも、且つ仁者のすまじき所なりと、

況於殺人以求之乎、

況や相たゝかひ、人を殺して、かの地を求る、不仁の甚きことをせんやと、

君子之事君也、務引其君、以當道志於仁而已、

君子の臣として君に事ること、つとめて其君をみちびき、する所の事をば、みな道理にあたらしめ、つねに仁に志して、わすれざらしむるのみなり、他のことあるにあらずと、すべてこれ愼子が道理をしらずして、その忠とする所の、不仁なる過をたゞせり、

○孟子曰、今之事君者曰、我能爲君辟土地、充府庫、

戰國の士、もつぱら國を富ましめ、兵を強くすることのみを事として、これを以て仕へをもとむ、その富國の術をてらふ者云く、我よく君のために、土地をひらきて田となし、財をあつめて、府庫にみてんと、前章に云土地を辟とは、あれ地ひらけて、田となることを云、この辟土地とは、非田をくつして、すきまなく田

は、戰は勝負、必としがたし、たとひ一戰に勝利を得て、ついに南陽をとりたもつとも、然も且つ理にをいて不可なりと、其理は下に見えたり、

愼子勃然不悅曰、此則滑釐所不識也、

滑釐は、愼子が名なり、愼子孟子の言をきゝて、顏色勃然と悅びずして云く、此說は、則わがこゝろえがたき所なりと、

曰、吾明告子、

われその子細を分明に子に告んと、

天子之地方千里、不千里、不足以待諸侯、

待すとは、あひしらふ義なり、千里の地より、出る所の財なければ諸侯の朝覲聘使のもてなし、たまもの等の用を、そなふるにたらず、

諸侯之地方百里、不百里、不足以守宗廟之典籍、

典は、常なり、籍は、記錄の書なり、諸侯の祭祀朝會の禮、その常法あり、天子にわく、書にしるして、これを宗廟におさめてをく、よりて宗廟の典籍と云なり、此禮百里の地より、出る所を用ひざれば、守り行ふにたらず、

周公之封於魯、爲方百里也、地非不足、而儉於百里、

儉すとは、とゞまりて、すぐさゞる義なり、周公天下に大勳功なりといへども、はじめ魯侯に封ぜらるゝ時は、方百里の地なり、天下の地、諸侯にひろくあたふるに、たらざるにはあらざれども、百里にして、すでに國用たんぬる時は、さらにますべき道理なき故に、唯百里にとゞまりて、すぐさゞるなり、

大公之封於齊也、亦爲方百里也、地非不足也、而儉於百里、

大公も大勳勞の人なり、されどもその封地をうくる

君過あるを諫ることあたはず、これに順ひて長ぜしむるは、人臣の罪なりといへども、其罪なを小き也、

逢君之惡、其罪大、

もし君の過いまだきざさゞるを、意にさきだちて、これをみちひくをは、君の惡をむかふると云、其罪甚大いなり、

今之大夫、皆逢君之惡、故曰、今之大夫、今之諸侯之罪人也、

今の大夫は、みな今諸侯のために、大罪の人なり○林氏おもへらく、五覇の三王にをき、戰國の諸侯の五覇にをけるは、其世のことなるを以て、その罪を得れども、皆これをのがるゝことを得たり、戰國の大夫の、其君をそこなふ罪は、同じ時なり、則その誅罪をうくべきことなるに、其君反て以て良臣なりとして禮を厚くし、罪とせずして、反て以て功とす、なんぞそれあやまれるやと、

○魯欲使愼子爲將軍、

愼子は、魯の臣なり、此時魯より齊をうたんとして、愼子を大將軍とす、蓋し愼子は道理をかへりみず、唯戰ひて勝つことのみを、志とする者なり、よりて孟子これを戒ること下文の如し、

孟子曰、不教民而用之、謂之殃民、

民にあらかじめ禮義を敎へて、入ては父兄につかへ、出ては君長につかふる道を、いまだ知らしめずして、にはかにこれを用ひて、敵と戰はしむる時は、民つねにその君長をしたしみ、其難に死するの心なき故に、戰ひにのぞみて、いさみすゝむの氣出來らずして、必敗亡を致すべし、よりてこれをば民に殃すと云なり、

殃民者、不容於堯舜之世、

堯舜仁政の世には、其罪をゆるさず、

一戰勝齊、遂有南陽、然且不可、

此時に魯齊の南陽の地をうちとらんとす、孟子云意

めて賢才をあげ用ひよとなり、

三命曰、敬老慈幼、無忘賓旅、

民の老者を敬ひ、幼者を慈み、賓客をもてなし、行旅を安んずることを、心にかけて忘れざれとなり、

四命曰、士無世官、官事無攝、取士必得、無專殺大夫、

士の官を子孫うけつたふる時は、不才にして、其職をあやまる者ある故に、必しも世々にせざれとなり、又官の職一人を以て他事をかぬる時は、おろそかなることある故に、ひろく賢才を求めて、各一事をつかさどらしむべしとなり、又凡そ士を取ること、必其才をえらび得よとぞ、諸侯の大夫は、はじめ天子の命を以てをく故に、ほしいまゝに殺すことを得ず、もし罪あらば、天子の命を請ひうけて後に殺すべしとなり、

五命曰、無曲防、無遏糴、無有封而不告、

曲防とは、防は田地のために、水をたくはへ、又大水をふせぐ者なり、然るにこれを私曲にして、旱には水をしめをき、水には外へはねやり、わが國のみを利して、鄰國をさまたくることなかれとなり、又凶年に、外より米買ふことをとゞめずして、出し賣るべしとなり、又私に諸侯を國に封じ、大夫を邑に封じて、天子に告さゞることなかれ、必王命をうけて後に、封ずべしとなり、

曰、凡我同盟之人、既盟之後、言歸于好、

上文をすべて云く、凡そ今わが同く盟ふ所の人、すでに相ちかふの後は、互に和好の道に歸して、そむきへだつることなかれとなり、

今之諸侯、皆犯此五禁、故曰、今之諸侯、五霸之罪人也、

今戰國の諸侯は、みな五霸の盟書の五命の禁戒を犯す故に五霸の罪人と云、

長君之惡、其罪小、

五霸者、摟諸侯以伐諸侯者也、
故曰五霸者、三王之罪人也、
五霸はその威勢を張り、私に諸侯をひきつらねて、われにそむく諸侯をせめうち、天子の命を用ひず、この故に、三王の罪人と云なり、

五霸、桓公爲盛、
此より下は、今の諸侯の罪をとく、五霸の内には、齊の桓公の功業を盛なりとす、

葵丘之會、
葵丘は、地の名なり、會とは、時の霸主天下の諸侯をよせあつめ、天子の法を守りて、互に好みをなさんと盟をたつることなり、周の襄王元年に、桓公この會盟を行へり、

諸侯束牲載書而不歃血、
會盟の法、その場にて、生牲を殺し、共に其血をすゝり、盟書をよみて、鬼神にちかひたゝす、もし盟をそむかば、此牲の如くならんとの意なり、此時桓公の威權人を信服する故に、唯牲をからげて、壇上にをきて殺さず、盟書をはこにいれ、其上にのせて、血すゝることをせず、よむことをもせざるなり、

初命曰、誅不孝、無易樹子、無以妾爲妻、
此より下は、即盟書にしるす所の詞、これその初一箇條なり、命は、天子の命なり、不孝は天下の大罪なる故に、これを誅することを先とす、樹子とは、樹は立る義なり、すでに立たる諸侯の世子を云、これをみだりにたてかふることなかれとぞ、妾を以て妻とすること、私愛におぼれて、夫婦の大倫をみだる故に、これを制す、此三つは、身を脩めて、家を正しうするのことなり、

再命曰、尊賢育才、以彰有德、
尊ぶとは、位を以て云、育ふとは、祿を以て云、彰有德とは、上二つをすべて云、有は、つけ字なり、賢は、德を成せるなり、才は、德の用をなすなり、これを尊び、これを育ふは、即これを彰す所なり、此命は、つと

此より下は、五覇の罪をとく、此段は天子諸侯の通法をあげて、下文の意をおこす、句義みな前篇に見えたり、

入其疆、土地辟、田野治、養老尊賢、俊傑在位、則有慶、慶以地、

此段と下の段は、天子の巡狩のことを云、疆は、諸侯の國ざかひなり、土地辟くとは、新開の田あるを云、田野治るとは、舊田のこなれるを云、養老とは、老者肉を食ひ、帛をきることを得るぞ、尊賢とは、徳ある者の位をたかくするぞ、俊傑在位とは、才ある者をみなあげ用るぞ、慶は、賞なり、褒美することを云、以地とは、その領地を加増するぞ、

入其疆、土地荒蕪、遺老失賢、掊克在位、則有讓、

此段は、みな上文の意にうらがへして見るべし、荒蕪は、あるゝなり、此句田野治まらざる意をもかねとく、掊克とは、掊は褒と同じ、あつむる義なり、克は剋と同じ、けづりおとす義なり、これ俊傑のうらなり、有讓とは、其罪をせめたゞすぞ、

一不朝則貶其爵、再不朝則削其地、三不朝則六師移之、

此段は、諸侯の述職せざる罰をいひて、下文の意をおこす、諸侯の爵、公侯伯子男の五等あり、六師は、天子の六軍なり、諸侯來朝の年にあたりて來らざれば、其爵をおとしくだす、二たび來朝せざれば、其領地をけづりへらす、三たび來朝せざれば、六軍の衆おこりて、其君を誅し、別の人に移しかへて、これを君とす、

是故天子討而不伐、諸侯伐而不討、

討すとは、罪をあげて、せむる義なり、上をうけて云、諸侯罪ある時は、天子これを討責して、自征伐せず、其方角の方伯たる諸侯に命じ、其くみの諸侯をひきゐてこれを伐たしむ、諸侯は只天子の命をうけ、其罪をならして、これを征伐す、自討責するのことなし、

乃孔子則欲以微罪行、不欲為苟去、

夫子の魯を去り玉ふ旨趣は、蓋し魯は父母の國なるを以て、その君相の非をあらはさまく欲せず、又去るべき故なくして、苟くもみだりに去ることをも欲せず、この故に、女樂をうけたるがためには去り玉はず、郊に膰肉至らざるをば、わが祭りに従へる間に、失禮ありて、君とがめ玉ふ故なるべしと、いひなして、自微き罪を得て去り玉ふなり、その去るべき幾を見ることは、明決なりといへども、その意を用ふることの忠厚なる處は、世の人のはかり知る所にあらず、

君子之所為、衆人固不識也、

凡そ君子のすることは、衆人もとよりこれを知らずと、云意は、わが行ふ所の意は、なんぢらのよく知る所にあらずとなり、

○孟子曰、五霸者、三王之罪人也、

五霸とは、春秋の時、諸侯のかしらとして、會盟の主人となるを云、齊の桓公、晋の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王これなり、古記には、夏の昆吾、殷の大彭豕韋、周の齊桓晋文をも五霸と云、されどもこゝには前說を用ふべし、三王は、夏の禹、殷の湯、周の文武を云、五霸はそのかみ天下の治に功ありといへども、三王の法には、そむきたることある故に、其罪を負へる人なり、

今之諸侯、五霸之罪人也、

今とは、孟子の時、蓋し戰國の諸侯は、五霸の法を犯す故に又その罪人なり、

今之大夫、今之諸侯之罪人也、

今の大夫は、諸侯の惡をみちびくによりて、又その罪人なり、

天子適諸侯曰巡狩、諸侯朝於天子曰述職、春省耕而補不足、秋省斂而助不給、

其功者、髡未嘗覩之也、

云意は内に才德ある者は、功業必外にあらはる、才を其事施して、其功なき者を、われいまだかつてこれを見ずと、

是故無賢者也、有則髡必識之、

上をうけて云、この故に、とかく齊には賢者なきなり、もしこれあらば、必その功業見ゆべきほどに、われ必これを知らんと、云意は、孟子の齊に仕へたる間に、何の功業もなし、賢者とするにたらずと、蓋し髡いまだかつて仁の本義を知らず、亦いまだかつて賢者進退の深意を知らず、よりてひたすら功業を云ことかくの如し、

曰、孔子爲魯司寇、不用、從而祭、燔肉不至、不稅冕而行、

從而祭とは、魯の君に從ひて、郊の祭にあづかるぞ、膰肉は祭のひぼろきなり、冕は、祭服の冠なり、夫子魯の司寇となりて、相の事をかね行ひ玉ふ、國中おさまりて、勢つよくならんとす、齊はその鄰國なる故に、あはせとられんことを懼れて、女樂をつくり、魯にをくりて、これをまどはす、季桓子魯君と共に、ゆきてこれを見て、政事にをこたれり、子路夫子に官をすてゝ國を去り玉へとすゝむ、夫子の玉はく、去ることをいそぐべからず、魯今郊を祭らんとす、その膰を大夫にくばること、式の如くならば、われなを留りて居んに、然る處に、魯の君臣ついにかの女樂をうけいれ、又郊の祭に、膰肉いたらず、夫子其祭にあづかり玉ひけるが、をはりてかへり玉ふとひとしく、其冕をぬぐに及ばずして、去り玉へり、

不知者以爲爲肉也、

人夫子の國を去り玉ふを見て、其意を知らざる者は、たゞ膰肉を得玉はざる怨みなりと思へり、

其知者以爲爲無禮也、

其意を知ると云者は、膰を大夫にをくらざること、君の無禮なる故に、これをとがめて去り玉ふと、これ亦いまだ其實を知らず、

魯之削也滋甚、
此時魯の鄰國にけづりとらるゝこと、其以前よりもます〱甚し、

若是乎賢者之無益於國也、
賢者國に仕へて、其益なきこと、かくの如くなる者かと、云意は孟子去らずしてありとも、必しもよくする所あるまじとなり、これ亦事功を以て、賢とするなり、

曰、虞不用百里奚而亡、秦穆公用之而霸、
事前篇に見えたり、

不用賢則亡、削何可得與、
此二段云意は、賢者の國にあるをば、これを用る時は天下に霸たるにも至る、これを用ひざる時は、則國亡ぶべし、何ぞ只削られてあるのみなることを得んやと、

曰、昔者王豹處於淇、而河西善謳、
王豹は、衛人、よく歌うたふ、淇は、衛の川の名、河西は、即衛の地をさし云、その國俗きゝならひて、亦よくうたへり、

緜駒處於高唐、而齊右善歌、
緜駒は、齊人、よく歌ふ、謳に對して云時は、謳は歌よりも曲折多きなり、高唐は、齊の西邑の名、齊右とは、即齊の西邊をさす、句義上に同じ、

華周杞梁之妻、善哭其夫、而變國俗、
華周杞梁は、みな齊の臣、合戰にうちじにす、其妻夫のために哭する聲、かなしみふかし、國俗これに變化して、亦みなよく哭す、されども華周が妻の哭のこと、傳記に見えず、蓋し杞梁に帶て云なるべし、此二段、歌哭の小きなることも、必よく人を化するのしるしあることを云、

有諸內、必形諸外、爲其事而無

者伯夷也、

此より下は、髡が仁の本義を知らずして云ことを辨ず、三子はみな仁者なり、伯夷は下位に安んじて、わが賢をまげて、以て不肖の君につかへず、

五就湯五就桀者、伊尹也、

湯はじめ伊尹を得て、則これを桀にすゝむ、その惡をあらためて、善にうつらまく欲してなり、然れども桀これを用ることあたはざるによりて、伊尹又湯の處にかへる、かくの如くすること、五たびに及べり、伊尹桀が善に化せらるまじきを、知るといへども、しば〳〵これに就くことを辭せざるは、亦その難事を以て自任する所なり、

不惡汙君、不辭小官者、柳下惠也、

事前篇に見えたり、

三子者不同道、其趨一也、

三子の清任和、その由る所の道は、各異なれども、其おもむき至る所は、たゞ一つなり、

一者何也、

舊說には、此一句を髡がとひとす、

曰、仁也、君子亦仁而已矣、何必同、

仁者はその心を設ること、少しも私なくて、そのする所、みな天理にかなふ者なり、よりて云く、君子の出處進退、時によりて、其迹同じからずといへども、其おもむきかなふ所は、亦みな仁なるのみ、何ぞ必しも事迹を以て、仁を論ずべけんや、これ髡が功名を以て仁を論ずるの非を正せり、

曰、魯繆公之時、公儀子爲政、

公儀子名は休、爲政とは、宰相たるを云、

子柳子思爲臣、

子柳は、即泄柳なり、爲臣とは、たゞ官職に居ることを云、

孟子書の意を釋して云く、これその享禮をそなへ成さゞるがためなりと、これを以て、儲子が幣の禮意そなはらざることを示す、

屋廬子悅、

其義をきゝ得たることを悅ぶ、

或問之、

或人いまだ其義をさとらずしてとへり、

屋廬子曰、季子不得之鄒、

季子は君のために留守たるを以て、境をこえて他國にゆくことを得ず、この故に幣使ばかりにて、禮意すでにそなはる、よりて孟子ゆきてあへり、

儲子得之平陸、

儲子は國相たるのみにて、境内にゆくことを得たり、されども幣使の後、ついに來らず、其誠意至らざる故に、孟子も亦ゆかざりしなり、禮義かくの如くにして相稱へり、亦これを屑しとして敎誨せざるの敎へなり、

○淳于髠曰、先名實者、爲人也、

名實とは、實は事功なり、即これ功名と云義なり、これを先んずとは急に求るぞ、爲人とは、人を救ふを以て、志とするなり、

後名實者、自爲也、

後にすとは、ゆるがせにして、求めざるなり、自爲にすとは、ひとり其身をよくせまく欲するぞ、これは只上句を相形はすばかりにて、其意かろし、

夫子在三卿之中、名實未加於上下而去之、仁者固如此乎、

卿は、諸侯の上大夫なり、大國に三卿あり、孟子齊に卿たれども、上は其君を正すことあたはず、下は其民を救ふことあたはずして、むなしく國を去る、これ功名いまだ上下に加らずして去るなり、仁者はよく人を濟すべき者なるに、反てもとよりかくの如くなる者かと、そしれるなり、

孟子曰、居下位、不以賢事不肖、

時は、ゆきて謝すべし、只幣使ばかりにて自來らざる故に報謝せず、

處於平陸、儲子爲相、以幣交、受之而不報、

平陸は齊の邑の名、儲子は、齊の宰相なり、これ孟子平陸にありし時に、儲子國に相たりしぞ、句義は、上文に同じ、

他日由鄒之任、見季子、

他日孟子わざと鄒より任にゆきて、季子にあへり、

由平陸之齊、不見儲子、

孟子平陸より齊の國都にゆきしかども、儲子が處へゆきてあはず、

屋廬子喜曰、連得間矣、

間とは、すきまを云、孟子其事の同じきに、これを處置する所異なり、必その義あるべし、よりて屋廬子その處置の相異なるすきまを、問ふべき端を得たりと喜べるなり、

問曰、夫子之任、見季子、之齊、不見儲子、爲其爲相與、

云意は、儲子は相たり、季子が君にかはりて留守たるの貴きにしかざるを以て、これを輕しめてかと、

曰、非也、

問ふ所の如くにはあらずと、

書曰、享多儀、儀不及物、曰不享、惟不役志于享、

書は、周書洛誥の篇の詞なり、享とは、上に獻ることを云、儀は、禮なり、物は、幣なり、云意は、それ享獻には、禮意あつく多し、もし享すといへども、禮意のうや〱しきこと、幣物には及ばずして、すくなければ、則これを享にして、享にあらずと云、これその恭敬の志を、享に用ひざればぞと、

爲其不成享也、

懷利とは、利欲を念にかけるぞ、凡そ人臣子弟たる者、みな利をいだきて、その利のために、君長父兄につかへんぞ、

是君臣父子兄弟終去仁義、懷利以相接、然而不亡者未之有也、

かくの如くなれば、一國の君臣父子兄弟の間ついにみな仁義をそむき去り、利をいだきて相まじはり、互にあらそひむばふに至るべし、而して國の亡びざるためし、いまだこれあるまじとなり、

先生以仁義說秦楚之王、秦楚之王、悅於仁義而罷三軍之師、是三軍之士、樂罷而悅於仁義也、爲人臣者、懷仁義以事其君、爲人子者、懷仁義以事其父、爲人弟者、懷仁義以事其兄、是君臣父子兄弟、去利懷仁義、以相接也、然而不王者、未之有也、何必曰利、

句義みな上文になずらへて知べし、通章の意、梁惠王の篇の首章と、ほゞ相似たり、○此章云意は、兵をやめ民をやすんずる、其事は一つなれども、其心に義と利とのかはりありて、其效に興ると亡るとの異なる所ありと、學者深く察して、明に辨ずべき所なり、

○孟子居鄒、季任爲任處守、

季任は、任君の弟なり、處守は、留守なり、任君鄰國へ朝會に出られし時に、留守したるぞ、

以幣交、

幣物を孟子にをくりて、交りをむすぶ、

受之而不報、

不報とは、ゆきて拜謝せざるぞ、蓋し彼來りてあふ

之、
不悦とは、わが説く所をよしと思はぬぞ、

二王我將有所遇焉、
遇とは、合ふ義なり、秦楚二王の間に、必わが説をききゝうけて、同心の方あらんとぞ、

曰、軻也、請無問其詳、願聞其指、説之將何如、
孟子ほゞ宋牼が遊説のおもむきを、察すといへども、まづ其詞を出させて後に、これを正さんとす、よりて云く、われ其説の詳なることは、とひきかじ、願くは其おほむねをきかん、今これに説くこと、いかゞせられんと、

曰、我將言其不利也、
此事の國に利あらざる子細をいはんと、

曰、先生之志則大矣、先生之號則不可、
號とは、その意趣を名つけかゝげて、人にきかすることを云、蓋し戰國紛亂の中にをいて、兵爭をやめ、人民をやすんぜんとする、其志はまことに大いなり、然れどもその說きいるゝ所を、利を以てとなへとすることはしかるべからずと、

先生以利說秦楚之王、秦楚之王、悦於利以罷三軍之師、
師は、軍衆なり、秦楚の王このたびのいくさをやむることの、利あるをきゝいれば、其利を以て三軍の衆徒をやめんぞ、

是三軍之士、樂罷而悦於利也、
かくの如くは三軍の兵士も、いくさのやむを、樂むにつきてはその利につくが故なるを見て亦みな利を悦ばんとぞ、

爲人臣者懷利以事其君、爲人子者懷利以事其父、爲人弟者懷利以事其兄、

さかまくことはげし、これ石を母にたとへ水を子にたとへて云ふ、もし親の過すこしきなるをば、こと〲しくとがめ怨むるは、急流に一つの石をもいれがたきが如しと、

愈疏、不孝也、不可磯、亦不孝也、

いづれも其親を愛するの情うすき故に、みな不孝なりと、然れば小弁の怨みたると凱風の怨みざるは、みな孝なり、

孔子曰、舜其至孝矣、五十而慕、

舜のこと前に見えたり、舜その親に愛せられずして身を怨み、親を慕ふこと、五十までに、なを忘れ玉はず、よりて孝行の至極なりとす、蓋し舜の怨慕は親を怨むるにあらず、小弁の怨みは其親に及べり、されども亦その思ひ慕へる餘りに出づ、よりて又舜の怨慕をひきてその不孝にあらざることを示せり、○趙氏おもへらく、父母われを膝下に生み、其身もと一體にしてわかれり、よりて喘息呼吸、その氣つねに親と相通す、この故に、その親まるべくして、疏まるゝことを、かなしみては怨慕して、天によばふに至る、然れば小弁の怨みは、いまだ以て過とするに足らざるなり、

○宋牼將之楚、孟子遇於石丘、

宋牼は、人の姓名なり、楚國にゆかんとする時に、孟子に石丘と云處にてゆきあへり、

曰、先生將何之、

宋牼は學士の年長じたる者なる故に、孟子先生と稱す、

曰、吾聞秦楚搆兵、

搆兵とは、互に兵戰をとりむすぶぞ、

我將見楚王、說而罷之、

事の然るべからざる子細を以て、楚王をときふせて、其もよほしをやめんとすと、

楚王不悅、我將見秦王、說而罷

〱しく思へばなり、

其兄關弓而射之、則己垂涕泣而道之、無他、戚之也、

もし其兄かの人を射んとせば、われ涕をたれ、なきさけんでとゞめんぞ、これ亦他なし兄をしたしめばなり、

小弁之怨、親親也、親親、仁也、

他人の惡行を見ては、其人うとき故に、さして心にかけず、小弁の詩は、親の不仁、わが身にせまりたることを哀み怨む、これ其親を親しむが故なり、親をしたしむは、仁心の發する所なりと、これを以てその小人の詩にあらざることを示す、

固矣夫高叟之爲詩也、

ふたゝびこれをいひて、ふかくその詩にかくいやしきことをそしる、

曰、凱風何以不怨、

凱風は邶風の篇の名、衞に七子をもてる、やもめあり、貞節をまもりかねて、こと人に嫁せんとす、よりて其子とも此詩つくりて、子七人あれども、母の心をなぐさめて、其室に安んじ居らしむることあたはずと、自責めたり、よりて、丑又とふ、凱風の詩も、親のひがことなるを、其子なんぞ只自責めて、親を怨みざると、これなを小弁の怨を、非とすればなり、

曰、凱風、親之過小者也、小弁、親之過大者也、

あやまつ所、その身一つにかゝれる故に、小きなり、正后をしりぞけ、太子をすつるは、國家の大變なれば、其過大いなり、

親之過大而不怨是愈疏也、

親すでにわれを疏んじて、すてられたるにわれ親の大過を見ても、心とせずして、怨みざるはわれ又これをいよ〱うとんずるなり、

親之過小而怨是不可磯也、

磯とは、水の流れてあたる石なり、水急なれば、怒り

餘の師とは、師とする所、多きことをいへり、云意は、子國にかへりて、道を孝弟の間に求めば、性分の內、萬理みな備り、居る處に隨ひ發見して、師とすべからずと云所なけん、必しもこゝに留りて、業をうけざれとなり、○曹交長者にまみゆるの禮、うや／＼しからず、道を求るの心、又篤からずして、いまだ敎を施すにたらず、この故に、孟子唯これに敎るに、孝弟の大意を以てして、その業を受ることをゆるさず、蓋し行て餘力あれば、則もちひて文を學ぶの意、これを屑として敎誨せざるも、亦これを敎るなり、

○公孫丑問曰、高子曰、小弁小人之詩也、

高子は、齊人なり、丑高子が詩を論ずる說を以て、孟子にとふ、小弁は、小雅の篇の名、此詩は、周の幽王、はじめ申后を娶りて、太子宜臼を生ず、後に褒姒を得て、伯服を生ず、幽王褒姒に惑ひて、伯服を愛し、ついに其讒を信じて、申后をしりぞけ、宜臼をすつ、こゝにをいて、宜臼が傅、それがために、此詩作り、王のあやまりによりて、其難にあひたる、かなしみいたみの、迫りたる情をのぶ、

孟子曰、何以言之、

何を以てか、小人の詩とは云ぞと、

曰、怨、

小弁の詩、自歎き怨むこと深くして、其親に及ぶ所あり、よりて小人の詩と云とぞ、

曰、固哉高叟之爲詩也、

固哉とは、執滯して、義理人情に通せざることを云、高叟は、高子なり、その詩の義をおさめこなすこと、固しきとなり、

有人於此、越人關弓而射之、則己談笑而道之、無他、疏之也、

越は、蠻夷の遠國なり、越人弓をひいて、此人を射ころさんとせば、その罪を得んことを、いたましく思ひて、われこれをとゞむといへども、只談り笑ひて、いひなだめんぞ、これ別のことなし、越人をば、うと

弟の行を推しひろめて、盡し得る時は、仁義の德にをいても、亦盡さずと云ことなし、この故に、堯舜の至德大道も、亦孝弟の一言、以てこれを蔽ふべきなり、陳氏の云く、孝弟は、人の良知良能自然の性なり、堯舜人倫の至りなるも、亦この性に率へるのみ、豈よく毫髮をも、これに加へんや、楊氏おもへらく、堯舜の道大いなりといへども、これをすること、日用常行の間にあり、高遠にして行ひがたきことあるにあらず、世の人常に其中に居て、これと共にすれども、自知らず、覺へざるのみと、

子服堯之服、誦堯之言、行堯之行、是堯而已矣、子服桀之服、誦桀之言、行桀之行、是桀而已矣、

堯の衣服言行は、即法服法言德行なり、言は服よりも深く、行は言よりも深し、これ亦上文をうけて、聖人の事をする者は、即これ聖人なることをとき、又これをうらがへして、桀がことをとりあはせ、凡そ善人とならんも、惡人とならんも、皆わがする所にあることをいへり、蓋し曹交が問ふ所、淺陋粗率にして、又その長者見參の時、禮儀衣冠言動の間、理にあたらざること多し、よりて孟子これに答ること、上三段の如し、

曰、交得見於鄒君、可以假館、願留而受業於門、

鄒君にまみゆることを得ば、これによりて、館舍をかりうけて居り、ねがはくは鄒に留りて、學業を孟子の門下に受くべしと、蓋し自安泰にして後に、敎をうけんと云は、又その道を求ること、篤からざる意見えたり、

曰、夫道若大路然、豈難知哉、人病不求耳、

それ道は、大路の如くにして、人々共に由る所なれば、知りがたきことにあらず、唯人の求めてこれに由らざることを、その病ふる所なるのみと、

子歸而求之、有餘師、

曰、奚有於是、亦爲之而已矣、

云意は、聖人を學ぶこと、なんぞ形體の異同にかゝることあらん、たゞ修爲工夫を用るばかりにて、其外のことなしとぞ、下文みな此一段の意をのべとく、

有人於此、力不能勝一匹雛、則爲無力人矣、

匹は、鶩と同じ、俗に云あひる、雛は、ひよこなり、こゝに人ありて、其の力一つの鶩雛をあぐるにたえざれば、則これを力なき人とす、

今曰擧百鈞、則爲有力人矣、

今よく百鈞をあぐと云者あれば、則亦これを力ある人とす、

然則擧烏獲之任、是亦爲烏獲而已矣、

烏獲は、古の强力の人、よく千鈞をあげうつせり、任とは、荷なり、此三段、力量を論ずるには、其の人がらを以てせざることを云、これを以て、人はたれにてもあれ、唯聖人の事をする者は、即これ聖人なりと云たとへにとりて、下文の意をおこせり、

夫人豈以不勝爲患哉、弗爲耳、

それ人豈聖人となるに、たへざることをうれへんや、唯これ聖人の事をせざるばかりぞと、

徐行後長者謂之弟、疾行先長者謂之不弟、夫徐行者豈人所不能哉、所不爲也、

此より下は、堯舜の道も、つゞめて云時は、孝弟にすぎずして、たれもなるべきことをいひて、曹交が初問の意に應ず、此段はまづ上段の意をうけ來り、弟順の行ひやすきことを以て、其例をあぐるなり、

堯舜之道、孝弟而已矣、

人性の德、仁義より大いなるはなし、仁の道は、親を愛するを以て先とす、義の道は、兄に從ふを以て先とす、この二つは、孝弟の行、由りて立つ所の者なり、孝

往應之曰、紾兄之臂、而奪之食則得食、不紾則不得食、則將紾之乎、

紾らすとは、ねぢる義なり、この食も死生にかゝる食を云、これ禮と食と、ならびに重き者をたくらべて、食より禮の重きことを示す、

踰東家牆而摟其處子則得妻、不摟則不得妻、則將摟之乎、

處子は、處女なり、いまだ嫁せざる女子を云、摟とは、ひきとるなり、これ禮と色と、ならびに重き者をたくらぶ、句義上に同じ、○此章云意は、義理事物の輕重、相わかれたること、もとより大段の分量あり、然れども其中にをいて、又をの〳〵輕重の差別あり、聖賢こゝにをいて、組ちがへ、酌はかりて、毫髪もたがへず、もとより尺を枉て、尋をのぶるの私なく、又柱に膠して、瑟をしらぶるのなづみもなし、唯理の當然を視るのみとなり、

○曹交問曰、人皆可以爲堯舜、有諸、

曹交は、曹君の弟なり、時に鄒にありて、孟子に問ふ、人みな以て堯舜たるべしとは、古語なるか、又孟子のかつていへる所か、いまだ審ならず、有諸とは、其理ありや否やとぞ、

孟子曰、然、

道理かくの如しと、

交聞文王十尺、湯九尺、今交九尺四寸以長、食粟而已、如何則可、

曹交が問なり、以長とは、以上と云か如し、云意は、形體を以て云時は、身の長文王に及ばざれども、湯にすぎたり、されどもたゞ米をはむばかりにて、他の才能なし、聖人となること、いかゞしてか則可ならんやと、これその修行の方法を問に似たれども、意はそのなるまじきことを患へてなり、

ども、いまだ其辨を得ざるによりて、孟子につぐ、

孟子曰、於答是也何有、

なんのむつかしきことあらんと、

不揣其本而齊其末、方寸之木、可使高於岑樓、

本末とは、きり木の上下を云、岑樓とは、岑は山上のとがりたる處なり、高くそびへたる樓閣を云、これ云意は、もし其下をさぐりはからずして、其上をそろへんとせば、方一寸の木をさしあげて、高樓よりも高からしむべしとなり、蓋し寸木は食色にたとへ、岑樓は禮にたとふ、禮はもと食色より重けれども、凡そ事と禮との本の輕重をはからずして、其末のみをたくらべば、其間に、禮より事の重き者もあるべきなり、

金重於羽者、豈謂一鉤金與一輿羽之謂哉、

鉤とは、裝束の革帶をしむるをびかぎにて、小きなる者なり、輿は、くるまなり、云意は、金を羽よりも重しと云は、常のことなり、もし一鉤の金と、一車の羽とをくらぶれば、金より羽おもし、豈かやうのことを云とせんや、これを云にあらずと、これ食色の禮より重きことあるたとへなり、

取食之重者與禮之輕者而比之、奚翅食重、

食の重きは、食せずして死するを云、禮の輕きとは、食をあたふるの禮を云、なんぞたゞ食の重きのみならんとは、その相去ること懸隔にして、たゞ輕重の差と云のみにあらずとなり、

取色之重者與禮之輕者而比之、奚翅色重、

色の重きとは、めとらずして、倫をすつるを云、禮の輕きとは、親迎の禮を云、句義上に同じ、按ずるに、飲食の禮節かくべからざる者あり、婚禮の親近も、輕きことゝしがたし、此二段の輕重、上文の事にあてずして泛くいひたる詞として、然るべき歟、

は、事必法ありて、然して後に其功を成すべし、師もこれによらざれば、以て敎とする所なし、弟子もこれによらざれば、以て學とする所なし、凡そ藝術だも且つ然り、況や聖人の道にをいてをや、と、一説に、兩段各々一義なり、上はこれ學者の志、必深く造るべきたとへにとる、下は學者の法、必正道によるべきたとへにとる、

告子章句下、

任人有問屋廬子曰、禮與食孰重、曰、禮重、

任は、國の名、屋廬子名は連、孟子の弟子なり、

色與禮孰重、曰、禮重、

任人又問て、屋廬子答ふ、蓋し飲食男女は、人の大欲のある處にして、禮は人欲をふせぎとづる所の者なり、孟子つねに禮法を正くす、任人これを迂濶なりとして、もどきやぶらまく欲す、よりて屋廬子と、私にこれを論辨す、まづ食色よりも禮重しと云詞を、釣り出して後、下文に其辨を措けり、

曰、以禮食則飢而死、不以禮食則得食、必以禮乎、

もし人飢にのぞむ時、人の禮あるを待て後食はんとすれば、食を得ずして死す、禮をまたずして食ふ時は、食を得、かくの如くなる時も、必禮を守て死せんかと、

親迎則不得妻、不親迎則得妻、必親迎乎、

親迎とは、婚禮に夫まづゆきて、親その妻を迎へとることなり、句義上に同じ、云意は、一生妻を得ずして、夫婦の倫をすつとも、必此禮をかくまじきかと、

屋廬子不能對、明日之鄒以告孟子、

屋廬子禮に輕重あることを、ほぼ知るべしといへ

○孟子曰、五穀者、種之美者也、

凡そたなつもの品多き中に、五穀は最よきものなりと、

苟爲不熟、不如荑稗、

荑稗は、ひえの類、草にして其實穀に似たり、五穀美なりといへども、もしよく作りなさずして、其實のること、熟せざる者なる時は、荑稗の熟したるにもしかず、なを仁は美德なりといへども、これを修すること熟せざれば、反て他道の成ることあるにしかざるが如し、

夫仁亦在乎熟之而已矣、

それ仁を修するも、亦たゞこれを熟するを期するのみ、必熟して後に、はじめてこれを仁と云、その種の美なることをたのみて、培養の功に、をこたるべからずとなり、されども亦その熟しがたきを以て、其成る時をまたんよりは、むしろ他道を成すべしとにはあらず、一說に荑稗にもしかずとは、唯これ五穀熟せざれば、其美を失ひて、荑稗にだもしかずと、然れば他道の成ることあると云義にもあらず、○尹氏の云く、日に新にしてやまざる時は則熟す、

○孟子曰、羿之敎人射、必志於彀、

羿がこと、前に見えたり、彀とは、弓を十分にひきみつることを云、これを志すとは、こゝに至ることを期するなり、必ひきみて、ゝ後にはなつは、射の定法なり、羿は無双の射手なれども、人に射を敎るには、亦たゞこれを以てして、別の法なし、

學者亦必志於彀、

射を學ぶ者たりとても、亦たゞ此一法を以て、これをならふなり、

大匠誨人、必以規矩、學者亦必以規矩、

大匠は、大工、木匠のかしらなり、誨人とは、人にたくみを敎るぞ、規矩の義前に見えたり、規矩はこれたくみを用るの法なり、句義は上に同じ、○此章云意

ことを云、

所以不願人之文繡也、

文は、文采、繡は、ぬひもの、すべて衣服の美なるを云、句義は上に同じ、蓋し心は仁義にあきたりて、人の美食をあたへんことを願はず、身には名誉をさかんにかうぶりて、人の美服を加へんことを願はず、天爵の良貴なること、かくの如し、〇尹氏の云く、云意は、我に在る者重き時は、則外物輕しとぞ、

〇孟子曰、仁之勝不仁也、猶水勝火、

仁は、人心本然の天理に本づく、不仁は、形氣の私欲より出來る、この故に、仁の不仁にかつことは、なを水の火にかつが如し、必然の道理なり、

今之爲仁者、猶以一杯水、救一車薪之火也、

一杯は、さかづき一つなり、一車はくるま一兩なり、今の仁を修する者、その功を用ることつとめずして、大いなる不仁を克ち治めんとす、これなを一杯の水を以て、一車の薪のやくる火を、救ひとめんとするが如し、

不熄、則謂之水不勝火、

仁をつとめずして、不仁にかちえざる時、仁は不仁にかたざる者なりと諉ぬるは、なを小水を以て、大火を救ふことあたはずして、きえざる時に、水は火にかたざる者と云が如し、

此又與於不仁之甚者也、

仁を修め不仁にかちえざるは、これもなを不仁の徒なり、而して人も亦わが不仁に諉ぬるを見て、まことに仁は不仁にかたざる者とせば、これ又人の不仁をたすくること甚し、

亦終必亡而已矣、

仁をつとめずして、なし得ざれば、をのづから亦これにをこたりて、ついに必そのすでにしきたれる所をも、共にとり失ふべしとなり、〇趙氏をもへらく、これ仁をするの工夫至らざる者を、いましむるなり、

○孟子曰、欲貴者人之同心也、

人々わが身の貴からまく欲する、其心は同じけれども、其貴きに、異なる所あることを知るべきぞ、

人人有貴於己者弗思耳、

貴ぶべき者、己が身にあるは、即天爵のことなり、人々己にこれあることを知らざるは、其心私欲におほはれて、自かへりみ思はざるが故なり、

人之所貴者、非良貴也、

良とは、本來自然によき意なり、人の己に爵位をさづけて、貴くする所の者はこれ人爵にして、本然の貴きにあらざるなり、

趙孟之所貴、趙孟能賤之、

これ亦上段の意をとく、趙孟とは、晉の卿趙氏、そのかみ呼で趙孟と云、最權勢ある者にして、よく人を進退す、よりて云く、趙孟が爵位をあたへて、貴くする者は、趙孟亦よくこれを奪ひて、賤くすと、天爵の良貴は、人これを賤くすることを得ず、

詩云、既醉以酒、既飽以德、言飽乎仁義也、

詩は、大雅既醉の篇の詞なり、詩の本意は、人酒を以て我をゑはしめ、德を以て我をあかしむと云義なるを、こゝに借り引きて、われ一分のこととなし、下一句の義を主意にとり、乃これを釋して云く、わが心仁義に飽き足ることをいへりと、蓋し其德內に充足る時は、これを樂みて厭はず、これを用ひて窮りなし、

所以不願人之膏粱之味也、

膏は、あぶら、肉食の肥たる者を云、粱は、あはの類、五穀の尤美なる者なり、我すでに仁義にあきたる、この故に、をのづから人の膏粱の美味を以て、わが口腹を養はまく欲するの心なし、

令聞廣譽施於身、

令は、よき義なり、聞は、名聞なり、廣き譽れは、即令聞のひろきなり、施於身とは外よりわが身に加はる

大人と云は、他にあらず、唯かくの如くなる人をば、大人と云のみぞと、大人を論ずる時は則小人のおもむきも、これに反して知るゝなり、

○孟子曰、有天爵者、有人爵者、

爵は、くらゐなり、天爵とは、我に天然の貴ぶべき所ありて、人にむばゝれざる者を云、人爵とは、人の貴くする所にして、わが思ふまゝにならざる者を云、

仁義忠信、樂善不倦、此天爵也、

仁義は、性の德禮智信をかねたり、忠信は、仁義の發見する所、言行一つも信實ならずと云ことなきぞ、善は、即仁義忠信、これを樂みて倦ずとは、その樂むこと、身を終るまでにかはることとなきぞ、

公卿大夫、此人爵也、

王侯も人爵なり、されども此章は、士人を論ずる故に、これをいはず、

古之人、脩其天爵、而人爵從之、

古人は天爵を修行して、其德成る時は、君上これに従ひて、人爵をさづく、蓋し天爵を修するは、わが一分のせずしてかなはざることにして、人爵を求るためにはせざれども、人爵をのづから從ひて至るなり、

今之人、脩其天爵、以要人爵、既得人爵、而棄其天爵、則惑之甚者也、

天爵を修して、以て人爵を求る心、すでに甚惑ひなるに、人爵を得て、天爵をすつるは、その惑へること甚し、蓋し始より、その天爵を修するこゝと人爵を得ん謀なれば、信實の修爲にあらず、其勢すでに求る所を得る時は、必これをすつるに至るなり、

終亦必亡已矣、

ついには亦人爵をも、必共にうしなはんばかりぞと、蓋し天と人を欺きて得る者は、ついにこれを失はずと云ことなし、○孟子は蓋し天爵を修めて、以て人爵を求る者をいましむ、今は又天爵を枉て、以て人爵を求る者多し、その惑へること愈甚し、

る所の、まゝにするぞ、

曰、鈞是人也、或從其大體、或從其小體何也、

云意は、同くこれ人なるに、或は大體に從ひ、或は小體に從ふ、其おもむく所何によりてわかるゝぞと、

曰、耳目之官不思、而蔽於物、物交物、則引之而已矣、

官とは、つかさどる所を云、耳は聽くことをつかさどり、目は視ることをつかさどる、されども精神こゝに寓せざるを以て、思ふことなし、外物の聲色來りてふるゝ時は、則これに應じて、その邪正をわかず、よりて常に外物の欲、おほひくらまさる、かくの如くなれば、耳目身にありといへども、亦たゞ外物に同じ、而して又外物の欲來りて、此物に交る時は、これを外にひき出し去ること、難からぬなり、

心之官則思、思則得之、不思則不得也、

心のつかさどる所は、これ思慮にして、よく百體の主宰となり、萬事を裁制す、この故に、人よく己に反りて、思案する時は、宰制する所、道理を得、もし思案せざる時は、たゞこれ妄念雜慮、或は反りて耳目の欲に從ひ去る、かくの如くなるは、宰制の思ひにあらず、よりて其理を得ざるなり、

此天之所與我者、

耳目と心と三つの者、みな天より我にうみあたへたる所の者にして、大小貴賤の異なる所あり、

先立乎其大者、則其小者不能奪也、

大いなる者は大體、心を云、小きなる者は小體、耳目百體の欲を云、人よくまづ其心を主宰とたてさだめて、事として思はずと云ことなき時は、則百體の欲これを引き奪ふことあたはず、

此爲大人而已矣、

てよからざる木なり、もし良材をすてゝ小木を養ふは、その賤き物を養ふによりて、これを賤場師と云なり、此より下二段は、みな小を以て大を害ふのたとへをあぐ、

養其一指、而失其肩背、而不知也、則爲狼疾人也、

もし一指の小を、まもりやしなひて、肩背の大を、すてわすれ、然るをさとらざる者、これを狼疾の人と云なり、狼はよく其身をかへりみる者なれども、疾める時は、かへりみることあたはず、よりて肩背を失ふのたとへとするなり、

飲食之人、則人賤之矣、爲其養小以失大也、

もつぱら飲食を以て、口腹を養ふことのみ知る者を、飲食の人とす、人これを賤んずること、賤場師狼疾の人の如し、その口腹の小きなるを養ひて、心志の大いなるを忘るゝがためなり、

飲食之人、無有失也、則口腹豈適爲尺寸之膚哉、

云意はもし口腹を養ふ人亦よく心志の養ひをわすれずば、口腹の養ひは、これ身命のかゝれる所なれば、尺寸の膚を、肥やすが如くなるのみとせんや、然れども、小を養ふ者は、必大を失ひて、ついに小人の境界を、出ることあたはざればなりと、

○公都子問曰、鈞是人也、或爲大人、或爲小人、何也、

公都子がとひ、上章孟子の言を、うけ來りてなり、云意は、人は同くこれ人なるに、或は大人といひ、或は小人と云こと、何ぞやと、

孟子曰、從其大體爲大人、從其小體爲小人、

其とは、人の身をさす、大體とは、心を云、これに從ふとは、何事も、これをたのみて、主宰とするぞ、小體とは、耳目の類を云、これに從ふとは、何事もその欲す

然り、

兼所愛、則兼所養也、

一身百體、かねて愛重する所なる故に、亦みなかねて保養せずと云ことなし、

無尺寸之膚不愛焉、則無尺寸之膚不養也、

此段は即兼て愛養するの意をとく、尺は、一尺、寸は、一寸、膚は身のうすかは、すべて小きなることをいへり、

所以考其善不善者、豈有他哉、於己取之而已矣、

云意はその養ひの善きと、よからざるとを、考へみまく欲せば、それ別のことあらんや、即己が身に反りて、その養ふ所、輕重の宜きに稱や否や、を、つまびらかにとりはかりみるに、あるのみぞと、此段一章の主意なり、下文みな此意をとき明す、

體有貴賤、有小大、無以小害大、無以賤害貴、

此段上文の己にをいて之を取るの意をとく、體の大いにして貴き者は心志なり、小にして賤き者は、口腹の類なり、心は一身に主として、百體これに使はるゝを以て、貴賤をわく、心は衆用をかね、百體各一用をなすよりして、大小をわく、賤小を養はんために、貴大をさまたぐることなかるべきぞ、

養其小者爲小人、養其大者爲大人、

此段養ひの善きとよからざるとをとく、大小の字は、貴賤をかねたり、蓋しその小體を養ひて、大體にをろそかなるを、小人と云、よく大體を養ひて、小體も其序を以てこれに及ぶを大人と云、

今有場師、舍其梧檟、養其樲棘、則爲賤場師焉、

場は、樹木をうへをく處なり、其奉行を場師と云、梧は、桐、檟は、梓、みな良木なり、樲棘は、棗の類小にし

非疾痛害事也、

指一つかゞまるといへども、疾み痛むにもあらず、亦事にさまたげあるにもあらず、

如有能信之者、則不遠秦楚之路、爲指之不若人也、

秦は西、楚は南、みな中國より遠き國なり、云意はもしよく指をのぶる者あらば、必遠路の勞をはゞからずしてゆかんぞ、これたゞ一指の人にしかざるがためなり、

指不若人、則知惡之、心不若人、則不知惡、此之謂不知類也、

不知類とは、重き者は重き類に從ひ、輕き者は輕き類に從ふことを知らぬぞ、これ上章の雞犬と心との輕重をうけていへり、

○孟子曰、拱把之桐梓、人苟欲生之、皆知所以養之者、

拱とは、兩手にて圍むほどの大いさを云、把とは、かたてにてにぎるほどなり、桐梓は、みなよき材木なる故に、人もしこれを生長せまく欲すれば、必拱把の時より、土かひ養ふすべを知りて、其力を用ふ、

至於身、而不知所以養之者、

凡そ物をば養ひ成す事を、わが身に至りては、反りてこれを養ふすべを知らずと、上章は指に對する故に心と云、こゝには桐梓に對する故に身と云、されども身の字の內に、心志も威儀も兼たり、これを養ふとは存養の工夫をこめていへり、

豈愛身不若桐梓哉、弗思甚也、

云意は、その本心には、豈身を愛すること、桐梓にしかざらんや、然るに今かくの如くなるは、これ己に反りて思ひみざるの甚き者なり、これ亦上章の意なり、下二章も亦此意を相承く、

○孟子曰、人之於身也、兼所愛、

人の一身にをける、心志口腹、四肢百體、いづれも兼てこれを愛し、敢てそこなひやぶらざること、人みな

人もし其路をすてをきて、これに由りしたがふことを知らざれば、ゆく所みな崎嶇荊棘、其心を放ちやりて、これをたづねかへすことを忘るれば、百體主宰なくして、自此の身の在る處をだにもしらず、よりてこれを歎きて云く、哀いかなと、朱子の云く、哀哉の二字、最宜く詳に味ふべし、人をして惕然として、深く省る處あらしむと、

人有雞犬放、則知求之、有放心而不知求、

程子の云く、心は至りて重し、雞犬は至りて輕し、鷄犬の放るゝ時は、則これを求ることを知る、心の放るゝ時は、則これを求ることを知らず、豈その至輕を愛して、至重を忘れんや、思はざるのみと、況や雞犬の放てるは、必しもたづね得られざるなり、心はわづかに求れば、則こゝにあり、求めて得ずと云ことなし、又上文には、仁義を兼て云、此より下は、たゞ放心を求ることを論ず、蓋し仁は即心の德にして、義を兼ね得たり、人よく放心を求れば、をのづから仁にたがはずして、義も亦其中にあり、

學問之道無他、求其放心而已矣、

凡そ學問の事目は、致知力行の工夫さま〴〵ありといへども、その由りて道とする所は、他の方法なし、唯その放心を求るがためにするのみなり、人よく放心を求る時は、其志さはやかにして、外物にたはまされず、其理あきらかにして、私欲にくらまされず、もし然らざる時は、則昏昧放逸にして、常に學問を事とすといふとも、ついに得る所なかるべきなり、この故に、程子おもへらく、聖賢の千言萬語の敎へ、唯これ人すでに放てる心を、とりおさめて、此身に反り入らまく欲してなり、人この意を得る時は、自よく向上の地をたづね去り、下學して上達すと、

○孟子曰、今有無名之指、屈而不信、

手の五指大を拇指といひ、二を食指といひ、三を將指といひ、四を無名指といひ、小を季指と云、四は用に切ならざるを以て、名なきなり、

是亦不可以已乎、此之謂失其本心、

是とは、上文の三つの者をさす、此三つは、皆わが節義にあづからざる事にして、死生に比すれば甚輕し、豈やめがたきことならんや、然るにさきには身の死するがためにも、不義を羞て、よく小き得ものをうけざりしに、今は此やめやすきことのために、反て禮義をえらばずして、おもき俸祿をうく、これを其の羞惡の本心を失へりと云、君子は常に居ても變にあひても、ゆへとしてその本心をうしなふことなし、○此章云意は、羞惡の心、人みな固り有る所なり、然るに急難の時は、眞情あらはれやすくして、この死生の義を決することはあれども、安閑の日は、私欲にくらみやすくして、反て自奉する所の厚薄を計ることをまぬかれず、こゝを以て、君子は頃刻の間も、本心の存否を省察せずばあるべからずとなり、

○孟子曰、仁、人心也、

それ仁は、人心の德にして、心にそなはれる理なり、然れども、實は此心の心たる所以の者なるによりて、直にこれを名づけて人の心と云、これを人心と云時は、此身の萬事に應ずる主宰にして、須臾もとり失ふまじき者なることを知て、仁を學ぶ者、これを空虚に求るのついえなし、されども唯人心と名づくるのみなれば、亦心と仁とを、わかたざる恐れあり、この故に程子の云く、心は穀種の如し、仁は則その生の性なりと、蓋し心は米穀の種の如くにて、其内に發生の性ある處、これ仁なり、朱子仁を訓じて云く、心の德にして、愛の理なりと、今此二說を合せて見れば、穀種に發生の性あるは、これ穀種の德なり、人心に慈愛の理あるは、これ人心の德なり、

義、人路也、

義は心の萬事を處置して、用ひ行ふの宜き所なり、これをば人の路と云時は、凡そ出入往來、必由る所の道路にして、須臾もすてをくまじきを知る、

舍其路而弗由、放其心而不知求、哀哉、

蹴は、ふむなり、乞人は、乞丐人なり、足にてふみやるやうにすれば、乞丐もいさぎよからずとして、うけぬなり、

萬鍾則不辨禮義而受之、萬鍾於我何加焉、

それ人死にせまれども、嘑蹴の食は、無禮を惡みて、うけざる心あるに、萬鍾の祿をば、反て禮義をえらびわけずして、うくることあり、この萬鍾おもしといへども、亦身の外の物なり、われにをいてなんの加增する所ありやと、

爲宮室之美妻妾之奉所識窮乏者得我與、

此段人の羞惡の心を忘るゝの由緒に、此三つを以て例をあぐるなり、一つに宮室の美は、居處を華美にすることを云、凡そ人身を奉養するための、衣食居の三つの內より、一つをあげて云はるべし、二つに妻妾の奉養のためには、自奉ずる所よりもその情切にして、やめがたきことあり、これ尤私意ふかし、三つに相しれる中の、困窮貧乏の人、わが惠を得て、感悅せんがためにするは、義に近きやうなれども、もと名利のためにする所より出れば、これ亦私意にして、義にあらず、蓋し理義の心は人の固有なりといへども、私欲の蔽ひも、亦人のくらみやすき所なる故に、自これを犯すことあり、

鄕爲身死而不受、今爲宮室之美爲之、鄕爲身死而不受、今爲妻妾之奉爲之、鄕爲身死而不受、今爲所識窮乏者得我而爲之、

爲之とは、みだりに萬鍾をうくることを云、此段一人の所爲をうけて云、さきは羞惡の心發する故に、死をかへりみずして、義を守ることあれども、亦今此三つの欲に、おほひくらまされ、忽に其心をわすれて、自不義を行ふことありと、

此より下は、又上文の意をくりかへして發明す、此と下の段は下文をよびおこす詞なり、人もし理義の良心なくば、凡そ死を免れて、生を得べきこと、なんの顧る所ありてか、用ひ行はざらん、

使人之所惡、莫甚於死者、則凡可以辟患者、何不爲也、

人もし羞惡の眞情なくば、凡そ患難をのがるべきこと、なんの羞る所ありてか、これをせざらん、

由是、則生而有不用也、由是、則可以辟患而有不爲也、

これ上二段のこたへなり、由是とは、この良心眞情あるによりてなり、

是故所欲有甚於生者、所惡有甚於死者、非獨賢者有是心也、人皆有之、賢者能勿喪耳、

これ上文をすべて、たゞしくこれを云、一章の主意此一段にあり、上をうけて云、この故に理義の良心、羞惡の眞情は、たゞ賢者のみこれあるにあらずして、人々皆これあることを知る、但衆人は利害にまどひて、これを失ふことあり、賢者はよくこれを存して、失はざるばかりぞと、

一簞食、一豆羹、得之則生、弗得則死、

此より下は、羞惡の心人みなこれあるしるしを明にあげ示す、簞は、飯をもるかご、豆は、食をもる小器なり、簞食豆羹はきはめて小きなる食なり、かゝる所の生死は、甚大なることなり、

嘑爾而與之、行道之人弗受、

嘑とは人をいやしめしかる聲、爾は、上の字にてかたどる詞なり、行道の人とは、みちゆく凡人なり、いやしめ、しかるやうにしてあたふれば、かすならぬ者にても、死を守りて、これをうけず、

蹴爾而與之、乞人不屑也、

こゝを以て、寡きは衆きに勝ことあたはず、正きは邪なるに勝ことあたはず、古より國家治れる日常に少くして、亂るゝ日常に多きこと蓋しこれを以てなり、

○孟子曰、魚我所欲也、熊掌亦我所欲也、二者不可得兼、舍魚而取熊掌者也、

此章人をして羞惡の心を失はざらしむることを主意として、まづたとへをあげてときおこせり、魚と熊の掌とは、みな其味の美なる者にして、熊の掌はことに美なり、この故に、もし二つながら兼取ることを得ざる時は、人情必つぎの美なるをすてゝ、尤美なるを取る者なり、

生亦我所欲也、義亦我所欲也、二者不可得兼、舍生而取義者也、

此より下は正意をとく、今義の死すべきにあたれる時、死を免れて、生を存するも亦わが欲する所なり、死に就きて義を立るも、亦わが欲する所なり、されど義は生よりも重き故に、二つながら得ざる時は、人必生をすてゝ、義をとらん者なり、

生亦我所欲、所欲有甚於生者、故不爲苟得也、

此より下二段は、上文生を舍て義を取るの故を釋す、欲する所の生より甚き者は、即理義の良心なり、得るとは、生を得るなり、

死亦我所惡、所惡有甚於死者、故患有所不辟也、

これ、二段をうらがへしとく、二意にあらず、惡む所の死より甚き者は、これ羞惡の眞情にして、即亦良心の一端なり、患は、患難なり、

如使人之所欲、莫甚於生、則凡可以得生者、何不用也、

王たまく良知のきざすことありといへども、一暴十寒の中にては、いかんとかせられんや、これを生し立ることとあたはずとなり、

今夫弈之爲數、小數也、不專心致志則不得也、

此より下は又たとへをあげて、上段の意をかさねとく、奕は、圍碁なり、數は藝と云義なり、心を專にして他念なく、志をきはめて精く求めざれば、小藝なれども、これを成すことを得ず、

弈秋、通國之善弈者也、

弈秋とは、古の碁をよくうつ者、名は秋なり、これ一國に通じての上手なり、

使弈秋誨二人弈、其一人專心致志、惟弈秋之爲聽、

弈秋が敎る所を、ひたすらにきゝうく、

一人雖聽之、一心以爲有鴻鵠將至、思援弓繳而射之、

鴻鵠は、みな鴈に似て大いなる鳥なり、繳とは矢に絲をつけ、鳥にいかけて、まとひおとすなり、此人は弈秋が敎をきくといへども、又一かたの心に、鴻鵠わたりきつらん、いぐるみして、これをいとらばやと思ふなり、

雖與之俱學、弗若之矣、

今一人と共に奕まなぶといへども、其藝ついにかの一人にしかず、

爲是其智弗若與、曰非然也、

これ問答の詞をまうけておもへらく、二人同學して、一人そのよくする者にしかざるは、もと智のしかざるにはあらず、その習ふことの、をろそかなるによりてぞと、これを以て不智なる故をあかす、それ亦諷諫の意なるべし、○范氏の云く、人君の心は、たゞ養ふ所にあり、君子これを養ふに、善を以てする時は、則智あり、小人これを養ふに、惡を以てする時は、則愚なり、然れども賢人は疎みやすく、小人は親みやすし、

時、莫知其鄕、惟心之謂與、

操るとは、ひきたつる意なり、舍つとははなちをく義なり、亡すとは、失ふ義なり、云意はとりあぐる時は、存してこゝにあり、はなちすつれば、忽に失ひ去る、もし操て存することあたはざれば、その出て物を外に追ふと、たま〳〵入て内に存すると、みな荒忽として、常の時なく、よりて又定れる處知られず、かくの如くなる者は、これたゞ人の心のことなりと、夫子人心のとりとめがたき體を、かたどりて、これを操存せずばあるべからざることを示せり、孟子すなはち上文存養の意により、これを引ておもへらく、人心の靈明不測なる、とり失ふことやすく、保ち守ることかたし、學者時として存養の功夫を用ひずと云ことなかるべしと、もしよく養ひ得て、神淸み氣定まること、常に平旦の時の如くならしむれば、此心常に存して、ゆくとして仁義にあらずと云ことなし、程子の云く、これを操るの道、敬以て內を直くするのみなりと、○李氏の云く、孟子この夜氣の說を發す、學者にをいて極めて力あり、宜くつら〳〵玩んで、深く省すべし、

○孟子曰、無或乎王之不智也、

王は、齊王をさすなるべし、云意は、王の無智にして、道理にくらきこと、其故あり、疑ひもなきことぞ、

雖有天下易生之物也、一日暴之、十日寒之、未有能生者也、

此より下は、不智なる故をとく、天下の生じやすき物とは、天下の内にて、尤發生しやすき物なり、草木の類につきて云、

吾見亦罕矣、吾退而寒之者至矣、

我王にまみゆるの時まれなるは、なを一日之を暴るが如し、我退て後は、こびへつらひて、王の私欲をむかへたすくるともがら、來つどひて、常にその左右にあり、なを十日これを寒すが如しと、

吾如有萠焉何哉、

べて物をそこなひすつることをいへり、云意は、良心私欲にそこなはるといへども、人身日夜の間、生々の氣にやしなはれて、良心なを生息する所あり、ことに夜間の生ずる所多きを以て、平旦いまだ物とまじはらざる時に、其氣すみしづまりて、かの善を好み惡を惡む、同然の良心、人々共に相近き者、すこしきあり、然るをその旦晝の間の私欲の所爲又梏亡してこれをそこなふ、山木すでにきられて、なを萠蘖の生ずるをば、牛羊又これに牧ふが如し、

梏之反覆、則其夜氣不足以存、

反覆とは、うちかへして、展轉する義なり、晝のする所、すでによべの生ずる所をそこなふ故に、こよひの生ずる所、又晝のする所に勝ことあたはず、かくの如くに展轉して相そこなひ、夜氣の息すること、日々にやうやくうすくなりて、ついに仁義の良心を、保ち衞りて、存し得ることあたはず、

夜氣不足以存、則其違禽獸不遠矣、

夜氣其良心を存するに足らざる時は、平旦の氣も亦清ことあたはず、ついにかの人類同然にして、共に相近き所の者を失ひ、その好惡する所、禽獸をさること遠からざるに至る、

人見其禽獸也、而以爲未嘗有才焉者、是豈人之情也哉、

此段とも、亦上文人見其濯々也と云一段に合せ云なり、才は、人の良能、情は性の發動、これ上の好惡するを、うけ來るによりて、良心の用を以て云、それ人情にあらざる時は、亦人の本性にあらざること明けし、

故苟得其養、無物不長、苟失其養、無物不消、

養ふとは、保養栽培の義なり、長ずとは生じて長すぞ、消すとは、微にして消るぞ、これ山木人心その理一なることを云、

孔子曰、操則存、舍則亡、出入無

雨露のうるほす所あるによりて、萌蘖の生ずることなきにあらず、

牛羊又從而牧之、是以若彼濯濯也、

彼とは、山をさす、濯々とは、はげて光る貌なり、草木めざす時は、又これに就いて、牛羊を牧ふ故に、今かやうに濯々となれるぞ、

人見其濯濯也、以爲未嘗有材焉、此豈山之性也哉、

人今その濯々たるを見て、いまだかつて材木あらざりし山なりと思へり、されどもこれ豈山の本性、生息することなき故ならんや、此濯々は、上に云所の故によりてぞと、

雖存乎人者、豈無仁義之心哉、

此より下は、人心の存放を、一々牛山に合せてとく、これ云意は、常人を見れば、仁義の心なきが如くなりといへども、其身内に存する所の者、豈はじめより仁義の心なきならんやと、

其所以放其良心者、亦猶斧斤之於木也、旦旦而伐之、可以爲美乎、

上の其の字は、其人をさす、良心とは、人の本然の善心、即仁義の心なり、旦々とは、旦はあしたなり、こゝにてはたゞ日々の義とす、良心を放ち失ふ所の者は、私欲なり、私欲の良心を害すること、なを山木もと美なれども、斧斤日々にきりあらして、後には美とせられざるが如し、

其日夜之所息、平旦之氣、其好惡與人相近也者幾希、則其旦晝之所爲、有梏亡之矣、

平旦とは、夜あけんとして、いまだあけず、明暗平分の時なり、梏亡とは、梏はかせなり、罪人にかせをつけて、はたらかせざる義なり、亡は、うしなふなり、す

異なる所なし、唯人の同く然する所の理義を、我より先に知り得、行ひ得たるばかりにて、易牙が人の同く嗜む味を、まづ得たるが如くなり、

故理義之悦我心、猶芻豢之悦我口、

芻は、草なり、草をはむ畜を芻と云、牛羊これなり、豢は、飼ふ義なり、穀をはむ畜を豢と云、犬豕これなり、いづれも肉味の美なる者なり、それ理義は、人心の同く然する所なる故に、理義のわが心に悦び好まるゝこと、なを芻豢のわが口に悦び好まるゝが如し、程子おもへらく、此語親切にして味ひあり、理義の心に悦しきこと、實に芻豢の口に悦しきが如くなることを、こゝろみ知りて後に、はじめて其意味を得ると、按ずるに、人もし同然の心なくして、理義の味、美なることを知らざるは、なを目なくして、子都が姣さを知らざるが如し、人の同類なれば、必同然の心あり、もし此心なき者は、同類にあらずして、犬馬なり、自いたく警して、深く省すべし、

○孟子曰、牛山之木嘗美矣、

此章は、もと心を存養するの工夫を論ず、まづ牛山のたとへをあげて、下文の本意をひきおこせり、牛山とは、齊の東南の山なり、むかしは此山の木、さびしげりて、美なりしぞ、

以其郊於大國也、斧斤伐之、可以爲美乎、

郊とは、野外を云、斧斤は、をのなり、大を斧といひ、小を斤と云、齊は大國にして、此山その郊野にあるを以て、しきりに斧をいれて、木を伐りとる、それ美とせらるべけんや、今は美ならぬなり、

是其日夜之所息、雨露之所潤、非無萠蘖之生焉、

是とは、山木をさして云、息とは、生長する義なり、萠は、草木のめ、蘖はめのかたわきへ出るを云、此山の草木、とりあらさるといへども、山は物を生ずる本性あるによりて、日夜の間、生息する所の氣やまず、又

是天下之口相似也、
上文をむすぶ、
惟耳亦然、
耳の聲にをけるも亦かくの如くなり、
至於聲、天下期於師曠、是天下之耳相似也、
師曠は、古の音にくはしき者なり、聲とは、調子を云、句義みな上に同じ、
惟目亦然、
目の色にをけるも、亦かくの如くなり、
至於子都、天下莫不知其姣也、不知子都之姣者、無目者也、
子都は、古の美男子なり、凡そ人、目だにある者なれば、必みな子都が姣きことを知る、
故曰、口之於味也、有同耆焉、耳之於聲也、有同聽焉、目之於色也、有同美焉、至於心、獨無所同然乎、
故曰は、孟子の自言なり、同然すとは、一味同心する義なり、人性同く善なる故に、口のあぢはひ、耳のきゝ、目のみる所、みな同じ、其心に至りて、とりわき同く然りとする所なけんや、必これあるべきぞと、以上の比喩、物よりして人、人の身よりして心、漸々に粗きより精きにひき至るなり、
心之所同然者何也、謂理也義也、
事物にをのづからそなはりたる理と云、人事物の理の宜き所を處置するを義と云なり、凡そ人、理義のある所には、一味同心せずと云ことなし、
聖人先得我心之所同然耳、
聖人といへども、人の同類なる故に、其性をとわれと

れば、其性のもと善なること同じからずと云ことなし、

故龍子曰、不知足而爲屨、我知其不爲蕢也、

此より下は、みな上段の意をのべとく、これと下と二段は、又上文をうけて、下文の意を、ひきおこすばかりなり、蕢とは、俗に云ふごなり、それ人の同類は、其形みなことならざる故に、足の大小を知らずして、屨つくる者、たとひしとはあはざれども、みな足の形に似て、蕢にはならざることを知ると、

屨之相似天下之足同也、

孟子龍子が言によりて云く、凡そ屨つくることとの、其形みな相似たるは、天下の人の足、みな同じければぞと、

口之於味、有同耆也、

其足の屨にをけるのみならず、其口の味にをけるも、人々同く好む所あり、

易牙先得我口之所耆者也、

易牙は、古の味をよく知る者なり、易牙が口に好む所の味も、わが口に好む所と、ことなることなし、たゞ易牙はその滋味の宜き所を、我より先に知り得たる者なり、

如使口之於味也、其性與人殊、若犬馬之與我不同類也、則天下何耆皆從易牙之於味也、

もし人口の味にをけるが、その本性人とことなること、犬馬と我と同類ならざる者の如くなることとあらば、天下の人、なんぞみな易牙が味にをいて調理する所に従ひて、これを美なりとすべけんや、

至於味、天下期於易牙、

期すとは、待つ義なり、調味の美悪を議するに至りては、天下の人、みな易牙がこゝろみをまちて後に定まるなり、

凶年には、たのみよる所少きを以て、子弟多くは暴虐を行ひて、善をせず、

非天之降才爾殊也、其所以陷溺其心者然也、

人の善をなし、惡をすること、天より才をくだしあたふること、かくの如くことなるにはあらず、才はもと善なりといへども、困窮して、其心を陷しいれ、溺らす所あるを以て、かくの如くなり、性といはずして、才と云ことは才は性の能なり、上文人のしわざより、いひ來ればなり、心は即性の寓して居る所なり、

今夫麰麥、播種而耰之、

麰麥は、大麥なり、耰すとは、種をおほふぞ、種まきをして、土なでかくるなり、

其地同、樹之時又同、

同く地にうへて又そのうゝる時も同きぞ、

浡然而生、

これ苗のおひたついきほひを云、

至於日至之時皆熟矣、

穗にいで、みのる日に至りては、いづくの麥も、みな成熟す、此三段は、人の生れうけたる性の、もとみな善なるたとへなり、

雖有不同、則地有肥磽、雨露之養、人事之不齊也、

もしその熟する所に不同ありといへども、もとより其性のことなるにあらず、唯これ地の肥たると磽たると、又は雨露のやしなひ、つくりなす人事の、ひとしからざるによりてぞと、さきの富歲凶歲の說は、習俗によりて、性のことなることを云、この麰麥のたとへは、氣質によりて、性のことなることを云、

故凡同類者、舉相似也、何獨至於人而疑之、聖人與我同類者、

天地の間、凡そ同類の者、其性みな相似たること、人よくこれを信ず、然らばなんぞたゞ人の上に至りて、その同きを疑はんや、聖人も亦人にして、我と同類な

秉は、とるなり、夷を詩に彝に作る、常なり、懿は美なり、人民の身の物則は、即人々同くとりたもち、常にしてかはらざる本性なる故に、凡そ人情この聰明孝慈等の德を、互に相よみんず、

孔子曰、爲此詩者、其知道乎、故有物必有則、民之秉夷也、故好是懿德、

夫子此詩を贊美しての玉はく、此詩つくれる人は、それ物の道理をよく知れるか、この故に、其いひつる如く、凡そ一物あれば、必一物の法あり、まことにこれ萬民の常性なる故に、この美德を、相よみんせずと云ことなしと、蓋し夫子は人の常性によりて、情の善なることをあらはす、かの惻隱羞惡等の心は、即これ美德をよみんずる、眞情の同き處なるを以て、孟子これを引て、性の善なることを明し、又以てわが說の來歷あることを示せり、これを知る時は、公都子がとふ所の三說、みな辨せずして明けし、○程子おもへらく、性即理也、理は則堯舜より衆人に至るまで一なり、然れども、うくる所の氣に清濁ありて、その清るをうくる者は賢となり、その濁れるをうくる者は愚となる、人學んでこれをおさむる時は、氣の清濁となく、皆善に至りて、性の本體にかへるべし、湯武身之と云これなり、孔子のの玉へる下愚不移とは則自暴自棄の人なり、又云く、性を論じて氣を論ぜざれば備はらず、氣を論じて性を論ぜざれば明ならず、これを二つにする時は是ならず、張子おもへらく、人形ありて後に、氣質の性あり、よく其初にかへる時は、則本來の天地の性存して失はず、この故に、氣質の性は、性とせずして、そのむまれつきにゆだねず、

○孟子曰、富歲子弟多賴、

此章の主意、人性の善なることを發明するにあり、其間に借言譬喩多し、富歲とは、豐年を云、豐年には衣食こと足りて、たのみよる所の物多し、この故に、人善事を行ひて、惡をせざるなり、泛く人といはずして、子弟と云こと、蓋し年わかき者は、時勢のために、うつされやすきを以て、これを云なり、

凶歲子弟多暴、

前篇に見えたり、

惻隱之心、仁也、羞惡之心、義也、恭敬之心、禮也、是非之心、智也、

これ情の同く善なるによりて、性の必善なることを發明す、前に此四つを仁義禮智の端と云は、人をしてこれによりて擴充せしめんがためなり、こゝには用によりて、その本體をあらはす、この故に、端といはずして、直に仁義禮智と云なり、

仁義禮智、非由外鑠我也、我固有之也、弗思耳矣、

鑠すとは、火を以て金をとろかすを云、金をとろくると、外より內に至る、よりてこれを借りて云く、仁義禮智の性は、外より我が身の內へ入りたる者にあらず、天よりうけ生れて、我がもとより有る所の者なり、人たゞ物欲におぼるゝ故に、自かへりみて、これをあらはさんと思はざるなり、

故曰、求則得之、舍則失之、或相倍蓰而無算者、不能盡其才者也、

故曰とは、孟子の自言なるべし、倍は、一倍、蓰は、五倍なり、それ仁義禮智の性は、わが固有なる故に、心を以てこれを思ひ、力を以てこれを求れば、則これを得て、よく其德を成すべし、然れども、思ひ求ることを知らずして、うちすつる時は、則亦これを失ひて、そのこれを得る者と、相去るの間、或は倍蓰して、其かずなきにも至ることあり、これその思ひ求め、をしひろめて、其才の能する所を、つくすことあたはざるによりてなり、

詩曰、天生蒸民、有物有則、

大雅烝民の篇の詞なり、蒸を詩に烝に作る、もろもろなり、物は、事なり、則は、法なり、それ天萬民を生じて、其身にそなふる所、凡そ一事あれば、各其事の法則あり、耳目あれば、聰明の德あり、父子あれば、孝慈の德あるが如し、

民之秉夷、好是懿德、

堯爲君、而有象、以瞽瞍爲父、而有舜、以紂爲兄之子、且以爲君、而有微子啓王子比干、

人むまれつきて性善なるあり、不善なるあり、この故に堯を以て君として、聖教貴命の下にあれども、象が惡これに化せず、瞽瞍を以て父として、惡になるゝこと親しけれども、舜の德これにうつらず、紂を以て兄の子とし、又以て君とすれども、微子啓王子比干の賢これにつまず、則これ韓文公性に上中下の三品ありと云說の如し、もつぱら氣質の性をいへるなり、又尙書を按ずるに、微子は紂か庶兄なり、其文によれば紂が叔父なり、これ或は誤字ならん、

今曰性善、然則彼皆非與、

今孟子さだめて性善なりと云時は、かの三說はみな非なるかと、

孟子曰、乃若其情、則可以爲善矣、乃所謂善也、

情とは、性の動き出る所なり、惻隱羞惡等の四端の情をさして云、これ云意は、人の眞情の如きは則以て善とすべくして、惡とすべからず、然れば性のもと善なること知ぬべし、これすなはち、わが性善なりといふ所の故なりと、

若夫爲不善、非才之罪也、

才とは、才能を云、情は性の動、才は性の能、才は情によりて用ひ、情は才によりて行はる、人性すでに善なれば、才も亦善なり、人の不善をすることは、物欲おとしいれて然り、天にうけたる才の罪にはあらざるなり、

惻隱之心、人皆有之、羞惡之心、人皆有之、恭敬之心、人皆有之、是非之心、人皆有之、

これ上文をうけて、凡そ人たる者みな其情の善なることを云、恭は、うや〳〵し敬の外に發する者、敬は、つゝしむ、恭の内に主たる者、前に辭讓と云は、事に切なり、こゝに恭敬と云は、心に切なり、餘はみな

處、みな内よりこれを制するの義に通せず、よりてなを先見を執着して、いへることかくの如し、

公都子曰、冬日則飲湯、夏日則飲水、然則飲食亦在外也、

公都子、季子が前說にて曉しがたきを見て、亦孟子の炙を嗜むの意にならひて、これに答ることかくの如し、云意は、その內とする飲食も、時宜によりて異なること、叔父を敬し、弟を敬するが時宜によるが如し、然る時は、飲食を愛することも、亦外に在り、もしそれ內とする時は、敬の時宜によることも、亦內なりと、○范氏の云く、二章の問答、大指はゝ同じ、みな反覆譬喩して、以て當世を曉す、仁義の內にあることを明さしむる時は、則人性善にして、皆以て堯舜たるべきを知る、

○公都子曰、告子曰、性無善無不善也、

云意は性は善にもあらず、惡にもあらずして、善惡の名つくべきなしと、其意は生を性と云、食色は性なりと云に、同じけれども、これはまさしく孟子の性善なりと云を、やぶらんために、かくの如くいへるなり、近世蘇東坡胡文定の說、大意おもへらく、性はもと惡なき故に、善といはれず、わづかに善と云時は、惡に對するによりて、本然の性にあらずと、此說これに近し、然れども告子が意は、人性をよき物とするにも、あらざるなり、

或曰、性可以爲善、可以爲不善、是故文武興、則民好善、幽厲興、則民好暴、

云意は、性はならひによりて、善にもなるべく、不善にもなるべし、この故に文武の君、世におこりて、仁善なる時は、民亦これに化して善を好む、幽厲の君世におこりて、暴惡なる時は、民亦これに化して暴を好むと、即これ湍水の說なり、

或曰、有性善、有性不善、是故以

公都子不能答、以告孟子、

告子は長を敬するの義、仁愛に比すれば、泛きを以て外とす、季子の長を敬するの義、時にしたがひて、定れる處なきを以て外とす、其論一等高く出たる故に、再答につまりて、これを孟子に告ぐ、

孟子曰、敬叔父乎、敬弟乎、彼將曰敬叔父、

これを以て季子にとはゞ、必かくの如く答へんと、

曰、弟爲尸則誰敬、彼將曰敬弟、

尸は、かたしろなり、祭りの時、同宗の孫たる者をたてをき、神に象りて、これに供養す、子弟尸となるといへども、これを敬すること、祖考の如し、よりて孟子又この問答を敎ふ、

子曰惡在其敬叔父也、彼將曰在位故也、

云意は、子こゝにをいていへ、其弟を敬せば、此時叔父を敬するの義、いづくにかある、なんぞ常に叔父のみこれ敬せざると、かれ必こたへていはん、弟なれども、神尸の位にあり、この故にこれを敬すと、

子亦曰在位故也、

子も亦いへ、郷人なれども、賓客の位にあり、この故にこれを敬して、まづ酌むと、

庸敬在兄、斯須之敬在郷人、

孟子上文の義を、ことはりて云ふ、かくの如し、蓋し常なる者は經にして、萬古不易なり、暫する者は權にして、一時の應變なり、其時によりて、其宜き處を制すること、みな内より出て、外に在らざること明けし、敬に定れる處なきにはあらざるなり、

季子聞之曰、敬叔父則敬、敬弟則敬、果在外、非由内也、

公都子孟子の説を以て季子と問答す、季子その辨をきくといへども、いまだ經は常にして、かはる時なく、權は暫にして、一應の變なり、而して其時の宜き

ことを知らず、よりて孟子此說を以てこれを辨ず、○篇首よりこゝに至るまでの四章、告子が辨しば／＼屈すれども、亦しば／＼其說を變じて、孟子に勝んことを求め、ついによく己に反りて、疑ふ所あることなし、これ則その云所の言に得ずは、心に求ることなかれと云者にして、其學の粗妄にをはりて、正きことを得ざる所以なり、

○孟季子問公都子曰、何以謂義內也、

孟季子は、孟仲子が弟なるべし、告子と孟子との問答をきゝて、なを義の內なることを疑ふ、よりて私に公都子とこれを論ず、

曰、行吾敬、故謂之內也、

敬する所外に在りといへども、わが心の敬を行ひて、これを敬することは、內よりして、外に在らずと、

鄉人長於伯兄一歲、則誰敬、

季子がとひなり、伯兄とは大兄を云、鄉人の長者に、わが伯兄よりも、一歲長じたる者あらば、いづれをか敬せんと、

曰、敬兄、

公都子答ふ、鄉人の長よりも、わが兄を敬せんと、

酌則誰先、

季子又とふ、もし鄉人の長を請じて、同じく席につらなれる時、酒をくみてすゝむるには、いづれをか先にせんと、

曰、先酌鄉人、

賓客なる故に、先づ鄉人にくまんと、

所敬在此、所長在彼、果在外、非由內也、

季子が辨なり、敬と長とは、文を互にす、敬するは、即これを長とする處なり、云意は、こゝに在ては兄を敬し、かしこに在ては鄉人を長とす、これ長を敬するの義定れる處なく、時にしたがひて轉變す、然れば義は果して外に在りて、內よりいでずと、

則えらびわきて、これを處置する意、內にあるなり、

且謂長者義乎、長之者義乎、

云意は、上に云如くなれば、物の長ぜる處をば義とせんか、わがこれを長とする處をば義とせんかと、則わが處置する處これ義にして、內にあること、分明なり、

曰、吾弟則愛之、秦人之弟則不愛也、是以我爲悅者也、故謂之內、

告子亦物の長義にあらずして、これを長とするが義なることを知る、されども同じく人にをいて、これを愛するの仁は親しく、これを敬するの義は泛きが故に、なを內外の說を執着して云く、わが弟をばこれを愛して、秦人の弟をば愛せず、これその主張する所我にありて、これを悅びて愛する意、我によりて出づ、この故に仁を內なりと云、

長楚人之長、亦長吾之長、是以長爲悅者也、故謂之外也、

楚人の長をもこれを長とし、亦わが長をもこれを長とす、その悅びて敬する意、我これを主張せずして、唯人の長ずるによりて生ず、この故に義を外なりと云と、長を長とするの敬は、義にいづればなり、

曰、耆秦人之炙、無以異於耆吾炙、夫物則亦有然者也、然則耆炙亦有外與、

物とは、即炙をさして云、告子食色を性として、これを愛するを以て內とす、孟子その明なる所よりこれをさとして云く、秦人の炙を嗜むは、わが炙を嗜むに異なることなし、それ弟を愛するを以て云時は、秦と我と異なりといへども、食を愛するを以て云時は、秦も我も異ならずして、則亦楚の長と吾が長を敬するに同じやうなる者あり、然る時は、食を愛するにも、亦外なることあるか、もし此意內なる時は、長を敬する意も、亦內にして外にあらずと、蓋し告子愛と敬とに、各淺深ありて、これを愛敬する意はみな內より出る

○告子曰、食色、性也、仁、內也、非外也、義、外也、非內也、

孟子仁義を以てみな性のある所とす、告子はじめは仁義みな外に成るとす、杞柳桮棬の說の如し、其後孟子の辨によりて、仁は物を愛する意なれば、事の義をはかるよりも、やゝ切にして內に近しとす、よりて此說つくりて云く、食と色とを愛する意は、人の本性なる故に、內より出づ、義はこれ處置の宜き所なる故に、みな外に生ず、人たゞ力を內に用ひて、必しも外に求むべからずと、上章に生を性なりと云は、これ知覺運動する所以の者を以て性とす、こゝには食色の愛すべきことを知て、則これを愛するを以て性とす、これたゞちに知覺運動を以て、性とするなり、

孟子曰、何以謂仁內義外也、曰、彼長而我長之、非有長於我也、猶彼白而我白之、從其白於外也、故謂之外也、

告子仁を內とすること、孟子の意とほゞ同きによりて、唯義外の說を以てこれに答ふ、云意は、人の年長じたると、色の白きを見て、我これを長とし白しとするは、その長とし白しとする意、まづ我が內にあるにあらず、唯外にてその長ぜると白きとに從ひて、これを長とし白しとするなり、この故にこれを外なりと云とぞ、蓋しかの食色を、內心より、たゞちにこれを愛するが如くならざるを以て、外といへるなり、

曰、異於白馬之白也、無以異於白人之白也、不識長馬之長也、無以異於長人之長與、

異於の二字よめがたし、これ行文が、闕字あるか、今これをすつべし、云意は、白きを白しとすることは、馬と人とにをいて、異ならざるが如くなれども、その長を長とすることは、馬と人とに異なることなきや否や、しらずいかんと、蓋しかれ同く外とすることに、一つは異ならずして、一つは異なることあれば、

曰、然、
告子答ふ、
白羽之白也、猶白雪之白、白雪之白、猶白玉之白與、
孟子又問ふ、凡そ白きを白しといはゞ、則かくの如きかと、
曰、然、
告子答ふ、
然則犬之性、猶牛之性、牛之性猶人之性與、
孟子告子が末の然の字をうけて云く、羽の白きはなを雪の白きが如く、雪の白きはなを玉の白きが如くならば、則犬の性はなを牛の性の如く、牛の性はなを人の性の如くなるかと、蓋し犬牛と人と、知覺運動は、みな同じけれども、其性たること、甚異なり、よりてこれを以てなじれり、告子こゝにをいて、又答ることあたはず、

○凡そ性の說、古人の言多しといへども、程子張子に至りて後、理氣をわきて論ずる故に、其義はじめて分明なり、性はもと天にうけて、心にそなへたる理なり、然れども、理は氣の內に寓して、つねに相はなれず、蓋し人物みな氣によりて體をなし、理によりて性をそなふ、氣を以てこれをいへば、その知覺運動、人と物と異ならざるが如し、理を以てこれをいへば、則仁義禮智の稟たること、豈物の得て同じうする所ならんや、これ人の性不善なくして、萬物の靈たる所以なり、但性の字は、心に從ひ、生を以て聲とし、又以て其義とす、もと人物の生ずる質によりて、たてたる名目なる故に、字義は氣質の性を以て主とす、氣質には善あり不善あり、孔子の所謂性相近しの性、董子の性者生之質也と云これなり、然れども性の性たる本體は、理にして不善あることなし、子思の所謂天命之謂性、孟子の道性善、張子天地之性といひ、程子性即理也と云これなり、告子この差別を知らずして、生を性なりと云者は、唯これ人物の形氣より出る、生意を認て性とする故に、生質の名義にもあたらず、學者審に察して、明にこれを辨ずべし、

激すとは、物にあてられて、おこりたつ義なり、もし水をうちたてゝ、をどりあがらすれば、人の額をもこさすべし、又せきあげてやる時は、山の上にものぼすべし、其ひきゝにつく者の、亦かくの如くなることあるは、かの東西をわかざるよりも甚し、されどこれ豈水の本性ならんや、その搏激せらるゝ勢は、則かくの如くなることあるなり、

人之可使爲不善、其性亦猶是也、

人の性もと善なりといへども、これをして不善をなさしめらるゝことと、其性にさかふことあるが故なり、かくの如くなる人の性は、亦なを水の本性、必ひきゝにつくといへども、搏激せらる勢にて、たかきにのぼることあるが如し、これを以て、人性の善なるを、疑ふことなかれとぞ、○此章云意は、人の性もと善なる故に、これに順へば不善なし、悪なき故に、これにそむきて後に悪をなす、元來定れる體なくして、悪にをいてせずと云ことなき者にはあらずとなり、

○告子曰、生之謂性、

生とは、生意を云、それ人は、天地の萬物を生々する所の氣をうけて、生る、この故に、一身に滿る所、すべてこれ發生の氣にして、動きはたらく生意、やむ時なし、其氣の内に、をのづから精神をふくみて、心に感じ、身にふるゝ處、知覺應當せずと云ことなし、告子その知覺運動する所以の者をさして性とす、凡そ告子が性を論ずる前後四章、其詞同じからずといへども、大意は此章の說にはづれず、これ釋氏が作用是性と云に、ほゞ相近し、知覺運動すなはち人の作用なり、然れども告子は只この作用する所の者を認て、性とするのみなり、釋氏は見性成佛といひて、作用の妙處を見つくれば、即佛になると云、其意亦すこし異なり、

孟子曰、生之謂性也、猶白之謂白與、

凡そ物の生意を以て性と云は、なを凡そ白き物をば、白しと云が如きかと、

を修することをば、わが本性をそこなふことゝして、これをする者なかるべし、然らば天下の人をひきゐて、仁義の道にわざはひをなさん者は、必子が說なるべしとなり、

○告子曰、性猶湍水也、決諸東方則東流、決諸西方則西流、

湍水とは、湍は、せなり、急に流るゝ水を云、決るとは、きりながす義なり、たとへの意、下に見えたり、

人性之無分於善不善也、猶水之無分於東西也、

性にもと善惡のわけなし、人の善惡は、其なるゝ所によりてわかる、なを水にもと東西のわけなく、唯そのきりおとす方へ、ながるゝが如しと、これ杞柳の說によりて、少きこれを變ず、則楊子が人之性也善惡混ずと云に近し、但告子は善惡もと性のなき所にして、その善惡は、なるゝ所によりて生ずとす、楊子は善惡性中にうちまじりて、いまだわかれず、人の修する所の善惡によりて、成り定まるとす、其意すこし異なる所あり、

孟子曰、水信無分於東西、無分於上下乎、

水の流るゝには東西のわけなけれども、その上下のわけなきかと、蓋しその決る方ひきければ流る、たかければ流れず、これその上下は、必わかれてさだまれるなり、

人性之善也、猶水之就下也、人無有不善、水無有不下、

人性の善なることは、水のひきゝにつくが如し、凡そ人性善ならぬ者あることなし、凡そ水流くだらざる者あることなし、

今夫水搏而躍之、可使過顙、激而行之、可使在山、是豈水之性哉、其勢則然也、

光は、ひとりの異姓なれども、よく昌邑王をすてゝ、宣帝を立つ、これ委任權力の同じからざるが故なり、一例を以て論じがたし、

告子章句上、

告子曰、性猶杞柳也、義猶桮棬也、以人性爲仁義、猶以杞柳爲桮棬、

杞柳は、やなぎなり、義猶桮棬と云義の字の上に、仁の字を加へて見るべし、蓋し落字ならん、桮棬は、飲食をもる器、木をまげてこれをつくる、孟子そのかみ人性を善なりといひて、仁義を性の固り有る所の者とす、告子此説をやぶりて云く、人性もと仁義なし、必これをたはめかゞめて後に、其德成る、たとへば性は杞柳の如し、仁義は桮棬の如し、人性を以て仁義の德をつくるは、なを杞柳を以て桮棬をつくるが如しと、これ荀子が人之性惡なりと云に似たり、

孟子曰、子能順杞柳之性、而以爲桮棬乎、將戕賊杞柳、而後以爲桮棬也、

戕賊とは、そこなふ義なり、云意は、杞柳を以て桮棬つくると云は、子よく杞柳自然の性に順ひて、これをつくらんや、さにはあらずして、則杞柳をいためそこなひて、而して後に以てこれをつくらんとする者なり、

如將戕賊杞柳、而以爲桮棬、則亦將戕賊人、以爲仁義與、

もし杞柳を戕賊して、以て桮棬つくらんとならば、則亦人の人たる本性を戕賊して、以て仁義の德をつくらんとのことかと、

率天下之人、而禍仁義者、必子之言夫、

今人性を戕賊して、仁義を成すといはゞ、人みな仁義

貴戚とは、君の親戚を云、異姓も君と異姓なり、

王曰、請問貴戚之卿、曰、君有大過則諫、

貴戚の卿は、勿論小過をもいさむ、これは大過をいさむるにつきて云、大過とは、國をほろぼすほどの過を云なり、

反覆之而不聽、則易位、

反覆とは、くりかへす義なり、一應いさむるのみにしてをかず、忠をつくして、いくたびもくりかへしいさむ、されどもついにきゝうけざる時は、其君の位をかへて、別に公族の賢者を立てゝ君とす、蓋し貴戚の卿は、其國と親を親しむの恩ありて、難をのがるゝの義なし、宗廟をおもんじて、坐ながらその亡るを見るに忍びず、この故にやむことを得ずして、此事あるに至るなり、

王勃然變乎色、

勃然とは、即ち色を變ずる貌なり、王、孟子の答る所のけやけきに、興をさまし、勃然として顔色を變ず、

曰、王勿異也、王問臣、臣不敢不以正對、

云意は、王わが申す所を、異なることとし玉ふことなかれ、王臣に貴戚の卿をとふ、臣いみはゞからずして正き義を以て答へざることあたはずと、

王色定、然後請問異姓之卿、

定るとは、しづまる義なり、

曰、君有過則諫、

此過は、大小に通じて云なり、

反覆之而不聽則去、

異姓の卿は唯だ義を以て、君臣となる故に小過といへども、反覆の諫をきかざれば、其道君と合はざる故に、大過ある時をまたずして、則身を奉じて國を去るなり、〇此章孟子齊王の問ふ所にしたがひて、これに答ふといへども、亦事に就いて諷諫を納るゝ意あり、他の章にも此類多し、又殷の三仁は、みな貴戚の大臣なりといへども、紂か位を易ることあたはず、漢の霍

あたはず、
一國之善士、斯友一國之善士、
天下之善士、斯友天下之善士、
句義みな上に同じ、蓋し其善いよ〳〵大いなる時は、其友をとること、亦いよ〳〵廣し、次第にすゝむと云義にはあらず、
以友天下之善士爲未足、又尚論古之人、
論ずとは、えらびわくる義なり、天下の善士をみな友としても、其心いまだあきたらざる時は、又上にのぼりて、古人を論選し、其善なるを取りて、これを友とす、
頌其詩、讀其書、不知其人可乎、是以論其世也、是尚友也、
頌は、誦と同じ、となへよむことなり、云意は、古人のつくれる詩書を讀誦して、其言語を觀る時は、又その人となりの行實を考へずして、よからんや、こゝを以て、又其世に行へる事迹を論ず、これ上古人を友とするのことなりと、これよく友を取るの道にすゝみて、唯一世の善士と云のみならぬ人なり、然れども古人を論じて、其善をとることは、學者の常の道なり、必天下の善士にして後に、これをよくすと云にあらず、唯これ善をとること、きはまりなき意をのべんとして、かくの如くいへり、辭を以て、意を害することなかるべし、

○齊宣王問卿、
卿は國の大臣なり、これ卿たるの道をとふ、
孟子曰、王何卿之問也、
卿の品一ならざるによりてなり、
王曰、卿不同乎、
いづれの卿も、同じからずやと、
曰、不同、有貴戚之卿、有異姓之卿、

にては、決してあふことを得まじきとなり、

詩云、周道如底、其直如矢、君子所履、小人所視、

これ小雅大東の篇の詞、周の道、詩の本義は、周にゆく道路なり、こゝには借りて道理となして、義路にたとふ、君子小人は、位を以て云、如砥とは、平なることを云、それ天下平直の義理、君子よくこれをふみ行ひ、小人みなこれを見て法とすと、これを引き、上文よくこの路によるの義を證す、禮門に出入することも亦推て知るべし、

萬章曰、孔子君命召不俟駕而行、

義前篇に見えたり、

然則孔子非與、

孔子の君命におもむくの速なるを見て、凡そ君召す時は、必しも禮義をきはめずしてゆくべきことと、疑ふによりて、かくの如くとへり、

曰、孔子當仕有官職、而以其官召之也、

仕へて官職ある時に、君より其官の名をよびて、これを召す故に、すみやかにゆき玉ふなり、とかくに及ぶことなし、これ即亦禮義なり、○此章諸侯にあはざるの義をとくこと、最つまびらかなり、更に滕文公の下篇、陳代公孫丑が問ひに答る所を、合せ見は、いよ〳〵其説をつくすべし、それ尊卑の分は、もと禮義によりて立つ、分は時によりて輕重すべし、禮義はゆくとして枉ぐべきの時なき者なり、

○孟子謂萬章曰、一郷之善士、斯友一郷之善士、

云意は、凡そ友を取るに、わが善の大いなること、一郷の人を、かねすべたるほどの士にして然して後に、よく一郷の善士を、こと〳〵く取りて、友とすることを得と、もし其善いまだ一郷をおほふに足らざれば、その友を取るに、或はかたおちなる所あり、或はとりのこすことありて、こと〳〵くこれを友とすること

りて、たれかけ、その華飾を以て、大夫に文明の徳業あることを表す、此段は、虞人の皮冠を云によりて、又庶人士大夫を、田獵の時召す所の者をつらねて、旌は大夫を招く者なれば、虞人を招くにこれを用ること、其間遠く相違したることを示す、

以大夫之招招虞人、虞人死不敢往、以士之招招庶人、庶人豈敢往哉、

これ上文をむすび、これをことはりて云く、大夫を招く者を以て、虞人をまねく時は、虞人死を守りてゆかず、然れば今すでに仕る士を招く法を以て、庶人の分に居る者を招かば、それ敢てゆかんやと、

況乎以不賢人之招招賢人乎、

其分相違の招きにだも、ゆくまじきことなるを、況や賢人にあふには、召すまじき義なるを、召してあはんとするは、これ其人を賢ならずとして、この不賢人の招きを以て、賢人を招くをや、必ゆくまじきことなりと、以上ゆきてあふは、不義なるの意をときをはれり、

欲見賢人、而不以其道、猶欲其入而閉之門也、

凡そ賢人にあふの道、近ければ其處に就きてあふ、遠ければ聘使を以てこれをねがふ、然るを賢人にあはまく欲して、そのあふべき道を以てせざるは、なを人をこなたへ入らまく欲するに、反て其入る所の門をとづるが如し、

夫義、路也、禮門也、

これ上の門の字をうけて、又路の字をそへ、これを借りて、禮義の二字を發明す、其詞泛し、それ義は事を處置する者にして、義をたてざれば、一歩もふみわくる所なし、よりて路なりと云、禮は道理の節文法度にして、禮に由らざれば、一事も出入する所なし、よりて門なりと云、

惟君子能由是路、出入是門也、

たゞ君子のみ必義路にしたがひ、禮門に出入することを能す、すでにこれ君子なれば、其道ならぬまねき

これを友とすとはいはんやと、蓋し繆公その貴きを挾んで友とする意あり、况や子思師道を以て自居る故に、悅びずしてかくの如くいへり、

子思之不悅也、豈不曰以位、則子君也我臣也、何敢與君友也、以德則子事我者也、奚可以與我友、

これ孟子子思の悅びざる意を、推しはかりていへり、事我とは、我を師とすることを云なり、

千乘之君、求與之友、而不可得也、而况可召與、

千乘の君、賢者にをいて、これを友とせんことを求むれども、亦得べからず、然るにその臣の如くに、これを召すことを得んやと、孟子そのかみいづれの國にても、其君の賓師たるべきによりて、子思のことを以て自擬す、

齊景公田、招虞人以旌、不至、將殺之、志士不忘在溝壑、勇士不忘喪其元、孔子奚取焉、取非其招不往也、

說前篇に見えたり、孟子又これを引て、賢者を不義の招きにて、召すことあたはざるの證とす、

曰、敢問招虞人何以、曰、以皮冠、

皮冠は、即皮弁なり、白き鹿の皮を以てこれを作る、獵する時の冠なり、獵は虞人の事とする所の者なるを以て、これを召すのしるしとす、

庶人以旃、士以旂、大夫以旌、

旃とは、赤くして紋なきはたなり、赤きは周の尙ぶ色を用ふ、庶人は位なき故に、その質素にして飾なき義にとる、旂は、旃の上に交龍の紋をほどこす、龍のよく大小變化するを以て、士の才德のすゝみのぼるに象どる、旌は、旌竿のかしらに、五色の羽をゆひくさ

物、士の贄には、雉をとるなり、云意は、士たる者、其分庶人なれば、いまだ君に贄を通じて、臣たらずして在位の者と、同じうすることを得ず、この故に、敢て諸侯にあはず、これ禮義の常なりと、

萬章曰、庶人召之役、則往役、君欲見之召之、則不往見之、何也、

役すとは、役につかばるゝぞ、

曰、往役、義也、往見、不義也、

庶人の職を以て召す時に士のいまだ仕へざるもゆきて服役するは、これ禮の常なる故に義なり、庶人の分に居る者、士としてこれを召す時に、ゆきてあふことは、これ禮分を犯す故に不義なりと、此句これ一章の本旨なり、上下の文、みな此意を發明す、

孟子萬章にとふ、

且君之欲見之也、何爲也哉、

曰、爲其多聞也、爲其賢也、

多聞は、知を以て云、賢は、行を以て云、

曰、爲其多聞也、則天子不召師、而況諸侯乎、爲其賢也、則吾未聞欲見賢而召之也、

此より下は賢を召すべからざることをくりかへしいひて、上文往て見ふは不義なりと云に應ず、此段多聞にをいて師といひ、賢にをいて召すと云ふに、わけなし、文を互にしていへるなり、

繆公亟見於子思曰、古千乘之國以友士、何如、

古千乘の國君を以て、士たる者を友とすること、いかやうの義ぞと、蓋しそのよく子思を友とするに、をごれる意あり、

子思不悅曰、古之人有言、曰事之云乎、豈曰友之云乎、

これに事ふとは、これを師とするなり、云意は、古人賢を待するの詞に、これに事ふとこそはいひつれ、豈

子思以爲、鼎肉使己僕僕爾亟拜也、非養君子之道也、

僕々とは、むつかしく、いとはしき貌なり、子思繆公の鼎肉を以て、しば／＼拜受せしむること、賢者を養ふの道にあらずとして、これをうけざりしなり、

堯之於舜也、使其子九男事之、二女女焉、百官牛羊倉廩備、以養舜於畎畝之中、後擧而加諸上位、故曰王公之尊賢者也、

上位に加ふとは、高位にをくことを云、蓋し九男二女百官そなふれば、廩人庖人は云にたらず、牛羊倉廩そなふれば粟をつぎ肉をつぐは云にたらず、擧ひてこれを上位にをけば、能養ふは又云にたらず、この故に堯の舜にをけるが如くなるをば、王公賢を悦んで、これを尊ぶの至りとは云なり、

○萬章曰、敢問不見諸侯、何義也、

諸侯にあはずとは、いまだ召さゝるに、あはんことを求めざると、すでに召さるれども、ゆきてあはざるとの、二つをかねて云、

孟子曰、在國曰市井之臣、在野曰艸莽之臣、皆謂庶人、

國とは、國門の內を云、市井とは、たゞいちまちのことなり、古は水くむ處にて、市をたてたる故に、市井と云、野とは、國門の外なり、それ一國の人は、みな其君の臣なる故に、をしなべてみな臣稱す、これはみな庶人の自稱する所をいへりと、云意は、士のいまだ仕へずして居る者も、その分際は庶人なれば、亦かくの如くに稱すべき者ぞとなり、

庶人不傳質爲臣、不敢見於諸侯、禮也、

傳は、通ずる義なり、質は、贄と同じ、にえとよむ、人にはじめてあふ時に、とりまいりて、禮に通ずる所の

北面稽首再拜而不受、

卒とは、子思をくり物を辭せられたる後より、其をはれる時を云、稽首とは稽は留むる義なり、首をしばらく地にとゞむ、尤うやまへる拜なり、たび〳〵音使來れる其はてに、子思使者を大門の外につれいで、君の禮を拜して、其をくり物をうけず、

曰、今而後知君之犬馬畜伋、

今に至りて後に君の犬馬をやしなふ道を以て、伋をやしなへることを知れりといひて、使者をかへせり、蓋し人を養ふに、唯愛するばかりにて、敬せざれば、犬馬をやしなふ如くなる故にかくいへるなり、

蓋自是臺無餽也、

臺とは、つかはしめの役人なり、繆公はぢて、使者をやめられける故に、此後は臺餽り物をもて來らざりしなり、

悅賢不能擧、又不能養也、可謂悅賢乎、

賢者を得ることを悅ぶといへども、これをあげ用ることあたはず、又敬して養ふことだにもあたはざれば賢を悅ぶとはいはれずと、これ泛くいひたる詞にて、繆公を譏る意、其中にあり、

曰、敢問國君欲養君子、如何斯可謂養矣、

國君賢を養ふの道、いかやうにすることぞと、

曰、以君命將之、再拜稽首而受、

はじめに使者來り、君命を以て、餽物を行ふ、これまことに賢者を重んじてなり則再拜稽首してうくべし、

其後廩人繼粟、庖人繼肉、不以君命將之、

廩人は、くらの奉行、庖人は、くりやの奉行なり、其後は有司等、賢者の館につきたる者をくりつゞけて、君命を以てこれを行はず、これ亦賢者を優にして、しば〳〵拜するの勞なからしめんとなり、

民食つくる時は、もとより君これを救ふ、これ君として民を待するの禮なり、賢者に物をくるは、其意にことなれども、下に居る者は、救ひの例を以てこれを受るなり、

曰、周之則受、賜之則不受、何也、

此賜ふと云は、分數さだまりて、祿の如くに扶持することを云、これ萬章が云ふ所の本意なり、

曰、不敢也、

義下に見えたり、

曰、敢問其不敢何也、曰、抱關擊柝者、皆有常職以食於上、

卑官なれども、さだまりたる常の職務ある故に、祿を上にうけてはむと、

無常職而賜於上者、以爲不恭也、

不恭は、無禮なり、常職なくして、祿賜をうけ、君の在位の臣を待せらるゝ禮に準して居るは、不恭とすることなる故に、これを敢てせずと、然れども、孟子の本意はかろがろしく祿をうけざるにあり、

曰、君餽之則受之、不識可常繼乎、

君の餽り物とあれば、これをうく、然れば常にをくりつゞくる物は、なを常祿の如し、これも亦うけんや否や、しらずいかんと、

曰、繆公之於子思也、亟問、亟餽鼎肉、

鼎肉とは、烹とゝのへたる肉味を云、子思魯の繆公の賓師として居られし時、繆公しばしば使者をつかはして、安否をとひ、しばしば鼎肉ををくれり、

子思不悅、

君使してをくれる物はたびたび拜受すべし、この故に子思悅びず、

於卒也、摽使者出諸大門之外、

此より下は貧のために仕ふる者、高位に居ずして、卑位に居る故を明に決す、云意はもし卑官に居ながら、其位を出て高位のすることをいへば、其罪あり、この故に貧のために仕ふる者、高位にをらざれば、をのづから政を議するの責なし、

立乎人之本朝、而道不行恥也、

人とは、君をさす、本朝とは、其國の政をいたす朝廷を云、蓋し其道時にあはざるを知れども、祿をむさぼりて、君の朝廷にたち、政務にあづかりながら、其道を行ふことを得ざるは、恥なり、この故に、貧のために仕ふる者、厚祿をうけざれば、道を廢るの恥をまぬかる、○尹氏の云く、云意は貧きために仕ふる者は以て尊きに居るべからず、尊きに居る者は、必道を行はまく欲すとなり、

○萬章曰、士之不託諸侯何也、

士とは、いまだ仕へざる者を以て云、託は、よするなり、仕へずして君に身をよせ、扶持せられて居ることを云、萬章孟子の諸侯に餽り物をうけて、祿をうけざるを、疑ひてとへり、

孟子曰、不敢也、

敢て託せする義は下に見えたり、

諸侯失國、而後託於諸侯、禮也、士之託於諸侯、非禮也、

諸侯國を失ひて、他國に出奔り、其國君に身をよせて居るを寄公と云、これは古禮なり士として かくの如くすれば、分をこえて非禮なる故に敢てせずと、

萬章曰、君餽之粟則受之乎、

これ萬章が疑ふ所にあらざれども、扶持をうけ ざることをとはん ために、まづ これを以て、とひ おこせり、

曰、受之、

孟子こたふ、

受之何義也、

萬章とふ、

曰、君之於氓也固周之、

其身飢寒に及ふ時は、其道時にあはざれども、唯祿のためにして仕る時あり、なを妻をめとるは、もと世をつがんためなれども、自奉養することあたはざれば、自奉をたすけんためにして、めとる時あるが如し、

爲貧者、辭尊居卑、辭富居貧、

尊卑は位の高きと下きを云、貧富は、祿の厚きと薄きを云、祿の厚薄、必位の高下にしたがふ、此段爵と祿とをわけていひたるばかりにて、二事にあらず、辭すとは、たとひ高位厚祿を得へき時節ありといへども、これをさけて居らぬなり、蓋し仕ること道のためにあらざれば、出處の正きにあらざるを以て、かくの如くなるべし、其義は下に見えたり、

辭尊居卑、辭富居貧惡乎宜乎、

抱關擊柝、

柝とは、夜を守る者の、うちてありく木なり、高官を辭して、卑官に居るには、いかやうのことが、その宜きにかなへるといへば、唯道路の門關を守りて、柝をうちめぐるやうのことなりと、蓋し祿うすしといへども、其職をおろそかにすまじきを以て、つとめやすきことをとるべきなり、

孔子嘗爲委吏矣、曰會計當而已矣、

委吏とは、材木柴薪等の奉行なり、會とは、總數なり、計とは、つみはへ、わけ用るやうの數なり、當るとは、其算計のたがひなきことを云、これ云意は、その職とする所、かくの如くいひたるばかりにて、むつかしきことなしとぞ、

嘗爲乘田矣、曰牛羊茁壯長而已矣、

乘田とは、園牧などに、けものを飼ふ奉行なり、茁とは、肥たる貌、壯長とは、大いになることを云、句義は上に同じ、此二段夫子の本聖を以て、卑官に居ることを、辱とし玉はざるは、年わかき時、貧のための仕にして、其職のかなひやすきに居玉へることを示す、

位卑而言高、罪也、

べき義にあたりては、亦決の速ならずと云ことなし、こゝを以て、いまだかつて一國に三年とゞまりて、去らざることを得玉ふ所、あらざりしなり、

孔子有見行可之仕、有際可之仕、有公養之仕、

上文夫子魯に仕へ玉ふことによりて、凡そ夫子のつかへに、此樣あることをいへり、見行可の仕とは、其道の行はる可きを見ての仕なり、際可の仕とは、その交際の禮、以て留り居らる可きの仕なり、公養の仕とは、國公より賢者を養ふたまものありて、居ることなり、

於季桓子、見行可之仕也、

季桓子は、魯の卿、季孫斯、桓は謚なり、此時の君は定公なり、然れども政の權柄桓子にありて、孔子の魯に相たるも、桓子が所爲なる故に、定公といはずして、桓子と云なり、夫子其道の行はるべき兆をなし玉へども、これを行はざるに至りて去り玉ふ、

於衛靈公、際可之仕也、

靈公交際の禮ある內は、衛に居玉ひて、其禮をとろへんとする時に、即去り玉ふ、

於衛孝公、公養之仕也、

衛の君、孝公と云は、春秋史記に見えず、疑らくはこれ出公輒が謚なるべし、此時夫子しばらくその公養につきて、居玉ひしなり、以上夫子の仕をいひつらぬといへども、又夫子の際可公養を辭し玉はざるを以て、孟子わが諸侯の賜をうくべきことを明せり、○尹氏をもへらく、孟子の此章の義をきかずば、自其身を愛する者はたゞ於陵の陳仲子たらんのみ、聖賢の辭受進退は然らず、唯、義ある所のまゝにして、少もかたをちなる所なしと、此章文義明めがたきこと多し、必しもしゐてその說つくるべからず、

○孟子曰、仕非爲貧也、而有時乎爲貧、娶妻非爲養也、而有時乎爲養、

それ士の出仕るは、もと道を行はんがためにして、家貧きがためにあらず、然れども親老ひて養ひたらず、

獵較猶可、而況受其賜乎、

それ時俗のしきたれるなれば、孔子も必その是非をきはめずして、しばらくこれにしたがへり、獵較だもなをしつべくは、その禮そなはれるたまもの を受るに、何ぞ必その由來をきはむることをせんやと、

曰、然則孔子之仕也、非事道與、

孔子の仕官、道を行ふを以て事とするにあらざるかと、

曰、事道也、

孟子の答なり、

事道奚獵較也、

萬章とふ、其仕へ道を事とせば、何ぞ義の正しからざる獵較をするぞと、

曰、孔子先簿正祭器、不以四方之食供簿正、

此段の義も、亦いまだ詳ならず、一説あり、簿は、籍なり、凡そ祭祀の供物をもる、器の數をさだめ、簿書を以てしるし正して、其もり物に人を求めがたき、四方の食物をのせしるさず、然れば獵較の獲る所も必としがたき物なるによりて、此事禁せずして、ついにやむべければなりと、

曰、奚不去也、

政の非を改ること、即時に行はれずば、何ぞ則國を去らざると、

曰、爲之兆也、

兆とは、事の端を云、其政の果して行はるべき、端をひらきて、人に示さるゝなど、この祭器を簿正するの類、孔子魯の政を聞き玉ふ時、三月にして大いに治まる内の事、みなこれなり、

兆足以行矣、而不行而後去、

其兆以て行ふに足れること見ゆれども時の君臣これを行ひとげず、而して後にやむことを得ずして去り玉ふ、

是以未嘗有所終三年淹也、

夫子かろ／＼しく國を去り玉はずといへども、去る

人をとゞめたる貨をいかんとしてかうくべきと、

曰、今之諸侯、取之於民也、猶禦也、苟善其禮際矣、斯君子受之、敢問何說也、

禮際とは、交際の禮なり、今の諸侯賦税を民にとるの無道なること、なを人をとゞめて、貨をむばふが如し、然るに上に云如くならば、其とる所の物をも、禮際をよくしてをくる時は、君子則これをうけん、これいかやうのわけぞと、即これ萬章が問所の本意なり、君子とは、暗に孟子をさす、

曰、子以爲有王者作、將比今之諸侯而誅之乎、其敎之不改而後誅之乎、

今の諸侯の民にとることのすぎたるをばなを人を禦るが如しといふは、これ必誅するの罪なり、然らばなんぢ思へらく、もし王者世にをこることあらば、今の諸侯ををしなべて、みな誅せんとするとか、又これに善政を敎れども、なを舊惡を改めず、而して後にこれを誅せんとするとか、

夫謂非其有而取之者盜也、充類至義之盡也、

それ人を禦めて貨をうばふ者は、これ眞の盜なりもし、義にをいて、其有るべき所にあらざるを取る者をも、亦盜なりと云は、これ不義の類を推し充てゝ義理の精密をきはめつくすに至りてのことなり、何ぞにはかにかの必誅するの罪と、同じうすることを得んやと、

孔子之仕於魯也、魯人獵較、孔子亦獵較、

獵較の義いまだ詳ならず、舊說に、獵は、かり、較は、あらそふ義なり、人と禽獸をあらそひかりて、祭の供物にそなふることを云と、又一說に、較は、たくらふる義なり、祭のためにかりして、獲る所の禽獸の多少をくらべて、以て勝負を見ると、

交と接とは、文を互にしていへり、道とはをくるべき詞あるを云、禮とは、其をくる所、節文にあたりたるを云、凡そ交接の義、詞あれども、禮あたらず、禮あれども、詞正しからざれば、皆これをうけず、詞と禮とかねそなはる時は、孔子もこれをうけ玉へり、陽貨が豚を受るの類これなり、

萬章曰、今有禦人於國門之外者、其交也以道、其餽也以禮、斯可受禦與、

云意は、もし物の由來をとはずして、唯禮際を見てこれをうけば、今國門の外、人なき處にをいて路人ををしとゞめ、これを殺して、其貨をうばひ、其とゞめ得る所の物に、禮をそなへてこれををくらば、則亦これをうけんかと、

曰、不可、

康誥曰、殺越人于貨、閔不畏死、凡民罔不譈、

康誥は、周書の篇の名、越とは、はねたをす義なり、閔を書に暋に作る、無知にしてあはれみなき義なり、云意は人を貨のために殺し、尸をはねすてゝ、其貨をとり、暋然として死罪を畏れざる者は、凡そ民これをうらみにくまずと云ことなしと、

是不待教而誅者也、

これ上の敎令をきくことをまたずして、誅すべき罪と、知られたる者なり、

殷受夏、周受殷、所不辭也、於今爲烈、

此十四字、語意上下の文と類せず、闕文あるか衍字なるかしられず、舊説には、これ夏殷周三代うけつたへたる法にて、詞して問ふことをまたず、今にをいても烈々として明なる法度なりといへども、唯これを闕んこと可なり、

如之何其受之、

○萬章問曰、敢問交際何心也、

交際は、みなまじはるなり、人の互に禮物ををくりて相まじはることを云、何の心事を以て、これをするぞと、蓋し萬章が下心は、孟子そのかみの諸侯に餽り物をうけて、養はれ居らるゝことを、不義かと疑ひて、問へるなり、

孟子曰、恭也、

人を恭ふ心より、此禮を行ふと、

曰、郤之郤之爲不恭、何哉、

郤くとは、うけずしてかへすぞ、これをかさね云こと其義不審なり、凡そをくり物をかへすをば、人これを不恭なりと云、其義いかんぞと、

曰、尊者賜之、曰其所取之者義乎不義乎、而後受之、以是爲不恭、故弗郤也、

尊者の賜はる物を、心にはかりみて、尊者もと此物をとれるを、いまだ義か不義かを知らず、必義を以てとれる物ならばうけん、然らずばかへさんと思ふは尊者に對して不恭なり、此故に敢て郤けずと、蓋し尊者の平常のたまもの、彼をくるべき詞あれば我もうくべき義あるによりて、疑ひ問ふべきことにあらず、これ孟子、萬章が發問の下心を察識して、かくの如く答へり、然れば尊者と云は、諸侯にあてゝいへり、

曰、請無以辭郤之、以心郤之曰其取諸民之不義也而以他辭無受、不可乎、

云意は、もしをくりもの由來の不義なるを見ば、たゞちに其詞を以て郤けず、心にこれを郤けて、そのこれを民にとる所不義なりといひて而して他の詞にかこつけて、うけざらん、われ此事を、かくの如くせんと請ふ、不可なりや否やと、その民に取の不義と云にて、問ふ所の下心、ほゞあらはれたり、

曰、其交也以道、其接也以禮、斯孔子受之矣、

へども、位職祿をこれと共にすることを知らず、

士之尊賢者也、非王公之尊賢也、

然れば平公の亥唐にをけるは、唯これ士たる者の、等輩の賢者を尊ぶのことにして、王公の賢を尊ぶ道にあらざるなり、

舜尚見帝、

舜下として上帝にあふぞ、これ堯はじめ二女を舜にめあはせて、試み玉ふ時のことなり、

帝館甥于貳室、

館は、たち、客ををく處を云、甥は、舅に對するの稱、妻の父を外舅と云によりて、壻をも甥と云なり、貳室とは、貳はそふなり、正宮のかたはらにそひたる宮室を云、これを館として、舜ををき玉へり、

亦饗舜迭爲賓主、

饗は、食ををくる義なり、堯、舜を賓客としてをき玉へども、亦舜の館にゆきては、舜を主人として、其まうけをうけ玉ふ、これ互に賓主となりて朋友の如し、

是天子而友匹夫也、

此時舜いまだ官職なき故に、匹夫と云なるべし、これ又大國の君友を敬する道あるのみならず、天子といへども亦これあるなり、

用下敬上謂之貴貴、用上敬下謂之尊賢、貴貴尊賢、其義一也、

此段上文をむすぶ、それ貴きを貴び、賢きを尊ぶは、みな事理當然の宜き所なる故に其義一なりと云、賢を尊ぶとは、上文其德を友とすと云意に應ず、蓋し世の人唯貴きを貴ぶことのみを知りて、賢を尊ぶ道を知らざる故に、かくの如くいへり、○此章云意は、朋友は人倫の一つにして、仁を輔くる所の者なり、この故に、天子を以て匹夫を友として諱まれりとせず、匹夫を以て天子を友として、僭へりとせず、それ堯舜君臣父子より、朋友の道に至るまで、これをつゞさずと云ことなし、これ堯舜を人倫の至りとして、孟子言必これを稱するの故なり、

費惠公曰、吾於子思則師之矣、吾於顏般則友之矣、王順長息則事我者也、

費惠公は費邑の君の謚なり、此語は唯數子の人品を論ず、こゝに引く意は國君を以て、師として尊び、友として敬する所あるは、これもその挾む所なきなりと、

非惟小國之君爲然也、雖大國之君亦有之、

義上に同じ、

晉平公之於亥唐也、

晉の賢人なり、

入云則入、坐云則坐、食云則食、

平公亥唐が所にゆける時、よび入れて後に入て侍立し、坐を命じて後に坐し、食を命じて後に食す、いまだ命ぜざれば、敢てさきんぜず、すでに命ずれば、敢てをくれざる意あり、これを尊べることかくの如し、

雖疏食菜羹未嘗不飽、蓋不敢不飽也、

疏食は、つかざる米の飯、菜羹は、菜ばかりにて、肉なきあつもの、皆きはめてうすき食なり、されども賢者のまうけたる食なるが故に、これをあくまでにせずと云ことなし、蓋し其意に、いまだあかずしてやむことをば、憚りてぞと、

然終於此而已矣、

平公亥唐を尊ぶこと、かくの如くするのみにて終れり、これを用ひて政をさづけず、

弗與共天位也、弗與治天職也、弗與食天祿也、

それ人は萬物の長にして、裁成輔相の任あり、天下の爵位官職穀祿はみな天より德ある人に命じて、天民を治め養はしむる所の者にして、人君の ひとり得て私する所の者にあらず、然るに平公賢を尊ぶとい

弟而友、

長は、年のまされるを云、兄弟とは、父母を同じうする者を主とすれども、すべて宗族をも、亦通の兄弟と云なり、こゝには兄弟の多きと、又兄弟の富貴の勢を以て云、これを挾むとは、心にこれあることをわすれず、又これをたのみにして、人のこれなきをあなどる意あるなり、もしひろく交る間に、唯これありと思ふばかりは、其害なし、朋友の交りには、則不可なり、况やこれをたのみとする意をや、

友也者友其徳也、不可以有挾也、

それ朋友の交りは、互に唯その徳をとりて友なひ、仁を輔け、善を責めんがためなり、もし自挾む所あれば朋友の道にあらず、

孟獻子、百乘之家也、

此より下は、古人貴きを挾まずして、友に交ることをあぐ、これ上文三つの者の中に、尤人の禁じがたき所なればなり、孟獻子は、魯の賢大夫仲孫蔑、獻は、謚なり、

有友五人焉、樂正裘牧仲、其三人則予忘之矣、獻子之與此五人者友也、無獻子之家者也、

獻子此五人と友たるは、それ皆わが家の勢を、ありとも思はざる故に、これを取りてなり、然れば獻子自その勢をわすれたること、勿論なり、これその富貴を挾まずして、其徳を友とするなり、

此五人者、亦有獻子之家、則不與之友矣、

もし此五人も、亦世俗の如く、獻子が家をありとして、其利をはかる意あらば、獻子これを賤みこそはせめ、何ぞこれと共に友たらん、

非惟百乘之家爲然也、雖小國之君亦有之、

友に交るの道あるなり、

にして田地なき者と、庶人の分にして公役ある者とは、國の倉より、其祿を受るなり、

次國地方七十里、君十卿祿、卿祿三大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也、

次國は、即伯の國なり、三は、三倍なり、其君の田、二萬四千畝にして、二千一百六十人を食なふべし、蓋し諸侯の國、君と卿との祿は、厚きによりて、其國の大小にしたがひて、多少あり、大夫より以下は、其祿薄きによりて、次國小國も、皆これを減せず、

小國地方五十里、君十卿祿、卿祿二大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也、

小國は即、子男の國なり、二は即倍なり、其君の田、一萬六千畝にして、千四百四十人を食なふべし、

耕者之所獲、一夫百畝、百畝之糞、上農夫食九人、上次食八人、中食七人、中次食六人、下食五人、庶人在官者、其祿以是爲差、

凡そ農夫一家に、各田百畝をうけて耕作す、その力を用ることつとめて、糞をかくること多き者は その得る所のなりはひも亦多くして、九人を食なふべし、これを上農夫と云、其次の力を用ることひとしからず、よりて此五等あり、この故に庶人の官にある者にも、其役の繁きと簡かなるをはかりて、亦此五等を以て、其祿の差次とするなり、○此章の說、周禮王制と同じからず、今其故を考へがたし、これを闕んこと可なり

○萬章問曰、敢問友、

朋友に交る道をとふ、

孟子曰、不挾長、不挾貴、不挾兄

天子之制、地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子男五十里、凡四等、

此より下は、みな祿を列ぬるの制なり、此段は、即上文五等の爵につける、天子の畿內、諸侯の封地のしなを云、

不能五十里、不達於天子、附於諸侯曰附庸、

不達於天子とは、王朝に直參せざることを云、附庸と云に二說あり、一說に、庸は、城なり、大國のつけじろなり、一說に民を治る功を庸と云、其國の治功を、大國につけて、奏達するとなり、

天子之卿、受地視侯、大夫受地視伯、元士受地視子男、

王朝の臣、畿內にをいて、領地をうくること、四等の諸侯の如し、三公は卿と同く侯に比す、元士は上士なり、中下士は、蓋し附庸に比す、一說に、受地とは、百里七十里等を云にあらず、田地を受くることを云、侯の田三萬二千畝の類なり、

大國地方百里、君十卿祿、卿祿四大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也

大國は、即公侯の國なり、十は、十倍、四は、四倍、倍は一倍なり、庶人の官にあるとは、倉府文書等の役を以て、官祿をはむ者を云、凡そ庶人は、各百畝を耕して、自食なふ、よりて下士の祿をも、庶人の耕すに代るほど給す、而して下士の祿は、上農夫に比して、九人を食なふと、王制に見えたり、然るに徐氏の註に、下士の祿も、農夫の上中下の如き等ありと云こと、不審なり、下士の祿、百畝に比して、九人を食なふより、倍々してあぐれば、君の田三萬二千畝にして、二千八百八十八人を食なふべし、凡そ君より以下は、みな田地ありて、各その公田のなりはひを以て食祿とす、士の分

よりて、其行ふことも亦至れるとなり、三子は春夏秋冬の各一時に居るが如し、夫子は則太和元氣の四時に流行する者なり、

○北宮錡問曰、周室班爵祿也如之何、

北宮は姓、錡は名、衞人なり、

周室は、周家なり、爵位の高下にしたがひて、田祿の多少あり、これをつらぬる次第いかゞありしととふ、

孟子曰、其詳不可得聞也、

そのかみ周の禮制、すでにやぶれて、詳にきゝしることを得がたし、

諸侯惡其害己也、而皆去其籍、

籍とは、名數法度をしるす書なり、諸侯他國をとりあはせ、禮分を犯しこえ、周王の法制、わがする所に妨あることを惡みて、諸國みなその記錄をすてたり、これその詳ならざる故をとく、

然而軻也嘗聞其略也、

其詳なることは知らねども、かつて其略を學びきけりと、

天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同一位、凡五等也、

これ爵を列ぬるの制、天下の人君に通じて五等あり、等は次第のしなゝり、公侯伯子男を、すべて諸侯と云、公は、夏殷の後と、王朝の三公、出て封ぜらるゝ者なり、

君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等、

これ亦爵を列たるの制、各一國の内に施す所に六等あり、天子の公をいはざるは、蓋し卿上位なる歟、諸侯の上大夫は、即卿なり、舊説には、此段唯諸侯の國を以て云、

りさる丶故に、樂すでにをはる時に、則これを擊て、衆韻をしめおさむ、これ鐘磬二音、衆音の紀綱となりて、これを合せ成す大意をとく、㊟

金聲也者、始條理也、玉振之也者、終條理也、

これ上文を再釋す、條理とは、脈絡と云が如し、衆音の共に奏する中に、各そのすぢわかれくる所より、これを條理と云、中の之の字も、即亦これなり、蓋し金ならしてこれを始め、玉おさめてこれを終ふ、二つの者の間、脈絡貫通して、備らずと云ことなし、すべてこれ衆小を合せて、一大となす意を、詳にいへり、

始條理者、智之事也、終條理者、聖之事也、

上文をうけて云、條理を始むるの事は、これ孔子の智なり、條理を終ふるの事は、これ孔子の聖なりと、蓋し知行に先後あり、智は、萬理を知り得明にして、これをつくせる處、聖は、其理を行ひ得成して、これを全うする處なるによりて、かくの如くにかたどれり、これ即孔子の衆小德を合せて、一大德となせる實事なり、

智譬則巧也、聖譬則力也、

此より下は、又射の事を以て、智聖二字の義を發明す、智は、ゆみいる者の巧なるが如し、聖は、ゆみいる者の力あるが如し、

由射於百步之外也、其至爾力也、其中非爾力也、

爾とは、たゞ其と云義なり、百步の外に射る者、其矢のあづちまで至るは、其力にかゝれり、其矢の的にあたることは、これその巧にありて、力にあらざるなり、云意は、孔子は巧力共に全うして、聖智兼ね備はる、三子は、其力あまりあれども、其巧たらず、こゝを以て、清任和、各その一すぢは、聖に至れりといへども、其智は以て時中に及ぶにたらずとなり、〇此章云意は、三子の行、各その一偏をきはむれども、其始におほはるゝ所あるによりて、其終に缺る所あり、夫子の道の衆理をかね全うするは、其知ることの至るに

孟子曰、伯夷、聖之清者也、

此より下は、孟子四聖を評斷するの詞なり、聖とは、德の極處に至りて、思はず勉めずして、自然なるを云、而して伯夷の聖は、その淸き一すぢに、雜りなき操の極處に至りたる者なり、

伊尹、聖之任者也、

伊尹の聖は、天下の重きを、負ひ荷ひて、治道の善つくす志の極處に至る者なり、

柳下惠、聖之和者也、

下惠の聖は、その人と相和ぎて、ゆくとして異なる所なき德の、極處に至る者なり、

孔子、聖之時者也、

孔子は、其行ふ所、みな時の宜きに稱ひて、過不及あることなし、即これ時に中するの聖人なり、蓋し其德該ずと云所なく、備はらずと云所なし、上の三子に比すれば、三子の淸任和は、各ひとかたにして、彼此相かねず、亦その淸任和、みな過ぎたる所あり、正しけれども、いまだ必しも中ならず、孔子は淸任和もみなそなはりて、又みなその中正を失はず、よりて三子の如く、一德を以て名づけられざるなり、

孔子之謂集大成、

此より下は、音樂のことを借りて、孔子の德を形容す、成とは、樂の一段をはるを云、三子の德の如きは、金石絲竹の音の、各一成するが如し、これ小成なり、孔子は衆音の小成をかねて、一大成を集めなせる者なり、然れども夫子の道は、自然に大いにして、衆德をかね得たり、衆小を合せて、一大となせる者にあらず、たゞこれ三子の德をうけ來りて、とく故に、かくの如くかたどれり、

集大成也者、金聲而玉振之也、

此より下二段は、集大成の義を釋す、金とは、鐘を云、玉とは、磬を云、之の字は、衆音をさす、金玉二音を以て、衆音をならしおさむとなり、蓋し鐘の音は、はじめふるひ出る故に、樂おこらんとする時に、まづこれを撃て、衆音をならしのぶ、磬の音は、をはりしゞま

柳下惠不羞汙君、不辭小官、進不隱賢、必以其道、遺佚而不怨、阨窮而不憫、與鄉人處、由由然不忍去也、爾爲爾、我爲我、雖袒裼裸裎於我側、爾焉能浼我哉、故聞柳下惠之風者、鄙夫寬、薄夫敦、

不忍去とは、人ときはだてゝ、異にするに忍びざる意なり、鄙は、器量のせばきを云、薄は、情意のうすきを云、餘の義は前篇に見えたり、

孔子之去齊、接淅而行、

孔子齊にて晏嬰にさゝへられ、急に去らんとし玉ふ故に、飯かしぐをまたず、米あらひかけたる水を、手にうけしたみ、米をとらせて去り玉ふ、

去魯曰、遲遲吾行也、

これ孔子魯の司寇となり玉ふ時、魯の君臣、齊の女樂をうけて、朝政にをこたりしかば、子路はやく去り玉へといひけるに、答へ玉ふ詞なり、遲々して、ゆるやかに去らんとなり、

去父母國之道也、

これ孟子遲々として去るの意を釋せり、父母の國とは、わが生國を云、生國には、忠厚を致すべき道あるによりて、その去ることを遲々して、君の惡をあらはせじとの意なるとぞ、

可以速而速、可以久而久、可以處而處、可以仕而仕、孔子也、

これ上二端の事迹をうけて、ひろく云、速なるは、去ることの急なるぞ、淅をうけて去るの類、久きも、去ることのゆるきぞ、遲々として去るの類、或は止り處り仕へず、或はすゝみ出て仕ふ、みな時にしたがひて各その宜きにかなへり、久速仕止を以て孔子を云は、上三子の進退をうけてなり、孔子也の三字、三子の及ばざることを云意あり、

横とは、ほしいまゝにして、法度にしたがはざる義なり、止るとは、すむ義なり、横政の出る朝廷、横民のすむ郷里には、しばしも身を置にたへずして去るなり、

蓋し横はいまだ亂ならざれども、亦これに居ず、

思與郷人處、如以朝衣朝冠坐於塗炭也、

義前篇に見えたり、郷人はいまだ横ならざれども、亦これと共にせず、

當紂之時、居北海之濱、以待天下之清也、

これすべて、上文の意を證す、義は前篇に見えたり、

故聞伯夷之風者、頑夫廉、懦夫有立志、

風は、流風餘韻と云が如し、頑は、かたくなし、無知なる貌なり、廉は、いさぎよし、善惡のわけ、きはどきを云、懦は、柔弱なり、遠き後の世までも、伯夷の風をきく者は、頑鈍にして、恥しらざる者も、廉潔になり、懦弱にして志よはき者も、をし立ることあるなり、

伊尹曰、何事非君、何事非民、

事つるべき義あれば、君をえらばずして事へ、使ふべき義あれば、民をえらばずして使ふ、皆これを善に化せんと思ふ志あり、

治亦進、亂亦進、

出て仕へられざる時なしとぞ、其意上に同じ、

曰、天之生斯民也、使先知覺後知、使先覺覺後覺、予天民之先覺者也、予將以此道覺此民也、思天下之民、匹夫匹婦、有不與被堯舜之澤者、若己推而內之溝中、其自任以天下之重也、

義上篇に見えたり、

こと分明なり、

自鬻以成其君、郷黨自好者不爲、而謂賢者爲之乎、

自好ずとは、自其身を愛して、名をおしむ者を云、自うりて身をけがし、其君の功業を成さんと求むることは、郷黨の常人、ひとり其身を愛する者すら、これをせぬことなるをば、賢者として、これをしつるといはるべきか、必此事なかるべしとなり、○范氏おもへらく、古の聖賢、いまだ其君を得ざる時は、其身貧窮なる故に、鄙賤の事をするを以て、恥とせず、百里奚たゞ人のために牛を養ふことは、あやしむにたらず、然れども賢者は人君敬を致し、禮をつくさゞれば、出てあふことをだもせず、豈まづ自汚して、以て其君に求むることあらんや、伊尹百里奚が事は、聖賢出處の大節なり、この故に孟子これを辨ぜざることを得ず、梁無知おもへらく、以上の數章は、經書の中にありて史錄の如し、それ堯舜禹のことを辨ぜざれば、後世位をむばひ、君を弑すの禍をひらく、をそれあり、伊尹孔子百里奚のことを辨ぜざれば、後世身を汚して、利祿を求るの羞をなす、憂あり、よりて孟子つとめてこれを辨ず、みな名敎に功ある處なり、

萬章章句下、

孟子曰、伯夷目不視惡色、耳不聽惡聲、

惡とは、正しからざる義なり、凡そ聲色をのづから惡き者あり、又視聽の欲によりて、惡くなる者あり、不視不聽とは、耳目にふれざるなり、

非其君不事、非其民不使、

義前篇に見えたり、

治則進、亂則退、

世治まりて然して後に、進み出て仕へ、わづかに亂るる時は、則退いてかくる、

横政之所出、横民之所止不忍居也、

屈の地に生じたる良馬二乘を、虞にまひなひて、道をからんとこふ、其實は、虞をあはせてとらんための謀なり、

宮之奇諫、百里奚不諫、

宮之奇も、虞の賢臣なり、晉の謀を察して、虞の君にそのこふ所を、ゆるすことなかれといさむ、百里奚はその諫めても、やめらるまじきを知る故に、いさめずして、國をたちのく、さて虞はついに晉にほろぼされたり、

知虞公之不可諫、而去之秦、年已七十矣、曾不知以食牛干秦穆公之爲汙也、可謂智乎、

百里奚虞公のいさめらるまじきを知て、虞を去て秦にゆく時、年已に七十なれば、世事を歷ること多くして、其智必熟すべし、然るにかつて其身をうり、人の牛かひとなりて、秦君に仕へをもとむるが、身のけがれなることを知らずば、智者と云べけんやと、

不可諫而不諫、可謂不智乎、知虞公之將亡、而先去之、不可謂不智也、時擧於秦、知穆公之可與有行也而相之、可謂不智乎、

云意はもし不智なる故に、其身を汚すことを知らずとせば、その虞公のいさめらるまじきを、見さだめてこれを諫めず、其まさに亡びんとするきざしを、はやく見つけて、まづ國を去て、其禍をふまず、時に秦にあげ用ひられ、穆公の共に事を行ひて、其功を成すべきを見とりて、これに相たり、此等の事、みなこれを不智と云べけんや、

相秦而顯其君於天下、可傳於後世、不賢而能之乎、

すでに秦に相として、其君の覇業を成して、以てこれを天下に榮顯ならしめ、又その威靈を後數世にうけつたふべからしむ、それ不賢にしてこれを能せんや、然れば百里奚、唯明智あるのみならずして、賢才ある

へて、近き臣の心術を察するには、其家に、わが主人となりてをく所の、遠來の士のよしあしを以て、これを見るなり、

觀遠臣以其所主、

遠臣とは、即他國より來りて、其國につかへんとする者を云、又遠來の士の人となりをはかるには、その主として、居る所の、近臣のよしあしを以て、これを見るなり、

若孔子主癰疽與侍人瘠環、何以爲孔子、

孔子は遠臣なり、もしその居る所の國にをいて、主とする所をえらばずば、何を以てか孔子たらんと、必其事のなかるべきことを決せり、

○萬章問曰、或曰、百里奚自鬻於秦養牲者、五羊之皮、食牛以要秦穆公、信乎、

百里奚は、虞の賢臣なり、虞を去て秦にゆき、牛羊家のいけ牲を養ふ者に、身をうりて、羊の皮五枚を代りにとり、身はそのため牛かひとなりて、かの羊皮を用につかひ、時の君穆公にとりよりて、仕官を求め得たりと云説あり、萬章これをあげて問ふ、此説まことに然りやと、

孟子曰、否、不然、好事者爲之也、

句義上章の如し、亦これ戰國の士の造言なり、

百里奚、虞人也、

そのかみ百里奚がこと、つぶさにつたはらず、此より下に、孟子其ほゞしれる事跡によりて、その明智賢才あることを論辨して、必その身をけがして、君を求ることのなかるべきことを明せり、

晉人以垂棘之璧、與屈產之乘、假道於虞以伐虢、

垂棘と屈とは、地の名、璧は、まろき玉、乘は、馬四疋なり、晉より虢の國をうちとらんとして、虞の國その間にへだゝれり、この故に、垂棘より出たる美玉と、

曰有命、
凡そ孔子平生の仕宦、いですゝむには難くして、辭讓の禮を以てし、やめしりぞくには易くして、決斷の義を以てす、そのこれを得ると、得ざるとは、天にまかせて、みな命ありとの玉へり、

而主癰疽與侍人瘠環、是無義無命也、
此義の字は、禮の字を兼たり、孔子もし癰疽瘠環やうの者を主として、爵祿を得るたよりとせば、進退の禮義もなく、天命をまつ志もなし、孔子なんぞかくの如くならんと、衞にをいて其主をえらぶこと、かくの如くなれば、その齊にをけるも、亦知ぬべし、

孔子不悅於魯衞、
孔子かつて魯衞二國に居玉ふことを、樂しまず、これ魯の司寇となり居玉ふを、齊より女樂をゝくりて、これをへだてしかば、魯を去りて衞にゆき、一ヶ月あまりして、又衞を去て、宋にゆき玉ふ時のことなり、

遭宋桓司馬將要而殺之、
桓司馬は、司馬桓魋なり、要てとは、路をさへぎりてなり、孔子にうらみありて、これを殺さんとす、

微服而過宋、
微服とは、微賤の者の衣服なり、衣服をかへて、ひそかに宋をすぎ去り、陳にゆき玉ふ、

是時孔子當阨、主司城貞子爲陳侯周臣、
阨は、くるしむ、患難の義なり、司城貞子は、宋の賢大夫、司城は、官の名、貞は、諡なり、此時宋を去り、陳の君名を周と云につかへて臣たり、孔子陳にをいて、此人を主とす、孟子又これをひきて、孔子患難の時にても、なを主とする所をえらび玉へば、況や齊衞無事の時にをいて、いよ〳〵これをえらばずば あるべからざることを示せり、

吾聞觀近臣以其所爲主、
君子小人、各その類に從ふ、この故に、人君すでに事

名夏桀が宮殿こゝにあるを以て、牧宮と云、これ云意は天、桀が無道を誅して、牧宮よりせめはじむ、われは亳より、その事はじめをしたりと、孟子これを引て、伊尹の湯をたすけて、夏をうち、民を救へることを證す、

○萬章問曰、或謂孔子於衛主癰疽、於齊主侍人瘠環、有諸乎、

主とすとは、われ其家に客となりて、これを主人とすることを云、癰疽は、瘡を療する醫なり、侍人は、奄人なり、勢をきりて、宮中につかはるゝ者を云、瘠環は、其姓名みな君にちかづきなるゝ賤人なり、

孟子曰、否、不然也、好事者爲之也、

好事者とは、このんで說つくり、事をしいだす者を云、蓋し戰國の時、みだりに身を人によする者の、つくり出だせる語なるべし、

於衛主顏讎由、

史記には顏濁鄒に作る、衛の賢大夫、子路の妻の兄なり、

彌子之妻、與子路之妻兄弟也、

彌子は、即彌子瑕、時の君靈公に、愛幸せらる、子路のあひむこなり、

彌子謂子路曰、孔子主我、衛卿可得也、

時に子路孔子に從ひて、衛にありしを以て、彌子子路につげて云く、孔子もし我を主とせられば、衛に卿たることを得らるべしと、

子路以告、孔子曰、有命、

云意は、衛の卿を得んも、得まじきも、天命と云者あり、人をたのみて、必しも得べきことにあらずと、蓋し孔子の衛に入り玉ふは、道を行はんがためにして、爵祿を求るがためにあらず、されども聖人の詞ゆるやかにて、かくの如くの玉へるなり、

孔子進以禮、退以義、得之不得、

伊尹天下の政の重きを、ひとり自任ずること、かくの如しと、自任ずとは、わが荷として、うけもつ義なり、

故就湯而說之、以伐夏救民、

時に夏の桀無道にして、天下の民、その暴虐にたへず、この故に伊尹湯につき從ひ、夏をうちほろぼして、一世の民を救はんことを、ときいれてすゝめたり、

吾未聞枉己而正人者也、況辱己以正天下者乎、

われいまだ己に枉れる所ありて、よく人の枉れるを正す者あることをきかず、況や己が身を辱めて、よく天下の人を正す者あらんや、辱めは、枉ぐるより重し、天下とは、人をつくして云なり、これ云意は、伊尹もし割烹を以て、湯にもとめ、入らば、これ己を辱ること甚し、何ぞよく天下の人を、正すことを得んや、或人の說、伊尹を誣ゐたることと明けしと、

聖人之行不同也、或遠或近、或去或不去、歸潔其身而已矣、

聖人の制行、時の宜きにかなひて、必しも同じからず、或はかくれて世に遠く、或は仕へて君に近く、或は君を辭して去り、或は留りて去らず、かくの如く、うらちがひに異なることありといへども、畢竟のおもむく所は、其身を潔くするにあるのみなり、なんぞ伊尹ひとり自汚すことあらんやと、

吾聞其以堯舜之道要湯、未聞以割烹也、

其とは、伊尹をさす、凡そ得る所あるは、必これを求るによりてなり、堯舜の道伊尹の身にあるを以て、湯の聘をのづから來れり、これその堯舜の道、これを求る者となりて得たるなり、よりて云く、われ伊尹の湯にあふことは、堯舜の道を以て、これを求めたりと云ことはきけり、割烹を以て求めたりと云ことは、いまだこれをきかずと、

伊訓曰、天誅造攻自牧宮、朕載自亳、

伊訓は、商書の篇の名、これ伊尹の詞なり、牧は、地の

古道をほめしたはんよりは、今まのあたり、その行はる〻を見るにしかんや、

天之生此民也、使先知覺後知、使先覺覺後覺也、

此より下も、亦伊尹自その志をのぶるの言なり、民とは、すべて人を云、知とは、其事の當然を知るなり、覺とは、其理の然る所以をさとるなり、覺すとは、ねいりたる者を、よびかけて、目をさまさしむるが如し、それ天この人民を生ずること、みな其心に知覺そなはれりといへども、その事理を知覺するには、先後の差別あり、その先知覺する者、後に知覺する者を、さとすべきことと、天理の當然にして、天の命ずる所なり、故に、天これをせしむと云なり、

予天民之先覺者也、

われはこれ天の生ずる人民の中にをいて、人道をつくし得て、先覺る者なりと、此先覺は、先知をかねていへり、

予將以斯道覺斯民也、

われすでに先覺なれば、今世に出て、この人道を以て一時の人を覺さんずるとなり、

非予覺之而誰也、

今の世にをいて、われこれを覺すにあらずば、外に誰かあらん、然ればわれ此責を任せざることを得ずと、

思天下之民、匹夫匹婦有不被堯舜之澤者、若己推而內之溝中、

これ孟子伊尹の言について、其心のおもはくを、推しはかりていへり、匹夫匹婦は、夫婦さしむかひて一匹の布を二人きる、小民を云、伊尹の志その君を堯舜となして、民間の末まで、その恩澤を被らずと云者なからしめんとす、もし一人の小民にても、其澤を被らざる者あれば、われ自これを溝の內へ、をしいれたるが如しと思へり、

其自任以天下之重如此、

上段の意をうけ、上文に通じて、これをすべて云く、

湯使人以幣聘之、

幣は、禮の物なり、湯伊尹の才徳をきゝ及び、使者をつかはし、禮幣を以て、これをめさしむ、

囂囂然曰、我何以湯之聘幣爲哉、

囂々とは、無欲自得にして、外をねがはざる貌なり、伊尹湯の聘をうけずして云く、われ湯の聘幣を以て、何にせんぞやと、

我豈若處畎畝之中、由是以樂堯舜之道哉、

今世に出て、外のつとめに勞せんよりは、かくれてしづかに居り、これによりて、ひとり古道をたのしむにしかんやと、

湯三使往聘之、

そのかみ伊尹もし出れば、そこばくの大事を、行ひ出すべきによりて、時の勢をはかり、君の志をはかり、己が力をはかりて、たやすくめしに應ぜず、聘使三度に及べり、

既而幡然改曰、與我處畎畝之中、由是以樂堯舜之道、吾豈若使是君爲堯舜之君哉、吾豈若使是民爲堯舜之民哉、吾豈若於吾身親見之哉、

幡然とは、かはりうごく貌なり、湯の聘使すでに三度に及ぶ時は、その徳を尊び、道を樂んで、共にすることあるべき君なること知られたり、然れば此機會に乘じて、出て其道を行ひひろめ、君を成し、民を安んずるは、公道なり、こゝにをいても、なをその勤勞をはゞかりて、ひとり其道を樂まんとするは、私意なり、よりて幡然として、初の心をひるがへし、これを改めて云く、われ農にかくれ、これによりて、ひとり堯舜の道を樂まんよりは、出て其道を以て君を堯舜の君となし、民を堯舜の民となすにしかんや、われたゞに

○萬章問曰、人有レ言、伊尹以ニ割ー烹ー要レ湯、有レ諸、

割は、きる、烹は、にるなり、肉をきりさき、にとゝのへて、味つくることを云、或人の云所、伊尹道を行ひて、君をおこさんと求れども、其よるべなし、こゝに成湯の妃有莘氏の嫁に従ひて、湯の家に入り、調味のことを以て、湯にとり入り、ついに湯をたすけて、王道に致せりと、これ戰國の時、功利を事とするの士、諸侯に求るちかみちをせんために、此説をつくりて、口にしけるなり、

孟子曰、否、不レ然、

義上章に同じ、

伊尹耕ニ於有莘之野ー、而樂ニ堯舜ー之道ー焉、

莘は、國の名、有は、つけ字なり、堯舜の道を樂むとは其詩を誦へ、其書を讀みて、その道德をよろこびしたひ、このみたのしむなり、然れば伊尹はもと有莘の處士、聖道を樂んで、身を終んとする者なり、

非ニ其義ー也、非ニ其道ー也、祿レ之以ニ天ー下ー弗レ顧也、繫ー馬千ー駟弗レ視也、

義とは、一事につきて云、道とは、大綱を以て云、繫馬は、つなぎ馬、千駟は、千乘の馬四千疋なり、其うくべき道義にあらざれば、たとひ天下を以て、祿にあたへんといへども、これをかへりみず、千乘の富をも、目にかけぬなり、

非ニ其義ー也、非ニ其道ー也、一介不レ以與レ人、一介不ニ以取ニ諸人ー、

介は、艸芥の芥と同じ、小草なり、唯大いなることに、其節を守るのみならず、小さなることをも、道義にあらざれば、一芥をも人に與へず、亦人に取りもせず、蓋し辭受に大をいひ、取與に小を云は、互にいへるなり、大小いづれにもあり、此一段は、伊尹の志操、辭受取與の間にをいて、大となく細となく、もっぱら道義を以てして、いさゝか苟くもせざることをいへり、

たゝず、太丁の子太甲、年やゝ長じたる故に、これを立つと、

太甲顚覆湯之典刑、

顚は、たをす、覆はくつがへすなり、典は常、刑は、法なり、太甲ほしいまゝにして、伊尹の訓にしたがはず、湯のたてをき玉ふ常法を、やぶりみだれり、

伊尹放之於桐、

桐は、地の名、湯の墓處なり、伊尹太甲を先君の墓のほとりにをきて、それをしてをそれつゝしみて、性行をあらためしむるなり、

三年太甲悔過、自怨自艾、於桐

處仁遷義、

三年は、太甲湯につぐなれば、喪の内のことなり、三年の間に、太甲前の過を悔ひて、自心に怨み、身をおさめて、桐に居る内より、伊尹の仁義の訓にしたがひて自仁にをり、義にうつれり、處仁遷義は、即自怨自艾るの事實なり、

三年以聽伊尹之訓己也、復歸于亳、

此三年は、太甲即位の三年を云、即亦これ桐に居る三年なり、聽も從ふ義なり、復歸とは、桐よりひき復して、亳に歸れるなり、亳は、湯の都なり、

周公之不有天下、猶益之於夏、伊尹之於殷也、

此又周公天下をたもたざるの意なり、

孔子曰、唐虞禪、夏后殷周繼、其義一也、

唐虞は、堯舜天下をたもつの國號なり、夏に后と云義前に見えたり、蓋しその或はゆづり、或はつぐ、みな天の命ずるまゝにしたがふ、聖人豈その間に私意をいれんや、この故に云く、其義一なりと、孟子これを引て、上文をすべむすぶ、以上くりかへして、二帝三王の讓位繼世のことをとくは、すべて益の天下をたもたざる故を、明さんがためなり、

をのづから至れる者は、これ天の命ずる所なり、蓋し自然の理のまゝにてある所より、これを天と云、それを人のうくる所より、これを命と云、其實は一なり、

匹夫而有天下者、德必若舜禹、而又有天子薦之者、故仲尼不有天下、

此より下二段は、其德天下をたもつに足るといへども、これを得ざる例をあげて、禹の子につたへ益の天下をたもたざる故を明す、これ云意は、孔子の德、堯舜にをとれる所なけれども、時の天子、これを天にすゝめられざる故に、天下をたもち玉はずと、然れども夫子の王たらざるは、天にすゝむる者なきのみにあらず、これは唯その一端をあげて云、

繼世而有天下、天之所廢、必若桀紂者也、故益伊尹周公不有天下、

これ又一例をあぐ、蓋し世をつぎて天下をたもつ君は、その先祖民に大功德ありし餘慶あるによりて、もし其末に、必桀紂が如き大惡の君ある時は、これをすてゝ、天下を他姓にあたふ、夏禹の子啓、商湯の孫、太甲、周武の子成王は、其德伯益伊尹周公に及ばずといへども、亦よく先業をつぎ守る故に、天なをこれをすてず、よりて伯益伊尹周公は、舜禹の德に及ぶべけれども、天下をたもたざるなり、伊周の天下をたもたざるは、嗣王の惡からざるのみにあらず、亦これ一端をあぐるなり、

伊尹相湯、以王於天下、

此より下は、又伊尹の天下をたもたざる故をとく、伊尹湯をたすけて、王業を成せり、

湯崩、大丁未立、

湯の太子太丁、いまだ位に即ずして死せり、

外丙二年、仲壬四年、

外丙仲壬は、みな太丁の弟なり、在位の年、ともに久しからずして死す、一說に、古人は歳を年とも云、湯崩ぜし時、外丙二歳、仲壬四歳、みな幼少にして、位に

於箕山之陰、
禹の子は、啓なり、箕山の北も、嵩山の下の深谷なり、
朝覲訟獄者、不之益而之啓、曰
吾君之子也、
禹の徳をしたひて、其子に歸する詞なり、
謳歌者、不謳歌益而謳歌啓、曰
吾君之子也、
句義亦同前、
丹朱之不肖、舜之子亦不肖、舜
之相堯、禹之相舜也、歷年多、施
澤於民久、
舜の相たること二十八年、禹の相たること、十七年にして、年を歴ること多し、よりて其恩澤の、民に施し及ぶこと久し、
啓賢能敬、承繼禹之道、
啓賢にして、丹朱商均が如くならぬぞ、よく身を敬するは、即その賢なる處、これによりて、よく禹の道を承け繼ぐ、
益之相禹也、歷年少、施澤於民
未久、
益の相たること、纔に七年なり、
舜禹益相去久遠、其子之賢不
肖、皆天也、非人之所能爲也、
これ上四段をすべて云、相去、久遠とは、その相たるの歷年、相去の間、久く遠きなり、以上はその賢に傳ると、子に傳ると、皆天にして、人にあらざる故を、詳にとけり、
莫之爲而爲者、天也、莫之致而
至者、命也、
これ又上文をうけて、その道理を明す、凡そ人の作爲をめぐらさずして、をのづから爲り來ることは、これ天の爲る所なり、得失禍福の類、人まねき致さずして

位に即き玉はゞ、なをむばひとれるに疑はしき所ありて、天の與る意、明かならぬなり、

大誓曰、天視自我民視、天聽自我民聽、此之謂也、

天には耳目なき故に、その視聽くこと、たゞ人民の視聽くにしたがふとは、舜の如くなることをいへりと、これ天下の民舜に歸するを以て、天下は天の與る所なりと、分明に知られたることを示せり、

○萬章問曰、人有言、至於禹而德衰、不傳於賢而傳於子、有諸、

ある人云ことあり、堯舜は德さかんなるによりて、皆よく天下を賢者にゆづる、禹に至りて其德おとろへたる故に、賢に傳ふることあたはずして、子に傳へりと云、此事ありしやと、

孟子曰、否、不然也、

否とは、ある人の言非なりとぞ、不然とは、禹の事、德の衰たるにあらずと、

天與賢則與賢、天與子則與子、

賢に與るも子に與るも、みな天のする所にして、人のしわざにあらずと、其義は下に見えたり、

昔者舜薦禹於天十有七年、

天に薦るの義、上章に同じ、而して禹の宰相たる間、十七年なり、

舜崩、三年之喪畢、禹避舜之子於陽城、

舜の子は、商均なり、陽城は、嵩山の下、谷深くして、かくるべき處、句義は上章に同じ、

天下之民從之、若堯崩之後、不從堯之子而從舜也、

舜の事、十章にみえたり、

禹薦益於天七年、

益は、伯益、亦堯舜以來の賢臣なり、

禹崩、三年之喪畢、益避禹之子

主り、事を主るにつきて、これを見るのみにあらず、堯いませる内に、舜宰相として、民其恩をかうぶり、其德になづけることの久きこと、二十八年を歷たり、これ人の能するわざにあらず、天のする所なり、

堯崩、三年之喪畢、舜避堯之子於南河之南、

堯崩じて三年の喪の內は、天下の政なを宰相にうくるを以て、舜そのまゝに攝政し玉ふ、喪をはりて後に、政を堯の子丹朱にかへして、これに遠ざかり居玉へり、其時の都は冀州にして、黃河其南にあるを以て南河と云、又其南は豫州の地なり、

天下諸侯朝覲者、不之堯之子而之舜、

朝覲とは、諸侯天子にまみえるの稱なり、此時天下の諸侯、丹朱に朝參せずして、舜に朝參す、

訟獄者、不之堯之子而之舜、

訟獄とは、獄いまだ決せずして、又訟るを云、その裁許を丹朱にもとめずして、舜にたゞす、

謳歌者、不謳歌堯之子而謳歌舜、

謳歌とは、其德を稱して、うたふなり、句義は上に同じ、

故曰天也、

上文をすべて云く、この故に、舜の天下をたもてるは天の與る所にして、人のしわざにあらずと云なりと、

夫然後之中國、踐天子位焉、

中國とは、帝都のある國を云、舜帝位に避り居玉へども、天下みな慕ひて、歸服する故に、やむことを得ず、都に入りて、踐祚し玉へり、

而居堯之宮、逼堯之子、是簒也、非天與也、

舜もし一まづ丹朱にさかり、民の向背を見玉はずして、たゞちに堯の宮殿にをり、丹朱にをしせまりて、

れを合せ云、

故曰天不言、以行與事示之而已矣、

天ものいはずして、舜に天下を與へんの意を、その行と事とを以て示すとは、天も民も皆舜のする所を、納受しつるを以て、この故にかくの如くいへりと、

曰、敢問薦之於天、而天受之、暴之於民、而民受之、如何、

此事いまだ明ならざるによりて又とふ、

曰、使之主祭而百神享之、是天受之、

享之とは、神その祭に奉する所を、きこしめす義なり、堯舜をして天地山川の祭を主らしめ玉ふに、陰陽和ぎ、風雨時あり、雨を祈りて雨を得、晴を祈りて晴を得るの類、これ百神その祭を享る驗なれば、即これ天の受る處なり、

使之主事、而事治、百姓安之、是民受之也、

又舜をして百官諸職の事を主らしめ玉ふに、事みな治まりとゝのひて、天下の百姓、これに安んぜずと云ことなし、即これ民受る處なり、

天與之、人與之、故曰天子不能以天下與人、

天の受るは、即これ天の天下を與る處、民の受るは、即これ人の天下を與る處、かくの如くならざれば、天下をたもつことを得ず、この故に云く、天子一己の私を以て、天下を人に與るあたはずと、蓋し天人一理なり、人の受るも、亦これ天の受る處、人の與るは、即これ天の與る處、天と人とを並べ云といへども、すべてみな天に歸するなり、

舜相堯二十有八載、非人之所能爲也、天也、

又上文をうけて云く、天の天下を舜に與る所、唯祭を

曰、天與之、

孟子こたふ、

天與之者、諄諄然命之乎、

萬章又とふ、諄々とは、詳に告る貌なり、天より舜に諄々と命じて、與へられつるかと、

曰、否、天不言、以行與事示之而已矣、

天より諄々の命あるにあらず、天ものいはざれば、何ぞ言を以てこれに命せん、唯舜の行迹と政事とを以て、これに天下を與ふる意を示すのみぞと、

曰、以行與事示之者如之何、

天の示す所いかやうのことぞと、

曰、天子能薦人於天、不能使天與之天下、

凡そ天下の人の所爲、みな天命をうけてつとむる職事なり、天子もし天下をゆづらんと思ふ人あれば、則まづこれに重職を任じて、天をしてこれを試みせしむ、人臣賢才を君にすゝめあぐるが如くなる故に、これを天にすゝむと云、天子よくかくの如くはすれども、天をして必此人に天下を與へしむることあたはず、

諸侯能薦人於天子、不能使天子與之諸侯、大夫能薦人於諸侯、不能使諸侯與之大夫、

諸侯を與ふとは、その封地を以て云、大夫を與ふとはその爵祿を以て云、句義はみな上に同じ、此段は唯これ上段の例にとるばかりにて、其意かろし、

昔者堯薦舜於天、而天受之、暴之於民、而民受之、

これ皆堯の舜を以て攝政せしめ玉へる時のことなり、受くとは、心にかなひて、受け、納ることを云、民に暴すとは、重職を任して、萬民の上にをくとを云、蓋し民の受る所も、即亦天の受るに歸するを以て、こ

養ふの至りなり、以上舜天子となりて、天下を以て、其父を養ひ玉ふは孝行の至極なることをいひて、必これを臣とする理のなきことを示す、

詩曰、永言孝思、孝思維則、此之謂也、

詩は、大雅下武の篇の詞なり、云意は、人よく孝行の思ひを、永く念ひてわすれざれば、天下の人の法則となるとぞ、蓋し舜側微の時より、孝行をつくして、天下を以て養ふに至り玉へるを以て、天下人みなこれを法として、各隨分の孝を致せり、よりて此詩を引て舜の孝を賛美す、詩の云所は、かくの如きの孝を云なりと、

書曰、祗載見瞽瞍、夔夔齊栗、瞽瞍亦允若、是爲父不得而子也、

書は、虞書大禹謨の篇の詞、夔々齊栗はつゝしみをそるゝ貌なり、云意は、舜つねに子たる事をつゝしみをそれ、瞽瞍にまみえて奉養し玉ふによりて、瞽瞍も亦其孝誠を信じて、ついに其志相順へりとぞ、孟子これを引て云く、子は其父の思ふまゝなる者なれども、瞽瞍その惡を以て舜に及ぼすことあたはずして、其子の德に化せらる、かくの如くなるをば、父も得て子を子とせずと云なり、かの語つくれる者のとる所の意にはあらずとなり、君も得て臣とせざることをいはざるは、蓋し堯その惡を以て、舜に及ぼすことを得ずといひがたければなるべし、

○萬章曰、堯以天下與舜、有諸、

聖人非常の所爲なるを以てとふ、

孟子曰、否、

堯己が心のまゝに、舜に與へたるにあらずと、

天子不能以天下與人、

それ天下は、天と人との公の者なる故に、天子は天下の主なりといへども、一人の私を以て、人に與ることあたはず、

然則舜有天下也、孰與之、

萬章とふ、

るゝは、いかにぞと、怨みたる意なり、

故說詩者、不以文害辭、不以辭害志、以意逆志、是爲得之、

これ凡そ詩をよみて、其意をとくの法を示す、文は、文字なり、凡そ詩をとくの法、一字の義を以て、一句の辭を害せず、一句の辭を以て、その辭を立る志を害せず、たゞ己が意をむなしうして、作者の志をまちむかへ、少もしゐることなくして、をのづからうつしとる、かくの如くなるをば、其法を得たる者とするなり、

如以辭而已矣、雲漢之詩曰、周餘黎民、靡有孑遺、信斯言也、是周無遺民也、

雲漢は、大雅の篇の名、周餘とは、餘は後と云義なり、幽王大亂の後をさす、孑とは、ひとり立つ貌、遺は、もれのこりたる義なり、詩の本意は、周の亂後の民、又旱の災にあひて、死亡多く、孑然として、ひとり、のこれる者もなしとぞ、孟子云意は、もし詩の詞にかゝはりて、雲漢の詩に云ことなどを、まことにそのいへるが如くなりとせば、周人みな死して、人だねの遺りたるもなきなり、唯意を以て、これをむかへとらば、作者の志、時の旱災を憂ること深きにありて、實に周には、遺民なしと云にあらざることを知べしとなり、

孝子之至、莫大乎尊親、

孝子の親を奉養する至極は、親を尊くするより、大いなることなし、

尊親之至、莫大乎以天下養、

親を尊ぶの至りは、又天下の富貴を以て奉養するより、大なることなし、

爲天子父、尊之至也、

舜すでに天子となり玉へば、瞽瞍天子の父とあがめらる、これ親を尊ぶの至りなり、

以天下養、養之至也、

舜又瞽瞍を天子の富貴を以て奉養し玉ふ、これ親を

天に二つの日なきによりて天下の民にふたりの王なしと、

舜既爲天子矣、又帥天下諸侯、以爲堯三年喪、是二天子矣、

もし舜堯いませる時に、すでに天子となり玉ひて、又堯崩じ玉ふ時に、天下の諸侯をひきゐて、天子に三年の喪を、堯のためにし玉はゞ、これ天下にふたりの天子あるなりと、上には其事のなきことをとき、此二段には、又必其理なきことをいへり、

咸丘蒙曰、舜之不臣堯、則吾既得聞命矣、詩云、普天之下莫非王土、

小雅北山の篇の詞なり、普は、あまねきぞ、天が下をあまねくして、王の土地にあらずと云處なし、

率土之濱、莫非王臣、

率は、めぐる義なり、天下みな王土なる故に、國土をめぐる、四海の濱の内にすむ人は亦みな王の臣ならずと云者なし、

而舜既爲天子矣、敢問瞽瞍之非臣如何、

舜すでに天子となり玉ふ後は、天下の人みな其臣なるべきに、瞽瞍ひとりは、臣にあらざることいかにと、

曰、是詩也、非是之謂也、

咸丘蒙がとる所の意を云にあらずと、

勞於王事、而不得養父母也、

これ周の衰世に、臣民王の役使の事しげきに、くるしむ者、その父母を奉養することあたはざるをなげきて、作れる詩なり、

曰、此莫非王事、我獨賢勞也、

曰くとは、詩人にかはりて云詞なり、此役使、王事にあらずと云ことなき上は、天下みな王臣なるほどに、我人共にひとしくつとむべきことを、時の大夫かたおちにて、我のみひとり賢才ありとして、さしつかは

孔子曰、於斯時也、天下殆哉岌岌乎、

岌々とは、安からざる貌なり、孔子上文の事をば、なげきての玉はく、此時に君臣父子の人倫、そむきみだれて、天下の危きこと岌々たりと、

不識此語誠然乎哉、

此語にいへること、實にかくありしやと、

孟子曰、否、

かくの如くならずと、

此非君子之言、齊東野人之語也、

これ道理事實を知れる、君子の言にあらず、齊國の東鄙の者などの語なるべしと、蓋し咸丘蒙は齊人なる故に、其國の野人に、きゝつることならんと、いへるなり、

堯老而舜攝也、

堯いませる內は、舜いまだ帝位に即き玉はず、堯老てつとめにうみ玉ふ故に、舜攝政し玉へるばかりなり、

堯典曰、二十有八載、放勳乃徂落、

此より下は、書を引て、上文の事を證す、堯典は、虞書の篇の名、此語、今舜典にあり、昔は二典一つなりつると見えたり、載は年なり、放勳は、堯の號、徂は、のぼる、落は、くだるなり、人死する時、魂のぼり、魄くだる故に、古は死を稱して徂落と云、舜攝政二十八年にして、堯崩じ玉へり、

百姓如喪考妣三年、四海遏密八音、

考は、父、妣は、母なり、遏は、とゞむ、密は、しづかなり、八音は、金石絲竹匏土革木の樂器の音なり、天下の百姓も、堯の德を思ひて、父母のためにする如く、みな三年の喪をとり、四海の內、みな音樂をやめしづめたり、

孔子曰、天無二日、民無二王、

雖然欲常常而見之、故源源而來、

源々とは、水の流れて相つゞく意なり、云意は、有庳の民を愛するがために、象を處置すること、かくの如くなりといへども、唯これのみにあらず、常々象にあひ見まほしくおぼしめす故に、それをしていとまあらしめ、源々とうちつゞき來て、朝覲せしめ玉へるなり、

不及貢、以政接于有庳、此之謂也、

これは古語なり、接すと云も、あふことなり、云意は、諸侯の天子へ貢をそなふる、定式の期に及ばずして、おり〳〵その國政をきこしめさんとありて、有庳の君にあひ玉ふとぞ、孟子これを引て、源々として來るの意を證し、又舜の親愛の心、やむ時なきことをしめせり○呉氏の云く、聖人は公義を以て私恩をすてず、私恩を以て公義を害せず、舜の象にをけるは、仁の至り、義のつくせるなり、

○咸丘蒙問曰、語云、盛德之士、君不得而臣、父不得而子、

咸丘蒙は、孟子の弟子、語は、古語なり、盛德の士と云三句は、語をつくる者、舜をそしらんために、又古語を引て、わが語の發端とす、云意は、德の盛なる人は、君父といへども、其德にをされて、これを臣子とすることを得ず、反て君父の如く尊ぶとなり、此語の本意は、孟子の此章の末にいへるが如くなれども、語つくる者、かくの如くにじりなせるなり、

舜南面而立、堯帥諸侯、北面而朝之、瞽瞍亦北面而朝之、

南面而立とは、舜堯のゆづりをうけて、天子の位に立ち玉ふとぞ、北面は、人臣君に朝見する位なり、これ君父その臣子とすることあたはざることをいへり、

舜見瞽瞍、其容有蹙、

舜其父の臣子の禮をとれるを見て、眉をひそめて、いためる顔色あり、

曰、仁人之於弟也、不藏怒焉、不宿怨焉、親愛之而已矣、

仁人と云詞は泛けれども、意は舜をさして云、怒は、怒よりも重し、それ聖人の人にをける、道理の怨怒すべきことには、怨怒せざるにあらざれども、其弟にをいては、怨怒の意すみやかにきえて、心底に少もかくれたる怒なく、少もとゞまれる怨なし、唯これを親み、これを愛するばかりなり、

親之欲其貴也、愛之欲其富也、封之有庳、富貴之也、

天子の弟なるによりて、これを親むにつきては、其位を貴くせまく欲す、これを愛するにつきては、其身を富ましめたく欲す、この故に、これを有庳に封ぜしは、これを富貴にし玉へるなり、

身爲天子、弟爲匹夫、可謂親愛之乎、

此段上文の意をうらがへして、其必象を封ずべき故をとく、爲匹夫とは、富貴ならざるを云、

敢問、或曰放者、何謂也、

孟子のさきの答に、有庳なんの罪ある意、いまだきこえずといへども、舜の象を親愛し玉へること、かくの如くなるに、或人これを放りと云こと、大いにたがへるを以て、まづこれをとふ、

曰、象不得有爲於其國、天子使吏治其國、而納其貢稅焉、故謂之放、豈得暴彼民哉、

象を有庳に封ずといへども、象其國にをいて、自することあることを得ず、天子奉行をつけて、其國を治め年貢の租稅を、象が方へ納れしむ、象わが國ありながら、自由ならざるを以て、或人きゝあやまりて、放りと云なり、それ象至りて不仁なれども、かくの如くに處置し玉ふを以て、すでにその親愛の心を失はず、かれも亦有庳の民を、そこなふことあたはざるなり、有庳なんの罪ある疑も、これにて亦ほどけたり、

舜即位の後、象を有庳の地に封して、諸侯とし玉へり、或人あやまりつたへて、放りと云なりと、然れば、萬章が思ひの外に出たり、

萬章曰、舜流共工于幽州、

共工は、臣下の官の名、其人惡行あるによりて、幽州に流す、

放驩兜于崇山、

驩兜も臣の名、共工とともに、惡黨をなすによりて、崇山に流しをけり、

殺三苗于三危、

三苗と云國の君、國の要害をたのみにして、したがはざるを以て、其君を三危と云處に流し、ついにそこにて死せしめたる故に、殺すといへるなり、

殛鯀于羽山、

殛すとは、誅するなり、鯀は、禹の父の名、鯀水を治めて功なく、帝の命にそむき、衆類をそこなへるを以て羽山に流しくだして、死せしむ、よりて、殛すと云なり、以上四人を四凶と云、流放殺殛は、みな流罪にして、させる輕重なし、

四罪而天下咸服、誅不仁也、

上の四罪を行へるに、天下の人、みな其つみなへる所義にあたれるに服して、異議する者なし、これその不仁にして、世を妨ぐる者を、誅すればなり、

象至不仁、封之有庳、有庳之人、奚罪焉、

云意は、象至極の不仁なるに、これを有庳の地に封じ玉ふは、有庳の民になんの罪ありてか、象が虐政をかうぶらしめ玉ふぞと、

仁人固如是乎、在他人則誅之、在弟則封之、

舜は仁君なれば、その愛惡すること、公なるべきに、仁人もとよりかくの如くに私なるか、不仁の罪他人にあれば、これを誅して、其害をのぞき、弟にあれば、これを封じて其害をなさしむるやと、

而食之、曰、得其所哉、得其所哉、

校人子産を思ふまゝに欺きたるを以て、人子産を智者なりと云ふを、そしりわらへり、

故君子可欺以其方、難罔以非其道、

罔るとは、おほひくらますことを云、右は子産人の欺きを信じたることあるを以て、舜にひきあはせて云く、この故に、君子は其理のある所を以てせば、これを欺かるべし、されども理にあらざることを以て、これをしゐくらますことをしがたしとなり、

彼以愛兄之道來、故誠信而喜之、奚偽焉、

彼とは、象をさす、象その兄を愛する道を以て來る、其詞欺けりといへども、道理のあるべき所なる故に、舜實にこれを信じて喜べり、なんぞ偽りて喜ぶことあらんやと、○此章舜人倫の大變にあひ玉へども、その天性の常理を、失ひ玉はざることを云、蓋し聖人の心は、天理常に全きによりて、凡そ人の偽をむかふる意、をのづからきざゝず、況や父子兄弟の間にをいてをや、常人は父子兄弟の中にも、その心底をさぐりうかゞひ、むかへまつ意あり、況んや他人にをいてをや、これ聖人よりも、其智のさときにあらず、そこゐに私欲むすぼれて、はるゝ時なき故に、大舜の事をきゝても、其情にうつりがたし、それ誠あればをのづから明なるによりて、君子は道理を以て欺かるゝことあれども、まづさとるの明あるが故に、非理のことにはくらまさるゝことなし、これ學者ふかくはぢをそれて自せめとがむべき所なり、

○萬章問曰、象日以殺舜爲事、立爲天子、則放之何也、

放くとは、流罪なり、一處にすへをきて、他處へゆかしめざるを云、萬章が意に、象が罪大いなれば、舜位に即き玉ふ時は、弟たりと云とも、誅し玉ふべきに、唯これを放き玉ふことを、疑ひてとへり、

孟子曰、封之也、或曰放焉、

憂喜は、其事をさし定めずして泛く云、もし此章に就きて云時は、象が舜を思ひて、來りあふと云は、喜びなり、その忸怩たるは、憂なり、舜象が來れるを喜び、又その忸怩たるをあはれみて、其心を慰め玉ふは亦これ憂喜なり、然れども舜の心、其弟にをいて、少しも怨をとゞめ玉はざる故に、その憂喜心を用ひずして、自然にかくの如くなり、身の安きと痛みとによりて、心ののびしゞまりあるが如し、これ天理の人情の至極處なり、

曰、然則舜僞喜者與、

萬章孟子の答をきくといへども、なを其心いまだ聖人の至情にうつらざるを以て又とふ、舜象が惡を知りながら、かれを慰んために、僞りて喜べる者かと、

曰、否、

僞て喜べるにはあらずと、

昔者有饋生魚於鄭子產、

生魚は、いける魚なり、

子產使校人畜之池、

校人は、池をつかさどる役人なり、

校人烹之、

私に烹てくらへり、

反命曰、

子產に僞りて反詞を云ぞ、

始舍之圉圉焉、

圉々とは、くるしみてのびざる貌、

少則洋洋焉、

洋々とはやうやくのびゆるまることを云、

攸然而逝、

攸然とは、はるかなる意、ついに自得して、攸然と遠く去りたるとぞ、

子產曰、得其所哉、得其所哉、

子產校人が言を信じて、魚の快くその所を得たることを、深く喜べり、

校人出曰、孰謂子產智、予既烹

おほひて、埋めこみたり、象は舜の繼母の生たる弟なり、

象曰、謨蓋都君咸我績、

都君とは、舜の居玉ふ處、三年にして都をなせるによりて、そのかみ舜を稱して都君と云、績は、功なり、象舜をおほひころせるはかりごとは、みなわが功なりとほこるぞ、

牛羊父母倉廩父母、干戈朕、琴朕、弤朕、二嫂使治朕棲、

干は、たて、戈は、ほこ、琴は、舜のひき玉ふ五絃の琴、弤は、朱ぬりの弓なり、二嫂は、二人のあによめ、帝の二女をさす、これをわが妻として、牀をとらせんとなり、象舜のすでにのがれ出玉ふを知らず、舜のある所の物を、父母と我とわきとらんとしてかくの如くいへり、

象往入舜宮、

象舜のまします處にゆきて、其家にすゝみ入る、

舜在牀琴、象曰、鬱陶思君爾、忸怩、

鬱陶とは、陶は瓦やく竈なり、鬱氣のむすぼれて、散せざること、陶のふすぶる如くなるを云、忸怩は、はぢたる顔色なり、象舜の事なくていますを見て、おどろき、われ鬱陶して、君をなつかしく思ふ故に、まいりたりといひて、忸怩とはづかしげなり、

舜曰、惟茲臣庶、汝其于予治、

臣庶は、諸臣なり、即百官をさす、象つねに舜をにくみて、其處に來らず、今來れるを見て喜び、よくぞまいられつる、今より百官のおさめを、わがためにたすけよと、蓋し其富貴を共にし玉はんの意なり、

不識舜不知象之將殺己與、

萬章舜の象を怨み玉はざることを疑ひて、かくの如くといへり、

曰、奚而不知也、象憂亦憂、象喜亦喜、

舜父かたくなに、母ひすかしくして、常に舜を害せんとす、よりてこれをつげば、必定ゆるされずして娶ることをば得玉ふまじきぞ、

男女居室、人之大倫也、

夫婦家に相すみて、子孫を繼續することは、人倫の中にも、大いなることなり、

如告、則廢人之大倫、以懟父母、

是以不告也、

もしつげば、娶ることを得ずして、人の大倫をすて、しかのみならず、これを以て、むなしく父母にうらみねたまるべし、こゝを以てつげざりしとぞ、

萬章曰、舜之不告而娶、則吾既得聞命矣、帝之妻舜而不告何也、

妻すとは、むすめを以て、人の妻とすることを云、告とは、亦舜の父母に告るぞ、

曰、帝亦知告焉則不得妻也、

堯の告ずして舜に妻せ玉ふは、今官府訟をきはむるに、民の自處置する所、私なることある時は、法を以てこれを正して、必法の如くにせしむることあるが如し、

萬章曰、父母使舜完廩、

此より下、萬章又はしをあらためて問ふ、舜の父母、廩の上そこねたるをば、舜をして屋にのぼせて、土ぬらしむ、

捐階、瞽瞍焚廩、

舜廩にのぼり玉ふ時、瞽瞍その梯をひきすて、下より廩に火をかけて舜をやきころさんとす、舜笠二つをとり、翼の如くして、とび下り玉ふ、

使浚井、出、

又舜をして、井の底をほらしむ、舜井の内より、ぬけあなをして、ひそかににげ出玉ふ、

從而揜之、

舜井に深く入り玉ふに從ひて、瞽瞍と象と、土をかけ

少艾とは、年わかき美女を云、

有妻子則慕妻子、仕則慕君、不得於君則熱中、

不得とは、本意を失ふを云、熱中とは、熱はあつきぞ、中は心をさす、心なやみて煩熱することを云、みやづかへする時は、君を慕ひて、其心にあはんことのみを求む、然るにその本意を得ざる時には、むねをこがして、あつかひなやむ、これその慕ふことの切なるが故なり、

大孝終身慕父母、

これは古語と見えたり、蓋し常人の情は物にうつされて、時々にかはれども、大孝の人は、幼少の時父母を慕ふ本心身を終るまでにかはることなし、

五十而慕者、予於大舜見之矣、

凡そ人五十歳なれば、幼少妻子仕宦等の事、みな歴來りて、終身の大槩見ゆるぞ、舜堯のために、攝政して、天下を治め給ふ時、すでに五十なり、よりて云く、われ五十までに、父母を慕へる大孝をたゞ舜にをいて見つる、其外には見ずとなり、大舜とは、舜の徳を尊びて稱するぞ、○此章云意は、舜衆人のねがふ所をさはむれども、少しも己が樂とせずして、たゞ親の心に順はざるを以て、己が憂とすと、聖人にしてその徳性をつくせるにあらずは、それたれかこれを能くせんや、

○萬章問曰、詩云、娶妻如之何、必告父母、

これ齊風南山の篇の詞なり、云意は、妻を娶ること、いかやうにして娶るぞ、必父母に告て後に娶ると、蓋し父母に告げずして娶るは、不孝なればなり、

信斯言也、宜莫如舜、舜之不告而娶何也、

道理まことに此詩の言の如くならば、その理をつくすこと、舜にしく人あるまじきに、舜堯の二女を、父母に告げずして娶れるは、何としたることぞと、

孟子曰、告則不得娶、

づり、天下を舜にうつしあたへんとし玉ふ、

爲不順於父母、如窮人無所歸、

父母に順はざるとは、父母の心となびきあはずして、愛せられざることを云、窮人とは、親戚なく、資財つきて、ゆきつまりたる者を云、舜上に云如くなる、榮耀のことありといへども、唯その父母に順ならざるがために、怨慕の心さしせまりて、窮人のおもむきよるかげなき者の如し、

天下之士悅之、人之所欲也、而不足以解憂、

此より下は、舜天下の欲をきはめ玉へども、その心の憂を、とくに足らざることをいひて、上文の意をのべ明す、悅之とは、舜の德をよみんずるぞ、即就き從ふこと多きを云、憂とは、即父母を慕ふ心の遂げずして窮人のおもむく所なきが如くなることを云、下の段。々句義みなこれに同じ、

好色人之所欲、妻帝之二女、而不足以解憂、

好色は、美色なり、

富人之所欲、富有天下、而不足以解憂、貴人之所欲、貴爲天子、而不足以解憂、

舜堯のゆづりをうけ玉ふ時は、その富ること天下をたもち、その貴きこと天子となり玉ふ、

人悅之、好色富貴、無足以解憂者、惟順於父母、可以解憂、

此段上文をひきむすびて云く、舜の憂の とけざること、これがための故なりと、

人少則慕父母、

人幼少の時は、父母を思ひ慕ふ心、ひたすらにして、忘るゝ時なし、下の慕の字義みな同じ、

知好色則慕少艾、

夫公明高以孝子之心、爲不若是恝、

此より下は、孟子公明高が心を、推しはかりて、のべとく、恝とはうれへなき貌、これ長息がとふ所をうけて云く、公明高が意に、孝子の心は、父母に愛せられざることを、かくの如くに恝然として、心にかけざる者にあらずとして、かやうに答へたるとなり、

我竭力耕田共爲子職而已矣、父母之不我愛於我何哉、

此段舜の恝然たらざることをとく、云意は、舜の心には、我力をつくし、田を耕して、人の子たる職分を、つゝしむのみにして、他念なきに、なを父母の我を愛せられざること、我にをいて、なんの罪あるぞやと、自せめとがめて、かなしみ玉ふとなり、これ即怨慕の内にある意にして、父母を怨むにあらず、蓋したゞ父母の心と相順はざることのみをうれへて、自孝ありとし玉ぶ意なければなり、孟子眞に舜の心を知るにあらずば、なんぞよくかくの如くに云ことを得んや、

帝使其子九男二女、百官牛羊倉廩備、以事舜於畎畝之中、

帝は、堯なり、百官は、舜の家事をつかさどるよろづの奉行なり、倉廩は、皆くらなり、畎畝の中とは、畎は田のみぞ、畝は田のうね、農人の家を云、帝堯、舜の徳をきこしめして、則めしのぼされ、その才幹德化をこゝろみ玉はんために、九人のみこをつけをきて、外のおさめを見、二人のひめみこをめあはせて内のおさめを見玉ふ、又百官の役牛羊の牲、倉廩の蓄、よろづの富をとりそなへて、舜に農家の内に、つかうまつらしめ玉ふ、

天下之士多就之者、

天下の士たる者、舜の德をしたひて、就き從ふ者多し、よりて舜の居玉ふ處は、一年に聚となり二年に邑となり、三年に都となると、古記に見えたり、

帝將胥天下而遷之焉、

帝堯、舜と共に、天下の政を相見て、ついに御位をゆ

天何爲其號泣也、

これ虞書の文をあげてとへり、往于田とは、舜歴山に耕して、親を奉養し玉へる時の事なり、號は、よぶ、泣は、なくなり、旻天とは、天の稱、天を稱することあまたあり、その下をおほひあはれむ所より旻天と云、これ云意は、舜父母に愛せられざることをかなしみ、田にいでゝは、天をよんで泣き玉ふ、小兒のかなしきことあれば、父母をよんでなくが如し、

孟子曰、怨慕也、

舜父母に愛せられざることを、自怨みて、其あはれみを、戀ひ慕ひ玉へるが故なりと、

萬章曰、父母愛之、喜而不忘、父母惡之、勞而不怨、

これ禮文を引く、

然則舜怨乎、

萬章舜その父母を怨み玉ふときゝあやまれるによりて、上の禮文にたがへることを問、

曰、長息問於公明高曰、

此より下は、古人舜の此事の問答ありけるを引て、こたへとす、長息は、公明高が弟子、高は曾子の弟子なり、

舜往于田、則吾既得聞命矣、

命とは敎を云、書に舜田にゆくと云ことは その孝養のためなりと云こと、われすでに敎をきゝうけたりと、

號泣于旻天于父母、則吾不知也、

于父母と云も、書の文なり、天をよび、父母をよんで泣くぞ、不知とは、こゝろえがたしと云意なり、蓋し長息が意には、舜孝養に力をつくし玉ふ上は、父母に愛せられざることをさほどにかなしみ玉ふべきにあらずと、疑ひてとへるなり、

公明高曰、是非爾所知也、

孝子の深き意は、常人の知りがたき所なればなり、

其妻歸、告其妾曰、良人者、所仰望而終身也、今若此、

仰望とは、尊ぶ義なり、良人はをんなの身を終るまで仰ぎ尊ぶ所の者なるに、今しかく〵あさましきありさまなりと、かたるぞ、

與其妾訕其良人、而相泣於中庭、

訕るとは、うらみいかるなり、中庭は、内の庭なり、妻と妾と、其夫をかこちのゝじりて、相共に中庭になき居たるぞ、

而良人未之知也、施施從外來、驕其妻妾、

施々は、よろこばしき貌なり、夫はいまだ其しわざを見つけられしと知らずして、施々とうれしげにて、外より反りきて、又例の如く、妻妾にをごれり、

由君子觀之、則人之所以求富貴利達者、其妻妾不羞也、而不相泣者幾希矣、

利達とは、便利通達なり、事たよりよく、行はるゝことを云、これ云意は、君子の眼にて見れば、今世人、權門要家にこびへつらひて、富貴利達を求る者のありさま、皆この物乞ふ者の如くにて、その妻子に見せなば、羞て泣かざる者すくなからんと見ゆるぞと、其甚はづかしきことをいへり、○趙氏おもへらく、此章云意は、今の富貴を求る者、みなまがりまがれる道を以て暮夜に乞ひ哀みて、これを求め、而してこれを以て、白晝に人に驕る、此人と何を以て異ならんやと、張氏おもへらく、人たゞ求め得たるが、貴きことを知どもその得る所の道、賤きことをさとらず、妻妾すら、その羞かしきことを知れども己はいまだこれをさとらず、これみな其心の明、私欲におほはるゝがためなり、

萬章章句上

萬章問曰、舜往于田、號泣于旻

○齊人有一妻一妾而處室者、
此章の首に、孟子曰の字あるべし、蓋し闕文ならん、
處室とは、仕へずして居るぞ、
其良人出、則必饜酒肉而後反、
良人とは、よき人、妻その夫を尊ぶの稱なり、
其妻問所與飲食者、則盡富貴也、
共に飲食する所の人、みな時に富貴なる人の姓名をさし云、これ其妻に對して、わが榮耀を驕るなり、
其妻告其妾曰、良人出則必饜酒肉而後反、問其與飲食者盡富貴也、而未嘗有顯者來、
顯者とは、あらはれて、かくれなき者、即富貴の人を云、いまだ其家へ來る者なきことを疑ふ、
吾將瞯良人之所之也、

ひそかに、其ゆくさきを、つけて見んとぞ、
蚤起施從良人之所之、
蚤起とは、あさとくおきてぞ、施從とは、夫のあとに、すぢりてつきしたがひ、見えざるやうにするぞ、
徧國中無與立談者、
あまねく國中をありけども、立とゞまりて、共に物がたりする者なし、
卒之東郭墦間之祭者、乞其餘、
東郭は、城郭の東、墦間は、塚の間なり、はてには墓祭る者の處にゆきて、供物の餘をこひもらふぞ、
不足、又顧而之他、
いまだあきたらざれば、又他の祭る處をのぞみゝて、ゆきて乞なり、
此其爲饜足之道也、
道とは、由る所なり、かのつねに酒肉にあきたりて反ること、これ其由りて得る所なり、

曰、如伋去、君誰與守、

守とは、社稷人民を守るぞ、これその去まじき志をいへり、

孟子曰、曾子子思同道、

此より下は、孟子の判斷の言なり、句義は前篇に同じ、

曾子師也、父兄也、

武城の大夫の師なる故に、その尊きこと父兄の如し、

子思臣也微也、

仕へて臣たる故に、其分微賤なり、

曾子子思易地則皆然、

句義亦前篇に同し、蓋し二子或は害にとをざかり、或は難に死せんとす、其事同じからざるは、處る所の地同じからざればなり、君子の心は、利害にかゝらず、唯理の是なる所にしたがふ、この故に、地を易る時は則みな其是を成すことを、よくするなり、○孔氏おもへらく、古の聖賢言行同じからず、事業も亦異なり、然れども其道はじめより同じからずばあらず、學者これを知る時は、則あふ所によりて、これに應ずること、權衡の物をはかるに、しば〳〵あがりさがれども、その輕重にしたがひて、平かならずと云ことなきが如し、

○儲子曰、王使人瞯夫子、果有以異於人乎、

儲子は、齊人なり、齊王孟子の道德聞望甚人にこえたれども、うちむかふ所にはさせるかはりなし、さもあれかげにてのふるまひ、果して異なる所ありやと、ひそかに人をしてうかゞはしむ、儲子これを知りて孟子に告たり、

孟子曰、何以異於人哉、堯舜與人同耳、

聖人も亦人ならくのみ、なんぞ人に異なることあらんやと、○按ずるに、堯舜も亦人なり、其德廣大なりといへども、亦人たる道をつくせるにすぎず、人皆以て堯舜たるべしと云も、其道人にとをからずして、人のすることをわたはざる所なきを以てなり、

薪木とは、薪にとる草木を云、曾子たちのかんとして、館舍に守る者に告て云く、人を此居室によせて、薪木をあらさしむることなかれと、其舍に又かへり居らんと思ひてなり、

寇退則曰、修我牆屋、我將反、寇退曾子反、

修むとは、修理するぞ、牆は、壁、屋は、やねなり、

左右曰、待先生、如此其忠且敬也、

曾子の左右に奉侍する弟子等、私に議して云く、大夫先生をあひしらふこと、かやうに忠誠恭敬なるにとぞ、

寇至則先去、以爲民望、寇退則反、殆於不可、

民望とは、民望み見て、これにならふを云、寇至る時には、人より先にたちのきて、去らんとする者に、見ならはせ、寇退く時には、則はゝかる所なく、又反り居らるゝこと、恐らくは、義にをいて、不可なるにちかゝらんと、

沈猶行曰、是非汝所知也、

沈猶行も、曾子の弟子なり、その朋輩の私議をきいて云く、此義汝等の知る所にあらずと、

昔沈猶有負芻之禍、

昔に先生沈猶氏が家に、いませる時も、亦負芻と云者禍亂をおこして、沈猶氏をせめたりと、此沈猶は即沈猶行か、又負芻は、氏か國か、皆未詳、

從先生者七十人、未有與焉、

此時相從ふ弟子、七十人ありけるを、先生みなひきゐ去られけるによりて、一人も其難にあづかる者なかりき、然れば此たびのことのみにあらずと、其義は孟子下文にことはれり、

子思居於衞、

衞に仕へられし時のことなり、

有齊寇、或曰、寇至盍去、諸、子思

夫章子豈不欲有夫妻子母之屬哉、爲得罪於父不得近、出妻屛子、終身不養焉、

子母とは、子のために、わが妻は母なればなり、屬とは、家族を云、章子わが夫妻子母の親族あることを、ねがはざるにはあらざれども、父に罪を得て、逐いだされ、近づいて奉養することを、得ざるがために、妻を出しやり、子をしりぞけすてゝ、身を終るまでに、妻子の奉養をうけずして、自責めとがむ、然れば章子、父母の養を顧みざる者にあらざるなり、

其設心以爲不若是、是則罪之大者、

章子が心を立るに、おもへらく、上に云如くせざれば、父に得る所の罪ます〱大いなりと、

是則章子已矣、

此句上文をすべむすぶ、云意は、章子が人となり、かくの如くなるのみぞと、蓋し章子世俗の不孝とする所、一つもなし、唯善を父に責て、恩をそこなふの罪ありといへども、亦その罪をかなしと、自責る志のあはれむべき所ある故に、孟子その交りを絶ざるのみ、ふかく取る所ありて、ことさら、うやまふにあらず、

○此章の旨、聖賢の心至公なる故に、衆の惡む所にをいても、必察して、俗に混ぜず、又それ至仁なる故に、取るべき所あれば、輕〲しくこれをたゝざることを見つべし、

○曾子居武城、

武城は、魯の邑の名、これ武城を守る大夫、曾子を請待して、敎を受たる時のことなり、

有越寇、

越の國より、寇賊入らんとす、

或曰、寇至、盍去諸、

寇兵をさけられよとすゝむ、

曰、無寓人於我室、毀傷其薪木、

て、父母を奉養せんことを、かへりみぬなり、

博弈好飲酒、不顧父母之養、二不孝也、

博は、双六の類、奕は、圍棊なり、これその好む所におぼれて父母をわするゝなり、

好貨財、私妻子、不顧父母之養、三不孝也、

これ私に財をたくはふることを好み、私にその妻子を寵愛して、反て父母をわするゝなり、

從耳目之欲、以爲父母戮、四不孝也、

聲色の欲をほしいまゝにして其行をけがし、父母の名までをはづかしむ、これその奉養を忘るゝよりも、重きことゝなる故に、文を變ず、

好勇鬭狠、以危父母、五不孝也、

狠とは、いかりもとるなり、血氣の勇を好み、人とあらそひいぶりにして、其身を忘れ、父母の命をも危くす、これ最おもき不孝なり、

章子有一於是乎、

章子は、匡章が字なるべし、云意は、通國の人、みな不孝と稱すれども、凡そ世俗に不孝とする所、章子こゝにをいて、一つもなしと、

夫章子子父責善、而不相遇也、

章子は父に善をせめて、其志相合はず、この故に、をひ出されしなり、

責善朋友之道也、父子責善、賊恩之大者、

つねに善道を以て、互にせめのぞむは、朋友切磋の道なり、父子の間は、天性の恩愛ふかき故に、父不義ある時は爭め、子不義ある時に、戒ることはあれども、善を相責るの道なし、もし善を相責れば、恩をそこなふこと大いなり、章子を不孝といはん所は、唯此事にあり、

髮纓冠而救之可也、

被髮とは、髮をみだりて、頭にかうぶるを云、もし同じ家の人、相たゝかふことあらん時は、これを救ふに急なること、たとひ髮ゆふひまなくて、則冠のをゝしめてゆきて救はんも、亦可なり、これは禹稷の民を救ふに急なるにたとへり、

鄕鄰有鬪者、被髮纓冠而往救之、則惑也、雖閉戶可也、

鄕鄰とは、同じ里の內を云、惑とは、思ひたがへなり、閉戶とは、門さして出ざるぞ、これは顏子のひとり其身を樂むにたとへり、○此章云意は、聖賢の心を用る所、同じからずと云ことなし、其事は則遭ふ所によりて、異なることあれども、これを處置すること、各その理にあたりて、善つくさずと云ことなし、これ乃その道同じとする所以なり、

○公都子曰、匡章、通國皆稱不孝焉、

匡章は、齊人なり、通國とは通じて一國の人を云、その不孝とすることは、親にはなれ居て、奉養せざることを云なるべし、

夫子與之遊、

遊ふとは、共に往來することを云、

又從而禮貌之、

禮貌とは、禮の貌をして、これを敬ふぞ、其交り遊ぶによりて、又これにつきて、禮貌をほどこすとぞ、

敢問何也、

なんの取る所ありて、かくの如くせらるゝぞと、其目下に見えたり、

孟子曰、世俗所謂不孝者五、

惰其四支、不顧父母之養、一不孝也、

此より下の五不孝、その罪次第に重し、四支は、四つの支、兩手兩足を云、これ身を惰り、業をつとめずし

入孔子賢之、

此章は、當時の人、禹稷の功業を尊びて、顏子の獨樂を輕んずるがために發せり、平世とは、治平の世、君明に臣良くして、爲ることあるべきの時を云、三過門不入のこと、前篇に見えたり、これ禹の事なりといへども、凡そ水を治め、稼を司ること相須て功をなす故に、禹稷をつらね云ことあり、論語に禹稷躬耕と云は、亦稷を以て禹を帶ていへり、

顏子當亂世、居於陋巷、一簞食、一瓢飮、人不堪其憂、顏子不改其樂、孔子賢之、

説論語に見えたり、

孟子曰、禹稷顏回同道、

聖賢の道、進んで出る時は、則民を救ふ、退いて處る時は、則己を修む、其事は異なりといへども、其心の道に從ふ所は、則一ならくのみ、

禹思天下有溺者由己溺之也、稷思天下有飢者由己飢之也、是以如是其急也、

禹は水を治め、稷は稼を司る故に、もし天下に水に溺れ、食に飢て死する者あれば、己これを溺らし、これを飢やすが如く思へり、蓋し各其職を身に任ずるによりて、民のなやみを、己が責として、これを救ふに急なること、禹は三たび其門をすぐれども、入らざるが如し、稷の百穀のたねしける勤も、推て知べし、

禹稷顏子易地則皆然、

地は、其居る處を云、然は、かくの如くなり、蓋し聖賢の心かたおちなる所なくして、感に隨ひて、應ずること、各その道をつくす、この故に、三人其處をかへて、禹稷をして顏子の地に居らしめば、則亦よく顏子の樂みを樂まん、顏子をして禹稷の地に居らしめば、則亦よく禹稷の憂を憂へんぞ、其道の同き處、これにてよく知るゝなり、

今有同室之人鬭者、救之、雖被

一朝は、一旦と云に同じ、心よりおこるを憂と云、外より至るを患と云、君子は自修の功、缺ることなき故に、一旦思ひかけずして、來る所の患は、自反して愧る所なきによりて、これを患とせざるなり、これ上文の横逆の至ることをうけて云、

乃若所憂則有之、

此より下は、又かさねて君子の憂とする所ありて、患とする所なきことを云、その憂とするの事、下に見えたり、

舜人也、我亦人也、舜爲法於天下、可傳於後世、我由未免爲鄉人也、是則可憂也、

鄉人とは、鄉里の常人を云、舜も我も、人と云には、かはりなけれども、舜の德は そのかみ 天下の法則となるのみならずして、後世までも傳へ及ぼすべし、而して我はなをいまだ鄉里の人なみを免れず、然ればその人たるの品は、甚相とをし、これ則君子の憂ふべき所なり、

憂之如何、如舜而已矣、

我いまだ舜の如くならざることを憂へば、いかゞはすべき、唯その德を修ること舜の如くにして、舜の地位に至らんより外のことなしと、これ君子終身の憂とする所以なり、蓋し仁禮によりて、其類を充て、其量を極めて、其精微の蘊を盡す時は、則亦舜の德なり、

若夫君子所患則亡矣、

君子の一朝の患とするやうのことは、則これなしとぞ、

非仁無爲也、非禮無行也、如有一朝之患、則君子不患矣、

此段君子一朝の患なき故をとく、云意は、君子の心に存すること、つねにあからさまならずして、その言行仁禮にあらずと云ことなきによりて、もし一朝の患あれども、心にかゝる悔みなき故に、君子はこれを以て患とせざるとなり、

○禹稷當平世、三過其門而不

ん、然らずは、此横逆の事、なんぞ我に至るべきぞ、

其自反而仁矣、自反而有禮矣、其横逆由是也、君子必自反也、我必不忠、

忠とは、己が心をつくす義なり、君子すでに自反してわれ不仁無禮ならざれども、人の横逆なを其まゝなれば、君子又必自反す、わが人を愛敬すること、必いまだ其心をつくさゞる所あらんと、蓋しわが愛敬、少もいまだつくさゞる所あれば、人の横逆無理にあらずして、當然のことなればなり、

自反而忠矣、其横逆由是也、君子曰、此亦妄人也已矣、

妄人とは、妄はみだりなり、むさとしてわけなき人を云、已矣とは、別に云所なき詞なり、

如此、則與禽獸奚擇哉、

上をうけて云、かくの如くなれば、其人人類にあらず、禽獸となんぞ、ゑらびわく所あらんやと、その異ならざることをいへり、

於禽獸又何難焉、

すでにそれ禽獸なる時は、これにをいて、又なんの難む所ありて、自反することをせんやと、これと共に是非長短を、たくらぶるに足らざることをいへり、朱子おもへらく、人己を犯す時に自反するは、これ學者自修るの事なり、人犯せども不校は、これ君子成徳の事なり、自反の工夫、謹嚴精密にして、正に學者の力を用ふべき所なり、もし自反いまだ至らずして、遽に不校を以て高きことゝしてこれをせば、恐らくはその修省の工夫をろそかにして、心術あからさまになり、學力おちくだるに至ることあらん、

是故君子有終身之憂、

君子は其徳のいまだ修まらず、或はこれを失ふことあらんかと、これを以て身を終るまでの憂とすることあり、これ上文の仁禮を以て心に存することをうけて云、

無一朝之患也、

はなれ、人の位に歴わたりて、共にもの云ことなし、もし其位階異にして、同じ行に立ざる時は、其階ことなる人と、及びごしに相揖することをもせざるなり、

我欲行禮、

孟子右師の位階を同うせざる故に、相揖することもなかるべし、共にものいはざるは、勿論のことなり、

子敖以我爲簡不亦異乎、

我を禮に簡なりと云は、異なることならずやと、蓋し此時同朝みな禮を犯して、王驩にへつらへども、孟子ひとり禮を守りて、小人に遠る、これ所謂惡からずして嚴なりと云者なり、

○孟子曰、君子所以異於人者、以其存心也、

君子の常人に異なる所の者はつねに其心に存して、主とする所ありて、動靜云爲の間、しばらくも忘失することなきを以てなり、

君子以仁存心、以禮存心、

これ君子の常に心に存する所の者なり、

仁者愛人、有禮者敬人、

これ仁禮の施し行はるゝ所なり、

愛人者人恒愛之、敬人者人恒敬之、

恒にとは、道理のまゝかくの如くなることを云、これ仁禮の施し、人に及ぶの驗なり、

有人於此、其待我以横逆、則君子必自反也、我必不仁也、必無禮也、此物奚宜至哉、

待すとは、あひしらふ義なり、横逆とは、無理にして、こはくあらきことを云、自反とは、わが心に存主する所をかへりみるぞ、物は、事なり、云意は、われ人にをいて、愛敬せずと云ことなけれども、人われを愛敬せず、反て横逆を以て、我を待する者ある時は、君子必自わが心に反り求む、我必なを不仁無禮なる處あら

近きことをば、其故によりて求めば、其理を得ざる者あらんや、何ぞ穿鑿することを用ふべきと、凡そ暦作るには、必まづ冬至を定むる故に、これを以て云なり、此致の字を、堯典の敬致の義にとりて見れば、後千歳の冬至を云、某の日某の時と、南至の期を考へをき、其時に及んで、日度をこゝに至らしめて、たがはざることを云なり、これ最求めがたきことなり、もし前千歳の冬至として云時は、推し致すの義なるべし、集註は、已往の日至を云に似たり、されども註の久の字を、遠き義にとれば、將來のことにも通ず、その上古の暦元を引けるは、唯暦作るの法、冬至より始まることをいへり、これにもさはりなし、

○公行子有子之喪、

公行子は、齊の大夫なり、

右師往弔、

古は諸侯の卿の尊きに、左師右師の稱あり、此右師は王驩なり、卿大夫みな弔して、王驩もゆけり、

入門有進而與右師言者、

王驩時の權臣なる故に、尊長なる者、これをわが立つ所の位に引き進めて、相與にもの云者あり、

有就右師之位、而與右師言者、

又卑弱なる者、右師の位に至りて、これと共にもの云者あり、

孟子不與右師言、右師不悅曰、諸君子皆與驩言、孟子獨不與驩言、是簡驩也、

君子は、位を以て云、簡は、略なり、無禮して疎略にするとぞ、これは事すぎて、私にいひつることと見えたり、

孟子聞之曰、禮朝廷不歷位而相與言、不踰階而相揖也、

此時卿大夫君命を以て弔す、各定りたる位次ありて、職喪の官人、これを奉行する故に、朝廷と云なり、凡そ朝廷にならび立の禮、其位次同じ行にして、互に見あはすれば、相揖して默禮することはあり、わが位を

理自然の勢の、順なる所を以て、本としたるを云ぞとなり、蓋し理のすでに然るの跡には、順利の勢に本づかざる者あるを以てなり、人情の善たるべく、水勢の下きに就くが如きは、これ順にして自然の故なり、人のしゐて惡をなし、水のせかれて山にのぼるが如きは、自然の故にあらず、

所惡於智者、爲其鑿也、

人の智德、もと大いなれども、その用をなす所を惡むべき所あるは、うがちて用るがためなり、うがつとは木のめにしたがはずして、穴をほりうがつが如し、蓋し天下の理、もとみな自然にして順利なるを、小利即功を目にかけ、自然の理にしたがはずして、私にうがちて用るをば、小智の人とするなり、

如智者、若禹之行水也、則無惡於智矣、禹之行水也、行其所無事也、

事とは、事をおこして、てだてをこしらへることを云、蓋し禹の水を治め玉ふこと、みなふる川の流れにしたがひてこれをやり、唯そのふさがれる所を、ひらきとをすばかりなり、よりて水その潤下の性を得て、ながく洪水の害をなさず、これその自然の勢によりて、これをみちびき、少しも私智を用ひずして、事とすることなき所に、ながしやれる者なり、

如智者、亦行其所無事、則智亦大矣、

凡そ智者、何事をも、その事とすることなき所に行へば、その智を用ること大いにして即大智の人なり、

天之高也、星辰之遠也、苟求其故、千歳之日至、可坐而致也、

此段又曆術を以て、萬事其故によりて求れば、其理得やすきことを云、高く遠きは、天と星辰にみなあり、これ文を互にして相備るなり、日至とは冬至を云、十一月の中に日のめぐり、日道の南のきはに至る時なり、云意は、天高しといへども、星辰遠しといへども、もし其すでに然るの跡によりて求れば、千歳遠き冬至をも坐ながら考へ得らるゝなり、況や事物の理の

亦公義をすつ、其事みな論ずるにたる者なし、孟子これを引こと、蓋し唯その友をとるの道を云ばかりなり、○程子おもへらく、孺子が事、孟子唯その師に背かざることを取れるのみ、もし國の安危、此一擧にかゝらば、則これを殺すとも可なり、これをゆるして國に害なくば、その輕重を權りて重きに從はんこと可なり、なんぞむなしく四矢をはなつことを用ひんや、

○孟子曰、西子蒙不潔、則人皆掩鼻而過之、

西子は、古の美婦人なり、不潔は、いさぎよからぬぞ、けがらはしき物を云、西子はかくれなき美人なりといへども、もし不淨なる物をかうぶりて居れば、人その臭をにくむまゝに、美色をかへりみずして、唯鼻をふさぎて、其あたりを、よぎてとをるなり、

雖有惡人、齊戒沐浴、則可以祀上帝、

惡人とは、容貌あしくして みにくき人を云、上帝は、天帝なり、可以祀とは、上帝もその齋潔のつゝしみを、うくればなり、此章はみな借言なり、人身をつゝしまずして、性質の善を失ふことを戒めて、それをして自新にして、善をつとむべきことをすゝむるなり、

○孟子曰、天下之言性也、則故而已矣、

此章人の智の大小を論ぜんために、まづ天理もと自然にして、しゐまげたることなきことを云、性とは、人物のうけて生るゝ所の理なり、これ理の一端をあげていへり、故とは、理の發見して、跡ある所を云、それ事物の理は、形なくして、知りがたしといへども、その發見して、すでに然る所を以て云時は、其理をのづから明なり、人性の善なることを云が如きは、四端の情の善なるを云にすぎず、よりて云く、天下の性を論ずるには、則たゞ其故を云ばかりぞと、又天道は測りがたけれども、天人一理なる故に、唯これを人事にこゝろむれば、則たがはざるが如し、

故者、以利爲本、

利とは、順と云が如し、上に所謂故と云者は、又必天

夫子曰、吾生、何謂也、曰、庾公之斯學射於尹公之他、尹公之他學射於我、夫尹公之他端人也、其取友必端矣、

孺子心にはかりて云く、それ尹公他は、性行端しき人なれば、その藝術の友をとること、亦必端しき人ならん、而して其術もと我より出たる者なれば、必そのよしみを以て、我を害せじと、

庾公之斯至、曰、夫子何爲不執弓、

庾公孺子がふせぎ矢いざるを見て、何とかしつることぞと問ふ、

曰、今日我疾作、不可以執弓、曰、小人學射於尹公之他、尹公之他學射於夫子、

小人とは、庾公自稱せり、

我不忍以夫子之道、反害夫子、

夫子よりつたはれる射法を以て反て夫子を射るに忍びずと、果して孺子が推量の如し、

雖然今日之事、君事也、我不敢廢、

今日の軍は、國にかゝれる公の事なれば、我私として敢てすてじと、

抽矢扣輪去其金、發乘矢而後反、

金とは、矢の根を云、乘矢とは、車一乘四馬にかくるを以て、四矢を乘矢と云、庾公車上の箙の矢をぬき出し、車の輪にて、矢じりをたゝきすて、孺子が車に、四矢いかけて後にひきとりけり、孟子云意は、羿が人を取りて射を敎ること、子濯孺子が尹公他にをけるが如くならば、必逢蒙が禍にあはざらんとぞ、然れども羿は逆賊蒙は逆黨、庾斯は私恩を全うすといへども、

逢蒙は、夏の有窮國の君后羿が家人なり、羿よく弓射る、夏王相を逐ひのけて、其位を簒ふ、逢蒙射を羿に學びて、其術をつくせり、

思天下惟羿爲愈己、於是殺羿、

天下にたゞ羿が射のみ、われにまされりと思ひて、羿を殺せり、

孟子曰、是亦羿有罪焉、

孟子此事を論じて云く、羿にも亦己を正うして人をえらばざるの罪ありと、

公明儀曰、宜若無罪焉、

又公明儀が論を引く、其説に云く、羿は罪なきやうにいはるべしと、

曰、薄乎云爾、惡得無罪、

孟子公明儀が意を推しはかりて云く、儀が云所、羿が罪、蒙よりもやゝ薄しと、しかいひたる者ぞ、なんぞ全く罪なきことを得んと、

鄭人使子濯孺子侵衛、

此より下、孟子又別の故事を引て、羿が罪なきにあらざる故をとく、むかし鄭より其臣子濯孺子をして、衛國をせめて、其地に侵しいらしむ、孺子は、射の上手なり、

衛使庾公之斯追之、

庾公之斯は、衛の臣、之は、助け字なり、下の尹公之他の之も亦同じ、此時鄭人敗軍しけるをば、衛より庾公斯と云射手を出して、孺子を追ひかけしぞ、

子濯孺子曰、今日我疾作、不可以執弓、吾死矣夫、

弓とられざるほどに、必敵の手に死なんかと、

問其僕曰、追我者誰也、

僕とは、車の御者なり、

其僕曰、庾公之斯也、曰、吾生矣、

死ぬまじとなり、

其僕曰、庾公之斯衛善射者也、

澤は實に萬世たゆることなし、これは孟子その聖人を去ること、いまだ遠からざることをば、幸としていへる詞なり、○此章も、亦上三章に、舜禹より周孔に至るまでを、歴叙するにうけていへり、其詞謙れりといへども、みづから道統を任じて、辭することを得ざる意あり、蓋し孟子周孔の正道を明にして、楊墨が邪説を闢けることも、亦世のために、幾希の天理をかゝへとゞめんがためなり、

○孟子曰、可以取、可以無取、取傷廉、

此章は、賢者の行ふ所大過なることを戒む、廉は、廉潔なり、云意は人物をくるゝ時、はじめ取るべき義と見て、後に又深く察すれば、亦取られざる義かと疑ふ、いまだ其義を決せずしてこれを取る時は、則廉をそこなふことありと、これはたれ人も知る所にして、不及の私意なり、まづこれをいひて、下文の大過の差失をおこす、

可以與、可以無與、與傷惠、

可不可の義、上に同じ、惠は、恩惠なり、蓋し人に物を與ふる時、いまだ其義を決せずして、與れば、惠に似て惠にあらず、反て惠をそこなふことあり、

可以死、可以無死、死傷勇、

勇は、勇義なり、句義上に同じ、蓋し此二つは、みな大過失にして、私意にあらざれども、亦義理の中正を失ひて、其あやまり不及に同じ、過猶不及と云意なり○或人問て云く、以て取るべしとして取るが、廉をそこなふことは、擇ぶに難からず、與ふべく與ふべからず、死すべく死すべからざるの間、不幸にして擇ぶこと精しからざる者は、その吝嗇ならんよりは、むしろ過ぎて與へん、その苟くも生けらんよりは、むしろ死に就かん、學者に在ては、まさに平日その窮理の功をきはむべし、庶くは取舍死生の際にをいて、精く擇ぶに難からざらんことを、朱子答て云く、此意極めてよし、但孟子の意は、却てこれ人の過て與へ、輕しく死せんことを、恐れてなり、

○逢蒙學射於羿、盡羿之道、

史とは、史官を云、春秋の文は、則史官の記す所にして、列國の記錄と同じことなり、

孔子曰、其義則丘竊取之矣、

魯史の舊文は、後世の史官職を失ひて、褒貶の書法正しからざる故に、夫子これを改め、其しるすべきをばしるし、其けづるべきをばけづり、褒貶を文字の間によせて、其義を取り定め玉ふ、竊に取るとは謙詞なり、蓋し此書天下の邪正を定め、百王の大法を立て玉ふによりて、其德なくして、自用ることを、謙退しての玉へるなり、○此章も亦上章に羣聖の事をついづるに承て、孔子の事を以てこれに繼げり、而して孔子の事、春秋の作より大いなる者なし、この故に、とりわきて此事をいへるなり、蓋し春秋の書によりて、王者の迹を存し、亂臣賊子をして、禽獸におちいらざらしめ玉ふこと、これ亦夫子の幾希の天理をつなぎとめ玉ふ處なり、

○孟子曰、君子之澤五世而斬、小人之澤五世而斬、

世君子小人は、位を以て云、共に賢者をさしていへり、澤とは、水のうるほひなり、流風餘韻と云が如し、みな物すでに盡て、其なごりのあることを云、これは賢者の身をはりて、その德業の、のこれることを云なり、五世とは、父子相繼を一世とす、又三十年をも一世とす、二義通じて同じことなり、五世を以て限とすることは、凡そ人の親族、四世までは、なを緦麻の服あり、五世に至れば、親つきて服なし、よりて人の遺澤も、大抵五世にしてたゆる故なり、

予未得爲孔子徒也、予私淑諸人也、

夫子の卒するより、孟子の生するまで、いまだ百年にたらずして、五世の内にあり、よりて云く、予孔子の門徒として、したしく其敎をうけざれども、聖人の餘澤なを存する故に、其學をつたへたる人に、きくことを得て、これをひそめとりて、わが身を善くなせりとぞ、これ孔子を尊びて、自謙る詞なり、蓋し孔子の直にゆるし玉はざることを、私にとり用るによりて、ひそむと云、人とは、子思の門人をさせり、それ夫子の

○孟子曰、王者之迹熄而詩亡、

王者の迹とは、迹は名に對して云、王者の政令、天下に行はれて、天下に王たるの名におひたる、實迹あることを云なり、此はこれ周の平王戎狄の難をさけて、東都に遷れるよりして、王家おとろへ、政敎號令、天下に行はれず、王たる名ばかりにして、其實迹さえほろびたることをいへり、詩とは、雅の詩をさして云、蓋し周の列國より出たる詩を風と云、今の十二國風これなり、三朝より出たる詩を雅と云、今の小雅大雅これなり、平王より後に周人の作りたる詩は、みな氣象衰微にして、雅の詩の體にあらざるを以て、王國風と稱して、衞風鄭風の間につらね、列國の詩と、一様になりたることをば詩亡と云なり、

詩亡然後春秋作、

雅の詩すでに亡びて後に、夫子王政のおとろへたることを嘆き、春秋を作りて、王法をつなぎ玉ふ、この故に春秋の記す所、魯の隱公元年に始まる、即平王の四十九年なり、

晉之乘、楚之檮杌、魯之春秋一也、

古は列國にみな史官ありて、當世の事を記す、此三つは、晉楚魯三國の史記にして、一様の書なることを云、晉の史を乘と名づくる義、いまだ詳ならず、或人云く乘は、車なり、乘馬を田賦にかけて出すよりして、事おこれるを以て、これに名づくと、又一説に、乘は、のする義なり、當時の事をかきのせたるを以て、これを名とすと、檮杌は、惡獸の名なり、古人亦これを以て、惡人の稱とす、史書に惡事を記して、戒を垂る、義にとりて、これに名づく、春秋とは、凡そ事を記すには、必其年をあげてこれに繋く、年に四時あり、春秋をまじへあげ、夏冬を兼て、以て其書に名づけたり、

其事則齊桓晉文、

春秋に記す所の事は、齊の桓公晉の文公の覇業なり、蓋し春秋の時、五覇かはる〳〵おこりて、中にも桓文の功業盛なる故に、これをあげて云、

其文則史、

にたてゝ、さらに親疎貴賤の類をわかす、此二句は、事を治ると、人を用るとを對して云、

文王視民如傷、

文王の時、その民すでに安穩なれども、文王の視玉ふ所は、なをそれにいたみあるが如し、

望道而未之見、

文王の道すでに至れりといへども、自なをいまだこれを見玉はざるが如し、此二句は、人を治ると、己を脩るとを對して云、

武王不泄邇、不忘遠、

邇く遠きは、人と事とをかねて云、それ近きは人のなれあなどりやすき所なるを、これになれず、遠きは人の忘れやすき所なるにこれを忘れず、これ其德の盛に仁の至れる故に、心を用ること、かくの如くに周密なり、

周公思兼三王以施四事、

三王は、禹と湯と文武となり、四事は、即上四段の事を云、周公成王に相たる時、三王の道をかねとりて、此四事を並せ施さんと思ひ玉ふ、

其有不合者、仰而思之、夜以繼日、

もし時と勢との異なるによりて、今に合はざることある時は、うちあふぎて思案し玉へること、夜を日につぎてをこたらず、

幸而得之、坐以待旦、

幸に其理通合して、相たがはざる所を、思ひ得玉ふことある時は、乃坐していもねず、あくるを待て、すみやかに行へり、○此章は上章に舜を云に承て、三王のことに及ぶ、凡そ聖人の德、いづれも萬善かねそなはらずと云ことなし、こゝには唯各その憂へ勤め、惕れ厲み玉ふ一端をあげていへり、これ即かの幾希の天理の常に存し、心の死する時なくして、常にはたらく所以なり、もしその人欲をほしいまゝにして、天理ほろぶる時は、其身はありといへども、心はすでに死す、深くかなしむべきことにあらずや、

これに明なりとは、其理を知ることを云、察すとは、其理の詳なることを、つくすことあるなり、事物の理も、身の外なることにあらざれども、人倫は、尤身に切なるを以て、詳略をわけて、明といひ、察と云なり、而してかの幾希なる所の者、萬物に散じては事理となり、人間に行はれては倫理となる、皆此一理にして他の事にあらず、而して又舜の明察は皆生れながらにしてこれを知れるなり、

由仁義行、非行仁義也、

仁義は即性の德にして、幾希の理の、一心にすべたる所の者なり、舜は仁義の德、心中に根づきて、身に行はるゝ所、をのづから皆これに由りて出づ、仁義を美德なりとして、これを勸め行ふにあらず、所謂安んじてこれを行ふなり、此二段、生知安行の聖人はかの幾希なる者、これを存することをまたずして、をのづから存せずと云ことなきことをいへり、○尹氏おもへらく、存之者は君子なり、をのづから存する者は聖人なり、その存する所の物は庶物人倫仁義の天理なり、仁義によりて行ふこと、唯聖人のみこれを能す、按ずるに、行仁義も、亦存之の君子の屬なり、又此より下四章、孟子歷聖の道統をついでゝ、己が身に及ぶ、亦七篇の末章の意と同じ、是一時の言なるべし、

○孟子曰、禹惡旨酒、

旨酒は、むまき酒なり、上古の酒、多くはにごり酒なり、禹の時儀狄はじめて美酒つくれり、禹これを飲での玉はく、後世必酒を以て其國を亡す者あらんと、ついに儀狄をうとんじて、旨酒を絶ち玉ふ、

而好善言、

人の善言きくことを好み玉ふ、尚書に禹拜昌言と云これなり、拜してうけ玉ふなり、此二句は、好むことと惡むことを對していへり、

湯執中、

中は、過不及なき義なり、凡その事みな中庸を執り守りて、失ひ玉はず、

立賢無方、

方とは、類と云が如し、人たゞ賢なれば、則これを位

聞のみぞなり、云意は、もし實行の本たるなしと云者なれば、夏のむらさめの水たまりて、みぞかは皆みちあふるといへども、其かはくこと、立どころにまつべきが如く、にはかに虚名を得れども、長久なることあたはずとなり、

故聲聞過情、君子恥之、

聲聞とは、名譽を云、情は、即實なり、君子は名の實に及ばざらんことを耻て、ひたすら實をつとむとなり、すでに虚名を得て、其つがざらんことを耻る故に、實をつとむと云にあらず、蓋し徐子が人となり、必しなをこえ、名をもとむるの病あり、この故に、孟子これを以てこれに答るなり、○鄒氏おもへらく、孔子の水を稱すること、其旨ふかし、孟子たゞ此一端をあぐること、徐子がために急なる所より、これをいへるなり、孔子聞達を以て、子張につぐ、達とは本あるをいへり、聞とは、本なきをいへり、然る時は、學者それ本をつとめざるべけんや、

○孟子曰、人之所以異於禽獸者幾希、

此章舜の聖德を語らんために、まづ此論を發す、それ人と物と、同じく天地の理氣をうけて生れ、氣は以て形をなし、理は心にそなはりて性となる、其同じからざる所は、唯人は其間にをいて、形氣の正きを得て、以て其性を全くすることなり、これ其少き異なる所にして、人と物とのわかるゝ所、實にたゞこゝにかゝれり、幾希なりと云は、その甚危き意を示せるなり、

庶民去之、君子存之、

庶民は、衆人を云、衆人はその幾希なることをさとらず、私欲をほしいまゝにして、これをはなれ去る、この故に名は人なりといへども、實は禽獸にことなることなし、君子はこれをさとる故に、これを存してうしなはず、こゝを以て戰々兢々として、をそれつゝしみ、はげみつとめて、ついによくその生れうけたる正き所を、全くすることを得るなり、

舜明於庶物、察於人倫、

庶物とは、物は事を兼たり、萬事萬物の理を云なり、

そむきむかふこと、大いに相遠し、學者よろしく審にこれを察すべし、

○孟子曰、言無實不祥、不祥之實、蔽賢者當之、

不祥は、不吉なり、凶にして禍あることを云、これ云意は、人のもの云こと、まことに不祥なる者はなし、唯人の賢をおほひかくす言のみ、まことの不祥と云者にあたるべしと、一說に、人の云こと、いつはりてまことなきは不祥の言なり、而してこれを不祥とする事實には、人の賢をおほふ事、これにあたると、いづれも賢をおほふことをば、甚にくみての詞なり、

○徐子曰、仲尼亟稱於水曰、水哉水哉、何取於水也、

稱すとは、ほむるぞ、二たび水哉と云は、即しば〳〵稱嘆し玉へることをいへり、何取於水とは、何をか水にとる所ありて、かくの如くに稱し玉ふぞと、蓋し夫子の水を稱するは、川上の嘆の類なるべし、

孟子曰、原泉混混、不舍晝夜、

原泉とは、源ある水を云、混々とは、わき出る貌なり、不舍晝夜とは、晝をもすてず、夜をもすてず、常々ながれ出で、やまざることを云、

盈科而後進、放乎四海、

地に穴あれば、必これに入りみちて、而して後に、又ながれすゝみて、必ついに四方の海に、ながれ至るなり、

有本者如是、是之取爾、

人の善あること、名は其華にして、實は其本なり、人實行ある時は、則善をすること、をのづからやまずして、やうやくにすゝんで、ついに至極處にいたること亦この水の如くなる故に、孔子これをとりて、稱嘆し玉ふと、

苟爲無本、七八月之間、雨集溝澮皆盈、其涸也、可立而待也、

周の七八月は、夏の五六月なり、溝は、みぞ、澮は、田

の聞く所の一貫なり、下の章は子貢の聞く所の一貫なり、

○孟子曰、博學而詳說之、將以反說約也、

それ博く文を學んで、詳に其理をとくことは、徒に多きにほこり、くはしきことをあらそはんとにあらず、これその萬理をとろかしあはせ、つらぬきとをして、これよりひき反りて、その一理に會して、約まりきはまりたる處に、ときいたらまく欲するのみなりと、その約を說と云は、たゞ口にてのべほどきたるばかりにあらず、心中に見得たる處あるよりして、言にあらはれ出るを云なり、上章にあはせていへば、博學詳說は、これ深く造るに道を以てするなり、反て約をとくは、これ自得の處なり、孟子此意を以て、上をうけときて、學は徒に博からまく欲するにあらず、而も又たゞちに約なるべからざることを示せり、○それ人博く學んで、詳にとくことは、今の博文多辯も、亦相似たり、又よく反りて、至精至微の處に、とき至る者あり、然れども、眞に體認し得るにあらざれば、唯これ說話のみにして、尚ぶにたらず、

○孟子曰、以善服人者、未有能服人者也、

此章詞は泛くきこゆれども、意の主とする所、王霸の差別を辨ずるにある歟、善とは、善事を云、能服すとは、心服せしむることを云、蓋し善をすること、人にまさりて、これを以て、人を歸服せんとする者は、其人外面は服するに似たれども、内心おそれて、まことに服するにあらざるを以て、未有能服と云、霸者の民かくの如くなり、

以善養人、然後能服天下、

以善養人とは、わが善を以て、人をひたしやしなひて、共に同く善に歸せまく欲するなり、かくの如くなれば、よく天下の人をも心服す、これ王者の道なり、

天下不心服而王者、未之有也、

これ上文をいひかへして、其理を決す、此二つの者、その心をまうくる所、公私の異なるばかりにて、人の

得とは、自然にして得るぞ、しゐつとめて、さぐりもとむるにあらざることをいへり、云意は、君子の學、深くすゝみいり、十分盡頭の處に、至らんことを求めて、必そのすゝみ至らるべき道に由ること、自然に發得せんことをねがひてなり、蓋しすゝみいたるに其道を以てする時は、手にとり足にふむ所あり、かの默して識り、心通じて、自然にこれを己に得ることをまちとらるべし、而して、其道と云は、亦博く學び、審に問ひ、愼で思ひ、明に辨まへ、篤く行ひて、其功を積むこと久きにすぎず、

自得之、則居之安、

此より下は、自得する者の妙處を、詳にことく、乃そのこれを欲する所以なり、居之安しとは、わが身その得る所の中に居ること、安定堅固にして、萬變をこれどもゆるぎうごかざることを云、

居之安、則資之深、

資るとは、たのみにする義なり、居ることすでに安固なる時は、その本領として、取り用る所の道理、深遠にして、きはまりつくることなし、

資之深、則取之左右逢其原、

左右とは、身に近くして、處々みな是なることを云、原は、みなもと、水の出來る處なり、取ることすでに深遠なる時は、日用の間、身に近く、手にまかせて、取り用る所、こと〲く其理の本原來的に、相あはずと云ことなし、川にさかのぼる魚の飲む所、みな源頭より、たゞちに流れくだる水にあふが如し、

故君子欲其自得之也、

此句上文をむすぶ、○程子おもへらく、それ學問は、言にのべがたくして、心にをのづからこゝろみ得たる時は、則自得なり、もし唯知見を以て、をきつらね、しきならべて、其間にあはせたるは、みな自得にあらず、然れども、これ必心を潜め、慮を積み、道理の中にゆる〱とあきたりて、然して後に以てこれを得ることあるべし、もし急迫にこれを求めば則これ私ごとならくのみ、ついに以てこれを得るにたらず、蒙引に云く、孟子に一貫をとくこと二つあり、此章は曾子

行みな胸中義の精き所より、出來る故に、信果を期せざれども、をのづから信せられざる言なく、果されざる行なし、其中に、萬一ふさがりさはりて、義に害あることある時は、時宜にしたがひて、變通すといへども、亦外に約する所の人に愧ることなく、内には立る所の志をそこなふことなし、人も亦不信不果を以て、これを議することあたはず、尹氏の云く、義を主とする時は、則信果其中にあり、信果を主とする時は、則いまだ必しも義にあはず、王勉が云く、もし義にあはずして、信あらず果さずば、則妄人ならくのみ、楊氏の云く、夫子のの玉はく、言信あらんことを必とし、行果さんことを必とす、硜々然たる小人なるかなと、この故に、孟子これをいひて、孔子の意を發明す、

○孟子曰、大人者、不失其赤子之心者也、

大人の心は、きはめて明なる故に、萬變に通達して、知らずと云ことなく、能せずと云ことなし、赤子の心は唯純一にして、僞なきのみなり、然れども大人の大人たる所は、まさしく物欲にひかれずして、その赤子たる時の、純一無僞の本然を、全くするを以てなり、こゝを以て、よく此心ををしひろめて、知らず能せずと云所なくして、其大いなることを、きはめつるに至れり、

○孟子曰、養生者不足以當大事、惟送死可以當大事、

親の生るに奉養すること、もとよりその愛敬をきはむべし、然れども、なをこれ人道の常の事なるによりて、いまだこれを以て、大事にあたるにたらず、その死を送るに至りては、人道の大變なり、孝子の親に事ること、これならずして、其力をつくさん所なし、唯これのみ以て大事にあたるべし、この故に、最これをつゝしみて、衣衾棺槨等の事、必その誠信をきはめて少も後日の悔あらしめざるべきなり、

○孟子曰、君子深造之以道、欲其自得之也、

深造とは、すゝみ入りて、やまざる意なり、知行を兼てとく、之の字は、道理をさす、下みな同じ、自これを

不為とは、己に守りて、犯す所なきを云、有為とは、ふみいだして、しなす所あるを云、而後と云になづみて、不為を以て、必先にありとすべからず、凡そ人是非をよくえらび定めて、非なるをせざる者、その主張の力によりて、すべき所にあたれば、よくこれをなす、是非あきらかならずして、せずと云ことなき者はなんぞよくする所あらん、○按ずるに、それ人はすることあるを尚ぶといへども、唯よくえらびてこれを守る者は、其いさみてする所、みな義あり、もしその才力によりてする者は、義にあたらざること多し、況や義を顧ずして、みだりにする者をや、

○孟子曰、言人之不善、當如後患何、

此も亦為にする所ありていへるなり、蓋し善を揚げて、悪を掩ふは、君子忠厚の心にして、常のことなり、後患をおそれて、かくの如くするにあらず、よりてこれ為にする所あるの言としる、かの官に當る者、姦邪の除くべきことある時は、後患をおもんぱかりて、默しがたきことあり、これは亦別の義なり、

○孟子曰、仲尼不為已甚者、

此はこれ至聖の徳を法則として、高きにすぎたる者を戒む、それ夫子の道高妙にして、企及ぶべからざる者に似たり、顔子の賢といへども、なほ高堅前後の嘆にたへず、然れども其實は、聖人の動靜云為、本分の外に毫末を加る所なし、よりて孟子これを以て、高きを好む者のために、戒をたる、それ眞に夫子を知るにあらずば、豈かくの如く云ことを得ん、但その本分の内に充ることとは、亦必道理の十分盡頭處に、なしつむることなり、もし苟然として、おほかたなるを以て、甚しからずとせば、流れて郷愿の亂德に入らん、學者宜く明に辨じて、深く察すべし、

○孟子曰、大人者、言不必信、行不必果、惟義所在、

必とすとは、あてゝする義なり、云意は、大人は、其ものの云こと、はじめより信あらんと期していはず、其行ふこと、はじめより果さんと期して行はず、たゞ義の在る所のまゝに、相從へるのみなりと、蓋し大人の言

りて、唯人を用ひ、政をするのみにあらざるなり、

○孟子曰、非禮之禮、非義之義、大人弗爲、

禮に似て禮にあらざるを、非禮の禮とす、義に似て義にあらざるを、非義の義とす、凡て人理を察すること、いまだ精しからざる故に、禮義の中正を失ひて、反て禮義に害あり、大德の人は、君子にして時に中し、ともに權を行ふべきほどの地位なる故に、よく事につきて理に順ひ、時によりて宜きをはかる、豈此二つの者をせんや、

○孟子曰、中也養不中、

性行中正にして、過不及なき者は、よく人の不中正なるを敎化して、亦中正ならしむる者なり、養ふとは、物をやうやくにひたしいれ、そめならはして、自然に變化することを云、

才也養不才、

才は、才能なり、事を爲るにたへたるを云、句義は上に同じ、

故人樂有賢父兄也、

凡そ子弟たる者、中にして才ある賢父兄あることを樂むは、そのよく己を敎化して、ついに才德をなしたつること、あるがためなり、

如中也棄不中、才也棄不才、則賢不肖之相去、其間不能以寸、

もし父兄たる者、子弟の不中不才を見て、敎るに足らずとして、遽にこれをたちすてば父兄の所爲も亦中を過ぎ、其才も亦才ならず、然ればその不中不才にして、不肖なる子弟と、相去るの間、いくほどもなきによりて、不能以寸と云なり、○此章は、もつぱら父兄たる者を責め成すの詞なり、然れども子弟たる者、父兄の敎をあなどりて、自成すことあたはざれば、その父兄の賢をわづらはす、最をそれいましむべし、

○孟子曰、人有不爲也、而後可以有爲、

くもまたず、

此之謂寇讎、

かくの如くに、其臣をはづかしめそこなふ君をも、寇讎と云なり、

寇讎何服之有、

寇讎と視る君のために、何の服することかあらんとぞ、潘氏おもへらく、魯の定公君臣の道をとはれけるに、孔子對ての玉はく、君臣を使ふに禮を以てすれば、臣君に事つるに忠を以てすと、其意は、此章と同じけれども、孟子の詞は、けやけくして、迹あり、孔子の詞は、まろらかにして、迹見えず、これ聖賢のかはりなり、楊氏おもへらく、君臣の間は、義を以て相むすぶ者なり、この故に、孟子齊王のために、深く君臣報施の道をときて、君たる人、その臣に禮遇せでかなはざることを示す、君子の己がために處する道は、君君たらずとも、臣たる者、なんぞ其うすき方にをらん、孟子の齊を去る時に、晝に三宿して、なを王庶幾は、これを改んことを予日にこれを望むといへり、君子の意は、蓋しかくの如くなり、

○孟子曰、無罪而殺士、則大夫可以去、

罪なきに、士たる者を殺せば、大夫たる者、禍其身に及ばんことをはかりて、たち去るべし、蓋し事の幾を見て、すみやかに去らざれば、禍すでにせまりて、去ることあたはざればなり、凡そ横罪をかうぶること、大抵賤きより、漸く貴きに及ぶを以て、士を先にいひ、大夫を後に云なり、

無罪而戮民、則士可以徙、

戮も、ころすなり、又はづかしむる義あり、徙るとは、去て他にうつるぞ、句義は上に同じ、

○孟子曰、君仁莫不仁、君義莫不義、

此章は重出なり、然れども、上にうくる所なき故に、上篇にては、人臣君を正す意を主とすれども、こゝにては直に人君を戒る詞となる、又仁義の字を泛くな

これがため服するぞと、

曰、諫行言聽、膏澤下於民、有故而去、

膏澤は、みなうるほひなり、恩澤を云、人臣君のために諫ることを、とり行はれ、凡そいひいるゝこと、みなきゝうけられ、これによりて、上の恩澤、民に下る、臣たる者の志、とぐといへども、別に已ことを得ざる故ありて、其國をたちのくなり、

則君使人導之出疆、

國を去る時は、盗賊のかすむるをそれある故に、君、人をそへ、導かせて、國ざかひを、送りいだすなり、

又先於其所往、

君又そのゆくさきの國へも、此臣の賢なることを稱して、これをあげ用ひまく欲す、

去三年不反、然後收其田里、

去て三年が間は、なをその歸參をねがふ、三年までどもかへらず、然して後に、その田祿田宅をとり收む、

此之謂三有禮焉、

上三段を三禮とす、有は、たゞ付字なり、

如此則爲之服矣、

上に云如くなる舊君のためには、これに服すと、

今也爲臣、諫則不行、言則不聽、膏澤不下於民、有故而去、則君搏執之、

此有故而去は、その去るべき義は決すれども、これを他の故にかこつけて去るぞ、搏執すとは、とらへてやらぬなり、

又極之於其所往、

極むとは、をしつむる義なり、去る者ありといへども、又そのさきざきを、ふせぎつめて、用ひざらしむるなり、

去之日、遂收其田里、

その去る時に、即日ついに田里をとりあげて、しばら

足矣、

凡そ政をする者、人ごとに私恩を施して、其意を悦ばしめんとせば、人多くして、あまねく及ぼすこと、あたはざるのみならず、日も亦すくなくして、これを行ひ用るにたるまじきとぞ、諸葛武侯の云く、世を治るには大德を以てして、小惠を以てせずと、孟子の意を得たり、

○孟子告齊宣王曰、君之視臣如手足、則臣視君如腹心、

此章は、孟子宣王の臣下に恩禮うすきことを戒めんために發せり、手足の如く、腹心の如きは、その恩義最ふかくして、互に一體の如く思ふなり、

君之視臣如犬馬、則臣視君如國人、

如國人とは、國中の路ゆき人の如くに、甚疎きことを云、君の臣にをける、犬馬の如くに輕賤して、唯飼ひ養ふばかりなれば、臣も亦君を路人の如く視て、恩とすることもなく、怨とすることもなし、

君之視臣如土芥、則臣視君如寇讎、

寇讎は、あだがたきなり、君の臣にをける、これをはづかしめ、これをそこなふこと土を蹈が如く、芥を刈るが如くなれば、臣も亦君を寇讎の如く視て、これを怨み惡むぞ、然れども人臣たる者、君すでに犬馬の如くせられれば、則すみやかにたち去るべし、なんぞ、唯かひやしなはれて、土芥の如くせらるゝことを待たん、此二段は、唯君の施し、いよ〱うすければ、臣の報ひもいよ〱あしさまなることをいひて、いたく人君を戒る詞なるべし、

王曰、禮爲舊君有服、何如斯可爲服矣、

舊君とは、故主を云、古禮に人臣君を去れども、義いまだ絶ざる時は、君の喪に服すること、齊衰三月なり、宣王孟子の人臣なを君に事へながら、寇讎を以て視ると云の甚きを疑ひて問ふ、いかなる舊君にしてか

產冬の比、此水をかちわたりする者あるを見るに忍びず、乘車をおりて、これをのせわたせり、後の人此事をきゝつたへて、美談としけるなり、

孟子曰、惠而不知爲政、

孟子子産を評して云はく、子産が所爲、民に惠あれども政をする道を知らずと、蓋しこはこれ私の恩を施して、民に利あること小さなり、それ政をするには、公に平くして、私恩を事とせず、正く大いにして、小利を目にかけず、その上大小の事務、すべくゝる所ありて、法度つまびらかなる時は、本正くして及ふ所の者あまねし、

歳十一月徒杠成、

此より下は、先王の政に、水をわたす法をとく、十一月とは、周正を以て云、今の夏正の九月なり、徒杠とは、杠は、橋なり、徒よりわたる、ほそき橋を云、九月には農功はじめておはり、水もやうやくひえまさる故に民の力を用ひて、水わたるべき處に、まづ小橋をかけさしむ、成るとは、いできたることとなり、

十二月輿梁成、

周の十二月は、夏の十月なり、輿梁とは、梁も橋なり、車をひきとをすほどの、ひろきはしを云、此時は大橋のいで來りて、車の往還も自由なり、夏の月令に、十月成梁と云これなり、

民未病涉也、

上に云如くなれば、民いまださむきに水わたることをうれへざる時より、其そなへありしなり、

君子平其政、行辟人可也、

君子その政を公平にして、民を利することあまねくは、政をとる人の出行に、路ゆく者を、をひひらきてとをるとも可なり、過ぎたることにあらずとぞ、これ乘輿を以て人を涉すに對して云、

焉得人人而濟之、

況や國中の水、わたるべき者多きを、ことごとく乘輿を以てわたすことを得んやと、

故爲政者、每人而悅之、日亦不

卒於鳴條、東夷之人也、

諸馮負夏鳴條は、みな地の名なり、東夷とは、東方夷服の地を云、蓋し王城を去ること三百里の外を夷服と云、これにも亦諸侯あり、四夷の東夷を云にあらず、

文王生於岐周、卒於畢郢、西夷之人也、

岐周は、岐山の下の周原なり、畢郢は、周の都に近き地の名、みな西夷に近き處なり、

地之相去也千有餘里、世之相後也千有餘歲、得志行乎中國、若合符節、

得志とは、舜天子となり、文王方伯となりて、道を行ふ志を得玉ふことを云、中國とは、九州諸夏の地、四夷のまん中にあるを以て、中國と云なり、符節は、わりふなり、玉を以てこれをつくり、文字をきざみて、なかばよりわりわけ、かれこれ各その半分をおさめをきて、ことある時は、左右をつき合せて、信證とする者なり、これを合すが如しとは、こはその同じことをいへり、それ大舜文王東西一千餘里をへだてゝ、をこりいで、又その時のあとさきも、一千餘年の間なれば、同く中國に行ふ所の道、少きかはりあるまじきにも、なきことなりといへども、天德のひとしき聖人にて、おはしましける故に、その事にしたがひて、宜きにかなふ所、みな一理に歸して、同じからずと云ことなし、

先聖後聖其揆一也、

舜文のみにあらず、すでにこれ聖人なる時は、先にあるをも、後にあるをも、それたくらべて、はかりみるに其道みな一つにして、異ならずとぞ、

○子產聽鄭國之政、

子產は、鄭の大夫公孫僑なり、子產鄭に相として、國政をきゝおさめける時なり、

以其乘輿、濟人於溱洧、

乘輿とは、のる所の車を云、溱洧は、二つの川の名、子

り、豫は、よろこびたのしむ意なり、瞽瞍頑惡にして、後の妻と、その子とにまどひて、舜を殺さんとせしほどの人なれども、舜孝道を盡し玉ふによりて、ついに感化して、舜のためにその悅の意を極め致せるなり、

瞽瞍底豫而天下化、

天下の人の子たる者、瞽瞍の悅を致せるを見て、もとより天下に事へがたき父母なけれども、なをその事へがたき所あるは、唯これわが親に事ることの、いまだ舜の如くなることあたはざる故とさとりて、孝行をつとめずと云ことなし、よりて其父母たる者も、亦其子を慈愛せずと云ことなし、これ天下の父子たる者、みな舜の德に化するなり、

瞽瞍底豫而天下之爲父子者定、

天下の父子たる者みな感化して、子は孝に止り、父は慈に止り、各其所を得て、其位に安んず、これを天下の父子たる者定ると云、

此之謂大孝、

舜の孝行、天下の法となり、後世にまでもつたへたふとみて、一身一家の孝にあらざるを以て、これを大孝と云なり、○李氏おもへらく、舜のよく瞽瞍をして、其悅を致さしめ玉ふこと、唯その親に事る道を盡し、子たるの職をつゝしんで、父母の非理なる所、目にかゝらざるが故なり、昔羅仲素此事を語りて云く、唯これ子たる者だに孝を盡せば、父母和順せずと云ことなくして、天下に不是にして事へられざる父母なきがためなりと、陳了翁きゝて、これをよみんじて云く、只此論の如くにて、天下の父子たる者は定るべし、他事にて定るべき道理なし、臣として其君を弑し、子として其父を弑す、大虐無道の事をし出すも、わづかに君父のわがために、不是なる處ありと見るよりして、始れるのみと、甚をそれつゝしむべきことなり、

離婁章句下、

孟子曰、舜生於諸馮、遷於負夏、

舞之、

孝弟を樂むの至りは、行ふ所、をのづから足かろく、手ごゝろよくして、自これをすることをおぼえず、舞まふ者の、藝に熟す、足に拍子をふみ、手にかたちをなす所、つとめずして、をのづから節奏にあたることを、借りていへるなり、此三段は、只これ樂みの妙處をつくす、樂んで後に、かくの如く次第にすゝむと云にあらず、○此章云意は、親に事へ、兄に從ふ、良心の眞切なる所、天下の道、みなこれに本づく、然れども必まづこれを知ること明にして、これを守ること固く、然して後に、これを節することを密くして、これを樂むこと深しとなり、

○孟子曰、天下大悅而將歸己、視天下悅而歸己、猶艸芥也、惟舜爲然、

艸芥とは、共に草なり、至りて輕賤なる者を云、此三句、まづ舜の心を思ひやりていへり、天下の人、己が德を悅びて、みな歸服するほど、重きことはなけれども、舜其親に和順のねがひ、いまだ遂げ玉はざる故にこれを視ること、なを艸芥の如くなるは、唯舜の至孝のみかくの如くにして、其他にはなしとなり、

不得乎親、不可以爲人、不順乎親、不可以爲子、

此段舜の心を推しはかりて、その天下を輕んじ玉ふ故をとく、不得乎親とは、親の意にうけしたがひて、其悅を得ることあたはざるなり、不順乎親とは、其親を道にさとしいれ、わが心これと一つにして、相たがはざることあたはざるなり、凡そ人其親の悅を得て、相和順することあたはざるは、いまだ人とはせられず、況や人の子とせられんやと云意を、詞をかさねて、きびしくいへるなり、然れども、此事尤人のよくし難き所なるによりて、舜も亦其憂とし玉へるなり、

舜盡事親之道、而瞽瞍底豫、

盡事親之道とは、親の悅を得て、相和順するに至れるを云、瞽瞍は、即舜の父の名、底すとは、極むる義な

孝にあらず、然るに告ずして娶らせまく欲せば、天下の罪人なり、

○孟子曰、仁之實、事親是也、義之實、從兄是也、

實とは、華に對して云、蓋し仁は愛を主とす、愛は其親に事るより切なるはなし、義は敬を主とす、敬は其兄に從ふより先なるはなし、それ仁義の德大いにして、その用に發すること、至りて廣しといへども、たゞちに人の良心よりおこりいで、切近にして精實なる所の者、まさしく此二つにこえず、其外はみな仁義の華葉なり、凡そ人の行實、まづ此二つを推したてゝ、然して後に事爲功業次第に盛なることを得べきなり、

智之實、知斯二者弗去是也、

上一段は、仁義の德孝弟に藉ることを云、此より下は、智禮樂の德、孝弟につらぬくことを云、孝弟を織物にたとふれば、仁義は經なり、智禮樂は緯なり、實の義は、みな上に同じ、斯の字は、親に事へ、兄に從ふことをさす、これを知て去らずとは、孝弟の善なることを、分明に知て、永くこれを守ることを云なり、

禮之實、節文斯二者是也、

節は、ほどよくす、文はあやなすなり、孝弟を行ふ所に、節度をたてゝ、これが文章をなすことなり、

樂之實、樂斯二者、

此樂は、音樂舞樂の末文を云にあらずして、其本となる所の者をさす、即これ人の德性、をのづから孝弟の善を樂んで、和順從容たる處なり、

樂則生矣、

生すとは、孝弟の意、自然に內より發動して、春の日に草木のもへいづるが如くなるを云、

生則惡可已也、

すでに發動する時は、生意日夜に充長して、枝葉ののびしげる勢、とゞめられざるが如くなることを云、

惡可已、則不知足之蹈之、手之

するにあらずは、それよく然らんや、世に辨をたくましくして、非をかざり、諫をきゝて、いよ〳〵甚き者あり、これは又樂正子が罪人なり、

○孟子謂樂正子曰、子之從於子敖來、徒餔啜也、

餔は、くらふ、啜は、のむなり、これその子敖に從ひ、食を求めて、路次の費をはぶきたることをとがめてなり、

我不意子學古之道、而以餔啜也、

蓋し樂正子すでに其罪に服すといへども、その自知る所いまだ分明ならざるによりて、孟子たゞしく其罪をあげて、これを責められたると見えたり、

○孟子曰、不孝有三、無後爲大、

後とは、世つぎを云、此章帝舜の親に告げずして娶り玉へるが、孝たることを論ぜんとして、まづ此言を發せり、漢趙氏三不孝の條目を、きゝつたへて云く、古禮にをいて、不孝なる者三つあり、親の私におもねりて、まげしたがひ、親を不義におとしいる、これ一つなり、家貧く、親老たるに、祿仕してこれを養ふことをせざる、これ二つなり、妻をめとらずして子なく、先祖の祀を絶つ、これ三つなり、三つの者の中には、後なきを大不孝とすと、此はみな世俗の知りがたき不孝を、あげていへるなり、

舜不告而娶、爲無後也、君子以爲猶告也、

舜は父母あしき故に、告る時は、必娶ることを得ずして、ついに後なし、よりてつげずしてめとれり、然れども此事あづかる所重きを以て、古の君子の論に、それ告てめとれると同じことなりと思へり、蓋し告るは禮なり、告ざるは權なり、權り得て中を得る時は、則正きをはなれざればなり、○范氏おもへらく、天下の道、正あり權あり、正は萬世の常、權は一時の用、常道は人みな守るべし、權は道に體する者にあらざれば、用ることあたはず、蓋し權は已ことを得ざるに出る者なり、もし其父瞽瞍が惡にあらず、其子大舜の

子敖は、齊の王驩が字なり、子敖使して魯に來れり、此時孟子齊にあり、よりて樂正子、孟子にあはんために、子敖が歸るに、つれだちて、齊にゆけり、

樂正子見孟子、

樂正子孟子の館にゆきて見參す、

孟子曰、子亦來見我乎、

孟子樂正子が罪あることをとがめて、云意は、子われにあふことをえせじと思ひつるに、亦來りてあへるやと、

曰、先生何爲出此言也、

樂正子いまだその罪をさとらずして、いぶかりとふ、

曰、子來幾日矣、

子が齊に來れるより、幾日をへたるぞと、

曰、昔者、

きのふ來れりと、

曰、昔者、則我出此言也、不亦宜乎、

此言を出すが、宜きに稱はざるかと、

曰、舍館未定、

舍館は、旅宿なり、やどいまだ定らざる故に、をそく來れりと、

曰、子聞之也、舍館定、然後求見長者乎、

此長者は、師を以て云へり、云意は、子かつて長者に見參するの禮をきゝけらし、遠きより來りつかば、何をもとりあへず、早く來りてあふべきことを、旅館定りて、然して後に來てあはんと、求むることのあらん者かと、蓋し樂正子が罪の重き所は、小人に從ひて來れるにあり、此はしばらくその師にをこたれるは罪をたゞして、自さとらしむるなり、

曰、克有罪、

克は、樂正子が名なり、その責をうくるに勇めること、かくの如くなるは、善を好みて、あつくこれを信

○孟子曰、有不虞之譽、有求全之毀、

其行ふ所、いまだ譽れをとるに足らずして、思ひはからず、得る所のほまれあり、身を脩ること、毀りをまぬかれて全からんことを求るの道なれども、反て得る所の毀あり、呂氏おもへらく、此章云意は、人のほめそしること、いまだ必しもみな實にあたらず、己を脩る者、これを以て遽に憂をなし、喜びをなすべからず、人を觀る者、これを以て、かろ〴〵しくひき進め、退けすつべからずと、按ずるに君子の己を脩ること、唯わがまさにすべき所を盡すのみ、もと譽れを求め、毀りを免れんためにこれをするにあらず、況や毀譽をうけて、わが實にあたらずは、なんぞこれを以て憂へ喜ぶことあらん、然れども君子の善に進む意きはまりなし、もしはからざる譽れを得れば、反て其實の、名に及ばざることを憂ふ、もし全きを求むるの毀りを得れば、反てこれがために、警し戒めらるゝことを喜ぶ、その憂喜まさに世のつねと相そむけり、

○孟子曰、人之易其言也、無責耳矣、

凡そ人、もの云ことを、たやすくすれば、いまだかつて、いひあやまれるとがめに、あはざるが故ならんかと、なげきていましむるの意あり、蓋しよのつねの人、前にこるゝ所なければ、後にいましむることを知らざればなり、されども此語、なにとか、ためにする所ありて、いへるにや、

○孟子曰、人之患、在好爲人師、

己が學問餘りあり、人己によりたのむことあらば、これに應じて敎へんこと可なり、もしこなたより、好みて人の師となる者は、其心みづから足りて、また德に進むことなし、これ人の大いなる患なり、されどもこれは人の自滿をいましめてなり、師たるの道を論ずる意、おもからず、

○樂正子從於子敖之齊、

○孟子曰、人不足與適也、

此より下三句を、唯一句となして見るべし、云意は人臣たるの職、君の人を用るの非も、ともにせめとがむるにたらず、

政不足間也、

その政を行ふの失も、亦ともにそしりいさむるにたらず、

惟大人爲能格君心之非、

大人とは、大徳の人、己を正うして、物これに從ひて正くなるを云、格すとは、物その正きを法として、正くなることを云なり、唯大徳の人のみ、君の輔佐たる時は、君の心の非を正うして、正きに歸せしむることを能くすと、

君仁莫不仁、君義莫不義、君正莫不正、

正の字は、仁義をすべて云、大人よく君心の非を正す時は、則君仁義に化して、正きに歸す、その人を用ることも、皆仁義より出て、正しからずと云ことなし、かのこれをとがめ、これをそしるのことは、なを貴ぶに足らざるなり、

一正君而國定矣、

定まるとは、おさまりしづまる義なり、上文をうけて云、この故に、大人一たび其君を正くすれば、則國定りて、太平の業成るとなり、○程子おもへらく、天下の治亂は、人君の仁と不仁とにかゝれるのみ、君心非なる時は、即其政に害あり、事に發することをまたず、それ政事の失は、智あるの臣、よくこれをあらたむ、人を用るの非は、直なるの臣、よくこれを諫む、然れども其君の非心、なを存すれば、事々にしてこれを改むとも、後に又其事あらば、ついに改るにたへられじ、人々にしてこれをすつとも、後に又其人を用ひば、ついにすつるにたへられじ、こゝを以て輔相の職は、必その君心の非を正うするにあり、君心正うして、然して後に事正しからずと云ことなし、されども君心の非を正さまく欲すること、大人の徳あるにあらずば、能すまじきなり、

徹すとは、食をすゝめをはりて、あげのくることを云、父その食の餘りをあたへまく欲する者あらんことを思ひて、必たれにあたへんと、こなたより請ひ問、

問レ有レ餘、必曰レ有、

父此物なを餘ありやと問ふ時は、たとひなけれども、亦必ありと云、これ父の心に、又こと人にあたへまほしくて、問へるかと思ひてなり、もし父たれにあたへまほしきとあらば、則求めてあたふること勿論なり、

曾晳死、曾元養二曾子一、必有二酒肉一、

曾元は、曾子の子なり、曾晳をはりて後、曾元其父を奉養すること、亦曾子の其父を養へるが如し、

將レ徹、不レ請レ所レ與、問レ有レ餘、曰レ亡矣、將二以復進一也、此所レ謂養二口體一者也、

曾元は、父のあたへまほしく思ふ所をとはず、又其餘りを問ふ時に、たとひあれども、亦なしと云、これ其父の人にあたへんことをねがはずして、唯これを又すすめんとばかり思へばなり、此はこれ父の口と身をのみ養ふと云者なり、

若二曾子一、則可レ謂レ養レ志也、

曾子の孝の如きは、唯其親の口體を養ふのみならずして、其志を養ふと、いはれたる者ぞとなり、養レ志とは、その志す所に承け順ひて、これをそこなふに忍びざるを云、志を養のこと、一端にあらず、これは上文をうけ、飲食奉養のことを以て、其例をあぐるなり、

事レ親、若二曾子一者可也、

凡そ親に事ることとは、曾子の志を養へるが如くなること可なり、曾元が唯口體のみを、養ふが如くすべからずと、程子おもへらく、人子の親に事ること、其身の力にたふべきことは、皆せずしてかなはざる所にして、一つも過分のことなし、親に事ること、曾子の如くなるは、至れりといひつべし、然るに孟子唯可なりと云につきて見れば、曾子の孝も、亦分外に出て、餘あるにはあらざるなり、

○孟子曰、事孰爲大、事親爲大、

これ自問自答の詞なり、凡そ人に事る道にをいては、其親に事るを以て、大いなることとするなり、

守孰爲大、守身爲大、

守るとは、とりたもちて、失はざる義なり、守身とは、其身を持守して、不義におちいらざらしむるを云、句義は上に同じ、

不失其身、而能事其親者、吾聞之矣、失其身、而能事其親者、吾未之聞也、

これ此章の主意をとき出せり、それ親に事ると、身を守ると、二事なりといへども、唯よく其身を守りて、失はざる者にして、則よく其親に事ることあるためしは、わがかつて聞く所なり、もし一たび其身を失ふ時は、體を虧き、親を辱しむ、日々に三牲の養ひを用ふといへども、亦以て孝とするにたらず、よりて云、よく其親に事る者を、吾いまだこれをきかずと、

孰不爲事、事親事之本也、

云意は、いづれに事るも、事ふとせざることはなけれども、親に事ふる道、大いなるによりて、亦凡そ事ることの本となるぞと、蓋し人よく親に事へて、孝なる時は、これを移して、君に事へても忠なり、長に事へても順なり、よりてこれをば事ふるの本と云、

孰不爲守、守身守之本也、

句義上に同じ、蓋し人よく身を守りて、行義正き時は、則以て家を齊へ國を治め、天下を平にすべし、これ身を守るは、亦家國天下を守りたもつの本なり、

曾子養曾晳、必有酒肉、

此より下は、曾子の孝を引て、親に事るの法則とす、曾晳は、曾子の父、名は點、字は子晳、曾子其父を孝養する時に、食には必酒肉をそなへり、

將徹必請所與、

子を敎るは、もとこれを愛するがためなれども、敎行はれずして、せめいかる時は、反てこれをそこなふ、則これ其勢の行はれざる故なり、

夫子敎我以正、夫子未出於正也、則是父子相夷也、

此夫子は、父をさして云なり、もし又不肖の子ありて、父のせめいかるをふづくみ、夫子我に敎るに正道を以てすれども、夫子の自行ふ所、いまだ必しも正道に出ざるをと、云意あれば、これ亦子として其父をそこなひ、父子相そこなふに至る、

父子相夷、則惡矣、

父子の親は、恩愛をむねとす、もし相そこなふに至れば、則ちこれ惡行なり、こゝを以て、いよ〱其勢行はれざるなり、

古者易子而敎之、

其子を相かへて敎れば、父子の恩をそこなはずして、亦その敎をなすことをも失はず、これ古人子を敎るの常道なり、されどもこれを易ると云は、必しもかれこれ相易るにあらず、唯わが子は人につけて、敎をうけしめ、人我に請ふ時は、亦人の子をうけて敎るを云、

父子之間不責善、

此より下は、又上文をうけて、子を易て敎るの道理をとく、それ互に善道を以て相責るは、朋友の道なり、父子の間は善を責るを以て主とせず、

責善則離、

父子善を以て相責れば、親愛の情にもとりて其中相はなる、これ即上文の相夷のことなり、

離則不祥莫大焉、

祥は、吉なり、父子の間の相はなるるは、これ莫大の不吉なりと、これ即上文惡の字の意なり、〇王氏の云く、父爭子あることなんぞ、所謂爭むとは、善を責るにあらず、不義にあたりては、則これを爭むるのみ、父の子にをけることいかん、曰く、不義にあたりては、則亦これを戒むるのみ、

ために、まづ上文の問ひをおこせり、

曰、天下溺援之以道、

道とは、即先王の道なり、云意は、唯これのみ天下を救ふべき者にして、此外になしとぞ、

嫂溺援之以手、子欲手援天下乎、

云意は、嫂おぼるゝ時にこそ、手を以て救ふべけれ、今子我をして道を枉て、時に合はしめまく欲するは、これまづ天下を救ふべき具を失はしむ、然らば天下をも、手にて救はしめまく欲するかと、蓋し嫂おぼるゝ時に、手を以て救ふが如くなる、時宜にかなへる道あれば、即ちこれ時中にして、先王の道にもとらず、これ權の正義なり、然れば孟子の道の字は、をのづから權を兼たり、髠は其義を知らずして、唯經にはそむくとも、うちすてゝ、一時の功利をはかり得るを以て、權とする故に、これを以て、孟子をなじらんとするなり、後世の儒者、權の字を見あやまること、概みなかくの如し、○此章云意は、己を直くして道を守るは、これ時を救ふ所以なり、道を枉て人に狥ふは、唯時すくふことあたはざるのみならずして、徒に己を失ふとなり、

○公孫丑曰、君子之不敎子、何也、

古の君子、みづから子を敎へざる故を問、

孟子曰、勢不行也、

みづから子を敎る時は、父子の情にもとる所あるを以て、此事の勢をのづから行はれざるなり、其義は下に見えたり、

敎者必以正、

凡そ人を敎る者は、必正道を以てす、

以正不行、繼之以怒、

敎るに正道を以てして、其敎行はれざる時は、つぎに怒を以て、これをせめたゞす、

繼之以怒則反夷矣、

つくろふことを云、内に恭儉の實なきを、外に聲音笑貌を以て、僞りてせられんやと、此章の言、そのかみの諸侯に、此事あるを、たゞせると見えたり、

○淳于髠曰、

淳于は姓、髠は名、齊の辯舌の士なり、

男女授受不親、禮與、孟子曰、禮也、

授受とは、さづけうくるなり、男女みづから物を授受せざるは、嫌疑にさかるの義なり、髠これを古よりの禮法かと問て、孟子答へり、

曰、嫂溺則援之以手乎、

溺るとは、水におちいるを云、嫂叔の間は、ことさら相觸ること、すまじけれども、もし嫂水におぼるゝ時は叔手を以て救はんかと、

曰、嫂溺不援是豺狼也、

豺は、やまいぬ、狼は、おほかみ、皆殘暴の惡獸なり、これ嫂の溺るゝを見ながら、救はざるの、甚不仁なることをいへり、

男女授受不親、禮也、

禮の經常にして、つねの事なり、

嫂溺援之以手者、權也、

一時の權宜にして、たま〳〵の事なり、それ權は、もと秤のおもしの名、物の輕重をはかるに、かなたこなたへ往來して、その中分をとる者なり、よりて常法の行はれざる時に、その時宜をはかり得て、中道にかなふるをも、亦權と云なり、これしばらく經にたがへるやうなれども、亦ついに經に歸す、變じて通ずるの道なり、

曰、今天下溺矣、夫子之不援、何也、

云意は、今天下大いに亂れて、民みな急難におぼる、夫子なんぞ權宜に從ひて、これを救はざる、必しも堅く先王の正道を守るべからずと、髠これをいはんが

き者なしとなり、

眸子不能掩其惡、

これ眸子の人をみるによきことを云、善を掩ことは、すくなきによりて、唯惡を主として云なり、

胷中正、則眸子瞭焉、

此より下二段は、眸子の心中を掩はれざることを云、瞭は、明なる義なり、凡そ人、物にまじはる時は、精神そゝぎて眼中にあり、この故に、胸中正き時は、精神凝り澄て、眸子あきらかなり、

胷中不正、則眸子眊焉、

眊とは、目の蒙々として、明ならぬ貌なり、胸中正しからざる時は、精神散け濁りて、眸子くらきなり、

聽其言也、觀其眸子、人焉廋哉、

凡そ人を觀るに、まづ其詞をきゝとり、又眸子を見あはせて、これを察せば、人いづくんぞ、其胸中をかくさんや、はづれのがるゝ處あるまじとなり、○張氏の云く、學者これをよみては、たゞ人を觀るの法を得るのみならず、並に身を檢るの要を得べし、私心邪氣、一つも中にあれば、昭々として掩ふべからず、畏るべきかな、

○孟子曰、恭者不侮人、

恭謙の實ある者は、をのづから人を侮らず、

儉者不奪人、

儉約の實ある者は、をのづから人を奪ことなし、

侮奪人之君、惟恐不順焉、惡得爲恭儉、

人君もし恭ならずして、其下たる者をあなどり、儉ならずして、民の財を奪ひ、或は故なくして、人の土地をせめとることを好みながら、外に恭儉をかざりて、美名をもとめんとする者は、其心たゞ人のわが僞に、順はざらんことを恐る、これはまことの恭儉にあらずとなり、

恭儉豈可以聲音笑貌爲哉、

聲音は、もの云音聲なり、笑貌とは、えみわらひ、貌を

なり、

況於爲之强戰、

强戰とは、兵力の强きをたのみて、戰ひ爭ふことを云、

爭地以戰、殺人盈野、爭城以戰、殺人盈城、此所謂率土地而食人肉、罪不容於死、

此段强戰の罪、聚斂よりも大いなることを云、今土地城郭をあらそふために、兵戰して人を殺し、尸を野外城中にしきみて、その血肉をして、土にまみれしむるは、これ土地をひきつれて、人のしゝむらをはましむと云者なり、たとひ其者を死刑に行ふといふとも、其罪甚大いなるによりて、刑は小にして、これをいるゝにたらず、

故善戰者服上刑、

此より下は、人臣の罪の輕重を、評論する詞なり、善戰とは、戰ひのてだてよきばかりにて、人の死をかへりみざるを云、戰國の世にては、孫臏呉起が類をさす、上刑とは、重き刑罰を云、これを服すとは、身にかうむることを云、

連諸侯者次之、

連諸侯とは、游說して、諸侯をつらねむすびて、兵爭をもよほすことを云、これ蘇秦張儀が類をさす、次之とは、其罪すこし輕きことを云、

辟艸萊、任土地者次之、

艸萊とは、草おひたるあれ地なり、俗に萊地と云、これを辟くとは、きりひらきて、田にするぞ、任土地とは、任はおほする義なり、土地をきびしくわけつめ、民にさづけて、耕作の責をおほすることを云、李悝が地力を盡し、商鞅が井田を破るの類を云、

○孟子曰、存乎人者、莫良於眸子、

眸子とは、目のひとみなり、云意は、人の身に存して在る者に、其人を觀て、心を察するには、眸子よりよ

のごとくに仰ぎ慕ふことを云、二老天下の大老にして、これに歸するは、これ天下の父たる人、これに歸するなり、

天下之父歸之、其子焉往、

天下の父のためには、天下の人はみな其子なり、もし其父の歸する所は、其子たる者、共にこれに歸せずして、いづくにゆくべきと、これ天下の必みな文王に歸するいきほひあることをいへり、

諸侯有行文王之政者、七年之內、必爲政於天下矣、

今の諸侯、もしよく政を行ふ人あらば、必その政を天下に及ぼして、王たることを得べしと、こゝに七年が內とは、小國を以ていへり、大國の五年も、亦その內にあり、

○孟子曰、求也爲季氏宰、

此章そのかみの諸侯、兵爭をつとむることを、戒めんとして、まづ孔門の冉求が聚斂のことより、ときをこせり、季氏は、魯の卿三家の一、宰は、家臣なり、

無能改於其德、而賦粟倍他日、

冉求主人の民をそこなふ惡德を、たゞし改ることとあたはずして、反て米粟を民にとること、他日よりも倍せり、此他日は、以前の日をさして云なり、

孔子曰、求非我徒也、小子鳴鼓而攻之可也、

鳴鼓而攻之とは、其罪をいひたてゝ、あらはにせむることを云、夫子冉求を、今よりわが門徒にあらずと、たちすて玉へども、同門の小子は、なをこれをせめよとなり、説論語に詳なり、

由此觀之、君不行仁政而富之、皆棄於孔子者也、

此とは、夫子の冉求をたち玉ふことをさす、今人君仁政を行はざるさへに、其臣又聚斂して、これを富ますは、これみな冉求が類にして、孔子にすてたゝるる者

不誠とは、誠のいまだ至らざるを云、餘の義は上文をうらがへしていへり、蓋し誠は人心方寸の間よりしてをこれども、まさしく天地の大いなるをも、感動することと歴然なり、學者此理を自こゝろみて知るべし、〇此章中庸の孔子の言を述べて、誠を思ふは、身を修るの本、善を明にするは、誠を思ふの初なることを見る、乃子思の曾子に聞ける所にして、孟子の子思よりつたはれる所なり、亦大學の義と、相表裏して一致なり、學者よろしく心をひそむべし、

〇孟子曰、伯夷辟紂、居北海之濱、

濱は、はまなり、水邊を云、殷紂淫虐にして、耆老をいみすてけるによりて、伯夷これをさけて、北海の濱にかくれたり、

聞文王作、興曰、盍歸乎來、吾聞西伯善養老者、

來の字は、語の助けなり、西伯とは、西方の諸侯の長なり、紂文王を以て西伯とす、文王をこりいで、其位にいまし、仁政を行ふ、鰥寡孤獨をさきとして、これをめぐみ、庶人の老者も、飢寒のうれへなし、伯夷これを聞て、をこりたちて云く、今なんぞ此人に歸往せざらんや、われきく西伯はよく老を養ふ人ぞとて、來りて其養ひにつく、仕へを求るにあらざるなり、

太公辟紂、居東海之濱、聞文王作、興曰、盍歸乎來、吾聞西伯善養老者、

太公は、姜姓呂氏名は尙、餘の義は上に同じ、此二段、二老北海東海のはてより、來歸することをいひて、四方の民も、皆文王に歸せまく欲せずと云ことなきことを見る、

二老者、天下之大老也、而歸之、是天下之父歸之也、

大老とは、よのつねの老者にあらざることを云、天下の父とは、その齒と德とみな尊くして、天下の人、父

と、信ぜられざるなり、

悅親有道、反身不誠、不悅於親矣、

誠は、眞實なり、父母はあけくれつきそふ者なるによりて、少も外をつくろふ所ありては、つねづね和順なることを得がたし、この故に、わが身に反り求めて、其孝敬慈善の心、眞實にしてうらをもてなき者のみ、これを得べきなり、

誠身有道、不明乎善不誠其身矣、

其身を誠にせんと思ふには、まづ諸事につきて、其理ををしきはめ、其善のある所を、分明に知らざれば、其身に誠あることあたはず、其身の誠なるとは、即その知る所の善に體して、心にをこり、事にあらはるゝ所、みな眞實にして虚妄ならざるを云なり、游氏をもへらく、其意を誠にせまく欲する者は、まづ其知を致す、善に明ならざれば、其身に誠あらず、よく身を誠にするに至る時は、いづくにゆくとしてか、その至極をつくさゞらん、内には以て親に順なるべし、外には以て友に信ぜらるべし、上には以て君の信任を得べし、下には以て民をひきゐて治ることを得べし、

是故誠者、天之道也、

誠とは、道理の我にある者、みな眞實にして僞なきを云、これ即天道の、本來自然のまゝなる者にして、唯聖人のみ、よくかくの如くなることを得るなり、

思誠者、人之道也、

思誠とは、此理の我にある者をして、みな眞實にして僞なからまく欲するを云、此はこれ人道の當然にして、人たる者かくの如くせで、かなはざる所なり、

至誠而不動者、未之有也、

至誠とは、至極の誠なり、動かすとは、わが誠心の物を感動する驗を云、上文の上に獲、友に信ぜられ、親に悅ばるゝの類これなり、未之有とは、其ためしなきことを云、

不誠、未有能動者也、

唯天理の自然なる所よりこれを道と云、人事の當然なる處より、これを事と云なり、蓋し事も亦日用の人事にして、これをすることとしやすき方にあり、然るを世の人まどひてこれをしがたき方に求む、

人人親其親、長其長、而天下平、

人を親んじて愛すべく、人を長として敬すべき道、即つねにまじはる人にあり、これ甚ちかき處にあるなり、人の親むべきによりてこれを親み、人の長とすべきによりてこれを長とす、これ亦わが身にをいて、甚易きことなり、凡そ人たる道、これにはづれず、これをすてゝ他に求れば、いよ／＼遠く、いよ／＼難くして、反て其道を失ふ、この故に、人々各其親を親となし、其長を長とすれば、天下もをのづから平なり、大學の道も、天子より庶人に至るまで、みな身を修るを以て本とす、その家を齊へ、國を治め、天下を平にすることも、唯上たる人、その身を修る道を、國家天下の人に推て、各其身を修めしむるにすぎず、親親は孝、長長は弟、これ即身を修めて、家に及ぼすの大端なり、○一説に、親々は、仁なり、長々は、義なり、これ上章をうけて、仁の安宅、義の正路は、即平常にして易簡の道理なることを示すと、

○孟子曰、居下位而不獲於上、民不可得而治矣、

下位に居る者、君にをいて、其信任を得ざれば、わが職として民を治ること、心のまゝに行ふことを得ず、

獲於上有道、不信於友、弗獲於上矣、

道とは、その由りて得る所の者を云、下みな同じ、人君の臣下にをける、その性行の善なること、朋友の信ずるを見ざれば知りがたし、よりてまづ其友に信せられて後に、君の信任を得べし、

信於友有道、事親弗悅、弗信於友矣、

朋友は外人なるによりて、其人の家に居て、父母につかへ、父母その孝を悦ぶを見ざれば、其善の實なるこ

仁義は、上の禮義をうけて、道德の體用を全くいへるなり、仁は體なるを以て居ると云、義は用なるを以て由ると云、由は行ふ義なり、これ路仁義の貴きことを知るといへども、安逸怠惰にをぼれて、わが身はこれをするにたへじと思へり、人これと共に、つとめ行はまく欲すれども、必すゝめたてられず、これ自その固有の德を、すてはつる故に、これを自棄者と云、程子をもへらく、人もし、善を以て自治る時は、その氣質習俗を變じて、移しかへられぬ者なし、昏愚の至りといへども、皆ひたしいれ、すりみがきて、善にすゝむべし、唯自暴者は、善を拒みて、これを信せず、自棄者は、善を絕ちて、これをせず、此二つは、聖人これと共に居るといへども、變化して善に移し入るゝことあたはず、これ所謂下愚の移らざる者なり、

仁人之安宅也、

安宅とは、安穩なる居りどころなり、それ仁は人心本體の德、全くそなはりて、かくる所なし、これに居る時は、をのづから安く、ゆたかなり、わづかに私意妄行にわたれば、則危く疑がはしくて、安んせず、

義人之正路也、

正路とは、正大なるすぢみちなり、それ義は天理當然の宜き道にして、これを行く時は、ひろくやすらかにて、さはりなし、わづかに邪曲の路にわたれば、かたぶきそばたちて、なやみ多し、

曠安宅而弗居、舍正路而不由、哀哉、

人わが居るべき安宅あれども、これをむなしうして居らず、わが由るべき正路あれども、これをすてゝゆかず、自暴自棄の人、をほむねみなかくの如し、ふかく哀むべきことなりと、此章の旨聖賢のふかき戒め、學者のいたく省みて、はげみつとむべき所なり、

〇孟子曰、道在爾、而求諸遠、

道はもと人の道にして、日用のちかき處にあり、然るに世の人まどひて、これを遠き處に求む、

事在易、而求諸難、

事は即道を行ふの事なり、道の外に事あるにあらず、

行ふべきことをすゝむ、艾は、灸するもぐさなり、ほすことといよ〳〵久きを以て、いよ〳〵よしとす、云意は、人君不仁なること久うして、國すでにあやうし、たとへば病十分に至らば、死せん者の、すでに七年に及びて、艾を求るが如し、すみやかにこれをたくはへば、なを三年の艾を得て、灸治すべし、然らずは、病日々にます〳〵ふかく、死日々にます〳〵せまりて、身を終るまで、艾を得まじきなり、

苟不志於仁、終身憂辱、以陷於死亡、

憂は、内より生ず、辱は、外より至る、上文をうけて云く、今諸侯もしすみやかに仁に志ざゝずば、終身憂辱をまぬかれずして、ついに死亡におちいり、國を失ひ、身も亦ほろびんとなり、

詩云、其何能淑、載胥及溺、此之謂也、

詩は、大雅桑柔の篇の詞、厲王をそしりて作れるなり、云意は今のする所なんぞ能く善からん、善くはあらずして、則人々相ひきゐて、共に亂亡にをぼれしづまんと、これを引て、上文の憂辱せられて、死亡に陷らんことをいへり、

○孟子曰、自暴者、不可與有言也、自棄者、不可與有爲也、

人にわが固より有る所の德を、自そこなふ者あり、これと共には、善をいはれず、又其德を自すつる者あり、これと共には、善を爲られず、其義は下に見えたり、

言非禮義、謂之自暴也、

禮義とは、泛く道理を以て云、もとより道義の貴きことを知らざるによりて、其もの云こと、つねにこれをそしる、人これと共に善をいへども、きゝ入れて信せず、道德禮義は、その固有なれども、自これを暴ひやぶる故に、これを自暴者と云、

吾身不能居仁由義、謂之自棄也、

民之歸仁也、猶水之就下、獸之走壙也、

仁とは、即民の欲する所を聚め、惡む所を施さゞるのことなり、壙とは、廣き野を云なり、それ民の欲する所、仁にあるを以て、必これに歸すること、水の下きにつき、獸の壙におもむくが如し、

故爲淵敺魚者、獺也、爲叢敺爵者、鸇也、

此より下は、上文をうけて、民かなたの不仁を去て、こなたの仁に歸するの速なることを云、淵とは、水の深き處、獺は、かはをそ、魚をとる者なり、獺は魚をかるに心なけれども、魚の畏れて惡む所なるを以て、急にこれをさけて、そのかくれてをりやすくして、欲ふ所の淵に入ること速なり、然れば淵のために魚をかりやる者は獺なり、叢は、しげる林、鸇は、はいたか、雀をとる者なり、その雀をかるの義は、上に同じ、此二事を借りて、下文の意をおこせり、

爲湯武敺民者、桀與紂也、

上文を例として云く、湯武のために、其仁政の中へ、民をかりやれる者は、不仁の桀と紂となり、

今天下之君、有好仁者、則諸侯皆爲之敺矣、雖欲無王、不可得已、

今天下の諸侯、みな不仁なれば、もし一人も、仁を好む君あらば、諸侯みな此君のために、其民をかりやるべし、此いきほひにのりては、たとひ天下に王たること、なからまく欲すとも、王たらざることを得まじきとなり、

今之欲王者、猶七年之病、求三年之艾也、苟爲不畜、終身不得、

此より下は、そのかみの諸侯、みな不仁なること、すでに久きをなげきて、すみやかに仁に志して、王道を

人これを犯すなり、これ上二段をうけ、恥辱敗亡、みな自取ることをいひて、初段の意に應ず、

太甲曰、天作孽猶可違、自作孽不可活、此之謂也、

義は前篇に見えたり、こゝにては、自作孽の句重し、此の字その自侮られ毀られ伐たれを取ることをさして云〇此章云意は、人の本心存する時は、よく得失のきざしを審にすることあり、心存せざる時は、存亡のあらはなるをも辨くことなし、禍福の來ること、皆それ自とるなり、又、上章に對して、仁と不仁とのまねきとる所、同じからざることを見る、

〇孟子曰、桀紂之失天下也、失其民也、

人民そむきて、したがはざれば、共に國家を守られざるが故なり、

失其民者、失其心也、

其心に上の暴虐をにくみて、うとみ、はなるゝが故なり、

得天下有道、得其民、斯得天下矣、得其民有道、得其心、斯得民矣、得其心有道、所欲與之聚之、所惡勿施爾也、

道とは、その由りて得る所の故を云、民を得るによりて、天下を得、其心を得るによりて、民を得るとは上文をくりもどしていへるなり、而して民心を得るの道は、民の欲ふ所をば、これがために、しあつめて、其ねがひに滿たしめ、民の惡む所をば、こなたより、施しかけざるにあり、蓋し欲ふと惡むとは、うらおもてにて、一つの人情なり、よりて上たる人、其欲ふ所を聚むれば、必其惡む所を施すことなし、其惡む所を施さゞるも、亦そのねがふ所をあつむることなり、然ればこれも亦一つの仁政なり、先王よく民心を得るの道、唯こればかりにて、他の事なき故に、爾也といへるなり、

り、その菑あることを知らずして、反てこれを利としてむさぼり、荒淫暴虐は、みな國家を敗亡する道なるに、反てこれを樂んで省ず、蓋し不仁者は、私欲固くおほひて、其本心の德を失へる故に、顚倒錯亂かくの如きに至る、

不仁而可與言、則何亡國敗家之有、

不仁者なりとも、人のたゞしをきゝうけて、これとともにものいはるべくば、國を亡し家を敗るのこと、あるまじきに、とかく忠言耳に入らざるによりて、ついに敗亡に至るなり、

有孺子歌曰、滄浪之水淸兮、可以濯我纓、滄浪之水濁兮、可以濯我足、

滄浪は、川の名、纓は、冠のしめをなり、云意は、一つの川の水なれども、人その淸るを見れば、冠のをもあらはる、その濁れるを見れば、唯足のみあらはるゝとなり、

孔子曰、小子聽之、淸斯濯纓、濁斯濯足矣、自取之也、

小子は、門弟子なり、夫子は歌の意を、人或は纓をあらひ、或は足をあらふこと、みな水の淸濁、自これをとるとして、これを以て、人の榮辱禍福、みなわが善惡の取る所ぞと云意を、門人をよびかけ、此歌をきかせて、さとし玉へるなり、蓋し聖人耳順に至る時は、其心明睿の至り、聲入て心通ず、今孺子心なくして歌ふ時は、唯これ聲なり、人聲わづかに耳に入れば、其ふくむ所の道理、思慮をまたずして、通せずと云所なき故に、かくの如くなり、

夫人必自侮、然後人侮之、家必自毀、而後人毀之、國必自伐、而後人伐之、

それ人侮りをうけ、家を毀られ、國を伐たるゝこと、必まづ我身にこれをうくべき端ありて、然して後に

孔子曰、仁不可爲衆也、

衆とは人數の多きを云、夫子上の詩をよむによりての玉はく、商に十萬の衆ありといへども、周にかつことあたはず、蓋し仁者は天命の歸する所なるによりて、これに敵對しては、多勢のはたらきせられざるとぞ、

夫國君好仁、天下無敵、

これ夫子唯文王の事によりて、ひろく諸侯の上に及ぼしての玉ふ、孟子はこれを引て、國君仁を好むと云を以て、文王を師とする意を明し、天下に敵なきを以て、政を天下にする意を明す、一說には此段の夫の字、發語の詞なるによりて、これを孟子の言として、下の段につらねよむ、

今也欲無敵於天下、而不以仁、

是猶執熱而不以濯也、

これ孟子の言なり、それ大國に命を受ることを恥るはこれ天下に敵なからまく欲するなり、然るに大國を師として、そのをごりにならひ、文王を師とせずして、德を脩めざるは、これ仁を以てせざるなり、此はこれ熱き物をとりたるが、手をひやさまく欲すれども、水にてあらふことをせざるが如し、其欲する所、必得まじきとなり、

詩云、誰能執熱、逝不以濯、

これ大雅桑柔の篇の詞なり、これを引て上文の言を證す、○此章云意は、自强る力たらずば、天の命ずる所にしたがふべし、もしよく德を脩め、仁を行ふ時は天の命われに歸すとなり、

○孟子曰、不仁者可與言哉、

不仁者は、これとともにものいはれんや、いはれずと、蓋しその本心を失ひて、きゝわけなきを以てなり、

安其危而利其菑、樂其所以亡者、

此段不仁者の、ともにものいはれざる故をとく、かれその危きことを知らずして、反てこれに安んじて居

是猶弟子而恥受命於先師也、

先師とは、先輩師長と云義なり、師長の所作を學びながら、其命をうくることをば恥るが如くなり、

如恥之、莫若師文王、

同き諸侯として、大國に役することを恥るも、その良心なるによりて、これをすゝめて云く、もし、人に役することをはぢば、人のをごりを師とせず、唯文王を師として、德を脩め、仁を行ふにしくことなしと、蓋し文王百里の小國よりおこりて、よく王業をなし玉ふ故なり、

師文王、大國五年、小國七年、必爲政於天下矣、

天下道なしといへども、よく文王を師として、德を脩るが至りは道我より行はれて、小國なりといふとも、大國反てわが役となるべし、もしわれ大國ならば、五年が內、小國ならば、七年が內には、必その政をば、天下に行ふことを得んとなり、

詩云、商之孫子、其麗不億、

此より下は、詩と聖賢とを引て、文王のことを云、詩は、大雅文王の篇の詞なり、商は、即殷なり、十萬を億と云、これ商王の子孫の多きことをいへり、

上帝既命、侯于周服、

商紂無道なる故に、天帝命をあらためて、天下を周にあたへ玉ふ、よりて商王の子孫は、みな周に臣服す、

侯服于周、天命靡常、

昔には周人商に臣たりしが、今反て商人周に臣たること、天命つねに定りたる處なくして、唯有德の人に歸すればなり、

殷士膚敏、祼將于京、

殷の士は、商の孫子の臣なり、祼は、灌と同じ、宗廟の祭に、鬱鬯の酒を地に灌ぎて、神を降すことなり、京とは、周の京師をさす、商王の子孫、すでに周に臣服する故に、其士の才德膚大にして敏達なる者も、みな周の都にをいて、王の祭りに、祼獻の禮をたすけたり、

家の本、其身を脩るにある義をうけていへり、

○孟子曰、天下有道、小德役大德、小賢役大賢、

德とは、道を得て、己に具へたるを云、賢とは、即德ある人を云、二つにあらず、役すとは、つかはるゝぞ、蓋し道ある世には、人みな德を脩めて、爵祿必德の大小に相かなひ、大いなる者貴く、小きなる者賤し、よりて小つねに大に役使す、

天下無道、小役大、弱役强、

道なき世には、人其德を脩めずして、力を以て相しのぐ、この故に國家の小きなる者は其大いなるに役し、甲兵の弱き者は、其强きに役す、

斯二者天也、

天とは、道理と時勢の當然にして、かくの如くならずして、かなはざることを云、

順天者存、逆天者亡、

理勢の當然に順ふ者は、存してながらへ、これに逆ふ者は、亡してたえほろぶ、

齊景公曰、既不能令、又不受命、是絕物也、

物とは、人を云なり、云意は、勢强き國をば、我命令を出して、彼を役することあたはざるに、又我彼命令をうけもちひざるは、これ人をこばみたち、我ひとりだちになりて、うらみをむすぶことを、かへりみぬなりと、

涕出而女於吳、

齊は中國、吳は蠻國なり、此時吳より齊のむすめを娶らんとこひけるに、景公蠻夷と婚をなすことをはぢけれども、其强大なるを畏れて、上文の如くにいひて、なく／＼其女を吳にめあはせり、時にあたりてはこれも亦天に順ふのことなり、

今也小國師大國、而恥受命焉、

今小國の君、大國を師として、その般樂怠敖をならひながら、かの命令をうけて、役することを恥るはとぞ、

○孟子曰、人有恒言、皆曰、天下國家、天下之本在國、國之本在家、家之本在身、

云意は、世の人のつねに云詞に、みな天下國家といひならはせども、其言の次第あることを知らず、凡そ天下を平にすることとは、まづ其國を本として、これを治むるにあり、國を治ることとは、まづ其家を本として、これを齊るにあり、而して又家を齊ることは、まづ其身を本として、これを脩るにありと、これによりて、大學に天子より庶人に至るまで、壹是に皆身を脩るを以て本とすといへり、然れば孟子の學、曾子子思の的傳たること分明なり、○此章も亦上章の身を正うして天下歸するの意をうけて、をしひろめいへるなり、

○孟子曰、爲政不難、

不難とは、簡要の操り處あることを云、其事下に見えたり、

不得罪於巨室、

巨室とは巨は大なり、譜代の大臣の家を云、不得罪とは、そのために、怨み怒らるゝことなきを云、蓋し人君よく身を脩めて、先大家を心服せしむること、これ政をするの簡要にして、其これをすること難からざる所以なり、其義は下に見えたり、

巨室之所慕、一國慕之、一國之所慕、天下慕之、

大家の心は君の威勢のみにて服せられず、又國人其おもむく所に目をつけて、これを信ず、よりて君の德化、まづ大家に及び、其人上に心服して、仰ぎ慕ふ時は、一國より天下に至るまで、教化至らざる所なくして、みな其君を慕ふなり、

故沛然德教溢乎四海、

沛然とは、盛大にして流行する貌なり、德教は、政を云、天下の人、君を慕ふ時には、その德教のひろまるいきほひ、沛然としてふせぎとめられず、四海の内に、あまねくみちあふる、これ政をするに其要を得れば、難からざるいはれなり、○此章も亦上章の天下國

不保も、亦身を失ふこと皆その中にあり、

今惡死亡而樂不仁、是猶惡醉而强酒、

今の人死亡をにくみながら、不仁のことをして樂むは、醉をにくみながら、自しゐて酒のむが如しと、孟子の主意は蓋しそのかみの諸侯を、いましめてなるべし、○此章は、上章の三代の天下の存亡をうけて、天子より諸侯卿大夫士庶人までの不仁の禍を、をしひろめて云なり、

○孟子曰、愛人不親、反其仁、

君子は我人を愛すれども人我に親まざれば、人をとがめずして、唯わが仁愛のいまだ至らざるかと、己に反りて、自せめもとむ、

治人不治、反其智、

わが智のいまだてらさざる所あらんことを恐る、句義上に同じ、

禮人不答、反其敬、

禮人不答とは、人に恭敬をほどこせども、人其禮にこたへざるを云、

行有不得者、皆反求諸己、

人を愛して親まず、人を治めて治まらず、人を禮して答へざるは、これわが行ふ所の行ひ得ざる者なり、唯此三事にかぎらず、凡そ何事をも、一々皆かくの如くに己に反りて、責め求むればとぞ、

其身正而天下歸之、

萬事を自反する時は、自治むることます〳〵詳にして、其身正しからずと云ことなし、よりて其效のひろきこと、天下の人これに歸服するに至る、

詩云、永言配命、自求多福、

文義は前篇に見えたり、こゝに引ては、人つねに自治めて、道理にかなはんことを思ふは、即自多福を求るの道なりと云を以て、上段の其身正うして天下歸するの意を咏嘆す○此章も亦上章をうけて、自其仁に反れば、必さいはひをうくることをいへり、其意は上章よりもつぶさなり、

周の時民をそこなひて、弑亡の禍にあひたる君あり、これを名づけて、幽王厲王と云、みな惡き謚なり、

雖孝子慈孫、百世不能改也、

先代に幽厲の君ありて、謚その實にかなふ時は、孝慈の子孫、王位をつぎて、祖考を愛すること、至れりといへども、百世までも改ることとあたはず、不仁の禍こゝに至れり愼るへきこと甚し、

詩云、殷鑒不遠、在夏后之世、此之謂也、

詩は、大雅蕩の篇の詞なり、殷紂が暴虐をいましめて云く、今殷の見ていましむべき所、遠きにあらず、則夏桀がほろびたる時のことにありと、孟子これを引ておもへらく、此すなはち今の人君、幽厲を鑒ていましむべきいはれなりとぞ、

○孟子曰、三代之得天下也、以仁、其失天下也以不仁、

三代とは、夏殷周を云、禹湯文武は、仁を以て天下を得、桀紂幽厲は、不仁を以てこれを失ふ、仁不仁、みな心と政とを兼て云、

國之所以廢興存亡者亦然、

國とは、諸侯の國を云、廢は、おとろへすたるなり、亡は、たえほろぶるぞ、興とは、おこりさかふるなり、存とは、唯存在してほろびざるのみなり、以上仁不仁をならべ云といへども、不仁を戒る意おもし、よりて下文に唯不仁の禍を云、

天子不仁、不保四海、

天下を失ふを云、

諸侯不仁、不保社稷、

社稷は國の重んずる所なる故に、國を失ふをば、社稷を保たずと云、

卿大夫不仁、不保宗廟、

宗廟は家の重んずる所なり、句義上に同じ、

士庶人不仁、不保四體、

四體は、兩手兩足なり、身を失ふを云、上文の三つの

る理をつくすが如くなる故に、これを人倫の至極とするなり、此句は又下文の意を起す、

欲為君盡君道、欲為臣盡臣道、二者皆法堯舜而已矣、

上をうけて云、それ聖人は人倫の至りなる故に、今君君たらまく欲して、其道をつくし、臣臣たらまく欲して、臣の道をつくす、此二つのこと、唯堯舜を法として、つとめ行ふべし、これより外のことなしと、これ五倫の中に、君臣一つをあげて、其餘の例とするなり、

不以舜之所以事堯事君、不敬其君者也、

もし臣たる道をつくさまく欲して、いまだ舜の堯に事る所を以て、其君に事ることあたはざるは、これを其君を敬せざる者なり、

不以堯之所以治民治民、賊其民者也、

句義上に同じ、孟子つねに人のために性善なりといひては、必堯舜を稱して、其事の法とせしむること、これがための故なり、

孔子曰、道二、仁與不仁而已矣、

孟子聖言を引き、上文の意を證しておもへらく、人よく堯舜を法とすれば、君臣の道をつくして仁なり、然らざれば、なを君をあなどり、民をそこなひて不仁なり、此二端の外、更に他の道なしと、蓋し天下の道、すべて仁に歸す、わづかに仁を出れば、則不仁に入る、別に身をはづして立つ處なし、つゝしまざるべけんや、

暴其民甚、則身弑國亡、不甚、則身危國削、

此より下は、君道をつくさずして不仁なる禍を云、臣道も亦をして知べし、凡そ君として其民をそこなふこと、其甚きは身ころされ、國も亦ほろぶ、其いまだ甚しからざるも、其身危く、國土も敵に削りとらる、

名之曰幽厲、

ることなかれと、いましむるなり、

泄泄猶沓沓也、

これ孟子時の人の語を以て、泄々の義を釋す、

事君無義、進退無禮、言則非先王之道者、猶沓沓也、

進退とは、たちふるまひにつきて云、先王の道は、即禮義なり、人臣君につかふまつりて、左右に進退する間、たゞおもねりしたがふのみにして、禮義を以て君をたすけず、先王の道をすゝめざるのみならずして、もの云時にこれをそしる者は、かの所謂沓々たる者の如くなり、

故曰、責難於君謂之恭、

責難とは、君道のつくすべき所にして、つくしやすからざることを、君にせめのぞむを云なり、云意は、人臣其君に君道の難きをはゞからずして、これを責め、其君をして堯舜の君たらしめまく欲するは、これ君を恭ひ尊ぶことの、大いなる者なり、

陳善閉邪謂之敬、

君のために、善道を明にのべて、以て其邪心をとぢいましめ、たゞ其君のあやまちあらんことを恐るゝは、これ君を敬することの、至れる者なり、蓋しまづ善道をのべずして、にはかに邪心を閉る時は、さかひて入りがたき故なり、難を責るは、大綱を以て云、善をのべ邪をとづるは、其中の事々につきて云なり、

吾君不能謂之賊、

賊とは、やぶりそこなふ義なり、わが君道を行ふことあたはじといひて、これをつげず、其あしくなるまゝにしてをく者は、これ其君を賊害するの甚き者なり、

○孟子曰、規矩方員之至也、

至りとは、至極と云義なり、規矩は物の方圓となる理を盡して、のこる所なき故に、これを至りと云、此句は下の句をいひおこせり、

聖人人倫之至也、

聖人人の人たる道を盡せること、なを規矩の方圓た

君子は、臣を云、小人は、民を云、君子つゐに道義を犯して、かへりみざる故に、小人も亦刑罰を犯して、これにかゝる、刑はこれ法度の一事なり、此三段、わかちて云時は、上道揆なきによりて、朝廷道を信ぜずして、君子義を犯す、下法守なきによりて百官度を信ぜずして、小人も刑を犯す、みな上によりて下に及ぶ、必然の理なり、

國之所存者幸也、

上の六つの者あれば、其國必ほろぶべし、もしなを存在して、ほろびざる所の者あらば、これ幸にしてまぬかれたるなり、

故曰、城郭不完、兵甲不多、非國之災也、田野不辟、貨財不聚、非國之害也、

辟くとは、つくりひろぐることなり、云意は、此等のことは、唯國の富まず、兵の强からぬと云ばかりにて、急速の災害あることにあらずと、蓋しそのかみの諸侯、仁政を行はざるは、ひたすら國の富强をつとむるが故なるによりて、孟子此數事をあげてこれを破る、

上無禮、下無學、賊民興、喪無日矣、

上禮を知らざる時は、以て民を敎ることなき故に、下も亦學ぶことを知らず、よりて賊民おこり亂をなして、國のほろぶることほどなし、上無禮は、無道揆に應ず、禮は即道の節文なり、下無學は、無法守に應ず、禮義法度を、學び知らざるによりて、これを守ることなし、賊民おこるは、義を犯し刑を犯すによりてなり、かくの如くなれば、國の喪ること日なし、而してなを存せば、幸なるにあらずや、

詩曰、天之方蹶、無然泄泄、

此より下は、人臣をせむ、詩は、大雅板の篇の詞、泄々とは、緩々として、うれへなき貌なり、これ周の厲王をそしれる詩なり、云意は、今天周家をくつがへさんとす、羣臣泄々然として、急に救はんことを、思はざ

政、而仁覆天下矣、

不忍人之政とは、即仁政なり、句義亦上に同じ、

故曰、爲高必因丘陵、爲下必因川澤、爲政不因先王之道、可謂智乎、

丘陵はもと高し、川澤はもとひきし、よりて高く卑きことをつくる者、これに因りてする時は、力を用ること少しきにして、功をなすこと多し、政をして先王の法を用るも、亦かくの如くなるをば、これに因らざる者は不智なり、以上は仁心ありて、又必仁政を用ふべきことを論ず、君相を兼てせめのぞむ詞なり、

是以惟仁者宜在高位、

此より下は、わきて人君をせむるなり、仁者とは、仁心仁聞ありて、よくこれををしひろめて、以て先王の法を行ふ人を云、蓋し人君は國家の上に居て、政令を出し、萬民の見ならふ所なれば、必仁者にして後に、其位に居て、國をたもち、民をやすんずることを能すべし、

不仁而在高位、是播其惡於衆也、

もし不仁にして高位にあれば、仁者にうらちがひて、災患の惡事を、衆民にしきほどこすに見れり、

上無道揆也、下無法守也、

此より下は、不仁にして高位にあるの禍をとく、上とは、君をさす、下とは、臣民を兼て云、道揆とは、道は義理、揆ははかるなり、凡そ行ふ所の事、みな義理を以て、その宜き所をはかりさだむるを云、法守とは、法度を以て自守るなり、上の行ふ所、道揆なき時は、下たる者、みな法度を守らず、

朝不信道、工不信度、

工は、官なり、上道揆なき故に、凡そ朝廷の沙汰、道義を信用せず、よりて百官の職務も、亦法度を信用せす、

君子犯義、小人犯刑、

行はれずして、むなしき法度なり、蓋し其法あれども、其心なければ、をし行ふべき本なき故に、法のみひとり行はれざること、勿論なり、されども其心ありても、其法なき時は、これを行ふ具なき故に、亦以て政をするに足らず、法のすてられざることかくの如し、

詩云、不愆不忘、率由舊章、

詩は大雅假樂の篇の詞、舊章は、ふるき法なり、凡そ行ふ所のあやまらず、忘れざるは、古法をしたがひ用るが故なりと、蓋し先王の遺法、みな正うして、缺ることなし、正きが故に、これにしたがふ時はあやまらず、缺ることなき故に、これにしたがふ時はわすれず、

遵先王之法而過者、未之有也、

孟子詩を釋して、治をするには、必法を用べきことを示す、先王の法は、即舊章なり、過の字は、愆ると忘るとを兼て云、

聖人既竭目力焉、繼之以規矩準繩、以爲方員平直、不可勝用也、

此より下は、又先王の法、其はじめこれを立ること詳にしてくはしく、天下後世のために慮ること、至りて深く遠きを以て、今これにしたがひて治をするによきことを示す、準は、みづなは、平をなす所の者、繩は、すみなは、直をなす所の者、規矩準繩は、もと聖人の製作にして、離婁等は、みなこれにしたがひ用る者なり、聖人すでに眼力をつくして、目の用をなす所、行はるゝといへども、又必法度の器を制して後にはじめて大いに行はれて、天下にあまねく、後世に及び、其用のきはまりなきこと、あげて用ひられざるなり、

既竭耳力焉、繼之以六律、正五音、不可勝用也、

句義上に同じ、

既竭心思焉、繼之以不忍人之

色を辨ず、公輸子は、魯の巧人、名は班、木人を作りて、車を御せしめ、木鳶を作りて、自とばしむ、規は圓形をなす器、矩は、方形をなす器なり、二人が明巧といへども、規矩を用ひざれば、方圓をなすことあたはざるなり、

師曠之聰、不以六律、不能正五音、

師曠は、晋の樂師、よく聲を知る者なり、聰は、耳ときぞ、六律は、竹をきりて管とし、長短を以て、聲の等とす、陰陽をの〳〵六つ、十二管を以て、五音のかりめりをしらぶ、黄鍾太簇姑洗蕤賓夷則無射を陽律とす、大呂夾鍾仲呂林鍾南呂應鍾を陰律とす、五音は、宮商角徵羽なり、句義は上に同じ、

堯舜之道、不以仁政、不能平治天下、

仁政とは、聖人天下を治るの法度なり、堯舜天下を治るの道、善つくせりといへども、仁政を以て法度をたてざれば、天下を平げ治ることあたはず、此段一章の大綱なり、

今有仁心仁聞、而民不被其澤、不可法於後世者、不行先王之道也、

仁心とは、人を愛するの心、仁聞とは、人を愛するの名、世に聞ふるぞ、今仁心仁聞ある君ありといへども、民いまだその恩澤を被らずして、後世の法ともせられざるは、先王の道を行はざるが故なり、先王の道とは、仁政をさして云、上の堯舜の道と同じからず、下同じ、

故曰、徒善不足以爲政、徒法不能以自行、

この故曰は、孟子われ故に曰くと、上文を結ぶ詞なり、下同じ、徒は、むなしき義なり、仁心あれども、仁政なきを、徒善と云、用をなさずして、むなしき善道なり、仁政あれども、仁心なきを徒法と云、あれども

これをあざけりて云く、これかの鶂々の肉なりと、仲子則外に出て、これをはきかへす、これまで仲子が始末をのべて、公案として、下文にこれを判斷す、

以母則不食、以妻則食之、以兄之室則弗居、以於陵則居之、是尚爲能充其類也乎、

充其類とは、こと〴〵くその不義の類をすてゝ、その操守の類をみてきはむるを云、蓋し仲子はじめ母のあたふる食の、由來を察せずして食するは、妻の力にかへてあたふる食の、由來をとはずして食すると同じ、然るに母の食、不義のをくり物に出ると知れば食せず、兄の室をも、不義の祿に出たると知れば居らず、その操を守ること、かくの如くならば、妻のあたふる食と、於陵の室とは、いまだ必しも伯夷がする所ならざるによりて、皆不義の類なり、然るにこれには安んじて、居食することなんぞや、これなをよく其操守の類を充る者とせんや、いまだ類を充ることあたはざる者なり、

若仲子者、蚓而後充其操者也、

仲子が如き者は、必その求めなくして、自足ること、丘蚓の如くにして、然して後に、よく其志をみてゝ、其廉たることを得んと、然れどもこれ豈人のよくせらるべきことならんや、其廉の中正ならずして、義にかなはざること、分明なり、○范氏おもへらく、天の生じ、地の養ふ所の者、たゞ人のみを大いなりとす、人を大いなりとする故は、その人倫あるを以てなり、仲子兄をさけ、母をはなれて、凡そ親戚君臣上下あることなきは、これ人倫なきなり、豈人倫なくして、よく廉なることを得んや、

離婁章句上、

孟子曰、離婁之明、公輸子之巧、不以規矩、不能成方員、

此章天下を治るには、必法度を用ふべきことを論ずるに、まづ規矩六律を以て其例をあぐ、離婁は、古の目の明なる者、よく秋毫の末を見、幽室の內にて、五

に似たり、然れども、凡そ身に奉ずる所の者、こと〴〵く力にかへつくされぬことあり、且つ仲子が本意は、其力をはんで足れるをのみ、廉とするにあらず、其物の由來の非義までを、甚いみさくる故に、孟子下文にこれを辯ず、

曰、仲子齊之世家也、

世家は、世々の家なり、譜代の卿たることを云、

兄戴蓋祿萬鍾、

仲子が兄名は戴、蓋と云處を領地として、其入る所の祿萬鍾なり、

以兄之祿爲不義之祿而不食也、以兄之室爲不義之室而不居也、

兄世家なれば、其祿先祖の功德によりて、うけ來るべし、何ぞ必しも不義ならん、然るを仲子その徒に富貴をうくるを以て、不義として、わが身は其祿をもはます、其の家にもをらぬなり、

辟兄離母、處於於陵、

兄をさけて出る故に、母にもはなれざることを得ず、

他日歸、則有饋其兄生鵝者、己頻顣曰、惡用是鶂鶂者爲哉、

頻顣とは、眉をひそめ、鼻をしかむるなり、鶂々とは、鵝の聲なり、他日於陵よりかへりて、母をみまひけるおりふし、其兄に生ける鵞を饋る者あり、これ己にあづからざることなるを、兄人のをくり物をうくるを以て不義として、これがために頻顣して云く、鶂々たる者を以て、何にせんやと、これをいましむ詞なり、

他日其母殺是鵝也、與之食之、

又他日其母この鵝を料理して、仲子にあたへければ、知らずしてくひけり、

其兄自外至曰、是鶂鶂之肉也、

出而哇之、

その兄外よりかへりきて、仲子が鵝をくらふを見て、

ることかくの如し、

孟子曰、於齊國之士、吾必以仲子爲巨擘焉、雖然仲子惡能廉

巨擘とは、大指なり、齊國の士のなみに比すれば、小指の中に、大指あるほどの者とは、吾も必かくいはんぞ、然れどもなんぞよく廉士たることを得んと、蓋し仲子が守る所は、分辨はなはだするどくして、中正にすぎ、反て義にかなはざるが故なり、

充仲子之操、則蚓而後可者也、

操とは、自守る所なり、蚓は、丘蚓、みゝずなり、もし必その守る所を推しみてんとせば、唯世に一つも求ることのなき丘蚓にして、然して後に、その云所の廉たるべき者なるとぞ、

夫蚓、上食槁壤、下飲黃泉、

槁壤は、かれたる土、黃泉は、にごれる水なり、丘蚓この外には求ることなくて足れり、

仲子所居之室、伯夷之所築與、抑亦盜跖之所築與、所食之粟、伯夷之所樹與、抑亦盜跖之所樹與、是未可知也、

抑とは、發語の詞、盜跖は昔の强盜なり、云意は、仲子は丘蚓の如くに、求めなきことあたはずして、いまだ室に居り、米を食ふことをまぬかれず、その居食の由來までを、非義なくして、いさぎよからんことをきはめば、必伯夷がきづける室と、そのうへたる米ならでは、居食することを得ざらん、されども物の由來は、をしきはめて、知られざることなれば、これ盜跖がきづきうへたるにあらざることも知られず、然らば今仲子が於陵にての居食は、何とか明めて、これに安んずるぞやと、

曰、是何傷哉、彼身織屨、妻辟纑、以易之也、

匡章が意は、仲子が居食、夫婦の力に出る者を以てかへとる、これなんぞ其廉を傷はんやと、これは理ある

よく言をたてゝ、楊墨をふせぐ者あらば、これも亦聖人の徒なりと、ひとり其力を致すのみならずして、又衆同く其力を致さんことをのぞむ、其心ますく〜切なることを見る、蓋し邪說の正きを害するは、天下公共の害にして、天心にそむき、神明にさかひて、聖人の必誅する所なれば、人々得てこれを攻むべし、なを春秋の法、亂臣賊子あれば、士師の刑罰をまたずして、人々得てこれを誅するが如し、聖人世を救ひ法を立るの意、その切なることかくの如し、もし此意を以てこれを推す時は、異端必しも攻討まじきの說をつくる者は、その亂賊の當たることと知んぬべし、○尹氏の云く、學者是非の原にをいて、毫釐もたがふことあれば、害生民に流れ、禍後世に及ぶ、この故に、孟子邪說を辯ずること、かくの如く嚴にして、自おもへらく三聖の功をつぐと、この時に當りて、まさに且つ辯このむを以てこれになづく、常人の心を以て、聖賢の心を度ればなり、

○匡章曰、陳仲子豈不誠廉士哉、

匡章陳仲子は、並に齊人なり、廉とは、義不義をきはどく分辯して、苟くも不義をとらざるを云、これ匡章孟子にあひて、仲子が廉をほむるぞ、

居於陵、三日不食、耳無聞、目無見也、

此より下は、仲子が廉なることをとく、於陵は、齊の邑の名、一說に楚の地なりと、仲子食つがざる時も、人に求ることなきを以て、三日食せざることあり、よりて此時耳もきこえず、目もみえざりしなり、

井上有李、螬食實者過半矣、匍匐往將食之、三咽然後耳有聞、目有見、

匍匐は、はふなり、井のほとりにおちたる李の、すくもむし半すぐるほど、くひさしたるありしを見て、とらんとすれども力なし、はひゆきて、三たびにのみ入れたり、然して後に、耳目やゝ見聞くことありしぞ、その操を守

孔子成春秋、而亂臣賊子懼、

聖人誅罰の書法嚴なるによりて、後世君を弑さんとするの亂臣、父を弑さんとするの賊子、これを懼れてせず、

詩云、戎狄是膺、荊舒是懲、則莫我敢承、

承るとは、敵當するぞ、餘の義は、上篇に見えたり、

無父無君、是周公所膺也、

孟子上の詩をひき、楊墨が父なく君なきを以て、戎狄に比して、周公のうつ所とす、周公を云時は、禹孔のうつことも、知んぬべし、これ聖人の必うつ所なりといひて、わが辯のやむべからざることを示す、

我亦欲正人心、息邪說、距詖行、放淫辭、以承三聖者、豈好辯哉、予不得已也、

正人心とは、人心仁義の害をのぞきて、本然の正きにかへすぞ、此句最重し、上の作於其心と云に應ず、人心もし正しからざれば、邪說これによりて入り、ついに行と辭とに發す、詖は、偏陂なり、淫は、放蕩なり、その邪說をやめて、詖行をふせぎ、淫辭を放つことも、皆人心を正うせんがためなり、よりて云、今我これを以て、禹周孔三聖の功をつがまく欲す、豈無用の辯を好まんや、われやむことを得ざればなりと、再これをいへるは、深く其心の切なることを示せり、蓋し邪說の人心をそこなふこと、一時のみならずして、其禍萬世に流る、洪水猛獸夷狄弑逆のわざはひ、人身を害して、一時にとゞまるよりも、甚いたまし、この故に、孟子深く懼れて、力めて救へるなり、然れども聖道の正く、異端の非なる所を、よくさとり知る者にあらざれば、實に孟子の心の切にして、やむことを得ざるの故を知りがたし、

能言距楊墨者、聖人之徒也、

孟子すでに公都子が問ひに答へをはりて、其心いまだ盡きざる所ある故に、又云く、今より後、必しも道を知て、邪說をやめ、聖人の功をつぐ者にあらずとも、唯

作於其心、害於其事、作於其事、害於其政、聖人復起、不易吾言矣、

文義は前篇に見えたり、こゝに云意は、仁義みちふさがりて、人心害をうくる時は、事に行はれ、政に施す所、其害父なく君なくして、禽獸におちいり、人相はむに至らんこと、理勢の必然として、易ふべからざる者なり、聖人またおこるとも、わがこの言をもどくまじ、然れば今わが楊墨を辯ずること、それやむことを得んやと、蓋し孟子かくの如くに、其辯をきはむとも、當時楊墨が說、いまだ必しもたえほろぶるにはあらじ、されども後世其道行はれず、其書もつたはらずして、君臣父子の道、これによりて地におちざるは、まさしく孟子の功なるべし、然れば孔子春秋作れる功をつぎて、これも亦一治なり、程子の云く、楊墨が害、申韓よりも甚し、佛氏が害、楊墨よりも甚し、蓋し楊氏が爲我は、義に疑はし、墨氏が兼愛は、仁に疑はし、申韓は則淺陋にして見やすし、この故に孟子たゞ楊墨をひらく、その世をまどはすことの、甚きがためなり、佛氏が言理に近し、又楊墨がたぐひにあらず、害たること尤甚きゆへんなりと、申は、鄭の申不害、韓は韓の韓非、並に戰國の時、刑律名法の說を以て、國政にあづかる、されども其言あさくして、其非見やすきによりて、孟子たゞ楊墨が仁義に似たる非を辯ず、佛氏又其後にいでゝ、淸靜寂滅は、楊氏が爲我に似て、禪定立脫は、これにすぎたり、慈悲普施は、墨氏が兼愛に似て、平等無生は、これにすぎたり、この故に、いよ〳〵理にちかくして、いよ〳〵眞を亂る、其害尤甚きことをむべなるかな、

昔者禹抑洪水而天下平、

此より下は、上文をひきむすぶ、

周公兼夷狄、驅猛獸而百姓寧、

周公國を滅すこと五十、其間に必夷狄あるべし、これを兼ぬとは、かれをとりて、これにあはする義なり、夷狄ばかりを云こと、其惡のおもきをあげてなり、百姓とは萬民の通稱なり、

民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也、

此より下は、楊墨が害の大いなることを云、此段文義上に見えたり、こゝにこれを引ては唯末一句を主として、下文の意を起す、

楊墨之道不息、孔子之道不著、

夫子の春秋つくれるは、萬世君父の倫を正すを以てむねとす、よりて楊墨が君父なき道、きえほろびざる時は、夫子の道世にあらはれず、

是邪說誣民、充塞仁義也、

邪說は、即楊墨が橫議なり、蓋し楊氏が爲我の說は、理の一に昧し、これ義に似て仁に害あり、墨氏が兼愛の說は、分の殊に昧し、これ仁に似て義に害あり、それ仁義は、人々の天然の德性にして、仁は父子の本、義は君臣の綱、今楊墨が君父なきの說、人心本然の德をしゐあざむき、草萊の充ちひろがりて、道路を塞ぐが如し、然れば聖人の道、楊墨がためにあらはれざるは、その邪說をしゐ、仁義を妨ぐる故なり、

仁義充塞、則率獸食人、人將相食、

獸をひきゐて、人をはましむるは、いたましきことなれども、なを人と獸のわけあり、もし仁義みちふさがりて、父なく君なく、人すでに禽獸に變ずる時は、大亂おこりて、人みづから相はまんとす、これ又孟子の時の一亂なり、

吾爲此懼、閑先聖之道、

孟子の父なく君なきの說を懼るゝは、なを夫子の君を弑し父を弑す者あるを懼るゝが如し、先聖の道とは、さす所孔子を主として、堯舜禹周をもかねたり、

距楊墨、放淫辭、邪說者不得作、

淫辭とは、楊墨が邪說の、放蕩になりたるを云、これを放つとは、をひはなつぞ、邪說を辯すること、かくの如くにして、そのおこり行はるゝことを、得ざらしむ、これ即先聖の道をまもる處なり、

なり、その知らずして罪することは、唯其位なくして、二百四十二年の、天子の權を借へりと議するのみなり、此の春秋の義、そのかみ行はれずといへども、治を致すの法を、萬世に垂れ玉ふ故に、これも亦一治なり、

聖王不作、諸侯放恣、處士横議、

放恣は、ほしいまゝなり、處士は下に處りて出仕へず、世に名の高き士を云なり、横議とは、横は理にさかふ義なり、無理なる議論を云、それ三代の後、戰國の世に及ぶまでは、堯舜文武の如き聖王、をこりいで玉はず、よりて上には諸侯ほしいまゝにして、法度を守らず、下には處士横逆の議論を以て、聖人の道と相あらそふ、

楊朱墨翟之言盈天下、天下之言不歸楊則歸墨、

楊朱は、老子の弟子、墨翟は、宋人共に孔子の時の人なりと云、其言は、即下文の爲我兼愛の説、これ即處士の横議なり、戰國の時、其説、盛に行はれて、天下にみちひろがり、天下の云所、楊にしたがはざれば、墨にしたがふ、

楊氏爲我、是無君也、

楊氏は人々わが身を愛して、けがしいやしめざるを以て道とす、これ唯我がためにするのみにて、其身をゆだぬるの義あることを知らず、然れば其君ありといへども、なをこれなきが如し、

墨氏兼愛、是無父也、

墨氏は人を愛するに、差等をわかずして、父母を視ること世のつねの人の如し、これ人をひろく兼ね愛して、をの〳〵一本に出ることを知らず、然れば其父ありといへども、なをこれなきが如し、

無父無君、是禽獸也、

父子君臣は、人の大倫なるに、もしこれなき時は、人道たえほろびて、禽獸におちいる、以上は楊墨が道の非なるを云、

公明儀曰、庖有肥肉、廐有肥馬、

とをほむ、烈とは、功のてれるぞ、

佑啓我後人、咸以正無缺、

後人とは、のちの人、子孫の王を云、文武よく後王のなすべき道を、たすけひらきて、つたへ玉へる所、みな正うして邪ならず、周うしてかくることなきぞ、文武を云時は、周公の功も其中にあり、

世衰道微、邪說暴行有作、

有は、又と同じ、周の末に及んで、世治おとろへてふるはず、道術かすかにして、明ならず、よりて邪說暴行又おこれり、

臣弑其君者有之、子弑其父者有之、

邪說いよ〳〵ほしいまゝなるによりて、暴行の甚き、君父を弑す者あるに至る、これ平王東都にうつれる後の一亂なり、

孔子懼作春秋、春秋天子之事也、

夫子此時にあたりて、その王政のおとろへ、邪暴をこりて、弑逆のこと出來れるを惧れて、ために春秋の書を作り玉ふ、春秋は、もと魯國の史記なり、本國并に天子諸侯の事を記せり、されどもその褒貶の書法、正きを失へるによりて、夫子これを改作し玉へり、その大要人倫を厚うし、禮節を正うし、倫理禮法に合へるを德として、これを賞し、これにそむけるを罪として、これを罰す、みな天子世を治るの事なり、

是故孔子曰、知我者其惟春秋乎、罪我者其惟春秋乎、

夫子天子の事を以て、春秋つくれるによりて、自の玉はく、わが心を知て、其功を嘉んずる所の者も、唯この春秋にてあらんか、その分を犯せりとして、我を罪する所の者も、亦たゞ此春秋にてあらんかと、蓋し時に天理のたえほろびんとするを存し、人欲のほしいまゝにながるゝをとゞめて、綱常を維ぎ、亂賊を禁ひ、後世のために慮ること深遠なるは、これ春秋の功

獸を畜ふ、田地をすてゝ、園囿とする故に、米穀桑麻、出る所なくして、民衣食にたらず、

邪說暴行又作、

君驕り、民窮る故に、邪惡の說、暴亂の行又おこりて、聖人の道ます〳〵衰ふ、

園囿汙池沛澤多、而禽獸至、

沛は、草木の生ずる所、澤は、水のあつまる所なり、諸侯も亦天子にならひて驕る故に、園囿池澤、中國に多くなり、これによりて又鳥獸來れり、

及紂之身、天下又大亂、

堯舜の後、治亂たび〳〵にして、紂が身に及んで、肆虐甚しかりける故に、天下又一たび大亂す、

周公相武王誅紂、伐奄三年討其君、

此より下は周の初の一治をとく、奄は、東方の國、紂を助けて、虐をなせり、三年にして後討戮すること、其悔ひ改ることを待ちけらし、

驅飛廉於海隅而戮之、

飛廉その子惡來と共に、大力あるを以て、紂に幸せらる、今これを海邊の隅にをひやりて、ついに戮せり、

滅國者五十、

これ皆紂が惡黨にして、民を虐する者なればなり、

驅虎豹犀象而遠之、

これ皆猛獸なり、これを驅つて去らしめ、其害亦のぞけり、

天下大悅、

天下の民大悅して、こと〴〵く周に歸す、

書曰、丕顯哉文王謨、

書は周書君牙の篇、穆王の言なり、これ文王の王業をおこせる謀をほめてぞ、

丕承哉武王烈、

これ武王の文王にうけつぎて、その功烈を致せるこ

禹掘地而注之海、
掘地とは、川のふさがりを、ほりとをすぞ、之とは、亦水をさす、
驅蛇龍而放之菹、
菹とは、澤の草を生ずる者なり、
水由地中行、
川々の水、みな雨涯の中をゆきて、あふれず、
江淮河漢是也、
今この四大川の、安然として流るゝ者、即これなり、
險阻既遠、
險阻とは、人のあやぶみなやむことを云、これ水の氾濫をさす、此難すでにとをざかるぞ、
鳥獸之害人者消、
水土をさまれる故に、鳥獸の害も、亦のぞかれてなし、

然後人得平土而居之、
禹そこばくの精力をついやし玉ひて、然して後に、人はじめて平地にすむことを得たり、
堯舜既沒、聖人之道衰、
此より下は、堯舜の後より、殷紂が時に至りて、又大いに亂れしことを云、聖人の道は、即堯舜民を仁しみ、物を愛れむの道なり、
暴君代作、
夏の太康孔甲履癸、殷の武乙の類、みな暴虐の君なり、
壞宮室以爲汙池、民無所安息、
宮室とは、民の居處を以て云、民居をこぼち、ほりいけとして、魚鱉を養へる故に、民其身を安んじ息らふ所なし、
棄田以爲園囿、使民不得衣食、
園囿は、そのなり、園には花菓の木をうへ、囿には鳥

也、

われなんぞ無用の辯をこのまん、たゞ辯ぜざることを得ずして、かくの如しとなり、これ一章の大旨なり、

天下之生久矣、一治一亂、

天下の生民以來、今すでに久し、其間常に治まることあたはずして、亦亂るゝ時あり、これ氣運の盛衰人事の得失によりて、一治一亂、かはる〴〵相つぐ、これも亦理の常なり、

當堯之時、水逆行、氾濫於中國、

上古の治亂、その迹さだかならぬによりて、堯以來の治亂をとく、此より下は、堯の時洪水の一亂なり、水逆行すとは、流の末ふさがれるによりて、水逆にながれて、旁にあふる、氾濫は、即あふれひろごる義なり、

蛇龍居之、民無所定、

水氾濫するによりて、蛇龍これにすむ、この故に、人民居さだまる所なし、

下者爲巢、上者爲營窟、

下は、ひきし、上は、たかし、營窟とは、營はかさぬる義、窟は穴なり、土をかさねて穴つくるぞ、ひきゝ所の民は、樹木の上に、鳥の巣かける如くにして居り、高き所の民は、土窟をいとなみて居る、これ定まる所なきなり、

書曰、洚水警余、

書は、虞書大禹謨の篇なり、洚水とは、さはなくひろごれる水なり、書にて見れば、これ舜の言なり、云意は、天洚水を以て、われをさとし戒めて、世の艱難を、治めしむとなり、

洚水者、洪水也、

これ孟子の釋言、洪水は、をほみづなり、

使禹治之、

此より下は、禹の水を治めて、一治をなし玉へることを云、使とは、堯舜の命なり、之とは、洪水をうけて云、

○戴盈之曰、

宋の大夫なり、

什一去關市之征、

什一とは、井田の法なり、これを行はんとぞ、關市の征とは、征は税なり、此方の關の駄別、市の貫別の如し、これ商賈の税をすてんとぞ、

今茲未能、

ことしはいまだ舊政をあらたむることあたはじと、

請輕之、以待來年、然後已、何如、

しばらくこれを輕くとらんと請ふ、來年をまちて然して後にこと〳〵くこれを改めん、いかゞあるべしと、

孟子曰、今有人日攘其隣之雞者、

これたとへをまうけて云、攘むとは、その自來るにをいて、これをとるを云、

或告之曰、是非君子之道、曰、請損之月攘一雞、以待來年、然後已、

義上に同じ、

如知其非義、斯速已矣、何待來年、

これ孟子の判斷の詞なり、これを以て、その且つこれを輕くして、來年を待て已んと云が、非なることをさとす、

○公都子曰、外人皆稱夫子好辯、敢問何也、

好辯とは、辯ずまじきことをも、しゐて辯ずるを云、蓋し外人孟子の辯論多きを見て、辯このむ人と稱す、よりてその多辯なる故をとふ、

孟子曰、予豈好辯哉、予不得已

孔子此時は士なり、陽貨は季氏が家臣なれども、大夫の事をとりけるによりて、大夫士に賜の禮を行ひ、孔子の家にいまさゞる時をうかゞひて、物を饋りつかはし、孔子の來拜によりて、まみえしめんとす、

孔子亦矙其亡也、而往拜之、

孔子やむことを得ずして、貨が所にゆきて拜す、亦その亡きをうかがひ玉ふは、貨にあはまく欲せざればなり、されどもこゝには其意をもからず、

當是時陽貨先、豈得不見、

凡そ禮來る時は、これにこたへずと云となし、この時に陽貨が禮先來れり、なんぞこれにこたへざることを得ん、往て拜するは、これあふべき禮なる故に、見と云、その亡きをうかゞひ玉ふは、別のはかりことなり、

曾子曰、脅肩諂笑、病于夏畦、

畦は、はたけのうねを云、人にひそまりこぶる者の、肩をそびやかして、へつらひ笑ふを見れば、夏日にはたうつ者よりも、心ぐるしく見ゆるなり、

子路曰、未同而言、觀其色赧赧然、非由之所知也、

未同とは、いまだ志のあはざることを云、赧々とは、はぢて面のあかくなるなり、由は、子路の名なり、いまだ心を知らざる人に、とり入らんとて、しゐてものいひかくる者を見れば、その顔の色赧々と赤し、これわが何ともえしらぬ者なりと、甚いやしみにくむ詞なり、

由是觀之、則君子之所養、可知已矣、

二子の言によりて見れば、君子の養ひ入るゝ德のほど知ぬべし、必それ禮の來るをまたずして、ゆきてあふことなどは、すまじきとなり、蓋し君子の養ふ所と云に、孟子みづから寓する意あるべし、○朱子の云く、此章云意は、聖人禮義の中正、これに過ぎたる者は、迫切にやぶれて洪いならず、及ばざる者は、汚賤にながれて恥つべしとなり、

ども此事、其君の一心にかゝれり、もしよく君子を信ずること篤くして、これに任ずること專らなる時は、則一正を以ても、百邪に勝つに足れり、然らずば、たとひ百居州ありとも、亦宋王をいかんとかすべき、

○公孫丑問曰、不見諸侯何義、

不見とは、禮の來るをまたずして、まづゆきてあふことをせざるぞ、丑が意は、孟子にあてゝとへり、

孟子曰、古者不爲臣不見、

不爲臣とは、いまだ其國に仕へざる者を云、これ諸侯にあはざるの義なり、

段干木踰垣而辟之、

魏の文侯、段干木にあはんとて來れるに、干木垣をこえ、のがれさりてあはず、

泄柳閉門而不內、

魯の繆公、泄柳に就いてあはんとするに、泄柳門をとぢていれず、

是皆已甚、迫斯可以見矣、

二賢のしわざ、節を守ること、堅きにすぎて甚し、其あはまく欲すること切にして、來りせまらば、則これにあふべし、

陽貨欲見孔子、

此より下は、孔子の事を引て、あはまく欲せざる人にも、あふべき禮節あることを明す、陽貨孔子をよんで、己にまみへしめまく欲す、

而惡無禮、

をしてよぶこと、人我を以て、無禮とせんことをいみて、其禮をもうくること、下文の如し、

大夫有賜於士、不得受於其家、則往拜其門、

これ即禮文なり、大夫士に物を賜ふ時、士其家に居る時は、則使者に對して拜受す、もし家に居ざる時は、大夫の門に至りて拜謝す、

陽貨矙孔子之亡也、而饋孔子蒸豚、

也、
此より下、たとへをあげてとく、楚は蠻夷にして、齊は中國なるによりて、楚人の子に、齊人の語を、いひならはせまく欲するぞ、

則使齊人傅諸、使楚人傅諸、曰、使齊人傅之、曰、一齊人傅之、衆楚人咻之、雖日撻而求其齊也、不可得矣、

ひとりの齊人、其子に齊語を敎へて、あまたの楚人かたはらにて、楚語をかしがましくせば、日々につえうちて、其語の齊たらんことをせむとも、これを得ざらんとなり、

引而置之莊嶽之間數年、雖日撻而求其楚、亦不可得矣、

莊嶽とは、齊の里巷の名なり、其子をひきつれて、齊のまち中にをくこと、數年ならば、齊語をきゝふるゝことひたすらにして、その時をふること亦久し、然らば日々に其語の、もとの楚たらんことを求むとも、亦これを得られまじきぞ、

子謂薛居州善士也、使之居於王所、在於王所者、長幼卑尊、皆薛居州也、王誰與爲不善、在王所者、長幼卑尊、皆非薛居州也、王誰與爲善、一薛居州、獨如宋王何、

此段上のたとへの意によりて、不勝に告る正意をとく、薛居州も、宋の臣なり、蓋し不勝があぐる所なるべし、云意は、小人多くして、君子ひとりならば、君を正すの功、なりがたからんとなり、〇或人をもへらく、衆君子の間に、小人を置きても、なを其君をくらまし、其儕をそこなふこと多し、況や一君子を以て、衆小人にはさまる時は、其身をだにも、且つ安んずるを得がたし、なんぞよく其君を正すことをせん、然れ

ことを、信じける故なり、

太誓曰、我武惟揚、侵于之疆、則取于殘、

太誓は、周書の篇の名、武王殷をうつ時に、軍にちかひ玉ふ詞なり、孟子又これを引て、上文取其殘の義を證す、云意は、今わが武威ふりあがりて盛なり、我殷の國ざかひに侵し入りて、殘虐をなす者をとらんとなり、

殺伐用張、于湯有光、

わが殺伐の功、これを以て張り大いにして、湯の征伐に比すれば、更にてりあきらかなることありと、

不行王政云爾、

今宋のしわざは、王政を行ふにあらず、これたゞ王政を行はずと、しか云者なり、

苟行王政、四海之內、皆擧首而望之、欲以爲君、

もし實に王政を行はゞ、湯武の如くに、人みなその征伐を、まちのぞみて、我君とせんことをこそ、願ふべけれ、

齊楚雖大、何畏焉、

宋の小國を以ても、なんぞ齊楚の大國を畏れん、それ王政は、天下に敵なければ、國の大小は、論ずる所にあらずと、蓋し王偃みづから德を度り、力を量らずして、みだりに兵爭しけるによりて、後に果して齊にほろぼされて、王偃にげかくれて死したり、

○孟子謂戴不勝曰、

不勝は、宋の臣なり、時に政をとりたる者と見えたり、

子欲子之王之善與、我明告子、

不勝賢者をあげすゝめて、王を善にみちびかんとする所爲ありといへども、なを不足なるによりて、孟子そのために謀る所を、明に告んとなり、

有楚大夫於此、欲其子之齊語

のわざはひを、まぬかれんとぞ、餘の文義はみな前に見えたり、

有攸不爲臣、

此より下は、周書武成の篇の文を引て、武王の征伐のことをとく、攸不爲臣とは、紂をたすけて、惡をなして、いまだ周に臣服せざる者を云、

東征綏厥士女、

周は中國の西にあり、武王兵をあげて、東にむき、殷を征して、その士人婦女の、虐にあひたる者を、すくひやすんぜり、

匪厥玄黃、紹我周王見休、惟臣附于大邑周、

匪は、篚と同じ、玄黃は、幣帛なり、古は衣を玄くし、裳を黃にしける故に、玄黃の帛を以て幣とするなり、武王いまだ王たらざれども、殷人にして我周王と云は、なを夏の民湯を稱して、我后と云が如し、休は、美なり、大邑周とは周を尊ぶの詞、邑も國なり、云意は、殷の士女、玄黃の幣を篚にさゝげて、武王をむかへ、我周王につかへて、その天の美命をうけて、世にいで玉ふを、見たてまつらんといひて、みな周に臣として、附きしたがへりとぞ、

其君子實玄黃于匪、以迎其君子、

此より下は、孟子書を釋するの詞なり、上の其は、殷をさす、下の其は、周をさす、君子とは、位にある人を云、

其小人簞食壺漿、以迎其小人、

簞食壺漿の義前に見えたり、小人とは、庶民を云、句義は上に同じ、

救民於水火之中、取其殘而已矣、

殷人の周に歸服すること、かくの如くなるは、武王の征伐、たゞ民を急難の中にすくひて、その民を殘ふ者を取りて、誅するばかりにて、暴虐をするにあらざる

て、むばひとる、もしあたへざる者あれば、殺してこれをとる、

有童子以黍肉餉、殺而奪之、

黍肉は、黍飯肉食なり、

書曰、葛伯仇餉、此之謂也、

書は、商書仲虺之誥の篇の文なり、仇餉とは、糧を餉る者のために、仇をなすとなり、

爲其殺是童子而征之、

葛伯がこの童子を殺せるがために、兵をおこして、まづ葛をうてり、

四海之内皆曰、非富天下也、爲匹夫匹婦復讎也、

匹夫匹婦は、庶人を云、匹は對偶の義、夫婦さしむかひて居る故なり、舊說に、これ童子の父母をさして云と、今多くは唯庶人の稱として、童子をさすといへり、四海の人みな湯の德信じける故に、その征伐、天下を富として、これを得まく欲するにあらず、唯この庶民のために、仇をむくひんとのことなりと云、

湯始征自葛載、十一征而無敵於天下、

夏桀に、くみして暴をなす國、多かりしを、湯次第にみな征伐す、その第一に、まづ葛よりうちはじめて、十一箇國に及べり、然るに人みなその暴をうちて、民をすくふのためなることを知りけるによりて、天下に敵をなす者なく、こと〴〵くこれにしたがへり、

東面而征西夷怨、南面而征北狄怨、曰奚爲後我、民之望之、若大旱之望雨也、歸市者弗止、芸者不變、誅其君、弔其民、如時雨降、民大悅、書曰、徯我后、后來其無罰、

此段天下に敵なきの實をとく、無罰とは、桀が刑罰

をうち、齊楚魏とのたゝかひに利を得て、つゐに天下に覇たらまく欲する時のことなるべし、然れども時の人王政を知らずして、唯兵爭して、土地をとりひろぐるを以て、王政なりと思へるなり、

齊楚惡而伐之、則如之何、

大國の攻伐をうけば恐らくは其志をとげじと、

孟子曰、湯居亳、與葛爲鄰、

此より下、湯武の王業を成せる征伐をひきて、王偃がする所王政にあらざることを示す、亳とは、湯の都なり、葛は國の名、

葛伯放而不祀、

葛伯は、葛の君、伯は、爵なり、放逸無道にして、先祖を祭らず、

湯使人問之曰、何爲不祀、曰、無以供犧牲也、湯使遺之牛羊、

牛は大牢、羊は少牢、これ牲のおもき者なり、湯葛伯に孝饗をすゝめ玉ふは、これ人を愛するに、徳を以てするなり、

葛伯食之、又不以祀、

牛羊を自くらひて、又祭祀に供せず、

湯又使人問之曰、何爲不祀、曰、無以供粢盛也、湯使亳衆往爲之耕、

湯亳の民をつかはして、葛のために神供田をつくらしむ、

老弱饋食、

食は、糧なり、壯者は耕しける故に、老弱かてをもちをくる、

葛伯率其民、要其有酒食黍稻者奪之、不授者殺之、

其民は、葛の民なり、食は、飯なり、黍は、きび、稻は、よね、これはいまだかしがざる者を云、葛伯民をひきつれ、かの老弱のをくる所の物をば、道をさへぎり

べしといへるを疑ひて、又問ふことかくの如し、

曰、子何以其志為哉、其有功於子、可食而食之矣、

云意は、工匠の業をとるは、食のためにし、君子の道を行ふは食のためにせずといへども、唯何にても子に功ある者は、やしなふべき道理ありて、これをやしなふなり、子なんぞ其功を論せずして、其志を以て云ことをするやと、

且子食志乎、食功乎、

子まづいへ、工匠をやしなふは、其志を以てこれを食ふか、其功を以てこれを食ふか、

曰、食志、

工匠は食を求るがためにして、賤役をとる故に、其志を以てこれをやしなふと、云意は、君子はもと食に志す者にあらざるを以て、させる功なき時に、祿食をついやして、これを養ふに足らずとなり、

曰、有人於此、毀瓦畫墁、其志將以求食也、則子食之乎、

墁とは墻壁のうはぬりなり、これを畫すとは、かきひきて、あとつくることを云、こゝに工人ありて、瓦をふかずして、反てこれをわり、壁をぬらずして、反てこれをかきやぶり、されども其志食を求めば、子亦これをやしなはんかと、

曰、否、

賤役なりとも、功なくして、反て害あらば、やしなふまじとなり、

曰、然則子非食志也、食功也、

彭更辯につまれりといへども、なを感服の言なきは、畢竟孟子の功をさとらざればなり、そのかみ功利のならひ、人心をおぼらすことかくの如し、

○萬章問曰、

孟子弟子なり、

宋小國也、今將行王政、

戰國の間に、宋王偃兵をおこして、滕をほろぼし、薛

夫には無用の餘米ありて、衣服たらず、織女には無用の餘布ありて、飲食たらざるべしと、

子如通之、則梓匠輪輿、皆得食於子、

梓匠は、木工なり、梓人は細工、匠人は大工、輪輿は車工なり、輪人はわつくる、輿人はとこつくる、云意は子もし其功を通ぜば、農織の衣食相足すのみにあらず、諸の工匠も、みな其功を子が食にかへて、これをはむことを得べしと、

於此有人焉、入則孝、出則悌、

於此とは、今こゝになり、父子はしたしく、長幼はひろき故に、出入を以て、内外をわく、されども、大意は、文を互にして、平生孝弟をつとめ行ふことを云なり、

守先王之道、以待後之學者、而不得食於子、子何尊梓匠輪輿、而輕爲仁義者哉、

先王の道は、即これ仁義にして、上文の孝弟は、此道を行ふの本なり、世のために、此道を守りたもちて、今日行はれずといふとも、これを人につたへをきて、後來此道をつき學ぶ者を待つとなり、此二段云意は、今こゝに士ありて、かくの如くならば、事なきにあらず、然るにその養ひをうくるを以て、泰れりとせば、工匠は子にはむことを得て、此士は子にはむことを得ず、子なんぞ宮室器用をつくる者を尊びて、仁義をする者を輕んずるやと、これ孟子みづから此道に功ありて、徒に諸侯の養ひをついやすにあらざることを示す、

曰、梓匠輪輿、其志將以求食也、君子之爲道也、其志亦將以求食與、

彭更孟子の說を聞くといへども、なをその此道に大功あることを信ぜず、却てその工匠と同く、人にはむ

從者數百人、

從者とは、つきしたがふ、ともの者なり、

以傳食於諸侯、

傳は、うけつぐ義なり、食は、祿食なり、ゆくさきの國々に、うけつぎて、食をうくることを云、

不以泰乎、

泰るとは、分にすぎたる義なり、以上は彭更ひそかに孟子の諸國に遊歷して、めしつれたる徒弟僕從、多く養ひをうけ、ついやす所大いなるを以て、過當のことゝ思へるなり、

孟子曰、非其道、則一簞食、不可受於人、

非其道とは、うくべき道にあらざるぞ、簞は、飯笥、食は、飯なり、

如其道、則舜受堯之天下、不以爲泰、子以爲泰乎、

其道とは、うくべき道なり、末一句は、唯舜をうけて云、

曰、否、

舜を以て泰れりとせずと、云意は、かやうのことを問に、あらずとなり、

士無事而食不可也、

事とは功を云、功なくして徒にはみついやすを以て、不可なりとすと、蓋し戰國の人、たゞ策士の國を富まして、兵をつよくすることのみを功として、孟子の先王の道をとけども、行はれざるを見て、功なしとするなり、

曰、子不通功易事、以羨補不足、則農有餘粟、女有餘布、

凡そ民の業とするわざを事と云、其事の用をなす所より功と云、其事を互に相易るは、即其功を通する所以なり、二事にあらず、云意は、子今民をして事をかへ、功を通じて、有餘不足を相をぎなはしめずば、農

べくは、今君子の仕へがたきことあるはなんぞと、これ暗に孟子をさしていへり、

曰、丈夫生而願爲之有室、女子生而願爲之有家、父母之心人皆有之、

男は女を以てねやとする故に妻を室と云、女は男を以ていへとする故に、夫を家と云、凡そ父母たる者、男女生るゝ時は、そのために室家あらんことをねがふこと、人ごとに皆此心あり、

不待父母之命、媒妁之言、鑽穴隙相窺、踰牆相從、則父母國人皆賤之、

媒妁は、なかだちなり、穴隙は、あなすきまなり、もし男女たる者、父母の嫁娶の命、媒妁の往來の言をまたずして、ひそかに穴をきりて相のぞき、牆をこえて相したがふことあれば、父母も國たみも、皆これをいやしみにくむ、

古之人未嘗不欲仕也、又惡不由其道、

此より下、孟子自その志を以て、初問の古の君子仕るやと云に答ふ、「不由其道」とは、その仕ふべき正路にしたがはずして出るを云、

不由其道而往者、與鑽穴隙之類也、

その類と同じとなり、孟子は身を潔くせんために、世をのがれて、君臣の倫をすてず、されども亦利にしたがひ義をわすれて、仕へを求ることはせざるなり、

○彭更問曰、

孟子の弟子なり、

後車數十乘、

後車とは、ゆく時に、あとにつれたる、ともぐるまなり、

粢盛も行はれざる故に、粢盛も潔からず、衣服もそなはらず、よりて祭祀は國家の大事なれども、亦あへてあげ行はぬなり、

惟士無田、則亦不祭、

これ亦禮文なり、士も位を失ひて、祭田なき時は、亦祭をせず、凡そ祭ることを得ざれば、薦をするなり、牲あるを祭と云、唯時の新物をすゝむるをば薦と云、

牲殺器皿衣服不備、不敢以祭、則不敢以宴、亦不足弔乎、

これかさねて禮意をのべて、霄が問ふ所に答ふ、牲殺とは、牲は祭のために、わざと殺せばなり、器は祭供をもるうつはもの、皿は、そのふたなり、それ士の位を失ふ者、牲肉祭器祭服そなはらずして、敢て祭をあげざる時は、亦あへて宴樂にあづかることをもえせず、かくの如くにして、三月一時をふる故に、これを弔するに足れり、甚急なるにあらず、

出疆必載質何也、

周霄とへり、

曰、士之仕也、猶農夫之耕也、農夫豈爲出疆舍其耒耜哉、

士の道を行ふに急なるは、なを農のなりはひを謀るに同じ、よりてその國を去る時に、贄をのするは、農夫の境を出る時に、耒耜をすてずして、必これを負が如し、

曰、晋國亦仕國也、未嘗聞仕如此其急、

魏を晋國と云說、前に見えたり、晋も亦大國なれば、他境の君子も、來りて仕宦する國なり、然れどもその去る時に弔し、來る時に贄をのするが如くに、仕へを急に求る者あることを、いまだきかずと、

仕如此其急也、君子之難仕何也、

仕へまく欲すること、まことにかくの如くに急なる

なり、蓋し君なければ道を行ひ、治を致すことあたはざる故に、これを憂ることかくの如し、

出疆必載質、

質は贄と同じ、始めて人にあふ時にとる所の進物なり、その國を去りて、境を出る時は、必贄を車にのせ玉ふ、ゆく所の國にて、則其君にあふて、仕へ玉はんがためなり、

公明儀曰、古之人、三月無君則弔、

人その位を失へることを弔す、以上は古人仕へん志の急なることを云、

三月無君則弔、不以急乎、

これ周霄が問ひなり、

曰、士之失位也、猶諸侯之失國家也、

これ弔すべき故なり、其意は下に詳にす、

禮曰、諸侯耕助、以供粢盛、

耕助とは藉田の禮なり、孟春の月、君みづから耒をとりて田を耕し、庶人助けてこれをうけつくる、其なりはひを、御廩におさめて、宗廟の祭りに供ふ、粢盛とは黍稷の飯を粢と云、器に盛りたるを盛と云、

夫人蠶繅、以爲衣服、

これ親蠶の禮を云、蠶はこかふ、繅は、いとくるなり、諸侯三宮の世婦をして、公家の蠶室につかはしむ、世婦は命婦なり、繭なる時は、君の御覧に入れて、遂に夫人にたてまつる、夫人みづから繭をひたして、其いとくちをふり出し、世婦をして、いとくり織りあやなして、祭服につくらしむ、

犧牲不成、粢盛不潔、衣服不備、不敢以祭、

これ禮意を釋する詞なり、犧牲は、にゑなり、毛の一色なるを犧と云、不成とは、飼ひ肥やさゞることを云、諸侯國土を失ふ時は、犧牲もとゝのはず、藉田親

ひとりわが身に行ひ守る、此二句は、大丈夫一生三つの道を受用して、相はなれざること、出處を以て、かはらざることを云、術儀が怒りて、出で、安んじ居ると、甚相異なることを見る、

富貴不能淫、

此より下三句は、三つの道を受用する者の、志氣正く力量つよきことを云、出處に通じていへり、淫るるとは、とけうかるゝ義なり、富貴の樂みも、此人の心を、ときうかすことあたはず、かの妾婦の道、人に順ふを正とする者と相そむけり、下二句の義も、これに倣へ、

貧賤不能移、

貧賤の困みも、此人の操を移し變ることあたはず、

威武不能屈、

威武のをどしも、此人の志を、屈め挫くことあたはず、

此之謂大丈夫、

いまだかくの如くならざれば、以て大丈夫とするにたらず、○朱子の云く、廣居と云より以下、たゞ集義養氣して、此地位に至る、林次崖の云く、孟子此章、これ平生の得る所の者を以て、これを言にあらはす、看よ何等の氣魄ぞ、何等の力量ぞと、泰山巖々の氣象、こゝにをいて見つべし、

○周霄問曰、

魏人なり、

古之君子仕乎、

孟子そのかみ諸侯に遊歷すといへども、自おもんじて、いでつかへがたきを、諷せんとして、まづかくの如くに問ひいだせり、

孟子曰、仕、

君臣の義あるによりて、仕へずと云ことなし、

傳曰、孔子三月無君、則皇皇如也、

傳は、古書なり、無君とは、位を辭して退き玉ふ時を云、皇々とは、求ることあれども、これを得ざるの意

往送之門、戒之曰、

女子いでゆく時に、庶母門の內まで送り至りて、父母の命をかさねてつげいましむ、

往之女家、

汝が家とは、女子は夫の家を以て、其家とすればなり、

必敬必戒、無違夫子、

必敬み戒めて、夫の心にたがふことなかれと、

以順爲正者、妾婦之道也、

女子は人に從ふ者なるが故に、ひたすら夫に順從するを以て、その正道とす、よりて云、これは唯これ人の妻妾たるの道にして、大丈夫の事にあらずと、蓋しかの二子、諸侯におもねりへつらひて、もしその欲する所あれば、則其心にしたがひて、攻伐をすゝめ、惧るゝ所あれば、亦これにしたがひて、隣國とくみあはす、これを以て、權勢をひそめとるによりて、妾婦の道と云なり、

居天下之廣居、

此より下、まさしく大丈夫のことをとく、天下の廣居とは、仁を云、仁に體する時は、その心をまうくること寛大にして、よく物をうけ容る故に、これ廣き居り所なり、

立天下之正位、

これは禮を云、禮をふむ時は、その身をおくこと中正にして、偏邪なき故に、これ正き位なり、

行天下之大道、

これは義を云、義に從ふ時は、その事をはからふこと公平にして、ふさがりさはることなき故に、これ大なる道なり、以上三つの者は大丈夫の本領なり、

得志與民由之、

志を得て、あらはれ出る時は、その得る所の仁禮義を、人に推し及ぼして、共に由り用ふ、

不得志獨行其道、

志を得ずして、かくれ處る時は、此三つの道を以て、

處去就必しも一々禮節に中るまじ、もし一々禮節にあたらまく欲せば、道ついに行はるゝことを得ざらん、楊氏の云く、なんぞそれ自おもんぜざらん、己をまげば、それよく人を伸べんや、古の人、道の行はれざるにやすんじて、その去就を輕んぜず、こゝを以て、孔孟春秋戰國の時に在りといへども、進むに必正きを以てして、ついに行はるゝことを得ずして、死するに至れり、もしその去就をうれへずして、以て道を行ふべくは、孔孟まさにまづこれをすべし、孔孟豈道の行はるゝことを欲せざらんや、

○景春曰、

孟子の時の人なり、

公孫衍張儀、豈不誠大丈夫哉、

公孫衍張儀も、みな戰國の魏人なり、大丈夫とは、世のつねの丈夫にあらずとぞ、

一怒而諸侯懼、

心に怒ることあれば、諸侯に說きすゝめ、軍をおこして、相せめうたしむるによりて、これををそる、

安居而天下熄、

熄とは、きゆる義なり、二人安んじ居りて、出でざる時は、天下兵亂やみて、火をけしたるが如くなるぞ、蓋し此二人みな連衡のことをして、一時の權勢、甚いかめしかりけるを見て、大丈夫といへるなり、

孟子曰、是焉得爲大丈夫乎、子未學禮乎、丈夫之冠也、父命之、

此より下、妾婦の道をいはんとして、まづ男子の冠禮をいひて女子の嫁禮をおこし、ついにこれをうけて、妾婦のことを云、冠すとは、元服を加ふるなり、父これに命ずるに、今より成人の道を行はんことを、責め戒しむ、

女子之嫁也、母命之、

嫁は、よめいりなり、母これに命ずるに、よく其夫に順ひて、婦道を守るべきことを以てす、母よりさきに、父まづこれに命ずれども、こゝに略していはず、

簡子其事を以て王良にいへども、良うけごはず、

曰、吾爲之範我馳驅、終日不獲一、

範は、法なり、馳驅は、みなはするなり、我御の法度を以て車をはすればなり、

爲之詭遇、一朝而獲十、

詭遇とは、詭はいつはる義なり、法をすてて、唯禽にゆき遇ふやうにのみすることを云、

詩云、不失其馳、舍矢如破、

小雅車攻の篇の詞なり、如破とは、よくあたりて、カあることを云、獵の時御する者馳驅の法を失はずして、射る者矢はなちあたること、わりくだくやうなるぞ、

我不貫與小人乘、請辭、

我今まで、小人の御となることになれず、請らく此事を辭してうくまじと、孟子王良が事をひく意、たゞ此一句を主として、其旨を下文にとく、

御者且羞與射者比、

比すとは、おもねりくみする義なり、一藝の御者すら、射る者に比黨して、得る所の利を求めず、

比而得禽獸、雖若丘陵弗爲也、

丘陵は、をかなり、をかの如しとは、つむことの多きを云、これ御者の心を、推しはかりていへり、

如枉道而從彼、何也、

彼とは、諸侯をさす、況や君子道を枉て諸侯にあはば、これ何事にかあらん、

且子過矣、

かつはじめより、子がとふ所あやまれり、

枉己者未有能直人者也、

二つの者の字、一人を以て云、朱子の云く、天下を援ふには道を以てす、もし己を枉れば、すなはち己道を枉く、則これ己天下を援ふの具を失ふ、更になにごとをか説んと、これ己を枉る者の、人を伸ることあたはざる義なり、○或人おもへらく、今の世に居ては、出

為與、

もし一つも利をはかるの心あらば、枉る所大いにして、伸る所小きなる利をも、亦せらるゝならんやと、蓋し君子は其義を正うして、其利を謀らざる故に、唯始の枉ぐると枉げざるを論しで、終の伸ぶると伸びざるを許らず、況やその大小を問はんや、

昔者趙簡子使王良與嬖奚乘、

趙簡子は、晋の大夫名は鞅、簡は謚なり、王良は、御を善くする者、嬖奚は、簡子が嬖臣、名は奚なり、乘らしむとは、其車に乘りて、これを御せしむるぞ、嬖奚に獵せしむる時のことなり、

終日而不獲一禽、

不獲とは、射とらぬぞ、禽といひても、けものゝことなり、

嬖奚反命曰、

簡子に反詞するぞ、

天下之賤工也、

賤工とは、手きかずして、いやしむべきを云、天下の下手と云義なり、

或以告王良、

反命の詞をつぐ、

良曰請復之、

二たび御してかりせんとこふ、

彊而後可、

嬖奚うけごはざれども、王良しゐて後にしたがふ、

一朝而獲十禽、

一朝とは、夜あけてより、食時までの間を云、

嬖奚反命曰、天下之良工也、

天下のよき御者なりと、

簡子曰、我使掌與女乘、

我今より王良をして、なんぢがためにのみ御することを、つかさどらしめんと、

謂王良良不可、

は、すべきやうのことなるべしと、

孟子曰、昔齊景公田、招虞人以旌、

虞人は、苑囿を守る者、こゝにては、かりばの奉行なり、古は田獵によりて武事を講はす、この故に軍法を以てこれを治む、君もし大夫をよぶことあれば、旌をつかはして、其しるしとす、虞人をよぶには、皮冠を以てす、然るに大夫の招きを以てよびけり、

不至、

虞人旌は我を招くしるしにあらず、これに應ずれば其分を犯す、よりてうけずして、君のもとに至らず、

將殺之、

軍法嚴なる故に、命をうけざる者を殺さんとす、虞人これを知れども、ついにゆかず、

志士不忘在溝壑、

此より下二句は、孔子此虞人をほめ玉ふ詞なり、志を守る士はかたく困窮に堪ふ、餓死して溝壑にあらんことを常にわすれず、

勇士不忘喪其元、

勇をはげむ士はよく性命をかろんず、戰死して首をとられんことを、常にわすれず、此二句唯汎くいひて、虞人をほむる意、その中にあり、

孔子奚取焉、取非其招不往也、

孔子此虞人に、なんのとる所ありて、ほめ玉ふぞなれば、これをとりてぞと、

如不待其招而往、何哉、

虞人すら招くに其物を以てせざれば、なを死を守りてゆかず、况や君子もし今諸侯の招きをまたずしてゆかば、これなんの道理ぞやと、

且夫枉尺而直尋者、以利言也、

そのうへ子が尺を枉げて尋を伸べよと云は、これ利をはかる心よりいへり、

如以利、則枉尋直尺而利、亦可

蓋歸反虆梩而掩之、

虆は、土かごなり、梩は、土をもつたごしなり、其子家にかへりて、則虆梩を以て、土をこぼしかけて、其尸を掩へり、葬り埋む禮、これによりておこれるなり、

掩之誠是也、則孝子仁人之掩其親、亦必有道矣、

孝子仁人とは、一人につきて云、此その親の尸を掩へること、まことに理にあたりて是なる時は、今仁孝の人その親の尸を掩ふにも、亦必その當然の道あらんと、云意は、必厚きに從ひて、薄きを以て道とせざらんとなり、

徐子以告夷子、夷子憮然爲間曰、命之矣、

憮然とは、茫然として、心をとり失へる貌なり、命之とは、いまだ孟子にあはざれども、すでに我に敎へられたりとぞ、蓋し本心の明なる所より、その學ぶ所の非をせめたるによりて、こなたの云所、入りやすくして、かなたの惑ひ、とけやすかりしなり、

滕文公章句下、

陳代曰、不見諸侯、宜若小然、

陳代は、孟子の弟子なり、そのかみ孟子諸侯にゆきてあはず、陳代これを疑ひて問ふ、云意は、諸侯にあはざるは小節を守るやうの事とすべしと、其意は下に見えたり、

今一見之、大則以王、小則以霸、

もし今一たび諸侯にあふことをせば、これを以て成す所の功業、大いならば王、小きならば霸たらん、

且志曰、枉尺而直尋、

志は、舊記、尋は、八尺なり、代又これを引て、その一見を屈めて、王霸を致すは、枉る所小にして、伸る所大いなることを云、

宜若可爲也、

上をうけて云、かくの如くなれば、諸侯にあふこと

にをいて、先後のえらびあるは、これ其心の明德、得てけされざる所あり、この故に、ついによく孟子の正しをうけて、自その非をさとれるなり、

蓋上世嘗有不葬其親者、

此より下、上古の世、禮法いまだおこらずして、親の尸を掩はざることある時に、人子自然の孝によりて、よくこれを掩へることを引て、今親を葬るに厚きが、しゐたる禮に非ることを示す、

其親死、則擧而委之於壑、

擧ては、かきあげてなり、壑とは、山水のながれおつる處なり、

他日過之、

其子心にかゝりける故に、他日其處をへめぐりて見けり、

狐狸食之、蠅蚋姑嘬之、

狐は、きつね、狸は、たぬき、蠅は、はへ、蚋は、蚊のたぐひ、姑は、語聲のたすけなり、一説に、姑は、螻蛄なりと、けらなり、嘬ふとは、あつまりて共に食ふぞ、

其顙有泚、

泚とは、汗出る貌、親の尸のありさまを見て、其ひたひにしり〳〵と汗出るぞ、

睨而不視、

睨めとは、よこめに見るぞ、視ることは、正く見るなり、見すつることをもえせず、目あてゝ見るにも忍びず、哀痛迫切にして、心の心ならざること甚き體たらくなり、

夫泚也非爲人泚、

人これを見んことをはづるがためにして、泚然たるにあらず、

中心達於面目、

其かなしみの誠あること、心中より面目にとをりてかくの如し、此事他人にをいても、忍びざる心あるべけれども、なんぞその哀痛の情、かくの如く甚しからん、その本を一つにすること、こゝにをいて見れば、尤親切なり、

る言と見えたり、一說に若保赤子と云に、即亦愛をほどこすこと、親きより始むるの意あるによりて、これを引けりと、然れども、親より始むと云時は、唯先後あるばかりにて、愛は則差等なきの愛なれば、その親に厚くする義には、なを通じがたし、遁辭なればなり、孟子此處はさしをきて、下文に唯その兼愛の人情にもとり、天理をしゐたることを責む、

徐子以告孟子、孟子曰、夫夷子信以爲人之親其兄之子、爲若親其鄰之赤子乎、

云意は、夷子の書の云所を、まことに人の餘人の子を視るに、其兄の子も、其鄰の子も、これを親む意を、同うすと云と思へるかと、一說に、唯わが子と人の子といはずして、かくの如く云は、兄の子は、わが子よりもやゝうとく、鄰の子は、衆の子よりもやゝ親しけれども、亦異なる所あることをいへり、

彼有取爾也、

書の詞は、譬をとることありて、かくの如くいへり、

赤子匍匐將入井、非赤子之罪也、

匍匐は、はふなり、赤子の無知にして、井にはひ入らんとするは、赤子の罪にあらざるを以て、おもへらく、小民無知にして、法ををかすも、そのつくり出せる罪にあらず、これ上の人民を愛するの道、いまだつくさざる所ある故なれば、これを保んずること、赤子の如くすと、これその譬をとる意なり、

且天之生物也、使之一本、而夷子二本故也、

凡そ天の物を生ずること、必をのく其一つの父母に本づきて、其本を二つならしめず、これ自然の道理なり、よりて親愛の恩父母より立ちて、これを推して人に及ぼす時は、をのづからそこばくの差等あり、然るを夷子墨子が敎によりて、その父母を視ること、路ゆく人の如くなるは、其本を二つにするが故なり、本すでに二つなれば、則千萬の本なり、其道天理人情にもとれること分明なり、されども夷子なを親疎の間

薄爲其道也、

莊子が云く、墨子生きても歌はず、死しても服なし、桐棺三寸にして、椁なしと、これ墨が喪を治ることの薄きなり、然れども、その薄きを道とすること、萬事みな然り、唯喪のみにあらざるなり、蓋し其道天下を兼愛する故に、我ひとりあつくせず、あながちに薄くせんとの意なけれども、人我をひとしく處置する故に、をのづからうすからざることを得ず、儉を尙ぶに似て儉約の本義にもあらず、

夷子思以易天下、豈以爲非是而不貴也、

夷子其道を以て、天下の風俗をうつしかへんと思へるに、なんぞ薄きを是ならずとして、これを貴びざらん、

然而夷子葬其親厚、則是以所賤事親也、

わが親のためにあつくするは、墨がいやしむる所なるを、夷子が其親を葬ることのあつかりしは、これその賤む所を以て、親に事へたるぞと、蓋し夷子其親の喪を薄くするに安んぜざる所ありて、ひそかに墨氏が道を、用ひざるなり、

徐子以告夷子、夷子曰、儒者之道、古之人若保赤子、

若保赤子とは、周書康誥の篇の文なり、人君民を愛すること、赤子を保んずるが如くすと、これ儒者の言なり、

此言何謂也、之則以爲愛無差等、施由親始、

愛無差等とは、差は次第の義、等はしなゝり、愛につき〳〵のしなゝく、親疎みなひとしと、これ儒を墨にひき入れ、わが兼愛の説を證して、孟子の正しをふせがんとす、又云く、愛には差等なけれども、唯これをほどこすことは、わが親よりしてはじむ、その前後あるばかりぞと、これ又墨を儒にをしつけて、わが親を葬ることの厚さとがめをほどく、蓋しこれは墨氏が説になきことをば、辯につまりて、臨時にえらび出せ

巨屨小屨同賈、人豈爲之哉、

巨は、大なり、それ物の美惡あるは、なをその大小あると一理なり、今屨の大小をわきて、美惡をわかざるは、美惡をわきて、大小をわかざると同ことなり、もしその大小價を同うせば、人豈その大いなる者をせんや、美惡をわかずは、亦たれかその美き者をせん、

從許子之道、相率而爲僞者也、惡能治國家、

許子が道に從ふ時は、民をして相ひきゐて、濫惡の物をして、僞り欺かしめて、以て天下を亂ることをこそせめ、なんぞよく國中をして僞なく、市に欺くことなからしめて、國家を治ることをせんや、然ればかの君民尊卑を同うして、並び耕し、饔飧して治むと云は、自然の理にあらずして、必行はれざるの道なること、分明なり、

◯墨者夷之、因徐辟而求見孟子、

墨者は、墨翟が道を治る者、夷は姓、之は名なり、徐辟は、孟子の弟子なり、

孟子曰、吾固願見、今吾尚病、病愈我且往見、夷子不來、

尚病りとは、病いまだいえずとぞ、不來とは、必しもこなたへ來らざれとなり、蓋しばらく疾に托して、その求めの誠なるや否やを見んとなるべし、

他日又求見孟子、

その誠見えたり、

孟子曰、吾今則可以見矣、不直則道不見、

言をつくして、正しあはずは、此道明白にあらはるゝことを得じ、

我且直之、

われあはずとも、まづこれを正さん、

吾聞夷子墨者、墨之治喪也、以

らるゝ者なれば、善く變せずとす、

從許子之道、則市賈不貳、國中無僞、雖使五尺之童適市、莫之或欺、

此より下、陳相又許子が道をのべ云、賈は、價と同じ、あたひなり、五尺の童とは、古人二歳半を以て、人の長一尺にあつ、これ十二歳以上の童子をいへり、市に賣る所の者、一種の價みなひとしき時は、國中に僞を行ふことなし、童子をして市にゆかしむれども、賣る者これを欺かずと、市價不貳の說、下に詳なり、蓋し神農はじめて市をつくれるによりて、許子又神農に托して、此說あり、物の美惡をわかずして、其價を一つにするは、亦人の尊卑をわかずして、並び耕すの意と同じ、

布帛長短同、則賈相若、麻縷絲絮輕重同、則賈相若、五穀多寡同、則賈相若、屨大小同、則賈相若、

これ市價二つならざるの說なり、布帛は、ぬのきぬ、相若とは、彼も此が若く、此も彼が若くなるを云、麻は、をなり、縷は、いとすぢ、うみつむぎたるを云、絲絮は、いとわたなり、

曰、夫物之不齊、物之情也、

情は、實なり、それ天賦人事の、各自に異なる所ありて、齊しからざること、自然の實理なれば、人の力を以て、しゐて同くせられざるなり、

或相倍蓰、或相什伯、或相千萬、

倍は、一倍、蓰は、五倍、十百千萬はみな倍數を以て云、物の齊しからざること、かくの如き者あり、

子比而同之、是亂天下也、

物の齊しからざること、かくの如くなるを、子をしなべて、これを同うせば、物情平かなることを得ずして、人心僞り爭ふにおもむく、これ天下を亂るしわざなり、

江漢以濯之、秋陽以暴之、皜皜乎不可尙已、

江漢は、その水多し、秋日は、さえてかはけり、皜々は潔白の貌なり、云意は、夫子の道德、光明潔白なること、江漢を以てあらひ、秋日を以てさらせるが如し、此上に又加ふべからず、有若はほのかにだも及ぶべき所にあらずと、一說に此三句は、孟子曾子の不可といへるが、誠明にして義精きことを、賛美する詞なりと、

今也南蠻鴃舌之人、非先王之道、子倍子之師而學之、亦異於曾子矣、

鴃は、鵙と同じ、もずなり、南蠻のもの云聲、これに似たるを以て、鴃舌の人と云、これ許行をさす、先王の道にあらずとは、其敎を云、陳相儒師にそむきて、これに從ふは、曾子聖師に似たる所ある者にも、肯てつかへざるに異なり、

吾聞出於幽谷、遷于喬木者、未聞下喬木而入於幽谷者、

これ亦詩の小雅伐木の篇に、鳥のことを詠じて、幽き谷よりいでゝ、喬き木にのぼると云詞をとりて、陳相が儒師にそむきて、蠻夷に從ふことをせむ、

魯頌曰、戎狄是膺、荊舒是懲、

魯頌は、閟宮の篇、荊は、楚の本號、舒も、亦楚に近き國の名、懲すとは、艾りたいらぐる義なり、

周公方且膺之、

蠻夷夏をみだる時は、周公の仁を以てだも、且これをうてり、此詩もと魯の僖公のことをほめたれども、こゝには章をたち義をとりて、周公のことを云は、上文陳良が周公仲尼の道を悅ぶと云に應ずと、一說に、以上孔子周公のことゝす、

子是之學、亦爲不善變矣、

蠻夷の人、諸夏の敎をさまたぐれども、これをうつことをせず、反てこれを師とし學べり、即これ夷に變せ

彼所謂豪傑之士也、

豪傑とは、才徳衆に出たるの稱、そのよく流俗の中よりぬきんずることを云、

子之兄弟事之數十年、師死而遂倍之、

これ蠻夷に變せらるゝなり、

昔者孔子沒三年之外、門人治任將歸、

此より下、孔門の諸子、道をあがめ、師をたつとぶことをひく、古は師のために、心喪三年す、任は荷なり、喪のかぎりすぎての外に、門人荷をしたゝめて、各その國里にかへらんとす、

入揖於子貢、相嚮而哭、皆失聲、然後歸、

子貢なを留りをらんとする故に、諸子其所に入り、一揖してわかれんとする時、子貢と相むかひて哭す、失聲とは、なき入りて、聲を成すことあたはざるなり、

子貢反築室於場、獨居三年、然後歸、

場とは、墓のほとりの壇を云、子貢夫子をしたふことなをやます、諸子とわかれてより、ひきかへして、夫子の墓のほとりにいほりして、ひとり居ること、又三年して後にかへれり、

他日子夏子張子游、以有若似聖人、欲以所事孔子事之、

諸子夫子をしたふあまりに、同門有若が言行氣象、ほゞ夫子に似たる所あるによりて、夫子に事る禮を以てこれに事へんとおもへり、

彊曾子、

曾子は、同門の重んずる所なるによりて、此事をしゐたり、

曾子曰、不可、

然るべからずと、

物の大いなること、天にすぎたるはなし、たゞ堯の德のみ、これに法る、

蕩蕩乎民無能名焉、

蕩々は、廣大の貌、その大いなること、民名づけてかたどることあたはず、

君哉舜也、巍巍乎有天下而不與焉、

君なるかなとは、よく君道をつくせることを、なげきほむ、巍々とは、高大なる貌、天下の富貴をたもちても、これを其樂みとせずして、相あづからざるが如し、これ其德の高大なる處なり、

堯舜之治天下、豈無所用其心哉、亦不用於耕耳、

堯舜の天下を治ること、名づくることなしといひ、與ることなしと云時は、心を用ることなきに似たれども、民を憂ること深くして、先務に急なること、上段々に云如くなれば、豈心を用ることなけんや、亦たゞ耕すことに用ひざるのみ、これまで許子が並び耕すの非を辨じつくせり、

吾聞用夏變夷者、未聞變於夷者也、

此より下、陳相が師にそむきて、許行に從ふことをせむ、夏は大なり、中國の稱とす、云意は、凡そ學者は、諸夏禮義の敎を以て、蠻夷の俗を、變化すと云ことをこそきゝつれ、いまだ蠻夷の俗に、變せらるゝことをきかずと、

陳良楚產、

楚は、南方の國、產は、むまるゝなり、

悅周公仲尼之道、北學於中國、

中國とは、大江より北の諸國を云、これ夏を以て夷を變ずる者なり、

北方之學者、未能或之先也、

北方は、即中國なり、

り、

聖人之憂民如此、而暇耕乎、

聖人の民を憂へて、心を勞すること、かくの如くにして、又みづから耕すにいとまあらんや、

堯以不得舜爲己憂、舜以不得禹皐陶爲己憂、

皐陶も、臣の名なり、堯舜の民を憂ること、事々にしてこれを憂るにあらず、禹皐陶の如き、聖賢の輔佐を得る時は、その仁惠ひろく及ぶ故に、これを急務として、其人をば得ざらんことを憂ふ、その憂ふる所大なることかくの如くなれば、たとひ耕すことにいとまありとも、亦必ずしも兼てこれをせんや、上には益稷をいひ、こゝには皐陶を云、互に相かねて見るべし、

夫以百畝之不易爲己憂者、農夫也、

大人の事にあらず、

分人以財謂之惠、

人は、民を云、惠は、めぐみなり、唯これ恩惠の小きなる者ぞと、

教人以善謂之忠、

忠は、まことなり、これ民を愛するの實あり、されども、なを及ぶ所限ありて久くなりがたし、

爲天下得人者謂之仁、

堯の舜を得、舜の禹皐陶を得るが如きは、これ天下のために人を得たる者にして、その德澤の及ぶこと廣大にして、敎化の久きこときはまりなし、よりてこれを仁と云、仁は亦惠忠を兼たり、

是故以天下與人易、爲天下得人難、

天下を以て人にゆづることは、極めて大事なりといへども、天下のために人を得ることの、得がたきに比すれば、なをやすきなり、

孔子曰、大哉堯之爲君、惟天爲大、惟堯則之、

聖人有憂之、
聖人は、堯舜をさす、
使契爲司徒、敎以人倫、
契も、臣の名、商の元祖なり、司徒は、官の名、徒は民を云、人民をつかひ敎ることを司る職なり、人倫とは人道の五つのついでなり、其目下に見えたり、
父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、
親は、骨肉の親愛、義は、上下の分義、別は、男女の分別、序は、年齒の次序、信は、交情の信實、これ人の五常の性に率ひて、五倫の間に行はるゝ、天然にしてある所の道なり、聖人唯そのもとよりある所によりて、これをみちびけるのみ、按排することもなく、強ゐ責るにもあらず、
放勳曰、
放は、いたる、勳は、功なり、これ尙書に、堯の功德至らずと云ことなきを、贊美する詞なり、然るを孟子これを以て、堯の號とす、これ亦堯の契に命ずる詞なり
勞之來之、
人倫に力を用る者をば、これを勞ひて慰んじ、志のむかふ者をば、ひいて來すなり、
匡之直之、
人倫にそむきて、邪なる者をばこれを匡し、枉れる者をば、これを直くす、
輔之翼之、
人倫に志のよはき者をば、これを輔けて立しめ、行のをこたれる者をば、これを翼けてゆかしむ、車の輔あり鳥の翼あるが如きぞ、
使自得之、
ゆたかに敎へて、自然に其道を得せしむ、
又從而振德之、
すでに得る所ある者といへども、又そのあとに從ひて、振りおこし、警したてゝ、以てめぐみを加へよ、放逸怠惰にして、これを失ふことなからしむべしとな

わけとをす義なり、九河とは、黄河の水急にして、あふれやすきによりて、東北兗州に至りて、其末を九つにわけて海に入るゝなり、濟漯も、皆北方の川の名、亦そのふさがりをとをして、海にそゝぐ、

決汝漢、排淮泗、而注之江、

決も排も、そのふさがりをきりひらくぞ、汝漢淮泗はみな南方の川、江は、大江なり、禹貢と、今の水道によれば、唯漢水のみ江に入る、汝泗はみな淮に入りて、すぐに海にそゝぐ、これ記者のあやまりならん、或は字對にかゝはりて、大槩にいへるか、

然後中國可得而食也、

水治まりて後、中國の地、みな耕し種て、食することを得たり、

當是時也、禹八年於外、三過其門而不入、雖欲耕得乎、

聖人天下を治ること、かくの如くひまなきことあり、たとひ自耕さまく欲すとも、これを得んや、これ唯禹のことをうけ云といへども、堯舜のことも、亦その中にあり、下文これに倣へ、

后稷教民稼穡、樹藝五穀、

水土治まりて後、稼穡をほどこすことを得たり、后稷は、農官の稱、后は、爵土あるの號、稷は、五穀の長なるを以て、これに名づく、此時の后稷は、周の元祖棄なり、稼は、種るを云、穡は、斂るを云、樹藝は、みなうふるなり、民に教ふと云時は、これも亦並び耕すにあらず、

五穀熟而民人育、

人民養育をとぐ、

人之有道也、飽食煖衣、逸居而無教、則近於禽獸、

民衣食足りて後、教化を行ふことを得たり、人の道あるとは、人に五常の性そなはりて、日用彝倫の道となることを云、それ人は萬物にすぐれて、貴しといへども、食にあき、衣をあたゝかにし、安逸にして居るまゝにて、これを教ることなき時は、私欲さかんにして、禽獸に近くなる、

前説を證す、それ上古の時、天下の土地、荒れるまゝにして、生民の害多し、聖人かはる〳〵世にいでゝ、やうやくにこれを治む、然れども堯の時に至るまで、なをいまだ盡く平かならざるなり、

洪水横流、氾濫於天下、

洪水は、大水なり、横流とは、水その道によらず、かたがたにあふれて、みだりにゆくぞ、氾濫は、即横流の貌なり、

艸木暢茂、

洪水によりて、草木暢び茂る。

禽獸繁殖、

繁殖とは多く生ずる義なり、草木しげるによりて、鳥獸多し、

五穀不登、

五穀とは、稻黍稷麥菽を云、草木鳥獸の害によりて、五穀成熟せず、

禽獸偪人、

鳥獸多き故に、人にせまりちかづきて害をなす、

獸蹄鳥跡之道、交於中國、

蹄は、ひづめなり、云意は、鳥獸の足跡つける道、中國の人あつまる中に入りまじはると、即その人に偪ることをいへり、

堯獨憂之、擧舜而敷治焉、

天下萬民の害を、堯ひとりこれを憂へさせ玉ひて、舜をあげ用ひ、其功をしきほどこして、これを治めしむ、

舜使益掌火、益烈山澤而焚之、

益は、舜の臣伯益なり、益は山澤を掌る虞官なり、故に山澤の草木をもやしたてゝ、やきすつ、よりて鳥獸にげかくれて、人にせまらず、

禽獸逃匿、

禹疏九河、瀹濟漯而注諸海、

禹は、水を治ることをつかさどる、草木鳥獸の害のぞかりて後、その功をほどこすことを得たり、疏すとは

られんやと、此一句すでに許子が說をくじきをはれり、下文は唯此意を足せるなり、

有大人之事有小人之事、

大人小人は、位を以て云、それ萬民を治め敎るは、大人の事なり、農工商賈をして、各用をなすは、小人の事なり、大小各する所ありて、かれこれ相兼ることあたはず、

且一人之身、而百工之所爲備、

大小相兼られざることはさてをき、且人の一身にだも、其用百工のする所そなはりて、一つもはぶきがたし、

如必自爲而後用之、是率天下而路也、

人の用る所を、必一々に自して後に、これを用ひよとなれば、これ天下の人をひきゐて、これがため道路にわしりまはりて、やすむ時なからしめんとなり、小人の身にすら亦然り、況や大人の身にをいてをや、

故曰、或勞心、或勞力、勞心者治人、勞力者治於人、治於人者食人、治人者食於人、

これ古語をひく、それ人に心を勞する者あり、力を勞する者あり、心を勞じて、下民を治め而して下民に奉養せらるゝは、即これ大人なり、力を勞じて公上に治められ、而して公上に奉養するは、即これ小人なり、

天下之通義也、

それ大人は、小人の奉養なければ飢ふ、小人は、大人の政治なければ亂る、これを以て相易るは、まさしく農と陶冶との、粟と械器を相易るが如し、是すなはち天下通行の義理、かれこれ相濟の道にして、相病しむるにあらず、唯各その職分をつくすべきなり、然れば天下を治ることを、なんぞ必しも耕して又兼てこれをせんや、

當堯之時、天下猶未平、

此より下、古の大人、心を勞じ民を治ることを引て、

くぞ、鐵は、くろがね、耜のたぐひをさす、これ孟子並び耕して食の句によりて、其辨をかんとす、よりて又耕と食との器を問て、かれが耕すに害ありの言をひきあらはす、

曰、然、自爲之與、曰、否、以粟易之、

自織らざるの答へと、其意同し、

以粟易械器者、不爲厲陶冶、陶冶亦以其械器易粟者、豈爲厲農夫哉、

此より下、孟子かの耕すに害ありの說、變ずまじきを見て、却て交易の上より、辨を發す、械器とは、器物の總名なり、陶は、すえものづくり、甑をつくる者をさす、甑はもと陶器なり、冶は、いもの師、釜と鐵とをつくる者をさす、云意は、許子粟を以て器に易ること、工をやましむとせざればこそ、然らば工の器を以て粟に易るも、なんぞ農をやましむとせんやと、此句すでに滕君民を治めて、其やしなひに易るも、これをやましむるにあらざるの意をふくめり、

且許子何不爲陶冶、舍皆取諸其宮中而用之、何爲紛紛然與百工交易、何許子之不憚煩、

云意は、許子なんぞみづから陶冶をせざる、これをする時は、釜甑鐵と、みな家内より取り用ふべきに、これをやめて、紛々と事しげく、百工のする所をみなこれと交易す、なんぞ許子がむつかしきをはゞからざること、かくの如くなるやと、一說に、舍の字を上の句につけ、陶冶をする處として、爲陶冶舍とよむも亦通ず、此段上の許子なんすれぞ自織らざるの意によりて、くはしくこれを詰れり、

曰、百工之事、固不可耕且爲也、

これ陳相が答へ、即亦耕すに害ありの說なり、

然則治天下、獨可耕且爲與、

此より下は、皆孟子の言なり、これ云意は、許子百工の事をしも、耕すに害ありとしてせず、然る時は天下を治る萬機の政をば、反てとりわき、耕して又兼てせ

と同く耕し、その米穀を自かしぎて食ひ、而して、又兼て人民を治むと、農家の説もとかくの如し、

今也滕有倉廩府庫、則是厲民而以自養也、惡得賢、

倉廩は、米穀のくら、府庫は、財貨のくらなり、今滕に財穀のたくはへあるは、これ民の力に生る物をとりて、わが奉養そなへとし、勞苦を以て民をやましめて安逸を以て自うく、なんぞ賢君たることを得んと、これ滕君をそしるといへども、實は孟子の君子は野人を治め、野人は君子を養ふの説をやぶれり、

孟子曰、許子必種粟而後食乎、

曰然、

此より下はみな孟子問て陳相答ふ、孟子のとひは、みな並耕して食ひ、饔飧して治むと云より來る、

許子必織布而後衣乎、

食によりて、服に及ぶ、

曰、否、許子衣褐、

よき布をきずと、

許子冠乎、

衣によりて、冠に及ぶ、

曰、冠、曰、奚冠、曰、冠素、

素とは、文采なき者を云、褐をきる意と同じ、

曰、自織之與、

之の字素をさす、褐と素とをすべ云も亦通す、

曰、否、以粟易之、

云意は自をらずといへども、つくれる米を以て交易すれば、これもわが力より出づと、

曰、許子奚爲不自織、曰害於耕、

孟子段々の難問、唯此一句をひき出さんがためなるべし、

曰、許子以釜甑爨、以鐵耕乎、

釜は、まろがなへ、甑は、こしき、中國の人、釜に甑をかけて、飯をむすをば炊と云、爨ぐとは、竈の火をた

井田の法を云、

願受一廛而爲氓、

廛とは、民の居る處、氓は、野人の稱なり、

文公與之處、

をり處をあたふ、

其徒數十人皆衣褐、捆屨織席以爲食、

徒は、其ともがらなり、褐は、毛布なり、捆屨とは、うちつめてかたくつくるなり、蓋し文公いまだ田をさづけざる故に、屨と席をつくりて、食をいとなむ、凡そ儉素をたつとび、其力をはむは、農家者の風なり、許行孟子の滕にをいて、君子野人のわけを正せるを見て、其法をやぶりて、わが道を行はんために、來れると見えたり、

陳良之徒陳相、與其弟辛、負耒耜而自宋之滕、曰聞君行聖人之政、是亦聖人也、願爲聖人氓、

陳良は、楚國の儒者なり、此徒は、その門徒を云、陳相陳辛兄弟は、宋人にして、學を陳良にうく、今滕君の化をしたひて來れり、耒耜とは、耜は臿のたぐひ、耒は其柄を云、これを負とは、農夫疆を出る時に、耒耜を舍ざるの意なる歟、一說にかれも亦農耕をして、力をはむの意あり、この故に許行にあふて、則これに從ふと、

陳相見許行而大悅、盡棄其學而學焉、

その儒學をすてゝ、許行につきまなぶ、

陳相見孟子、道許行之言曰、滕君則誠賢君也、雖然未聞道也、賢者與民竝耕而食、饔飧而治、

竝耕すとは、たちならびて耕すぞ、饔飧とは、食を熟するなり、朝を饔といひ夕を飧と云、古の賢君は、民

八家皆私百畝、同養公田、

公田をすぐる八町をは、八家みな私に一町をうけつくりて、共に公田を養ふ、養ふとは、その力役に供する義なり、

公事畢、然後敢治私事、所以別野人也、

公を先んじ、私を後にするは、これ君子野人の分際をわかつ所なり、君子をいはざること、文を省けり、上には郊野國中の二法をいひて、こゝにはたゞ野を治ることを詳に云こと、貢法はそのかみなを行はるゝが故なり、

此其大略也、

略とは、規模を云、井地の法、諸侯みな其籍をすつる故に、くはしく考へがたし、これは唯その大略ばかりをつぐとなり、

若夫潤澤之、則在君與子矣、

潤澤とは、やはらげなめす義なり、時によりて宜き所を制し、人情にあひ土俗にかなひて、又先王の意を失はざることを云なり、○朱子おもへらく、以上喪禮經界の兩章、孟子の學、その大いなる者を識ることを見る、こゝを以て禮法すたれて後、制度かんがへがたしといへども、よく略によりて詳を致し、舊きををして新きとなし、已往の迹にかゝはらずして、又よく先王の意にかなふ、眞に名世亞聖の才といひつべし、

○有爲神農之言者許行、

爲むとは、學び述る義なり、神農は、炎帝、はじめて耒耜つくりて、民に稼穡を敎へ玉へり、昔は儒家の外に九流百家の説あり、許行は楚人、其説は即農家者流と云者なり、蓋し儒者の稱述する所は、唐虞三代の法なり、諸家其説を以て、國政にあづからんとす、よりて上古の帝王に托し、儒者の上にいでゝ、其説をたかぶらんとす、農家の神農を稱するは、なを後世陰陽醫方の黄帝を稱するが如し、

自楚之滕、踵門而告文公曰、遠方之人、聞君行仁政、

祿の外に又これを加へて、君子をあつくする所なり、卿大夫士の祿、多少ありといへども、祖宗を敬する心は一つなる故に、祭田はみな五十畝をあて行ふ、即周禮の士田なり、これ亦滕のすたれたる法を、とりおこせるならん、

餘夫二十五畝、

井田の法、一夫百畝をうけて、父母妻子、共に五口八口をやしなふ、もし其弟あれば、これを餘夫と云、年十六にして、田二十五畝をうく、三十にして娶る時は則百畝の田をうくるなり、分田常制の外に又これを加へて、野人をあつくする所なり、

死徙無出郷、

死とは、葬りを以て云、徙とは、居を徙すなり、助法行はる時は、此等の事、みな本郷になじみて、外にいでず、

郷田同井、

郷里の田、八家をくみて、一井を同うす、

出入相友、

友なふとは、つるゝ義なり、内外に出入る時、互に相つれだつぞ、

守望相助、

守望とは、まもりのぞむなり、互に見あはせて、盜賊をふせぎまもる、

疾病相扶持、

扶持とは、たすけたもつなり、やむ時は、互に相介抱す、

則百姓親睦、

上に云如くなれば、百姓をの〳〵其所を得て、親しみ睦じくなるなり、

方里而井、井九百畝、

此より下、井田のかたちを詳に云、四方一里の地を以て、一井九町の田とす、

其中爲公田、

九町の中間一町、を以て公田とす、

地をしめとるによりて、井田大小ひとしからず、暴虐の官人、多くとるによりて、穀祿多少平かならず、穀祿とは、米穀の俸祿なり、

是故暴君汙吏、必慢其經界、

暴君は、暴虐の君、汙吏は、むさぼりて、汚らはしき奉行なり、賦稅をほしいまゝにせんために、經界を慢りて、正くせざるなり、

經界既正、分田制祿、可坐而定也、

田を分て民產をさづけ、公田を以て、官祿を制すること、力を勞せずして、坐ながらに定むべきなり、

夫滕壤地褊小、將爲君子焉、將爲野人焉、無君子莫治野人、無野人莫養君子、

壤地とは、壤はつちくれ、唯これ土地と云義なり、褊小とは、せばくすこしきなるぞ、云意は、滕は小國なりといへども、必上下の分際ありて、君子は野人をおさめ安んじ、野人は君子に奉養すべし、然れば田をわきて祿を制するの法、さだめずばあるべからずと、蓋しそのかみ官人の俸祿大分にして、野人の常產不足なる故に、かくの如くいへり、

請野九一而助、國中什一使自賦、

九一とは、一井の町數を以て云、什一とは、同溝の畝數を以て云、蓋し滕は諸侯の國なりといへども、亦王畿の徹の法に準じて、國門より內外をわき、外の郊野には助法を行ひ、內の鄉遂には貢法を行ひ、國中はほどちかければ、民をして自その什一の賦稅をはこばしめよと、これ即田を分きて以て祿を制し、野人を治めて以て君子を養はしむるの常法なり、然ればそのかみたゞ助法行はれざるのみならず、貢法も亦什一にすぎたることとある故に、これをたゞせり、

卿以下必有圭田、圭田五十畝、

圭田とは、祭田を云、圭はいさぎよき義なり、此田のなりはひを以て、きよめまつるの用にそなふるぞ、世

て、下に相親愛す、これ人倫の明になる處なり、

有王者起、必來取法、是爲王者師也、

滕國小きなれば、助法學敎等の仁政を行ふといふとも、いまだ必しも王業を成すことあたはじ、然れども世に王者おこることあらば、必來りてこれに法とるべし、これ則王者の師なり、然らばたとひ天下をたもたずといへども、その德澤を天下に及ぼすに足れり、

詩云、周雖舊邦、其命維新、文王之謂也、

詩は、大雅文王の篇の詞なり、云意は、周は后稷より以來、千有餘年の舊き諸侯の國なりといへども、文王新に天命をうけて、王業を成し玉へるとなり、

子力行之、亦以新子之國、

子とは、諸侯喪に居て、いまだ年をこえざるの稱なり、云意は、子つとめはげんで、仁政を行はゞ、今日即天下をたもたずといふとも、亦國勢やうやく大いになりて、後來新たに天命をうくることあらんとなり、

使畢戰問井地、

畢戰は、滕の臣なり、井地は、即井田なり、孟子かへりて後、文公助法をおこさんとして、畢戰をして井田の事をつかさどらしむ、よりて又これをして鄒にゆきて、其詳なることを孟子にとはしむ、

孟子曰、子之君將行仁政、選擇而使子、子必勉之、

仁政とは、田をわき、祿を制することを云、選擇は、皆えらぶなり、其器量をえらび、こゝにつかはし、來りて其事をとはしむるなり、

夫仁政必自經界始、

經は、はかる、界は、さかひなり、井地をひらき、これを方量して、溝をほり、途をとをしなどして、さかひめをかぎりわくることを云、

經界不正、井地不均、穀祿不平、

經界正しからざれば、財富み勢つよき者は、分外の田

田祿ある者民にとること制なし、今世祿は滕すでにこれを行へども、いまだ助法を行はず、よりて下文に助法をのべとく、

詩云、雨我公田、遂及我私、

小雅大田の篇の詞なり、云意は、願はくは天公田に雨をふらして、ついに私田に及べと、公を先んじて、私を後にするなり、

惟助爲有公田、

公田は、助法にのみありて、貢法にはこれなし、

由此觀之、雖周亦助也、

そのかみ典籍存せずして、助法考へられず、されど此周の詩によりてみれば、助は殷の時のみならず、周といへども亦助するなり、然れば滕にも昔は助して、今はすたれしなり、

設爲庠序學校以敎之、

助法行はるれば、民常の產あるによりて、則常の心あり、こゝにをいて、則學宮をたてゝ、敎をほどこすなり、

庠者、養也、校者、敎也、序者、射也、夏曰校、殷曰序、周曰庠、學則三代共之、

庠序校は、みな鄕里にある學宮なり、學は、國都にあり、養とは、養老の禮を行ふを以て云、射は、射法をならふなり、蓋し學宮の用、一事にあらず、三代の鄕學をの〱一事をあげて其名とす、國學を學と云ことは、三代かはらざるなり、又禮を考るに、殷には夏の學をかねまうく、周には虞夏商周四代の學を備ふ、

皆所以明人倫也、

人倫とは、倫はついでなり、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり、人に此五つの倫序ありて、各其道そなはる、凡そ古來の學宮、みな唯此道を明にするがためなり、

人倫明於上、小民親於下、

上の人これを明にして敎るを以て、小民これに化し

者、校數歲之中以爲常、

五七年のなりはひをかんがへ、其中等を以て、貢稅の常度とす、

樂歲粒米狼戾、多取之而不爲虐則寡取之、

樂歲は、豐年なり、粒米は、こめつぶなり、狼戾とは、狼藉と云が如し、多くして、地に散亂することを云、

凶年糞其田而不足、則必取盈焉、

そのなりはひつちかふあたひほとだになき時にも、亦常數の如くとりみつ、

爲民父母使民盻盻然、將終歲勤動、不得以養其父母、

此より下は、凶年にとりみつるのついえを云、盻々はうらみ見るなり、上をうらむぞ、勤動は、勤苦勞動なり、

又稱貸而益之、

稱貸とは、あげかるぞ、利息を出して、貸借することを云、益之とは、稅の不足をまして、取盈る數にたすぞ、

使老稚轉乎溝壑、

老衰幼稚の者は、飢て溝壑に轉死す、

惡在其爲民父母也、

民の父母たる所、いづくにあるぞとなり、蓋し夏の時の貢法は、春秋農作をみそなはして、民の不足をたす、周の貢法も、年の上下を見て、賦歛をなす、龍子が云所は、後世諸侯のついえを云なるべし、なれども孟子助法をすゝめんとする故に、まづ此の說をひく、

夫世祿、滕固行之矣、

文王の岐を治むるに、耕す者九一、仕る者祿を世々にす、此二つの者は、王政の本なり、蓋し世祿の者これに井地をさづけて、その公田のなりはひをとらしむれば、これ助法と互に相より、官人農夫、をの〳〵定制ありて、上下相安んず、もし助法を行なはざれば、

夏の法、民一家をの〳〵五十畝をうけつくりて、其内五畝のなりはひを上に入る、これを貢と云、貢とは、下より上へすゝめあぐる義なり、

殷人七十而助、

助は、即井田の法なり、其制殷に始まる、説すでに前篇に見ゆ、又此下に詳なり、されども殷の助法は、一家私田七十畝をうけて、公田七畝をつくる、助の義は下に見えたり、

周人百畝而徹、

周は王畿の四方百里の内を、君の公邑として貢法を用ふ、百里の外を、卿大夫の采地として、助法を用ふ、一家の受る所みな百畝にして、助は公田十畝をつくる、貢は十にして一を税す、徹の義は下に見えたり、

其實皆什一也、

貢法は、十分の内一分をとり、助法は十分の外一分を入るれども、をしなべて什一と云なり、それ什一の賦は天下の中正なり、孟子此章に田法を論ずることも、唯此一句を以て主とす、

徹者、徹也、

徹は即通徹の義なり、又通して均くする義をかねたり、周の貢法は、十家のうくる地を一くみとして、溝を以てこれをかぎる、助法は殷と同く、公田をめぐる八家、一井を共にす、同溝同井の人、耕す時は、力を通じて共につくり、収る時は、畝をかぞへて均くわかつ、これ集註の説なりといへども、かくの如くなれば、みな公田にして、私田なきに似たり、一説に十家八家、各受る所を私につくり、耕す時は、勞逸相助くるを以て通とす、収る時は、豐歉相補ふを以て均とすと云、此義然るべきに似たり、

助者、藉也、

藉は借なり、民の力を借りて、公田を助け耕さしむるを云、貢法はそのかみなを行はれて、其義明なる故に釋せず、

龍子曰、

古賢人なり、

治地莫善於助、莫不善於貢、貢

宅の修復をいそがんと相戒むる詞なり、晝は野にゆきて茅をかり、夜は又索をなひて、はやく屋にのぼりふけ、春來らば、百穀をしきうふること始まりて、これをするひまなからんと、孟子これを引て、古人の民事を急にすることを示す、

民之爲道也、有恒產者有恒心、無恒產者無恒心、苟無恒心、放辟邪侈無不爲已、及陷乎罪、然後從而刑之、是罔民也、焉有仁人在位、罔民而可爲也、

道とは由る所なり、物の行ひ用る所を云、餘の義は前篇に見えたり、此段民事をゆるがせにすべからざる故を云、末二句は人君の忍びざる心をひらきて、政をするの基とす、

是故賢君必恭儉禮下、取於民有制、

賢君は、即仁人なり、恭謙なればよく禮を以て下にまじはる、儉約なれば、よく民の產をたてゝ、これをとるに制限あり、二つの者、こゝに主とする所、儉約にあり、されど儉なる者は、亦必恭なるによりて、これをあはせ云、

陽虎曰、爲富不仁矣、爲仁不富矣、

陽虎は、即陽貨、魯の季氏が家臣なり、仁を爲るは天理、富を求るは人欲、二つの者ならびたゝず、陽虎が意は下の句を主とす、仁をするが富に害あらんことを恐てなり、孟子のこれを引く意は上の句を主とす、蓋し云、民を虐して財をつむ君は則不仁なり、仁君は必儉にして、民にとること制あり、この故に、財を生すれども、上にのみあつまらずと、

夏后氏五十而貢、

此より下は、民の常產を制すると、これをとるの法を云、夏后氏とは、后は君なり、古人のいひならはし、夏を后といひ、殷周を人と云、其義は論語に見えたり、

內に居るなり、

未有命戒、

嗣君喪に居てはものいはず、即政務を冢宰に任ずればなり、よりて世子も此禮を行ひ、倚廬に居る間、いまだ命令教戒を行はず、

百官族人可謂曰知、

此句よめがたし、疑らくは、闕文誤字あらん、或說に云く、みな世子を禮知れりと云と、

及至葬、四方來觀之、顏色之戚、哭泣之哀、弔者大悅、

悅ぶとは、心によみんずるぞ、これその臣下のみならず、疎遠の人も、亦その孝に感ず、みな孟子の云所の如し○林氏おもへらく、文公孟子にあひ、性善堯舜の說を聞て、その良心をひらくことあり、こゝを以て、親の喪にあふて、哀痛の誠心をこる、父兄百官、行はまく欲せざる時にも、たゞ身にかへり、自せめて、人を非とするの心なし、その資質人にすぎたる所ありといへども、學問の力も亦おほはれぬ所あり、その斷然として喪を行ふに至りて、遠近の見聞く者、感服せずと云ふことなし、これ人心の同く然りとする所、われよりこれを發するを以て、彼が心に悅び誠に服することも、亦期せずしてをのづからかくの如し、人性の善なること、豈まことならずや、

○滕文公問爲國、

文公位をつぎ、政を行ふ始に、聘使を以て、孟子を請待し、國を治めて善くせんことをとふ、

孟子曰、民事不可緩也、

民の事とは、農の事を云、それ國は民を以て本とし、食を以て先とす、よりて農事は國を治むるの急務なれば、とりわきこれをゆるがせにせず、よくこれを處置して、民をして力を耕作につくさしむべしと、これ一章の本旨なり、

詩云、晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘屋、其始播百穀、

詩は、豳風七月の篇、民冬に入り、農事のひまを得て、

不可以他求者也、

此はかりごと、外にむかひて求むべからず、唯これを己に責て、自つくすにありとなり、

孔子曰、君薨、聽於冢宰、

君とは、天子諸侯を兼て云、冢宰は、太宰、六卿の長なり、君薨ずれば、嗣君政にあづからずして、百官みな處置を冢宰にうけきく、

歠粥面深墨、卽位而哭、

いまだ葬らざるの前、嗣君たゞ粥をすゝり、顔色かじけて、甚くろく見ゆ、朝夕喪服の位次について、哭するばかりなり、

百官有司、莫敢不哀、先之也、

臣下みな感動して、哀み哭かずと云ふことなし、君身を以てこれに先んずればなり、

上有好者、下必有甚焉者矣、

此より下二段も、みな孔子の語なり、凡そ上たる人の好む所は、下たる者必これにならひて、上の好むよりも甚きことあり、

君子之德風也、小人之德艸也、艸尙之風、必偃、

君子小人は、位を以て云、德とは、その得る所の分際を以て云、上の位分、もと下をひきゐやすき勢ありて、又善は人々同く好む所なれば、從ひやすき理あり、よりてその感應の必然たること、ふく風に、草のなびくが如し、

是在世子、

又上文をむすびて云く、此事他に求めずして、世子自行ひて、これをひきゐるにありと、

然友反命、世子曰、然、是誠在我、

孟子のこたへを然りとして、則其說にしたがふ、

五月居廬、

諸侯は五月にして葬る、いまだ葬らざるの間は、倚廬にこもる、倚廬とは、中門の外、墻に木を倚せかけて、廬をかこひ、苫をしき、塊をまくらにして、晝夜その

下も亦行ふによりて、これを欲せずして、とゞむるなり、

曰、吾宗國魯先君莫之行、吾先君亦莫之行也、至於子之身而反之、不可、

魯と滕と、みな文王の後にして、魯の祖周公長たり、よりて兄弟の國、みな魯をたつとびて、宗國と稱す、然れども、二國三年の喪を行はずと云は、後世の失なり、周公の法、もとかくの如くなるにはあらず、

且志曰、喪祭從先祖、曰吾有所受之也、

志は、舊記なり、父兄百官、又志の言を引て、これを釋して云く、志に云意は、われ先祖より、うけたる所あることは、他と同じからざることありとも、これをあらたむべからずと、然れども、志の云所は、先代にふるき禮文つたはりて、小く異なりといへども、通行せらるべきことを云、後世禮を失ふことの甚しき者を云にあらず、

謂然友曰、吾他日未嘗學問、好馳馬試劍、

此他日は、さきの日をさして云、馳馬とは、兵車を以て云、試劍とは、人と太刀うちして見るぞ、

今也父兄百官、不我足也、

日ごろ兵を好みて、學をせざるが故に、今三年の喪を行はんと云ことを、父兄百官、みな其心にみたずと、

恐其不能盡於大事、

此たびの大事に、心をつくすことあたふまじきを恐る、

子爲我問孟子、

衆議をやめて、志をとげんはかりごとをとへとなり、

然友復之鄒問孟子、孟子曰、然、

衆議さこそあらんと、

一毫も不足なからしむる所なり、まことに人子たる者の、終身の一大事なれば、文公の自やむことあたはざるは宜なり、

曾子曰、生事之以禮、死葬之以禮、祭之以禮、可謂孝矣、

此もと孔子の語なり、曾子も亦これを以て、門人につげられしならん、蓋し人子たる者、親のため、生事喪祭に、心をつくさんと思ふには、禮制によらざれば、これをつくすことあたはざるによりて、又此語を引て、世子の孝を、全うせしむるなり、

諸侯之禮、吾未之學也、雖然吾嘗聞之矣、

そのかみ禮典すでにすたれて、孟子といへども、亦その節目の詳なることを知らず、然れども、その要領の大意は、きゝおぼへたり、

三年之喪、齊疏之服、飦粥之食、

三年の喪は、父母の喪なり、下の服食は、みな三年中の事なり、齊は、すそぬひなり、疏は、あらき義、麁布を云、服のはし〳〵まつはざるを、斬衰と云、父のためにきる、まつへるを、齊衰と云、みな麁布にてつくる、齊疏といへば、斬衰は疏の字の中にあり、飦粥は、かゆなり、こきを飦と云、うすきを粥と云、初喪には食せず、三日に始めてかゆを食す、すでに葬りて後に疏食す、

自天子達於庶人、三代共之、

父母の恩は、貴賤古今のかはりなき故に、上の段の三つの者は、天子より庶人に達り、夏商周の三代、これを同うす、世子父の喪をとへるによりて、この大要の萬古不易なる者を以て、これに答ふ、

然友反命、

君にうけたる命の、かへりことをいふ、

定爲三年之喪、

世子こゝにをいて、三年の喪を行はんと議定す、

父兄百官皆不欲、

父兄は、親族の長者なり、君三年の喪を行ふ時は、臣

ども、長きをたちて、短きをおぎなはゞ、方五十里の國なるべし、然ればなを道を行ひて、善き國とするに足れりとなり、

書曰、若藥不瞑眩、厥疾不瘳、

書は、商書說命の篇の詞なり、瞑眩とは、心くらみて亂るゝ義なり、疾をせむる藥氣にあたりて、瞑眩するにあらざれば、其疾のぞきて、いゆることなし、此を引て、世子卑近に安んせず、勤苦によくたへて、惡をのぞき、善を修るにはげみつとめらるべきことをいへり、○朱子の云く、孟子の性善を云こと、始めてこゝにあらはれて、詳に告子の篇にそなはる、然れども默してしり、旁く通ずれば、七篇の中、此理にあらずと云ことゝなし、前聖の未發をおしひろめて、聖人の門に功ある所以なりと、程子のいへること、信なるかな、

○滕定公薨、

定公は、文公の父なり、

世子謂然友曰、

然友は、世子の傅なり、

昔者孟子嘗與我言於宋、於心終不忘、

性善堯舜の論、心にとゞまりて、わすれをかざるなり

今也不幸至於大故、

大故とは、大いなること、重き喪をいへり、

吾欲使子問於孟子、然後行事、

そのかみ古禮すたれて、喪をとることみな短し、世子親の喪にあふて、眞性發見しける故に、短喪に安んせずして、孟子に問て後に、禮を行はんとす、

然友之鄒、問於孟子、孟子曰、不亦善乎、

其問ひをほめてなり、

親喪固所自盡也、

親の喪に、哀み痛むことは、天性の誠よりいでゝ、按排をからず、勉强をまたず、われと自その心を盡して

れに由りて行ふ、そのよくせると、いまだつくさゞるとの異なるばかりなり、この故に、日用の道一つなるを以て、聖愚の性同く善なることを云、其義最切近なり、而已矣とは、他なきの詞、孟子世子のふたゝび來りて疑ひとふ意、堯舜の及びがたきをはゞかりて、別に卑近にして、行ひやすき道あらんことを、求るにあることを知る、よりて唯此一句を以て、喫緊につげさとす、なを棒喝をあたふるが如し、唯ひたすらに前說を信行して、更に他說を求めざれとなり、

成覸謂齊景公曰、

此より下は、古人聖賢を必至るべしと、期したることを引て、わが說の證據とし、又世子をして、いよ〳〵前說を信じて、つとめ行はしめんとなり、これ昔し成覸と云者、齊の景公に、學術を告るぞ、

彼丈夫也、我丈夫也、吾何畏彼哉、

彼とは、聖賢をさす、丈夫とは、おのこと云義なり、云意は、聖賢も我も、同くおのこなれば、わが聖賢となるに、何を畏るゝことあらんと、

顏淵曰、舜何人也、予何人也、有爲者亦若是、

云意は、舜も我も共に人なり、よくすることある者はみな舜の如しと、

公明儀曰、文王我師也、周公豈欺我哉、

文王は我師なりとは周公の語なり、云意は、文王の德も、人みなわが師として、學び至るべしとなり、儀これを誦して云く、周公豈此言を以て、われを欺かんや、我も則文王を師として其德に至るべしと、

今滕絕長補短、將五十里也、猶可以爲善國、

此より下、世子の身の上につきて、仁義に本づき、聖賢に法りて、其身を修め、家國に及ぼして、共に善を行ふべきことをすゝむ、云意は、滕は小國なりといへ

世子とは、世つぎの子、太子を云なり、楚に使して、宋をすぐる時、孟子たまく\宋に居られし故に、請てあはれしなり、

孟子道性善、言必稱堯舜、

戰國の時、聖學つたはらずして、性を論ずる者、或は善なし不善なしといひ、或は善あり不善ありといひ、或は善たるべく、不善たるべしといひ、又性を以て惡とする者もあり、よりて性の性たる所、分明なることを得ず、孟子はひとり孔氏の學を宗とする故に、斷然として人性を善なりといひて、明にその本然の端的をさし示す、それ性は、人天にうけて生ずる所の理なり、本來渾然と至善にして、いまだかつて惡あらず、衆人と聖人と、はじめより小さき異なることなし、然れども性の理は、氣質を以て體とする故に、衆人は形氣の欲におほはれて、これをそこなふ、聖人は私欲のさはりなくして、よく性分をみてきはめたる者なり、この故に、孟子世子ともの云時は、つねに人性善なりといひて、行事を云時は、必性善の理をつくして、人倫の至りとなれる堯舜のことを稱して、その標的とす、蓋し性善は理にして虛なるが故に、堯舜の事を以て、其實とするなり、人其性の善にして、仁義を外に求ることをまたず、堯舜もたゞ此性をみてたるばかりなれば、聖人も學んで至るべきことを知て、工夫を用ること、をこたりなからまく欲してなり、其詞多き故に、ことごとくこれを記すことあたはずして、其大旨を撮ことかくの如し、

世子自楚反、復見孟子、

時の人、性のもと善なることを知らずして、聖人を以て企て及ぶべからずとす、よりて性善の說を聞といへども、たゞこれを信ぜざるのみならずして、亦疑を致す者もなし、世子孟子の言をきゝすてずして、疑問をせんために、楚よりかへれる時、又孟子にあへり、

孟子曰、世子疑吾言乎、夫道一而已矣、

道とは、性の理の發見して、事物當然の理となる所なり、仁義の德發して、孝弟の行となるが如し、それ天下古今の道、たゞ一すぢにして、聖人も愚者も、皆こ

○孟子去齊居休、

地の名なり、

公孫丑問曰、仕而不受祿、古之道乎、

孟子齊に仕へ、卿の位に居て、其祿をうけざることをとふ、

曰、非也、

古禮にあらずと、

於崇吾得見王、退而有去志、

崇も亦地の名なり、孟子崇にて、齊王にはじめてあふことを得たり、此時に則その趣のあはざる所あり、よりてそれより退きて、すでに齊を去る志あり、

不欲變故不受也、

其後齊に仕ふといへども、はじめ去らんと思ふ志を、變ぜまく欲せず、この故に祿を受ざりしと、蓋し去る志ありて、祿を受るは、これ苟もうくるなれば、これをうけず、祿につながれて、去りがたからんを恐るゝにあらず、

繼而有師命、不可以請、

師命とは師は、いくさなり、軍陣の命令を云、孟子齊に仕へてより、をしつゞきて、國に軍陣の命をこなはる、よりてたちのかんことを請ひがたし、

久於齊非我志也、

齊に久く居てえ去らざりしは、わがはじめの志にあらずと、○郝京山おもへらく、孟子晝を出る時に、なを王をわすれざるは、これ君を愛するの仁なり、崇にてあへる時に、則去る志あるは、君をえらぶの智なり、仁智をかねて全うするは、まさにこれ孔子をまなびんことを願ふ處なり、

滕文公章句上、

滕文公爲世子、將之楚、過宋而見孟子、

感じてうれふることもあり、ならび行はれて、相もとらずとなり、

五百年必有王者興、

往古を考ふるに、堯舜より成湯に至り、成湯より文武に至るまで、皆五百餘年、然れば大槩五百年には、必王者、世に出ることあり、

其間必有名世者、

間とは、際と云義なり、王者の興るみぎりには、亦必德業聞望世に名のかくれなき人出來りて、その輔佐となる、唐虞の皐陶稷契、商の伊尹萊朱、周の太公望散宜生のともがらの如きこれなり、

由周而來七百有餘歲矣、以其數則過矣、以其時考之則可矣、

周の文武より今まで、すでに七百餘歲なれば、五百年の數よりもすぎてをそし、又時を以て考れは、今の世、亂きはまりて、治を思ふ、まさしく爲ることある可きの日なり、然るに今一つもする所あることを得ず、こゝを以て不豫すとなり、蓋し孟子名世の才をそなへて、下にあれども、王者いまだ上に興らず、齊王を以て王道を行はんとすれども、不遇にして去る、よりて時世のために、天運のおとろへ、人道のきはまりをいたみて、不豫なきことあたはず、一身のふさがりをうれへて、天を怨み、人を尤むるにあらざるなり、

夫天未欲平治天下也、

天下の暴亂すでにきはまれども、なをわが道の行はれざるは、天いまだ天下を平治せまく欲せざるなり、

如欲平治天下、當今之世、舍我其誰也、吾何爲不豫哉、

世運かくの如くなりといへども、天の意はいかゞならんも、いまだしられず、もしそれ天下を平治せまく欲することあらば、今の世にあたりて、平治を致すの具ある者、我ををきては、それたぞや、それ時に感じて一過不豫なりといへども、わが心の實は、なんすれぞ不豫あることとあらんやと、然ればその天を怨み、人を尤むるにあらざるは、云までもなきことなり、

予豈若是小丈夫然哉、

小丈夫は、大丈夫に對するの稱、その志す所すこしきにして、君を正し、民をすくふを以て、心とせざる者を云、われ豈かくの如くならんやと、

諫於其君而不受、則怒悻悻然、見於其面、

これより小丈夫のことを云、悻々は、怒る意なり、怒氣顏色にあらはるゝぞ、

去則窮日之力、而後宿哉、

諫めをうけざる時は即日に去り、去る時は、其日ゆかるゝほどの力を、きはめつくして後に、宿することをせんやと、これ晝に三宿して出るを、遲濡とするにこたへていへるなり、

尹士聞之曰、士誠小人也、

小人なる故に、君子の志を知らずと、〇此章聖賢道を行ひ、時をすくふに、汲々としてやまざる本心、君を愛し、民をうるほすに、惓々としてつゝしめる餘意を、思ひみるにたれり、

〇孟子去齊、充虞路問曰、

齊を去る時、路次にてとふ、

夫子若有不豫色然、

豫は、よろこぶなり、憂へてよろこばしからぬ、顏色あるが如くなるとぞ、

前日虞聞諸夫子曰、君子不怨天不尤人、

これもと孔子の語なり、孟子亦これを稱して、人を敎へられたるならん、云意は凡そ君子は、天を樂み、命を知る故に、たとひ困窮患難にあひても、天を怨み、人を尤めずときけり、然れば夫子世に用ひられずとも、不豫せらるまじきことぞと、

曰、彼一時、此一時也、

彼とは前日を云、此とは、今日を云、天を怨みず、人を尤めざるは、君子の常なれば、前日の如く云時もあり、又今日、わが道の行はれざるにあたりては、時を

あらずと、

予三宿而出晝、於予心猶以爲速、王庶幾改之、王如改諸則必反予、

われ晝に三宿して出れども心にをいては、なを速なりと思へり、いかんとなれば、われ王をいさめつる一事あり、王その非を改められんことをこひねがふ、もしこれを改められば、必われをよびかへされん、よりてしばらく遲滯せしとぞ、諫の事は、何ともしれず、

夫出晝而王不予追也、予然後浩然有歸志、

浩然とは、水のながれて、とゞめられざるが如くなるを云、それ三日にして晝を出れども、われを追てよびかへさず、かくの如くして後に、われ浩然として歸り去る志決せり、

予雖然、豈舍王哉、王由足用爲善、

われかくの如くに、歸り去るといへども、なんぞ王をすてわすれんや、王なを以て共に善をするに足れる君なりと、楊氏おもへらく、齊王天性すなほにして、勇を好み、貨を好み、色を好み、世俗の樂を好むこと、みなこれを直につげて、孟子にかくすことなし、こゝを以て善をするにたれるなり、

王如用予、則豈徒齊民安、天下之民擧安、

王もしわれを用ひて、政をせられば、豈たゞ齊の民その所を得て、安んずるのみならんや、天下の民も、みな安きことを得ん、

王庶幾改之、予日望之、

今にをいても、なをねがはくは、王その非を改めて、われを用ひられんことをば、日々にわれこれを望むと、按ずるに、此言を以て見れば、齊王孟子を用るは、仁義によりて、王道を行ふにすぎず、然ればその改めんことをねがふは、これ目前の功利をはかることなるべきに似たり、

不識王之不可以爲湯武、則是不明也、

孟子はじめより、わが王の湯武となりて、罪を伐ち民を救ふことをえすまじき君としらざるは、これ智の明ならぬなり、

識其不可、然且至、則是干澤也、

その湯武たる可からざることをしれども、然も且つ齊國に至れるなれば、これ苟も恩澤をもとめて、其身をうるほさんがためなり、此二段は、尹士孟子を疑ひて云にあらず、唯これ評論をおこして、かくの如くはあるべきやうなしと、ひるがへしいはんためなり、

千里而見王、不遇故去、

孟子千里を歷きたりて王にあへるは、蓋しその見る所あるべけれども、其志王と相遇はずして望を失へる故に去る、これやむことを得ざるなり、

三宿而後出晝、是何濡滯也、士則茲不悅、

濡滯とは、とゞこほりて、おそき義なり、云意は、すでに去るからは、速に去りて、かゝづらふことなかるべきを、晝に三宿して後にいでゆく、これ何ぞ遲滯するや、われ唯此事をば、心に悅びずと、

高子以告、

高子も齊人にして、孟子の弟子なり、尹士が評を聞て孟子につぐ、

曰、夫尹士惡知予哉、千里而見王、是予所欲也、

千里にして王にあふは、これ我王を以て、道を行はまく欲する所なれば、遠きをはゞからずしてゆけり、

不遇故去、豈予所欲哉、予不得已也、

不遇にして去るは、もとわが欲する所ならず、やむことを得ざるが故なれば、必しも速に去るべきことに

請といひてたちさらんとす、

曰、坐、我明語子、

それにをれ、我そのこたへざる故を明に子につげんとぞ、

昔者魯繆公、無人乎子思之側、則不能安子思、

繆公は、魯の君、名は顯、子思を請じてこれを師とす、子思公の誠敬たらざる所あれば則去る、よりて公つねに人をして、子思の側に伺候して、公の尊敬の誠意をいひいれしむ、然らざれば、子思の心を安んじて、とゞまりをらしむることあたはず、

泄柳申詳、無人乎繆公側、則不能安其身、

泄柳は、魯人、申詳は、孔門子張の子なり、繆公此二子をいれて友とす、されど己れを尊ぶこと、子思に及ばず、二子は亦いやしくもいれらるゝ者にあらず、よりて賢者公の側に居て、その二子を思へる所に就て、かれをかゝへまもる謀なければ、公の禮際おとろふることあるによりて、二子其身を安んじて、止り居ることあたはず、二子君側の人のとりもちによりて、其身をいるゝことを得ると云にあらず、

子爲長者慮、而不及子思、

長者とは、孟子自稱す、蓋し客王命をうけ來らずして以て王のためにわれをとゞめんとす、この故に云く、子が長者のために慮ること、繆公の子思を留むる所に及ばずと、

子絶長者乎、長者絶子乎、

繆公の子思を留る所を以て、孟子をとゞめざるは、これ無禮を行ふ故に、客まづ孟子をたつと云者なり、孟子の臥てこたへざるは、まづ客をたつにあらず、よりて此兩句を以て、客を詰りて、自さとらしむるなり、

○孟子去齊、

すでに去りての後なり、

尹士語人曰、

尹士は、齊人なり、孟子を評して、人につぐるぞ、

龍斷とは、龍は、壟と同じ、岡なり、斷は、絕なり、岡のきりたちて高き者を云、市にいづれば、必これをたづねて、其上にのぼり、左右を望み見て、わが貨物のうらるべき所へ、わしりゆきてうり、ひとり其市の利を網にかけてとりつくすやうにするぞ、

人皆以爲賤、故從而征之、

征は、とるなり、人みな其しわざを、賤しくにくしと思へるによりて、有司これに就て、ついに其稅をとれり、

征商自此賤丈夫始矣、

市にて商人に稅をとること、此賤丈夫より始まる、蓋し叔疑は此を失ひて、又彼を求む、龍斷は此を得て、又彼を貪る、その利心は一なり、よりて孟子此を辭して又彼を受ることをせず、○齊王の孟子を留めんとする意、これを朝にたてゝ、共に政をはからんとするにあらず、唯利を以て孟子をかけとゞめ、國人のおもしとして、賢を尊ぶの名を沽はんがためなり、この故に孟子こばみて受けざりしなり、

○孟子去齊、宿於晝、

晝を、或は畫に作る、齊の西南にあたれる近き邑なり、孟子齊を去る時、こゝに至りて旅宿す、

有欲爲王留行者、坐而言、

齊人の孟子を知る者、王のために、孟子の去るをとゞめんとして、追ひ來り、孟子の前に座して、其意をいひのぶ、

不應隱几而臥、

几は、此に云脇息の類、孟子客の云ふことにこたへずして、をしまづきによりふす、

客不悅曰、弟子齊宿而後敢言、

客とは、即行を留る者、弟子とは、自稱する謙辭なり、齊宿とは、齋戒して一宿を越るぞ、客孟子のこたへざるを無興して云く、われ誠敬を致して後に敢て申す、あからさまには申さずと、

夫子臥而不聽、請勿復敢見矣、

今より交りをたちて、ふたゝびあふことなからんと

爲欲富乎、

たとひわれ富を欲して、得ざるがために去らば、はじめより卿の常祿十萬鍾を辭して居つるに、今唯萬鍾をうけてとゞまらんこと、これ富を欲する者とせんや、富を欲すとゝいふとも、これをうけられずと、蓋し齊を去る心事、あらはにいひがたきことある故に、唯かくばかりいへるなり、

季孫曰、異哉子叔疑、

季孫子叔疑、みないつの人ともしれず、これ孟子季孫が叔疑を評じたる語をひく、異哉とは、其しわざ、こゝろえがたしとぞ、

使己爲政不用、則亦已矣、又使其子弟爲卿、

叔疑、或國に仕へて、政をとりけるに、用ひられずして去る、己すでに用ひられずは、唯去るのみにてやむべきに、又その子弟をして卿となして、俸祿をうけしむるは何事ぞと、

人亦孰不欲富貴、而獨於富貴之中、有私龍斷焉、

世の人も亦たれか富貴を欲せざらん、されども、叔疑はとりわき富貴の中にをいて、これを貪る意ふかし、龍斷とは、市の利を貪ることを云、其義は下に見えたり、叔疑がしわざ、これに同きことをいへり、

古之爲市者、以其所有易其所無者、

古の市をすること、其有る所と、無き所とを、賣買交易せんがためなり、

有司者治之耳、

有司者は奉行なり、市の奉行は只交易のあらそひを、わき治るばかりにて、貨物の税をとることなし、

有賤丈夫焉、

賤丈夫とは、其しわざの賤むべきおとこなり、

必求龍斷而登之、以左右望而罔市利、

此而得見乎、
今此時についで後に、又あふことを得んや否や、知られずと、

對曰、不敢請耳、固所願也、
かさねてあひ奉らんと、こなたより敢てこはざるばかりなり、心のうちにはもとより願ふ所ぞと、

他日王謂時子曰、
時子は、齊の臣なり、孟子なを逗留せられし故に、王時子に告て、孟子をとゞめしむるぞ、

我欲中國而授孟子室、
中國とは、國のまんなかを云、室は、家なり、

養弟子以萬鍾、
萬鍾は、六萬四千斛、古の量は、大槩此方の十分一なり、門弟子を養ふ用途に萬鍾を以てせんと、これ孟子をかゝへをかんと云謙辭なり、

使諸大夫國人皆有所矜式、
矜は、敬、式は、法なり、一國の臣民をして、みな孟子を師法として、うやまひたつとばしめんと、

子盍爲我言之、
なんぢなんぞわがために、此意を達して、孟子をひきとゞめざると、

時子因陳子而以告孟子、
陳子は、即陳臻なり、時子孟子へ直に云ことをはゞかり、陳子によりて、これをつたへつぐ、

陳子以時子之言告孟子、孟子曰、然、
さこそいふらんと、

夫時子惡知其不可也、
道すでに行はれずして去るからは、其義又とゞまる可からず、此旨趣、時子が知る所にあらず、よりてかくいへり、

如使予欲富、辭十萬而受萬、是

今の君子とは、今の人君子と稱して、其實なきを云詞なり、順之とは、過を改めずして、ついにこれをとげ成すぞ、

古之君子、其過也、如日月之食、民皆見之、

其過をいみかくすことなし、

及其更也民皆仰之、

その明德の損ずることなきを以て、民みな仰ぎたつとぶ、一說に、日月之食と云より下を、皆蝕のことにして、更むと云を、明の復するにとるも、亦通ず、

今之君子、豈徒順之、又從而爲之辭、

たゞ過をとぐるのみならず、又辯說を以て、これをかざる故に、其過いよ／＼ふかきなり、○林氏おもへらく、齊王孟子に慙ることあるは、これ羞惡の心をのづからやむことを得ざる者なり、其臣よくこれにうけしたがふことあらば、其義あげて用ふべからず、陳賈鄙夫なるによりて、これがために、曲て辯說つくり、その善にうつり、過を改る心をとゞめ、その非をかざり、諫めをこばむの惡をます、この故に孟子ふかくこれをせむるなり、

○孟子致爲臣而歸、

孟子齊に居ること久しけれども、道行はれず、よりて其臣たる卿の位を君にかへして、本國にかへる、

王就見孟子曰、

齊王孟子の去らんとするを聞て、自その館に就て、あはれしなり、

前日願見而不可得、

さきにはあひがたかりしとぞ、

得侍同朝甚喜、

其後孟子齊に來れる故に、朝廷を同うする者、みな其數に侍することを得て、甚喜ぶと、これ齊王の謙辭なり、

今又棄寡人而歸、不識可以繼

見孟子問曰、周公何人也、曰、古聖人也、曰、使管叔監殷、管叔以殷畔也、有諸、曰、然、曰、周公知其將畔而使之與、曰、不知也、然則聖人且有過與、曰、周公、弟也、管叔兄也、周公之過不亦宜乎、

云意は、親き兄弟の中の事なれば、聖人といへども、此過はあるべきことゝなり、蓋し孟子賈が意、王のために慙をとかんとすることをさとりて、周公の心を明せることかくの如し、○按ずるに、そのかみ武庚が國に監たること、ゆゝしき大事なる故に、周公同胞の兄弟をたのみにして、とりわきこれを任ぜられしなり、此時にあたりて、なんぞ其叛逆せんことを、あらかじめ探る意きざゝんや、かれ王家の至親たるながら、天下をくつがへして、世々つみ成せる王業を、一時にほろぼさんとするほどの大逆無道をしいだせるは、甚思ひの外のことなり、されど周公の德にをいては、缺ることなしといへども、過なしといはれざるなり、かやうの過は、聖人といへども、免れざる所なれば、難義の出來れるは、唯聖人の不幸と云のみなり、世の人父子兄弟の間に、何の疑はしき端も見えざる時、事を任せんとして、その意外の惡逆しいださんことを、探り疑ひ、たとひ其後さる事出來れりといふとも、其智聖人よりもまされるにはあらずして、其心の不仁不慈たること甚し、蓋し聖人は、遠きを照す明智ある故に、其明にふるゝ所あれば、をのづからまづ覺りて、人いまだ思ひかけざる時より、あらかじめ其そなへをすることあり、衆人のたまく臆ひて中る私智と、大いに同じからず、管叔が事は、聖人の明智にも、いまだふれず、龜筮の先兆にも、いまだきざゝざる所なり、蔡虚齋の云く、周公の過を宜なりとする所以の者、此たゞ仁者のみよくこれを知る、骨肉に薄き者の知らざる所なりと、

且古之君子、過則改之、

此より下、賈が王のために過をかざることを責む、

今之君子、過則順之、

王曰、吾甚慙於孟子、

齊王孟子の燕人の心にしたがひ、兵をひきとり、後を立られよとの謀を用ひずして、今燕人そむきけるを以て甚孟子にはづ、

陳賈曰、

齊の大夫なり、

王無患焉、

燕のそむくをうれへざれと、

王自以爲與周公孰仁且智、王曰、惡、是何言也、

王いぶかりなげきて、其故をとふ、

曰、周公使管叔監殷、管叔以殷畔、

管叔名は鮮、武王の弟、周公の兄なり、監すとは、みそなはして守る義なり、武王殷に勝て、紂を殺し、紂が子武庚をたてゝ、殷の後とし、管叔と弟蔡叔霍叔とをして、其國を監せしむ、これを三監と云、武王崩じて、成王幼し、周公攝政す、管叔謀叛し、武庚にくみして、周公を讒す、周公討じてこれを誅せり、

知而使之、是不仁也、

周公管叔をそむくべき者と知りながら、殷を監せしめば、これ罪におとしいるゝと云者なれば、不仁なり、

不知而使之、是不智也、

其そむくべきを知らずして、監たらしめば、その見る所くらきによりて不智なり、

仁智周公未之盡也、而況於王乎、

賈が意、たゞ不智のあやまりを云にあり、不仁は不智と相あらはさんためにいへり、云意は、燕の畔くべきを、あらかじめ知らざること、患るにたらずとなり、

賈請見而解之、

孟子にあふて、王の慙をほどかんとなり、

同じと、

齊人伐燕、

齊の君臣、孟子の說を聞て、燕をうてり、

或問曰、勸齊伐燕有諸、

齊人燕を伐て、暴虐をしけるによりて、人みなこれをよしとせず、この故に或人、孟子に此事を勸められしかと、疑ひてとふ、

曰、未也、

いまだかつてこれをすゝめずと、

沈同問、燕可伐與、吾應之曰、可、彼然而伐之也、

かの齊人唯伐つことを是なりとして、これに及べり、

彼如曰孰可以伐之、則將應之曰、爲天吏則可以伐之、

天吏の說、前篇に見えたり、罪あるを誅して、民をすくふ君ならば、これを伐べしとなり、

今有殺人者、

これ亦事をまうけてたとふ、

或問之曰、人可殺與、

人とは、即人を殺す人を云、

則將應之曰可、

ころすべしとぞ、

彼如曰孰可以殺之、則將應之曰、爲士師則可以殺之、

士師は、刑罰をつかさどる官なり、

今以燕伐燕、何爲勸之哉、

以燕伐燕とは、齊の燕を伐つふるまひ、燕の無道にひとしきことを云、かやうのことをわれなんぞすゝめんとなり、

○燕人畔、

齊人燕をやぶれる後二年、燕人齊にそむき、先主の太子平をたてゝ君とす、これを昭王と云、

かくあらしむること、人子たる者の心に、たれもこゝろよきこととなるを、われひとり然らざらんや、

吾聞之也、君子不以天下儉其親、

君子は天下のために、美物ををしみて、親の終りを送ることに儉約をせずと、一説に、これは古語なり、喪と祭とに用る物を、すべて云なり、

○沈同以其私問曰、燕可伐與、

沈同は、齊の臣なり、私を以て問とは、齊王の命をうけて問にあらざるを云、

孟子曰、可、

伐べきの罪ありとぞ、其義は下に見えたり、

子噲不得與人燕、子之不得受燕於子噲、

子噲子之が事、前篇に見えたり、凡そ諸侯の國土人民もと天子にうけあづかりて、これを先君より守りつたへたれば、今私に與へ受ることを得ず、もしこれを犯せば、與る者受る者、共に罪あり、

有仕於此、而子悅之、

此より下、事をまうけてたとふ、此とは此國なり、悅ぶとは、俗に云氣に入るなり、

不告於王、而私與之吾子之祿爵、

吾子とは、人をしたしみて云詞なり、祿は、俸祿、爵は爵位なり、

夫士也、亦無王命而私受之於子、

夫士は、即此に仕る者をさす、

則可乎、

よからんや、

何以異於是、

子噲子之が燕を私に與へ受ること、まさしくこれに

き時なる故に、あへてこはざりしとぞ、

今願竊有請也、木若以美然、

棺木のはなはだあつくかたきこと、そのほどにすぎたるを疑ふ、

曰、古者棺椁無度、

椁は、外棺なり、無度とは、あつくうすき法度なきぞ

中古棺七寸、椁稱之、自天子達於庶人、

棺のあつさ七寸、椁のあつさも棺と相かなふ、天子より庶人に通達して、同じことなりと、これを古注に、周公禮制するの時なりと云、されど周の禮は、八寸六寸五寸四寸を以て、貴賤の差等とす、これは周以前の制なるべしと云説あり、古尺の七寸は、今の大尺の四寸四分なり、

非直爲觀美也、然後盡於人心、

棺木は、堅厚にして、久きにたへんことを求む、たゞ見ることの美なるがために あらず、かくの如くして後に、人子たる者の心をつくすことを得るなり、

不得、不可以爲悅、

法にかぎられて、することを得ざれば、心にたりて悅ばしきことをせられず、

無財、不可以爲悅、

することを得る位あれども、財なき時は亦悅ぶことをせられず、

得之爲有財、古之人皆用之、吾何爲獨不然、

分位することを得て、又これをする財ある時は、古人みな美材を用ひて棺つくれり、今われなんぞ獨然らざらん、

且比化者、無使土親膚、於人心獨無恔乎、

化者は、死者なり、形體變化すればなり、蓋し棺木堅厚なれば、土、死者の膚にちかづかず、死者のために

行事とは、使の事なり、齊より滕にゆきてかへる路すがら、孟子いまだかつて王驩と共に、使のことをいはず、他事をもかつていはざるにはあらず、

公孫丑曰、齊卿之位、不爲小矣、

此時王驩しばらく卿の位を借て、使する故に齊卿と云、時にあたりて、大位なれば、あなどりがたしとぞ、

齊滕之路、不爲近矣、

遠路にして、日をふること久しとぞ、

反之而未嘗與言行事何也、

無禮を、疑ひてなり、

曰、夫既或治之、予何言哉、

有司の役人すでに其事をさめをはれり、われ又これと云べきことなしと、蓋し孟子の心、小人としたしくもの云を欲せざる故なるべし、然るに王驩が禮儀等、心にかなはざること、多かるべけれども、これをとがめず、又その實を以て公孫丑にもつげざること、君子の小人を待すること、惡しからずして、嚴なりと云者なり、

○孟子自齊葬於魯、

孟子母を奉じて齊に仕ふ、母卒して魯に反り葬る、

反於齊、止於嬴、

嬴は、齊の南邑の名、蓋し母を葬り終りて後齊に反りその國堺に至りて止り、死者のために、王のたま物を拜し、それより又魯に歸りて、喪を終へつるならん、

充虞請曰、

充虞は、孟子の弟子、

前日不知虞之不肖、使虞敦匠事、

不肖とは、不賢を稱する詞、物に肖ざると云義なり、匠事とは、たくみの事、木匠の棺つくることをば、たゞしおさめしむるなり、

嚴虞不敢請、

こひとはまく欲することありつれども、いそがはし

公都子は、孟子の弟子なり、齊人のそしりをきいて、孟子につぐ、

曰、吾聞レ之也、有二官守一者、不レ得二其職一則去、

官守とは、官職を以て其守とす、孔距心が如きこれなり、不レ得二其職一とは、その職君にさへられて、思ふまゝに行はれざるを云、人臣たるの道、もしかくの如くなれば、其官を君にかへして去る、

有二言責一者、不レ得二其言一則去、

言責とは、諫言を以てその責とす、蚳鼃が如きこれなり、その云所、君にふせがれて、達することを得ざれば則去る、

我無二官守一、我無二言責一也、

孟子は賓師の位に居て、卿の常祿をうけず、官守言責ある者と、其例ことなり、

則吾進退、豈不三綽綽然有二餘裕一哉、

綽々は、ゆたかなる貌、裕は、ゆたかなる意なり、云意は、わが進むも退くもみな義のまゝにはからふべければ、豈綽々然として、ゆたかなること、餘あるにあらずやと、

○孟子爲二卿於齊一、出二弔於滕一、

孟子齊の客卿たる時に、王命をうけて、滕國の喪を弔ふ、

王使三蓋大夫王驩爲二輔行一、

蓋は、齊の邑の名、大夫は、その邑宰なり、王驩は、王の愛幸せらるる所の者なり、輔行とは、輔はたすく、行とは、使することなり、時に孟子は正使たり、王驩をして副使としてやれるぞ、

王驩朝暮見、

往還の旅宿、王驩朝暮には、必孟子の處にゆきてまみゆ、

反二齊滕之路一、未三嘗與レ之言二行事一也、

の知る所五人の內、その失職の罪を知る者唯一人、これいたく王を責る所なり、

爲王誦之、

又距心が其時の語をとなへて、王を諷す、

王曰、此則寡人之罪也、

王も亦わが罪あることをさとれり、○陳氏おもへらく、孟子一言して、齊の君臣みな其罪を知る、まことに以て國をおこすにたれり、然れども齊ついに善國とならざること、これ悅でたづねず、從つて改めずと云者なり、

○孟子謂蚳鼃曰、

蚳鼃は、齊の大夫なり、

子之辭靈丘而請士師似也、

靈丘は、齊の邑の名、士師は、刑罰をつかさどる官なり、蚳鼃邑宰の職を辭して、請て士師となる、似也とは、道理に近く似たりとぞ、蓋し鼃はもと王の近臣なるが、或は自その才をはかりて、職をかへたるならん、

爲其可以言也、

君に近く居て、その刑罰のあたらざるをいさめんがためなり、

今既數月矣、未可以言與、

士師となりてより、今すでに數月をへたり、されどもいまだ其非をいさめられざるかと、

蚳鼃諫於王而不用、致爲臣而去、

その臣たる職事を君にかへして去る、

齊人曰、所以爲蚳鼃則善矣、所以自爲、則吾不知也、

孟子齊に居て、其道行はれざれども、いまだ去らず、よりて齊人これをそしりて云く、その蚳鼃がためにはかる所はよし、自わがためにはかる所は、吾これをこゝろえがたしと、

公都子以告、

然則子之失伍也亦多矣、
邑宰として、人民を救ふの職を失へること多きは、なを兵士のしば〳〵伍を失ふが如くなればなり、

凶年饑歳、子之民老羸轉於溝壑、壯者散而之四方者幾千人矣、
子之民とは、其邑の民なり、羸は、つかるゝなり、餘は前篇に見えたり、これその倉ひらきて、民を救はざる失職の事を云、

曰此非距心之所得爲也、
距心は、大夫の名なり、云意は、民のくるしむこと、王の政を失へるによりてかくの如し、これをすくはんこと、わが心のまゝにすることを、得る所にあらずと、

曰、今有受人之牛羊而爲之牧之者、則必爲之求牧與芻矣、
牧は、牛羊をかふ處なり、芻は、これにかふ草を云、あづかりうけたる牛羊のために、これを其主に求めんぞ、

求牧與芻而不得、則反諸其人乎、抑亦立而視其死與、
孟子の本意、距心が興發を請て、民を救はざることをせめきはむ、其職を君にかへして去ることを、すゝむるにあらず、

曰、此則距心之罪也、
其責に服す、

他日見於王曰、
他日は、餘の日なり、見王とは、孟子齊王にまみえてぞ、

王之爲都者、臣知五人焉、知其罪者惟孔距心、
邑に先君の廟あるを都と云、一說に、四縣を都とす、大邑を云と、孔は、大夫の姓なり、齊の都邑の宰、孟子

物をおくるに必辭あり、

予何爲不受、

辭義にあたれる故に、うけざることを得ずと、

當在薛也、予有戒心、

戒むとは、俗に云用心なり、時の人孟子を害せんとする者あり、よりて孟子薛を去る時に、兵をまうけて、その備へとす、

辭曰、聞戒、故爲兵餽之、

用心のことありときゝて、兵備のために、これをおくると、

予何爲不受、

義上に同じ、

若於齊則未有處也、

其辭義にあたらざる故に、われこれを處置して、うくべき道なしと、

無處而餽之、是貨之也、

貨すとは、まいなひすることを云、わが處置せられざる者をおくるは、是これにまいなひをするなり、

焉有君子而可以貨取乎、

取は、致すと云が如し、餌を以てつけよする義なり、なんぞ君子たる者をば、貨を以てゑばすべきやうあらんや、よりてわれ齊のおくり物をば、うけざりしとぞ、

○孟子之平陸、謂其大夫曰、

平陸は、齊の邑の名、大夫は、邑の奉行を云、

子之持戟之士、一日而三失伍、則去之否乎、

戟とは、ほこの枝あるを云、士は、兵士、伍は、陣の行列なり、去つとは、ころすを云、これ云意は、子もし軍陣にのぞみて、子がほこをとる兵士、一日の間に、三たび行列にはづれて居ずば、これを殺さんや、殺すまじきかと、

曰、不待三、

はやく殺さんとぞ、

不レ爲二管仲一とは、孟子自いへり、云意は、管仲覇者の佐たりといへども、亦なを召てあふことを得ざること、なを湯の伊尹にをけるが如し、况や管仲がことをせざる者をやと、蓋し孟子の志王道にありて、覇術をいやしんずればなり、○此章賓師は、君のためにわしりまひ、うけしたがふを以て恭とせずして、難をせめ善をのぶるを以て敬とし、人君は崇高富貴を以ておもんせずして、徳をあがめ、士を尊ぶを以て賢とする時は、上の禮下にわたり、下の忠上に達して、上下相交り、徳業成ることを見る、

○陳臻問曰、

陳臻は、孟子の弟子、

前日於レ齊、王餽二兼金一百一而不レ受、

餽るは、孟子にをくるぞ、兼金とは、よき金なり、其價つねの金に、兼あはせて倍するを云、一百は、百鎰なり、二千兩を云、

於レ宋餽二七十鎰一而受、於レ薛餽二五十鎰一而受、前日之不レ受是、則今日之受非也、今日之受是、則前日之不レ受非也、夫子必居二一於此一矣、

此の字は、其非をさして云、凡そをくり物、うけて義にあたるは是なり、義にあたらざるは、非なり、云意は、今三國のをくり物同うして、或は辭し、或は受く、其間に、夫子必一つの非にあたりて居る者、あらんとぞ、

孟子曰、皆是也、

みな義にあたりて是なりと、其説下に見えたり、

當レ在レ宋也、予將レ有二遠行一、

遠くたびだゝんとす、

行者必以レ贐、

贐とは、ゆく者にをくる禮なり、

辭曰、餽レ贐、

其尊德樂道不如是、不足與有爲也、

道德も、即亦仁義なり、これを身にそなふれば德と云、これを用に發すれば道と云なり、人君德あるを尊び、道にしたがふことを樂むこと、かくの如くならざれば、輔佐の臣、ともに大事をすることあるにたらざればなり、程子の云く、古の人、必人君敬を致し、禮をつくすを待て、而して後に往くゆえんは、自尊大なることをせまく欲するに、あらず、これがための故ならくのみ、

故湯之於伊尹、學焉而後臣之、故不勞而王、

まづ師として、道を學び、後に臣として政を任ず、これ君、君たる道をつくせるが故に、臣其才を展ることを得、こゝを以て、成湯其力を勞せずして、王業を成せり、

桓公之於管仲、學焉而後臣之、故不勞而霸、

義上に同し、

今天下地醜德齊、莫能相尚、

醜は、類なり、德は、功業の成れるを云、今天下の諸侯、土地の大小も同く、功業の高下も齊うして、相こえいでゝ、大功を成すことあたはざるとなり、

無他、

ことなる故にあらず、

好臣其所教、而不好臣其所受教、

をのが敎令のまゝに、ともかくもうけしたがふ者を、臣とするを好みて、伊尹管仲が如き、敎をうけまなぶ者を臣とすることを好まざればなり、

湯之於伊尹、桓公之於管仲、則不敢召、管仲且猶不可召、而况不爲管仲者乎、

に對して云、

吾何慊乎哉、

われ富貴ならざれども、仁義あるが故に、心に不足なしとなり、

夫豈不義而曾子言之、是或一道也、

これ別に一種の道理あらんと、其義は下に見えたり、

天下有達尊三、爵一齒一德一、

此三つは、天下に通達して、尊ぶ所の者なり、齒は、よはひなり、

朝廷莫如爵、

朝廷は尊卑の禮嚴なる故に、爵たかき者、その尊き所をのぶるなり、

鄕黨莫如齒、

鄕黨の會には、長幼を主とする故に、齒のたかき者、その尊き所をのぶ、

輔世長民莫如德、

輔世とは、一世の道をたすけもちて、おとろへざるやうにするぞ、長民とは、萬民の長者として、その法則となるなり、此二つには、有德の人その尊き所をのぶ、それ德ある人は、これを師として尊ぶによりて、朝廷にても、爵にかゝはらざる禮あり、鄕黨にても、齒をかぞへざる時あり、然れば曾子の意、蓋し身に仁義の德あるを以ていへるなり、

惡得有其一、以慢其二哉、

云意は、齊王は唯爵一つこそあれ、なんぞこれを以てわが德と齒と二つある者を、あなどることを得んやと、

故將大有爲之君、必有所不召之臣、欲有謀焉則就之、

大有爲之君とは、非常の功業を成す君を云、此君には必めしてあふことをせざる臣あり、もしはかることあらんとする時は、則その處に就てこれにあふ、

我非堯舜之道、不敢以陳於王前、

堯舜の道は、即仁義なり、

故齊人莫如我敬王也、

景丑が疑ふ所は、敬の小さなる者なり、孟子の云所は、敬の大いなる者なり、よりて云、齊人みなわが敬にしかずと、

景子曰、否、非此之謂也、

わが疑ふ所は、此趣を云にあらずと、

禮曰、父召無諾、

古の禮文をひけり、禮記に云く、父命して呼時は、唯して諾せずと、これみなこたへの聲にして、諾はゆるし、唯はすみやかなり、

君命召、不俟駕、

駕とは、車を馬にかくるなり、車いだすをまたずして、かちよりいで、車あとよりをひつく、

固將朝也、聞王命而遂不果、宜與夫禮若不相似然、

孟子もとより王に朝せんとしけるに、王命を聞て、却てついに朝することを果さず、かの駕をまたざるの禮と、相似ざるやうなりとすべしとぞ、

曰、豈謂是與、

われなんぞ此禮をいはんやと、蓋し丑、賓師の事體を知らずして、人臣官に居る常禮をあぐる故に、これをしりぞく、

曾子曰、晉楚之富、不可及也、彼以其富、我以吾仁、

晉楚は大國、その君の富には、まことに及ばれぬことなり、されど彼は其富を以てし、我はわが仁を以てす、各さしはさむ所ありて、相からずと、蓋し仁は萬善をすぶる故に、富に對していへり、

彼以其爵、我以吾義、

爵は、くらゐなり、義はいさぎよく、たつとき故に、爵

めに、數人をこゝかしこにはせつかはして、孟子の東
郭氏よりの歸路をしとどめ、必家にかへらずして、
朝にまいられよと請ひたり、

不得已而之景丑氏宿焉、

景丑氏も、齊の大夫家なり、孟子家にかへれば、わが意
いまだ明ならず、朝にいたれば、亦大義たゝず、やむこ
とをえずして、それより景丑が家にゆきて一宿す、

景子曰、

景子は、景丑なり、

內則父子、外則君臣、人之大倫也、

內外は、家の內外を云、父子君臣は人倫の大いなる者
なり、

父子主恩、君臣主敬、

恩は、恩愛、敬は、恭敬、

丑見王之敬子也、

平日孟子をうやまへることを云、

未見所以敬王也、

暗に孟子の召しに應ぜざることをさして云、

曰、惡是何言也、

惡とは、あやしみてなげく詞、孟子丑が意を察すとい
へども、知らざるが如くこたへり、

齊人無以仁義與王言者、

齊人とは、齊の臣をさす、仁義の道をいはずして、唯王
の好む所の、功利情欲のことを云ぞ、

豈以仁義爲不美也、

なんぞ仁義をよからぬこととして、いはざるならん
や、

其心曰、是何足與言仁義也、云
爾、則不敬莫大乎是、

是何ぞの是は、王をさす、云爾はとは、かう云はとぞ、
王をかろしめあなどるは、不敬の最大いなる者なり、

す、不幸とは、俗に云、ふさいはひなり、

明日出弔於東郭氏、

東郭氏は、齊の大夫、氏とは、其家を云、其喪あるをきゝて、いで弔へり、これその實は疾にあらずして、別に意ある故なりと、王をしてさとらしめまく欲してなり、

公孫丑曰、昔者辭以病、今日弔、或者不可乎、

無禮に似たるを以て、その不可をうたがふ、

曰、昔者疾、今日愈、如之何不弔、

其實を告げざること、にはかにあらはしがたきによりて、丑をして自さとらしむ、

王使人問疾醫來、

王孟子の托辭をさとらずして、使者を以て疾をとひ、醫者をそへて來れり、

孟仲子對曰、

趙氏の云く、孟仲子は、孟子の從兄弟、孟子につき學ぶ者なりと、

昔者有王命、

使者來れることを云、

有采薪之憂、不能造朝、

采薪の憂とは、やみて薪を采りにいづることあたはざる憂ありと、これ古人疾を辭する謙詞なり、

今病小愈、趨造於朝、我不識能至否乎、

よく朝廷へまいりたるや否やをしらず、こゝろもとなしとぞ、これ仲子孟子の意を知らず、其ふるまひ、王の慇懃にそむかんことを恐れて、此權詞をつくれり、

使數人要於路曰、請必無歸而造於朝、

要ゆとは、さへぎる義なり、仲子わが詞にあはせんた

うらなり、

寡助之至、親戚畔之、

助すくなき至極は、國人のみならず、親戚も亦そむきはなる、

多助之至、天下順之、

國中のみならず、天下の人も皆つきしたがふ、

以天下之所順、攻親戚之所畔、

天下の順ふ君を以て、親戚の畔く國をせめば、天時も地利もまたずして、これにかたずと云ふことなし、

故君子有不戰、戰必勝矣、

天下順ふ君子は、初よりかつてたゝかはぬと云ふことはあり、もしたゝかふになりては、必勝ことを得るなり、○尹氏おもへらく、凡そ天下を得るは、他のことによらず、唯民心を得るを以てなるのみ、

○孟子將朝王、

王は齊王なり、蓋し孟子齊にをいては賓師たり、賓客にして、君の師範となり、卿の位に居て、その常祿をうけず、官職をうけたる、通例の臣にことなり、賓師にあはんとする時は、其館に就く、召してあふことを得ず、此時孟子こなたより王に朝見せんとす、

王使人來曰、寡人如就見者也、有寒疾、不可以風、朝將視朝、不識可使寡人得見乎、

視朝とは、人君臣下の朝參にいであふことを云、これ王孟子の朝せんとするを知らずして、召てあはまく欲する故に、使をつかはして、孟子の處に來る、其詞に云く、われそれへ就て、あふべきやうの者なり、たま〳〵寒氣の疾あり、外にいでゝ風にあたりがたし、明朝は視朝せんとす、其時來りて、われをしてあふことを得せしめられんやと、

對曰、不幸而有疾、不能造朝、

寒疾を稱して、又明旦視朝せんと云時は、その召さんがためのはかりごと分明なり、賓師を待するの禮を失ひ、又疾に托すること不誠なり、かたがた以てゆかれざる義なるが故に、孟子も又疾を稱してこれを辭

郭とは、城のそとがまへなり、中夏の十里は、此方の上路一里なる故に、三里七里の城郭は、その小さなる者なり、環而攻之とは、とりかこみてせむるぞ、不勝とは、せめおとさゞることとあるぞ、

夫環而攻之、必有得天時者矣、然而不勝者、是天時不如地利也、

せめかこみて、日をふる間には、天時のよきにあふことあるべけれども、かの小城にも、せめかたざるは、これ天時の地利にしかぬなり、

城非不高也、池非不深也、兵革非不堅利也、米粟非不多也、委而去之、是地利不如人和也、

兵は、刄物の總名、革は、よろひを云、粟は、もみよねなり、城壁高からぬにもあらず、堀池深からぬにもあらず、兵刄利からず、甲冑堅からぬにもあらず、粮米多からぬにもあらず、これらのこと皆そなはりて、不足なけれども、君と共に守る人、此城をすてゝにげ去ること、これ地の利人の和にしかぬなり、孟子人の和をいはんために、まづ天時地利をいへるなり、

故曰、域民不以封疆之界、

故曰は、孟子の立言なり、封疆は、俗に云土手なり、人民をかこへをくかぎりをして、外をふせぎ、内をかたむるには、封疆の堺目をするにしもよらず、

固國不以山谿之險、

谿は、谷なり、國のかためは、山谷のけはしき、要害をとるにもよらず、

威天下不以兵革之利、

義上に同じ、此三段は、又地利の人和にしかざることを明さんため、かさねてとけり、

得道者多助、失道者寡助、

道を得るとは、政をするに德を以て仁を行ひ、つぶさに民心にかなふを云、これ人の和を得る所以なり、助け多きは、即是人の和する處、道を失ふ者は、みな此

故由由然與之偕而不自失焉、

これより孟子の詞なり、由々とは、己に得る所ありて物にさはりなき意なり、下惠の行、上に云如くなる故に、由々然と自得して、常人と共になみ居れども、自ら正きを失はずして、ついにけがされぬなり、

援而止之而止、

もしその位をすてゝ去るをば、ひきとゞむる者ある時も、其とゞまるべき一義あれば、亦必しも去らずして、とゞまれり、

援而止之而止者、是亦不屑去已、

これ伯夷の趣きと相そむけり、

孟子曰、伯夷隘、柳下惠不恭、

これ孟子二子を判斷するの詞なり、隘は、せばし、不恭は、うやくしからず蓋し伯夷は聖の淸、下惠は聖の和、みなその至極處にいたる、されどその一偏の極なるを以て、伯夷はひとりだちにして、物をふせぎたつに至る、この故に、其ついえ隘なり、下惠は世にひとりも、われと長短をくらぶる者なしと見て、人を玩び侮るに至る、この故に其ついえ不恭なり、

隘與不恭、君子不由也、

二子の淸和は、共に百世の師なりといへども、なをいまだ中庸の道にあらずして、萬物一體の仁に足らざる所あるを以て、君子は其道によりしたがはぬなり、

公孫丑章句下、

此篇第二章より下は、孟子の行跡をしるす、

孟子曰、天時不如地利、地利不如人和、

天時とは、軍法に、時節方角をえらぶことを云、地利とは、要害の利あるを云、人和とは、人心の和ぎしたがふを云、不如の義は、みな下に見えたり、

三里之城、七里之郭、環而攻之而不勝、

者、不受也、

伯夷の志かくの如くなる故に、其かみの諸侯、これをまねかんとして、使者をつかはし、聘禮の詞を、よくいひなして、至ることありといへども、其君いまだ必しもよかるまじき故に、これを辭してうけず、

不受也者、是亦不屑就已、

屑くすとは、これをいさぎよしとして、しきりに求る義なり、伯夷の志、己をいさぎよくするによりて、いやしくも人に就きしたがふことをせず、この諸侯の聘をうけざるも、亦その就くことを、あながちにせざる者なり、

柳下惠不羞汙君、不卑小官、

柳下惠は、魯の大夫、姓は展、名は獲、字は禽、柳下は、その領地の名、惠は、諡なり、下惠の德、よく人と相和ぎてもとらず、又其志世のおさまらずして、民のそこなはれんとするをあはれみて、これを救はんとするにあり、この故に、汙はしき君といへども、仕ふべき義あれば、則つかへて、これをはぢず、才にたらざる小官といへども、これに居ていやしんぜず、

進不隱賢、必以其道、

汙君をはぢず、小官を卑んぜずといへども、亦進みいでゝ仕る時は、必其賢をかくさず、其道をまげず、

遺佚而不怨、阨窮而不憫、

遺佚とは、放ちすつる義なり、阨窮は、くるしみきはまるなり、官をやめてすてをかれ、これによりて困窮すといへども、うらみうれふることなし、蓋し聖君の世に用ひられざることは、はづべけれ、汙君の世にすてらるゝは、うれふるにたらずと思へばなり、

故曰、爾爲爾、我爲我、雖袒裼裸裎於我側、爾焉能浼我哉、

これ下惠みづからその和して流れざることをのぶる詞なり、袒裼は、かたぬぐを云、裸裎は、はだかになるを云、これ云意は、爾は爾のことをするなり、我はわがことをするなり、互に相かまはず、爾わが側に居て放逸なりといふとも、なんぞよく我をけがさんやと、

をゝたすくると云者なり、

故君子莫大乎與人爲善、

人の善することをたすくれば、天下の人みな善することをつとむ、君子の善行いづれかこれより大いなることあらん、○此章云意は、聖賢善を樂むの誠意ありて、人我のへだてなし、この故に、人にあるの善、己を裕にすることあり、己にあるの善、人に及ぶことありとなり、

○孟子曰、伯夷非其君不事、

伯夷の志、己をいさぎよくするにありて、惡をにくむに嚴なり、この故にその事へらるべき賢君にあらざればつかへず、

非其友不友、

その友なふべき賢者にあらざれば友なはず、

不立於惡人之朝、

惡き君には、つかへざるのみならず、しばらくの間もその朝廷にたてらず、

不與惡人言、

惡人と共にもの云ことをせず、

立於惡人之朝、與惡人言、如以朝衣朝冠坐於塗炭、

朝衣朝冠は、君に朝見する時の衣冠なり、塗はどろ、炭は、あらずみの火を云、一說に炭は墨なり、これその忌みさくることの、甚しきことを云、

推惡惡之心、思與鄕人立、其冠不正、望望然去之、若將浼焉、

これ孟子伯夷の惡をにくむ心を、推しはかりて、かたどる詞なり、望々は、去てかへりみざる貌、思も、伯夷のおもはくなり、鄕里の凡人と立ならびたる時に、其人の冠のゆがめるを見ても、我をけがさんとする如くきらひて、則望々然と見すてゝ、たちのくほどなりとぞ、

是故諸侯雖有善其辭命而至

て、令名世につたはること、きはまりなしと稱し、人の過をたゞすを喜びざる者の、病をかくして、くすりをいみ、身をほろぼすをも、かへりみざるが如くなることを嘆けり、程子は子路の此行を以て、百世の師なりと尊べり、

禹聞善言則拜、

禹は過あることを待たずして、唯善言をきゝ玉ふ時は、その益を得ることを喜びて、則この善言を拜せり、必しもその告たる人を、拜謝し玉ふと云にあらず、唯これ己をむなしうして、天下の善をうけいれ玉ふなり、

大舜有大焉、善與人同、

大舜の所爲は禹と子路とよりも、なを大いなる所あり、いかんとなれば、天下の善を公にして、人にあり、我にあるのへだてなく共に同くし玉へり、

舍己從人、

人の善己にまさる所あれば、則己をわすれて、其善にしたがふ、

樂取於人以爲善、

人の善をとるに、しゐつとむることなくて、唯われをとり行ふを樂めり、此二句、善人と同うして、人我ふたつながらわすれ玉へる、事目をあげて云、

自耕稼陶漁以至爲帝、無非取於人者、

耕稼とは、田に物つくりたるを稼と云、禾稼を耕作するなり、舜はじめ下にひそまり玉ふ時、歷山に耕し、河の濱に陶つくりし、雷澤に漁りし、後に堯のゆづりをうけて、帝位にのぼり玉ふ、これそのわかゝりしより、老ひの後まで、人の善をとり玉はざりし時なかりしことを云、

取諸人以爲善、是與人爲善者也、

此より下、孟子舜の人に取て善をし玉ふ上につきて、又一重の意をそへてとく、蓋し人の善をとりて行へば、人みないよ〳〵善にすゝむ、これ人の善すること

人役とは、人につかはるゝ者を云、それ不仁なるが故に不智なり、不智なるが故に、禮義のある所を知らず、これその尊爵安宅くらみすたれて、下賤の人となる、德あり力ある者みなこれをかりつかひて、われこれが役をとること、その當然なり、

人役而恥爲役、由弓人而恥爲弓、矢人而恥爲矢也、

人役にしてその役たることをはづるは、なを弓削矢はぎの其業を賤んじて、これをはづるが如し、そのはづべきことをしながら、たゞにこれをはづとも、なんぞ免るゝことを得ん、

如恥之、莫如爲仁、

これ亦人の羞恥の心によりて、これをひいて仁に志ざゝしむるなり、仁一つをいひて、智禮義をいはざること、仁は全體をかぬ、よく仁をする時は、三つの者其中にあり、

仁者如射、射者正己而後發、發而不中、不怨勝己者、反求諸己而已矣、

これ仁をするの方法をとく、蓋し仁をすること、唯己が力によりて、人の力をたのまれぬなり、よりて射法を以て、これにたとへて云く、ゆみいる者は、己が手まへを正しうして後に矢はなつ、はなちてあたらずといへども、われにつがひて、いあてゝ勝つ者をうらみず、唯己に反り求めて、その手まへのいまだしき所を正すのみなり、

○孟子曰、子路人告之以有過則喜、

過を聞いてこれを改ることを喜ぶ、これ其身を修るに勇めるが故なり、過きくを喜びざるに二つあり、驕れる者は人己を議することをにくむ、吝なる者は己をすてかねて、なをこれをまもる、よく改る者は善を以て過に易ふ、その智なること大いなり、これをまもる者は、ふたゝび其過をかさぬ、其拙きこと甚し、○周子は子路の過を聞て喜び、善をするの實あるを以

巫匠亦然、

巫は、かんなぎ、匠は、たくみ、棺槨つくる者を以て云、巫祝は祈禱をして人の生を利とす、木匠は葬具つくりて、人の死を利とす、矢人函人の仁不仁ことなるが如し、

故術不可不愼也、

此術凡そ藝業産業を、ひろくかねて云、人はそのする所の事業になれそみて、心のおもむき、善惡ことなり、然れば其初に愼まずしてかなはざることなり、

孔子曰、里仁爲美、

人の住む里は、仁厚の風俗あるを以てよしとすと、これより下、上の術の仁否を愼むと云につけて、又聖語を引て、里の仁否をえらぶことをいへり、

擇不處仁、焉得智、

里をえらぶとして、仁なるにをらずは、なんぞ智あるとすることを得んと、孟子のこゝにひきて云意は、人の身のをき處だも、なを仁をえらぶに、其心ををく處仁にあらずは、尤不智なりとぞ、

夫仁、天之尊爵也、人之安宅也、

これ孟子仁を美德とするの意を釋す、尊爵は、たつときくらゐなり、蓋し仁は天地生々の理にして、人の生るゝ初に此生理によりて胎をむすぶ、此これを得ること最先にあり、而して仁は義禮智をかねすぶ、天道の元亨利貞、元は萬善の長にして、亨利貞も、みなこれに行はるゝに同じ、人此德ある時は、以て人の上たるに足れり、もし世にしられずといへども、その貴き所はおちず、これ天のあたふる尊爵にあらずや、又それ人身にていへば、本心全體の德、天理自然の安き所にして、人欲におちいりしづむの危きことなし、人常に其中に居て、須臾もはなれ去るまじき者なり、よりて安宅と云、安穩の舍宅となり、

莫之禦而不仁、是不智也、

これ擇而不處仁の句を釋す、それ仁道の大いなること、上に云如くにして、これをふせぐ者なけれども、自をこなはずして、不仁なるは、これ不智の甚きにあらずや、

不仁不智、無禮無義、人役也、

四端の我にある者、つぶさにこれを察すれば、時とし處として、發見せずと云ことなし、凡そ此四端を、皆よくをしひろめ行ひて、其本然の分量を、あるかぎりにみてきはむるすべを知ればなり、

若火之始然、泉之始達、

泉は、わき出る水、達すとは、ながれとをる義なり、もとより心に具りたる德を、さはりなくひらきあらはすによりて、火の始めてもえいで、泉の始めてわきながるゝが如くに、その日々に新に、又新なるの勢、とゞめんとすれども、とゞめられぬなり、

苟能充之、足以保四海、

もしよくこれをみてきはむる時は、四海の遠く、萬民の多きといふとも、こと／＼く皆これをやすんじて、各其所を得せしむるに足れり、天下掌にめぐらすべき故はこれなり、

苟不充之、不足以事父母、

もしそれこれをみてざる時は、わが身すらなを修らざる故に、父母の至りて近く親きにも、これに事つるにたらざるなり、蓋し此心の全體、もと天地をすべくゝり、萬物を兼ね利するにたれり、この故に、よく四端をみてひろむる時は、四海の廣きといへども、皆わが度量の内にあり、豈保んじがたき者あらんや、○此章の論ずる所、人心の體用、全く具りてかけず、其用に發する所、をの／＼條理ありてみだれざることを見る、學者よく心に反り求めて、其端をもたして知り、これを推しひろめて、行ひみつる時は、天のあたふる德性を、つくさずと云ことなかるべし、

○孟子曰、矢人豈不仁於函人哉、矢人唯恐不傷人、函人唯恐傷人、

函は、鎧なり、矢人は、矢をはぐ者、函人は鎧つくる者なり、それ人はみな惻隱の心あり、矢人の心、なんぞもと函人よりも不仁ならんや、然れども、矢人は唯わが矢のいまだとがらずして、人をそこなはざらんことを恐る、函人は唯わが鎧のいまだかたからずして、人をそこなはんことを恐る、その仁不仁甚ことなり、

によりて、こと〳〵くかぞへ、あぐ、按ずるに、惻隱はこれ物を愛する眞情の稱、羞惡はこれ事を裁する眞情の稱、嘑蹴の食をうけざるの類をさす、辭讓是非の二つは、淺深に通ずるの名なりといへども、孟子の本意ば、亦みなその眞情にしてまじりなき者をさしていへり、

惻隱之心、仁之端也、羞惡之心、義之端也、辭讓之心、禮之端也、是非之心、智之端也、

惻隱羞惡辭讓是非は、情の名なり、仁義禮智は、性の名なり、體用動靜、內外本末の辨あり、仁義禮智の性、本として內に具れる故に、其端外にあらはれて、此四つの情となるとぞ、蓋し仁は物を慈愛する理なるが故に、發して惻隱の情となる、義は事を裁斷する理なるが故に、發して羞惡の情となる、禮は恭敬の理なるによりて、其情よく辭讓す、智は分別の理なるによりて、其情よく是非す、天にありては、元亨利貞、春夏秋冬の運これなり、心は性情をすべ、體用をかねたる故に、此四端の情をも心と云なり、

人之有是四端也、猶其有四體也、

四體は、手足を云、これ人の必ある所の者なり、此二句上二段の意をすぶ、

有是四端、而自謂不能者、自賊者也、謂其君不能者、賊其君者也、

四端は人の必ある所なりといへども、もし其心私欲におほはれて、われは惻隱することあたはず、羞惡辭讓是非することあたはずといひて、うけすつる者は、氣質にまかせ、私欲をほしいまゝにして、其德性をやぶりそこなふ、これ自わが身を殘賊する者なり、もし其君をあたはずとして、善をすゝめて責めざる者は、これ臣として、其君を殘賊するなり、

凡有四端於我者、知皆擴而充之矣、

非所以內交於孺子之父母也、

此惻隱の心は、たゞその乍見るにしたがひて、即時に發生す、これを以てその孺子の父母と、交をむすばんためにして、然するにあらず、

非所以要譽於鄉黨朋友也、

又鄉黨の人、朋友たる者に、ほまれを求めんためにして、しかするにもあらず、

非惡其聲而然也、

又わが不仁の名のたゝんを惡みて、しかするにもあらず、蓋し衆人もこれを乍に見て、發するの初念は、則これ人の眞心にして、思ひて得るにもあらず、勉めてあたるにもあらず、唯天理自然のまゝなる者なり、その交りをむすび、譽れをもとめ、聲をにくむがためにするの類は、これ第二念におちて、人欲の私にながれたる者なり、それ仁は、惻隱の よりて出る所、人心本然の德なり、もと萬物とこれを共にして、痛痒歡戚、をのづから相貫通す、聖人は此德全うして、人我のへたてなき故に、平生の愛情、みな惻隱の 心にして、唯淺深のことなるばかりなり、この故に、人よく私欲にかちて、天理にかへる時は、其仁亦聖人のごとし、

由是觀之、無惻隱之心非人也、

人の人たる眞心なき故に、これをば人と云ことを得ず、これその必あるを明せり、

無羞惡之心非人也、

羞とは、わが不善をはづるなり、惡とは、人の不善をにくむなり、云意は、たゞ惻隱の心なきのみにあらず、羞惡の心なきも、亦人にあらずと、下の句義みな同じ、

無辭讓之心非人也、

辭は、ほどきやる義なり、人物をあたへ、事をよする時に、しりぞきてうけざるを云、讓は、ゆづるなり、得る所を推して人にあたふるを云、

無是非之心非人也、

是とは、其善を知りて、これを是とするなり、非とは、其惡を知りて、これを非とするなり、凡そ人心の發用、此四つの者にはづれず、この故に、惻隱の心を論ずる

まじとなり、

○孟子曰、人皆有不忍人之心、

不忍人とは、人をそこなふに忍びざるなり、蓋し天地は本これ生物なり、この故に、陰陽動靜の機、しばらくもやまずして、萬物を生々することきはまりなし、それ天地の心、物を生ずるの外他なし、よりてその生ずる所の物も、みな其心に生意をそなへて、生を好み物を愛して、死傷をにくまずと云ことなし、況や人は萬物の靈にして、又その同類たる者にをけるをや、これその必人をそこなふに、忍びざるの心ありて、その感應の最すみやかなるが故なり、

先王有不忍人之心、斯有不忍人之政矣、

衆人は人に忍びざるの心ありといへども、物欲これを妨ぐる故に、其心をこれぞと知りて、政事に推し行ふことあたはず、たゞ聖人のみ、此心全うして、凡そ感ずる所あれば、則必これに應ず、この故に、先王の施し行ふ所、人に忍びざるの政にあらずと云ことなし、

以不忍人之心、行不忍人之政、治天下可運之掌上、

今人君もしよくその人に忍びざる心を、推しひろめ、これを政事にほどこさば、天下を治ることゝいふとも、いとやすかるべしとなり、

所以謂人皆有不忍人之心者、

此より下、第一段の意をのべ明す、

今人乍見孺子將入於井、皆有怵惕惻隱之心、

乍見るとは、思ひがけずに、ふと見るぞ、孺子はおさなごなり、皆有とは、此時人みなこれあるぞ、怵惕とは、怵はおどろくなり、惕は其おどろくによりて、心のうごきをどるなり、此惻隱とは、惻は彼をあはれみ傷むこと切なるなり、隱とは、その傷むこと切なるによりて、わが心の痛むこと深きなり、これ即人に忍びざるの心なり、此心發する時は、則必これを救ふこと勿論なり、

此廛は、都邑にある民の私宅を云、夫とは、夫税なり、民の產業をおさめずして、やとはれありく者には、一夫の私田百畝の租税を、一家の夫役にそへて出さしむ、此罰を以て、その常業に就かんことをすゝむるなり、里の布とは、布は錢なり、農民の宅に、桑麻をうへざる者を罰す、一里二十五家の錢を賦す、漢の時人ごと百二十文あてにとるが如し、蓋し戰國の時、諸廛一切にみなこれをとる、商人はすでに市廛に賃して、又その私宅に、夫税里布をかけとる、今此法なければなり、

則天下之民皆悅而願爲之氓矣、

其國の民たらんことを願ふ、按ずるに、都邑の民居には、農商の外、百工處士等も居るべき故に、すべて天下の民と云歟、

信能行此五者、則鄰國之民、仰之若父母矣、

人君心のまことを以て、此五つの事を行はゞ、隣國の民仰ぎ慕ふこと、父母の如くにして、皆これに歸せんことを願ふべし、

率其子弟攻其父母、自生民以來、未有能濟者也、

隣國の民、父母の如くに思ふ君なれば、其民は、みな此君の子弟なり、もし隣國より、其國を伐たまく欲すとも、子弟をひきゐて、父母を攻ると云者なれば、古來いまだ其事をなしつるためし、あるまじとなり、

如此、則無敵於天下、無敵於天下者、天吏也、

天吏とは、吏は奉行の義なり、人の國家人民を、おこさんも、ほろぼさんも、たゞ天命のまゝにうけしたがひて、敢てたがはず、よりて天下の人、をのづから敵をなさず、これ天吏なり、成湯武王の天命を奉行して夏商をうち、萬民をすくへるが如き、これなり、

然而不王者、未之有也、

すでに天吏となれる君の、王業を成さゞること、ある

となきいはれなり、

○孟子曰、尊賢使能、俊傑在位、

俊傑は、才徳衆にすぐれて、異なる者を云、人君賢徳ある者を尊びて、事をゆだね、禮をうや〳〵しくし、才能ある者をつかひて、各その器量にしたがひ、凡そ俊傑の士、みな官位にあればなり、

則天下之士皆悦、而願立於其朝矣、

その朝廷に立ちて、此君につかへんことをねがふ、

市廛而不征、

廛はいちぐら、市の店を云、公よりこれをたてをき、商人に交易せさせて、其店に賃するを廛すと云、征はとるなり、商人多き時は、廛してこれを抑ふ、されど貨物に税して、後世分一とるやうのことをせざるなり、

法而不廛、

商人少き時は、唯賣買の法をおさめて、店に賃することもせざるなり、

則天下之商皆悦、而願藏於其市矣、

商は、あきびとなり、藏るとは、居る義なり、

關譏而不征、則天下之旅皆悦、而願出於其路矣、

説前に見えたり、

耕者助而不稅、

助すとは、井田九町、めぐり八家の農夫、中の公田を助け耕すを云、稅すとは、田租をとることなり、耕作の法、たゞ公田ばかりをつくらせ、其なりはひを、上へおさめて、私田の租をとらざればなり、

則天下之農皆悦、而願耕於其野矣、

義上の例の如し、

廛無夫里之布、

く、われうれへをふせぐのきびしきこと、かくの如くなり、此下の人、われを敢てあなどりをかす者あらんや、あるまじとなり、

孔子曰、爲此詩者、其知道乎、

物の道理を知りたる人ぞと、

能治其國家、誰敢侮之、

人君國家を治るに、患をおもんぱかり、あらかじめふせぐこと、此鳥の巣つくるが如くに、これをよくせば、たれか敢てあなどらんと、孟子此詩と聖語とを引て、上段を明す、

今國家閒暇、及是時般樂怠敖、

是自求禍也、

般樂とは、あそびたのしんで、返ることを忘るゝなり、欲をほしいまゝにすることを云、怠敖とは、をこたりて事をすつるなり、これ安逸にふけることを云、もし今國家のひまある時を幸として、却て般樂怠敖をせば、これ自禍を求るの道なり、

禍福無不自己求之者、

禍と福とは、即榮辱なり、これ上文をむすびて、凡そ榮辱の來ること、みなわが仁不仁を以て、これを求むと云意を明せるなり、

詩云、永言配命、自求多福、

大雅文王の篇の詞なり、配とは、合ふ義なり、文王天命にあひかなひて、そむかざらんことを、永く念ひてわすれず、これによりて、多くの福を求め得たりと、これを引て、福を己より求ることを云、

太甲曰、天作孽猶可違、

太甲は、商書の篇の名なり、天よりなせる禍は、水火盜賊の類、これはなをのがれさくべきしわざあり、

自作孽不可活、

自なし出せる、敗亡の禍は、いきてのがるべきやうなきぞ、又此二段をひきて、禍を己より求ることを云、

此之謂也、

上文をむすびて云く、これ禍福己より求めずと云こ

を惡む者のひきゝ地に居るが如し、たゞに惡むといふとも、これを得る道をのぞかずは、免るゝことあたはじ、

如惡之、莫如貴德而尊士、

此より下、その辱を惡むの情によりて、仁をつとむるの道にすゝましむ、もし辱を惡んで、榮を求んとならば、有德の士を貴びおもんじ、これをうやまひ尊ぶにしくことなし、

賢者在位、能者在職、

賢は、德ある者、能は、才ある者、位は、大位を云、職は官職なり、賢能は即有德の士、位にあり職にあるは、これを貴び尊ぶなり、賢者位にあれば、君を正しうして、俗を善くするに足れり、能者職にあれば、政を修め、事を立るに足れり、

國家閒暇、及是時明其政刑、雖大國必畏之矣、

閒暇は、しづかにひまある時を云、及是時とは、其時をおしみて、失はざる義なり、明にすとは、講論議定することを云、戰國兵爭の閒に、もし閒暇の時をえば、これを幸として、政令刑法を講明して、政あげ行はれ、刑をみだれざるやうにすべきぞ、蓋し賢能は仁道のたすけ、政刑は仁道のそなへ、閒暇の時にこれを行ふの機會なり、此時によりて、仁道を行ふ、これ即國のために、榮へを求め、辱めを免るゝの事なり、この故に、よくかくの如くなれば、大國といへども、必これを畏る、况や小國をや、

詩云、迨天之未陰雨、徹彼桑土、綢繆牖戶、

これ豳風鴟鴞の篇の詞、周公の作れる所なり、鳥の巢つくるにことよせて、成王國家を時に及んで、おさめかためらるべきことを示せり、桑土とは、桑の根の皮なり、牖戶は、まど、巢の口を云、鳥その害をさけんために、いまだ雨ふらざる時に及んで、桑の皮をとりて、巢の口をまとひかたむるぞ、

今此下民、或敢侮予、

下民とは、巢の下にある人を云、此鳥の意におもへら

里の國を以ておこり、文王は百里の國を以ておこりて、皆よく王業を成せり、

以力服人者、非心服也、力不贍也、

霸術の力を以て人を制伏するは、唯仁の名のみを借りて、其心誠ならざる故に、人も亦心より伏するにあらず、其力敵當するに足らざるを以て、服せざることを得ざるなり、

以徳服人者、中心悦而誠服也、

王道の徳を以て人を服するは、心のまことに本づくる故に、これを服せんとする意なけれども、人みな心中より悦びて、信實に服事す、これをのづから服せざることを得ざるなり、

如七十子之服孔子也、

民の王者に心服すること、七十弟子の孔子に服從するが如し、患難流浪にあふといへども、去らずしてつきまつろふ、これ威權勢力を以て、かりひきゆるにあらず、

詩云、自西自東、自南自北、無思不服、此之謂也、

これ大雅文王有聲の篇の詞、武王の徳教、四方にしき、東西南北より、人みな王都に思ひつきて、服從せずと云ことなかりしことを云、孟子これを引て、天下の民、王者に心悦んで誠に服するの意を、明せるなり、

○鄒氏の云く、古よりこのかた、王霸を論ずる者多し、いまだ此章の深切にして著明なるが如き者あらず、

○孟子曰、仁則榮、不仁則辱、

それ身の榮へを好み、辱めを惡むは、人の常情にして、みなわが仁不仁の、まねきとる所なり、仁心ありて、仁事を行ふ者は、其身必榮ふ、不仁にして辱めらるゝはそのうらなり、

今惡辱而居不仁、是猶惡濕而居下也、

今の人君、國勢のおち、はぢしめらるゝことを、惡めども、そのする所は、なを不仁の道に居る、これ濕氣

泰山之於丘垤、

丘はをか、垤は、ありづか、俗に云ありの塔なり、丘垤は少しき土の高き者なり、

河海之於行潦、

河は、黄河、海は、大海なり、行潦とは、行は道なり、潦はにはたづみ、道のほとりに、雨水のたまりたるを云、

類也、

みな一類の物なり、而して甚相異なることかくの如し、

聖人之於民亦類也、

亦一類なり、

出於其類抜乎其萃、

人類の中より、ひとり高くいで、羣民の中に、ひとりひいでたるはと、

自生民以來、未有盛於孔子也、

云意は、古より聖人、まことに皆衆人に異なり、然れどもいまだ孔子の尤盛なるが如くなる者あらずと、

○程子の云く、孟子此章前聖のいまだ發せざる所ををしひろむ、學者宜く心を潜めて、玩び索むべき所なりと、これ知言養氣の論をさしていへり、

○孟子曰、以力假仁者覇、

其國の土地、甲兵の力足りての上に、名を仁道に借りて、事をおこすは、これ覇術なり、

覇必有大國、

覇術は必大國あるによりて、乃よくすることを得たり、

以德行仁者王、

其君の徳に本づき、推して行ふ時は、ゆくとして仁道にあらずと云ことなし、これ王道なり、

王不待大、湯以七十里、文王以百里、

王道は大國あることをまたず、この故に、成湯は七十

む、夫子は又其道を推して、以て教を萬世に垂る、堯舜の道、孔子を得るにあらずは、則後世また何の據る所あらん、一説に孔子の事功は、百王の師表となり、萬世の模範となるを、大いなりとす、これそのかみの人、いまだ知らざる所なり、唯これ諸弟子堯舜はなを聞き及ぶ所、孔子はまのあたり見て、其才德學識の、廣大をきはめ、精微をつくせることを、はなはだ崇尊するの詞なりと、下二子の言、亦これに同じ、

子貢曰、見其禮而知其政、

古先帝王の禮樂、世々ことにして、後世につたはる、禮は以て政をあやなせる者なり、よりて今其禮を見れば、其世の政、いかゞありつると云ことを知る、

聞其樂而知其德、

樂は以て德にかたどれる者なり、よりて今其樂を聞けば、其君の德、いかゞありつると云ことを知る、

由百世之後、等百世之王、莫之能違也、

百世の久き後より、先王の禮樂を以て、その德政のしなを定むるに、情實のがれかくるゝことあたはずして明にしるゝなり、

自生民以來、未有夫子也、

夫子は位を得玉はずして、禮樂なしといへども、其身にそなはれる德、その政にしくべきの才、古先帝王も、夫子の盛なるにしくことなし、よりて云ことかくの如し、

有若曰、豈惟民哉、

これ一類にして異なる物あることをいはんとして、まづたゞ人類にこれあるのみならざることをいひて、下文を起せり、

麒麟之於走獸、

麒麟は、毛ある者のおさなり、走獸とは、凡そ地を走るけだものを云、

鳳凰之於飛鳥、

鳳凰は、羽ある者のおさなり、飛鳥とは、凡そ天を飛ぶとりを云、

夷尹は孔子とひとしからずといへども、それ亦聖人なれば、孔子と同き所あるかと、

曰、有、

同じき所あり、

得百里之地而君之、皆能以朝諸侯、有天下、

方百里の小國を得て君たりとも、よく王業を成さんとなり、これ其德の盛なることを云、

行一不義、殺一不辜、而得天下、皆不爲也、

枉る所至小にして、得る所至大なりとも、皆これをせじと、これその心を立る所の正きことを云、

是則同、

德盛に、心正しうして、その得失天下にかゝる、かやうの大いなる所にをいて、同じからざることあれば、亦以て聖人とするにたらず、夷尹の道孔子に異なりといへども、これは則同きなり、

曰、敢問其所以異、

孔子の生民以來、いまだあらざるほどの、他に異なる所をとふ、

曰、宰我子貢有若、智足以知聖人、

有若も、孔子の弟子なり、三子の智、みな聖人の聖人たる所を知るにたれり、

汙不至阿其所好、

三子が心術、たとひ其品くだれりとも、必その好する所におもねりしたがひて、むなしくほむることはせざらんと、これ下文にひく三子の言の、信すべきことを明せり、

宰我曰、以予觀於夫子、賢於堯舜遠矣、

予は、宰我の名なり、程子の云く、聖を語る時は則異ならず、事功は則異なることあり、夫子堯舜より賢れりとは事功を語るなり、朱子の云く、堯舜は天下を治

治亦進、亂亦進、

五たび桀につくを以て見る、

伊尹也、

亦志と行とを以て云、

可以仕則仕、可以止則止、

いでゝ仕ふべき時は、則いでつかへ、止めてかくるべき時は、則やめかくる、

可以久則久、可以速則速、

仕へて居る所、久く居るべき時は則久く、速に去るべき時は則速なり、

孔子也、

孔子の道かくの如し、

皆古聖人也、

凡そ聖とは、至極處に至るの稱、伯夷の淸、伊尹の任、孔子の時、その道異なりといへども、皆至極なる者なり、

吾未能有行焉、乃所願則學孔子也、

三聖の道、いづれもよく行はずといへども、願ひて學ぶ所は、孔子の道なり、蓋し夷尹は可不可を必とす、孔子は可もなく不可もなければなり、

伯夷伊尹於孔子、若是班乎、

班しとは、高下の等ひとしき貌なり、丑も亦ほゞ夷尹は偏にして、孔子は全きことを知れり、されど孟子皆古の聖人なりと、一つらにいへるになづみて、いまだその道同じからざるの意を詳にせず、よりて此問ひあり、

曰、否、

ひとしからずと、

自有生民以來、未有孔子也、

天地の間に、生々の人民ありそめてより以來、いまだ孔子ほどの人あらずと、

曰、然則有同與、

孟子あへて聖人にあたらず、よりて此數賢をあげて、
其をる處をとふ、

曰、姑舍レ是、

孟子聖人にあたらずといへども、亦この數賢の至る
所を以て、其志限らまく欲せず、よりてしばらく此へ
問ひをさしをけとぞ、

曰、伯夷伊尹何如、

伯夷は、孤竹の君の長子なり、父卒して後、弟叔齊と
國を相ゆづりて、共にのがれかくる、文王の德を聞て
それに歸す、武王商を伐つに及んでこれをいさむ、い
さめきかれずして去る、周の祿をはまずして餓死す、
伊尹は、有莘の處士なり、成湯めしてこれを用ふ、湯
これを夏桀に就けて、其惡を化せんとす、桀用ること
あたはずして、また湯にかへる、かくの如くすること
五たび、後に湯に相として夏をうてり、丑孟子聖人に
もあたらず、賢人をも欲せず、然らば伯夷は淸の至
り、伊尹は任の至り、かくの如き一偏の至極を、志ざ
せるかと思ひて、此二人をあげてとふ、何如とは、い
づれにをらせまく欲すと、

曰、不レ同レ道、

道とは、その行ひいたす所につきて云、二人の道同じ
からずと、一說に其道わが志す所に異なりと、

非二其君一不レ事、

わが奉事せんほどの、よき君にあらざれば事へず、

非二其民一不レ使、

わが使令せんほどのよき民にあらざればつかはず、

治則進、亂則退、

世治まりて、然して後にいでゝつかへ、わづかに亂る
れば、則退いてかくる、

伯夷也、

伯夷の志す所と、その行へる所とかくの如し、

何事非レ君、

事ふべき義あれば、いづれの君にも事ふ、

何使非レ民、

使ふべき義あれば、いづれの民をも使ふ、

此夫子は、孔子をさす、

孔子曰、聖則吾不能、

謙詞なり、

我學不厭、而教不倦也、

學を好んで、あきすつることなく、人を教へて、うみつかるることなし、

子貢曰、學不厭、智也、

聖人もと智あり、然るに學んで厭ざる時は、自その明を發すること、きはまりなし、

教不倦、仁也、

聖人もと仁あり、然るに教てむまざる時は、其愛人に及ぶことかぎりなし、

仁且智、夫子既聖矣、

仁智の用をなすこと廣大なれば、既にまさしく聖人なりと、

夫聖孔子不居、

此より孟子の詞なり、不居とは、其地位にあたらざるぞ、

是何言也、

再これをいひて、深くふせげり、

昔者竊聞之、

此より下、又丑が問ひなり、昔者は、前日なり、竊聞とは、謙退して、わがきゝをぼえたることを云詞なり、

子夏子游子張、皆有聖人之一體、

子游姓は言、名は偃、子張姓は顓孫、名は師、亦みな孔子の弟子なり、一體とは、手足ひとえだを云、游夏の文學、子張の威儀、その〳〵聖人の一體を得たり、

冉牛閔子顏淵、則具體而微、

具體とは、諸體みな具はりて全し、されども其德いまだ大いにして化するに至らず、

敢問所安、

はんとぞ、かの告子言に得ざれば、肯て心に求めずして、義外の説つくるに至る、然らば吾が言にをいても、四つの病あることを免れじ、況や天下の言を知て、疑なきことを得んや、○朱子おもへらく、孟子の學、理をきはめ、義を集るを以て始とし、心を動かさゞるを以て効とす、蓋し理を窮るによりて、よく言を知る、義を集るによりて、よく氣を養ふ、理明なれば疑ふ所なし、氣充れば慴るゝ所なし、この故によく大任にあたりて、心を動かさゞることを得たり、

宰我子貢善爲説辭、

此より丑が問ひなり、宰我名は予、子貢姓は端木、名は賜、みな孔子の弟子なり、説辭とは、言語を云、

冉牛閔子顏淵善言德行、

冉牛名は耕閔子名は損、字は子騫、顏淵名は回、亦みな孔子の弟子、德行とは、道を心に得て、行事にあらはすを云、善くこれを言とは、其身に德行あるを以てこれを云こと親切にして、味あるぞ、

孔子兼之、曰、我於辭命則不能也、

辭命も、言語なり、わきて云時は、上よりくだるを命と云、孔子は聖人にして説辭德行をかねたり、然れどもなを自の玉はく、われ辭命をよくせずと、

然則夫子既聖矣乎、

此夫子は、孟子をさす、孟子みづから云く、我よく言を知り、又よく浩然の氣を養ふと、これ言語德行をかねたり、丑よりてとふ、然る時は、則夫子はすでにこれ聖なるかと、○程子の云く、孔子自の玉はく、辭命をよくせずとは、學者をして、本を務めまく欲するのみと、德行は本なり、言語は末なり、

曰、惡是何言也、

惡とは、おどろきなげく詞なり、丑聖を以て孟子を稱する故に、おどろきて、これをうけず、

昔者子貢問於孔子曰、

此より下、孔子子貢問答の詞をひきて丑につぐ、

夫子聖矣乎、

かためて、わが正氣をあらしそこなふ、これも亦正助の病を免れず、

何謂知言、

これ亦丑が問ひなり、

曰詖辭知其所蔽、

詖辭とは、其詞のかたおちにして、道理全からざるを云、蔽はるとは、心にさへへだゝる所ありて、明ならざるを云、人の詞の詖なるをば、いかやうに詖なりときゝとめて、其心の蔽はるゝこと、いづくにありと云ことを知るなり、下の句義みな同じ、

淫辭知其所陷、

淫は、うかるゝ義なり、其詞かたおちなれば、いよいよ辯舌をつとめて、放蕩なるを云、陷るとは、心蔽はるゝこと深ければ、ついにおちいりて、さとることなし、

邪辭知其所離、

邪は、よこしまなり、詞すでに淫なれば、ついに邪僻の論をたてゝ、道理をかへりみず、心すでに陷る時は則正理にそむきはなるゝこと遠し、

遁辭知其所窮、

遁は、にげのがるゝぞ、詞よこしまにして、道理に屈する時は、必變じて他ににげ去る、窮るとは、くるしみかゞまる義なり、心すでに理をはなるゝ時は、則窮屈して、通ずる所なし、

生於其心、害於其政、發於其政、害於其事、

政とは、大體を以て云、事とは、條目を以て云、すでに其詞の病によりて、其心の失する所を知り、又其心の失よりいでゝ、其政と事とに害ある所をば、をしきはめて知るなり、

聖人復起、必從吾言矣、

上の段々に云所、其心道に通じて、天下の理に疑なき者にあらざれば、あたはざる所なり、孟子すでに此地位に至れり、よりてその云所の理の、決然として移しかへられざることを信じて云く、聖人、また世におこりいづとも、わが云所の理を、否むことなくして、從

べし、よりて必これを事としてをこたらず、其効を期することなかるべし、又或は効なからんことを疑ひ、或は効のをそきに倦て、事とする所をすて忘るゝことなかるべし、却て其効をいそぎて、これが長ずることを助くることなかるべし、唯必これを事として、忘れざる時は、期せず助けざれども、必ついに其効を得るとなり、

無若宋人然、

此より正てし忘れ助くるの害を、たとへをとりて云、宋人のしわざのやうに、かくすることなかれとぞ、其事は下文にとく、

宋人有閔其苗之不長、而揠之者、

その作れる苗の長ぜざるを閔ふるに、これ正てするなり、之をぬきいだすは、長ずることを助くるなり、

芒芒然歸、謂其人曰、

芒々は、無知なる貌なり、其人は、其家人なり、

今日病矣、予助苗長矣、

けふわれ苗の長ずることを助けて、つかれたると、

其子趨而往視之、苗則槁矣、

其子あやしみて、わしりゆきてみければ、苗をぬきいだせるによりて、則みなかれにけり、

天下之不助苗長者寡矣、

これ集義の外の助長にも泛くわたりたる詞なり、

以爲無益而舍之者、不耘苗者也、

無益とは、益にたゝざる義なり、することを益なしとして舍るは、これ忘るゝ者なり、苗をすてゝ耘らざるが如し、此にも効のなからんを疑ひ、効をまつに倦む、二意をかぬべし、

助之長者、揠苗者也、非徒無益、而又害之、

これ助長の害の忘るゝよりも甚きことを云、かの告子は義理をえらぶが、心を動かさんことを恐れて、はじめより義を集ることをせず、唯一箇の客氣を守り

を免れずして、することあるに足らず、

是集義所生者、

此是も、浩然の氣をさす、集義とは、義をあつむるぞ、なを積善と云がごとし、此氣養ひ成りての後は、則道義に配すとはいへども、これを養ふの始は、凡そ日用萬事一々みな義にかなひ、內にかへりみ、理直くして、仰ても愧ず、俯ても怍ず、其功つみあつまること久き後に、此氣自然に內より發生す、

非義襲而取之也、

襲取とは、襲は衣をきかさぬる義なり、まきとることを云、此浩然の氣は、唯一事たま〳〵義にかなふを以て、まきとらるゝ者にあらずとぞ、生ずとは、內よりおひいづ、取とは、外よりとり入るゝなり、

行有不慊於心則餒矣、

一事の義にてまきとられざるは、勿論なり、凡そ行ふ所の事、一つも義にかなはずして、自反りて直からざる所あれば、則心にあきたらずして安んせず、其體餒へてみたざる所あり、豈よく此氣を生せんや、すでに此氣を生ぜざる時は、則亦義に配することあたはず、

我故曰、告子未嘗知義、以其外之也、

心の處置する所、もし少しも宜を得ざる所あれば、則みづからあきたらずして安んせず、これ義の內にありて外にあらざること明なり、然るを告子義は外なりと云は、いまだかつて義と云者を知らざるなり、こゝを以て、集義して、浩然の氣を生ずることあたはず、學者必義の內にあることを信じて、集義の工夫をおこたらざれとなり、

必有事焉而勿正、心勿忘、勿助長也、

これ義を集めて氣を養ふに、工夫を用るの法をとく、事とは事とする所あるぞ、必集義を以て事として、着實に工夫を用るなり、正すとは、あらかじめ其効を期することなり、助長とは、其効をいそがんために、妄に作爲して、ひきのばすことなり、云意は、凡そ養氣の工夫、義をつむこと久しうして後に、其効を得つ

知るをいへるに、丑まづ氣を養ふをとへるは、上文に志氣を論ずるをうけてなり、

曰、難言也、

これ其心のひとり得る所にして、聲形なく、詞を以てかたどりやすからぬ故に、いひがたきぞ、程子の云く、此一言をみる時は、孟子の實に此氣あることを知んぬべし、

其爲氣也、至大至剛、

至りて大いなるとは、限りなく、量りなきぞ、至りて剛しとは、かゞめられず、たはめられぬぞ、本これ天地の正氣にして、其大いなること、六合にみちわたり、其剛きこと、金石もとをりつらぬく、天地此氣を人にうみあたへて、道義の助けとす、この故に、天下の事について、理のすべき所を、せずと云ことなし、これ至大ならずや、理にしたがひてなしゆけば、天下にさはる者なし、これ至剛なるにあらずや、

以直養而無害、則塞于天地之間、

自かへりみて、其理直き時は、此氣養はるゝことを得たり、而して又私の作爲を以て、そこなふことなき時は、本來の體闕る所なし、この故に、天地の大氣と一つになりて、兩間にみちふさがり、共に盛大にして流行す、よりて人身小きなりといへども、其力、せずと云ことなく、其志遂げずと云ことなし、

其爲氣也、配義與道、

上の其爲氣とは、此氣の模樣をとく此其爲氣とは、此氣の用處をとく、配すとは、一體になりあひて、其力を助くる義なり、義は、宜なり、心の事を處置して、其宜きにかなはしむるを云、道とは、天理の自然なるを云、事理の宜き所を得るは、即その理の自然に合ふ處なり、凡そ人の所爲、道義を主とせずと云ことなし、よく浩然の氣を養ひ成して、以て道義に配合する時は、則これを行ふこと、勇決にして疑ひ惧るゝ所なし、

無是餒也、

この浩然の氣なければ、其體充たざる故に、餒て力なし、一時のする所、道義にいづといへども、なを疑惧

を持ちても、又氣をそこなはざるの工夫を、用ひざることを得ず、

今夫蹶者趨者、是氣也、而反動其心、

人のつまづく時、わしる時は、氣あがりてあつまる、これ氣なれども、反りて其心をさはがしむ、これ即氣壹なる時は、志を動かすなり、按ずるに、これ氣の志をうごかす一端をあげて云、君子は常によく其志を持つによりて、たま〳〵卒然の失ありといへども、心うごかずして、其正きを失はず、かの衆人氣の發動に一任する者の如きは、心常に氣に役せられて、志をたてゝ氣をひきゐるの時まれなり、

敢問夫子惡乎長、

丑問はく、孟子の心を動かさゞる道、告子と異なることかくの如くなるは、何の長ずる所ありて、よく然ると、

曰我知言、我善養吾浩然之氣、

これ告子が言の理を心に求めず、心の助けを氣に求めざるに、うらがへしてこたへり、但告子がいへる言は、己が言を云、孟子は天下の言をいひて、わが言は其中にあり、知言とは、物格り知至り、凡そ天下の口に云所のこと、其理をきはめつくして、理の是非事の得失の然る所以を知らずと云となきぞ、浩然は、盛大流行の貌、氣は、即上文に體の充と云者なり、其氣もとをのづから盛大にして外なく、流行してやむことなし、唯人その養ひを失ふ故に、餒へて體に充たず、孟子はよくわが浩然の氣を養ひ成して、其初にかへれり、蓋し言を知る時は、よく道義を明にして、天下の事に疑ふ所なし、氣を養ふ時はかの道義を助けて、天下の事に懼るゝ所なし、これその大任に當りても、心を動かさゞるの故なり、告子が學、まさしくこれと相そむけり、言を知らざる故に、瞑然とくらみて、覺ることなし、氣を養はざる故に、悍然といぶりにしてかへりみる所なきのみなり、上文の志を持ち、氣を暴ふことなきは、みな此氣を養ふ工夫の內にあり、

敢問何謂浩然之氣、

何謂とは、いかやうのことを云ぞと、孟子まづ言を

ば、なをしも可なり、

不得於言、勿求於心、不可、

すでに言をば外にあやまりて、ついに心を內にわする、內外二つながら失ふ故に、決して不可なり、

夫志、氣之帥也、氣、體之充也、

帥とは、軍の大將なり、凡そ可なりと云は、わづかによくして、いまだつくさゞる詞なり、もしその至極を論ずる時は、志はまことに心のゆきむかふ所にして、氣の將帥なり、されど氣も亦人の身に充ちつまりて、志の卒徒たる者なり、

夫志至焉、氣次焉、

それ志は將帥なれば、まことに極めておもき者なり、されど卒徒のたすけなければ、將帥もはたらかれざる故に、氣は即志にひき次て、又おもき者なり、

故曰、持其志、無暴其氣、

故曰とは、孟子みづから言をたてゝいへり、暴其氣とは、暴は粗糙にする義なり、氣を發動するまゝにうちあらしてをくことを云、人まことに敬して其志をたもち守るべし、然れども亦其氣に養ひを致して、暴ふことなかるべしとなり、蓋し志と氣と、內外相やしなふ時は、志正うして、氣をのづから完し、氣完うして、志ますます正し、これ即孟子心を動かさゞることを、必とせざれども、自然に動かざることを得る工夫の大略なり、其詳なることは、下文の知言養氣の術これをつくせり、

既曰志至焉、氣次焉、又曰持其志、無暴其氣者、何也、

これ又丑が問ひなり、丑氣は次りと云意を、きゝあやまりておもへらく、志は至れる者にして、氣は次なる者とならば、唯もつはら志を持つのみにして可なり、さらに又氣を暴ふことなかれとは、何と云ことぞと、

曰、志壹則動氣、氣壹則動志也、

志のむかふ所專一なる時は、氣うごきいでゝ、これにしたがふこと、勿論なり、されども氣のある所專一なる時も、亦志これがためにうごくことあり、よりて志

自反而縮、雖千萬人吾往矣、

自かへりみて、義理直くば、千萬人の强敵にもわれたゞちにゆきてあたらんと、かくの如くに、自反直養したてたるをば、大勇と云、これ義理の直きを主として心をうごかさゞる者なり、此義理の大勇をいはんために、まづ二子が血氣の勇をひけり、

孟施舍之守氣、又不如曾子之守約也、

舍が守る所の勇、曾子に似たる所ありて、ほゞ約なりといへども、その守る所は、唯一身の氣なる故に、又曾子の身に反り、理にしたがふが守る所の尤その要約を得たるにしかず、これ孔子の曾子につたへ玉へる大勇、孟子の心を動かさゞるの道、もと蓋しこゝにいづ、これまでにて、丑に答る所、すでに明なり、されど、丑ひたすら問ひかくるによりて、下文に又詳にとけり、

曰、敢問夫子之不動心、與告子之不動心、可得聞與、

其道の異なる所をとふ、

告子曰、不得於言、勿求於心、

此より下、孟子告子が言をあげ、又わが意を以て、これをことはりて、丑につぐ、不得とは、道理をあやまりて、とり失ふことを云、告子おもへらく、詞に理をあやまりて、達せざることある時は、其詞をうちすてゝいはず、心に反りて、其理を求ることを制止すと、これ其心を動かさんことを恐てなり、

不得於心、勿求於氣、

心に理をあやまりて、自安んぜざることある時は、其事をふりすてゝ思はず、唯其心をとりかためて動かさず、更に氣を養ひて心をたすけ、自然にうごかざる工夫を用ることを禁止すと、此二段の言、これ其心をかたくとり守りて、動かさゞる効をすみやかに得る所以なり、

不得於心、勿求於氣、可、

此より孟子判斷の詞なり、蓋し心は本にして、氣は末なり、告子が此言、本に急にして、末にゆるがせなれ

畏三軍者也、

會すとは、あひたゝかふぞ、三軍は大國の軍兵、上中下軍を三手にわけて、ともに二萬七千五百人なり、もし敵勢をはかり、勝べきことを慮り得て、而して後にすゝみ戰ふは、これ三軍のいきほひを畏るゝものなり、

舍豈能爲必勝哉、能無懼而已矣、

われ豈必敵に勝ことを能せんや、唯敵をおそるゝことなき志を、能守り得たるばかりぞと、舍は蓋し戰ひにいさめる武士、懼るゝことなきを主として、心をうごかさゞる者なり、

孟施舍似曾子、北宮黝似子夏、

曾子子夏は、みな孔子の弟子、曾子名は參、子夏は卜商の字なり、子夏は聖人をあつく信じて、つとめすゝむ、曾子はわが身に反り求めて、自守りかたむ、黝舍は勇士、曾子子夏は君子、等類にあらずといへども、黝が人にかゝると、舍が己に守ると、各相似たる所あるを以ていへるなり、

夫二子之勇、未知其孰賢、然而孟施舍守約也、

約は、要なり、つゞまれることを云、蓋し必勝つことは、人に必としがたし、懼るゝことなきは、己に必とすべし、よりて舍が守る所を以て、黝に比すれば、要約を得たりとす、

昔者曾子謂子襄曰、

子襄は、曾子の弟子、

子好勇乎、吾嘗聞大勇於夫子矣、

大勇とは、勇道の大いなるを云、夫子は、孔子なり、

自反而不縮、雖褐寬博吾不惴焉、

わが身をかへりみて、少も義理の直からぬ所あらば、褐寬博の賤者をも、われおどしかけまじ、

るれども、まじろかず、これその人にさゝれても、勇氣くだけずして、直にゆきて、敵にあたることを云ふ、

思以一毫挫於人、若撻之於市朝、

其心人にはぢしめらるゝをはづること、一毫ほどの小事なれども、市場朝廷などの人中にて、むちうたるゝが如く思ふなり、

不受於褐寛博、亦不受於萬乘之君、

不受とは、其はぢしめをうけずして、必これを報ふるぞ、褐寛博とは、褐は毛をりの布、寛博はゆるくひろきぞ、あらきこころもの、こはゞりひろごりて、身にひたとつかざるを云、これ其服を以て、賤者の稱とするなり、褐寛博といへども、その賤きを以てこれを外にせず、亦萬乘の國君といへども、その貴きをはゞからずして、皆そのはぢしめをうけぬぞ、

視刺萬乘之君、若刺褐夫、無嚴諸侯、

褐夫とは、褐をきるおとこ、即褐寛博のことなり、萬乘の君をころすをも、褐夫をころすが如く思ふ故に、天下にをそるべき諸侯なし、

惡聲至必反之、

惡聲は、惡口なり、惡口は身にふれずといへども、もし來ることあれば、亦貴賤となく、必これをいひかへす、黝は蓋し刺客の類、必人に勝を主として、心をうごかさゞる者なり、されど此段々、必しも其實事をのぶるにはあらず、たゞ其志を形容するの詞なり、

孟施舍之所養勇也、

孟は姓、施は發語の聲、舍は名なり、その勇を養ひ成せる所のこと、即その語の下に引て云、

曰視不勝猶勝也、

其言に云く、われ敵にあふ時、勝れまじき敵をも、必かたんと思ひとりて、すゝみ戰ふ、

量敵而後進、慮勝而後會、是

齊の卿相の位を加へて、抱く所の道を行ふことを得ば、これによりて覇王の業を成さんも、あやしとせず、されどもこれ己が任ずる所大いにして、人の責る所おもし、然らばをそれうたがふ所ありて、心を動かすことあらんや否やと、

孟子曰、否、

動かすまじとなり、

我四十不動心、

われ年四十にして、すでに心を動かさずと、蓋し四十は彊仕の年、君子道明にして、徳立の時なり、道明なる故に疑ひ惑ふことなし、徳立故にをぢをそるることなし、孔子の四十にして惑はざるも亦心を動かさゞるのことなり、

曰、若是則夫子過孟賁遠矣、

孟賁は、古の强力の者、いきたる牛の角をぬく、孟子の心をうごかさゞるを、孟賁よりも遠くすぎたりと云は、唯その甚つよくして、人の能しがたきことを、能くすとの義ばかりをとれり、

曰、是不難、

心をうごかさぬばかりは、しがたきことにあらず、

告子先我不動心、

告子、名は不害、告子はわが年より先に、はやく心をうごかさゞることを得たり、

曰、不動心有道乎、

道とは、これを得るの方法なり、

曰、有、

凡そ心に主とする所ある時は、動かざることを能す、

北宮黝之養勇也、

此より下、數人の勇をあげて、心をうごかさゞること難からずといへども、精粗の品あることを云、北宮は姓、黝は名、養勇とは、その勇を養ひ成せることを云、

不膚撓、不目逃、

人に刄を以て、膚を刺さるれどもたはまず、目をさゝ

ども、これに飲食せしめやすし、これ民虐政にくるしめる時に、仁政を行ふ時は、德澤のつむことをまたずして、したがひやすきことをたとへていへるなり、此三段は時のしやすきことを云、一說に、雖有鎡基と云二句、勢と時とをわけ云といへども、今の時を以てむすびたれば、勢は時の中にあり、それより下こゝに至るまでも、亦みな時のやすきことをいひて、勢のしやすきことは、其中にあるなり、

孔子曰、德之流行、速於置郵而傳命、

德は、即仁政なり、置郵とは、俗に云むまやど、往還の路次處々に人馬をたてをきて、飛札急使を送りやる所なり、仁政は萬民の願ふ所なる故に、時勢によりてこれを行ふ時は、その流れゆくこと、置郵を以て、君命をつたふるよりもすみやかなり、孟子又これをひきて、飢渴に飲食をなしやすき義を足せり、

當今之時、萬乘之國行仁政、

萬乘の國とは、齊をさす、これ時勢のやすくして、德の行はるゝこと速なるをうけて云、

民之悅之、猶解倒懸也、

倒懸とは、さかしまにつりかけたる人を云、此段飢渴飲食のたとへによりて、又甚くこれを云なり、

故事半古之人、功必倍之、惟此時爲然、

する所の事は、古人の半にして、成す所の功は、必これに一倍せんこと、只今この時を然りとす、齊を以て王たることのやすきと云は、これを以てなり、文王のことをば、例にひかざれとなり、

○公孫丑問曰、夫子加齊之卿相、得行道焉、雖由此霸王不異矣、如此則動心否乎、

公孫丑孟子の齊を以て王たらんこと、なを手を反すが如しと云ふ、いまだ信せざるそこゐある故に、又この問ひあり、卿は、爵、相は、職なり、もし夫子の身に、

しかず、

今時則易然也、

王たることを云の易然なるは、唯今この時を以てのことぞと、此句上文をむすびて、下文をおこせり、

夏后殷周之盛、地未有過千里者也、而齊有其地矣、

夏后とは、后はきみなり、夏后氏の世を云、夏殷周三代全盛の時といへども、天子の畿内の地、方千里にすぐる者なし、而して齊をのづから其地あり、これ文王の方百里に異なり、

雞鳴狗吠相聞、而達乎四境、而齊有其民矣、

都まはりの里々、あしたに雞の鳴き、ゆうべに犬の吠る聲、かなたこなたへ相きこえ、近きより遠きに及びて、四方の國境にいたる、これ國中に民家のしげくおほきことを云、而して齊をのづからそれほどの民あり、

地不改辟矣、民不改聚矣、行仁政而王、莫之能禦也、

今齊の地をさらに改めひろげず、人民をさらに改めあつめず、唯このまゝにて、仁政を行ひて、以て王たらんこと、たれかよく其いきほひを、ふせぎとゞめんやと、此三段は、其勢のしやすきことをいへり、

且王者之不作、未有疏於此時者也、

文武より此時に至るまで、七百餘年にして、其間殷の如くに、賢聖の君、つぎおこることなきを云、

民之憔悴於虐政、未有甚於此時者也、

憔悴は、かしくるなり、戰國の亂世、民の虐政にくるしめること、紂が時なを善政あるに異なり、

飢者易爲食、渴者易爲飮、

飢渴の甚き者には、甘美ならざる物を以てすといへ

其とは、武丁の時をさす、故家とは、ふるき家なり、舊臣を云、遺俗とは、のこれる風俗なり、舊民を云、此二つは、餘澤の存して下にある者なり、流風とは、敎化を云、水の流れ及び、風のふきかうぶるが如くなればなり、善政は、紀綱法度のよきを云、此二つは、餘澤の存して上にある者なり、

又有微子微仲王子比干箕子膠鬲、皆賢人也、相與輔相之、故久而後失之也、

微仲は、微子の弟、上四人は同姓なり、臣膠鬲は異姓の臣なり、輔相は、みなたすくるなり、上の之の字は紂をさす、下の之の字は天下をさす、世澤のこり、羣賢たすくるによりて、紂暴虐をほしいまゝにすといへども、年久く堪て後、世を失へり、

尺地莫非其有也、一民莫非其臣也、

二つの其の字は、みな紂をさす、一尺の地もその有つ所にあらざるはなく、一人の民もその下たる臣にあらざるはなし、世澤ののこりたること、上に云如くなるに、况やこの世業も亦いまだおちざるなり、

然而文王猶方百里起、是以難也、

般の世澤世業、いまだつきざる時にあたりて、文王はじめなを方百里の國によりて、おこりいで玉ふ、こゝを以て、その王業成りがたかりしなり、

齊人有言曰、

齊人の俗語なり、

雖有智慧、不如乘勢、

智慧とは、智のさとく明なるを云、智慧の才ありといへども、事をなすには、富貴の勢にのりたるにしかず、

雖有鎡基、不如待時、

鎡基とは、すきの大いなるを云、農具の便よき物ありといへども、たがへしたねまく時をまちてするには

未洽於天下、武王周公繼之然後大行、

これその惑の甚き故をとく、文王九十七にして崩ず、百年とは、大數をあぐるぞ、云意は王業のなりがたきこと、他は論するまでもなし、且つ文王の至德を以て百年にして崩じつるだもその德化いまだ天下にあまねからずして、たゞ三分の二をたもてり、武王周公聖々その業をうけつぎ、武王は殷にかちて天下をたもち、周公は成王に相として、禮樂を制す、然して後王化大いに行はれて天下に洽し、

今言王若易然、則文王不足法與、

今王業を云こと、いと易きやうなるは、則文王の德敎も、なを法とするにたらぬかと、

曰、文王何可當也、

文王の德は、なんぞ敢て敵當すべけんと、

由湯至於武丁、賢聖之君六七作、天下歸殷久矣、久則難變也、

此より下、文王の德あたりがたけれどもその王業の成りがたかりし故をとく、武丁は、殷王高宗なり、成湯より武丁に至るまで二十三世にして、五百餘年、その間に、太甲太戊祖乙盤庚等の如きは、みな賢聖の君にして、おこりて位にいまし、天下の人心、殷の德に歸すること久し、德化久しければうつり變ることかたし、

武丁朝諸侯有天下、猶運之掌也、

武丁の時、諸侯を朝會し、天下をたもちおさむること、物を掌の上にて、とりまはすが如く、やすかりしなり、

紂之去武丁未久也、

其間たゞ百有餘年なり、

其故家遺俗、流風善政、猶有存者、

管仲相たること四十餘年、これ其任專にして、又其時久きこと彼が如し、

功烈如彼其卑也、

功とは、事の成れる効を云、烈とは、功の明なるを云、君を得ること專にして、政を行ふこと久くば、何事をかえせざらんに、王道を知らずして、唯覇業を成し得たり、これその功烈は、却て卑きこと彼が如し、

爾何曾比予於是、

是とは、管仲をさす、再これをいひて、以てその悦びざるの意をあかす、

曰、

此より孟子の詞なり、

管仲、曾西之所不爲也、而子爲我願之乎、

孟子の志す所王道にあり、よりていへらく、曾西がせざる所の覇業は、聖門のいやしむ所なるを、子わがためにこれをせさせまく欲するかと、

曰、管仲以其君覇、晏子以其君顯、

以てとは、ひきゐての義なり、下皆同じ、

君の名をあらはす、

管仲晏子猶不足爲與、

孟子唯曾西が語を引て、いまだ管仲が功を卑しとする故を詳にせず、よりて丑又この問ひあり、

曰、以齊王由反手也、

今齊を以て、王業をおこさんことは、手をひるがへすが如くに、いとやすし、必しも、管仲が專にして、久きやうなることを、またじとなり、

曰、若是、則弟子之惑滋甚、

弟子とは、丑みづからいへり、今にをいて、覇功を卑しとすることをしも、惑へるに、王たることのやすきとあれば、その惑いよ〳〵甚しとぞ、

且以文王之德百年而後崩、猶

政の權柄をとることの稱とす、夫子齊國にて、政をとらばとなり、

管仲晏子之功、可復許乎、

管仲は、齊の大夫、名は夷吾、晏子は、前に見えたり、許すとは、期する義なり、管仲は桓公に相として、諸侯に覇たり、晏子は景公に相として、諸侯にあらはす、天下二子の功を以て大いなりとす、よりて丑、孟子に今また其功を期せられんかと問ふ、これなをおぼつかなく思ふ意あり、蓋し丑はじめて孟子にあへる時のことなるべし、

孟子曰、子誠齊人也、知管仲晏子而已矣、

齊人なる故に、たゞ其國の二子あることを知るのみにして、又聖賢のわざあることをしらず、

或問乎曾西曰、

曾西は、曾子の孫なり、

吾子與子路孰賢、

吾子とは、人を親んじて云詞、子路は、孔子の弟子仲由の字なり、孰賢れるとは、人品の優劣をとふ、

曾西蹵然曰、吾先子之所畏也、

蹵然とは、をそれはゞかりて、安んせざる貌、先子とは、曾子をさす、子路の人となり、わが先子の畏る所なり、况やわれ何ぞ敢て比せんと、

曰、然則吾子與管仲孰賢、曾西艴然不悦曰、爾何曾比予於管仲、

艴然は、いかる色なり、比は、たくらぶるなり、曾西は孔氏の徒なる故に、管仲が人となりをいやしむ、よりてこれに比することをはづ、

管仲得君、如彼其專也、

此より下、管仲をいやしむ故をとく、管仲君の信任を得て、ひとり一國の政をとる、專は、即ひとりの義なり、

行乎國政、如彼其久也、

をすることあたはず、孟子此時財とめるを以て、することを得たり、然れば前後の厚薄は、その貧富同じからざるが故なりと、

樂正子見孟子曰、克告於君、君爲來見也、

克は、樂正子が名なり、孟子にあひ玉へと、平公に告げたるを以て、これがために來りあはんとす、

嬖人有臧倉者沮君、君是以不果來也、

來ることを果さずしてやめりと、これなげきとがむる意なり、

曰、行或使之、止或尼之、行止非人所能也、

賢者のいでゆきて、道の行はるゝも、これをゆかしむる人あり、その止り居て、道の行はれざるも、亦これを止むる人あり、されどもそのゆき、その止まるの、然る故は、もとより天命にありて、此人の力を以て、よくする所にあらず、

吾之不遇魯侯、天也、臧氏之子、焉能使予不遇哉、

遇ふとは、志の相かなふことを云、わが魯侯に相遇せざるは、天命にかゝれり、豈臧氏が子の輩の、能する所ならんやと、○此章云意は、凡そ聖賢の世に出ると、かくるゝとは、たゞごとにあらず、まさしく時世氣運の盛衰にあづかれることなれば、實に、これ天命のする所にして、人力の及ばるゝことにあらずとなり、

公孫丑章句上、

公孫丑問曰、

公孫丑は、孟子の弟子、齊人なり、

夫子當路於齊、

當路とは、道路の要會の處に居て、往來の人を、とゞめんも、とをさんも、まゝなることを云、これを以て、

大夫の位を辭して去れる故に、匹夫と云なるべし、

禮義由賢者出、而孟子之後喪踰前喪、君無見焉、

孟子前に父に喪し、後に母に喪す、云意は、凡そ禮義の法は、賢者の身より、行ひ出す、然るに孟子の母の喪禮、甚あつうして、父の喪禮にすぎたり、然れば賢者にはあらず、君これにあひ玉ふことなかれと、其實は、孟子幼かりし時、父にをくれて、其喪のことは、すべてしらず、然るを讒言つくりて、かくの如くいへり、

公曰、諾、

諾は、こたふる詞なり、平公臧倉がさゝへを應諾してとゞまれり、

樂正子入見曰、君奚爲不見孟軻也、曰、或告寡人曰、孟子之後喪踰前喪、是以不往見也、曰、何哉君所謂踰者、前以士後以大夫、前以三鼎、而後以五鼎與、

此の四句は、兩端をかさねとく、凡そ祭禮に用る鼎のかず、士は豚魚腊の三つ、大夫は羊豕魚腊膚の五つなり、孟子はじめは士なり、後に齊にて大夫たりし故に母の喪祭に五鼎を用ふ、これを前の喪に踰たりと云かと、孟子父の喪に、士の祭を用ひたる實なけれども、亦理によりていへり、

曰、否、

三鼎五鼎は、禮の定制なれば、これを云にあらず、

謂棺槨衣衾之美也、

棺は、尸をおさむ、槨は、棺の外をめぐらす、衣は、尸を襲ふころも、衾は、尸をつゝむふすま、此類の甚盛美なることを、踰たりと云ふ、

曰、非所謂踰也、貧富不同也、

貧とは、士の祿のすくなきを云、富とは、大夫の祿の多きを云、云意は、棺槨衣衾の、禮制にかゝらざる所の品は、凡そ人子たる者、みな力を盡すことを得たり、これは踰たりと云者にあらず、されど家貧なれば、これ

つの者をえらびて、これを處置せんこと可なりと、これ孟子文公のために、二謀を告るにあらず、たゞ最初に一つのすべき所をつぐる一意なり、此外には、大王の國をうつせるためしあれども、これ文公の決して及ばれぬ所なり、よりて此兩端をならべ告げて、その死を以て守るの志を、かためんがためなり、晏子が惟君の行はん所のまゝなりと云意と同じ、○楊氏おもへらく、孟子の論ずる所、世俗よりこれをみる時は、謀なしといひつべし、されども道理のすべき所、かくの如くなるにすぎず、これをおいては、必張儀蘇秦がしわざをせん、凡そ事必行はれんことを求め、功必成らんことを求めて、智謀の末をたのみ、天理の正きにしたがはざるは、聖賢の道にあらず、

○魯平公將出、

平公は、魯の君、孟子齊よりかへりて、魯國を歷る時に、平公孟子の弟子樂正子が魯に仕へて居ける、其いひつる言によりて、出て孟子の旅館に就いて、あはんとす、

嬖人臧倉者請曰、

嬖人とは、君に親愛せらるゝ、近習の者を云、臧倉は、その姓名なり、

他日君出、則必命有司所之、

他日は、餘の日なり、有司は、君の車をつかさどる者をさす、

今乘輿已駕矣、

乘輿とは、君の車を云、駕すとは、車を馬にかくるぞ、

有司未知所之敢請、

平公は、あらかじめ人のさゝへんことをはかりて、ゆく所をつげず、臧倉は、その孟子にあはんとすることを知りてこれをとゞめんとす、されど平公ゆくさきをいはれざる故に、亦しらざる體をしてとへるなり、

公曰、將見孟子、曰、何哉君所爲輕身以先於匹夫者、以爲賢乎、

何ぞや君の所爲、尊貴の身を輕んじて、匹夫のいまだ來りまみへざる者に、先ゆきてあはんとし玉ふは、孟子を賢者なりと、おぼしめされてかと、孟子齊にて、

吾聞之也、
かつて學び知りたることを引く詞なり、
君子不以其所以養人者害人、
土地は米穀等を生じて、人を養ふ者なり、もし今土地を相あらそひて、人をころすことをせば、これ人を養ふ所の者を以て、則人を害するなり、われきく君子はかくの如き所爲なしと、
二三子何患乎無君、我將去之、
二三子とは人かずをさだめずして云詞、耆老をさして云、我此地を去りて、狄人にゆづらんとす、狄人われにかはれば、なんぢら君なきにあらずと、
去邠、踰梁山、邑于岐山之下居焉、
梁山とは、山の名、邑とは邑をつくるぞ、
邠人曰、仁人也、不可失也、
仁人とは、日ごろの徳行を以て云、不可失とは、とり失はれぬ人なりと、
從之者如歸市、
人おほくして、先をあらそふぞ、
或曰、世守也、
又一説あり、國は先祖の天子よりうけて、世々守りつたへたる所なり、
非身之所能爲也、
子孫の身の、よくほしいまゝにせん所の者にあらず、
效死勿去、
國のため死をいたし、かたく守りて去ることなかれと、これは國君社稷に死するの常法なり、
君請擇於斯二者、
云意は、よく大王の如くならば、たち去りて、難をさけよ、もしそれあたふまじくば、つゝしんで常法を守るべし、蓋し國をうつして、存せんことをはかるは、一時の權なり、正きを守りて、死をまつは、萬世の經なり、わが才德をつまびらかにし、國勢をはかり、二

君子創業垂統、爲可繼也、若夫成功、則天也、

創業とは、業はしわざなり、善をするしわざを、今よりはじむるぞ、垂統とは、統はいとぐちなり、今より業をしはじめ、そのはしを後世にたれて、子孫につがしむる時は、これを統と云、云意は、善をして後のさかふること、天理なりといへども、君子は唯その業を正くしはじめて、後世をして、とりつゞき行はるゝやうにするのみなり、其功をなすとなしえざるは、天命にあり、これを必と期すべけんや、

君如彼何哉、彊爲善而已矣、

彼とは、齊をさす、云意は、齊のいきほひかくの如くなるを、君の力を以て、いかんぞこれを制せんや、たゞ善をすることをつとめ、後世につがしめて、天命の至るを、まつべきのみなり、○此章 云意は、人君はまさに力を其すべき所に、つくすべし、幸をその必としがたき所に、もとむべからずとなり、

○滕文公問曰、滕小國也、竭力以事大國、則不得免焉、如之何則可、

大國とは、蓋し亦齊をさす、不得免とは、をかしのかるゝことを、のがれがたきぞ、

孟子對曰、昔者大王居邠、狄人侵之、事之以皮幣、不得免焉、事之以犬馬、不得免焉、事之以珠玉、不得免焉、

皮は、虎豹麋鹿のかはを云、幣は帛なり、皮幣犬馬珠玉、次第におもき物を用るぞ、

乃屬其耆老而告之曰、

耆老とは、年六十以上の者を云、邠人の老者をあつめて、國を去らんの志を告るぞ、

狄人之所欲者、吾土地也、

狄人の侵すは、もとわが國土を得まく欲してなりと、

に一說ありと、

鑿斯池也、築斯城也、與民守之、效死而民弗去、則是可爲也、

池は、ほり、城は、いしがきなり、この池のいまだ深からざる所を、ほりふかめ、この城のいまだ高からざる所をつきまして、民と共にこれを守り、國のために、死をゆだねいたして變せず、民も亦君と共に、死を以て國を守りて、にげ去ることなからしめん、此は則これ義理のしつべき所なりと、されどもこれ深く民の心を得るにあらざれば、あたはざる所なり、○此章云意は、國をたもつ者は、まさに義を守りて、民を愛すべし、幸をもとめて、いやしくもまぬかるべからずとなり、孟子のこたふる所、これ人君國を守りて、社稷と存亡を同うするの正道なり、

○滕文公問曰、齊人將築薛、吾甚恐、如之何則可、

薛は、國の名、滕にちかし、齊すでに其地をとりて、城をきづかんとす、よりて文公そのわが國にせまりて、亦共にあはせられんことを恐る、

孟子對曰、昔者大王居邠、狄人侵之、

邠は、豳と同じ、地の名なり、北狄の國よりをかし入らんとす、

去之岐山之下居焉、

岐山の下は、即周原なり、

非擇而取之、不得已也、

大王岐山の下を、後世繁榮の地なりとして、えらびとりたるにはあらず、唯これ狄人の難をさけんために、やむことをえずして、これにうつれるなり、

苟爲善、後世子孫、必有王者矣、

爲善とは、平日德をおさめ、政を行ふにつきて云、人君もしよく善をすること、大王の如くなれば、難にあひて、地を失ふに至るといへども、後世子孫、必文武の如き王者いで來ることありと、されども、これいまだ文公に國うつすことを敎るにあらず、

民日ごろ有司に怨あることを、今に至りて、むくひかへして、死せしむることを得たり、

君無尤焉、

君このたび民の死せざるをば、とがむることなかれ、

君行仁政、斯民親其上、死其長矣、

此上長は、みな有司をさす、親むは、心を以て云、死するは、身を以て云、云意は、君不仁にして、財をつむことを好む故に、有司も税斂をおもくして、民をめぐむ心なし、よりてこのたびかくの如し、もし君仁政を行はゞ、有司も亦民を愛すること深き故に、急難の時、民したしみを失はずして、死を以てこれを救ふべしと、○范氏の云く、書に曰く、民はこれ邦の本、本固ければ邦寧しと、倉廩府庫は、民のためにするゆへんなり、豊年には則これをおさめ、凶年には則これを散じて、その飢寒をめぐみ、その疾苦を救ふ、こゝを以て民其上を親愛して、危難ある時は、則おもむいて、これを救ふこと、子弟の父兄をまもり、手足の頭目をまもるが如し、穆公己に反ることあたはずして、なを罪を民に帰せまく欲す、豈誤らずや、

○滕文公問曰、

文公は、滕の君、姓は姫、爵は侯、文王の子、錯叔繡の後なり、

滕小國也、間於齊楚、事齊乎、事楚乎、

齊楚は、みな大國なり、滕は東北齊にせまり、西南楚にせまる、此二國、いづれに奉事してよからんと問ふ、蓋し齊に事る時は、齊にをかされずして、又齊の力を借て、楚のをかしをふせぐ、楚に事るも亦然り、

孟子對曰、是謀非吾所能及也、

文公たゞ目前の難をのがるゝ、幸を求る謀をして、義理をえらぶにあらざるを以て、この謀は、わが智慮の及ぶ所にあらずとなり、

無已則有一焉、

もしみづから保つの謀を、しゐて申せとならば、こゝ

民おほき故に、一々あげて誅しがたし、
不誅、則疾視其長上之死而不救、
長上とは、民のおさとして、上にある者、即有司をさす、民、日ごろの怨ある故に、有司の死をにくみ見て、救ふことをせず、されど穆公の意には、甚その情をにくみてかくいへり、
如之何則可也、
いかに處置して、よかるべしと、
孟子對曰、凶年饑歲、君之民老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣、
凶年とは、水旱の兵革疫癘等のある年を云、饑歲とは、米穀熟せずして、民のうふる年を云、老弱は、みなよはき者を云、溝壑は、みなみぞなり、長きを溝と云、深きを壑と云、老弱は饑餓して、溝壑にころびおちて死し、年壯なる者は、おち散りて、四方の國にゆく者多し、
而君之倉廩實、府庫充、
倉は、穀ぐら、廩は、米ぐら、府は、貨物をおさめ、庫は、兵器をおさむ、諸藏みなみち／＼てあるぞ、
有司莫以告、
此時有司たる者、君にまうし、藏ひらきて、民をすくはず、
是上慢而殘下也、
これ上にある君長、をごりをこたりて、下民を殘害すと云者なり、
曾子曰、戒之戒之、出乎爾者、反乎爾者也、
曾子善惡の報ひ、たがはざることを以て、人を警して云く、戒めよ戒めよ、爾が身よりいでゝ、人に及ぶことは、即亦爾が身に反りて、かゝることなりと、
夫民今而後得反之也、

而不行仁政、是動天下之兵也、

天下の諸侯、もとより齊國のつよきことを畏る、今又燕をとりて、其地を一倍する故に、諸侯いよ〳〵これを畏る、況や齊仁政を行はずして、暴虐をなす、よりて諸侯これを詞として、兵をおこして、齊をうたんとはかる、これ成湯の所爲と、うらちがひなる故に、政を天下にすることあたはずして、千里を以て人を畏るゝことをまぬかれずと、

王速出令、

號令を發してぞ、

反其旄倪、止其重器、

旄は、老人、即父兄なり、倪は、小兒、即子弟なり、反すとは、其家にかへす、止むとは、其國にとゞむ、

謀於燕衆、置君而後去之、

衆とは、臣民を云、別に燕王の親族を、君にたてをきて、齊人は燕をひきとりて去らばと、

則猶可及止也、

すみやかに上に云如くせば、なをしも諸侯の兵、いまだ發せざるさきに、止むるに及ぶべし、もしをそなはらば、止むるに及びがたからんとぞ、○范氏おもへらく、孟子齊梁の君につかへて、道德を論ずる時は、必堯舜を稱し、征伐を論ずる時は、必湯武を稱す、蓋し民を治めて、堯舜にのつとらざれば、これ暴をするなり、師を行ひて湯武にのつとらざれば、これ亂をするなり、豈わが君聖人の所爲を、することあたはじといひて、かねて學べる大道をさきて、君の私欲にしたがふべけんや、

○鄒與魯鬨、

鬨とは、たゝかひの聲を云、

穆公問曰、吾有司死者三十三人、而民莫之死也、

穆公は、鄒の君、有司は、奉行役人なり、これ穆公たゝかひをはりて、孟子にとふ、民莫之死とは、有司を救はんためにして、死する者なきぞ、

誅之則不可勝誅、

は、虹なり、雲しく時は雨ふり、虹見ゆる時は雨やむ、民湯の來るをまちて、ながめのぞむこと、大ひでりに雲を見て雨ふらんことをねがひ、虹を見て雨やまんことを恐るゝが如し、

歸市者不止、耕者不變、

湯すでに來れる時は、其所の民安んじて、商人も交易をやめず、田つくる者もさはぎうごかず、

誅其君而弔其民、若時雨降、民大悅、

時雨とは、時にしたがふの雨なり、暴君を誅して、其民のうれへを、弔ひ安んずること、時雨のくだりて、草木をうるほすが如くに、民心大いに悅べり、

書曰、徯我后、后來其蘇、

これ亦仲虺之誥の詞、蘇るとは、死していきかへることを云、他國の民、湯をわが君として、その來りて、我を急難の中より、よみがへらしめ玉はんことをまつと云ぞ、これをひきて、民湯をまちのぞみて、來れる時は、大いに悅べることを證す、

今燕虐其民、

今燕王國をみだりて、民を暴虐にあはしむ、

王往而征之、

その暴虐を征す、

民以爲、將拯己於水火之中也、

簞食壺漿、以迎王師、

說上章に見えたり、これ湯の征伐をまちのぞむに似たり、

若殺其父兄、係累其子弟、毀其宗廟、遷其重器、如之何其可也、

父兄は、老者、子弟は、少者なり、これを係累すとは、しばるなり、いけどることを云、重器とは、重寶の義、その國のたから物を云、これを遷すとは、わが國にとりいるゝぞ、云意は、今もし其民をすくはずして、却て暴虐をせば、いかんしてか、民心を安んせらるべきとなり、此時齊かくの如くにしかくるを見ていへり、

天下固畏齊之彊也、今又倍地、

かりみて、いへるなるべし、○趙氏の云く、征伐の道、まさに民心に順ふべし、民心悦ぶ時は、則天意得るなり、

○齊人伐燕取之、

燕國をとりて、すでに子之と王噲とを殺せり、

諸侯將謀救燕、

燕をすくひて、齊を伐んとす、

宣王曰、諸侯多謀伐寡人者、何以待之、

待つとは、これをふせぐ備へをすることを云、

孟子對曰、臣聞七十里爲政於天下者、湯是也、

成湯方七十里の小國より、よく仁政を行ひひろめて、ついに天下に王たることを得たり、

未聞以千里畏人者也、

いまだ方千里の大國を以て、人の敵せんことを、畏るゝ者あることをきかずと、これ齊王にあたりて云、

書曰、湯一征自葛始、

此より下、湯の七十里を以て、政を天下にし玉へることを云、書は、商書仲虺之誥の篇の詞、湯の征伐、葛國よりはじまる、

天下信之、

天下の人、かねて湯の仁君たることを知りける故に、その征伐の志、民を救ふにありて、暴虐をせんとにあらざることを信ず、

東面而征西夷怨、南面而征北狄怨、曰、奚爲後我、

東にむかひて征伐すれば、西方の國ゝ、その夷國までも、これを怨みて云く、なんぞまづ來りて、わが國を征せざると、南方を征する時、北方の怨みるも、亦かくの如し、

民望之若大旱之望雲霓也、

此より孟子又書の意をのべとく、旱はひでりなり、霓

孟子對曰、取之而燕民悅、則取之、古之人有行之者、武王是也、取之而燕民不悅、則勿取、古之人有行之者、文王是也、

殷紂が時、文王天下三分の二をたもちて、以て殷に服事す、武王十三年に至りて、すなはち紂を伐て、天下をたもてり、その天下をとるととらざるは、天命くだり、人心なびきて、又其時の至れると、そのいまだ然らざるとによれり、こゝには唯文武の とらるべくして、とるととらざることをあげて、齊王をして、みづから其身をはかりみさしむ、文王殷民の悅びさらんを恐れてとらず、武王殷民の悅ぶを幸として とれりと云にあらず、〇張子おもへらく、文王武王のこと、其間に毫髮をいれず、一日の間も、天命いまだ絶ざる時は、則君臣なり、天命まさに絶たる日は、則獨夫たり、然れども天命の絶ると絶ざるは、又たゞ天下の人情にかゝれるのみ、武王の時、諸侯期せずして、會する者八百、これ天命じ人應じ時至れり、いかんぞやむことを得んや、

以萬乘之國、伐萬乘之國、簞食壺漿、以迎王師、豈有他哉、避水火也、

簞は、竹にてあみたる器、食は、飯、壺は、たる、漿は、のみもの、一說に酒なりと、師は、軍士なり、水火とは、患難の急なること、水火の身にせまりたるが如くなるを云、大國を以て大國をうち、かの民いひ、さかだるをもちて、王の師をむかふ、よりてすみやかに勝をとれること、豈他の故あらんや、民その急難をすくはれて、これを避んがためばかりなり、然れば燕に勝こと、天命にあらざるなり、

如水益深、如火益熱、亦運而已矣、

云意は、もし今燕の急難を救はずして、却て更に暴虐をせば、かの民めぐりかへりて、救ひを他人にのぞまんとなり、これ齊の燕に入りて、濫妨せんことをは

至於治國家、則曰姑舍女所學而從我、則何以異於敎玉人彫琢玉哉、

國家を治むることは、則私欲にしたがひて、これを能する賢者に任せず、これ國を愛すること、玉を愛するにしかざるなり、此二段のたとへ、兩端なりといへども、其意は實に相うけつらぬけり、○范氏おもへらく、古の賢者は、つねに人君わが學ぶ所を、行ふことあたはざらんことをうれふ、而して世の庸君は、亦つねに賢者のわが好む所にしたがはざらんことをうれふ、こゝを以て君臣相あふこと、古より以て難しとす、孔孟身を終るまでに、遇ふ所なきこと、蓋しこれがためならくのみ、

○齊人伐燕勝之、

燕は、姬姓召公奭の後なり、戰國の時、燕王噲國をその宰相子之と云者にゆづる、よりて國大いに亂る、齊その亂に乘してこれを伐つ、燕の士卒たゝかはず、城門とぢず、齊大いに燕にかちたり、

宣王問曰、或謂寡人勿取、或謂寡人取之、

取とは、燕國をとるなり、

以萬乘之國、伐萬乘之國、五旬而擧之、

旬は、十日なり、云意は、燕も齊と對揚の大國なるに、これにうちかつこと、五旬にして其功をしあげたりと、

人力不至於此、

もし人力を以てせば、かくまですみやかに功をなすに至らじ、まさしくこれ天の命する所ならんと、

不取必有天殃、

天の命じてあたふる所をばとらずは、必天の殃をうくべし、

取之何如、

われ今これをとらまく欲す、いかゞあるべしと、

○孟子見齊宣王曰、爲巨室則必使工師求大木、

巨室は、大いなる宮室なり、工師は、大工を云、工匠のおさなり、これ巨室を以て國家にたとへ、大木を以て賢人にたとふ、國を治るには、必賢人を求むとぞ、蓋し孟子みづから寓する意あり、

工師得大木、則王喜以爲能勝其任也、

任とは、になひもつ義なり、王喜んで、此大木、巨室のおもきを任ずるにたへたりと思ふべし、

匠人斲而小之、則王怒以爲不勝其任矣、

匠人は、工師につきたる小工なり、

夫人幼而學之、壯而欲行之、

人とは、賢人をさす、幼少より大道を學び、壯歳にして此道を世に行はまく欲す、

王曰姑舍女所學而從我、則何如、

汝が學ぶ所は、仁義の大なり、我が好む所は、功利の小なり、然るにしばらくその學ぶ所をさいて、わが好む所にしたがひてせよといへは、大木をけづりて、小にするを怒るに異なり、何如とは、いぶかりあやしむ詞、これ齊王國を治むとして、賢に任せざることを諷諫す、

今有璞玉於此、

璞は、あらたまなり、玉の石につきたるを云、此より又一つのたとへを以て、齊王を諷す、

雖萬鎰必使玉人彫琢之、

萬鎰とは、其玉のあたひ二十萬兩なり、玉人は、玉工なり、甚だたつとき玉と云とも、これを器物になさんとする時は、必みづからつくらずして、これを能する者をして、彫り琢たしめん、これ玉を愛すること、甚しければなり、

如此、然後可以爲民父母、

人君は民の父母たる故に、その人に用捨することを、みな民と心を同うす、大學に云く、民の好む所これを好み、民の惡む所これを惡む、これを民の父母と云と、即この意なり、

○齊宣王問曰、湯放桀、武王伐紂、有諸、孟子對曰、於傳有之、

放くとは、これを一所にをきて、他所にいださゞることを云、成湯夏に克て、桀を南巢と云所にをけり、

曰、臣弑其君可乎、

桀紂は天子、湯武は諸侯なればなり、臣として其君を弑すること、なるべき義かと、

曰、賊仁者謂之賊、

賊は、害なり、仁をそこなふとは、心を用ること、凶暴淫虐にして、天理をたちほろぼす、これ人道の本を賊害して、人を殺すが如くなる故に賊と云、

賊義者謂之殘、

殘は、やぶるなり、義をそこなふとは、事を行ふこと、顚倒錯亂して、人道のついでを傷賊し、人をやぶるが如くなる故に、殘と云、

殘賊之人、謂之一夫、

一夫は、ひとりおとこなり、蓋し人君は、天下のために、仁義を持ち守るを以て、其道とす、もしこれを殘賊する時は、君道を失ふ故に、衆人そむき、親戚はなれて、又以て君とせられず、こゝを以てこれを一夫と云、周書に獨夫受と云これなり、

聞誅一夫紂矣、未聞弑君也、

一夫と云時は君にあらず、誅すと云時は弑するにあらず、われ一夫紂を誅すと云ことはきいつ、いまだ君を弑すと云ことはきかずと、紂を云時は、桀も亦同じことなり、これ深く齊王を警して、戒を後世にたるゝ者なり、○王勉おもへらく、此言たゞ下にある者、湯武の仁ありて、上にある者、桀紂が暴ある時は、いはれたり、もしいまだ然らずして、これをば、口にしくことあるは、いまだ位をむばひ、君を弑するの罪をまぬかれず、

臣を云、今一人をあげ用ひんとする時に、近臣みなこれを賢なりといへども、其言信じがたきによりて、いまだかろがろしく進用せられず、

諸大夫皆曰賢、未可也、

諸大夫の云ことは、信ずべき者なりといへども、なを私なきにあらざるべきを以て、亦いまだ従はれず、

國人皆曰賢、然後察之、見賢焉、然後用之、

一國の人みな賢なりと云時は、則これ公論なり、されども人世俗ににごりあひて、衆人に悦ばるゝ者あり、又われひとりたちて、衆人に悪まるゝ者あり、この故になを君みづから撿察し、その賢を見さだめて、然して後にあげ用ふ、よりてこれを知ること深くして、これに任ずること重し、

左右皆曰不可、勿聽、諸大夫皆曰不可、勿聽、國人皆曰不可、然後察之、見不可焉、然後去之、

これ亦人を進めんとする時の事なり、不可とは、進用せられぬ者と云ふぞ、聽とはしたがふ義なり、去つとは、用ひざるぞ、餘は、上文の義に同じ、かくの如くなれば、不才なる者、幸にして進むことを得ず、その用るを上の如くして用ひ、その舍るをも亦かくの如くして舍つとぞ、

左右皆曰可殺、勿聽、諸大夫皆曰可殺、勿聽、國人皆曰可殺、然後察之、見可殺焉、然後殺之、

云意は、たゞ此道を以て、人才を進退するのみにあらず、刑を用るにも、亦必これを以てすべしとぞ、これ殺すべき一方を云といへども、その いかすべき撿察も亦その中にあり、

故曰國人殺之也、

凡そ人を刑すること、官人は朝廷にをいてし、庶民は市にをいてす、これ衆と共にこれを棄るの義なり、蓋し人を賞するも罰するも、みな天命にうけしたがひて、人君の得て私する所にあらざればなり、

此章孟子齊王の臣下をすゝめしりぞくることの、かろ〳〵しきことをいさむ、故國とは、ふるき國なり、喬木とは、喬はたかきぞ、大木を云、世臣とは、譜代の臣なり、世をかさね勳功舊好ありて、よろこびいたみを、國と共にする者を云、云意は、それ國のふるきと云は、其地に大木ありと云ことをしも云にあらず、累世勳舊の臣あることをこそ云なれと、

王無親臣矣、

親臣とは、相したしみて、事をうちまかする臣を云、王當日の親臣だにもなし、

昔者所進、今日不知其亡也、

昔日のすゝめ用る所、あからさまにして、今日は亦にはかにすてゝ用ひざるを以て、その亡去ることをも知らず、これ親臣なきの故なり、況や世臣あることを得んや、

王曰、吾何以識其不才而舍之、

王おもへらく、此にげ去る者は、不才の人、われはじめその不才を知らずして、あやまりてこれを用ふ、この故に今その去るを以て意とせざるぞと、よりてわれ何を以てか、まづその不才をしりて、用ひざることを得んと問へり、

曰、國君進賢、如不得已、

國君賢者をすゝめ用んとする、その初に、これをつゝしみおもんじて、くはしくみそなはすこと、やんなまく欲すれども、やむことを得ざるが如くなるに至りて、後に、これを用ふ、これつゝしみの至りなり、

將使卑踰尊、疏踰戚、可不愼與、

それ尊きを尊び、親きを親むは、禮の常なり、されどもし尊者親者賢ならざる時は、必疏遠卑賤の賢を用ひて、尊者親者の上に、こえのぼらしむ、これ禮の常にあらず、それつゝしまざることを得んや、これそのやむことを得ざるが如くなるの故なり、

左右皆曰賢、未可也、

此より下は、又人を進用することをつゝしみて、云ことを得ざるが如くなるの事實をとく、左右は、近習の

遠し、この故に、孟子その幾微のあひだを、わきほどく、みな人欲をとゞめて、天理を存せんがためなり、其法うときに似て、實はきびしく、其事やすきに似て實はかたし、學者よく身を以てこれに體せば、その道をまげ、世におもねるの言にあらずして、己に克て、禮に復るの端なることを知るべし、

○孟子謂齊宣王曰、王之臣有託其妻子於其友、而之楚遊者、比其反也、則凍餒其妻子、則如之何、

託すとは、たのみをくなり、凍餒とは衣うすくして凍え、食たらずして餒るぞ、

王曰、棄之、

たのみたる友、その交りをたゝんぞ、

曰、士師不能治士、則如之何、

士師は、獄をきゝ、刑をつかさどる官なり、下の士と云は、士師の裨官郷士遂士等をさす、士師これを治ることあたはずして、其法たゝざる時はいかゞせんと、

王曰、已之、

その君、士師の官をやめてんぞ、

曰、四境之內不治、則如之何、

今國をおさめて、四方の境內、おさまらざることあらばいかんと、孟子これをとはんとして、まづ上二段の問ひをまうけて、こゝに及べり、されども、まさしく齊王をさし云にあらず、

王顧左右而言他、

王とひつめられて、えこたへず、みぎひだりをかへりみ、他の事をいひて、きかざる者の如くす、その自責るにはゞかりて、下問にはづることとかくの如くなれば、共にすることあるにたらざることをしられたり、

○孟子見齊宣王曰、所謂故國者、非謂有喬木之謂也、有世臣之謂也、

度みだりなる故に、王政を行ふことあたはずと、

對曰、昔者大王好色、愛厥妃、

大王は、公劉九世の孫、その妃太姜を愛好せられしなり、

詩云、古公亶父、來朝走馬、率西水滸、至于岐下、爰及姜女、聿來胥宇、

詩は、大雅、綿の篇の詞、古公は大王の本號、後に追ひ尊びて、大王としようす、亶父は、その名なり、これ大王狄人の難をさけて、豳より又岐山の南周原にうつれる時の事なり、西水は、渭水の西なり、姜女は、即太姜なり、早朝に太姜と共に、車をはせ、岐周に來りて、相すめりとぞ、

當是時也、內無怨女、外無曠夫、

此より下は、孟子の詞、曠は、むなしき義なり、大王その夫婦相はなれざる情を推て、民に及ぼし、嫁娶その時を失はざらしめられしかば、この時にあたりて、內には夫なくして、怨をふくむ女なく、外には妻なくして、曠くすむ夫なかりしなり、

王如好色、與百姓同之、於王何有、

義上文と同じ、○楊氏おもへらく、孟子人君ともの云こと、皆その善心をゝしひろめて、其非心をたゞせるなり、たゞ其ことについて、其事を論ずるのみにあらず、もし人臣たる者、事を論ずること、つねにかくの如くして、君これをうけ用ひられば、なんぞ其君を堯舜とすること、あたはざらんや、朱子おもへらく、此篇首章よりこゝに至るまで、大意みな同じ、蓋し鐘鼓苑囿遊觀の樂みと、かの勇を好み貨を好み色を好むの心とは、みな天理のある所にして、人情のなきことあたはざる所の者なり、然れども、天理人欲その行はるゝ迹は同うして、そのこれを行ふの情は、則異なり、理にしたがひて天下に公なれば、聖人の其性をつくすに至る、欲をほしいまゝにして、一己に私すれば、衆人の其性をほろぼすに至る、二つの者の間、その初は毫髮ばかりにして、得失のおもむき、相去ること甚

貨を好む故に民にとることと多くして、此王政を行ふことあたはずと、

對曰、昔者公劉好貨、詩云、乃積乃倉、乃裹餱糧、于橐于囊、思戢用光、

公劉は、周の先公の名、詩は、即大雅公劉の篇の詞なり、積とは、米穀をあらはして、つみはへたるを云、餱は、かれいひなり、橐囊は、みなふくろ、そこなくして兩端くゝるを橐と云なり、蓋し周の元祖后稷名は棄、后稷とは、農をつかさどる官なり、はじめ部國に封ぜらるゝ子孫その職を失ひて、戎狄の間にかくる、その曾孫公劉、又よく舊業をつとめて、部に居り、それより岐山の北、豳の地に國とりし、こゝにて民を安んじあつめて、以て國家を光大にせんことを思ふ、よりてあらかじめそなへをして、粮米をつみおさめ、いでゆくにのぞんで、囊橐にもりつゝむ、

弓矢斯張、干戈戚揚、爰方啓行、

干は、たて、戈は、ほこ、戚揚は、みなをの、戚は小、揚は大なり、粮米のたくはへのみならず、兵器のしなじなをそなへ、こゝにをいて、はじめて路をひらきいでゆきて、豳國にうつれり、

故居者有積倉、行者有裹糧也、然後可以爰方啓行、

孟子詩の意を釋して云く、公劉民と共に國にある時、積倉のたくはへあり、その行く時に裹糧のそなへあり、かくの如くにして後にこそ、國をうつすことはせられたるぞと、

王如好貨、與百姓同之、於王何有、

王もし公劉の如くに、貨を好む心を推て、民と共にこれを同うせば、天下に王たることといふとも、なんの難きことかあらん、然れば貨を好むことをば、疾とせざるべしとなり、

王曰、寡人有疾、寡人好色、

王又これを云こと、色を好む時は、心志まどひて、用

譏は、察なり、征は、税なり、關には唯衣服言語のかはりたる者を檢察して、行旅の税をとらず、市には只賣買の法をおさめて、貨物の税をとらず、

澤梁無禁、

梁は、魚をとるやななり、川澤の利を、民と同うして、禁制をまうけず、

罪人不孥、

孥は、妻子なり、惡をにくむこと、其身にとゞまりて、刑罰妻子に及ばず、

老而無妻曰鰥、

やもおなり、

老而無夫曰寡、

やもめなり、

老而無子曰獨、

ひとり身なり、

幼而無父曰孤、

みなしごなり、

此四者天下之窮民而無告者、

鰥寡孤獨は天下の窮りはてたる民にして、父母妻子等によりて、わが憂をつぐべき所なき者なり、

文王發政施仁、必先斯四者、

文王の政、その妻子をひきゐて、其老を養ひ、其幼をめぐましむ、もし不幸にして鰥寡孤獨の者ある時は、必これをさきとして、仁惠をほどこされしなり、

詩云、哿矣富人、哀此煢獨、

これ小雅正月の篇の詞、哿は、可なり、煢は、くるしみかじけたる貌、これは周の末に、亂世をうれへて、作れる詩なり、今の時、富るはなを堪べけれども、いたくかなしむべきは、此煢獨の人なりと、これをひきて、窮民のあはれむべきことをいへり、

王曰、善哉言乎、曰、王如善之、則何爲不行、王曰、寡人有疾、寡人好貨、

な、

○齊宣王問曰、人皆謂我毀明堂、毀諸已乎、

明堂とは、王者政を出す宮室の名なり、此明堂は、周の天子、東に巡狩する時、泰山のもとにをいて、東方の諸侯を、朝會せし處なり、漢の時その迹なをのこれり、蓋戰國の時、齊の境内にあり、此時天子巡狩のことすたれてなく、又諸侯の居る所にもあらざるによりて、人これをこぼたまく欲す、宣王その是非をとへり、

孟子對曰、夫明堂者、王者之堂也、

王者こゝにいまして、政令を出す所の堂なり、

王欲行王政、則勿毀之矣、

王よく王政を天下に行はまく欲せば、此堂用ふべき時あり、これをこぼつことなかれと、

王曰、王政可得聞與、

王政のあらましをば、きかまく欲す、

對曰、昔者文王之治岐也、

岐は、周の舊國、王業のおこれる所なり、文王諸侯よりして、王道を行ひ玉ふ故に、あげて齊王に告るなるべし、

耕者九一、

古の井田の法、大抵四方一里の地を一井とし、中に井の字を畫して、九町にわかつ、中一町を公田とし、外八町を私田として、八家をの〳〵一町をうけつくり、又共に公田をつくりあげて、以て租稅とす、これ九分にして、上へ一をとる故に九一と云なり、

仕者世祿、

官人の子孫は、これを敎へて、其才成る時は、又官をさづく、もしそれ用るにたらざれども、亦世々祿をあたへて、これを養ふ、蓋しその父祖、民に功德ありける故に、これに報ることかくの如し、忠厚の至りなり、

關市譏而不征、

景公說、大戒於國、出舍於郊、

大戒於國とは、あまねく國中につげしらせて、今より後政をあらためん、申さまく欲することあらば、申せよと云ぞ、出て郊にやどるは、自責て、深宮に安んぜず、又民のいたみを省るに、便よくせんがためなり、

於是始興發補不足、

興發とは、倉をひらくぞ、民の不足を補ふは、これ春の省耕なるべし、

召太師曰、爲我作君臣相說之樂、

太師は、樂官なり、君臣とは、景公われと晏子とを云、景公晏子が諫をきゝ、晏子は其諫をこなはれて、恩惠民に及びたることを、相よろこぶ、これ國家盛美のためしなる故に、此事を樂につくりて、後世につたへしむるぞ、

蓋徵招角招是也、

これ其時作りたる樂の名なり、招は、韶と同じ、舜の樂の名、齊に此樂あり、今新しく詩章つくりて、つけうたとす、その調子、徵と角となるによりて徵招といひ、角招と云、その宮は、いづれともしれず、五音にをいて、角は民に屬し、徵は事に屬す、景公此たびの所爲、人民政事のためなるによりて、角徵を以て調とするなり、

其詩曰、畜君何尤、

これ其詩の一句なり、云意は臣として君の遊觀の欲をとゞむること、君のためにとがめらるべけれども、其心はなんのとがあらんやと、

畜君者好君也、

孟子詩を釋して云く、君の欲をとゞむるは、君を愛好することとなるによりて、其とがなしとなり、○此章孟子宣王雪宮の樂みによりて、晏子が景公を諫る所を以て、これをすゝめられしなり、尹氏の云く、君と民と、貴賤同じからずといへども、然も其心はいまだ始より異なることあらず、孟子の言深切なりといひつべし、齊王推してこれを用ることあたはず、惜いか

睊睊胥讒、民乃作慝、

睊々は、目をそばむる貌、民目をそばめ、上をそしりあひて、うらみの言を發す、

方命虐民、飲食若流、

これ諸侯天子より其民を安んぜよとの勅命にさかひて、人民を暴虐し、飲食をついやすこと、水の流れてきはまりなきが如し、

流連荒亡、爲諸侯憂、

流連荒亡は、みな遊びにおぼれたることを云、義は下文に見えたり、そのかみ春秋の國、その附庸の君と、縣邑の長とを、私に稱して諸侯と云なり、此遊觀其ゆくさきの君長の憂となる、然れは先王の遊豫、諸侯の度となると、うらちがひなり、

從流下而忘反謂之流、

此より流連荒亡の義を釋す、從流下とは、舟あそびして、水にしたがひて下るぞ、流とは、心のながれたゞよひて、節制することなきを云、

從流上而忘反謂之連、

從流上とは、舟をひき、水にさかひて上るぞ、連は、つらなるなり、晝夜相つゞくことを云、

從獸無厭謂之荒、

從獸とは、けものにつくぞ、田獵することを云、一說に從を逐と訓す、荒は、すさみすたるゝ義なり、をこたりて時をすつるを云、

樂酒無厭謂之亡、

樂酒とは、酒宴を以て樂とするぞ、亡とは、失ふ義なり、をこたりて事を失ふを云、

先王無流連之樂、荒亡之行、

先王の遊觀、必政をおさめ、民をめぐむ事ありて、流連荒亡の樂行なし、

惟君所行也、

先王の法と、今時の弊と、二つの者いづれにても、たゞ君の行ふ所のまゝなりと、

諸侯朝於天子曰述職、述職者述所職也、無非事者、

諸侯來りて天子に朝するを述職と云、天子にうけたる職分の成功を、申し述ぶるなり、唐虞の制は天子五載に一たび巡狩し、其間に、四方の諸侯、年ごとに各一たび朝す、周の法は、天子十二年に巡狩し、其間に朝臣をつかはして省問す、諸侯六年に一たび朝し、其間に大夫を以て聘問す、此二つの外に、事なくして、たゞにいであそぶことなし、

春省耕而補不足、秋省斂而助不給、

斂むとは、禾をかりおさむるを云、天子諸侯巡狩の外に、又年ごとに、春秋郊野をめぐり見て、民のかてたらさるを補ひ助く、

夏諺曰、

夏の時の俗語なり、

吾王不遊、吾何以休、吾王不豫、吾何以助、一遊一豫、爲諸侯度、

わが王いで、あそび、たのしむことなくば、われ何を以てか、苦勞を休息し、不足を補助せらるゝことを得んと、これその遊豫するごとに、恩惠民に及ぶことあり、又みな諸侯の法度となりて、國々も亦かくの如し、然れば昔より人君、事なくをこたり遊びて、以て民をやましむることをせざるなり、

今也不然、

今とは晏子が時より云、今の人君のあそびは、先王の如くならずと、

師行而糧食、

二千五百人を師と云、糧とは、旅にて食ふかれいひの類を云、君いでゆけば、師衆したがひて、糧食をついやすこと多し、

飢者弗食、勞者弗息、

糧食すれば、ゆく所の民、これを供る故に、飢る者も食することを得ず、師ゆけば、夫役につかはるゝ故に勞する者もやすむことを得ず、

爲民上而不與民同樂者、亦非也、

上として下をめぐまざるも、亦理にあらず、

樂民之樂者、民亦樂其樂、

人君民と樂を同うして、民の樂む所を以てその樂みとする時は、民も亦君の樂む所を以てその樂みとす、

憂民之憂者、民亦憂其憂、

句義上に同じ、蓋し民の樂みを樂む者は、必亦民の憂を憂ふる故に、あはせ云なり、

樂以天下、憂以天下、然而不王者、未之有也、

もし人君、民の憂樂を以て憂樂とし、民も亦君の憂樂を以て憂樂とする時は、その憂樂一人を以てせずして、天下を以てするなり、かくの如くにして王たらざる者は、いまだこれあらず、

昔者齊景公、問於晏子曰、吾欲觀於轉附朝儛、遵海而南、放于琅邪、

此より下これ又孟子先齊の故事をのべて、宣王の民をめぐまんことを諷諫す、景公は、齊の君、名は杵臼、晏子は齊の臣、名は嬰、轉附朝儛は、みな山の名、齊の北にあり、琅邪は邑の名、齊の東南にあり、

吾何脩而可以比於先王觀也、

吾いかやうにとり行ひて、先王の遊觀に、なずらふることを得んと、

晏子對曰、善哉問也、

先王の法に志あることをほめてなり、

天子適諸侯曰巡狩、巡狩者、巡所守也、

天子いでゝ諸侯の國にゆくを巡狩と云、諸侯の守る所の土地を巡りて、其政の善惡をみそなはすことなればなり、

此は武王の大勇なり、

而武王亦一怒、而安天下之民、

一たび怒るとは、紂を伐つことを云、これを以て、天下の人心を安んぜられしこと、文王の如くなる故に、亦と云、

今王亦一怒、而安天下之民、民惟恐王之不好勇也、

今王の好む所、大勇ならば、天下の民その一たび怒て世の暴亂をはらひ、我を水火の中にすくはれんことをのぞみて、たゞ王の勇好まざらんことをこそ恐るべけれ、勇好むこと、なんぞ疾とすべけんやと、○此章云意は、人君よく小き怒を懲す時は、則よく小をめぐみ、大に事へて、隣國に交るべし、よく大なる勇を養ふ時は、則よく暴亂をはらひ、人民をすくひて、天下を安んずべしとなり、張氏の云く、小勇は、血氣の怒なり、大勇は義理の怒なり、血氣の勇は、あるべからず、義理の勇は、なくばあるべからず、これを知る時は、則以て性情の正きことを見て、天理人欲の分をしらん、

○齊宣王、見孟子於雪宮、

雪宮とは、齊王の離宮の名、これを孟子の旅館として王來りてあはれしなり、

王曰、賢者亦有此樂乎、

賢者と云、暗に孟子をさして云、賢者も亦かやうの所をたのしむかと、これ孟子を禮遇することのさかんなるを、をごれる意あり、

孟子對曰、有、人不得則非其上矣、

云意は、唯賢者のみならず、人々みなこれを樂む、もし君ひとりこれを樂みて、民この樂みを得ざる時は、必その上をそしる心ありと、王まさに民と樂みを同うすべし、唯賢者と樂を共にするのみにあらざるべきことを示せり、

不得而非其上者、非也、

下として其分に安んぜざるはまことに理にあらず、

れ其祜を篤うするなり、又此はたらき、天下の人のあふぎのぞむことなる故に、これ天下の人心に對る所なり、

此文王之勇也、

此文王の大勇にして、匹夫の勇にあらず、

文王一怒、而安天下之民、

文王の勇大いなる故に、唯一たびの怒を以て、天下萬民の心を、安んぜられしなり、

書曰、天降下民、作之君、作之師、

書は、周書泰誓の篇の詞、これ武王紂を伐つ時に、師につげられし詞なり、降すとは、生ずる義なり、天この民を生ずる時は、必聖賢の人に命じ、これが君として治め、又これが師として敎ふ、即これ億兆の君師なり、

惟曰其助上帝、寵之四方、

上帝は、天帝なり、天の主宰たる所を尊ぶの稱なり、寵は、いつくしむ義なり、萬民の君師となるは、これ上帝の主宰を助る所なり、天より云時は、亦これ君師の位を以て、これを寵貴して、天下四方の中に、異にしてあらはす所なり、

有罪無罪、惟我在、

武王上に云如くなる天命をうけ玉ふ故に、みづからの玉はく、天下の罪あるを誅し、罪なきを安んずること、我一人こゝにありて、これをつかさどると、

天下曷敢有越厥志、

天下の人、なんぞよく其常の志を守らずして、外にこえいでゝ亂逆をおこす者あらんやと、

一人衡行於天下、武王恥之、

これ孟子書を釋する詞なり、衡行とは、よこしまにゆくぞ、上にしたがはずして亂逆する者を云、天下に一人にても横行する者あれば、武王うけたる天命の、たゝざることを恥て、必これを誅して、民を安んぜられしなり、

此武王之勇也、

まゝならず、よりてその國人を保んずる規模あり、

詩云、畏天之威、于時保之、

詩は、周頌我將の篇の詞、これを引て、天を畏るゝ者のことを證す、理にたがふ時は、則禍をかうぶる、これ即天の威なり、之の字は、國となして云、

王曰、大哉言矣、

孟子のこたへを、稱美してなり、

寡人有疾、寡人好勇、

われ勇を好む疾ある故に、大につかへ、小をいつくしむことあたはずと、

對曰、王請無好小勇、

勇を好まば、大勇を好みて、小勇をこのむことなかれと、蓋し小勇は血氣の所爲、大勇は義理の發見なり、

夫撫劍疾視曰、彼惡敢當我哉、

此匹夫之勇、敵一人者也、

疾視るとは、人をにらむを云、當るとは、敵對する義なり、匹夫とは、庶人の稱、匹は、つがふ義なり、庶人は夫婦さしむかひなる故に、匹夫匹婦と云、此たゞ匹夫の一人に敵をなす、小勇なるとなり、

王請大之、

其勇を大いにせよとなり、

詩云、王赫斯怒、

詩は、大雅皇矣の篇の詞、赫は、怒のさかんなる貌なり、文王方伯となりて、西方の諸侯の征伐をつかさどる、密國の人、文王をないがしろにして、我がまゝに軍をおこし阮國の共と云所ををかす、文王怒を發して、其罪をたゞせり、

爰整其旅、以遏徂莒、

旅も莒も、軍兵をさして云、文王こゝにをいて、其衆をとゝのへそろへて、密人の共にゆく軍兵を、をさへとゞむ、

以篤周祜、以對于天下、

文王の義兵によりて天下いよ〳〵周をたつとぶ、こ

即死罪にかゝる、これ囿をば阱として、麋鹿を餌とするなり、而して其阱の大いさ方四十里、民大いなりとせざらんや、

○齊宣王問曰、交鄰國有道乎、

宣王そのかみ、秦楚の大國と雄をあらそひ、滕薛等の小國も、亦多く服せず、よりて隣國と相和らぎ、好みを通ずるの道をとへり、

孟子對曰、有、惟仁者爲能以大事小、是故湯事葛、文王事昆夷、

葛とは、小國の名、昆夷も、夷狄の小國なり、仁人の心は、寛洪にして、よく人をうけいれ、惻怛にして、よく人を慈愛す、國の大小强弱を、はかりたくらぶる私意なし、よりて小國うや〳〵しからずといへども、とがめずして、これをいつくしむ心、をのづからやまれず、ほゞ其欲にしたがふ所あり、成湯文王のことは、大を以て小に事るためしに、ひけるなり、

惟智者爲能以小事大、故大王事獯鬻、句踐事吳、

大王は王季の父、文王の祖、獯鬻は、北狄の國、句踐は越王の名なり、智者は義理に明にして、時勢をしる故に、大國にをかしのがるといへども、これに事るの禮をすてず、大王句踐のことは、みな小を以て大につかへたるためしにひけり、

以大事小者、樂天者也、

天とは、道理を以て云なり、仁者は自然に理にかなひて、心にさはることなき故に、天を樂むと云、

以小事大者、畏天者也、

智者は理勢の當然をしりて、敢てたがはざる故に、天を畏ると云、

樂天者保天下、

天を樂む者は、其心物をかねふくみて、あまねくおほはずと云ことなし、よりて天下の民を保んずるの氣象あり、

畏天者保其國、

天を畏るゝ者は、其身法度をつゝしみて、敢てほしい

ひまに田獵して、武藝をならはす、田圃をそこなふまじきがために、空地をとりかこんで囿とし、其中にて狩をするなり、文王七十里の囿は、天下三分の二をたもてる後に、民その狩場を稱して、囿と云なるべし、

孟子對曰、於傳有之、

傳とは、古書を云、これ孟子その實否を必とせざるの詞なり、

曰、若是其大乎、

いつはりおどろきていへり、これわが囿を大いなりと云そしりを、とかんためなり、

曰、民猶以爲小也、

民の心に、なを小きなりと思へり、

曰、寡人之囿方四十里、民猶以爲大、何也、曰、文王之囿方七十里、芻蕘者往焉、雉兔者往焉、與民同之、民以爲小、不亦宜乎、

芻は、草、蕘は、薪なり、草かり、薪とる者もゆき、雉兎とる者もゆきて、民と其利を同じうす、七十里の囿をも、民なを小きなりと思ること、むべならずや、

臣始至於境、問國之大禁、然後敢入、

孟子はじめ齊の境界に至りし時、國中の大いなる制禁を問て後に入れり、凡そ國に入て禁を問は、古來の禮式なり、

臣聞、郊關之內有囿方四十里、殺其麋鹿者、如殺人之罪、

國都の外を郊と云、郊の外に關あり、關は隣國のさかいめなり、囿は、郊と關との間にあり、囿にある麋鹿を殺してとる者をば、人を殺すの罪に同じうす、

則是方四十里、爲阱於國中、民以爲大、不亦宜乎、

阱とは、獸をひいれてとる、おとし穴なり、國に大禁ありといへども、民やゝもすれば、其麋鹿をとりて

ほとんどやみ玉ふことなき者ぞと、

何以能鼓樂也、

疾病なくて、康强なるにあらずは、何を以てかかくの如くに、よく鼓樂するぞと、此二句は、民、王の康樂を喜ぶ詞なり、

今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、擧欣欣然有喜色、而相告曰、吾王庶幾無疾病與、何以能田獵也、此無他、與民同樂也、

これ王そのたのしみの心を推して、政を行ひ、民をして各その所を得せしむるが故なり、餘の句義はみな上に同じ、

今王與百姓同樂、則王矣、

樂このむこと甚くて、其心のたのしみを、民と共に同じうせば、則天下の民もこれに歸して、王たるべきの道あり、この故に齊はそれちかゝらんと云ぞと、○范氏おもへらく、戰國の民、力きはまり、財つきて、人君ひとり、富貴のたのしみをうく、孟子民をすくふの切なるが故に、齊王の樂好むによりて、その善心をひらきみちびき、民と其たのしみを同じうせんことをすゝむ、其實は、今樂古樂、何ぞ同じかるべけん、されど民とそのたのしみを同じうするの意は、古今のかはりなきなり、孔子の必韶舞を用ひ、鄭聲を放てとの玉ふは、國を治るの正道、孟子の今樂はなを古樂のごとしといへるは、時を救ふの急務なり、楊氏おもへらく、樂は人心の和するを以て主とす、人もし鐘鼓管籥の音をきゝて、首をやましめ、頞をしばめば、樂には先王の咸英韶護を奏すとも、必治道に補ひなかるべし、この故に、孟子齊王に告ぐることかくの如し、姑くその本づく所を正しうして、仁心をみちびけるなり、

○齊宣王問曰、文王之囿方七十里、有諸、

囿とは、鳥獸をはなち飼ふ所なり、古は四時の農事の

疾首とは、かしらをいたむなり、蹙頞とは、ひたひにしはよするなり、蓋し民日ごろ虐政をくるしむ故に、一たび君の音樂をきゝて、憂怨の情おこり、容にあらはれ、言に發することかくの如し、

吾王之好鼓樂、

ひとり好んでたのしむとなり、

夫何使我至於此極也、

極りとは、困窮の義なり、これ其たのしみを、衆と共にせざるなり、

父子不相見、兄弟妻子離散、

家人の親き者も、みな離れ散りて相見ず、これ困窮のことなり、

今王田獵於此、

田獵は、狩なり、これも樂みのためにすることとなるを以て、あはせていへるなり、

百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、

羽は、きじの羽、旄は、旄牛の尾、みな車にたつる、はたざほのかしらにさすかざりなり、

擧疾首蹙頞、而相告曰、吾王之好田獵、夫何使我至於此極也、父子不相見、兄弟妻子離散、

句義並に上に同じ、

此無他、不與民同樂也、

上に云如くなるは、これ他の故にあらず、王つねに音樂田獵等を以て、ひとり其身をたのしましめ、其たのしみの心を推して、民と同しうせず、それをして困窮に至らしむるによりてなり、

今王鼓樂於此、百姓聞王鐘鼓之聲、管籥之音、擧欣欣然有喜色、而相告曰、

欣々は、即よろこぶ意、

吾王庶幾無疾病與、

王變乎色曰、寡人非能好先王之樂也、直好世俗之樂耳、

王色を變ずること、その好む所の樂の、正しからざるを、はぢてなり、

曰、王之好樂甚、則齊其庶幾乎、今之樂、由古之樂也、

今の樂は即世俗の樂、古の樂は即先王の樂なり、樂を好むによりて、國を治るにすゝむことは、古今のかはりなき故に、かくいへるなり、

曰、可得聞與、

今樂を好むの、治まるにちかき故をとふ、

曰、獨樂樂、與人樂樂、孰樂、

たのしみのふかき方をとふ、

曰、不若與人、

人情の常なり、

曰、與少樂樂、與衆樂樂、孰樂、

少とは、人のすくなきを云、衆とは人のおほきを云、

曰、不若與衆、

こたへの意上に同じ、孟子此二つのこたへをつりいだすは、樂好むことの甚き意を、明さんがためなり、

臣請爲王言樂、

こゝに至りて、齊はそれちかゝらんの意を、いはんといへるなり、此より下は、みな孟子の言なり、

今王鼓樂於此、

鼓樂とは、鼓はうごかす義なり、唯樂をすることを云、此よりみな只詞をまうけて云、實に此事ありと云にあらず、

百姓聞王鐘鼓之聲、管籥之音、

鐘はかね、鼓は、つゞみ、管は、笛の如くにしてちいさく、二管をあはせてふく、籥も笛に似て三孔あり、聲と音とは、文を互にす、たゞ出るを聲と云、聲あやなすを音と云、

擧疾首蹙頞、而相告曰、

數口の家とあれども、こゝに八口の家と云は、上農夫九人をやしなふに次ぎたる家を云、前章は養ひ敎る意並におもし、こゝにはまづ養ふ意を主とす、末一句は上文の民を保んじて王たり、此心を以て王たるに足れりと云に當りていへるなり、楊氏おもへらく、天下をおさむるには、唯忍びざる心を以て、民にほどこすばかりなり、されど仁心仁聞ありても、民そのめぐみをかうぶらざるとあるは、先王の法を行はざるが故なり、よりて孟子齊梁の君に、同く民產を制することを以て、告げられしなり、〇此章の大意、人君まさに霸功をしりぞけ、王道を行ふべしと云にあり、王道の要は、その忍びざる心を推して、忍びざる政を行ふにすぎず、孟子齊王のために、くりかへして告らるゝこと、かくの如くに精切なりといへども、功利の私にむばゝれて、本心ふさがれること深き故に、仁愛の端、わづかにひらけたれども、ついに擴充することあたはず、なげかしきことなり、

梁惠王章句下、

莊暴見孟子曰、暴見於王、王語暴以好樂、暴未有以對也、曰好樂何如、

莊暴は、齊の臣、王は、宣王なり、王の好む所は、これ世俗の樂にして、先王の樂にあらず、これらを好むは政務にさまたげあらんことを恐る、この故に、いまだその是非をこたへず、孟子にあひて、何如と問へるなり、

孟子曰、王之好樂甚、則齊國其庶幾乎、

治まるにちかゝらんとぞ、

他日見於王曰、王嘗語莊子以好樂、有諸、

孟子王の樂を好むにつきて、善をすゝめんとする故に、あげてとへるなり、

あるによりて、恒の心あることを云、

今也制民之產、仰不足以事父母、俯不足以畜妻子、

今の世は、井田の法なくして、民產を制すること、古にことなり、

樂歲終身苦、

豐年には、したがひて賦稅をおもくせらるゝによりて、人民のびたつ時なし、この故に、終身の苦と云なり、

凶年不免於死亡、

凶年にも、定數に、とりみてらるゝによりて、飢を免れず、

此惟救死而恐不贍、奚暇治禮義哉、

これたゞ身の死をすくふにだも、たるまじきかの恐れある者、なんのひまありてか、孝悌忠信の禮義を、おさめ行ふことをせん、以上四段は、常の產なきによりて常の心なきことを云、

王欲行之、則盍反其本矣、

行之とは、仁政を行ふことを云、此本と云は、又上の政を發し仁を施すことをするの本、これ仁政中の、大いにして、急なる所のことを云、下文に云所、即これなり、

五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣、鷄豚狗彘之畜、無失其時、七十者可以食肉矣、百畝之田、勿奪其時、八口之家、可以無飢矣、謹庠序之教、申之以孝悌之義、頒白者不負戴於道路矣、老者衣帛食肉、黎民不飢不寒、然而不王者、未之有也、

此段前章に梁の惠王に告ると同じことなり、前には

放は、はなちて、道理にそむき去る、辟は、ひがむ、邪は、よこしま、これ漸々にあしくなるぞ、侈は、ほしいまゝにして、いよ〳〵妄亂す、これ即せずと云ことなきなり、

及陷於罪、然後從而刑之、是罔民也、

罔は、鳥網なり、ほそく見えざるやうにして、かけとるぞ、あらかじめ、民を養ひ敎ることをせずして、罪におちいりたる後、そのあとにつきて、これを刑罰するは、鳥網をはり、見ざるをあざむきてとるに、ことならざるを以て、民を網すと云なり、

焉有仁人在位、罔民而可爲也、

仁君は民の父母たり、なんぞ民をあみすることをせん、

是故明君制民之產、

明君は、即仁君なり、民を愛するより仁と云、民のいたみを、てらし知るより明と云なり、民の產を制するは、即五畝の宅をあたへ、百畝の田をさづくるの類なり、

必使仰足以事父母、俯足以畜妻子、

上にあふぎては父母につかへ、下に俯しては妻子をやしなふにたり、老幼共に、飢寒をまぬかるゝぞ、

樂歲終身飽、

樂歲とは、たのしきとし、豐年を云なり、治まれる世には、十年に三年のたくはへあり、三十年に九年のたくはへある故に、大むね終身の飽と云なり、

凶年免於死亡、

賦稅をゆるくし、不足をたさるゝ故に、かくの如し、

然後驅而之善、

まづよく民を養ひて、然して後に、善をする方へかりやるぞ、

故民之從之也輕、

民善にしたがふことやすきなり、以上五段は、常の產

なり、天下の民其國の虐政にあひ、君をにくみて、あだせまく思ふ者は、みな王につげうつたへ、其罪をたゞして、己を救はんことをねがふ、

其若レ是、孰能禦レ之、

上に云所、みな天下の遠き者歸することとなり、然れば其近き者の服するは、云に及ばず、それかくの如くなれば民を保んじて王たるによりて、其功のなるいきほひ、たれかよくふせぎとゞむべき、大小强弱のあらそひは、論ずる所にあらず、蓋し民に殃して、欲する所を求むれば、つとめても得べからず、よく其本に反りて、仁政を行へば、欲する所、求めざれども、をのづから至る、首章と同じ意なり、

王曰、吾惛不レ能レ進二於是一矣、

惛と云に、二義をかぬ、知ることのにぶきは、昏昧なり、行ふことのおこたれるは、昏惰なり、われ昏なるによりて、仁政を行ふ處に、えすゝまずとなり、

願夫子輔二吾志一、明以敎レ我、

わが志の及ばざる所を、ひらきみちびきて、一々明に、その方法を示されよと、

我雖二不敏一、請嘗二試之一、

不敏とは、とからぬなり、これ師に業を請ふ謙辭なり、嘗試は、みなこゝろむる義、これをして見んとなり、

曰、無二恆產一而有二恆心一者、惟士爲レ能、

恆產とは、つねにさだまりたる、すぎはひなり、恆心とは、つねにある善心なり、士は學問して義理を知る故に、常の產業なしといへども、その常の志を、とりうしなはず、かゝることは、たゞ士たる者ばかりこそ能すれと、これをいひて、下文の民は然ることあたはざる意をおこせるなり、

若レ民則無二恆產一、因無二恆心一、

庶民は義理を知る者すくなき故に、士の如くなることあたはず、

苟無二恆心一、放辟邪侈、無レ不レ爲已、

海內之地、方千里者九、

四海の內の地を、古來九州にわきて、州ごとに四方一千里なり、

齊集有其一、

今齊の境內とりあつめて、方千里なれば、只九州の一つなり、

以一服八、何以異於鄒敵楚哉、

服は、制服して、われにしたがふる義なり、云意は、必まくべきとぞ、これ即後災なり、

蓋亦反其本矣、

盖と云も、亦發語の詞なり、本とは、仁政をさす、これ天下に王たるの本なればなり、王若く欲する所を得まく欲せば、本に反りて仁政を行へとなり、

今王發政施仁、

仁は、即忍びざるの心、政をおこし行ふは、仁をほどこすがためにして、其事は亦恩を用ひ、恩を推すにすぎず、

使天下仕者、皆欲立於王之朝、

此より下は、みな仁政を行ふ效をとく、天下の士の、君をとりて、仕んことを求る者は、みな王の朝廷にたてらまく欲す、

耕者皆欲耕於王之野、

これ農の歸するなり、

商賈皆欲藏於王之市、

商賈は、あきびとなり、ありきてうるを商と云、居てうるを賈と云、藏るとは、居ることなり、舊說には、貨物をおさめをく義なりと、

行旅皆欲出於王之塗、

道を行く旅人も、みな王の國の道路に出ゆかまく欲するなり、

天下之欲疾其君者、皆欲赴愬於王、

こゝに再天下を云こと、上文と類せざることなれば

を來朝せしめ、中夏の諸國に、君としのぞみ、四夷の人をも、なでやすんずるは、即これ覇王の業なり、宣王の大欲こゝにあり、

以若所爲、求若所欲、猶緣木而求魚也、

若所爲とは、若は、かくの如くなり、上文の兵を興し、士を危ぶめ、怨を結ぶのしわざを云、若所欲は、こゝに云覇王の業なり、緣木とは、木に附てのぼることなり、その必これを得まじきこと、水にすむ魚を木にのぼりて求るが如し、

王曰、若是其甚與、

わが求むることの利あらざること、かくの如くはなはだしきかと、

曰、殆有甚焉、

殆と云も、發語の詞なり、木によりて魚を求むるよりも、その不利なを甚しきことあり、

緣木求魚、雖不得魚無後災、以若所爲、求若所欲、盡心力而爲之、後必有災、

其なるまじきことをば、心を盡し、力をきはめて、あながちにこれをせば、後に必災難あるべきぞ、蓋し宣王いまだ其所爲を改めん意なき故に、後災を以て、これを警せり、

曰、可得聞與、

後の災ある故を、きかるべきかと、

曰、鄒人與楚人戰、則王以爲孰勝、

鄒は、小國、楚は、大國、

曰、楚人勝、曰、然則小固不可以敵大、寡固不可以敵衆、弱固不可以敵强、

國小きなれば、必人寡く、勢弱し、國大いなれば、必人衆く、勢强し、敵は、敵對なり、

王笑而不言、
其事甚大いにして、いひがたければなり、
曰、爲肥甘不足於口與、
肥甘とは、肉の肥たると、すべてあぢはひの甘き物を云、
輕煖不足於體與、
輕煖とは、かろくあたゝかなる衣なり、體は、身なり、
抑爲采色不足視於目與、
此と下との聲色は、上の衣食の類ならずして、又人の甚欲する所なる故に、語の端を改めて抑と云、彩色ととは、すべてうつくしき色を云なり、
聲音不足聽於耳與、
聲音とは、謳歌絲竹等のこえを云、
便嬖不足使令於前與、
便は、近習する義、嬖は、愛幸せらるゝ意なり、使令は、つかはしめなり、

王之諸臣、皆足以供之、而王豈爲是哉、
今王の諸臣、これらの事をば、みなとゝのへて、供るにたれり、しかるをいかに、なをこれがためなりとや、
曰、否、吾不爲是也、曰、然則王之所大欲可知已、
孟子宣王の大欲、すでに察識せりといへども、いひかねられたる故に、まづかろきことよりとひきはめて、こゝに至りて後、然らば其大欲のことしられたりと云ぞ、
欲辟土地、朝秦楚、莅中國、而撫四夷也、
土地とは、境地を云、朝とは、來りてまみゆるぞ、秦楚は、そのかみの大國なり、中國とは、華夏の地を云、四夷の中間にあればなり、四夷は、東夷西戎南蠻北狄、四方のえびすを云、齊の境地を推しひろげ、秦楚の君

物皆然、心爲甚、王請度之、

物皆然とは、凡物の輕重長短、必權度を用ひて後に、これを知るとなり、心爲甚とは、物は形ありて、見やすけれども、なを權度にあらざれば、其分量を知られず、心は形なくして、應事接物の萬變、最その輕重長短の宜を得がたし、況や物のたがひは、只その一事に害あり、心一つのたがふ時は、萬事みなたがふ、この故に、心の應接する所、これをはかるに、本然の權度を以てすべきこと、物をはかるよりも、甚き所あるなり、それ人の中心に、天理全くそなはれるは、これ本然の權度なり、物に應ずる時に、その當然の理を、審に察すは、これ本然の權度を用るなり、蓋し宣王恩禽獸に及べども、功百姓に至らざるは、その當然の宜を顚倒して、自これを知らぬなり、よりて孟子上文すでに其端をひらきて、こゝにをいて、王みづからはかりみんことを請へり、

抑王興甲兵、危士臣、構怨於諸侯、然後快於心與、

抑とは、語を發す詞なり、甲兵は、すべて兵器を云、士は、武士なり、臣とは、ひろく云、構怨とは、とりあひて、あだをなすことなり、快しとは、俗に氣味よしと云義なり、此三つは、みな民に殃するのことにして、觳觫の牛よりも、甚いたましく、忍びがたきことなり、されども王民を仁しむ心、かへりて物を愛れむよりも、輕く短き故は、此三つをすることの、心に快きによりてかと問ひて、王の自これをはからまく欲せり、

王曰、否、吾何快於是、

これ本然の權度のほろびざる所なり、

將以求吾所大欲也、

これを以て、わが大いに欲する所の事を、求めんとするが爲に、なをこれをするとぞ、蓋し孟子の問ふことに、快からぬは心の正き處なれども、欲にひかるゝ所ある故に、他事には明なれど、只此事にくらきぞ、

曰、王之所大欲、可得聞與、

これを聞くこと成るべきかと、

稱する謙辭なり、其身を以て、寡妻に法をなし、兄弟に及びて、それより、をして以て、家をとゝのへ、邦を治むとなり、

言舉斯心加諸彼而已、

詩の云所を釋して云く、わがこの仁心を以て、かれに施すばかりぞ、難きことなしとなり、

故推恩足以保四海、不推恩無以保妻子、

この故に人君、その恩愛の心を、推しひろむれば、四海の民をして保するにたれり、もし恩を推すことをせざれば、衆人そむき、親戚はなるゝ故に、妻子の至親といへども、これを保ぜられぬなり、

古之人所以大過人者無他焉、善推其所爲而已矣、

古人の人に超たるとは、先王の政、今の世の政にすぐれたることを云、所爲とは、仁道を行ふにつきて云、これを善く推すとは、まづ其親を親んじて、然して後に民を仁しむに及び、又其餘を推て、然して後に物を愛れむに及ぶ、みな其序にしたがひて、近きより以て遠く、易きより以て難きに及ぶを云、こればかりにて他の事なしとなり、

今恩足以及禽獸、而功不至於百姓者、獨何與、

ふたゝびこれを以て問へること、宣王をして、みづから其故をたづねて、これを改め、善く其恩を推さまく欲してなり、

權然後知輕重、

權とは、はかりのおもりなり、但こゝに權してと云は、權にて物をはかる義にとれり、凡そ物の輕く重きは權りて後に知るゝなり、

度然後知長短、

度は、丈尺等のものさしなり、こゝに度してと云は、亦度にて物をはかる義なり、物の長きと短きは、度りて後にしる、

異、
その形狀模樣の相異なること、いかやうのことを以てするぞと、蓋し爲す能はざるの意、上文すでに明なりといへども、宣王なをあたふまじき疑ある故に、又これをとへり、

曰、挾泰山以超北海、語人曰、我不能、是誠不能也、

泰山は、五嶽の東嶽なり、泰山北海、みな齊の近邊なる故に、目前のことをあげてたとへり、超とは、をどりてこすことを云、これ眞實にあたはざることなり、

爲長者折枝、語人曰、我不能、是不爲也、非不能也、

長者の命をうけて、木の枝を折ることは、いとやすきことなり、

故王之不王、非挾泰山以超北海之類也、王之不王、是折枝之類也、

やすきことにして、せざる類なり、

老吾老、以及人之老、

吾老とは、わが父兄なり、これを老とすとは、老者につかふる道を以て、これにつかふるなり、及人之老とは、其心を推して、以て人の父兄に及ぼすなり。

幼吾幼、以及人之幼、

吾幼とは、わが子弟なり、これを幼とすは、幼者をやしなふ道を以て、これをやしなふなり、餘は上に同じ、

天下可運於掌、

甚やすきことを云、其原わが身よりいで、わが家よりをしひろむる故に、かくの如くなり、

詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦、

詩は、大雅思齊の篇の詞、寡妻は、寡德の妻、わが妻を

宣王仁心民に及ぶ所ふさがりて、ふかくこれをはゞがれるが故に、まづたとへをあげて、擴充することのやすきことをいへり、百鈞は、三千斤なり、甚重し、鳥の羽一枚は、甚輕し、わが力百鈞をあぐるにたれども今一羽をあぐることあたはずと云ぞ、

明足以察秋毫之末、而不見輿薪、

明は、眼力なり、秋毫の末とは、獸の毛秋に至りて、其末とぎたるを云、これ甚小にして見がたし、輿につみたる薪は、甚大にして見やすし、句義は上に同じ、

則王許之乎、曰、否、

許すとは、同心する義なり、否とは、許すまじとぞ、

今恩足以及禽獸、而功不至於百姓者、獨何與、

此より又孟子の言なり、それ人は萬物にすぐれて、貴ぶべく、又人と人とは、同類にして相親し、この故に、惻隱の情發すること、民のためには切にして、物のためにはゆるし、仁道をほどこすこゝろばせ、民を仁しむことは易く、物を愛れむことは難し、然るに王牛を殺すに忍びざれば、恩愛禽獸に及ぶにたれり、されども其功をあらはすこと、かへりて百姓を保するかたに至らず、その難易上のたとへと相そむけるは、とりわき何ぞやと、蓋し宣王いまだよく物を愛する君にあらざれども、此一端につきて、開き喩さんために、かくいへるなり、

然則一羽之不擧、爲不用力焉、

これ力たらざるにはあらず、力を用ひざるが故なり、

輿薪之不見、爲不用明焉、百姓之不見保、爲不用恩焉、

句義並に上に同じ、

故王之不王、不爲也、非不能也、

王たらん道を行はざるなり、王たることあたはざるにはあらず、

曰、不爲者、與不能者之形、何以

りて、其生を見る者の死を見ず、其聲をきく者の肉を食はず、よりて凡そ仁心の發する所、とげ行はれずと云ことなし、これあらかじめ、仁心を養ひたつる道なり、もしその殺すべき者といへども、みづから殺してなれそむ時は、後にはたゞ禽獸のみならず、人を刑することをも、いたむことなくしてこれを好む心出來る、これはあらかじめ仁心をたちほろぼすの道なり、

王說曰、

宣王孟子の說によりて、前日の忍びざる心、またきざしける故に、察識の端ひらけて、これをよろこべり、蓋し其時此心とげ行はれける故に、再きざすことやすきなり、

詩云、他人有心、予忖度之、夫子之謂也、

詩は、小雅巧言の篇の詞なり、夫子とは、大夫の稱、これ孟子をたふとびていへり、詩に他人心ありて、自知らざるをば、われこれをはかり知ると云はこれ夫子のことなりと、

夫我乃行之、反而求之、不得吾心、

反てとは、身に反りてぞ、吾心は、即忍ひざるの心なり、

夫子言之、於我心有戚戚焉、

戚々とは、心うごきて、いためる貌なり、夫子わがために、開き示せるによりて、前日の心、また戚々として、うごけりと、これ此心もとよりわれにありて、外より得るにあらざることを知れり、

此心之所以合於王者何也、

宣王察識の端ひらけたりといへども、なほいまだみづからその本心の仁に反り、これを推しひろめて、四海を保ずるの道をしらず、よりて又これをとへり、王とは、王道なり、宣王此一句、問ひ得て最緊切なり、よりて孟子下文に擴充の方を、詳にとけり、

曰、有復於王者曰、吾力足以擧百鈞、而不足以擧一羽、

すは、何ぞこれに易るに羊を以てせん、百姓われをおしめりと云こと、宜なるかなと、一説に、わが心は、其財をおしむにあらざれども、しかも小を以て大にかへたれば、百姓のそしり宜なりと、蓋し宣王察識の端ひらけざる故に、わが心を明して、百姓のそしりを、とくことあたはざるなり、

曰、無傷也、是乃仁術也、見牛未見羊也、

術とは、法の巧なる者を云、凡そ事處置し難き處あれば、たくみなる方便ありて、よくこれを處し得るなり、孟子王のために、其本心をさし示して云く、百姓のそしりあれども、害をなすことなし、これすなはち仁の術なり、いかんとなれば、其時たゞ牛の死ををそるゝを見て、いまだ羊の死ををそるゝを見ざればぞと、蓋し牛の死に忍びざる心發すれども、ついにこれを殺せば、則其心たえほろびて、行はれず、又牛を殺さずして、血祭をすつれば、なを此牛殺すべき義かと疑ふ故に、亦此心こゝろよく行はれず、こゝにをいて、其いまだ見ざりし羊を、かへて用る時は、血祭をもすてずして、牛に忍びざりつる心、全く遂げ行はる、これその仁を行ふ術とする故なり、されども宣王そのかみよく此術を行へるにあらず、其處置たま〳〵これにあへるなり、

君子之於禽獸也、見其生、不忍見其死、聞其聲、不忍食其肉、是以君子遠庖廚也、

庖は、くりや、廚は、その屋なり、一説に、庖は、牲をさく所、廚は、これを烹る所なり、此段君子あらかじめ、仁心を養ふの道あることをときて、上文の意を明せり、蓋し人の禽獸にをける、其類ことなりといへども、同じく其生を天にうく、よりて生きたるを見る者の、その死せるを見るに忍びず、その殺さるゝ時、かなしみなく聲をきけば、其肉を食ふに忍びず、されども牲肉を以て、祭祀に奉じ、賓客を饗し、老者を養ふことは、天の命ずる所なれば、人私にすつることあたはず、こゝを以て、その居る所、つねに庖廚に遠ざか

察識をひらかんために、これを云ならん、

王曰、然、誠有百姓者、

宣王孟子のあぐる、百姓の言をうけて云、それかくの如し、われ羊を以て牛にかへたるは、その事跡おしめるに似たり、まことに百姓のそしるやうなる所ありと、

齊國雖褊小、吾何愛一牛、

褊は、せばきなり、齊は小國なれども、何ぞ牛一つをおしまん、

即不忍其觳觫、若無罪而就死地、故以羊易之也、

わが心はまことにかくの如くなりつると、

曰、王無異於百姓之以王爲愛也、

宣王たゞ百姓のそしりをとくばかりにて、いまだ察識の端ひらけず、自その不忍の本心を求ることを、知らざるによりて、此より下、難問をまうけて、これをなじれり、

以小易大、彼惡知之、

羊の小を以て、牛の大にかへたれば、おしめりとせざらんや、彼百姓、いづくんぞ其不忍の心に出ることを知らん、

王若隱其無罪而就死地、則牛羊何擇焉、

王笑曰、是誠何心哉、

何ぞ牛羊をわきて、牛には忍びず、羊には忍べる、宣王孟子の難問につまりて、自笑ひて、われ其時いかやうの心にてありしと疑へり、

我非愛其財、而易之以羊也、宜乎百姓之謂我愛也、

財とは、すべて用に使ひて、益にたつ者を云、よりて牛をも財と云なり、云意は、われ其財をおしむにあら

者、王見之曰、牛何之、對曰、將以釁鐘、

これ牛をひく者のこたへなり、釁とは、古に廟宇并に器物の成れる時は、牲を殺し、其血をぬりて、いはひ祭る禮あり、其すきまをぬりふさぎて、わざはひをふせぐと云義にとれり、生物を用ること、生氣をかりて、其物を神靈にするとなり、

王曰、舍之、

これを殺すことをやめよとなり、

吾不忍其觳觫、若無罪而就死地、

觳觫とは、牛の死ををそる貌なり、此牛ころされんとすることを知りて、わがつみなきを、死する處にひかれゆくが如く、をそれかなしむかたちを、見るにしのびずとなり、

對曰、然則廢釁鐘與、

鐘に血ぬるの禮をすてんかと、

曰、何可廢也、以羊易之、

羊を以て牛にかへよと、

不識有諸、

此ことありしや否や、しらずいかんとなり、

曰、有之、曰、是心足以王矣、

宣王牛の觳觫たるを見て、殺すに忍びざるは、即これ惻隱の心にして、仁の端なり、よくこれををしひろめて其本量にみつれば、以て四海の民を保ずべし、よりて云く、この心以て王たるに足れりと云、王此心を察識て、擴充てまく欲してなり、

百姓皆以王爲愛也、臣固知王之不忍也、

百姓とは、民を云、民、王の羊を以てかへられしをききて、これは牛をおしみてのことなりと思へり、されどもわれはもとより、これ王の忍びざる心なることを知れりと、民必しも此言あらざるべけれども、王の

會盟を主り、號令を行ふ君あれば、これを覇と云なり、事とは、覇業を經營するの事なり、宣王桓文の功をなさんの志ある故に、これをとへるなり、

孟子對曰、仲尼之徒、無道桓文之事者、是以後世無傳焉、臣未之聞也、

徒は、ともがらなり、臣とは、孟子みづから稱していへり、孔門には、王をたつとび、覇をいやしむ故に、聖學を講ずるともがらは、覇業を云ことをはづ、こゝを以て、後世かたりつたふることなくして、われいまだこれをきかずとなり、

無以則王乎、

必いかやうにも、いはせまくほしくて、やみ玉はずば、覇業をさしをきて、天下に王たる道を、語り申さんかとぞ、

曰、德何如則可以王矣、

いかやうの德ある人にして、よく王たることを得べきぞと、

曰、保民而王、莫之能禦也、

保すとは、愛してまぼりやしなふ意、即民に父母たるの道なり、此德を以て王とならば、其功の成るいきほひ、ふせぎとめらるまじきとぞ、

曰、若寡人者、可以保民乎哉、

宣王其德の及びがたからんを、はゞかりてとへり、

曰、可、

民を保せらるべしとなり、

曰、何由知吾可也、

何によりてか、わが民を保せらるべきことを知れるぞと、

曰、臣聞之胡齕曰、

胡齕は、齊の臣なり、孟子その語りしことをあげて、宣王にとへり、

王坐於堂上、有牽牛而過堂下、

たるが如し、

如有不嗜殺人者、則天下之民、皆引領而望之矣、

此時にあたりて、殺をこのまざる君、いで來ることあらば、旱に雲おこり、雨ふらんとするが如し、天下の民、はやくわれをすくはんことをねがひて、みな其頸をのべて、まちのぞむべきぞ、

誠如是也、民歸之由水之就下、沛然誰能禦之、

句義みな上に同じ、此沛然は、民の歸するいきほひを云〇それ人を愛し、物を利するは、即天地生物の德にして、人の仁心なり、人みな此德によりて生れ、みな此心をそなへたる故に、生を好み死をにくまずと云者なし、人君天に代て、民をおさむるも、その生育をとげしむるを以て本とす、況や天下虐政兵爭によりて、民其生をたもちがたきの時、もし生を好て、殺を好まざる君あらば、誰かこれに歸せざる者あらん、然るにそのかみ戰國、七雄相あらそふ間に、よく天下を一に合せたる者は、暴虐第一の秦なり、これ孟子の言、信ずるに足らざるが如し、されども始皇が猛威の盛なる、其勢に乘して、一時を制伏すといへども、その殺を好むことやまず、二世に及びて、即ほろびたり、此時漢の高祖、關中に入るはじめに、秦の苛法をのぞきすて、唯三章を約して、天下を定められたり、然れば秦の混一しけるは、唯これ漢のために、紛亂をかりはらひたるのみなるが如し、其後唐の太宗隋の後をうけ、宗の太祖五代の後をうけたるも、亦かくの如し、皆これ殺を好まざるの君なり、其間に殺を好みたる君あれば、其末みな永からずしてほろびたり、聖賢の格言、豈信ならざることあらんや、

〇齊宣王問曰、齊桓晉文之事、可得聞乎、

齊の宣王名は辟彊、これ戰國の諸侯、みづから僭稱して王と云なり、齊の桓公晉の文公は、みな春秋の時、諸侯の覇となれる人なり、そのかみ王威おとろへたる故に、諸侯によく天子ををしたてゝ、列國を制服し、

襄王又とふ、諸國君德兵力、大やう相ひとし、然ればたれかよく一つに合す者あらんと、

對曰、不嗜殺人者能一之、

嗜とは、好みて甘んずる義なり、人を殺すことを、このまざる君あらば、よくこれを一つにせんとぞ、蓋し人を殺すと云は、兵戰して敵を殺すのみならず、刑をからくし、税をおもくして、民の死をいたまざる類も、みなこれなり、

孰能與之、

襄王又とふ、人を殺すことを嗜まざる君ありとも、たれかよく與して、これに歸する者あらんと、

對曰、天下莫不與也、

一國二國のみならず、天下の人これに歸せずと云ことなかるべきぞ、これ理勢の必然なり、時勢も亦なを以てかくの如きぞ、

王知夫苗乎、

此より天下仁君に歸するの理を、譬をあげてとけり、云意は、王かの苗のおひたつありさまを、知れるかと、

七八月之間旱、則苗槁矣、

周の七八月は、今の夏正の五六月なり、

天油然作雲、沛然下雨、則苗浡然興之矣、

油然とは、雲の盛なる貌、沛然とは、雨の盛なる貌、浡然とは、おきあがる貌なり、

其如是、孰能禦之、

かの苗の浡興するいきほひ、かくの如くなれば、たれかよくふせぎとゞむべきぞ、

今夫天下之人牧、未有不嗜殺人者也、

人牧とは、牧はやしなふなり、すべて民に君たる人を云、今天下の君に、殺をこのまざる人、いまだこれあらずして、民うれへいためること、なを苗の旱にかれ

が如し、皆其上をうらみて、仁君に歸せんことをねがふ、此時に、王その君を尊び上に親むの民をひきゐゆきて、かの君の罪をたゞさば、誰か敢て王に敵なす者あらん、兵を勞せずして、皆王に從ふべしとなり、

故曰仁者無敵、王請勿疑、

仁者は敵なしとは、古語なるべし、孟子これを引き、上文を證して、云意はわれ百里にして王たるべしと云は、これを以てなり、これすなはち必然の道理なるを、事情に迂濶なりとして、うたがはるゝことなかれとなり、

○孟子見梁襄王、

襄王は、惠王の子、名は赫、惠王卒して、其位をつぐ、孟子はじめて相見せられたるぞ、

出語人曰、

襄王と對接問答の本末、君德世道にあづかる所、小きならざるを以て、退出の時、人に示せり、

望之不似人君、

はじめて入て望み見るに、其儀貌たつとからずして、人君に似ず、

就之而不見所畏焉、

ちかくこれに就けども、おそるべき威光なきぞ、

卒然問曰、

其容の威儀なきのみならず、其辭も亦卒然として、にはかにいそがはし、蓋し容貌辭氣は、心德の符驗なり、外にあらはるゝ所、かくの如くなれば、其內の存する所、をして知られたり、とかく人君たるべき人と見えざるぞ、

天下惡乎定、

今天下國々相あらそふ、いかやうになりてか、此亂しづまるべしとなり、

吾對曰、定于一、

必一つになり合ひて、然して後にしづまるべしとぞ、

孰能一之、

耨ることもこなく／＼しく、家々衣食たりて、父母妻子を養ふことを得るなり、

壯者以暇日、修其孝悌忠信、

壯者とは、壯はさかんなるぞ、年わかくして、氣力のさかんなる者を云、暇日は、ひまある時を云、忠とは、わが心をつくして、のこさゞる義なり、信とは、言行みなまことありて、思ふ所とたがはざる義なり、民すでに其所を得る時は、農事の外に、又いとまありて、孝悌忠信の禮義を、おさめ行ふことをつとむるなり、

入以事其父兄、出以事其長上、

長管はつかさ、上は、君を云、民すでに孝悌忠信を修る時は、則内に入りては、よくその父兄につかへ、外に出ては、よくその君長につかふ、これみな仁政の化する所なり、

可使制梃以撻秦楚之堅甲利兵矣、

堅甲は、かたきよろひ、利兵は、とぎりたるやいばなり、民の壯者よく君長につかふる道を知る時は、上の事ある時にのぞんで、難におもむき、死をわするゝ忠義あり、よりて梃をつくりもちても、秦楚の强敵を畏れずして、うちかゝることを、せしむべきぞ、

彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母、父母凍餓、兄弟妻子離散、

此より下、今仁政を行ふ君の王たるべき故をとく、彼とは、敵國をさす、凍餓はこゞえうゝるなり、離散は、はなれちるなり、今かの敵國には、民の農時をむばひて、他事に役す、よりて耕耨に力をつくし、衣食を足して、以てその父母を養ふことを得ず、父母もうへこゞゆるに至り、兄弟妻子も皆ちり／＼に、なりゆくなり、

彼陷溺其民、王往而征之、夫誰與王敵、

敵國の虐政、民をおとし阱に陷しいれ、水中に溺らす

云、

及寡人之身、

惠王は、斯が孫なり、

東敗於齊、長子死焉、

惠王三十年、齊とたゝかひにまけて、太子申いけどられて死す、

西喪地於秦七百里、

たび／＼地を秦にきりとられたるぞ、

南辱於楚、

又楚に七邑をとられたり、

寡人恥之、願比死者一洒之、

死者とは、祖考をさして云、先人のために、一たび其恥をすゝがんと願ふぞ、

如之何則可、

いかようにしてか、此願ひをとぐべきとなり、

孟子對曰、地方百里而可以王、

方百里の小國を以てだも、よく仁政を行ふ時は、天下の民これに歸して、王たるべし、王たる時は、諸侯みな臣服す、區々として怨をむくふることは、云にたらず、況や今方千里をたもてる梁にしてをやと、

王如施仁政於民、

仁政のこと、下文にあり、

省刑罰、

省くは、すくなくする義なり、唯これ刑罰その罪にあたりて、みだりならざることを云、

薄稅斂、

稅斂は、みなおさめとる義なり、田里山川よりとり入るゝ賦稅の類を云、これを薄くすとは、唯先王の法の外にとらぬぞ、刑を省き、稅を薄くするは、仁政の大目なり、

深耕易耨、

易しくとは、こなるゝ義なり、上の仁政によりて、民みな農作に力を盡すことを得て、耕すこともふかく、

仲尼曰、始作俑者、其無後乎、爲其象人而用之也、

俑とは、葬禮に木にて人形をつくり、亡者の供奉にそなへて、したがへ葬るを云、上古には草にてこれをつくり、かたばかりにして用ふ、これを芻靈と云、中古より俑をつくりて、面目あり、うごきはたらくやうにして用ひたり、よりて孔子その不仁をにくみて、此俑つくりはじめたる者、あとたえてなかるべしとの玉へり、これ其はなはだ人に象り似せて、用ひたるが故なり、

如之何其使斯民飢而死也、

聖人人に象りて用るをだに、にくめるを、いかんぞまことの人を餓死せしむるにしのびんやと、蓋し仁政の大要、上章すでに明に告たり、今惠王の急とする所、その虐政をのぞくにあり、よりて民の父母たるを以て、その良心をうごかし、俑つくる者の後なきを以て、其むくひを警せるなり、○それ木偶を以て、人に象りてうづむをしも、なをこれを不仁とす、況や虐政を以て、民を餓死せしめんや、又況んや獸をひきゐて、人をはましむることをせんや、季氏おもへらく、人に君たる者、まことにいまだかつて、獸をひきゐて人をはましむるの心あらず、然れども一己の私欲にしたがひて、其民をめぐまざる時は、其ながれのついえ、必こゝに至るなり、よりて民の父母たるを以てこれに告ぐ、それ父母の子にをける、これがために利につけ害をさくること、しばらくも心にわすれず、何ぞこれを視ること、牛馬犬豕にだも、しかざるに至らんや、然れば、虐政を行ふ君、そのまどへることはなはだし、

○梁惠王曰、晉國天下莫強焉、叟之所知也、

魏氏韓氏趙氏は、もと晉の大夫家なり、戰國のはじめに、魏斯韓虔趙籍ならび立て諸侯となり、ついに晉をほろぼして、共に其地をわけとる、これを三晉と云、よりて惠王なを魏を稱して晉と云なり、三晉の中にも、魏は大國なる故に、天下これより強きはなしと

惠王、孟子上章の說をきゝ入れて、いよ〳〵其言をつくさせまく思へるによりて、かくいへり、願くは意をしづめ安んじて、敎をよくきゝうけんとなり、

孟子對曰、殺人以梃與刃、有以異乎、

人を殺すに、梃にてうちころすと、刃にてきりころすとに、以て異なるべきやうありやと、

曰、無以異也、

惠王のこたへなり、

以刃與政、有以異乎、曰、無以異也、

是又孟子とふて、惠王こたへり、政とは、虐政を以て人を餓死せしむるに就て云、此段は上章歲の凶と、兵の人を殺すと云意をうけて、をしひろめいへるなり、

曰、庖有肥肉、廐有肥馬、民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也、

民の賦稅をおもくおさめて、けものをかひあかしむる故に、庖には肥たる牲肉あり、廐には肥たる乘馬ありて、民には飢たる顏色あり、野には餓死したる者あり、これほとんど獸をひきゐ、かりかけて、人をはみくらはしむると云者なり、此段も上章獸人の食をはみ、塗に餓莩ありと云意をうけて、をしきはめいへるなり、

獸相食且人惡之、

獸の獸をとりくらふを見ても、人なをこれをにくめり、

爲民父母行政、不免於率獸而食人、惡在其爲民父母也、

人君は、天命をうけて、民を愛養する人なるを以て、稱して民の父母と云なり、今民の父母となりて、民を養ふ政を行ひながら、なを獸をひきゐて、人をはましむるの弊あることを免れずば、その民の父母たる所、いづくにあるぞとなり、

と、蓋し少壯の人、帛をき肉をくらはずといへども、黎民も亦すべて飢寒をまぬかるゝことを得るなり、上文雞豚狗彘以下の段々は、これ井田ひとしくして、田をうけざるの家なく、學校なりて、教をうけざるの人なく、天下の民、老少をの〳〵其所を得、裁成輔相の功をきはめつくして、王道の成れる者なり、かくの如くにして、天下に王たらざる者は、いまだかつてあらざるなり、

狗彘食人食、而不知檢、

此より以下は、惠王を責る詞なり、檢は、制なり、狗彘をこやさんために、常に人の食をはむことを得せしめ、これを制禁して、民のために其食をおしみたくはふることをせず、

塗有餓莩、而不知發、

餓莩とは、餓死の人なり、凶歲にあふて、道路に餓莩あれども、倉廩をひらきて、これをすくふことをせず、

人死、則曰、非我也、歲也、

人餓死する時は、これわがしわざにあらず、歲の凶荒なるが故なりと云、蓋し惠王民に田業をさづくることをせざるのみならず、又民食のついゆることを禁ぜず、凶歲に餓莩あれども、倉ひらきてすくふことをせずして、其罪を歲の凶なるに歸す、然ればかの移せる所の粟も、只これ民間の粟ならくのみ、

是何異於刺人而殺之、曰非我也兵也、

民の餓死するをば、歲の凶なる故として、自責ることを知らざるは、これ兵刄をとり、人をさしころして、わがしわざにはあらず、兵の所爲なりと云に、何ぞことならんや、

王無罪歲、斯天下之民至焉、

王、民の死を以て、歲をつみすることなくば、必自かへり求めて、王道を行ふことを知るべし、然らば則ち天下の民、みなしたひて至るべきぞ、鄰國より多きのみならじとなり、

○梁惠王曰、寡人願安承教、

者可以食肉矣、

雞は、にはとり、豚は、ゐのこ、狗は、いぬ、彘は、めゐなり、これを畜ひをきて、食肉の用にそなふ、無失其時とは、もやして多く飼ひ出さんために、その子をはらみうむ時をさけて、これをあやまたざるを云、月令に、孟春犧牲に牝を用ることなかれと云の類なり、人七十にしては、肉にあらざれば、あきたらず、いまだ七十ならざる者はこれを食ふことを得ざるなり、

百畝之田、勿奪其時、數口之家、可以無飢矣、

百畝は、大樣此方の一町餘にして、一家のうけつくる所なり、勿奪其時と云も亦農時を奪ひて、公役に用ひざることなり、但上にはしばらくその時に順ひて、たがはざることを云、こゝにはその法制をたて定むることを云なり、數口の家とは、即百畝をうくる一夫のやしなふ所、老少共に五口七口等の家を云、その農時に力をつくすことを得る故に、みな飢ることなし、

謹庠序之敎、申之以孝悌之義、頒白者不負戴於道路矣、

庠序は、みなさと學校の名、庠は小にして、一里の中にあり、序は大にして、一郷の總學なり、よく父母に事るを孝と云、よく兄長に事るを悌と云、頒白とは、頒はわきついでたる義なり、老人の頭、半黑白なるを云、それ民衣食たらざる時は、禮義を治るにいとまあらず、されど又食にあき、衣をあたゝかにきて、敎へざれば、禽獸にちかし、よりて學校をまうけ、つゝしんでこれに五倫の道六藝の文を敎ふ、中にも孝悌をおもんじて、其敎をかさぬ、よりて人みな親を愛し、長を敬することを知て、その勞役にかはるを以て、頒白の者道路に荷を負ひ戴けるなし、

七十者衣帛食肉、黎民不飢不寒、然而不王者、未之有也、

帛をき肉を食ふに、只七十の者を云は、おもきをあげて、かろきを兼るなり、黎民とは、黎はくろきぞ、髮の黑き人と云義なり、秦の世に民を稱して黔首と云が如し、一說に、黎は、もろ〳〵なり、衆民と云義なり

云、古の法、網の目を四寸にあむ、魚尺にみたざれば、市にうることを得ず、人くらふことを得ず、洿池は、みないけ、地のをのづからくぼかにして、水のたまれるを洿と云、人のほりつくりたるを池と云、

斧斤以時入山林、材木不可勝用也、

斧斤は、みなをのなり、大を斧と云、小を斤と云、古の法、艸木葉おちて後、山林に斧斤を入れて、材木をきる、凡そ山林川澤の利、みな民とこれを共にし、只かきをかこひ、守りをすへて、そのとるべき時ならずしてとることを禁止す、

穀與魚鼈不可勝食、材木不可勝用、是使民養生喪死無憾也、

喪は、祭をかねて云、穀と魚鼈は、生を養ひ、死を祭るの飲食に用ふ、材木は、生に奉ずるの宮室、死を送るの棺槨に用ふ、みなこれ人生の急にする所なるを、今みな多くして、死生の用共に足る時は、少も、のこり多き憾なし、

養生喪死無憾、王道之始也、

それ王道は、民の心を得るを以て本とす、上文農時にたがはざる以下の三條は、王者治道を行ふの外、法制いまだ備はらず、只天地自然の利によりて、これをそだて、これをおしみ、民の急用を足して、其心を得るのことなり、

五畝之宅樹之以桑、五十者可以衣帛矣、

畝はうねなり、此方に一畝と云が如し、凡そ民の宅、五畝の内、二畝半は田にあり、春より出てこれに居す、二畝半は邑にありて、冬はこれに入る、其墻下にみな桑をうへて、蠶をかひ、帛ををり出す、人五十にして、はじめておとろふ、帛にあらざれば、あたゝかならざる故に、これをきる、いまだ五十ならざる者はきることを得ざるなり、蓋し桑と麻と同くうへ、麻は布にして、少者の服とす、されども仁政は、老者をおもんずる故に、こゝには麻を略していはぬなり、

雞豚狗彘之畜、無失其時、七十

き數を加へず、わが民の多き數を加へざること、何故ぞと、

孟子對曰、王好戰、請以戰喩、

請とは、うやまひてうかゞふ詞なり、

塡然鼓之、兵刃既接、棄甲曳兵而走、或百步而後止、或五十步而後止、以五十步笑百步、則何如、

塡は、太鼓の音なり、凡そ兵を用るには、皷を以てすゝめ、金を以て退く、兵刃とは、兵は武具の總名、刃は、やいばなり、劔戟の類を以て云、甲は、よろひなり、止るとは、ふみとむるなり、

曰、不可、直不百步耳、是亦走也、

不可とは、五十步を以て、百步を笑はれざるとなり、

曰、王如知此、則無望民之多於隣國也、

民を移し粟を移すは、凶年にすたれざる政なりといへども、これを王者の大道行ひて、民を敎養するに比すれば、只小しきなる惠なり、そのかみの諸侯、みな王道を行ふことあたはず、惠王ひとり小惠を行ふを以て民の鄰國より多からまく欲す、もしそれ五十步の百步をわらはれざることを知らば、これを望むことなかれとぞ、

不違農時、穀不可勝食也、

此より下は王道をとく、農時とは、春耕し、夏耘り、秋收るの時を云、凡そ民を用ひて事をなすに、此三つの農時にたがはず、冬に至りて乃つかふなり、穀は、五穀なり、不可勝食とは、その多きことを云、一々擧てくひつくされぬとぞ、下の不可勝用も義同じ、

數罟不入洿池、魚鼈不可勝食也、

數は、きびしき義、罟は、網なり、目のつみたるあみを

樂をきはむ、人これをあやぶみければ云く、吾天下をたもつこと、天の日あるが如し、日もし亡ぶることあらば、吾すなはちほろびなんと、民これをにくみける故に、日を樂と見て、これをさしいへらく、此日いづれの時かほろぶべき、もしそれほろぶることあらば、我むしろ共に亡びんと、かれがほろびまく欲することの甚きこと、かくの如し、

民欲與之偕亡、雖有臺池鳥獸、豈能獨樂哉、

孟子書の詞につきて云く、人君ひとり樂んで、民をめぐまず、民君をにくみて、共にほろびまく欲するに至らば、臺池鳥獸ありといふとも、豈よくひとり其樂を保つことを得んやと、これ不賢者は、これありといへども樂まずと云者なり、

○梁惠王曰、寡人之於國也、盡心焉耳矣、

寡人とは、德の寡き人とぞ、これ諸侯自稱する、謙退の詞なり、蓋し惠王孟子にあひて、その民をめぐむに心を盡せることを、自贊していへり、其事は下に見えたり、

河內凶、則移其民於河東、移其粟於河內、

河內河東は、みな魏の地の名、河は黃河なり、凶とは、米穀のみのらざるを云、粟は、米なり、河內凶なる時は、其民を河東に移して食につけ、河東の米を河內に移してその老幼の移ることあたはざる者に給す、

河東凶亦然、

亦河內の凶なる時の如くす、

察隣國之政、無如寡人之用心者、隣國之民不加少、寡人之民不加多何也、

鄰國の政をみるに、その民のために心を用ること、吾が如くならねば、わが民はまして、鄰國の民はへるべきことなるに、みな本分のまゝにて、外にかの民の少

王在靈囿、麀鹿攸伏、

靈囿とは、靈臺の下にある囿を云、樹木をうへ、禽獸を飼ふ處なり、麀鹿は、めかなり、文王靈囿にあそびています時、麀鹿の類、其所に安んじけるを以て、囿をふしどゝして、おどろかぬなり、

麀鹿濯濯、白鳥鶴鶴、

濯々とは、こえてうるはしき貌なり、白鳥とは、鵝鵠などの色白き鳥を云、鶴々とは、いさぎよく白き貌なり、

王在靈沼、於牣魚躍、

靈沼とは、靈囿の中にある沼を云、於とは、ほめなげく詞、魚さかんにみちて、はねおどるとぞ、

文王以民力爲臺爲沼、而民歡樂之、

此より下は、孟子詩の意をのべとく、文王民力を勞して、臺池をつくれども、民其事をば、歡び樂みて、子の如く來りて、すみやかに成せり、

謂其臺曰靈臺、謂其沼曰靈沼、

臺池不日にして成ること、神靈のしわざの如くなる故に、民又これに美名を加へて、靈臺靈沼と云、

樂其有麋鹿魚鼈、

民又その禽獸魚鼈あるを樂むこと、上の段に云所の如し、此二段も、亦民の歡樂によりて、かくの如くなり、

古之人與民偕樂、故能樂也、

古の人とは、亦文王をさしいへども、今の人君、古人にしかざる意を、示さんがために、かくいへるなり、蓋し文王平日民を愛すること深くして、只民の樂む所をば、亦共にこれを樂む、よりて今此臺池苑囿つくることをも、民これを樂んで、文王もよく此樂を享ることを得たり、これ賢者にして而して後にこれを樂むと云者なり、

湯誓曰、時日害喪、予及女偕亡、

湯誓は、商書の篇の名、夏桀暴虐をなして、ひとり其

さけ利におもむくばかりなるは、これ便利功利の利なり、害すでに其利の内に伏して、これをのがるゝことを得がたし、惠王の利は此類なり、それ義利の辨は、治道學術の大關節なるを以て、此書の初に、くれ〲此事をとけるなり、

○孟子見梁惠王、王立於沼上、顧鴻鴈麋鹿曰、賢者亦樂此乎、

鴻は、鴈の類にして、大なる者なり、麋は、鹿の類にして、大なる者なり、惠王すでに孟子と相見するの後、園池の間につれだち遊び、その飼ひをける鳥獸をかへりみて云く、賢者も亦これを樂とするかと、賢者とは、賢君を以て云、蓋しみづからその遊樂をはづる意あり、

孟子對曰、賢者而後樂此、不賢者、雖有此不樂也、

此段上の句を主とす、下の句は上をうらがへして、其意を足せり、云意は、賢者にして後にこそ、これをたのしめ、不賢者は、これありといへども、樂むことを得ずと、これ亦一章の大旨なり、凡そ聖賢人に告るに、法語の言あり、正しくむかひいふ、上章の如きこれなり、巽與の言あり、したがひてみちびく、此章の如きこれなり、孟子そのかみ人君に告るも、大抵此二法にすぎず、

詩云、經始靈臺、經之營之、

詩は、太雅靈臺の篇の詞なり、靈臺とは、文王の臺の名、これを經始すとは、その地形をはかりはじむるなり、營むとは、工作に心をくばり、手をまはすことを云、

庶民攻之、不日成之、

庶民は、もろ〲のたみ、不日とは、日をへずと云義なり、庶民役につき、其事をおさめて、すみやかに成就しけり、

經始勿亟、庶民子來、

經始の時、すみやにすることなかれと、戒令ありしかども、子として父の事におもむくが如くに、庶民來りて、其役をとれり、

られぬなり、後にすとは、ゆるがせにするを云、先にすとは、急にするを云、もし下たる者、上にならひて、義をゆるがせにして、利に急なれば、はてには君を弑して、其ある所を、こと〴〵くむばひとるにあらざれば、なを心にあきたらず、よりて弑逆のわざはひ、必出來るなり、こゝには利に對して、義ばかりをいへども、仁も亦その中にありと知るべし、

未有仁而遺其親者也、未有義而後其君者也、

これ仁義にをのづから利あることをいひて、上文亦仁義あるのみの意を明す、遺るとは、すつる義なり、それ仁義は德性の大端にして、仁の道は、親を愛するより切なるはなし、義の道は、君を尊ぶより大いなるはなし、而して忠孝は亦一理なり、この故に、君みづから仁義を行ひて、利を求むるの心なき時は、下みなこれに化す、すでに仁義の俗をなす時は、君をゆるがせにし、親をすつる者あること、いまだかつて其ためしあらず、弑逆のわざはひ、いづれの處よりかおこらん、これ上仁義をこのむのさいはひ、亦ついに上の人に歸するなり、

王亦曰仁義而已矣、何必曰利、

かさねてこれをいひて、上文の意をひきむすべり、云意は上に云段々の如くなれば、王亦仁義をいはんのみこそはあれ、なんぞ必しも利をいはんやと、○それ仁義は、人心のもとよりある所に根ざす、これ天理の公なり、利心は人我のへだゝれる間に生ず、これ人欲の私なり、天理にしたがふ時は、利を求めざれども、をのづから利あらずと云ことなし、人欲にしたがふ時は、利を求めていまだ得ざるに、害すでにこれにしたがふ、毫釐の差ひ、千里のあやまりと云はこれなり、孟子の書、最初にこれを論ずるは、深き意あり、學者精くみそなはして、明にわきまふべき所なり、又按ずるに、凡そ利と云は、義に對するの名なり、されども利に兩樣あり、順利の利は、即義の和する處、その利則利にしたがふ、よりて事義にかなふ時は、順利ならずと云となし、たとひ其事成らざれども、義は亨りて、理をさまたげざる故に、これも亦順利に歸す、孟子の云所これなり、もし義を外にして、ひたすら害を

の大旨なり、下文みな此意を詳にす、此書の章例、おほむねかくの如し、凡そ仁と云は、人心全體の德にして、物を愛する道理なり、義と云は、心より事理をさしはからひて、各その宜き所にかなはしむる道理なり、

王曰何以利吾國、大夫曰何以利吾家、士庶人曰何以利吾身、上下交征利、而國危矣、

これ利を求るの害をいひて、上文何ぞ必しも利をいはんの意を明す、交とは、互にと云義なり、王もし何事を以てしてか、わが國を利することあらんといひて、ひたすら利をはかり求めば、臣民も皆これにならひて、大夫の家のためにし、士庶人の身のためにするも、亦利のみを求むべし、然らば王は利を民にとり、臣は上君にとり、下民にとり、民は亦上にとりて、互にとりあひ、必わざはひ出來りて、其國あやうかるべしとなり、

萬乘之國、弒其君者、必千乘之家、千乘之國、弒其君者、必百乘之家、

これ即國危きのことをとく、乘とは、車一兩を云、天子の畿内、四方千里、軍陣の時、兵車一萬兩出るを以て、萬乘の國と云なり、千乘の家とは、天子の公卿の家、その領地王國の十分一にして、兵車一千兩を出すなり、其爵位土地諸侯に同じ、千乘の國とは、即諸侯の國なり、百乘の家とは、諸侯の大夫、その家領亦君の十分一なり、弒とは、下として上を殺すを云、蓋し上たる人、不仁不義にして、利を下にとれば下必これにそむきて、亦利を其上にとり、つゐに其わざはひ上に歸して、臣その君を弒することあるに至るなり、

萬取千焉、千取百焉、不爲不多矣、苟爲後義而先利、不奪不饜、

これ上文をうけて、國危くなる故をとく、萬に千をとり、千に百をとるとは、大槩君臣の分限、君は臣の祿を十倍にして、臣は君の十分の一を得ることを云、これ古來の常法にして、臣下の得る所、もと多からずとはせ

孟子

梁惠王章句上、

梁惠王とは、篇首の三字をとりて、一篇の題號とす、後みなこれに同じ、章句とは、句をつんで章とし、章をつんで篇とす、此篇章句をきりわけたる故に章句と云、大學中庸の、章句を以て注の名とする義と同じからず、孟子七篇、漢の趙岐が注より、各上下をわきて、十四卷とするなり、

孟子見梁惠王、

梁は、戰國の魏の國、其都大梁にあるを以て亦梁と稱す、王名は罃、惠は、謚なり、本爵は侯なれども、みづから僭ひて王稱せり、されど孟子の梁に至れる時は、いまだ王稱せず、後に此書をあらはす時、謚にしたがへて、王としるせしと見えたり、凡そ諸國の王號、みなこれに同じ、孟子平生、こなたよりゆきて諸侯にあはず、然るに惠王みづから卑んじ、幣をおもくして、使者をつかはしけるによりて、孟子其禮にこたへてゆけるなり、

王曰、叟、不遠千里而來、亦將有以利吾國乎、

叟は、長老の稱、孟子をたつとびていへり、惠王孟子の來れるを悅んで云く、叟本國より、千里を遠しともせで、こゝに來れり、いかさまわが國をば、利せらるゝことあらんずるかとぞ、此利と云は、國を富ましめ、兵を強くするの類を以て云、

孟子對曰、王何必曰利、亦有仁義而已矣、

孟子惠王の利の一言をとがめて云く、王國のためはかるに、何ぞ必しも利をいはで、かなはざることか、云べき所には、たゞ仁義あるばかりなれと、これ一章

凡そ道とは、性中にそなはれる、條理分派のまゝにしたがひて、日用事物の間に、各その當然の則となる者なり、堯舜の道、萬世の法則となるも、亦これ其性に率へるのみにて、少も他事あるにあらず、これ上一段をうけて、其意をのぶ、

所謂率レ性、循二天理一是也、

此より下は、又率レ性二字の義をのべとく、それ天人に命ずるを性と云、性は即理なり、然れば性に率ふと云は、即これ天然本來の理にしたがふを云なり、

外邊用レ計用レ數、假饒立二得功業一、只是人欲之私、與二聖賢一作處、天地懸隔、

計は、はかりこと、數は、術なり、功業は、俗に云てがらなり、もし内心の天理に本づかずして、外邊にむかひて、謀計をめぐらし、術數を用ひては、たとひそこばくの功業を立て得るとも、只これ人欲を成すの私智なり、聖賢の天理にしたがひて、事を作す處と、其おもむき、懸に隔たれること、天と地との如し、人欲とは、天理に對して云、人の形氣の欲によりて出る、私の心を云なり、

足らず、大人はたゞ君心の非を正うすることをむねとす、一たび君を正うして、國治らずと云ことなし、

千變萬化、只說從心上來、

その議論千萬變化すれども、只人心の上より、說き出し來る、

人能正心、則事無足爲者矣、

何事をも、しがたしとするに足るほどのことなきぞ、

大學之脩身齊家、治國平天下、其本只是正心誠意而已、

孔門にて曾子のつたふる、大學の道も、修齊治平の本は、只誠意正心の工夫にあり、

心得其正、然後知性之善、

朱子の云く、此語病あるが如し、蓋し性の善なることを知て、然して後によく其心を正うす、心その正きことを得て、然して後に以て眞に性の善たることを知りて、疑はざるのみと、

故孟子遇人便道性善、

人にあふては、すなはち人性の善なることをとく、

歐陽永叔卻言、聖人之敎人、性非所先、可謂誤矣、

宋の歐陽文忠公名は修、字は永叔、其說に云く、性は學者の先ずる所にあらず、聖人の罕にいふ所なりと、然れども道の大本、性にあり、學をするの大要も、亦德性を養ふにあり、この故に、性を云ふをは、敎學の先ずる所にあらずと云を、誤れりとするなり、

人性上不可添一物、

中庸に、未發の中を天下の大本とす、中は即性の德にして、天下の道理みなこれより出るを以て、大本と云なり、然れば性の理、もとそなはらずと云所なし、これをなを足らずとして、其上に一物をもそへられぬなり、

堯舜所以爲萬世法、亦是率性而已、

ふくみたくはふるぞ、光耀は、ひかりかゝやきなり、氷と水精などは、てりひからざる者にはあらず、されどもこれを玉に比すれば、玉にはをのづから、おだしくうるはしく、光を内にふくみたくはへたる氣象ありて、おほくのきらめきたる、かゞやきなし、聖人の言、英氣の見えざるも、亦かくの如し、

○楊氏曰、

楊氏は、宋の龜山先生、名は時、字は仲立、

孟子一書、只是要正人心、

心は身の主宰なり、人よく心を正くすれば、事に應じ、物に接る處、可ならずと云ことなし、よりて孟子の書、これをむねとして、人に示せり、

教人存心養性、收其放心、

人常に敬を持して、德性を涵養するは、即その外に放てる心を收歛して、内に存在する工夫なり、三件の事にあらず、

至論仁義禮智、則以惻隱羞惡辭讓是非之心爲之端、

仁義禮智は、性にして體なり、惻隱羞惡等は、情にして用なり、惻隱は、いたみあはれむ意、これ仁の端なり、羞惡は、己が惡を羞ぢ、人の惡を惡む意、これ義の端なり、辭讓は、己に得るを辭退して、人に推し讓る意、これ禮の端なり、是非は、是を是とし、非を非とするの意、これ智端なり、人に必此四端の情あり、これにつきて、推しひろめみつれば、仁義禮智の德を、全くすることを得るなり、

論邪說之害、則曰、生於其心、害於其政、

邪曲の說、すこしき理にたがふより、はじまるといへども、すでに其心より生ずる時は、必其政に害ありて、國家をあやまるに至るなり、

論事君、則曰、格君心之非、一正君而國定、

人君人を用ること、非政をするの失は、なを非議するに

○又曰、孟子有些英氣、

些は、すこしなり、英は、ひいでたる義なり、英氣とは、その資質の剛く明なるひかりの、さし出る氣象を云、聖人の德光は、渾化して其迹みえず、孟子はいまだ聖人ならざる故に、すこし目にたちみゆるなり、

才有英氣、便有圭角、英氣甚害事、

圭角とは、王公のもつ圭玉の末のとがりたるに比して云、人わつかに英氣あれば、則かどだちて、物にふれやすし、よりて事に害あることをまぬかれず、されどもこゝに甚害すと云は、聖人にたくらべて、賢者に其德の備はらんことを責る詞なり、

如顏子便渾厚不同、顏子去聖人只毫髮間、孟子大賢、亞聖之次也、

渾厚とは、渾はまろくしてかどなき義なり、まどかに厚きは、即ちこれ孟子の英氣みゆるに、同じからざる所なり、顏子の德、大にして化するにちかし、いまだ全く化せざるのみなるが故に、その聖人と相去るの間、たゞ毛髮ばかりなり、即これ亞聖の質なり、亞とは、つぐなり、聖にさしつげるぞ、孟子は只これ大賢にして、亞聖の又つぎなり、よりて其氣象顏子に及ばず、

或曰、英氣見於甚處、

英氣のあらはるゝ處をとふ、

曰、但以孔子之言比之便可見、

孔子の言を以て、孟子の言にたくらぶれば、英氣をのづからみゆるなり、

且如冰與水精、非不光、比之玉、自是有溫潤含蓄氣象、無許多光耀也、

これ孟子の言を聖言に比して、英氣のみゆるたとへをとく、溫潤とは、おだしくうるはしきぞ、含蓄とは、

人の性、氣質を以て云時は、智愚賢不肖ひとしからざれども、その本然の理は、聖人衆人のかはりなく、みな純粹至善なり、そのかみ性を云者、善惡の説、まち〳〵なるは、みな理氣をわかたざるが故なり、孟子はその本來の天理を主として、ひたすら性を善なりと、論じきはめられたるによりて、常人もみな堯舜の聖と、なるべきことを知る、これ其説の世に大功ある所なり、

○又曰、孟子性善養氣之論、皆前聖所未發、

此一節は、上兩節の意をひきむすぶ、性善養氣の論は、孟子以前の聖人、いまだ發明せられざることをば、孟子はじめてこれをひらけり、これもかさねて其功大いなることをいへり、

○又曰、學者全要識時、若不識時不足以言學、

全くとは、ひたすらと云義なり、蓋し道理は時にしたがひて變易する故に、學者萬の事に、その時宜をしらんことをもとむべし、もしいまだ時宜をしらざる者は、其學しるしなきを以て、これを云にたらず、

顔子陋巷自樂、以有孔子在焉、

此より下、古人の時しれることをとく、陋巷は、せばきちまたなり、顔子の大賢を以て、貧窮にをり、ひとり此道を以て、旨たのしめるは、其時孔子の大聖いまして、世をすくはんために、かなたこなた、周流し玉へる故なり、これ顔子の時しれる所なり、

若孟子之時、世既無人、安可不以道自任、

任すとは、荷としてになひもつ義なり、孟子の時などは、世に又道を任ずる人なし、孟子才德、顔子にまさりたるにはあらざれど、道を以て自任せざることを得んや、よりて齊梁諸國に遊事し、王道をすゝめて、世をすくはんとせられしなり、これ亦孟子の時しれる所なり、

程子曰、未敢便道他是聖人、然學已到至處、

他とは、かれと云義なり、孟子をさして云、朱子此至の字を、聖の字に作るべしといへり、蓋しいまだ聖人なりといはれざるは、その行實を以て云、學すでに聖處にいたるとは、その知識を以て云、

○程子又曰、孟子有功於聖門、不可勝言、

聖門とは、孔門の教を以て云、不可勝言とは、其功の大いなること、一々擧ていひがたしとぞ、義は下に見えたり、

仲尼只說一箇仁字、孟子開口便說仁義、

一箇とは、一つと云義なり、蓋し仁の字、專いふ時は、義を兼て其内にあり、孔子の仁これなり、其言たらざるにあらず、されども義と對して云時は、仁は溫和慈愛の理にして、陽に屬す、義は斷制裁割の理にして、陰に屬す、これを對言するによりて、人心の德たること詳にして見えやすきなり、

仲尼只說一箇志、孟子便說許多養氣出來、只此二字、其功甚多、

養氣とは、浩然の氣を養ふのことなり、それ志は、心のゆきむかふ所にして、一身の氣を、ひきゐつかふ者なり、人よく志を立つれば、其氣もふるはずと云ことなし、これ亦志を云時は、氣をもをのづからおびたるによりて、孔子の言たらざるにはあらず、されども氣にも心をつけて、養ひみつることなき時は、其志たちがたきことあるによりて、孟子養氣の工夫を、詳にとき出せり、許多とは、おほくと云義なり、此養氣の二字、學者のために功あること、甚多し、

○又曰、孟子有大功於世、以其言性善也、

と、

其大經大法、皆亡滅而不救、壞爛而不收、所謂存十一於千百、安在其能廓如也、

大經とは、五品の人倫を云、大法とは、政令刑律禮式の類を云、戰國より以來、世の大經大法は、亡び滅えゆきて、すくひとめられず、壞れ爛るゝまゝにして、とりおさめがたし、學者の知る所、上に云如くなるのみは、只これ百に一を存し、千に十を留むと云者にして、楊子がいへるよく廓如たることは、いづくにあるぞとなり、

然向無孟氏、則皆服左衽而言侏離矣、

服左衽とは、北狄の俗、衣服を左まへにきるを云、言侏離とは、南蠻の語の、きゝわけがたきを云、蓋し楊氏が爲我のついえは、義をあやまりて、君を君とすることなきに至る、墨氏が兼愛のついえは、仁をあやまりて、父を父とすることなきに至る、これ即夷狄の俗なり、孟子の說世の大經大法を、救ふに足らず、正道をひらけて、廓如たるまではなけれども、今よりさきに孟子いでゝ仁義をのべ、楊墨をひらかるゝことなくば、華夏の人變じて夷狄の俗となるべきに、此うれへは、孟子の功によりて、免れたるとなり、

故愈嘗推尊孟氏、以爲功不在禹下者、爲此也、

昔は大禹水土を治めて、地平らぎ天成り、人民居を安んじ農につきて、萬世永く賴るの大功あり、韓子云意は、われかつて孟子を推し尊びて、其功の大いなること禹の下にあらずとをもへること、上に云所あるがためなりと、

○或問於程子曰、孟子還可謂聖人否、

否やとは、上文の意をうらがへして、聖人とはいはれまじきかと云詞なり、

傳得其宗、

宗は、正なり、孔子沒して後、その道の正的をうしなはざるは、たゞ曾子子思孟子の相傳ばかりなり、

故求觀聖人之道者、必自孟子始、

聖人の道を見あやまらずして、たゞちにすゝみ入らんことを求めば、必孟子の書よりはじむべしとなり、

○又曰、楊子雲曰、古者楊墨塞路、孟子辭而闢之、廓如也、

廓は、ほがらかなり、古楊朱が我が爲にし、墨翟が兼ね愛するの敎行はれて、聖人の道をさまたぐること、草茅の路をふさげるが如し、孟子辭をたて、これをせめて、其ふさがりをきりひらき、廓如として、ほがらかになれり、

夫楊墨行正道廢、

此より下は、韓子の言なり、それ楊氏は義に似て、仁を害す、墨氏は仁に似て、義を害す、よりて其說行はるゝ時は、聖人仁義の正道すたれて、行はれず、

孟子雖賢聖不得位、空言無施、雖切何補、

空言は、むなしきことばなり、孟子聖賢の才德ありといへども、世に用ひられずして、政をとる位を得ず、この故に、楊墨をひらき、正道をひろむといへども、みな空言となりて、施し行はれず、其言切に時のついえにあたれりといへども、なんの世の補ひにならんや、

然賴其言、而今之學者、尙知宗孔氏、崇仁義、貴王賤霸而已、

王とは、二帝三王の王法、即仁義にもとづくの政なり、霸とは、齊桓晉文等の霸業仁義の名を借りて、諸侯を服するの術なり、此段上をうけて云、孟子の說、世に補ひなしといへども、其言によりて、今の學者、なをしも孔門の敎をたつとび、仁義の道をあがめ、王道をたつとび、霸業をいやしむことのみは、知れるぞ

醇は、純と同じ、ひたすらにして、まじりなき義なり、上の醇乎は、只下の醇の字を形容して、其意をふかくいひなす詞なり、これ孟子の説、聖人の道に、純粹なることを云、

荀與楊、大醇而小疵、

疵は、きずなり、荀楊か説、大抵は純粹なれども、小き疵ありとぞ、されども程子此語を許して云く、韓子孟子を論ずることは、甚よし、孟子の意を見得たるにあらずば、亦いひいたらじ、その荀楊を論ずることは、則非なり、荀子は極めて偏駁なり、只一句の性惡、大本すでに失せり、楊子は過すくなしといへども、亦性をしらず、更になんの道をとかんと、蓋し孟子性善なりといへるは、これ純粹の説なり、荀子は性惡なりといひ、楊子は善惡混ずと云、すでに性の性たることを知らずば、何ぞよく性に率ふの道を知らん、然れば二子は、大醇小疵のみにあらざるなり、

○又曰、孔子之道、大而能博、

規模高大にして節目ひろくつまびらかなり、

門弟子不能偏觀而盡識也、

あまねく其大いなる所をみて、盡く其詳なる所を知ることあたはざるなり、

故學焉而皆得其性之所近、

同く聖人を師として學べども、全く其道を得て、德を成すことあたはず、只みな聖人萬善の内より、各わが性の近き所を得て、これを己に成せり、

其後離散分處諸侯之國、又各以其所能授弟子、源遠而末益分、

離散は、はなれちるなり、分處は、わかれをるなり、もと一源にいづといへども、相傳とをくなりては、流の末さまぐ〜にわかれて、後には聖人の本意をとり失ふに至れり、

惟孟軻師子思、而子思之學、出於曾子、自孔子沒、獨孟軻氏之

其道時に行はれざりし故に、退き居てつかへず、書をあらはして、後世につたへられしなり、萬章は、孟子の弟子、詩書は、孔子すでに定めついでて、をき玉へるを、今又あらためついでて、門人にさづく、蓋し孟子は六經に通じたる大賢なりといへども、此書に詩書を引くこと多きを以て、此二經をあげて云なり、凡そ孟子のとく所、孔子の意をのぶるより外のことなし、

○韓子曰、

韓子は唐の韓文公名は愈字は退之、

堯以是傳之舜、舜以是傳之禹、禹以是傳之湯、湯以是傳之文武周公、文武周公傳之孔子、孔子傳之孟軻、軻之死、不得其傳焉、

これ古來聖賢世に出玉ふ前後の次第を以て、道統の傳授をとく、是の字は、みな道をさして云、孟子沒して後、秦漢以來、千有餘年、聖人出ずして、此道統をうけつぐ人なし、

荀與楊也、擇焉而不精語焉而不詳、

荀は、戰國の時、荀况書をあらはして荀子と名づく、楊は、漢の楊雄、字は子雲、書つくりて法言と云、擇で精からずとは、義理をえりきはむること、いまだ精微ならず、よりて道をかたる議論も、詳明ならざるなり、蓋し古より老莊楊墨等が異端の說、荀楊等が諸子の言、みな各々に道をとく、然るに韓子ひとり、たゞ堯舜より孔子に至り、孟子沒してつたはらざる所の者を以て、道の正眞として、異端の說は云に及ばず、荀楊諸子の儒家をも、たがへる所あるを以て、とらずして、これを道統にかけず、韓子の此言、先儒の說によりていへるにあらず、又議論を以て選び出したる語にもあらず、その道を見ること、分明なるにあらずば、たれかよくかくの如くならん、

○又曰、孟氏醇乎醇者也、

迂遠とは、まはりどをき義なり、濶ると云も、とをくして切ならざる義なり、蓋し戰國の人、兵爭を事とし、功利を先として、これをつとむ、孟子ひとり、先王の法によりて、仁義の道をとく、よりて其いふ所を見なして、さしあたりたる事の情意に迂濶なることとおもへるなり、

當是之時、秦用商鞅、楚魏用吳起、齊用孫子田忌、

商鞅は、秦の孝公につかへ、地力をつくし刑法をきびしくして、國を富しめ、強くすることをつとむ、孝公これに政をさづく、吳起は、魏の文侯の將たり、後に楚に入る、孫臏田忌は、齊の威王につかふ、皆軍法兵術の達者なり、

天下方務於合從連衡、以攻伐爲賢、

方とは、さしあたりてと云義なり、從は、縱に同し、たてなり、衡は、横と同じ、よこなり、地の南北をたてとし、東西をよことす、戰國の時、楚燕齊韓魏趙六國は、みな山東にありて、南北に相ならぶを以て從と云、秦は一つの大國にして、關西にあり、其地東西に長きを以て衡と云、合從とは、たてをあはすとよむ、連衡とは、よこにつらぬとよむ、そのかみ蘇秦張儀と云者、天下に遊說す、蘇秦は六國をへめぐり、六國をいひあはせて、秦に敵せしむ、これを合從と云、張儀は秦にあり六國をいひへだてて、秦につかしむ、これを連衡と云、天下みな此事をつとめて、攻め伐つことに功あるを以て、賢なりとするなり、

而孟軻乃述唐虞三代之德、是以所如者不合、

戰國の縱横兵爭の間に、孟子ひとり堯舜禹湯文武の德政をのべとく、この故に、たゞ齊梁のみにあらず、ゆく所の國君、みな其意とあはざるなり、

退而與萬章之徒、序詩書、述仲尼之意、作孟子七篇、

孟子示蒙句解

中村惕齋講述

孟子集註序說

解論語序說に見えたり、

史記列傳曰、

列傳とは、つらねつたふるなり、史記に、人臣たる者の傳記を列傳と云、その事迹をしるしつらねて、後世につたはらしむと云義なり、

孟軻騶人也、

孟子は、周の末戰國の世の人、魯の公族孟孫氏が後なり、名は軻、字は子車、一說に字は子輿、騶は、本春秋の邾國、魯の陬邑に近し、

受業子思之門人、

受業とは、弟子となりて、學業をうくるぞ、子思は、孔子の孫、名は伋、子思は、其字なり、

道既通、

聖人の道を學んで、既に通達することを得るなり、

游事齊宣王、

游事とは、其國に遊行するによりて、しばらく客人の分にて、卿大夫の列に居るぞ、

宣王不能用、

孟子を用ひて、政をさづけざるぞ、

適梁、

齊にて用ひられざる故に、たちのきて梁にゆく、

梁惠王不果所言、

梁の君惠王、孟子のいふ所を、きゝ入るるやうなれども、亦果してこれを行はず、

則見以爲迂遠而闊於事情、

孟子示蒙句解目次

（刊本二冊）は帝範國字解と同じく、本書唯一の國字解書にして其解説適切なるを以て今茲に之を收む。

朱子家訓　講述者未詳

【本書の解題】朱氏一家に於ける敎訓を錄せるを以て題號とす。此書は宋代隨一の大儒なる朱晦庵が、其家訓と爲さんが爲に、最も切實なる倫常の大則を、最も簡潔に撰述せるものなれば、古來之を掛軸等に書して座右の箴と爲せるもの尠しとせず。今茲には本書唯一の國字解なる朱子家訓抄（刊本三冊）を收む。抄は其講述詳細、引例適切の良書なれども、今其著者を詳にせず。卷末に「時重光赤奮若歲、姑洗盡日、書之」とあり「寛文二年初陽吉旦、八尾勘兵衞梓刊」とあるによりて寛文元年辛丑（重光は辛、赤奮若は丑也）三月卅日（姑洗は三月、盡日は三十日也）に跋文を書けるものなるを知る。

臣軌　市川鶴鳴講述

【本書の解題】人臣たる者の軌法を錄せるを以て題號とす、唐の則天武后の撰なり。武后もと太宗の才人たりしが、後、高宗の后と爲りて政權を擅にし、高宗崩じて中宗立つに及び、中宗を廢して睿宗を立てしが、遂に睿宗をも廢して自ら帝位に卽き、國名を周と改め、則天武后と稱す。武后の横恣、斯の如くなるを以て、自ら省る時は臣下の離反を顧念せざる能はず。武后蓋し之が爲に本書を撰述して人臣たる者の軌法を示し、貢擧人必讀の書と爲したるなり。武后の素行には批難すべきもの尠からざるに拘らず、本書に錄せる所は、人臣の軌法と爲すべき切實の教訓たるを以て、我朝に於ては、古くより博士家必讀の書となし、鎌倉將軍家に於ても亦同じく必讀の書と爲したりと云ふ。市川鶴鳴の臣軌國字解

崎侯に仕へ或は高崎に居り、或は江戸邸に居る。父正芳、鶴鳴を邸中に生む。鶴鳴穎悟、十歳にして書を讀み、中廢す。十七歳にして發憤して、復、書を讀み、孜々として倦まず。大内熊耳に師事して業大に進み、藩の書記職に擧げらる。後、京都に遊び三年にして還る。鶴鳴、意を經學に潛め、其名漸く顯れたるを以て、從學するもの蟻集すれども、教授を以て意と爲さず、頗る之を厭ふ。會、火災に罹り、去りて信州に遊ぶ。飯田侯、之を待つこと頗る厚く、貸すに其藏書を以てす。是に於て學益、進む。其西海に遊ぶや、島津公子の厚遇を受け、留ること三年、後、京都に遊び、始めて教授に意あり。天明戊申、復、火災に罹りて浪華に徙る。從學するもの頗る多く、名聲日に盛なり。後、復、高崎侯の徵に應じて江戸に移り、祿百五十石を受けて禮遇せらる。寛政七年七月歿す、年五十六。鶴鳴、經術に長じ、著すところ、老子考文、讀莊子、鶴鳴舍文集、帝範國字解、臣軌國字解等あり。

帝範

市川鶴鳴講述

【本書の解題】帝王の模範鑑戒となすべき教訓を錄せるを以て題號とす、唐の太宗の撰なり。太宗英邁の資を以て高祖を輔けて豪傑を收攬し、遂に高祖をして天下を一統せしめ、後、帝位に即くに及び、文を興し武を講じて、鋭意治を圖り、天下大に治まる。太宗帝位に在るを以て、或は放縱自恣に流れて、政を失はんことを慮れ、帝王の鑑戒たるべきもの十二篇を撰して自ら戒め、且つ之を太子(高宗)に與へて其訓誡と爲せるものを本書と爲す。市川鶴鳴の帝範國字解(刊本二册)は本書唯一の國字解書にして、其講述簡にして善く要を得たるを以て、玆に之を收む。

【講述者の小傳】市川鶴鳴、名は匡、字は子人、多門と稱す。祖父正勝、高

より出づれども、其能く具體的に演繹綜合して、天下の學者に啓發修養の道を指示せるは、實に萬世の下孟軻氏の偉功を推さゞるを得ず。而して其時君に對して、王道の大本は民產を制するより始むべきを說きしが如き、今日と雖も爲政者の取りて明鑑となすべき者、亦豈に少しとなさんや。本書の篇數もと七篇なりしが、東漢の程曾趙岐の章句(註釋)を作るに及んで、便宜上分ちて各上下二篇とせしより、遂に十四篇となれり。されど程曾の章句は亡びて傳はらず、今存する者は趙岐の作れる者にて、世に古註と稱し、古學派に用ひられ、朱子の集註は、新註と稱し朱學派及び陽明學派に行はる。今本輯は中村惕齋の集註に據りて述べたる示蒙句解(刊本七冊)を收む。

【講述者の小傳】中村惕齋の小傳は第一卷に揭げたるを以て之を畧す。

に己が見を以てし、孟子集註を作り、大學論語中庸と共に、定めて四書となす。是より以來歷朝の功令、皆遵用改めずして、今に至れり。されども、孟子は、戰國時代に生れ、時弊を矯救するに急なるより、其の議論、時に或は自然に圭角鋒鋩を露はし、孔子の言の温潤含蓄あるが如くなること能はざる所あれば、荀卿王充以下後代の論者、亦往々異議を挾む者なきにあらず。而して宋の司馬光が、疑孟を著して、孟子の所論を非難せしは、其の實は孟子を非難するにあらずして、時の政敵なる王安石を攻擊するに出でたりとも云へり。其の説の當否は未だ知るべからざるも、光の嗣子司馬康は、反りて最も孟子を尊信して措かざりしを觀れば、蓋人人意見の異なるは、父子の間と雖も、亦得て免る可らざる歟。後世孟子に對する是非の議論は、姑く各自の所見に任して可なり。要するに孟子の書中にある、性善の論、養氣說の如き、多少の淵源は孔子

ち退きて門人と問疑答難し、孔子の意を述べ、七篇の書を作れり、是れ乃ち現行の孟子なり。されば其識見の正大卓偉なると文章の雄駿爽快なるとは、共に千古の推稱して措かざる所なり。漢の文帝の時、孟子博士を置きて、論語孝經と共に專門家の學業とせしことは、趙岐の孟子題辭中に見えたり。其後班固の藝文志には、儒家として諸子中に列せしが、唐の韓愈皮日休等は尤も孟子を尊尙し、韓愈は自孔子沒、獨孟軻氏之傳得其宗と云ひ、日休は上奏して孟子を以て天下の士を試みんと請へり。其言行はれざれども、宋の神宗に至りて、王安石の議を納れ、論語孟子を兼經となし、他の正經と共に、科目の書となせり。又、蘇洵蘇軾も孟子を推尊し、常に孔子に配して、孔孟と稱せり。而して程氏の兄弟(明道、伊川)は、學者當以論語孟子爲本、論語孟子既治、則六經可不治而明矣と云ふに至れり。朱子起るに及んで、漢唐宋諸家の說に出入し、斷ずる

先哲遺著 漢籍國字解全書 第二卷

解題 附 著者小傳

孟子

中村惕齋講述

【本書の解題】孟子の書、韓退之は非孟軻自著、軻既沒、其徒萬章公孫丑、相與記軻所言焉と云ひ、朱子は史記の列傳に據り孟子の親著となし、又、熟讀七篇、觀其筆勢、如鎔鑄而成、非綴輯所就也と云へり。後世學者は大抵朱子の說を取れり。史記の孟子列傳に據るに、孟子の學は、孔子の孫にして曾子の弟子なる子思の系統より出で、戰國喪亂、百家の說紛起せる時代に際し、專ら聖道を擁護して、異端を排斥し、時君を警醒し、億兆を救濟するを以て、自ら其天職となし、天下を巡遊し、諸侯を歷說すれども、竟に世に容れられず、乃

第二巻

孟子　中村惕齋講

（附）

帝範　市川鶴鳴講

臣軌　市川鶴鳴講

朱子家訓　講者未詳

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書